昭和五十七年
第三回定例会（九月十日開会
十月八日閉会）

日野市議会会議録

（第二十四号
第三十四号）

日野市議会

昭和五十七年第三回定例会日程

九月十日	（金曜日）	会期の決定
九月十三日	（月曜日）	行政報告、諸般の報告
九月十四日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
九月十六日	（木曜日）	一般質問
九月二十日	（月曜日）	一般質問
九月二十一日	（火曜日）	一般質問
九月二十二日	（水曜日）	一般質問
九月二十四日	（金曜日）	一般質問
九月二十五日	（土曜日）	一般質問
九月二十七日	（月曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
十月八日	（金曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録目次

○九月十日　金曜日（第一日）

出席議員……1
欠席議員……2
出席説明員……2
議事日程……3
開会……5
会期の決定……5
延会……6

○九月十三日　月曜日（第二日）

出席議員……7
欠席議員……8
出席説明員……8
議事日程……9
開議……11
行政報告……11
諸般の報告……78
散会……79

○九月十四日　火曜日（第三日）
出席議員……81
欠席議員……82
出席説明員……82
議事日程……83
開議……87
（請願審査報告）
請願第五七―一一号　新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願……87
請願第五七―一三号　臨時自転車置場の撤去についての請願……87
（設置・選任）
（建設委員会）
日野市議会昭和五十六年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について……88
日野市議会昭和五十六年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について……88
（議案上程）
議案第六二号　昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定について……88
議案第六三号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について……90
議案第六四号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について……90
議案第六五号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について……90
議案第六六号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について……90
議案第六七号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について……90
議案第六八号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について……90
議案第六九号　日野市条例の左横書き等整備に伴う特別措置に関する条例の制定について……91
議案第七〇号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……93
議案第七一号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について……93
議案第七二号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について……93
議案第七三号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について……93
議案第七四号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について……93
議案第七五号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……96
議案第七六号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について……96
議案第七七号　日野市文化財保護条例の制定について……97
議案第七八号　市道路線の一部廃止について……101
議案第七九号　市道路線の廃止について……101
議案第八〇号　市道路線の認定について……101
議案第八一号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について（第二号）……104
議案第八二号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）……107
議案第八三号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）……108
議案第八四号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）……109
議案第八五号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）……111
議案第八六号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第一号）……112
議案第八七号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）……114
議案第八八号　日野市三沢一〇八三番地先市道上の義務に属する事故に係る示談について……115
議案第九一号　黒川都市下水路（その五）工事請負契約の締結について……116
（報告事項）
報告第五号　昭和五十六年度日野市土地開発公社決算の報告について……119
報告第六号　交通事故（日野市神明一丁目一二番地の一先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について……120

（請　願　上　程）
請願第五七―三〇号　日野市私立幼稚園児父母への補助金増額につ……123
請願第五七―三四号　日野第三中学校の過密化緩和のため、同校の……123
を含む新設校建設完全実施のための請願
請願第五七―三六号　市民会館建築に関する請願　……124
請願第五七―二五号　人工肛門・人工膀胱者に対する補助金支給に……124
請願第五七―二八号　下田地区センター増築工事についての請願……124
請願第五七―二九号　婦人問題解決のための日野市行動計画策定に……124
請願第五七―三三号　市区町村社協の充実強化に関する意見書採択……124
請願第五七―三五号　ゴミ収集方法の変更に関する請願　……124
請願第五七―二四号　南平六丁目地区の下水路を暗渠とすることに……124
請願第五七―二六号　道路改修工事請願　……124
請願第五七―二七号　水害等対策に関する請願　……124
請願第五七―三一号　私道舗装整備に関する請願　……124
請願第五七―三二号　下水道設置及び道路側溝改善に関する請願……124
請願第五七―三七号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対……124
請願第五七―三八号　住宅環境保全に関する請願　……124
散　会　……124
○九月十六日　木曜日（第四日）
出　席　議　員　……126
欠　席　議　員　……126
出　席　説　明　員　……125
議　事　日　程　……126
開　　議　……129
延　　会　……129
○九月二十日　月曜日（第五日）
出　席　議　員　……127
欠　席　議　員　……126
出　席　説　明　員　……129
議　事　日　程　……131
開　　議　……132
会　期　の　延　長　……132
延　　会　……133
○九月二十一日　火曜日（第六日）
出　席　議　員　……135
欠　席　議　員　……135
出　席　説　明　員　……136
議　事　日　程　……137
開　　議　……137
日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査……138
日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査……138
特別委員会の設置に関する動議　……141
特別委員会委員の選任について　……141
……156

延　　会……157
○九月二十二日　水曜日（第七日）
出　席　議　員……159
欠　席　議　員……160
出席説明員……160
議　事　日　程……161
開　　議……163
（一　般　質　問）
竹ノ上武俊　議員
ゴミ収集方法の変更は住民参加を尊重せよ……163
竹ノ上武俊　議員
五十八年度市予算編成と臨調「行革」について……175
板垣正男　議員
緑地保全の施策について……184
板垣正男　議員
排水路の整備について……194
板垣正男　議員
都バス路線の継続について……196
橋本文子　議員
流産、奇形児出産などを誘発する危険なダイオキシン含有農薬を、一刻も早く追放せよ……199
橋本文子　議員
障害児の共育（教育）について、教育委員会の基本的見解を明らかにせよ……207
夏井明男　議員
婦人問題解決のための日野市行動計画の早期策定をはかれ……215
夏井明男　議員
道路整備事業のあり方を問う……222
夏井明男　議員
森田市長の基本的政治姿勢を問う……225
古谷太郎　議員
増税に反対し、減税を求む……231
古谷太郎　議員
国庫補助金の交付制度を活用せよ……239
古谷太郎　議員
緑と清流を守れ……239
古谷太郎　議員
予算編成と其の執行の姿勢を正せ……239
古谷太郎　議員
決算に就て……249
散　　会……249
○九月二十四日　金曜日（第八日）
出　席　議　員……251
欠　席　議　員……251
出席説明員……252
議　事　日　程……252
開　　議……255
（一　般　質　問）
馬場弘融　議員
市内循環バスの可能性について……255
馬場弘融　議員
仮称第二十小学校建設のあり方について……266
高橋徳次　議員
自治会等及び自治消防について……275
高橋徳次　議員
粗大ゴミ収集について……282
高橋徳次　議員
豊田駅―豊田団地―武蔵台―豊田の循環バスについて……286
川嶋　博　議員
行政の防災対策はこれでよいのか……288
飯山　茂　議員
消防行政（特に施設の整備と充実）について……298
名古屋史郎　議員
市民健康センターの設立を急げ……304
名古屋史郎　議員
市民参加の市政の実態について……308
一ノ瀬　隆　議員
豊田地域区画整理の促進を、住民の理解のもとに……317
散　　会……338

○九月二十五日　土曜日（第九日）
出席議員……339
欠席議員……339
出席説明員……339
議事日程……340
開議……340
（一般質問）
古賀俊昭議員
高幡福祉センターの建築基準法違反事件と老人保健法の大きな柱である成人病対策など……343
古賀俊昭議員
国際婦人年の後半期行動計画を日野市でも具体化せよ……343
鈴木美奈子議員
青少年への自衛隊入隊の勧誘をやめさせ、平和憲法を守ることについて……361
鈴木美奈子議員
中学校区単位に複合文化施設を……366
福島敏雄議員
市民会館にはぜひ小ホールを……373
福島敏雄議員
市民会館建設について再び問う……381
小山良悟議員
都立高校用地問題について再び問う……396
小山良悟議員
犬の飼い方・マナー啓蒙について……400
小山良悟議員
ボランテイア活動について……410
小山良悟議員
都市農業の問題点について……417
簇野行雄議員
行政の効率的運営について……420
簇野行雄議員
その他の行政について……420
簇野行雄議員……426
散会……437
○九月二十七日　月曜日（第十日）
出席議員……438
欠席議員……438
出席説明員……438
議事日程……439
開議……439
（一般質問）
米沢照男議員
保育行政の充実について再び問う……439
米沢照男議員
南平地域の下排水路の整備について……440
米沢照男議員
計画的な予算執行を実施せよ……440
高橋通夫議員
市道の拡幅は他市なみに買収でせよ……443
小俣昭光議員
防災対策について……443
小俣昭光議員
学童クラブについて……443
市川資信議員
三中及び三沢中の学区域変更に伴う諸整備について……443
市川資信議員
粗大ゴミ並びに生ゴミ収集方法の変更について……443
（議案上程）
議案第　八九号
日野市教育委員会委員の任命について……443
議案第　九〇号
日野市核兵器廃絶・平和都市宣言について……443
（請願上程）
請願第五七―三九号
子供広場の再整備に関する請願……443
請願第五七―四〇号
老人医療費無料制度に関する意見書採択をねがう請願……451
請願第五七―四一号
作業所設置に関する請願……454
……454
……458
……463
……468
……487
……487
……488
……487
……489
……489
……489

請願第五七―四二号　子どもの遊び場の整備に関する請願　……　489
請願第五七―四三号　ダストボックス廃止によるごみ収集方法の変更　……　489
請願第五七―四四号　下排水路整備に関する請願　……　489
請願第五七―四五号　生活環境整備に関する請願　……　489
請願第五七―四六号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願　……　489
請願第五七―四七号　下排水路整備に関する請願　……　489
請願第五七―四八号　街路灯設置に関する請願　……　490
散会　……　491
○十月八日　金曜日（第十一日）
出席議員　……　491
欠席議員　……　491
出席説明員　……　492
議事日程　……　499
開議　……　499
（議案審査報告）
議案第　三七号　日野市基本構想の制定について　……　499
議案第　三八号　日野市民憲章の制定について　……　499
議案第　三九号　日野市歌の制定について　……　499
議案第　六九号　日野市条例の左横書き等整備に伴う特別措置に関する条例の制定について　……　499
議案第　八八号　日野市三沢一〇八三番地先市道上の市の義務に属する事故に係る示談について　……　499
議案第　九〇号　日野市核兵器廃絶・平和都市宣言について　……　502
議案第　九一号　黒川都市下水路（その五）工事請負契約の締結について　……　502
（総務・文教・厚生・建設委員会）
議案第　八一号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について（第二号）　……　503
（文教委員会）
議案第　七七号　日野市文化財保護条例の制定について　……　514
（厚生委員会）
議案第　七〇号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について　……　515
議案第　七一号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について　……　515
議案第　七二号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について　……　515
議案第　七三号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について　……　515
議案第　七四号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について　……　515
議案第　七五号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について　……　515
議案第　七六号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について　……　515
議案第　八二号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）　……　518
議案第　八五号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）　……　518
議案第　八六号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第一号）　……　518
（建設委員会）
議案第　七八号　市道路線の一部廃止について　……　519
議案第　七九号　市道路線の廃止について　……　519
議案第　八〇号　市道路線の認定について　……　519
議案第　八三号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）　……　520
議案第　八四号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）　……　520

議案第　八七号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）……520
（一般会計決算特別委員会）
議案第　六二号　昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定について……522
（特別会計決算特別委員会）
議案第　六三号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について……542
議案第　六四号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について……542
議案第　六五号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について……542
議案第　六六号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について……542
議案第　六七号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について……542
議案第　六八号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について……542
（請願審査報告）
（文　教　委　員　会）
請願第五七―三四号　日野第三中学校の過密化緩和のため、同校を含む新設校建設完全実施のための請願……542
請願第五七―三六号　市民会館建築に関する請願……544
（厚　生　委　員　会）
請願第五七―　九号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願……544
請願第五七―三三号　市区町村社協の充実強化に関する意見書採択に関する請願……555
請願第五七―三九号　子供広場の再整備に関する請願……555
請願第五七―四〇号　老人医療費無料制度に関する意見書の採択をねがう請願……555
（建　設　委　員　会）
請願第五七―　二号　日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情……557
請願第五七―二六号　道路改修工事請願……558
請願第五七―三二号　下水道設置及び道路側溝改善に関する請願……558
請願第五七―四五号　生活環境整備に関する請願……558
（文　教　委　員　会）
請願第五七―　六号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願……559
請願第五七―　七号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願……559
請願第五七―三〇号　日野市私立幼稚園児父母への補助金増額についての請願……559
（厚　生　委　員　会）
請願第五七―　八号　建材置場の公害に関する請願……559
請願第五七―一八号　被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情……559
請願第五七―二五号　人工肛門、人工膀胱者に対する補助金支給についての陳情……559
請願第五七―二八号　下田地区センター増築工事についての請願……559
請願第五七―二九号　婦人問題解決のための日野市行動計画策定に関する陳情……560
請願第五七―三五号　ゴミ収集方法の変更に関する請願……560
請願第五七―四一号　作業所設置に関する請願……560
請願第五七―四二号　子どもの遊び場の整備に関する請願……560
請願第五七―四三号　ダストボックス廃止によるごみ収集方法の変更計画の再検討を求める請願……560
（建　設　委　員　会）
請願第五七―二四号　南平六丁目地区の下水路を暗渠とすることに関する請願……560
請願第五七―二七号　水害等対策に関する請願……560
請願第五七―三一号　私道舗装整備に関する請願……560
請願第五七―三七号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願……560

九月十日　金曜日

（第一日）

請願第五七―三八号　住宅環境保全に関する請願……560
請願第五七―四四号　下排水路整備に関する請願……560
請願第五七―四六号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願……560
請願第五七―四七号　下排水路整備に関する請願……560
請願第五七―四八号　街路灯設置に関する請願……560
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件……560
農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件……561
高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件……561
廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件……561
市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件……561
（議　案　上　程）
議員提出議案第二四号　人工肛門・人工膀胱保有者に対する身体障害者福祉法適用に関する意見書……562
議員提出議案第二五号　優生保護法改正に関する意見書……562
議員提出議案第二七号　老人医療無料制度の継続に関する意見書……568
議員提出議案第二八号　市区町村社協の充実強化に関する意見書……569
（請　願　上　程）
請願第五七―四九号　土地の境界線確定と生活道路の整備促進を要望する請願……569
請願第五七―五〇号　平山中学校への夜間照明施設設置を要望する請願……569
請願第五七―五一号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願……569
請願第五七―五二号　ダストボックス廃止に関する請願……570
閉会……571

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十四号

九月十日　金曜日　（第一日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子君	十六番	夏井明男君
二番	福島敏雄君	十七番	黒川重憲君
三番	小俣昭光君	十八番	古賀俊昭君
四番	小山良悟君	十九番	市川資信君
五番	谷長一君	二十番	藤林理一郎君
六番	古谷太郎君	二十一番	名古屋史郎君
七番	馬場繁夫君	二十二番	竹ノ上武俊君
八番	馬場弘融君	二十三番	米沢照男君
九番	高橋徳次君	二十四番	中山基昭君
十番	簇野行雄君	二十五番	大柄保君
十一番	一ノ瀬隆君	二十六番	秦正一君
十二番	板垣正男君	二十七番	奥住芳雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	石坂勝雄君
十四番	川嶋博君	二十九番	滝瀬敏朗君
十五番	飯山茂君	三十番	高橋通夫君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	沢三郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	串谷平	君
書記	田野川	君
書記	平省雅	君
書記	和三弘	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　浜田文子君

議事日程

一　会議録署名議員の指名
二　会期の決定
三　行政報告
四　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第二まで

昭和五十七年九月十日（金）
午前十時開会

午後四時五十分開会

○議長（石坂勝雄君）　これより昭和五十七年第三回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員三十名であります。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については、会議規則第七十条の規定により、議長において指名いたします。

九番　高橋徳次君

十番　簾野行雄君

を指名いたします。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後四時五十二分休憩

午後十時四十五分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　議会運営委員会の報告をいたします。

昭和五十七年第三回定例会に付託されます議案は、二十九件でございます。ほかに一件追加議案が出る予定でございます。

それから、一般質問は二十名でございます。こういう中で、会期を決定してまいりました。

会期は、本日より十月の六日まで二十七日間と決定をいたしました。

内容につきましては、お手元に配付されました文書のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から十月六日まで、期日二十七日と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会いたすことに決しました。

本日の未了日程は、十三日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後十時四十八分延会

九月十三日　月曜日

（第二日）

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十五号

九月十三日　月曜日　（第二日）

出席議員　（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	廣野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美雄	君
助役	赤松行雄	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	沢三郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君
書記	串谷平	君
書記	田野川	君
書記	平省雅	君
書記	和三弘	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子君

議事日程

一　行政報告
二　諸般の報告

本日の会議に付した事件
日程第一から第二まで

昭和五十七年九月十三日（月）
午前十時開議

午前十一時三十二分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員三十名であります。

これより日程第一、行政報告を行います。

報告を求める前に、収入役から発言をしたい旨申し出がありますので、これを許します。

○収入役（成井正夫君）　お許しをいただきまして、発言させていただきます。

特別のことではございません。私どもの方の提出いたしました行政報告書の執行状況の中で、四ページでございますが、この中で一カ所誤りがございましたので、おわびを申し上げて訂正させていただきます。

四ページでございます。科目としましては八の国庫支出金の欄でございます。一番右の執行率でございますが、八・一、こういうふうに誤って記載されております。一八・一が正しいわけでございます。

御訂正をお願いいたします。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長から行政報告を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美雄君）　六月議会以降、今回の議会にわたります間の主要な事項につきまして行政報告を行います。

なお詳細につきましては資料をもって提出いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。

私から三点につき御報告をさせていただきます。

その第一、多摩更生園寮生の住民答録受け入れについてという事項でございます。八王子市大塚にあります身体障害者寮護施設東京都多摩更生園は、日野市と八王子市との行政界に施設がまたがっております。主なる事務所の所在地が八王子市であるため、東京都の設置条例でも八王子市所在となっております。したがって寮生の住民登録を八王子市に行っておるわけでありますが、寮生の日常生活圏が主として日野市内にあることから、かねてその住所を日野市に移したいとの強い要望が出されております。

そこで、この問題を検討してまいりましたが、重ねて寮生の強い要望の申し出もありますので、八王子市との協議の結果、九月一日付で寮生全員四十八名の転入を受理し、住所をこの施設の職員住宅と同じ日野市程久保八二〇番地と定めました。このことにつきまして御理解をお願いをして御報告いたします。

その第二は、都市計画道路日野二・二・十一号線の都管理決定についてであります。

日野桑園跡地国有地の日野都市計画道路二・二・十一号路線の事業主体について、東京都建設局とこれまで鋭意交渉を重ねていることを六月の議会の際行政報告いたしておりますが、このほど市の要望がかなって、都道として東京都が建設し、維持管理することに決定を見るに至りました。これによって、仲田地区桑園跡

国有地の第一次処分を受ける管理者区分が明確となり、売り払い事務が促進されることになります。

なお、この道路は、桑園跡国有地の利用計画でありますところの本市の運動公園計画と深くかかわりますので、その施行時期等について、また二・二・十一号路線全線を都道として東京都が事業主体となって促進されるように、今後もさらに要望していく所存であります。

その第三といたしまして、同じく日野第三桑園跡地の利用計画についてであります。神明四丁目にあります日野第三桑園跡地、面積約千五百平方メートルでありますが、この土地の利用計画については、これまで幼児施設用地として大蔵省に売り払いを要望してまいりましたが、近年、市域の人口増加の鎮静化に合わせ児童数の減少のこともありまして、幼児施設建設の緊要性がさしあたり認められないということであります。

そこで、将来のことを考え、埋蔵文化財を初めとして、民俗文化財や博物資料等を収納展示する資料館建設用地に充てたいと考え、去る七月、国有財産の当局に説明を行い、その売り払い方について申し出を行いました。そのことを報告をいたしまして、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　次に助役から報告を求めます。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　私から御報告申し上げますのはレッドランズ市長の来訪歓迎についてでございます。

去る八月二十七日、本市が姉妹都市の提携を結んでおりますアメリカカルフォルニア州レッドランズ市長のケネス・ロス氏が御家族同伴で当市を来訪されました。今般の来訪は、昭和三十八年両市が姉妹都市として二十年目に当たります。姉妹都市提携をしまして二十年目に当たりますが、厚い友情を持ってお迎え申し上げるよう、市議会正・副議長とも御相談しまして、当日の歓迎手配を計画した次第であります。

当日は、庁舎にお迎えして懇談の席で、レッドランズ市民へのメッセージと若干の記念品を贈り、その後、大坂上中学校、多摩テック、動物公園、高幡図書館のコースで市内を御案内いたしました。夕刻には、かって同市を訪問された有志主催の歓迎晩さん会も催されて、皆さんともきわめて気分よく来訪の時を過ごしていただきました。特に大坂上中学校生徒と令嬢モーリーさん（十三歳）、令息ブラッド君（十二歳）との交歓は、若い世代の友情が即座に結ばれまして、将来とも両市民の友好感情にまで好影響をもたらすものと期待できるものでありました。

メッセージ文を読み上げまして、歓迎対応の御報告といたしたいと思います。

メッセージ――親愛なるレッドランズ市民の皆さんへ。このたび、貴市長のケネス・ロスさんと御一家をお迎えし、親しく歓談することができましたことを、大変うれしく思っています。レッ

ドランズ市と日野市が一九六二年に姉妹都市の提携をしてことしで二十周年を迎えることになります。提携当時、人口五万、のどかな農村風景を残す小さな町であった当市も、今日では約十五万人の町に発展し、水と緑の豊かさを特徴とする首都東京の近郊都市に成長しております。この間、姉妹都市としてかなりの市民の交流が行われ、今日に至っておりますが、このたびケネス・ロス市長の友好訪問を機会として、より一層さまざまな分野の交流を重ね、相互の理解と親善を深めていきたいと希望しています。当市の市民が貴市を訪ねますときは、どうかよろしくお願いいたします。両市の平和と繁栄にあわせて両市民の明るい友情を祈って、このメッセージをお贈りします。一九八二年八月二十七日、日野市長、森田喜美男。日野市議会議長　石坂勝雄。

以上でございます。以上をもって報告にかえさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　収入役以下については、報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　多摩更生園寮生の住民登録受け入れについての市長の報告について質問いたします。

昨年三月の定例会で、私は多摩更生園の園生を日野市民に迎え入れる努力をと題しまして、先ほど市長が報告された点を強調いたしました。同時に八王子市議会では社会党の鶴田議員が同じ趣旨で後藤市長に質問しております。その後、一年半たちました。市の努力があって、このたび日野市民に多摩更生園の園生を迎えることになったわけでありますけれども、この市長の英断に対し、私は最大限に高く評価したいと思います。園生のかねてからの悲願を達成できたということは非常に結構なことであると思います。過日の新聞にも大きくこのことが報道されておりました。

私の、ここで質問したいのは、その新聞の中に、日野市民になったけれども、実際に住んでいる所は八王子市であり、その辺が非常にいままでなかったことだというふうに書かれ、境界の変更が求められるというような記事がありました。私は、昨年三月の質問で園生を日野市民に迎えるためには八王子市から日野市に、あそこの半分の土地を移す、すなわち境界変更がどうしても必要であるということを主張したのでありますけれども、新聞の記事を見ても早く境界変更を実現させて、本当に日野市民である、多摩更生園の園生が日野市民であるということを、どこからもけちのつけようのない日野市民であるというために境界変更を一刻も早く実現したいと思いますけれども、そのような努力を今後どのようにしていくかを質問したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩更生園の設置条例は都条例に属するわけであります。なかなか都条例の改正は市として伺って見た限りにおいては、そう直ちにというわけにはいかないよう

であります。それから八王子市と協議をいたしまして最大限の便宜供与の解釈で、多少疑義のある点も実情に沿った、要望に沿ったということが実現できたか、あるいは、いま努力中なのか、今後どういうことになっていくのか、いつ実現できるのか、ということを質問させていただきたいと思います。

一点は、七生福祉園を通って湯沢会館の交差点を通り抜け川崎街道に出る補助十号線の歩道についてであります。この歩道は、市の努力により多摩更生園の園生の車いすでの外出が可能なように平面仕上げがなされております。ところが、この歩道に車が駐車することによって車いすが通れなくなるような現状でありまして、そのために歩道にガードレールをつけてくれという要望が早くから園生によってなされております。そのガードレールを取りつけていただくことが一点であります。

二点目、その補助十号線が川崎街道に突き当たるガソリンスタンドのところの交差点の横断歩道についてでありますけれども、この横断歩道に段差があって車いすが通れないということで、段差を改良してくれという要望について、これが二点目であります。

三点目、多摩更生園から七生福祉園を通って湯沢会館の交差点を右に曲がって百草団地に行くところの歩道であります。この歩道は更生園の園生の希望にもかかわらず凸面仕上げ、平面仕上げがなされていない状況がずっと続いていましたが、これについてどうなっているか。

そして四点目は、いま三点目で申し上げました歩道をさらに上

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　困難な境界変更をさておき、日野市民に迎えることができた、その努力に対して重ねて高く評価したいと思いますけれども、この多摩更生園の園生はいままで八王子市民でありながら、実は生活圏は日野市であったということで、日野市としても従来から多摩更生園の園生が生活するために便利な町をつくるために努力がされておりました。そして、まだまだ努力をしていかなければならない、改善していかなければならない点があるわけでありますけれども、それについて私も何

度か指摘してきました。この機に四点について現状を私が指摘したことが実現できたか、あるいは、いま努力中なのか、今後どういうことになっていくのか、いつ実現できるのか、ということを質問させていただきたいと思います。

一点は、七生福祉園を通って湯沢会館の交差点を通り抜け川崎街道に出る補助十号線の歩道についてであります。この歩道は、市の努力により多摩更生園の園生の車いすでの外出が可能なように平面仕上げがなされております。ところが、この歩道に車が駐車することによって車いすが通れなくなるような現状でありまして、そのために歩道にガードレールをつけてくれという要望が早くから園生によってなされております。そのガードレールを取りつけていただくことが一点であります。

二点目、その補助十号線が川崎街道に突き当たるガソリンスタンドのところの交差点の横断歩道についてでありますけれども、この横断歩道に段差があって車いすが通れないということで、段差を改良してくれという要望について、これが二点目であります。

三点目、多摩更生園から七生福祉園を通って湯沢会館の交差点を右に曲がって百草団地に行くところの歩道であります。この歩道は更生園の園生の希望にもかかわらず凸面仕上げ、平面仕上げがなされていない状況がずっと続いていましたが、これについてどうなっているか。

そして四点目は、いま三点目で申し上げました歩道をさらに上がって百草団地の交番の前の横断歩道がありますが、横断歩道におりるところの段差が解消されていない、そのために車いすが相当遠回りしていかなければならない状況があったわけですけれども、それについてどうなっているか。

以上四点を、この際質問させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいまの一ノ瀬議員さんの四点の御質問にお答え申し上げていきます。

まず第一点の補助十号線のガードレールの設置でございますけれども、これにつきましては、前々からの御要望だというふうに聞いておりますので、前向きな姿勢で具体的な検討を進めまして設置できるような方向で考えていきたいと思います。ただ、ガードレールをつけますと、それが原因をいたしまして、歩道そのものの有効幅員というものも多少やはり狭くなるという点もございますので、それらの点を検討させていただきながら実現の方向で検討をさせていただきたいというふうに思います。

それから二点目の御質問でございますけれども、川崎街道のガソリンスタンド前の段差解消でございますけれども、これにつきましては、御存じのように都道でございまして、南多摩建設事務所の管理ということになっております。現在、段差解消がなされているというふうに聞いておりますけれども、もし、まだそれが確実でなければ、さらに調査をいたしまして、南建の方にも要請をいたしまして実現できるように要望をいたしていきたいというふうに考えております。

それから三点目でございますけれども、三点目の百草団地内の歩道の平面仕上げ等の改造でございますけれども、これにつきましてもやはり公団の管理道路でございますので直接市が手をつけるというわけにはいかないわけでございますので、前々から公団の管理事務所の方には要求がなされているはずでございます。その点をさらに確かめまして、公団に要求をしていきたい、というふうに考えております。

それから最後の第四点目の御質問でございますけれども、これも百草団地内の交番のところの横断歩道の段差解消でございますけれども、これもやはり道路そのものが日本住宅公団の管理道路でございます。したがいまして、過去何回か解消していただくように要求がなされております。かなり日時を経ておりますので、公団の了解がありましたら、この部分の段差解消につきましては、私ども土木課の方の直営でもすぐに対応できるという姿勢がございますので、公団とも協議をして実現できる方向にいたしていきたい、というふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　四点申し上げましたけれども、そのほかにもあると思います。ちょうど更生園の園生を日野市民として迎えた機会でありますので、早急にこれらに対処し、多摩

更生園の園生が日野市民として日野市で活動できる、そういった町をつくっていただくために努力していただきたいことをお願いしておきます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩
午後　一時二十七分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　市立総合病院のことでお尋ねいたします。

歯科医科設置の進行状況についてでございますが、この中で医師は七月一日で採用しておりますけれども、看護婦さんをどうするのかという点が一点と、もう一つは東京都知事の許可を得て一部改築し、改築工事を行って、改築後機械――医療機械を購入いたしますというふうになっておりますが、もう十月一日も間近でございますので、その辺の見通しをお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　御質問の第一点目の看護婦さんの件でございますけれども、看護婦さんにつきましては一応一名採用する予定でございます。現在看護婦さんの数が足りなくて困っているわけですけれども、とりあえず一名は現在おります外来看護婦から一名を何とか捻出させていただくというふうに考えております。

それから二点目のいわゆる開設の時期の問題でございます。一応現在準備中でございますが、二十日ごろには増改築工事――改修工事も終わりまして医療機械等のセットもいたしたいというふうに考えております。そして二十二日の日に東京都知事の許可を求める場合には、日野市の保健所を経由するというふうになっておりますので、二十二日の日に都知事の使用開始の許可申請を日野市の保健所を通しまして行う予定でございます。したがって、九月中には使用許可がおりるんじゃないか、こういう予定でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　歯科について一名の採用ですね、看護婦さんについては。

それと外来からもう一人派遣するということでございますけれども、いま産休にことし入る看護婦さんが三人いらっしゃるというふうに聞いておりますけれども、いまの勤務体制の中では非常に看護婦さんがこれから産休に入る方、また現在だけでも看護婦さんが不足していると思いますけれども、その点について私はもっとやはり看護婦さんをふやすべきで患者さんに対応する面でも必要だと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　看護婦体制の問題だと思いますが、確かに看護婦さんの人数につきましては、現状におきまして若干不足をいたしておるわけでございます。これにつきましては市長部局にお願いいたしまして、できればなるべく早い機会に定数等の改正をお願いいたしまして補充をいたしたいというふうに考えております。

なお産休の三名の件につきましては当面パートで補っていきたいというふうに考えます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　パートで補いたいということでございますけれども、パートの場合ですと夜勤をしないというふうに聞いておりますので、そうしますと現在の看護婦さんの普通ニッパチと言われているそういう体制にはなかなか組み込まれないということで、改善されないというふうに思いますので、パートではなくて私は正規のやっぱり看護婦さんを採用すべきだというふうに思いますので、その点をぜひお願いしたい。市長にいまの点でぜひ看護婦さんを定員をふやして、もっと医療の点で充実した看護婦さんの活動をしていただきたいと思うわけですけれども、その点、いかがでございましょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　職員定数のこともありますし病院の経営の立場も十分配慮いたしまして、病院の医療業務が適切に行えるように、また市民の要望にもこたえられるように、その条件の中で極力みんなで努力していこうということとあわせて考えてまいりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　先ほど市長からの報告の一番、多摩更生園寮生の住民登録の受け入れについての質問をいたします。

八王子市と多摩市に、住民の移動というんですか、そういう問題も持ち上がっていまして、その問題については八王子市、多摩市も市議会で十分審議し議決をもって移動するということになっていますけれど、この多摩更生園につきましてはもうそれが手続が済んだという報告で何か住民登録法には何か触れないかどうかということの一点。

それからあと四十二年から更生園ができましたけれど、その当時には移転しないで、なぜここでまた手続をとったかという点についてお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えをいたします。

ただいまの御質問の第一点でございますが、多摩更生園の園生が九月一日で日野市に転入をしたら、それは住民基本台帳法上どうなのかという御質問かと思います。先ほども市長の方から経過につきましてはいろいろ説明がありました。私どもの所管といたしましてはあくまでいま御指摘がありましたように住民基本台帳法上どうなのかという判断の上でこの転出証明を、転入を認めたわけでございます。私も現地へ行ってまいりましてあの多摩更生園の状況を視察をいたしました。御承知と思いますが、八王子と日野市の境はいわゆる峰境でございます。ところが、多摩更生園はすでに造成しておりますからその峰は見えません。私も山に登りまして見当を、昔の峰を見当つけましたところ、いま多摩更生園の玄関部分については確かに八王子の大塚三二一番地に建っているんではないかという感じがいたします。全体を眺めてみますと大体日野市の面積と八王子市の面積と大体同じぐらいの面積ではないかという感じがいたしますが、確かに玄関は八王子でございますけれども、園生の生活する場は三二一番地であったり程久保の八二〇番地であったり、それぞれその時間はわかりませんが両方で生活をいたしておる。確かに玄関は八王子ではありますけれど、寮生活が楽しみといいましょうか、楽しみにいたします三食を求める場は日野市でございます。それからおふろも日野市でございます。そういう意味からいきまして、私は、七生支所の方が所管でございますので、転入をするよう指示をいたしたわけでございます。

それで、こういう例は余りございませんで、個人のお宅ではこういう例がたびたびあるわけでございますが、ああいう施設ではなかなか例がございません。一応調べましたところ、昭和四十九年の行政実例で、こういうことがあるわけなんでございます。これは個人の家なんでございますけれども、個人の家屋が市町村の境界線上にまたがっている場合の住所の認定はどのように取り扱うのかということでございます。この質問に対しまして、その答えは「諸般の客観的事実と本人の意思を総合してどちらかに住所を認定すべきであるが……」ということが書いてございます。私も先ほど申し上げましたように、確かに玄関は八王子の大塚三二一番地でございますけれども、食事をとる場、あるいは入浴の場、そういう所が日野市でございますので、転入を認めるよう七生支所に命じたわけでございます。八月の二十六日に八王子の由木支所を転出いたしまして二十七日に七生支所に転入手続をとり、九月一日付で正式に受け入れた、こういう形でございます。

以上の理由で転入をいたしたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　それでは福祉の方の関係でちょっとお尋ねいたします。

行政は八王子だと。それでは八王子の方の福祉が日野に比べて福祉の方の入っている方々のサービスの面で、または生活の面で

八王子よりも日野の方がよかったかどうか、要するに行政の差があったかどうかという点一点。

あと一つは、こういう登録を決める前に厚生委員会に、または、所に関係すると思いますが、総務委員会、そういった委員会に相談されたかどうか、またはしなかった理由、お願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。

四十八人の園生の方が今度日野市民になられました。その四十八人の方に面接相談をいたしまして個々の御事情なども福祉事務所でつかまなければいけませんが、まだその段階にまで至っておりません。大ざっぱに申し上げますと生活保護に該当する方がお二人いらっしゃいます。この生活保護のお金は国から八〇％参りますけれども、その施設の所在地を通じて参ることになっております。そうしますと都条例の設置条例「八王子市大塚」が改まらない限り、八王子を通してうちに来る、こういう手続をとらなければなりませんので、私どもの福祉事務所と八王子の福祉事務所と協定を結びましていままでどおり八王子がそのお金を受け取って日野に回していただくように協定を結んでございます。それから老人、失礼しました。障害者手当それから国の福祉手当、こういったものはあそこが施設でございますので支給の対象になりません。それからさらにそのほかの福祉面では、福祉タクシーの制度というのが日野にございます。基本料金を免除するものでござ

いますが、これはほとんど全員の方が対象になろうと思われます。それからさらに障害者に対する法外援護の見舞い金――現金と品物で毎年差し上げております。夏、冬の法外援護の見舞い金――現金と品物で毎年差し上げておりますけれども、これがほとんど全部の方に該当をいたすものと思われます。そのほか細かい事例がいろいろございますでしょうけれども、一番先に申し上げましたとおり、これから順次面接をやりまして、その実態をよく突き詰めまして遺漏のないような措置をとりたい、このように思っております。

福祉の水準につきましては、八王子と比べてどうということもちょっと申し上げにくいのでございますが、日野市はそんな恥ずかしくない線にいっている、このように申し上げておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　二点目、いわゆる常任委員会にかけたかどうかという問題。（「相談したかどうか」「総務委員会には何も話が出ない」「おかしいぞ、答弁がなくっちゃ」「休憩」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　行政報告で特に御報告申し上げます理由は、先ほどもちょっと私も触れましたが、あくまで寮生の生活圏が日野市にあるということでの住民自身の要望でありますし、都あるいは八王子市、行政サイドにおける一応の協議を経まして、八王子は一般的な転入転出はこれは市長まで決裁等のことはないわけでありますが、特にこのことについては慎重を期し

て行った、こういう経過でございます。それから住民の方から議会に対してもそのような要請運動をなさるようにというふうな話は私はしたことがあります。そういうことでございますので、特に御了解をお願いしておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　先ほど部長の答弁でまだ全部意見が終わっていないというようなことも答弁をいただけましたけれど、こういう際には一応そういう個人個人によく当られて、全員一致そういう方がありましたら手続をとって報告をする、というようなことをとっていただきたいと思います。意見として申し上げます。（「ちょっと一言」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　個人個人ということの事情はあると思いますが、寮生の方は現在更生園内に、更生園の中で生活をしておられる四十八名全員である、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　市政全般ということで三点にわたり質問をしたいと思います。

まず第一点は、ごみ収集のことでございますが、五十八年度を第一年度としまして、六十一年まで四カ年にわたってのごみ収集方法あるいは運搬方法の変更をなすということで、各自治会に御説明を行っていることはもうすでに御案内のとおりでございますが、第一年次の京王線の南部――都道百五十四号線に狭まれた高幡、百草の両団地を初め、落川、三沢地域、あるいは第二年次以降の多摩平のあるいは南平、新町地域においてもこの住民のこの問題につきましての関心は非常に高いものがございます。そして、この住民は、この施策に対しまして、きわめて強硬な反対の意向を漏らしていることは、市側も十分御承知のことだと思いますけれども、それで、二つにわたりまして御質問をしたいと思います。

まず一つには、変更しなければならない根本的な大きな理由は何か。

二つには、現在までの住民との話し合いの経緯、今後、十分な理解が得られるのかどうか、この点について質問をしたいと思います。

二点目には、私どものこの手元に昭和五十六年度財産に関する調書というものが配られました。この中から質問をしたいと思いますが、特にこの三番の機械器具につきまして、ページをめくっておりますと、何点かの疑問にぶつかりました。そこで、この財産の調書というのは、特にこの機械器具関係でございますが、昭和四十四年以降の五十万以上の、いわゆる庁内あるいは学校、公共施設等で買われた物は全部ここに載っけているのかどうか、その点まず確認の意味で質問をしたいと思います。

それから第三点目には議員報酬のことでございますが、いまさら改めて言うまでもなく、議員としての職責はきわめて重大なものがあり、その任務は常勤と等しく、月々の報酬も生活給としての色彩が強いということは、常々森田市長も申されているとおりでございます。先ほども竹ノ上先生から（笑声）昨日の台風での市内を駆けめぐっての御活躍の報告がございましたけれども、このように議員として非常に大変な責務ということは、皆さんも御承知のとおりでございますが、ことしの三月に予算が、報酬審議会の予算が組まれております。可決をいたしました。いまだに報酬審議会が一度も聞かれておらない、こういう実態でございますが、今後これはどのようにしていく気なのか、市長にお伺いをしておきたいと思います。さらに聞くところによりますと、市長は今年度初めて市内の八百八十八人の中の一人になられた、いわゆる高額所得者の中の一千四十六万ということで含まれております。こういったことから、市長もこれからも、自分の給料を上げるのはもういやなんだ、こういうこともすでに言っておりますが、その辺含めての御答弁をお願い申し上げたいと思います。（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　一点目、清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　まず、ごみ収集方法の変更の理由でございますが、すでに御案内のように九月一日広報でお知らせしてございます。それで、一応これを総括的に申し上げますと、収集の過程、いわゆるその過程で非常に問題が出てまいりました。といいますのは、発足当時から十年経過した中で歩車道の分離、そういったものが、交通安全施設が着々と整備されている中で、ダストボックスにつきましては、一応歩道上にまだ置いてあるということで交通上の障害の問題、あるいは常設であるためにいろいろな悪臭等の問題あるいは住民いつでもどこでも捨てられるの関係で、一応深夜でも捨てられる、こういうことで住民間のトラブル、そういったものがいろいろあるわけでございます。これが収集の過程で問題点が出てきてございます。

それから特にまだつけ加えて申し上げたいのは、クレーンの場合には非常に高所につり上げますので一応そのダストボックスからトラックに落す場合に非常に障害となる問題が出てまいります。と申しますのは、見学に来られる方につきましては、一々現地を見ていただくわけでございますが、ダストボックスの中にはガスボンベのもの――家庭用のガスボンベ、こういったものが含まれておりまして、これをクレーンでつり上げることによって非常に作業上に危険である、こういうようなことも一つの理由でございます。

それから、いわゆる収集過程がいまの問題でございますが、その次に焼却炉の関係でございますが、これは前回あたりでも議員の皆さんにも一応御説明申し上げているわけですが、一応ダストボックスの収集と、それから袋収集の地域につきましては、ごみの組成が全然違ってまいります。そういったことを受け入れる焼却炉につきまして、いろいろ焼却炉も老朽化していく中で、いろ

いろ問題が出てくるわけでございます。これにつきましては九市で一応羽村の方に最終処分を求めているわけでございますが、それに対しまして一応熱灼減量あるいはごみ質、それから灰の質、こういったものが公害防止課の監視員にチェックされるわけでございます。そういう意味で一応ダストボックスの場合には非常に日野のごみは缶からが多い、こういうような指摘も受けているわけでございます。そういったこともございます。

それから最終処分場が現在羽村町に捨ててございますけれども、これが来年の十月にはこれが満杯になってしまう、こういうことで次の段階といたしまして二十七市町で日の出町の方に最終処分地を求める、こういうことで、これも十年という投入期間があるわけでございますけれども、その後の投入期間の問題が確保されてございません。勢いこれにつきましては各市ともやはりごみの減量化に努めていかなければならない、こういうようなことが叫ばれておりますし、また各市でも努力していかなければいけない、こんなような背景があるわけでございます。

以上が、雑駁な御説明でございますけれども、一応変更の理由、こういうことでございます。

それから住民との話し合いの経緯でございますが、特にこれにつきましては清掃部の発足が昨年の十月でございますが、それ以来いわゆる地区の自治会の自治会長さん、あるいは自治連の会長さんあたりにいろいろ御相談申し上げたところでございます。それで、これにつきまして七月の六日付で市の市長名で各単位自治会長さんに一応ごみの収集方法がこういうふうに変わります、こういうことで文書を差し上げてあるわけでございます。それらに基づきましてまず一年次の自治会の方から説明してくれ、こういうことで私どもの方では過去、現在まで十三回ほど地元の方に説明に上がってございます。

それで大きな反対の理由といたしましては、一応早朝――早朝じゃない、失礼しました。共働き対策に対して、あるいは団地等につきましてはいわゆる先ほど申し上げた広報で申し上げました一から七項目のあれには該当しない。それから団地は別に収集すべきではないか、あるいは犬猫対策について、こんなようないろいろ事情を挙げまして、反対の御意見がございます。それから、その中でいろいろ御提案もございました。と申しますのは、団地が捨てる場合には、大体の平均では十五世帯に一つグリーンのダストボックスを配置しているわけでございますけれども、これについて二十世帯以上捨てている、こういうような形で団地ごとの出入口に捨て場をつくってくれ、あるいはいろいろ収集過程で汁の出ない工夫をしていただきたい。これはパッカー車の場合には多少汁が出て付近にそれをまき散らす、こういうような形の御提案もございました。それから、これを延期してほしい。それから袋の支給を考えてもらいたい。あるいはボックスにかわるものを設置してくれ、こんなような御提案もちょうだいしているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　三点目、市長。

○市長（森田喜美男君）　特別職報酬審議会の費用弁償という予算項目は、当初予算において決めていただいております。この処理を今後どうするかという課題を持っておるわけでありますが、いま行政改革でありますとか、財政等に対しましていろいろな配慮のことも背景にございます。まだ職員のベースアップなどもまだ未定でございます。今後の課題として十分御意見を承り、また市民の方々の感情のことなども十分考慮いたしまして対処の方向を定めていきたい、こういう段階でございます。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　一点目の問題でございますが、いま部長の御説明である程度納得するわけでございますが、今議会にもダストボックスの設置の件で請願が出されております。先般高幡台団地でアンケートをとったそうでございますが、ダストボックスの賛成が六百に対して、反対が九、こういう大変大きな違いのあるアンケート結果も出たような私も伺っております。昭和四十六年だったでしょうか、たしか。ダストボックスが設置をされて十四年間たっているわけでございますが、市民の、日野市民の中に十分溶け込んだ施策であると私は言わざるを得ないと思います。私の手元に若干の資料があるわけでございますが、たとえば昭和五十五年度の情掃費に関しましてのございます。

これらの御提案、あるいは反対意見も踏まえまして、一応私どもの方では一たんごみとしてなりますと非常に問題が出るので、皆さん方の御婦人方、特に御婦人方でございますけれども、それらの御協力によりまして、これらにつきましてダストボックスは収集過程でも非常に問題があるということで、御説明申し上げまして、一応御了解していただきたい、こういうことで伺っているわけでございますけれども、現在のところは大勢としましては反対、こういうことはございます。

それで私どもの方では、これにつきましていろいろいままでPRをしてございますけれども、いわゆるPRのつたなさ、こういったものは反省しているわけでございますが、これからもなお地域の自治会に出かけましていろいろと事情を御説明申し上げまして理解が得られるように努力してまいりたい、かように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　二点目。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　財産に関する調書の中で機械器具でございます。四十四年度からいわゆる五十万円以上のものがこの調書に載せてあるかどうかという御質問でございますが、これにつきましては、五十七年の三月三十一日現在というものはすべてここに載せてあるわけでございます。もちろん廃棄処分されたものは載せてございません。以上でございます。

いわゆる財政効率、経常経費のみについてのことでございますが一般財源充当額と基準財政需要額との比率を求めた、いわゆる財政効率の問題についても五十五年度に出たわけでございます。たとえば人件費は日野市の場合には二千七百二十一円あるいは物件費が五千八十八円、こういったように非常に財政効率のいい清掃行政がいままで行われてきておる、日野市の場合は。こういった面からいっても先ほど申しました市民の中に十分溶け込んだこのグリーンボックスの施策というもの、市内に約二割がまだこのグリーンボックスはどうしても設置できない地域もあるわけでございますが、それらの地域への不公平是正を勘案しても私はこれをずっと続けていくべきではないか、この席をおかりして私ども公明党はこのグリーンボックンの廃止に対して断固反対をしていきたい、このようにこの場で申し上げておきたいと思います。

最近特に森田日野市政、先般の第三中学校の用地の件につきましても大きなミスをつけました。また高幡福祉センターでしょうか、違法建築の問題、あるいは先ほども、先般問題になりました遺跡調査の使途不明金の問題と、非常に最近何かと話題の多い森田市政でございますけれども、私はごみ問題を大きな発端といたしまして、森田市政もこの問題を十分に検討していかないといよいよ羽村の埋立地も露と消え去るような運命になるんではないか、こういう私は懸念を覚えるのでございます。公明党の態度をはっきりといたしましたけれども、断固私どもは反対をしていく、この態度だけを示して、この質問は終わりたいと思います。

それから順序は逆になりますが、三点目のことは今後十分検討されんことをお願いしておきたいと思います。

第二点目ですが、大変細かいことで恐縮でございますけれども、まず第一点目には同じメーカー、同じ機種でありながら価格のばらつきがあるということでございます。この財産の機械器具のところの十一ページ、グランドピアノの購入がされております。たとえばカワイのKG－五Cが五十二年の三月に七十五万で買っておる。その下の同じ程久保小学校で五十二年の七月に四カ月しか違いませんが、八十六万五千円あるいは、その下へいきますと平山台小学校では五十三年の三月に六十九万五千円、同じカワイKG－五Cである。またページをめくりますと熱風消毒保管庫W－二〇〇〇という機種、同じメーカーで同じ機種、これも体育課で買うのと潤徳小学校で買っているのとは違う。こういう価格のばらつきあるいは食器洗浄機――十五ページでございますが、これも平山小学校で買うのと体育館で買うのと九十九万と九十五万八千円の価格のばらつきがある。これも全く後ほどまたこれは指摘したいと思いますが、メーカーと機種は同じである。あるいは、その下のユービックス、図書館と清掃課で買うユービックスは値段が違っておる、七十五万と六十九万、こういった価格のばらつきがたくさんあるということ。これがまず第一点。何ようにこのばらつきが出てくるのか。

二点目には小学校と中学校の差について、教育長にお尋ねをしたいと思います。三沢中学校が五十二年に開校をされましてグランドピアノを五十二年の三月に一台、同じく五十二年度の八月に一台、また十二月に一台。同じ年に三台も買っている。そして、もう一つは電子オルガン、五十二年の三月にいま一台も買っておる。同じ五十五年度の開校の大坂上中学、これはグランドピアノ一つに――失礼しました、五十四年、五十五年にグランドピアノ一つずつである。人数からいっても三沢中の六百四十八名、これは五十六年度の生徒数ですが、大坂上あるいは平山中学七百九十名近く、ちょっとばらつきがあるんではないか。同じく小学校についていえば程久保小学校、五十二年に開校ですが、同じくグランドピアノと電子オルガンを二台と一台、合計三台買っておる。ところが平山台小学校の方は人数からいっても百数十名も違う。しかし、グランドピアノ二台だけである。後の細かいことは申しませんけれども、こういった各学校に応じて差があり過ぎる。これが第二点目の質問でございます。

第三点目には購入月日の質問でございますが、五十年八月に合計五台ピアノを買ってあるわけでございますが、八月の二十五日一台。八月の三十日に四台、同じ八月に五台を買っているわけでございますが、日にちのばらつきがあり過ぎる。あるいは五十二年の四月に二台、五十二年の三月に六台。こういったことを見てみますと合計三十七台のグランドピアノあるいは電子オルガン、エレクトーンを買っておるわけでございますが、そのうちの三月に十三台が集中しておる。この三月に集中するということは開校時でございますので私は納得できるわけでございますが、八月にその中の二七％たる十台が買われておる。あるいは四月、五月を全部見てみますと全部ばらばらになっている。そして十一月、十二月には三台、二台、全体の八・一％、こういう買い方。もっときちんと計画を立てた買い方が果たしてできないのかどうか。もちろん年度の初めと年度の終わりでは私は価格等も物価の上昇によっていろいろ違うと思います。こういう無計画な、いわゆる購入の仕方ということは非常にまずいんではないか。第三点目の質問でございます。

第四点目には昭和四十六年からグランドピアノあるいはエレクトーン、電子オルガンを先ほど申しました三十七台が買われているわけでございますが、そのうちの、三十七台のうち、三十一台カワイ楽器と多摩楽器から買っておる。三十七台のうち三十一台ですよ。この二社が独占をしておる。これは一体どういう指名委員会を設けているのか、ほかの業者が年度にまたがってちょこちょこしか買っていない。この辺の指名委員会の様子をお尋ねしたいと思います。

さらに十四ページ、熱風消毒保管庫というのが買われておりますが、先ほども価格のばらつきを指摘しておきました。この中で昭和四十四年以来日本調理機というのが全部独占をしておる、全

部独占です。食器洗浄機というのが次の十五ページにございますが、これは十台のうち九台がこの日本調理機で買っておる。そのうちおかしなことに一台だけ先ほど私はＤＷＡ食器洗浄機のＢ八Ｃ、体育課と平山小学校の価格が違っておる、九十九万と九十五万八千円である。そんなことを言いましたけれども、この同じ機種でありながらこの一台だけが千代田鉄鋼板金というところに供されて、そしてしかも年度が同じで五カ月しか違わないのに九十九万と九十五万八千円である。こういう状況は一体どのように考えているのか。第四点目であります。

第五点目には十六ページ、暗幕でございますが、三沢台小学校が五十五年五月と五十五年九月に図書館、理科、音楽室で二回にわたって暗幕を買われておる。そして大坂上中学、五十五年の九、五十五年の十月、同じように二回にわたって買っておる。これも先ほど申しましたとおり、なぜ同じ年にこう二回も買わなきゃならないのか、五月と十月、五月と九月に買っておる。そして、この五十二年に開校された三沢中あるいは程久保小学校、旭が丘小学校、平山台、東光寺、これらの小学校にはこういう暗幕がないんでしょうか、全然買われてないんですが、ないんでしょうか。

その点五点にわたって質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは御質問五点ほどいただいたわけでございますけれど、私の方の関係につきましてお答え申し上げます。

最初に第一点目の関係でございますけれど、価格のばらつきがあるのではないか、という御指摘でございます。例を挙げられて御質問いただきましたけれど、まずピアノの関係でちょっと申し上げますと、これらにつきましては、確かに価格そのものはそれほど、その価格といいますか、その本体の自体の価格はそれほど相違はないというふうに思っているわけでございますけれど、この購入する、いわゆる主管課の方からのいろいろな要望もございます。そういった場合における付属品の場合、付属品をつける場合あるいはその場所に設置する工事費関係あるいはその学校における設置する場所、位置――一階に据えつけるか、あるいは三階、このような場合における運搬費、こういうものが加算されてくるというふうなことから、価格がその時期がそんなにそれほど相違なくても、そのような相違が出てくるというふうに思うわけでございます。そういうふうに、ただいまピアノの件で申し上げましたけれど、熱風消毒保管庫、これらにつきましては特に工事費関係、こういうものが若干違ってくるということで相違が出てくるわけでございます。

それから三点目でございますけれど、これらにつきまして、時期の問題が御質問でございます。三月に集中あるいは八月に購入が行われているというふうな問題でございますけれど、これらにつきましては教育の方からお答えをいただくのが筋かもしれませんけれど、それぞれ、これらにつきましては各課の予算の配当あるいは執行計画、こういうふうなものがあるはずでございます。そういう中から、それぞれの主管課がこれに対して管財課の方へ購入伺を出してくるということでございまして、このような状況が出てきている。あわせまして、当然主管課の方からメーカーの指定、こういったものも出てまいりますので、これに基づきまして先ほどもこの四点目の方になりますが、カワイあるいはヤマハというふうなメーカーの指定に基づきましてこのような会社のメーカーの品物が多くなってくる、こういうふうな状況でございます。

これにつきましてはやはり五点目ですね、五点目の問題、熱風保管庫の問題につきましてもやはり日本調理機が多いというのもやはりそういうふうな状況の中から管財課の方で対処しているというのが実態でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

三沢中学の五十二年度開校に伴いまして三月、八月、十二月とグランドピアノを購入しております。基本的には三月の開設時点で音楽室のピアノ、これはもう必ず入れなくちゃならない、ただ体育館の方ですね、これが時期がずれまして一学期いっぱいぐらい体育館の工事等にかかりまして体育館が完全に使えるようになるのが二学期というような状況の中で大部分の学校が、いま言ったような三月あるいは八月ごろにグランドピアノを音楽室用と体育館用に一台ずつ購入している。十二月にさらに一台購入したということ、これは私の方、まことに申しわけなくて、どういう理由でさらに一台購入したかということにつきまして確かめてみたいと思いますけれど、原則としては第四点目音楽室か何かが児童数か何かがふえましてどうしても一教室では授業に支障がくるという場合にさらにピアノを追加というような形が起きてくる場合がございますけれど、ピアノの場合には原則としては音楽室用と体育館用に一台ずつ各学校で購入しております。

それから電子オルガン関係でございますけれど、これも非常に学校の音楽の先生が熱心な場合、音楽クラブ等を通して児童生徒の指導上の問題で、ピアノがあるけれど、それらとは別に電子オルガンを購入したいというような中で、学校の実情等を配慮しながら対応しておりますので、若干学校によってその辺のアンバラがあると思いますが、その辺、できるだけ各学校間のアンバラのないような方向で対応していきたいと考えております。

それから暗幕の問題でございますけれど、三沢中あるいは大坂上中学あたりでいわゆる図書室、理科室、音楽室等の暗幕が五月、十月に、あるいは五月、十二月というような形で分けられて購入されている事情という、それの予算の執行の中でどういう配慮で、一回で済ましてしまえばいいものを二回に分けているのか具体的な中身については調べさせていただきたいと思いますが、ただ程

久保小とか旭が丘小からはそういうようなあれが載っていない、こういうところは暗幕がなくていいのかというお話ですが、程久保でも旭が丘でも図書室とか理科室、少なくともこういうところには実験あるいは視聴覚関係の問題を考慮して暗幕設備というのはできてございます。ただ、学校が開設される時点で開設備品ということで一校当たり三千五百万から四千万近い開設備品の中で、いま言ったような暗幕等も含めながら対応してしまう学校あるいはそれ以外の教材実験用具、そういうものにお金をかけてしまって開設備品の中で手が回らなくなって追加するような形でその暗幕の請求や何かが出てくるというような、そういうケースの学校等もございますので、これは教育委員会事務局としても当然各学校間のそういう開設時点におけるところの開設備品の基準といいますか、これらの問題につきましては事務局として一応の基準というようなものを設けて、これから先の対応を図っていく、そういうような形で対応したいと思っています。

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　以上で質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　六月議会以降の市政全般にわたりまして何点か質問をしてみたいと思います。

まず三中の過密解消に関します件ですが、私たち議会の独立校を開設してもらいたいという請願採択に伴う意思の決定に従いまして当然独立校によって過密が解消されるであろうという期待があったわけですが、先ほどの説明――全員協議会の説明で私たちの希望が裏切られた、という結論を見たわけであります。そこで八月の十二日に市長を初め教育委員会の担当者の方、三中のＰＴＡに対しましてこの問題に関する説明をなさったということでありますが、聞くところによりますと、その説明会の中で、市長は高幡台、百草団地の造成時点に学校用地をきちんと確保していなかった当時の行政の責任者に責任があるかのような発言をなされたと聞いております。その真相を市長に伺いたいと思います。

それからもう一つ、青年フェスティバルの件についてお尋ねをします。昨日と一昨日、教育委員会の主催で日野青年フェスティバルが開かれたわけでございますが、そのプログラムを見ますと約十本ほどの映画が企画されております。この映画の、簡単で結構ですから、内容を御説明いただきたいと思います。

それから次に三点目ですが、保育所の保母のことにつきましてお聞きをいたします。去る六月議会の六月十五日の共産党の米沢議員の一般質問で、日野市の職員組合が出しているビラで、昨年に比べて三名ほどの、九名ほどの――九名ですね、九名の保母が削減されているけれども、事実かという質問に対しまして、福祉部長の答弁は、昨年に比べて三名ほどは減っております。九名ではないということで答弁をなさっております。ところが、七月の二十六日に市民課の職員が出しております未来という西洋紙大の

印刷物にこの米沢議員の一般質問の後ですが、昨年度四月からの保母の人員配置は前年度比で九名の人員減となっておりますという記事がしょっぱなに出ております。一般質問で明らかになった事実に反する内容のものを市の職員が一般の人に対して配るということは、問題があるんじゃないかと思います。実際、現在、保母の定員、保母の数はどうなっているのか、その点をお聞きいたします。

それから六月議会で、私は六月の三日、四日行われた夏期一時金の要求獲得に関する違法ストに対する市側の対応を聞きました。法律に違反をして、明らかに地方公務員法の条文に違反をしてストが行われたものですから厳格な対応を求めたわけでありますが、その経過はどうなっているか。また庁舎の管理規則に伴いまして当然撤去が求められるべき旗やビラがなお散見されるようでありますが、その警告をなされたのかどうか。

以上四点についてお聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　最初の一点についてお答えをいたします。

三中の過大校化を対策するに当たりまして、その考え方を全員協議会にも御報告をさせていただいたとおりでございますが、その後関係三中のＰＴＡの主催によります、なお説明を聞きたい、このような趣旨の会合が持たれました。いまお話しになる、何か私が過去のことを恨みがましく言ったということはないわけでありまして、大きな団地ができるときには、それなりの将来、学校の見通し等も考えて、どなたも来られたに違いないけど、この学校については、特に四つの小学校を集めるというふうな経過になっている。過去のことについて私は愚痴は言わない。前向きに進んで可能な限度のことを対処したい、このようにお話をしたと記憶いたしております。そのように御理解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　昨日、一昨日と行われました青年フェスティバルこの中で上映されました映画の本数、これは全部で九本上映されています。題名と簡単なその中身を言ってほしいということでございますけれど、第一日目の内容の「ピカドン」という映画、これは一応劇団ひのが主催いたしまして広島、長崎を襲った原爆の悲劇、これを取り上げた映画でございます。それからその後の「人間を返せ」それから「予言」というのが載ってございますけれど、これはアメリカ軍に接収されました当時の原爆フィルム、これをもとにいたしました内容の映画でございまして、米軍があの当時映したそれを日本に戻ってきた形の中で行われている、そういうような内容の映画だと聞いています。それからその後「ピーターと狼」、「ごんぎつね」、これは子供用の漫画の映画でございます。それからさらに七時半から八時半の時間帯で上映されました「侵略」という映画、これでいいのか市民連

合が一応主管グループという形で載せました映画でございまして、南京の三光作戦、これを中心にして描かれた記録映画でございます。それから昨日――二日目ですね、二日目の上映されました映画の中で「レナーライス」という映画がございますが、これは西ドイツの作品の映画でございまして、婦人の自立を中心に記録した、そういうような映画だと聞いております。それからその後「母さんがんばれ、僕らの廃品回収」、これは交通事故その後の生活記録というような形で交通事故遺児を励ます会が主管グループとして上映された映画でございます。それからその次の「光州の記録」、これは日本軍の韓国におけるところの記録といいますか、その当時の日本軍の光州での記録映画、これを一応上映した映画でございましてこれでいいのか市民連合という形で主管グループが上映した。以上のような内容でございます。

○議長（石坂勝雄君）　三点目、福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えをさせていただきます。

昨年の十月高幡保育園が改築をいたして、それに伴いましてゼロ歳保育を始めることになりました。したがいましてそのゼロ歳児保育に必要な保母を配置することになりました。そのときに各園――高幡保育園以外の各園の保育園児の数と、それから東京都の配置基準等照らし合わせまして子供の数に対して都の基準を上回る保母を高幡保育園に配置をしたわけでございます。上回る保母をとられたところは減員というふうにとっているわけでございまして、それは確かに九名でございます。合計は九名でございます。しかし、高幡保育園にふえた分は六名でございますので、その差し引き三名は欠員で補充をいたします。お約束をしたわけでございます。その欠員の三名につきましては、七月十五日の日に新規採用いたしまして補充をいたしております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　四点目、総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　四点目の違法ストその後の経過等でございますけれど、これらにつきましては六月議会に御指摘いただきましたので、組合に対しましては強く現在の情勢というものの厳しさ等を伝えまして、その際御指摘をいただきました旗あるいはビラ等の撤去の問題、こういった問題につきましてもあわせて警告等も行ったわけでございます。

処分につきましては、その際賃金カットのことはすでにお話申し上げましたけれど、処分、いわゆる懲戒処分というようなことにつきましては他市の状況等もございますので、現在まで行ってはいないという状況でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　三中の問題ですが、昭和五十三年に教育委員会からやがて三中は過密になるであろうから独立校の準備をするようにという内容の要請が市側に出されたということも聞いております。今回、こういう緊急の事態に初めて直面をして泥縄式に学区変更をする、そして私たちの議会の意思もそこ

では当然実現されなかったわけでありますから無視されたことになる。市長がこのことを切実に考えておられるか、責任感旺盛の市長のことですから当然打開の策はこれからも検討されるとは思いますが、発言にやや慎重を欠くものがあったんじゃないかと思います。この問題に関しましてはわが会派の市川議員も一般質問で通告をしておられますので、これだけにしておきます。

青年フェスティバルの映画の件ですが、教育長のいまの説明で一番最後のプログラム「光州の記録」の後のもう一本の映画の説明がなかったようなんですが……。「光州の記録」で終わりですか。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　「光州の記録」の次に「侵略」という、これは南京の三光作戦を中心にした記録映画ということで、これでよいのか市民連合というような形で侵略――申しわけございません。第一日目の最後にそれが載っておりまして、二日目は「光州の記録」、これで終わりでございます。このプログラムの中に載っております「朝鮮人強制連行の記録」というような形で載っていますけれど、これが「光州の記録」そのものです。取り扱った映画だ、そのように聞いているわけなんですけど……。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は、教育というものは政治的な中立性というものが強く求められていると思いますので、教育委員会の主催によるこのような催し物の場合、映画の選択ということも当然考えられたと思いますが、政治的中立の見地から考えて問題があるのではないかと思います。その点もう一度聞いておきたいと思います。

それから保母のことですが、六月の十五日の米沢議員の質問の後七月の十五日に三名減っておりました保母については、新規採用なさったという、いまの部長の御答弁ですが、その十五日の後七月の二十六日、先ほども申しましたように市の職員がこのような印刷物を配付をしております。事実と反する市の行政にかかわる内容を不特定多数の人に配るということは問題があるのじゃないかと思いますが、市長のお考えをお聞きしておきます。

それからスト参加者処分の件ですが、毎度のことながら今回も警告等発せられたようですが、厳格な処分が行われなかった、無視をされたということで非常に遺憾に思います。まじめに地方公務員法の規則にのっとり、また宣誓に従って勤務しておられる職員の方との平等を欠くことのないように、また庁舎管理規則の遵守を保たれるように、さらに担当の部課においては職務をまじめに執行していただくようにお願いをしておきます。

二点についてだけもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　再質問の一点目、教育長。

○教育長（長沢三郎君）　おっしゃるとおり教育の中立性

というものは、これはもう堅持していかなくてはいけない。ただ今回の青年フェスティバルというこの企画の中で、これは広報に募集いたしまして、参加団体の募集を行ったわけでございますが、全部で三十二団体参加されているわけです。その中には、日野市の社会福祉協議会とか、あるいは日野市の老人クラブ連合会、日野市子供会連合会とか日野市障害者青年学級だとか全部で三十二団体の団体が参加いたしまして、その団体によりまして実行委員会を形成し、その実行委員会の中で今回の催しに対するいろいろな計画をずっと練り上げてきている。

たまたま今回の映画のところに古賀議員さんの方から質問が出ているような問題があるんじゃないかというような指摘がございますが、このフェスティバルの企画全体を通しましては、昨日も七小の方へ私ちょっと伺ったんですが、それこそ子供さんからお年寄りまで含めてフォークダンスだとか、あるいは吹奏楽団だとかいろいろな形で催しが行われている。ただ、いまのこういうような企画そのものに対しまして教育委員会の方からいろいろな角度から、それはやってよろしい、これは一応今回は取りやめた方がいいんではないか、そういうような形で余り教育委員会自体がその内容面にわたりまして規制とか、あるいは教育委員会サイドからの考え方を押しつけていくというような形のことは避けた方がいいんじゃないか。これは学校教育と社会教育の分野の違いというものもございますけれど、学校教育の場合には、これはもう政

○○

○

治的中立性と申しますか、特に未青年というようなまだ考え方そのものが全く白紙の状態である子供たちを対象にいたしましていろいろいま一定の思想あるいはイデオロギーにわたる考え方を子供たちの中に押しつけていくという、こういうことはこれはもう厳に慎まなくてはならない、そういう性格を持っております、社会教育分野の場合、特にその青年、成人等が対象の場合には、現在のこの民主主義の世の中におけるところの思想信条の自由というう、あるいは表現の自由というような形の中で、その辺の取捨選択と申しますか、一応一定の批判的な物の考え方あるいは物の見方、こういうものができている成人を対象とした場合においては市民の良識というものが最終的にその問題についての方向づけをしていく。逆に教育委員会の方でいま出されておりますこの映画が、この映画は上映してよろしい、この映画は上映してはまずい、そういうような形で枠を設け規制するような取り扱い、これは社会教育の場の中では避けた方がより市民の文化活動そのものを押し上げていくレベルになっていくんではないか、こんなように考えている次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　保育園保母の配置につきまして組合側が掲載いたします不均一の考え方、それから私どもの理事者側が考えます配置、これらについてよくわかっているわけですが、そこを強調したいという組合の運動的立場はこれはあり得る

だろうと思っております。双方の対立ということではなくていろいろな理解や協調も必要でありますし、しかし、一線はきちんと守るということで対処し、信頼を――市民の方の信頼を得ていきたい、こういうことをわれわれは基本といたしております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　教育長からは非常に丁寧な答弁がありましたが、市民に押しつけるということは確かによくないと思います。しかし、教育委員会が主催でやる以上物の考え方、バランスというのがありますので、映画の内容というものも当然そこでチェックされなければ――チェックといいますか、考えなければならないと思います。

思想信条の自由ということもいま教育長おっしゃったんですが、あえてお聞きしますが、教育長は昭和四十年、東京都で学校群制度を発足させました折に日本教職員組合の反主流派の旗頭であります東京都職員組合の役員をなさっておったと思います。そのときの考え方、また、その当時御自身でお持ちになっていた思想信条を基準にして現在の教育行政を考えておられるのか、どうか、その点をもう一度確認をしておきたいと思います。

それからもう一点、市長のいまのお話ですが、昨年に比べて昨年比で九名の人員減となっておりますというふうに書いてあるんです。昨年の百四十五名という数は今回回復されているのでありますから事実に反するものが市の職員によってつくられていると

○○

○

○

この事実は否定されては困るんです。職員組合とかいろいろな話し合い、協調関係というものも、市長の立場であればお考えになるのは当然かもわかりませんが、間違ったものをつくって配付するということはよくないことですので、長としてしっかり監督をしていただきたいと思います。

教育長からだけで結構ですので、お話を聞きたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　いま御指摘のとおり昭和四十年当時、私組合の役員をやっておりまして、組合サイドの中でもいろいろ物の考え方の違う層が非常にございまして、それがいまのお話の中に出ましたように主流とか、あるいは反主流とか、そういうような表現を持って発言されるわけでございますけれど、実際考え方そのものを、これは常に一定の固定した考え方だけがその人間の生涯を貫くという、社会の動きとか流れとか、そういうものに対応できる柔軟性というものは当然必要だと思いますけれど、考え方そのものの中で当時私自身進めていた組合活動そのものの中では、一応いま私自身反省してどうだというような形のものはなかった、それなりに一生懸命まじめに取り組んできたし、その取り組んできた中身そのものが決して社会的な規範を逸脱するような形での組合運動、こういうものを進めてこなかった、私の行動の過程の中では。そんなように考えているわけです。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。
○三十番（高橋通夫君）　助役が先ほど報告しましたレッドランズ市長が今回来られた、このことでちょっと質問させていただきます。
八月の二十七日に来られたわけですが、これは約二十年前に姉妹都市が結ばれたわけですが、その後古谷太郎市長が行かれた。故有山市長は任期が間もなくなっちゃったわけですが、古谷　栄市長のときに行こうという話が持ち上がったときに病気で行かれなかったので当時の観光協会長であった秋山祐雅氏を団長として希望者で十数名で行ったわけですが、その後、そしてそのとき大変厄介になったんですが、その後日野市には向こうのターミング市長、それから今回ケネス市長が来られて、その間ほかの方も来られたわけですが、森田市長は市長になられてことし十年目になるわけですが、この間正式に一度も向こうへ訪問したこともなく、こういうことでは日野市とレッドランズ両市の親善とフレンドシップが継続されるかどうかということについて疑問を持っているわけですが、市長は今後どういう考えを持たれているか、ちょっとお伺いします。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　レッドランズ市との結ばれてあります姉妹都市提携そのものは気持ちとしては尊重してまいっております。そして行かれる方にはメッセージを託しなどしていただきたいと思うんです。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　御承知のとおりいま日野市は水に恵まれておる環境でございますから、なるべく清流を早く取り戻す、このことは市民の共通の期待でもありますし、そういう市民運動をなるべく拡大をしていく、ということに努めてまいっております。伝統漁法もまさにその範囲に入るいい文化行事だ、このように考えております。かなり資料の収集もできるかと思っておりますし、それから市史編さんの中にも何らかの形で記録をとどめたい、このような考え方が進行しております。
○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。
○二番（福島敏雄君）　二点質問をさせていただきます。
一点目は、きょう市長の方から報告がありました第三点目の問題でございますけれども、第三桑園跡地の利用ということにつきまして、初めて聞いたんで若干聞き違いがあるかと思いますので確かめさせていただきたいんですけれども、目的といたしましては郷土資料館ということでいまそれの建設用地として買い取りを申請している、というふうに聞いたんですけれども、それで間違いなかったかと思うんですけれども、いつごろそのめどがつくのか、というのがまず質問の一点であります。
それから、郷土資料館ということで、これは日野市の中でもぜひ実現をさせていただきたい建物だと思うんでありますけれども、これは私の一般質問とも関連するんでありますけれども、これは主観でございますんで若干これは皆さん方の見解と変わるかもしれませんけれども、できるだけそういう郷土資料館とか、人の集まるような文化施設、こういったものは何か市民が非常に集まりやすい所に集中していく方が非常に効果的ではないのかなというような私はいつも考えを持っているわけですけれども、ここと第三桑園跡地とは若干そういう意味では庁舎の南側のああいった公園で人が集まるような一角とかというような所に、場所としてはいいのかなというような感じもしておりますんで、特にその第三桑園跡地に郷土資料館を持っていく、ということについての経過なり、御見解をもう少しお聞かせをいただきたい、というのが質問の一点です。
それから二点目なんですけれども、二十九ページに区画整理事業についての経過報告があるわけでございますが、これは特に豊田南地区並びに高幡不動駅周辺地区、こういうふうに書かれておるのでございますけれども、七月下旬に大変市長を初めといたしまして、区画整理課、御努力をいただいたというには敬意を表しますけれども、この説明会の中で、どういうような意見が出されたのかなということについて、これはやはり議員独自で調べるこ

となのかもしれませんけれども、その住民の要望についての説明をいただけたらぜひお聞かせをいただきたい、ということと、私の知る若干耳にしたところでは、特に二番目の高幡不動駅周辺地区におきまして、住民がすでにB調査を終わった段階で、必ずしもまだ市側から十分に説明をいただいてない、というような見解を持っておられる方もいるようでございますので、今後、この区画整理両地区にありますけれども、どういう反応が示されたのかということを、今後どのような住民に対するアプローチをされていくのかということについて質問をさせていただきます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　一点目、市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市のこの都市化の変貌が激しい中で出土文化財もございますし、それから生活用具のような民俗資料もだんだんと失われてまいりますので、ぜひ早く資料館あるいは先ほどちょっと博物館ということも加えましたが、そういう教育施設が大切である、社会教育施設として重要である。このことはもう言われておることときわめて強く受けとめてまいっております。そして、いろいろこれまで考えをめぐらしますけれども、用地の問題でなかなかはっきりした方針を発表し得なかったという事情もございます。そこでたまたまこの庁舎にごく近い二百メートル程度の場所でありますから、しかも神明上の遺跡というものもあるわけでありますし、場所としてきわめてかっこうである。このような判断のもとに用地の利用計画を考えまして、そして大蔵省の土地関財当局に市の事情をつけていまお願いをしておる、このことを申し上げた次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から二点目の方の高幡都市計画整理事業の内容につきましての御説明を申し上げます。

高幡におきますところの区画整理の説明会、これはここに記載してあるとおり二十九日、三十日の両日行ったわけでございます。この中で住民要望、いわゆる質問がどういった点が多かったのかといった御質問かと思いますが、まず一番多かったのは、減歩に関する御質問でございます。減歩の率はどのくらいになるのか、または、これでは多いんではなかろうかといった御質問が多うございました。続きましては、区画道路の問題あるいは都市計画道路、高幡踏切道路との関連あるいは公園の位置の問題、それと駅前広場の問題でございます。このほかに京王の用地をどう取り扱っていくのかということと将来東西に――失礼しました。南北に駅前広場をつくるわけでございますが、これを連絡する駅舎というものが必要になってくるんではなかろうか、これをどのように京王と折衝しているのかという内容が主なものでございます。

要望といたしましてはできるだけ減歩を少なくしてほしい、それとまだ説明会というものは必ずしも十分行われたわけではない。

したがって今後理解をするためにも地域に入って個々のいろいろな問題点について説明あるいは解明してほしい、という御要望があったわけでございます。

私どもといたしましては、今後PR活動には十分力を入れてまいりますが、それよりもまず直接これらの権利者の方々あるいは住民の方々とお会いいたしまして、市の考え方あるいは今後の方向についてのお話をし、あるいは住民の方々の特に権利者の方々の御要望もお聞きした上で都市計画の決定あるいは事業の認可というふうに徐々に進めていきたいというふうに考えているわけでございまして、早速今月の二十日から、今月におきましては四回、地域を四ブロックに分けましてそういう中でとりあえず御説明に入っていく、また個々に御要望があります点につきましては、十分私どもとしていままでも対応してまいりましたし、また、これからも十分対応して御説明をしていきたい、そして御理解を得た上で事業の認可という段階にまで踏み込んでいきたい、というふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　わかりましたので一点要望だけさせていただきたいと思うんですけれども、二点目の区画整理事業でございますけれども、実は、私どもの一ノ瀬議員からも豊田南口につきましては一般質問がありますので簡単にいたしますけれども、特に高幡の周辺の区画整理は、豊田の南口より一年先行していると思うんですけれども、したがいまして、いま高幡の区画整理でいろいろ問題があるようなことにつきましては、ぜひそれらを参考にいたしまして、豊田の南口、来年同じような、何ですか、問題を繰り返さないというようなことで、ぜひ御努力をお願いしたいということでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　市長の行政報告の中に私どもが一番伺いたかった点がありませんでしたので、その辺について質問をいたします。

実は七月の八日の第一回の臨時会のときに古谷議員の緊急質問があったわけでありますが、つまり教育委員会の内部に事務局を持ちます日野市遺跡調査会の経理不明朗な点があったという件についての質問でありましたけれども、これに対して理事者側の答弁は、経理に不明朗な点があったということを否定していないわけです。しかも、その後この件について理事者側は、内部で調査会のようなものをつくったように伺っております。この問題が現在どういうふうな状況になっているかということを、市長に詳しく伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の件につきましては、議会の初日の段階で、いろいろ御指摘もいただき、御迷惑もかけたところでございます。当日申し上げておりますとおり、いま正規

の手順を経て、なお監査に、監査の立場から見ていただこうということでございますので、しばらくその発表ができるまで御猶予願いたい、このようにお願いをしているところでございます。

それから遺跡調査会という特殊な規約、組織による、また日野市としても大切な事業でございますから、このこと全体をそう何か不正常な状態と見るのもこれも当たっていないというふうに考えております。したがいまして、この事業が今後とも支障なく遂行できるような一応の結論、そしてまた経理そのものに関しましてはしっかりした決定ということを見通して取り組んでおりますので、そのように御理解をいただきたい、このように申し上げておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　内部で調査会のようなものをおつくりになって、それなりの調査といいますか、結果が出ていると思うわけでありますけれども、中間報告のようなものでも出せないものかどうかということ。

それから、この会計について、経理について不明朗な点が出ているのは何年からかということをお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方から答弁させていただきたいと思います。

予算の執行に関する調査会をつくりましたのは、七月の十三日でございます。それで社会教育費の中から毎年遺跡調査会の方へ委託料が出ている、それについては、一応監査委員の毎年の監査を経ている、オーケーになっている。それから委託料とか個人とか会社法人等から主に神明上でございますけれども、やはり遺跡についての調査費が寄せられている、そういうものにつきましても、一応きちんと遺跡調査会にかけましてあるいは文化庁の監査等を受けまして、それぞれ決着がついているという状況の中で、御指摘をいただいたわけでございます。そういうわけでございますので、どうしてそういう疑惑が出てくるんだろうということで調べたわけでございます。それで委託先の金について、監査委員が監査できないというふうな一応のことになっておりますので、われわれが七月の十三日つくりました調査会は、当初の目的から、市の権威ある監査委員の監査に服すということを前提にして、七月の十三日に四名の委員でつくったわけでございます。ですから、十日の日にもよく御説明申し上げておるわけでございますけれども、監査委員の監査に服す、というふうなことを前提にしまして、調べたものでございますので、不明とかというふうな前提のお答えはできないわけでございまして、これから監査委員の監査によって、御質問のようなことは明朗になる事柄でございます。そのような調査で八月の十九日に一応終わりまして、九月の二日に監査委員に持っていくまとめをしまして、それで九月の七日に正式な書類として、要するに正式な書類というのはいわゆる特別監査

をお願いします、という書類でお願いしたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　会長である森田市長が、この経理の不明朗な点がある、ということをいつごろ御存じになりましたか。いつごろ知りましたか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　不明朗であるというような言い方をしたことは一度もありません。特殊な調査機関でございますからして、したがってむずかしい点はあったかもしれませんし、特に学者の方々のこの仕事に対する熱意ということも伴うわけでございます。市の事業としても、また促進をお願いしなきゃなりません。したがって、いま、おっしゃるようなそういう意味で考えたことはないわけでありまして、そういう指摘がございますので、その内容をはっきり証明できるようにしよう、このように進めておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　残念ながら手元にまだその臨時会のときの議事録がありませんので、正確なことは申し上げられませんけれども、七月十四日付の朝日新聞に市長の議会での発言に反発をする学者グループの声が載っております。それで、その中で調査を委託している学者が経理事務にふなれな点等もあり不明朗になった面もある、というふうな市長の言葉として載っておるわけで、それを受けて私いま質問申し上げているわけです。ですから、この言われたような不明朗な点を市長がお気づきになったのはいつからということをはっきりお答えをお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去の質問の際にもお答えしたと思っておりますが、要するに監査の届く制度にしなければならないという行政責任者としての立場と、それから市の会計には前渡金という形で支出する費目がたくさんありますので共通してその前渡金の支払い処理には内規でもつくってきちんとした処理をしなさいということをそれぞれに言っている、このように申し上げたわけでありまして、特別な用語は使ってないつもりでありますから、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　ちょっと質問の角度を変えますけれども、五十五年の、昭和五十五年の五月ないし六月ごろ当然この遺跡調査については国庫の補助等がついているわけですから五十四年度のその国庫補助の精算について、国あるいは東京都に対してそれなりの報告あるいは精算というんでしょうか、そういうものが行われたと思うわけです。ですから、もしいま不明朗な点が多少でもあるというならばこの時点である程度のことが当然会長であり市長である、当然わかっていたと思うんですけれども、

いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　じゃ私の方から。先ほど申し上げましたけれども、七月の八日の臨時会の中で、緊急質問の中で御指摘があったわけでございます。その後、調査委員会をつくったわけでございますけれども、先ほども言いましたけれども、毎年の市から社会教育に一千万とか二千万とかお金が出てます。それにつきましても、監査委員の一応の監査を経て毎年経過しているわけでございます。決算報告も議会にかけられておる。それから、いま国庫とかというふうなお金でございますけれども、それについても、監査を経ているわけでございます。そうしてきますと、どうしてそういう御指摘が出てくるのか、というふうなことで調査委員会を設けました。先ほどこういう説明をしているわけなんですけれども、その中で、そういうふうな状況の中で監査委員に監査をそのままでお願いするということについては、百九十九条の五項の、要するに特別監査をお願いしなければいけない、ということになりますので、普通の監査をお願いしたんでは、やっていただけないということで、特別監査をお願いするための調査会として、要するに八月の十九日まで調べました。それで九月の二日にまとまりまして、七日に要するに正式な文書をつけてお願いした、こういうことで市の方の社会教育としての監査も出ていますし、国庫の方の監査も出ているわけなんですから、その点では、国庫については不明はなかった、そういうことでございます。はい。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　ということは、七月の第一回臨時会のときに古谷議員から指摘を受けて、いま初めて調査会のようなものをおつくりになったということですから、それ以前には不明朗な点はなかった、というふうに考えていたわけですか、市長それでよろしいですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この会計整理が大変複雑だということは、事業の性質上理解できますからして、したがって私の推測する範囲のお答えを、つまり調査という特に不なれな学者の方との交渉のこともありますからして、したがってそのことにつきましてはもう一遍改めて見直してみますというふうな意味になるかと思っておりますが、そういうことをいま遂行しつつある、こういうことであります。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　私どもの新政会では、この問題を独自に調べようということで、実は先月八月の二十七日だったと思いますが、口頭で事務局長であるこの会の遺跡調査会の事務局長である社会教育課長に資料をいただきたいということを要求したわけです。しかし、それに対してちょっと出しにくい、出せない、もし、どうしてもということであれば文書の形をとっていただけないかというふうなことがありまして、それを受けまして、九月の三日に新政会の会長高橋通夫議員の名前で、石坂議長を通じて資料の請求をしたわけであります。

重要な問題ですから内容を少し読みますけれども、昭和五十一年四月から昭和五十五年三月までの間日野市遺跡調査会が行った発掘調査及び立ち合い調査に関する左記の資料を請求します。一つ、すべての原因者と遺跡調査会が取り交わした契約書の写し。二つ、原因者別の調査報告書と調査完了後の精算書の写し（各調査別の事業費の負担金額つまり国庫、都、市、原因者別）三、上記期間内に開催されたすべての調査会の日時、内容及びそのときの配付資料。こういう三つの点の資料及び資料の写しを要求したわけでありますけれども、いま答弁の中にもありましたけれども、これに対しましては、教育長の方から文書をもちまして、資料の提出を猶予してほしいという内容のものが参りました。

その文書について、私はさらに伺いたいと思うんですけれども、遺跡調査会の発掘調査に対する調査依頼の件につきましては、現在特別監査を依頼しております。こういうことになっているわけですね。しかし、この議会での指摘は、少なくとも七月の八日、臨時会の時点で行われているんです。その時点で特別監査に回すとか、そういうことがあったならば、ある程度納得はできるわけですけれども、私どもがこの調査依頼といいますか、資料の提出を求めたのは、九月の三日、これから泥縄といいますか、急に特別監査に出したというふうな感じが読めるわけです。特別監査に出したので、いま監査の管理下といいますか、監督下にあるから、資料は出さないというふうな意味だと思うんですけれども、先ほど読み上げましたように、私どもの要求している資料というのは、それほどむずかしいものじゃないです。契約書の写しでありますとか、精算書の写しでありますとか、あるいは調査会の行われた日時、その配付資料、非常に簡単なものなんです。たとえむずかしい問題のところは出せないとしても、じゃ、これだけは出しましょうとか、あるいは、もし、ないんであれば、これはありませんとか、そういうふうなもう少し議員に対する（「礼儀」と呼ぶ者あり）礼儀といいますか、いま礼儀という声がありましたけれども、私ども議員あるいは議会というものは、市政をチェックする機関といいますか、監督する機能といいますか、そういうものを持っていると思うんです。そういうものが、文書で、議長名を通じて出した資料請求に対して、この答えは余りにもひどいんじゃないかというふうに思うんです。いかがですか、市長。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　われわれがなすべき責任の範囲の筋道を立てて、そうしてお答えの資料をつくろうとしているわけですから、特に別の調査ということではなくて、その後でひとつ、われわれのその結論が出ましてから、またいろいろと御指導

いただく時期もそう遠くはないはずでありますから、そのようにお願いをしておる、このように御理解をしばしばお願いしているわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　どうしても納得ができるようなお答えが返ってこないです。いろいろ手を変え品を変えて質問をしているんですけれども、これはというお答えが返ってこないです。

さらに質問の角度を変えますけれども、市長は、当時日野市遺跡調査会の会長でもある。この会は日野市の金、東京都の金、国庫、そういういわゆる公金を使って遺跡を調査すると同時に、原因者と言っておりますけれども、その遺跡があるかもしれない所に家を建てたいという方、そういう方からも委託料という形でお金をいただいているわけです。そういう原因者のお金と公金とをミックスした形で遺跡の発掘調査が行われている。とすれば、その原因者との間に契約が行われ、事業が完了後報告が行われているわけです。行われるはずなんです。ところが、私の調べたところによりますと、少なくとも、五十四年度については、その報告が、精算も含めて、報告が原因者に対してなされていないように伺っております。これは、市長の公金をどうこうするという面とは別に、会長である市長の社会的責任があると思うんですが、その責任について、市長はどうお考えになりますか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　後段の責任については、市長自身から御答弁ということで、前段の五十四年の原因者の一部について精算等が要するにされてない、あるいは手はずがされてないというふうな御質問については、私たちの方で概略調べた中では、会社とか法人、公社あるいは個人もございます。それぞれ決算、精算は行われている。それで一部にまだ文化庁の国庫のお金の確定していないものにつきましては、確定すれば個人の原因者に過不足の要するに報告なり精算なりできるわけでございますけれども、国庫からのお金の確定がおくれているというものについては一部そういう精算を行えないで保留になっているものがございます、こういうものがございました。これらについては、やはり監査事務局長にお願いしたんですけれども、精算できないというか、精算する過程としての国庫のお金がまだ確定しないので、過不足が計算できないという経過を、やはり経過は経過として報告する必要があるんじゃないか、そういうことも報告したわけなんですけれども、先ほどのお答えでは一部そういう過不足計算できない国のお金がはっきりしないので、というのが一部ございます。それ以外は全部本人の方に、個人の場合ですと、個人のお宅へ持っていったそうでございます。そのような証言を得ております。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　会長の責任はということですが、私は、前任者から同様の会則を引き継いだ形で受け継いでまいりましたけど、私は市長という立場で、この問題も取りとめてまいりまして、本来、行政の組織系列の中で行われるべきものである、そういう姿勢を努めて貫いてまいっております。したがって、市長という立場からの責任は全うしたいと思っておりますが、調査事務というのは、やっぱり本来行政のシステムからいいますと、教育長が日常的な責任を持ってやっておる範囲でありますし、余り精細なことは存じません。そういうことも含めまして、行政責任者としての立場というものは貫いてまいりたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　どうしても明確なお答えでないんで、なかなかかみ合わないようで、質問の方もしにくいですけれども、市長、現在も遺跡調査会の会長を務めておられますか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この間申し上げましたとおり、七月十三日、つまり内部に調査を命じた日の同じ日付をもちまして、本来の立場をより一層明確にする意味で、会長の任は辞任をいたしております。そうして、この会則のすっかり全面改定をいたしました。そのようなこともこの間報告したとおりであります。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　いま市長のお言葉に遺跡調査会の会長をやめられた。さらに規約も全面的に改定をしたというふうなお話があった。実は、この前の日野市遺跡調査会の規約というものを読んでみますと、「会長は日野市長の職にある者をもって充てる」、こういうことになっている。改正については、「規約の変更は役員会全員一致の議決によるものとする」、こういうふうになっている。じゃあ調査会の役員会、この規約改正のための役員会には市長は出席をされたんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう会則そのものに疑義があると申しましょうか、そういうことをこれまで（「それはないよ」と呼ぶ者あり）ずっと言ってきているわけでありますからして、つまりそれは私は形としてはやっぱり破棄をすべきものである。（「革命だ」と呼ぶ者あり）それから新しい会ではそれは成立いたしました。したがって別段支障はない、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　非常に私は聞くに耐えません。これでもう質問終わりますけれども、後ほどしかるべき動議を出すことを留保して、この質問を終わります。これ以上質問できません。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　もう大分私が質問しようとしたことを大ぜいの方が質問しておりますので、重複しないように簡

単に数点お尋ねいたします。

まず助役の方から先ほど報告がございましたレッドランズの市長の来訪につきまして丁重なおもてなしをされたということで報告を受けたんですが、どうなんですか、私ども姉妹提携都市を結んだ当時、昭和三十八年―二十年ばかりさかのぼるわけなんですが、市長がもう三代目だとかお聞きしたんですが、そういう中で現職の市議会議員にこういった機会に顔合わせというか、紹介というか、そういう機会は設けられなかったのか、どうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（石坂勝雄君）　　助役。

○助役（赤松行雄君）　　ロス市長さんでございますけれども、今回の御来訪は、友好訪問というふうに日野市としては考えておるわけでございます。といいますのは、八月の六日に日本へ来られております。それでお医者様でございまして、国際医学会でお友達になられました日本の大ぜいのお医者様のところを八月の六日に来日されまして、日野市に参りましたのは八月の七日でございます。それでアメリカへお立ちになりましたのが八月の二十九日の月曜日でございます。大変お忙しい中を家族――お二人のお子様を連れてパット夫人と御来日されました。そういう大変お忙しい中での友好訪問という形で受けとめておりますので、余りかたい形での歓迎ということについては、友好訪問という形でお迎えした、そういうものでございます。

○議長（石坂勝雄君）　　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　　せっかく私どもと、いわゆる常識的な考えとすれば、たとえ名刺交換でもしておきたかった。またいずれかは私どもも姉妹提携を結んでいるレッドランズに行ってお目にかかるときもあるでしょうし、そういったことがまた姉妹都市として市長が来られたのに、私ども現職の議員が紹介されなかったということはちょっとおかしいんじゃないかと思いますし、私はさらにこれはどういう形で決められたのかわかりませんけれども、市庁舎でお話した後旧交を温めるというんでしょうか、提携時に関係された、あるいは訪問された方々で高幡の不動様で墾親をされたというようなこと聞いております。ただ、なおさらのこと、私どももそういった席でなくても結構ですから、市庁舎の内部でも紹介できるような機会をぜひ与えてほしかった。

それから、これは私のみならず、実は私の友達にアマの無線家がおります。で、先般来られてレッドランズの市長が日野市へお見えになったそうですね、実は、私はレッドランズのアマチュア無線でお友達がいるんです。そういった機会にもし市長が来られたんだったら行ってお会いして、親書というか、あいさつしたかった、というようなことも言っておられましたし、それは公式でないから無理かもしれませんけれども、そういった機会には、そのそういったレッドランズの市長が来られたからといって、全部の議員が私どものような考えとは思いませんけれども、少なくとも

友好関係は保とうという、われわれ国際認識の立場に立った議員には、少なくともそのぐらいの（「そうだ」と呼ぶ者あり）連絡はしかるべきだ、当然である、かように強く申し上げておきます。

それから、十ページの、よろしいですね、ずっと……。これ、行政報告の中の二十三の旧程久保川駐輪場築造工事なんですけれども、旧程久保川の改修を図ってその地域の駅周辺の駐輪場にしようということを目的なんですが、事務報告の中にも高幡に二カ所自転車駐車場を設置したと書いてあります。けれども、まず、その事業のいまの言った、この事業報告の中の事業の進捗状況とそれから新設された二カ所の駐車場の利用状況と、それから周辺でまだ話し合いが一部残っておるという状況の経過について説明いただきたい。

それから最後でございますが、二十九ページ、先ほど福島議員からも質問されておったようでございますが、豊田地区と高幡駅周辺の都市計画に伴う区画整理事業、この点について、このいわゆる設立された当時にも、あるいは先輩であります古谷太郎議員とも、こういった区画整理時には事前説明、根回しというものがいかに大切であるかというようなことを強くしておったわけでございますが、はからずも先般の二十九、三十の二日間にわたる市の説明会の後、大変な市民の不満といいますか、一つのこの事業に対する何というんでしょうか、反対というんでしょうか、あるいは大変ないま一つの市民運動のような形でそれが結集された力であって、議会の方にも請願が出されたようであります。そういう先ほどいわゆるPR不足というものは、多分にこれを根元に根を発しているんだろうと思うんですが、先ほどもどなただったでしょうか、PR不足のために清掃――生活環境部長だったかな、だれだったかな、いろいろとかえって混乱を招いたというような、それ以上に重大な問題でもありますし、私、このまず文書を見て一番びっくりしたのが、「七月二十九日、都市計画決定に伴う説明会」とまず書いてある。都市計画決定に伴う説明会。いつ都市計画決定されたんでしょう。私はすぐ結城部長に電話して、この文書は何だと言ったんですけれども、それらの点についてまず答弁いただきたい。いつ都市計画決定されたか、その点についてもひとつ。

○議長（石坂勝雄君）　　一点目、建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　　それでは第一点目の御質問にお答え申し上げます。

御質問の二十九ページ――失礼しました、十ページの旧程久保川の河川敷を利用いたしました自転車置き場の工事の関係でございますけれども、これにつきましては、この行政報告の中にさらにページで申し上げますと三十三ページ、土木課関係の記録が載っておりますけれども、こちらにも記載がなされておるわけでございますけれども、現在工事中でございます。計画では収容台数三百五十ということでございまして、すでに新しい河川が改修を

されまして、旧河川がそのままになっていますのでそこを占用をお願いいたしまして整備したい、という計画でございまして、着手を七月の二十日にしております。したがいまして計画としてはあと一カ月ぐらいで完成をするという予定になっております。

それから高幡駅周辺の自転車置き場につきましては、さらに五十六年度で予算をお願いいたしまして、現在、御質問のございましたように、駅の北側地域に二カ所設置をしてございます。この設置につきましては、一カ所につきましては五百七十一平米で、計画収容台数三百、それからもう一カ所につきましては少し規模が小さいわけでございますけれども、面積が百六十八平米で計画収容台数百台という計画で設置をいたしました。それで現在の利用状況でございますけれども、ちょっと調査をいたしました時点が一カ月以上ずれておりますので、その点をお許しいただきたいと思いますけれども、その時点で調査をいたしましたときの利用状況につきましては、自転車とバイクがございまして、自転車とバイクを合わせまして、大きい方が約三十台でございました。それから小さい方が約二十台でございます。この数字から申し上げますと、計画収容台数からいきまして、大変利用状況が効率的に悪いわけでございますけれども、その点は、議会の方からも御指摘をいただいておりますけれども、できるだけ駅に近いところに利用しやすい場所を設置する、こういうのが原則で計画を進めておるわけでございますけれども、なかなか適当な用地が求められないということで利用状況が満杯にならないという状況がございます。しかし、いま申し上げた三カ所の利用につきましては、今後やはり放置自転車の取り締まりというふうな制度的な問題を含めまして、できるだけ利用していただいて、駅前等の放置自転車の解消に努めたいというふうに考えております。（「周辺の、もう一つ、周辺の住民の…」と呼ぶ者あり）

失礼しました。それから周辺のさらに計画でございますね。今後の計画につきましては、いま具体的にこれといった用地を確保できる見通しはまだございません。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

二点目の高幡周辺における区画整理の説明会の件でございますが、ここに七月の二十九、三十日に実施しました説明会の記述といたしまして「都市計画決定に伴う説明会」という表現で記載してございますが、これは御指摘のとおり、まだ都市計画決定を行ったわけではございません。私ども、ここに書きました真意と申しますか、都市計画の決定に向かってこれからいろいろ住民の方方とお話し合い、また説明を重ねていくわけでございますが、それの前段のいわゆる事前説明会という意味が、このような形で表現されてしまった点につきまして、これは文言をそのままとりますと、非常に紛らわしいというふうに感じますし、決定前でございますので当然こういった表現は避けるべきであったというふうに考えております。

そういうことにつきまして、至らなかった点をおわび申し上げそこに「事前説明会」という形で御訂正願えればと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　それでは、いまの建設部長にお答えいただいた自転車駐輪場の件、私の言い方が悪かったのかどうかわかりませんが、新設しているところの工事状況の付近から近所の人から何か反対の声が起きているというようなことを聞いておったんで、それがもしわかったら、その後話し合い続けていると思いますけれども、その後話し合いがついたのか、あるいはまだ継続しておるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたかったんですが、もし……。まだそれは後で結構です。

それと、先ほど申したように、新しい高幡駅付近に二カ所の駐車場を設けたと言いながら現実にちょっと離れているために三百台のところが三十台、百台のところは二十台、一〇％ないし二〇％という利用状況であって、それで先ほども私質問しましたが、ちょっと雨が降ればベニスの町になって、晴れりゃ自転車のもう洪水の町で本当にどうにもならないのが現状なわけです。そういうところに、ただ、いかにも駅周辺に駐輪場をちゃんとつくったから解決しているんだというような、ただマスターベーションのようなことではなくて、本当に利用できる所に利用できるものをつくる、これが生きた政治でありますし、そういった方向に一日も早くいくような姿勢をとっていただきたい。

私は再三一般質問でも申し上げているとおりに、現在、朝派遣されております――一日置きでございますが、高齢者事業団の整理員につきましても、もう夕方も、むしろ朝よりも夕方なんだということを要望しているわけです。あの道いっぱい広がって、人間がまともに通れないような状況が続いているわけなんですから、現実問題として、根本解決には一体どういうふうな、何か市長は聞くところによると条例等を設置するんだというようなことも姿勢を伺っておりますが、それらと――条例と考え合わせて基本的な考えがあったらばお聞かせいただきたい。

それと最後の高幡の区画整理事業でございますけれども、こういった紛らわしい表現は今後やめていただきたい。私は本当にびっくりしたんです。何か聞くところによると、十二月に計画決定もっていきたいと言っておるそうですけれども、それは事実なのかどうか。現在のようなこういうまだＰＲ不足で、同意がほとんど求められてないときに、計画決定をするのか、どうか。その辺姿勢をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

ただいまの御質問の十二月に都市計画決定に持ち込むかどうかという点でございますけれども、私どもの心情といたしましては

できるだけ早く都市計画決定の申請をいたしたいというふうには考えておるわけでございますけれども、その前段といたしまして、やはりこの事業に対します住民の方々の考え方、そういった点につきましても、私ども十分拝聴しなければなりませんし、また私どもの方の事業内容のＰＲ不足といった点もまだあろうかと思いますので、そういった点につきましては、これから精力的に取り組んでいく所存でございます。その上でできることならば年度内にそういった形の申請をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　自転車置き場の……建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

今後の取り組みですけれども、やはり御指摘のように場所が十分確保されて、そして放置すべき所ではない場所についてはやはり規制をしていく、それにはやはり置く場所が求められるというふうな考え方でやはり禁止――放置禁止区域というものを考えながら今後やはり条例等の中で手当をしていかなければならないというふうに考えておりますので、その点についてはやはり先決になりますのは駐輪場を確保をまずするということで努力はいたしておるわけでございまして、利用できる民地等があればさらに御協力いただくようにお願いをしていきながらできるだけ利用できる場所、そういうところに設置できるような、そういう方向を打ち出していきたい、そして何とかそういう規制の制度的なものを早く実施をしていきたい、というふうに考えておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長、いまのことは市長がむしろ言って、その前のつくっている所、回りの同意がどうしたかという答えが出てない。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　失礼しました。それから反対だというお話、駐輪場ができることによってその付近にお住まいの方たちの御意向としてどうも好ましくない、こういうふうなお話は現在二つの場所については、私ども聞いておらないわけでございますけれども、ただ、当初計画がございました駅の北の滝瀬米穀店の前の水路敷の利用、これにつきましては、やはり駅から通じます地下道の利用、これの交通状態、そういうものなどを勘案いたしますとその水路敷利用の駐車場については好ましくないということで付近のお住まいの方たちから反対があったということは事実でございまして、その事実を踏まえて地元とも折衝をしたわけでございますけれども、まだその点につきましては解決をいたしておりません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　条例か規制かの問題、市長。

○市長（森田喜美男君）　自転車の置き場のことにつきましては内部で十分討議をし、いま建設部長が答えたとおりの方針で臨むことになっております。このことはすでにまた過去の議会でも御報告をしたこともございます。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　これは要望というか意見だと思うんですが、少なくともいま日野駅周辺も新設されたとはいえどの程度解決されたかわかりませんが、少なくとも私どもの近くの高幡不動駅周辺の自転車の放置自転車は全くの異常であります。もうどうにもならない、一日の猶予もならない爆発寸前です。もしも、警察へ言っても警察も手を出してくれない、市がこれほどいつまでもやってくれないんだったらば住民は自転車をたとえ警察に逮捕されようと何しようと強制撤去する予定です。それでも市長いいんですか。そこまで事態は深刻なんですよ。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　駅から少々距離がありましても置き場をやはり確保いたしまして、そうしてその上で条例等も制定して一定の自治体の権限をつくり出し、それによって市民の協力と指導を得ようという方針でおりますので、どこの市も同じような悩みは持っております。しかし、そういう手法を経ないと、何か独断でどうこうということもできないわけでありますから、やはり少々遠くても置き場をつくり、不足している点は、その置き場に置いてもらおうという努力が足りない、これは確かに御指摘のとおりだと思っておりますから、このことも極力努力をし、市内各駅同様の悩みがございます。しかし、これは市民生活上また自転車の役立っている面も尊重しなきゃなりませんので、やはり置き場をつくるということが第一段階だということであります。そこで各駅の一定の距離の以内にいま置き場を確保することと、すでに工事等に付しているものもございます。

何とぞ御理解をお願いしたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　少なくとも私は一日に一回はあの道を通るときに倒れている自転車、はみ出している自転車、通れないんですから何回も倒れているものは起こしている。一般の通行人はまたいでもいっちゃいますけれども、やはり公人ともなればそうもいかない。直して通っているだから、いつかの一般質問でも夕方の高齢者事業団の派遣等も考えられないのかということも強く訴え出ていますし、少なくとも駐車場、いわゆる駐輪場を、ラインの中だけは置いていいということを地域の住民、商店会も認めているんですから、それからはみ出した物については看板ぐらい、これからはみ出した物は、たとえば新しく新設された所へ持ってっておきますよとか、そういったことをされてもしょうがないとかというような対策、看板等をつくるとか、あるいは夕方の高齢者事業団等の自転車整理というものがもうこれ以上待てない状況なんですから、ぜひともそういった方向で前向きに取り組む姿勢というものをとっていただきたい、強く要望して終わります。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。
（「休憩」と呼ぶ者あり）
お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時　五十分休憩
午後四時二十九分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　最初にちょっと聞きたいのは福祉部長、婦人センターの条例を私ども六月につくったわけです。そのときにすぐ設計に入ってつくりたいから急いでくれということなんですが、実はこの報告の中に載っておらない。どこまで設計が進んで、どうなっているか、まずその点を教えてもらいたい。
○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。
○福祉部長（坂本金雄君）　市民センター……（「婦人センター」と呼ぶ者あり）
○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。
○生活環境部長（佐々木　博君）　御質問の婦人センターの件でございますが、御案内のとおり婦人センターの建物は、旧三菱銀行の建物をそのまま利用させていただくということで発足すべく六月定例会におきまして条例等の御審議をお願いしたわけでございます。そういう中で、現在の既存の建物を婦人センターとして使うにはどの程度までの利用範囲内で利用できるかということを検討したわけでございますが、端的に申し上げまして、建築基準法に絡まるところが幾つかございまして、そういうものに触れないようにということでもって若干時間を経過したわけでございます。それで、現時点では、特にあの既存の建物をセンターとして使うにはまず浄化槽の問題がございます。それで浄化槽を一応改造いたします。そういうことからいたしまして、あのとき私がお答え申し上げましたのは、九月ごろには使用開始に立ち入れる、（「そう言ったじゃない」と呼ぶ者あり）こういうふうに申し上げたわけでございますが、いま申し上げたような次第で時間的にまた食ってしまっているということでもって、開設がもう少しおくれる、こういう状況でございます。
○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　確かに九月ごろ開設するには、もう終わってんだろうと思って私も期待していたんですが、確かに建築基準法に影響する。
そこで市長にお聞きしたいんですが、あれの三菱銀行の浄化槽は、何式であるか御存じですか。御存じなければしなくても結構ですが…。

○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　小規模の曝気槽方式だというふうに思いますが、要するにこの既存の建物を用途――利用変更するわけでありますので、当局の御指導をいただきながらようやくその開設の見通しができた、このように承知いたしております。それで、いま業者が決まりました。改装に着手しているというふうに承知いたしております。
○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　改造業者が決まったといま市長言われたんですが、そうなんですか。
○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。
○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。
御案内のとおり、私ども主管課におきましては、建築課の方に工事依頼をいたしますのが常でございます。そういう状態でもって生活環境部から建設部長に対して工事依頼を出してはございます。
○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　企画財政部長にお聞きしますが、何という、ここの契約に載っておらない、報告書に。いつ、何という業者に、幾らで契約を頼んだんですか。
○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。
○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。
契約は総務部なので、総務部長にお願いいたします。（笑声）
○議長（石坂勝雄君）　総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　ここに掲載、登載してございます契約でございますけれど、たまたまこの議会にいま提出する間際に、そのただいま御質問ございました案件につきまして契約ということでございますので、この中には載ってございません。
（「契約したの」と呼ぶ者あり）はい。
○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　だから私もこれを早くしたいなと思っていたんです。契約したというならば、恐らく市長のお考えのようにやっているんだと思う。曝気槽というのは、実に不完全であるということは、市長さんはもう議会のときに古谷　栄市長に詰め寄っている。その曝気槽を、四十六年、私がなるほど森田さんという人は科学者だ、よく勉強していると思ったんです。（笑声）あそこの曝気槽の浄化槽から出る液は、日野用水に入る。オリエントの前を流れ宮へ流れていきます。いまの装置が不完全であり、苦情が多かったことは、すでに御存じのとおりであります。しかも、今度発注した方式が、また曝気槽である。婦人センターといえば相当の数が集まる。しかも、曝気槽の容積が私の聞いた範囲では、建築課で設計しているのは三十五人の曝気槽だ、予算がないんだ――こんなでたらめなものを市がつくって用水を汚していいと思っているかどうか、市長さんにお聞きしたい。なぜ、

三次処理をしない。曝気槽は一次処理だ、これは。家庭の苦しい財政の中でつくるおうちならとにかく、婦人センターに三十五人以上人が集まりませんという保証は私はないと思う。しかも曝気槽でそのまま用水へ出すようになっております。あの三菱銀行では。用水にじかに出ている、市長さん、これは。これをどうして日野用水だけはこういうものを流していいとお考えになっていらっしゃるのか、その点ひとつ市長さんにはっきりお聞きしたい。なぜ三次処理しない、市の施設で。建築基準法は確かに違反です。その点をはっきりしておいて、用水を緑をきれい――用水をきれいにするんだ、市民に訴えている市当局がだ、曝気槽で三十五人これは、どういうことですか。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の点についても、改造計画の中で、かなり論議をした点だと思っております。古い施設というのは、日野市でもいま二次処理という装置の範囲でやっているところもたくさんあるわけであります。機能を十分全うするような施設で取り組んでおる、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　あのね、僕がお聞きしたいのは日野市には清掃条例というのがあるんです。清掃じゃない、清流条例という、もう非常にりっぱな条例が。その条例を市民にしっかりやれ、工場等にも、あるいはまた商店等にも三次処理で流さなきゃいけないんだと指導している、その指導している日野市長が、自分のつくるものは二次――曝気槽でいいんだ、三次処理をしないでいいんだということになると、市民はそれを何と感じますか。三十五人曝気槽となっているんです、これは。簡単なものを入れるわけです。総務部長が一番よく知っていると思います、契約の当事者だから…。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都の建築当局の指導も受け、一応法規にかなう範囲でお許しをいただいている、このように思っておりますので、もう一遍点検はいたしますが、事業として進めたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　あのね、曝気槽の場合はこれは非常に単純な簡易、簡易な浄化槽なんだということは市長さんが四十六年に詰め寄っております、市長に。森田議員さんが詰め寄っているわけだ。そういう人がなぜまた曝気槽をつくるんだ。これは非常におかしくはありませんか。私はこの点をはっきりとここで指摘しておきます。いまの曝気槽は万やむを得ず住宅対策として、個人の住宅対策として九〇ＰＰＭまで出るんですよ、九〇ＰＰＭ。これはもう魚の住む所じゃないんです。しかも婦人センターには三十五人以上集まらないという保証がどこにありますか。これは…。

もう一つ聞きます、ついでに。同じ浄化槽、旧市庁舎であります。あれは私の時代にはもうできておる、すでに三十年たっている、終戦のさなかの、やっと日本が独立したというときにつくったものであります。あれ、ですから私の時代にもうすでに昭和四十年には生が出るようになってしまった、あの浄化槽から。何度も改造しなきゃいけないということをたびたび私は元の有山君や古谷君に申し上げている。新庁舎ができるまでということでやってきたのであります。あの庁舎がいま使われております。しかもあの不完全な浄化槽が使われている、古いままの三十年前のものだ、やむを得ないだろうという考えがあるかもしれない。しかしあれから出る汚い水はやはり同じ日野用水に入っているわけであります。使ってないなら余り出ないでしょう。幸いです、市民生活センターというものをあそこにつくるんだという予算が七千万円出ております。私は、この浄化槽は非常に大事なものだと思う。この浄化槽を市が卒先してきちんとしたものをつくる。いま、もう発注しちった、これは困るんですね。私は、だったら市長、どうです。旧庁舎の浄化槽も壊してだ、両方ともなお一気にこの際直したらどうでしょう。そして三次処理にして、ちゃんと用水の人に迷惑をかけないだけじゃないんです。日野用水に魚がよみがえるようにしたらいかがですか。浄化槽なんですよ、この点をはっきり、市長は浄化槽、市の浄化槽――清流というのはどういうことを指して言ってんです。清流をとりもどすとおっしゃっている。私はまず浄化槽を手本を示さなきゃいけないんじゃなかろうかと思う、市民に。行政報告に載ってない、載ってない、もうでき上がっちゃった、まだよかった、時間が、まだその改造に着手していないようですから、その点、市長、いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘をいただくまでもなく行政は卒先して排水の浄化に努めるべきであるということには全く異論はございません。そのようなつもりで今後とも取り組んでまいります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま市長がおっしゃったようですから、総務部長は専門家じゃないでしょうけど、とにかく少なくとも出るものが五ＰＰＭ以下ぐらいにしてもらいたい。日野用水の入り口は四・六ＰＰＭなんです。佐々木さん、覚えておいてください。その水が入ってきているんです、ＢＯＤで。ところが、あそこで日野――また入れますと、九〇ＰＰＭもＢＯＤのそういう汚いものを入れられちゃうとオリエントの前の人たちは臭くてかなわんのですよ。出る所はふたしちゃってあるんです、あそこ。何でしたか知らないけれども、生が出ているのを見られるといけないからふたしたんでしょう。私の邪推ではないと思う。ふたしてあるから見えないね。ところが、上田の平野太郎さんのおうちの前まで行くと出てくるんだ、その姿をあらわしてくる。（笑声）

困るんだな。それをたんぼに入って、これは婦人センターのし尿の残渣だなと思ってたんぼに入って喜んでいる人はいないんですよ。そこのところをお願いしたいと思います。ひとつ検討をお願いします。

それから次にちょっとお聞きしたい。企画財政部長に聞きたい。あなたはなぜ報告、この報告を出さないのです。企画財政部報告は一つもない。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

いわゆる行政報告、定例市議会行政報告書の内容は定型的な事業についての報告が主体となっております。企画財政部におきましても決定されましたことがありますれば当然報告にはいたしますけれども、われわれのところで扱います企画、いわゆる企画範囲につきましては、確実に決定する要素のものが少のうございます。たまたまありますればもちろん当然報告いたします。今回に限っては、まだ未決定の事業というのを抱えているという状況でありますので、報告してない、そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ちょっとお聞きしますが、あなたは、いいですか、財政部長なんです。六月中に国庫補助金が続々と決定してきているのをあなたは知っているはずです、五十七年度予算。そうですね、知っているんでしょう。なぜ議員に教えないんですか。

もう一つ、七月中には、あなたの企画財政の意向を受けて、各部で国庫補助金の来年度予算の申請をしているはずです。そうですね。こういう内定が来ました、来年はこんな事業をします、といって出さなきゃおかしくありませんか。それをわれわれに教えてくれないのはおかしいじゃないですか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えをいたします。

あえて申しますと、この行政報告というのは、議会に正式、いわゆる報告しなけりゃならない資料としてつくったのではなくて参考資料として提出しているわけでございます。

また、いま御指摘の補助金あるいは財政上の決定事項につきましては、前任者以来ずっとこの報告の範囲に入れておりません。そういう前例にならいまして入れない、そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ほかの部長さんは苦労して書いておられるんですから、あなただけ夏休みで書かないと私は思ったんだ。（笑声）のんびりとされていた、と思っていたらそうじゃないんだね。前任者のやったことをひとつ尊重して、先輩のやったことを尊重してた、こういうことだね。もう長いんだからいいじゃありませんか、もう、この辺であなたの色を出して…。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

私のカラーを出せという御指摘でございます。もちろんそのことにやぶさかではございません。ただ、方向といたしましては、本来、この定例市議会行政報告というものは、あえて申しますと廃止の方向で考えたい、という一つの内容を持っているわけでございます。（「何」と呼ぶ者あり）廃止の方向です。といいますのは、各市行政報告は、市長報告のみで、こういう資料報告してないわけです。うちの市だけがこういう機会を踏んでいるという事実がございます。それは、いま検討して考えているという段階でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　それはいろいろ他市のやり方があると思う。しかし、たいていは委員会にきちんと毎月報告するなり、やっているはずです。だから先ほども八王子市との関係、なぜ報告しない、こういうことになるわけです。

そこで私は、この報告書に載ってないから、あなたにお願いしたわけだ、教えてくれないかと。そうだね。そうしたら調査依頼書を出せと命ぜられましたから出しました。そこで、それをもとにしてちょっとお聞きしたい。

この国庫補助金ですが、非常に御努力された跡はわかるんですが、まず、これで足りないものがある、もう注文しちゃって。いいですか。浄化槽汚泥処理施設新設、し尿三次処理施設新設、これは補助申請額が、予算では、われわれに示された予算では二億七千九百七十三万五千円と決まってきたんだ。ところが、あなたの方からいただいた資料では、一億八千六百四十九万円であります。差っ引き約一億――九千三百万円余不足であります。これの予算措置はどうなさるか。これはもう注文しちゃったものですからお聞きしてるんですがあなたの資料の一番上に出ている。この九千万円というのは今度の予算に出てない、補正予算に。もちろん企画財政の方でこれは措置することだろうと思う、財政部長さん、大蔵大臣ですから。どうなさるつもりですか、君、これは。財政措置をどうなさるかをお聞きしてるわけです。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまのお読み上げになりました数字のその資料でございますけれども、浄化槽汚泥処理施設（「そう、そう、それからもう一つ次にし尿三次処理施設」と呼ぶ者あり）私の方が先生に差し上げました資料は、浄化槽汚泥処理施設新設だけの資料になっていると思うんですけれども、（「し尿三次処理施設と書いてあるよ、ここに」と呼ぶ者あり）し尿三次処理施設につきましては――じゃあ清掃部長の方から先…。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　お答えいたします。

まず、し尿処理施設の方でございますが、これは五十六年度を初年度といたしまして、三カ年事業計画でございます。それの二年分に相当してございます。確かに補助金の内示額につきましては、補助対象額の基本額の三分の一が内示されてございます。これは先般も新聞等で報道されてございますけれども、公特法の適用範囲につきましては二分の一の補助が認められる、こういう形でございますので、その次に内示がまた増額の内示がある予定でございます。そういうことの過程でございますのであえて補正はお願いしないわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

それからし尿処理の排水の三次処理の施設の方につきましてはこれは単年度事業でございまして、五十七年度の事業でございます。これにつきましても三分の一の内示額でございますけれども、先ほど申し上げたように公特法の適用の地域でございますので、いずれ二分の一の国庫補助の内示がある、追加内示がある、こういうことで現在は補正してございません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　財政部長、こういうことを知っておいてもらいたい。私どもが心配するのは後で事が公になるとまずいなと思って聞いているんですから。

その次にちょっと聞きたいんですが、百草、落川地域の下水道三千万円決定しました。そうですね。それで先般五千万円余の工事を発注しましたね、どこで工事とったかは聞きませんが、そうですね。ところが、二億、予算には事業費が二億二千九百六十二万円載っているわけだ。この補助金は本来ならば六〇％ですね。だから補助要望額の四分の一になった、決定は。と見て差し支えないわけだ。だから四分の一の事業の発注を行った、これはわかるんです、よく。部長さんの…。そこで、ことしはこの程度にする予定であるかどうか。もう補助金の範囲内でやろうとしているのかどうか、ここのところを、もう二億二千万円の工事はできないということは決定的だね、そうでしょう。三千万円しか、一億二千万来るところが三千万円しか来ない、だから、ことしは来年に延ばそうということになるんだと思う。どうなんですか、これは。企画部長でもいいんです、どこまで工事をやるかどうか。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

百草、落川の下水道――公共下水道の事業につきましては、御指摘のとおり発注をいたしたわけでございます。ここら辺にかかわります国の補助、御指摘のように確かに少なくなっているわけでございますけれども、私どもといたしましては、一応予算に計

上いたしましたが、年度内執行することで現在これに関連いたしますものを進めております。そこで国の方の補助でございますけれども、本来公共下水道の場合は、補助対象事業費三分の二が、（「六割、六割」と呼ぶ者あり）はい、（「六割、五分の三、だって橋本君に聞いたんだよ」と呼ぶ者あり）はい、ちょっとその点は、じゃあ、また確認いたしますけれども、一応私が考えておりますのは三分の二ということで来ておりますが、いずれにいたしましても、国の方の補助金、これはあくまでも国の予算の範囲内ということで、相当国庫補助対象事業というものは、制約されてまいります。私どもといたしましては、全事業費を国の方で補助対象事業という形で見ていただければいいわけでございますが、なかなかそうもいかないということもございます。それと補助対象事業以外の工事もあわせて行うということで、今回のこの事業費の中にも組み込まれております。たとえば雨水管でいたしますと、三百ミリ未満のものについてはこれは補助対象外でございます。したがいまして、そういうものが入っておりますので、総事業費に対しての補助割合で必ずしも参ってこないわけでございます。したがいまして、補助対象事業外として扱われたものにつきましては、市の単独事業として行うことになるわけでございます。しかし、補助対象事業に当然なるものがならない、それがために市の単独という形でもって市が起債を仰ぎながら執行していくということは、これまでもあったわけでございますが、できるだけ多くの事業の中で、補助対象事業になり得るものは救ってはしい、ということを都に対し、または都を通じまして国の方にもお願いしておるわけでございます。国の方にも、私ども直接参ってお願いするケースもございます。そのように、今後公共下水道事業につきましては、非常に多くの経費を必要としてまいりますので、極力私ども都なり国と折衝いたしまして、少しでも多くの補助金を出していただくようにこれからも努力いたしていく所存でございます。

よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ちょっと教育長に聞きたいんですが、五十八年度の事業として、あなたは第三中学校及び三沢中学の生徒を救うために、中学校をつくるという構想がないんですかそこを聞きたい。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　前回全協の中でもお話しましたとおり、用地の取得のめどというものが、いまの状況の中でとれない現状では、三中の子供たち自体は、そのまんまの状態で三中に通わせるわけにいかない。したがって教育委員会として正式に三沢中学の方に学区域の一部変更を行っても、現在のその三中の状況を解決していかなくてはならない、こういう考え方に終始しております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　私が聞いているのは、現状はそれでやむを得ないと思っているのか、それともう満足しちゃっているのか、どうなんですか。
○議長（石坂勝雄君）　教育長。
○教育長（長沢三郎君）　現在の小学校の子供の推移、こういうものを見た場合に、一応ここで三沢中学並びに三中の整備が実現できれば、ここ当分の間は、中学校を建てる必要というものは出てこないであろう、それからまた、仮に新設中学を両校整備した暁の上で建てるという形をとったとしても、その時点では国の方の資格面積等の関係から、国等の補助を受けられなくなるだろう、両校を整備した暁には。そういう考え方に立つものですから、両校のその資格面積そのものがさらに新設校を必要とするような状況が出てくれば別ですけれども、そうでない限りにおいては、国の補助が与えられながら新設校をつくるということは、両校の整備の暁においてはむずかしくなってくる、こういうようにとらえておるわけです。
○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　市長も教育長と同じように三中に対する分校、三中の、第三中学校の分校をつくらないんだという方針でおやりになっていらっしゃるんですか。
○議長（石坂勝雄君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　緊急的な対応としては、そういう方法によって対処できる、また今後のことは真剣に検討を進めていく、こういう態度でございます。
○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　いま教育長のは、社会増を見ない場合の前提だろうと思う。ところが、ここに何とか開発規制法、高層住宅、いろいろここに出ております、七生地区に、これ。たった二カ月の間に。人口がふえないなんて想像もつかない、あの地域。それでもあえてふえないと突っ張るつもりですか。
○議長（石坂勝雄君）　教育長。
○教育長（長沢三郎君）　各地区の説明会等の中でも、父兄の方も含めて一番心配されている問題が、いま古谷議員さんの方から指摘されている社会増の問題でございまして、私たちの方も、現在の三沢中並びに三中の母体になる小学校ですね、その子供たちの一年生から六年生までの推移をずっと見てまいりますと、たとえば、三沢中の場合は、今回の考え方からいきますと、八小と潤徳小学校と三沢台小学校を母体にして、一応三沢中の小学校というような考え方をとっているわけなんですが、その一年から六年までの生徒数が、現在で二千百七十ほど三校の子供がいるわけです。ところが、五年後の六十二年、六十二年の状況を見ますと、その三校を全部合わせた子供の数が、千六百ちょっと超すぐらいの数に、五百八十近くずっと落ち込んでいく状況ですね、これが出ているわけなんです。

それで、いま古谷議員さんの方から御指摘になりました社会増の問題、これはあの地区の特徴から考えまして、考えないわけにいかない問題で、ただ文部省等の基準の中からいきますと、中学校の場合、千戸に対して二二％を掛けた生徒数が進学してくる、そういう想定に立って学校の施設というものは準備していかなくてはいけませんよ、こういう一つの基準というものが示されているわけです。仮にあの地区に千戸住宅が建った時点の問題を考えた場合に、千戸の二二％といいますと二百二十、二百二十の中学生が当然ふえていく、こういうことを想定に入れながら学校施設を整備していかなくちゃいけません、こうことになってまいりまして、先ほどの小学生が落ち込んでいく状況が、余りにも、こう急カーブを描いて落ち込んでいくものですから、いまの千戸程度の住宅が建つ中でふえてくる社会増というものを、飲み込んでいく状況にあるんではないか、こんなぐあいにここ数年の問題についてはとらえているんです。
○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。
○六番（古谷太郎君）　市長にちょっとお聞きしたいんですが、なぜ、こんな質問しているのかというと三中に対する努力、来年度の国庫補助金の申請に第三中学校の分校の校地――土地ですね、土地の補助金申請してないんだよ、これ。だからやる意思がないと見るよりしょうがないんだよな、だから、いまよくわかりました、教育長、やる意思がないんだ。
　そこで私はちょっとわからないんだが、じゃあ来年度三沢中学校の増築の補助申請を出しておられます、そうですね。でき上がるのは再来年だ、そうですね、そうでしょう。ここに書いてある一億一千―二億三千八百万の事業規模です。そうですね。私はこの間もう三沢中学校の諸君は今後も前後六年間過密で黙ってがまんしてくれという教育長さんのお考えだな、残酷だな、と思いながら聞いているんです。それはもう十年後の人はいいでしょう、かもしれない、あなたのおっしゃるように社会増がなければ。しかし、ここ、いま三中に入る、三沢中に入る学校の小学校の四年生からいまの生徒諸君は、過密の中でうごめく以外に方法がないわけだね、そうですね。ところが、市長、それでいいんですかね。私は本当にこれは、というのは生徒は入れかわるんですよ、待ってくれというわけにはいかないわけだ。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）
　そこで、どうも、それから三中の増築の予定が全然出てないんだよ、ここに、そうだね。三中に対する補助申請が一つもない。三沢中学校は二億三千万の工事をやろうということでおやりになるようですが、どうも積極性がないような気がするんですが、どうなんですか、教育長、もっと強くなっていいんですよ。
○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　別に市長に遠慮してこういうあれをやっているわけじゃないんです。確かにいま古谷議員さんの方から御指摘のように、三中の整理計画、これも仮に三沢中に一部学区を変更して学年進行で移したとしても、三中自体の学級数そのものからいきまして、現状よりもふえないでストップがかけられるという状況は出てくるわけでございますけれど、現在の三中の状況からいって、特別教室その他整備していかなくてはならない内容というのは十分出てるんです。これ、一応ここで三沢中の方だけ出て、三中の問題が載っておりませんけれど、三中につきましては、校地の問題、それからプールの問題、それから特別教室の問題、この前市川議員さんの方からも御指摘されているような問題等含めまして、十二月の補正の中で、一応三中問題につきましては、債務負担行為であれ何であれ、そういうものを通してでも、予算措置をしていただいて、三中の、たとえばプールの問題につきましては、来年六月のプールを利用する時点までには解決をしたい。それから校庭の問題等につきましても、来年の夏休みの中でないとなかなか工事の、校庭の整備というのはできませんから、その時点の中で、新年度予算で計上したい、そういうことで、三中の問題が、今回のこの国庫補助との絡みの中で計上されておりませんけれど、三中の整備関係についても同じように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　それで、そう考えていたらやはり文部省へ補助金申請は出しておいて、要りませんて言えば向こうは喜ぶんです、文部省は。出さないのを後からくれというのは、それは無理だと言われますよ、それはあたりまえの話です。これは当然だと思うんですね。急によこせなんて言ってもそれは予算の枠はないでしょう。

　これを見ると、三中に対する事業は、国に対する国庫補助金の申請はしてない。それから特に用地買収に対する申請は、全くないわね。意思がないんだからないのかもしれない。ただ、いま言われたように、三中は債務負担でもやりますんだというなら、なぜ出さないんです、これ。私は出さなきゃ困ると思うんですから申し上げている、あなたが困るんですよ。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　確かに特別教室の増築関係の問題につきましては、三沢中学校と合わせて補助要望を出しておくべきであった。これは十二月の補正時点までには正式に内容を検討して何平米の増築をしなくてはならないか、その問題を含めて十二月補正の中で打ち出したいと思います。

　それから用地会計につきましては、確かに現在三中が置かれている地区の状況からいきまして、あれ以上あの回りの用地を買い取って校庭を広げるという問題がむずかしい形の中で、現在校庭の中の相当部分を占めているテニスコート等を移管するといいますか、場所を下の運動公園の方に移すなら移すというような方向の中で校庭が全面的に生徒の運動の状況、それに活用できるような方法で対応したい、したがって、用地関係についても、補助申請、これらについては、いまのところ三中について考えてないわけなんです。（「つくらないということだね」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　つくんないんだという大方針が立っているから、それは出さないだろうと思いますが、もう一点ちょっと聞きたいんですが、今度の補正予算に関連があるんですけれども、七生中学校の特殊学級三千数百万円の予算が出ている。ところが、補助金の内示にはない、去年出さなかったでしょう、そうでしょう。そこのところ、はっきり言ってください。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　七生中学の身障学級の問題につきましては、現在の七生中学の保有面積と、それから生徒数の関係の中で、七生中学にその身障学級を移したとしても、国の方からの補助基準の資格面積といいますか、そういうものが与えられない状況の中で、全く大坂上中学の過密の状態を、一応身障学級の中で解消してあげたい、ということで、日野市の南北にそれぞれ身障学級を持っていきたい、という形でやっておるものですから、三千数百万円の自己財源で、七生中学の身障学級は対応せざるを得ない、こういう状況です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　市長に聞きたいんですが、あなたは昭和四十九年に七生地区、いわゆる高幡から落川、百草団地、高幡団地、いわゆる南部地域に、中学校をつくろうとして土地開発公社に命じて、潤徳小学校の北側の所を買っておる。土地開発公社が買っておる。須崎仙次郎さんのお持ちの土地だ。それからさらに進めては買っていない。恐らくほかへつくろうという考え方を変更したがゆえに買い増しをしなかったんだろうと思う。だから現にその土地は残っている。本来、程久保小学校、三沢台小学校の四つの、ほか四つだ、百草…。日本住宅公団は二つです。二つの小学校で足りたんです。一つの中学校で足りるんです。だから中学が一つ足りなくなるのは当然なんです、どうしたって。これは買い増しをしなかったというのは何か理由があるんですか四十九年には買ってる。毎年買い続けていけば第三中学校の一つぐらいの面積はできるわけです。潤徳小学校隣接地であります。小学校、中学校並べるつもりだろうと思うんです――で、お買いになったと思うんです、先行取得で買っております。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょっとお話の事情が違うと思うんでありますが、潤徳小学校の隣接地とおっしゃいますのは東京都が所有しておりました土地であります。そして市営住宅を建設する用地として約千五百坪相当の面積を市の所有にいたしまし

た。一棟建てたわけでありますが、その他につきましては、地元で将来土地の確保が非常に困難な地域であるからして、市営住宅の建築の推進はこれでやめてくれ、ということでありました。東京都に対しまして、その事情を説明いたしまして、福祉ないし社会教育、特に福祉であります、この施設の用途に変えて使用するということは認められております。ところが残念ながら、あの土地はまだ排水の処理が不可能な地域でありますし、あわせて進入路が不十分であります。今回の高幡区画整理の地域に編入いたしまして、将来の公共施設用地にする考え方ではありますが、中学校用地という考えではございません。

それからもうちょっと、中学校のことは確かに懸念される問題であります。しかし、長期的に考えます場合は、これはある反論も出るかもしれませんけど、私は、明らかに用地の確保ができるのは、万願寺区画整理地域内の中学校用地の確保は可能であります。そのことの将来見通しの中で、中学校の東部の中学生に対する課題は十分対処し得る、このように考えております。

いま百草の地域の範囲の丘陵地にせよ、あるいは低地にせよ、中学校用地のこれまでずいぶん試みましたけれども、やっぱり無理だという結論でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　実は私が、土地開発公社がいまお持ちになっている土地を教えてください。報告に出てないから。どういう用途でお買いになったか。だれから買ったか。そうしたら、七生中学分校、中学校分校用地と書いてあった。四十九年、四十九年に買ったんです。だから中学を、これは潤徳と並行してつくる予定だなと思ったんです。あそこへつくりますと相当数の三中の生徒が潤徳中学校へ通うことが可能なんだよ。ですから私もその当時なるほど森田市長は三沢中学、潤徳中学校、三中、あそこへ三つつくる気でいたんだなと思って見たんです、その書類を。用地課からいただいたんですが…。じゃあ、そういう気はなかったわけですね。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　開発公社の資産の明細書の中に、先買いの一つとしまして、七生中学校の仮称分校の用地の先買いとしまして八百平米ばかり、これは農地でございます。農地として潤徳小学校のすぐ東側でございます。ここを買っておるわけでございますけれども、当時非常に地価が上昇するというふうな時期の先買いでございます。現在におきましては、地価がどちらかというと鎮静ぎみである、その反面において非常に利子高であるというふうな状況の中で、先買いを仰制せざるを得ないという状況でございます。その四十九年当時は、地価が盛んに高騰するというふうな状況の中での先買いでございますので、特別に中学校をあの隣につくる、というふうなことではなしに、全体的な要するに学校用地のための代替地等の要求がある場合の引き当てとしましての先買いをしたわけでございます。これ以後、平山の中学

校とか、あるいは三沢の中学校とか建てておるわけでございます。この用地につきましては、後、今後高幡の区画整理というふうなものの中での利用、というふうなものに振り向けられていく、ということでございますけれども、当時の状況からして、おっしゃるように、あの隣に中学校をこれを確認しまして学校を建てる、というふうな状況のものではございませんでした。また、これを確認して、さらに要するに学校を、一校分の、中学校一校分の、要するに校地を買い求めるということは非常に無理な状況じゃないか、要するに駅から近いという状況から、そういうふうな状況の土地でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いろいろどうもこういう国庫補助への申請、ことしの予算の立て方等を見ておるとどうもこれはもう三中の分校はやる気が全くないと言わざるを得ないのは残念に思います。

次に教育長に聞きたいんですがね、小学校の用地を無理して買われた。来年第二十小学校をつくろうとしておられます。そうですね。一小が過密である。ところが国庫補助申請、小学校は二分の一です。七億円の校舎をつくろうとしているわけですから、この計算どおりいけば三億三千万くらいは文部省に補助申請してもいいんじゃなかろうかと思う。ところが大変あなたは遠慮されまして、二億二千万円しか補助申請していない。私は、追加あと一億円はしなきゃいけないと思う。この点はどうなんですか。何でわざわざ文部大臣に御遠慮なさったか、理由をはっきり教えてもらいたい。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　二十小につきましては、四小と一小を母体校にしてつくるわけですけれど、学校規模としては、大体十二クラスぐらいの児童数四百ぐらいの小さな学校ができ上がる、そういう予想の状況の中で、一応十二クラスの学級に必要な特別教室等含めて、実施面積として教育委員会の方で打ち出している面積が、三千百六十平米というんですね、校舎の面積を十二クラスの中でとりたい、という方向で検討しているわけですが国の方の資格面積というのは、二十小の場合では、二千九百八十二平米というような、十二クラスのいま言ったぐらいの生徒数の学校規模ということになりますと、資格面積の上で、一応こちらが計画をしている実施面積よりか若干国の基準そのものが低い。それからなお対象の単価、これが補助単価というものが大坂上中学あるいは七小あたりを考えておきながら見ますと、一平米当たり十五万というような補助単価が想定されるわけでございますけれど、いま言った資格面積に補助単価を掛けまして、それの二分の一を計算しますと、そこに載っておりますように、確かにその補助率二分の一という形でもっていっても、二億二千五百八十八万六千円、こういう数字が数字の上で出ざるを得ない。そうしま

すと、結局資格面積よりか少し欲張ったような形のものを教育委員会の方としてはせっかく二十小建てるんだったらつくりたい。こういう面と、それからいま言った単価の面が、あるいはそのときの経済情勢等を写して、十五万が十七万に引き上げられるかどうかわかりませんけれど、そういうその状況になってくれば、また国の方から補助額がふえてくるということは考えられるわけですけれど、当面、このままでいくと、何か三分の一の要求をしたみたいな数字になっちゃっていますけど、実際はいま言った基準面積に補助単価を掛けまして、その二分の一を要求している、そういう状態です。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　二十小もしっかりひとつ建っていただきたいと思うんですが、次にちょっと建設部長に聞きたいんですが、建設部長だろうな、都市整備部長かな。公園用地を八億四千八百六十万、補助金一億二千三百万申請してますね、どちらだかわからない。これはどこですか、場所。いいことですよ。公園つくるというのは…。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

今回要望出しております公園の用地でございますけれども、北川原公園と申しまして落川、処理場の横に一・六ヘクタールの公園を予定しておりますが、そこの補助要望をしております。（「用地買収費」と呼ぶ者あり）はい。（「違うぞ」「落川から見える所、こういうわけだな」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　大変失礼を申し上げました。新井でございます。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）大変失礼いたしました。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　もっとお聞きしたいんですが、先ほど財政部長が行政報告はもうやめたいんだ、それはよした方がいいです。あなたも報告をしていただければ、書いてくださりゃ、こんな私も質問しなくて済んだわけですから…。じゃ、結構です。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　まず最初に老人福祉の統計ひの八二、これについて質問させてもらいます。

この老人ホームというのは、体それから精神それから環境衛生等によって、老人ホームにお年寄りが入所できる、利用できるということになっているようですけれども、その中に、百七十四ページの第百十九表によりますと、この養護老人ホーム、それで入所している方、それから次に特別養護老人ホームに入所している方、こういうふうになっておって、人員等も五十六年は、これは三十六人、次に七十二人ということになっております。それで、この養護老人ホームに入る方ということになりますと、これはお

おむね六十五歳の方で経済的理由と、それから環境等の理由によって、居宅で生活が困難な方というふうに私は理解しているわけです。それから特別養護老人ホームということになりますと、おおむね六十五歳以上の方で、心身の欠陥それから常に介護を必要とするような状態の方だ、それから、しかも居宅で介護することが困難な人ということになっておりますけれども、この数値の内訳の中で、一体有産の方等がどのような形で入所しているか。この養護老人ホーム、さらには特別養護老人ホームということについて、どのくらいの方が有産の方であるかと、それとあと一つはその有産の内容等もわかれば発表していただきたいと思います。それが第一点です。

その次に、これは五十六年度の日野市の主要な施策の成果というところでありますけれども、この二十一ページの環境衛生事業のところでございます。それの成果で、これは末尾の方でございますけれども、市内の側溝及び下水道等の消毒を実施し、アメリカシロヒトリ等の予防に努めたということでありますけれども、市内の側溝それから下水道を消毒しまして、果たしてアメリカシロヒトリ等の予防ができるかどうか、ということをお伺いいたします。それから、さらに非常にこの数字の上で矛盾しているというのは、きょう家に帰りまして、お昼を食べに帰ったんです。それで、きょうの台風十八号による被害というのを子供が見たら、お父さん、台風十八号は日野市は八月の十二日の午後三時に非常警戒体制がしかれたんですか、と言ったんですね。それで私もよく見ました。そうしましたら、確かにきょうの台風十八号による被害報告というのが、日野市は八月十二日ということに、これはなっている。よく、いま見ていただきたいと思います。

このように、私はこの記録、数字というのは、後に残るものでありますので、これらをやはりよくチェックしまして、このような印刷にするとか、または日野市の主要なる施策を後世に残すわけですから、財政、企画等でこれは恐らく集約されるのではないかと思いますけれども、そこいらをどのようにお考えになっておるか、ということもあわせて第二点としてお伺いいたします。

それから第三点は、日野市の排水設備技術者の資格試験――資格認定試験ですか、これらが過去にいつ行われたか私は知りませんけれども、日野市の水道工事店等を見ますと、行われていないんじゃないか、持っていない方がおるわけです。それで、どうしてお伺いしますかといいますと、日野市の下水道計画等を見ますと、やはりこれらの設備技術者等ももっと資格認定をしてふやしまして、万全な体制をしいておけばよいのではないか、ということを前提に質問をいたすわけでございます。いつごろ最後に行われて、今度はまた再度行われる予定があるかどうか、ということです。

それからあと一つは、黒川都市下水路の整備で、清掃ということが七月から八月にかけて行われているわけです。これが三百十

九万円。飛鳥建設――飛鳥ですね、飛鳥建設が行っているわけですけれども、やはり黒川下水道計画というのは、十四億ぐらいのお金をかけまして行うわけでございます。それで、まだ通水がなされていないのに、清掃が行われるということは、一体どういうことか、以上の点につきまして、質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　ただいま谷議員さんからの御質問、統計ひのの百七十四ページというお話でございます。養護老人ホーム、特別養護老人ホームの数字につきまして、いま直ちにここに出ないのでございます。しばらく時間、余裕をいただきまして後ほど文書で御回答させていただきたいと思います。

御了解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　次の答弁を、（「全部やっちゃって」と呼ぶ者あり）二点、生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　ただいまの御質問の二点、三点目につきましてお答え申し上げます。

環境衛生事業におきますところのそ族昆虫駆除事業の内容の中で成果説明が書いてございますが、この中におきまして市内の側溝及び下水等の消毒を実施しアメリカシロヒトリ等の予防に努めた、確かに（笑声）この字句等から申し上げますと、側溝にアメリカシロヒトリはおりません。（笑声）これも実は印刷のミスというよりは原稿のミスということでもって（笑声）私どもの方の真意といたしますれば、側溝及び下水道の消毒を実施し、なおかつアメリカシロヒトリ等の予防に努めた、こういう意味合いでございますので、御理解願いたいと思います。

それから午前中私の方で御説明申し上げました十八号台風の日付の件でございますが、これは何とも申し上げようもございませんが、（笑声）確かに九月十二日を八月十二日と（笑声）印刷してお手元に差し上げましたこと、まことに申しわけございません。九月十二日というふうに御理解願いたいと思います。申しわけございませんでした。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

三点目の排水設備の資格試験でございますけれども、これから公共下水道を進めてまいりますが、そうなってまいりますと、各御家庭の排水設備というものを基準に合ったものに切りかえていただかなけりゃならないわけでございます。また水洗のトイレにくみ取り等を切りかえていく、ということもあろうかと思います。そういう点で、これから市内の業者の方々には、この排水設備の資格をどしどし取っていただきたい、というふうに考えておるわけでございます。そこで、これからこういう資格を付与するに当たりまして、試験等で資格は与えられていくかっこうになるわけでございます。したがいまして、まだいつやるか、ということについてまで具体的な検討は行っておりませんけれども、公共下水

道の供用開始が行われる時点では、相当数の資格を持った方が必要になってまいりますので、それに見合いながら私ども試験を実施していきたいというふうに考えております。

また四点目の黒川の都市下水路の清掃でございます。これは会計監査院の検査がございまして、たまたまそのとき中にもぐりまして、いろいろ私ども事前に調査をいたしましたが、中に泥、砂利、こういったものが非常に蓄積をしております。これはなぜかと申しますと、工事を行いました段階で、下流の方は完全に川の方までつながっておりますけれども、途中一部工事の施工ができなかった所がございます。そのために、上流部分の管を既設の水路に接合してございますが、そこに段差が生じているわけでございます。そこに上流から流れてまいりました泥あるいは砂利、こういったものが蓄積しております。それがたまっておりますと、検査が会計――補助金をもらっている関係上の検査でございますので、それができないということもございまして、したがいまして、その検査を行うための費用をここで出したわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　第一点の福祉の老人ホームの件、入所している件です、これは、ただいま課長がよくわからなくて後日、（「部長」と呼ぶ者あり）部長がわかりませんので、後日文書で出すということですけれども、じゃあ文書で出す場合には、さらにいわゆる次のこれは居宅でやはり療養する軽費老人ホーム、この六十歳以上の方ですね、健康でも経済的に、しかもまた環境住宅等の事情によって入所できるという人と、軽費老人ホームのいわゆるA型とB型、それと、あと一つは、この日野市内から有料老人ホームに入所している方等もあわせていただきたいと思います。

それから、その次の、文書の間違いということですけれども、印刷だか何だかわかりませんけれども、やはり、こういうものは、後日に残って、しかも一年か二年たちますと八月だか九月だかわからないと思うんです。やはりつづっておきまして見た場合に、八月と九月のこの相違というのは非常に一カ月というのは大きいと思いますので（「そのとおり」と呼ぶ者あり）それから、あと一つは主要の施策の成果につきましても、これは恐らく日野市の図書館に収蔵されるものだと思うんですよ。そういうことを考えてみますと、これは非常に記事というのを重要視する現在でありますので、再三再四にわたってよくチェックをして配付をしていただきたいということをお願いいたします。

それか、何といいますか、排水設備技術の資格試験でありますけれども、将来、日野市は万願寺の下に下水を処理する施設をつくるわけでございますけれども、その準備のために、やはりやっておくということは私は絶対必要ではないかと思うんです。近いうちにとか、まだわからないということじゃなくて、この点は、

市長にお伺いいたしますけれども、技術者の認定は、私は森田市長が行うんではないかと思うんであります。そこで、早急に行う考えがあるかどうかを市長に再度、市長に質問いたします。

それから神明上の一帯、それから多摩平六丁目の浸水、それから排水、これらを解消するために黒川下水はつくるということで予算措置がとられ、事業に着手したのではないかと私は考えております。それが七月から八月にかけて清掃した、しかもこれは三百十九万円報告が、計上されているわけです。そうしますと、これはやはりいわゆる工事の管理監督、これが私は不行き届きではなかったかと思うんです。仮に会計検査院の検査がなかったら一体どうなるのかということもあわせてもう一回これは部長で結構です、お伺いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の、将来下水道工事がふえてまいりますことは間違いないわけでありますし、また今日でも、家庭浄化槽等の、いわゆる管工事、これが非常に建築工事の中でも多いと思っております。したがいまして、これらの技術的な水準ということは、相当重要に考えなければなりません。多摩平などでもたまに管のつなぎ方を間違えておかしなことも起きているというふうなことに検査のときにぶつかることもございます。やっぱり資格は大事に、また有能な者に与えないといけないと思いますので試験制度を課していきたい、このようにいまの御質問に伴って特に感じているところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

黒川の都市下水路の土砂等の滞留でございますけれども、この点については、現在の管の状態といいますのは、既存の管に接合した部分よりさらに下の方に管を埋設してございます。上流――管の上の方で既存の管と接合するようなかっこうになっているわけでございます。そういう状況でございますので、どうしても現在のままではこれからもここに土砂等が堆積するということはあろうかと思います。できるだけ私どもの方は下流の部分を早くやらせていただきまして、こういった問題を解消できるようにしたいというふうに考えているわけでございまして、今後も権利者の方々とも十分話を詰めまして事業を施工させていただけるよう努力してまいりたいと思います。また異常に管の中に土砂等が堆積したということがございますと、やはり下流の方との関連もございまして水の流れ等についていろいろ問題が出てまいります。したがいまして適宜私ども今後全体が完成するまで十分管理面では注意していきたいというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　先ほど資料に有料老人ホーム軽費老人ホームも一緒に報告してもらいたいというお話でございますが、有料老人ホーム、軽費老人ホームにつきましては、福祉事務所を通して措置をいたしておりませんので、数の把握ができませんので、御了解いただきたいと思います。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　いいですか。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま都市整備部長が言われたことで私も非常に憤慨している。先日たんぼに水を入れている延命寺、堀之内の延命寺のあたりの農民から私のところに電話が来た。一体これはどういうことなんだ、物すごいにおいと何とも言えない汚い水――真っ黒なんですね、用水にもうもうと流れ込んでくるわけです。そして、上田用水を伝わってきている。一部は浅川にあふれてたんです。私も行って、見ました。物すごいです、それは、汚いこと、部長見たでしょう。そこで、これは何一大事が起きたと思って、それで黒川公園の方までずっと歩いていきました。公園の水はきれいなんです。一体これは何事だろうこんな汚い水を浅川に流し、たんぼに入れる。それから私は下水道課に行って聞いたんですよ。そうしたら去年管を入れておいたら水が入ってきたというんですが、それで腐っちゃっているから会計検査院があしたかあさって来るんだ、だから一生懸命かい出しているんだ。いいですか、かい出された先がまいっちゃうんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）あるいは、こういうわけですから勘弁してくださいというぐらいなぜ回覧ぐらい回さない。おかげで私は一里ぐらい歩かされちゃった、見えないんだな、どこから出ているか。見えないでしょう。ひとつ、どうです、これについてちゃんと今度はこの次はちゃんと御連絡しますということをちょっと言っておいてもらいたい。困るんだ。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。

ただいま御指摘がございましたような質問があったわけでございます。私どもも現場に直ちに行って見たわけでございますが、その排水は、確かにその管の中に一時滞留しておったということなので、その関係でちょっと臭気も出たようでございます。この点について、かい出したという、その時前にＰＲの不徹底はあったと思います。今後はこのようのないように、またこれからもまたかい出さなきゃならないことがあろうかと思いますのでそういうときには十分下流の方々にＰＲをいたしまして、御了解を得ていく予定でございます。お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　市長は農業学校をお出になっていらっしゃるから、私も農家ですからわかるんです。そういうときはたんぼへ用水を入れないようにします、農民、われわれとしては。後、困るんですから、始末に、皮ができちゃって膜が張れちまうんです。だから事前に連絡してもらわないと入っちゃってから気がつくんですからね、あれ。ひとつ要望しておきます。それ

だけです。

○議長（石坂勝雄君）　関連ですか、高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　これは先ほど古谷議員が婦人生活センターの汚水処理のことで浄化槽のことで質問があったんですが、これに関連しているわけなんですが、高幡の図書館をつくるときに浄化槽の汚水処理はどうされるんですかと質問したんですね。そうしたら、私は程久保川へ直接流すのかと思ったら市長の言われるには扶蓉ハイツの処理場に入れさせてもらうんだというような回答だったんですけれども、あのときはすでに扶蓉ハイツの機能が悪くて、臭いのが出て困るということを言ったんですけれども、やはりやってみて悪ければまたつくりますと言ったんだけれども、もう昨年あたりからすごい生のが出てきて困っているんですけれども、市長はどう考えられるか、ちょっと回答をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろと不十分な点が御指摘をいただいて大変恐縮に思っております。点検をいたしまして必要な改善はしなければならない、このように思っております。

（「ひとつ見ていただいて改善していただきたいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　これは実は黒川の下水のことなんですけれども、どうして質問したかといいますと、やはりこれは後で、いま議員が申されたようなことを私も実は連絡を受けまして、実はポンプでやっているところも見ました。それからまたさらに下流の東豊田のあの自治会の方からも話がありまして、行きましたら非常に臭いということは聞いております。それからやはり事業等をやる場合には、職員が必ず指導のときには行きましてどのようなものが排出されるかということも見る必要が私はあるんじゃないかと思います。それですから、これから特にそれらの点に留意をして、やはりこのようなささいな事業ではありますけれども、市民にとっては非常に重大な環境衛生を害するというようなこともあるわけですから、十分に注意をして工事等を行っていただきたい、こういうふうに思います。これは要望です。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。（「簡単にやれ」と呼ぶ者あり）

○四番（小山良悟君）　はい、簡単にやります。

第一点、第三桑園の跡地の利用について、当初幼稚園施設ということで申請しましたけれども、幼児の減少傾向ということで国から指摘を受けた。それでそれを市長が一応お認められて資料館の建設用地ということで変更されたという先ほどの報告でありますけれども、それから先ほど第三中のやりとりの中で、児童の減少傾向ということを見込んでの教育長の見解もありましたけれども、そういった状況の中で旭が丘の幼児教育センター、これは幼稚園と保育園を併設するという計画でございますけれども、こういう状況になっても、その認識の変化あるいは計画の変化といいますか、そういったものがないかどうか、また現在どの程度の事業が進んでいるか、そういった点の御説明をいただきたいと思います。

それから第二点、はいろいろな基金がございますけれども、土地開発基金それから公共施設建設基金、職員退職手当基金、財政調整基金、市民会館建設基金と各種の基金がございますけれども、これが約、期末の残高で四十五億になっておりますが、これが日野市の指定金融機関の三菱銀行だけに預金されているのか、あるいはほかにあるのか、そういった点です。

それから地方債の借り入れ先別の内容と利率が出ておりますけれども、この中で借り入れの利率で八・〇一％以上から八・五％以下の項目が二つあるわけです。市中銀行からの借り入れが三億一千七百万、それから共済組合で一億二千万、合わせて四億三千八百五十六万四千円となっておりますけれども、金額の多少は、額はともかくとしまして、こういった金利の問題も一般の企業であれば少しでも有利な借り入れをしようと血眼となって努力するわけなんですが、この特に二項目については早く消せないものかどうか。できるだけこの借り入れの利率については、かなりの神経を使っていただきまして、有利な借り入れをしていただきたいというふうに思うわけですが、その点ひとつお聞きしたいと思います。

それから第三点は、きのうの水害の台風の問題が出ましたけれども、大地震の対策になるわけですけれども、町田市では起震車を――地震を起こす車、起震車を購入したそうなんですけれども、これは震度幾つというのがどの程度のものか、その揺れぐあいによってどのように自分が対処できるかを実際に体験させるということで購入したそうですけれども、日野市では、そうしたものを地震対策の一環として購入を検討する考えがあるかどうかということです。

それから第四点目は、先ほどの馬場議員の質問に関連するわけですが、その遺跡調査会のやりとりの最後の部分で、遺跡調査会の会則と役員改選を、いわゆる会則、規約に照らして手続をとったということじゃなくて、いままでのは不備であるから破棄して新たにつくりましたということを市長が言われておりますけれども、何事につけこの会則、規約に照らして正規の手続を踏んで、そして改正をし、役員の改選もするというんであれば話はわかるわけです。これが民主的な手続、方法だろうと思うんですが、先ほどの市長の答弁は、非常に乱暴な発言だと思いますので、聞き捨てなりませんのでもう一度確認をしておきたいと思います。

以上四点です。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いまの遺跡調査会の問題について一点だけ関連をしてお聞きをしておきます。

七月の十三日に理事者側で調査委員会をおつくりになって、一カ月以上の調査期間を費して、一つの結論を八月の十九日にお出しになったと思うんです。もしそこで一切の資料がそろっていて疑惑が全くないということであれば、当然監査への――特別監査の依頼というのはなかったはずですので、何らかのそこで調査を必要とする理由があったと思います。そういう問題を抱えている中にもかかわらず、会長としての職責を突然やめる、そして規約も改正をしてしまって次の人に責任を――責任を逃れて次の人に渡してしまう、ということは会長として非常に無責任だと思います。真相が明らかになる前にやめるということは、やはり責任回避だと思いますので、会長として、この問題を結論を出す責任があるわけですから、突然やめてしまうというのははなはだ無責任だと思いますので、何かそこに別の理由があるのではないか、という予想が当然出てくるわけです。

いま小山議員も言われたように、一つの手続を踏まずに勝手にやめてしまう、破棄をする――独裁者のやることです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）民主主義の（「クレムリンだ」と呼ぶ者あり）手続を踏むならば当然改正ということで、多くの理事者の方または役員の人の同意が当然得られるはずですから、不都合があれば改正をする、というのが一つの手順だったはずです。（「憲法を無視するんだから」と呼ぶ者あり）じゃあ、なぜそこで市長は突然やめなければならなかったかということなんですが、五十五年の十二月の議会に、市長はみずから答弁をして地方自治法の百四十二条の長の兼業禁止の規定に触れるので、自分がこの会の会長をやることは問題がある、という発言をなさっております。それから二年近くもその会長の職にとどまりながら、この問題が議会で議論されるようになって突然、しかも資料要求が出た、また、いろいろな人からも問い合わせがある中でやめているわけです。なぜかと思いますが、五十六年当時、翌年は市長選挙の関係もありますから、この問題の引き継ぎによって、市民の前に疑惑が明らかになるということをもしかすれば懸念をされて、あえてその段階では会長の職を疑義があると知りながらもおやめにならなかったんではないか、と私は推測できるわけです。

そこで一点お聞きしますが、この疑惑が持たれている期間、事務局長を務めた人が突然昭和五十五年の十二月十五日で締め切られました勧奨退職によって、五十六年の三月に五十五歳で市役所をやめております。この人を含めて、この当時五十五年の秋ですが、その他の関係者を交えて、この問題いわゆる使途不明金の問題と退職の件を話し合われたことがあるかどうか、その点をお聞きします。

○議長（石坂勝雄君）　一点目、市長。

○市長（森田喜美男君）　一点目は、第三桑園の売り払いの要請をかねて、幼児施設ということで行っておりましたが、御当局の売り払い基準には、緊急な必要があるということの条件を必要とされております。そして二年間、売り払い後二年のうちに目的とする施設を着手せよ、こういうことになっております。したがいまして、われわれの総合的な判断から、市内の各関係者から急がれております、きょう御報告した用途によって、国の御理解を得たい、こういう努力をしておる、というふうに御理解をお願いいたします。したがいまして、幼児教育施設云々につきましての情熱は、特にこういう時期でもありますだけに、一層将来の社会を担う、また人間形成のもとになる、そういう幼年期の幼児教育ということにつきましては、幸いに専門家の御協力が大きくいただけますので、ぜひ日野市で促進をさせていただきたい、こういうことでございますので、直接の関係はないというふうに御理解をいただきたいと思っております。

それから、あとはひとつそれぞれの関係部長ないしは教育長からお答えをさせていただく方がよろしかろうと思います。

○議長（石坂勝雄君）　収入役。

○収入役（成井正夫君）　私どもの方では、基金のことについての御質問にお答えしたいと思います。

現在、基金はすべて三菱銀行の方に預金をしておるものでございます。普通も――普通預金も若干ございますが、現在は六カ月から一年の定期、こういうことでやっております。それからなおその中で公共の建設基金でございますが、これにつきましては、十億を譲渡制預金という三カ月区切りでございますが、七・四％という非常な有利なものでございますのでそれを実施しております。いずれにしましてもこの基金につきましては取り崩しの関係もございますので、財政の方と協議の中で決めていっておるものでございます。

なお若干一般会計等の中で資金の不足を来す、こういうもののための運用ということも考えて、期限の来るごとに検討の上、さらに継続なり変更なりをしている、こういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　起債の件についてお答えいたします。

御指摘のように起債の利息につきましては、利率いろいろございます。ただし、この起債の中でいわゆる市中銀行債以外は自治省の方から融資先を指定してまいります。この指定されているものにつきましては利率は公定で決まっちゃっておりますので交渉するあれはございません。市中銀行の三菱から融資を受ける、あるいは富士銀行等から融資を受けるというケースにつきましては収入役と相談と上、利息を調整しており、なるべく安く借りられるように交渉している、そういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　起震車の購入の意思あ

りやというようなことでお答え申し上げますが、いまさら私が申し上げるまでもなく、震度五ですとか、六ですとか、実際の体験をその震度の強度といいますか、それを体験するための車ということでございますが、この起震車につきましては、私どもいわゆる主管課といたしましては実際にいまのところ購入ということは考えておりません。ただ東京消防庁あたりにございますのをできれば借りてきてみてそれで皆さんに一人でも多く体験していただければというふうには考えておりますが、購入の考えはいまのところございません。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　旭が丘の幼児教育センターの件につきましては、現在どの程度進行しているのか、当面研究施設ということで基本設計をお願いしているという段階でございます。

○議長（石坂勝雄君）　四番目、遺跡調査会、助役。古賀議員のも含めて。

○助役（赤松行雄君）　規約の改正につきましては市長が七月の十三日に調査会の発足というものを前提にしまして厳しい姿勢をとるということで遺跡調査会の会長をやめた後に、会長代行となりました教育長の方で規約改正の手続等をとっているわけでございます。その内容については、教育長の方で御答弁願いたいと思います。

それから五十六年の三月に清掃課長がやめたわけでございます。

この退職を契機にしまして、市長側におきまして（「市長が。市長側じゃない。市長が」と呼ぶ者あり）市長が話し合ったことがあるかということについては、ないわけでございます、はい。それで、当時ごみの二十四時間勤務というものを総務部と清掃課で組合とやっておったわけでございます。私も総務部長でその陣頭に立ったわけでございますけれども、何といいましても現場の清掃が何といいましても、要するに仕事場としての一番問題になるところでございます。これらの問題を含めて、やはり大分神経がまいったというか、体がまいったというふうな状況の中では承知しておるわけでございます。さっきの質問の市長の話し合ったという事実はないわけでございます、直接ですね。はい。（「市長の口からお聞きしたい」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　補足は、教育長。

○教育長（長沢三郎君）　遺跡調査会の規約関係の問題につきましては、七月八日の臨時議会において私の方からもこの規約の中の不備な点等については改正し対応したい、こういうことをお答えしていたわけです。それで、この遺跡関係の経理の関係とは全く別個に、これは規約関係につきましては教育委員会の担当の方を含めまして内部検討をずっと進めてまいりまして、八月の二十七日に役員会を持っていただいて、この役員会の中で規約改正を一応おかけして満場一致で決定していただいた。その役員会を招集する時点で、実は高橋議員さんの方からも冒頭質問があ

りまして、会長の名前でこの招集がかけられないで、副会長の教育長の名前でこの招集がかけられておる、これは一体どういうわけだというような質問がその役員会の中でございまして、私の方では、七月の十三日付で市長の方から会長辞任の一応手続が出されて、本来的にいきますと市長だけでなく教育長も実際問題、教育委員という立場からいきますと現在の自治法に抵触する部分が出てくるわけなんですが、会長も副会長も全部辞任しちゃったんじゃ、それこそこの遺跡調査会そのものが解散みたいな状況で、現在教育委員会が抱えている遺跡関係の問題、これをそういう形で対応するわけにいきませんので、一応会長事故あるときは副会長がこれを代行するという形の規約がございますので、私の方から招集をかけまして、当時その遺跡調査会に残っていただいている五人の委員さんの合議で、現在の新しい規約を確定していただき、二十八日付で発足する、こういうことを決めていただいた、そんなような状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　やめた理由、市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでも申し上げておりますが、私は市長として行政の総合調整をする立場であります。したがって兼務などということをあれこれ本来は行わない方が賢明であるというふうに考えてまいっております。したがいまして、契約事項等は市長と副会長である当時の教育長という関係で事務的な手続も行っております。したがって不合理性のある規約はその拘束から外れるというにはどうすればいいかという問題になってくるわけでありますが、私は私としての考えで離れることによって辞任をした、こういうことに結果にはなると思います。

それから、その理由はもうる申し述べておる内容のとおりでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　収入役にお尋ねしますが、先ほどの基金の預金先が三菱銀行だけであるということですが、七・四％という金利が大変有利だということで、三菱銀行だけに預金しているというふうなことですが、市中の金融機関いろいろございまして、この金利が七・四％というのはたとえば信用金庫とか、あるいは農協とか、そういったところにも金利の交渉をされて結局三菱が七・四％ということで一番有利だというふうな判断でなされたのかどうか、ちょっとそれをお伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　収入役。

○収入役（成井正夫君）　そういう交渉は別にいたしておりません。歳計現金並びに基金というのは、やはり収入役の保管の立場といたしまして、自治法にもございますように、最も安全かつ確実しかも有利、こういうような条件がございます。そういう中で、指定金融機関というものもございまして、これを尊重しまして、そのほかのいろいろな預金の形態もございますが、まず三菱銀行の方で引き受けられるかどうか、というようなこと、そ

ういうようなこの中でどうしてもCD――もう引き受けられないということになればほかの金融機関、こういうようなところと交渉いたしますが、先ほど申し上げました三カ月ごとの切りかえのCD、こういうものは七・四というのは非常に有利なものでございますので、ほかのところと比べてということじゃなくてやっておるものでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　と申しますのは、この質問をして背景は日野市の金融の、財政の金融機関の活用といいますか、そういったものが三菱銀行だけに偏向しているというほかの金融機関の不満というのもかなり出てきているわけで、私もその背景を受けてこの質問をしたわけですが、いまその収入役の発言の中で安全でということで、それからしかも有利というふうなことでしたんですが、じゃあ三菱銀行以外は安全じゃないのかというようなことで、この言葉を聞けば、ほかの金融機関に対して大変問題を起こすわけで、しかも指定金融機関だから三菱にやったというふうな形だけで、こういう金融の基金の預金先を考えていいかどうか。もう少し、少しでも、もちろん安全であることはもう大前提でありますけれども、市内の金融機関が安全じゃないというふうなことは私はないと思います。もう少し、もちろん一般的な借り入れということになりますと――預金ということになりますとこんないい金利のあれはないことはもうわかりますけれども、これだけの金額でございますから信用金庫とか、あるいは農協なんかに交渉してみても、もっと有利な金利が出るかもわからない。そういった点も考えられますので、ぜひひとつ、この市内の市の指定金融機関として市民の税金の収納の窓口として三菱銀行を活用されることはそれはまことに結構ですけれども、そのほかの、たとえばこういった基金なんかの活用なんかは、ぜひほかの金融機関にも当たって研究していただきたい、このように思います。要望になりました。

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですね。（「結構です」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私が先ほど聞きました点について、市長から直接お答えがなかったんですが、昭和五十五年の秋に遺跡調査会の会計問題と担当事務局長の退職の件を含めて話し合われた事実がありますか、ということをお聞きしましたので、なければない、あったならあったと市長の口から答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういうことはいたしません。そういうことをいたしたことはないと思っております。むしろ職員それぞれ活躍をしている方々ですから慰留をした、というふうに思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　話し合いを持って慰留を勧めたんですか。（「慰留した」と呼ぶ者あり）慰留したといまおっしゃいましたけれども、じゃあ話し合いは持たれたか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何か関係で話したとか、こうおっしゃいますから、そういう関係の話はいたしておりません。こういうふうに申し上げているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　じゃあ、勧奨退職等の場合は、市長はおやめになる職員の方と何度かお会いになって――何も問題がない場合ですね、お会いになってお話しになるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般的な勧奨というのは、定年退職というのが大部分であります。例外的に健康等の理由で、あるいは個人の身上の上の理由で、どうしてもという方もあるわけでありまして、そのような受けとめ方で処理いたしております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　この点だけはっきりさせていただけばいいわけですから、では、このおやめになった方と話し合いの場は持って、その場では慰留をされたということですね。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事前に健康上の理由のことも耳にしておりましたので、なるべくひとつがんばってほしいものだというふうな話はしたと思っております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　質問を許していただいてありがとうございます。

国民年金について若干の質問をいたします。五十七年度――ここに加入者が本年度、昨年度書かれているわけですが、初めに全部で市民全体で何人ぐらい加入者が総数であるのか、それを先にお聞かせください――これは総数でございますか。はい、了解しました。

日野市の場合、この年金の納付期限が四月末、七月末、十月末そして一月末となっているようでございますが、他市の様子を調べてみますと、こういうこの月に納付期限を決めているところはこの三多摩に限って私は調べたわけですが、ないようでございます。大方のところが、六月、九月というふうに二カ月おくれですね。これは最初からこういうふうになっていたのか、あるいは途中で何か理由があってこういうふうな納付期限になったのか、もしその理由があればその経緯などをちょっと知らせてください。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えいたします。

ただいま国民年金の納付期限の問題で他市との比較の問題で御

質問がございました。確かに当市の場合は納付期限が四、五、六月分を四月納期という形で従来ずっと参っております。これは理由はございませんで、ずっと発足当時からそういう形をとっておるようでございます。実は、私どももそのことに気がついておりまして、いま実は口座振替の問題をいま検討しています。これは納付期限とそれとは違いますけれども、口座振替を実施するに当たって、いま御指摘がありましたように四、五、六月分を六月納付期限という形に改めたいと思っています。それは直ちにというわけにまいりませんで、五十八年の一、二、三を三月納付という形、その時点から改めてまいりたい。したがいまして私の方は、確かに御指摘のようにそのいう納付期限でございます。この際、改めたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　はい、了解しました。実は他市から引っ越してこられる方が皆さんそこのところを指摘なさいまして、大変苦しい経済情勢の中で、市民の暮らしはますます大変だということで、二カ月早い前納というのは、どういうわけだろうかという質問が再々ございました。ですから、そういうふうに気がもうつかれて、一月の分から三月末にということでしたら、結構でございます。

そしてもう一点、さらにこれも他市との比較でございますが、国民年金を納めるのに、わざわざ庁舎なり、あるいは支所まで足を運ばなければ納められないということで、やはりそれも苦情が出ておりましたが、今度は口座振替というふうなことで、これも解消されるかなと思いますが、市民要望は車による動く窓口でできないかというふうなことがございましたので、そのことを質問したいと思っていたんですが、来年度から口座振替ということでもう決定しているんでございますか、その三月末にやるのと同時に振替をするということでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　そのとおりでございます。いま、まだ各市内の金融機関といま調整中でございまして、これはもうやっていただくということは決まっております。しかし、まだ協定まで至っておりません。近くは協定をするつもりでございます。いろいろ口座振替の手数料の問題とか、いろいろございまして、なかなか調整つきませんが、ようやくここで調整がつきましたので協定をいたしたいと思います。したがいまして一、二、三からは確実にやりたい、そういうふうに思っております。

（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第二、諸般の報告を行います。

会務報告についてはお手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十分散会

九月十四日　火曜日

（第三日）

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十六号

九月十四日　火曜日　（第三日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簱野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊明	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（一名）

二十六番　秦　正一君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	長沢三郎	君
監査委員	高崎克好	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	平川雅弘	君
書記	串谷省三	君
書記	田野和	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　小野口純子君

議事日程

昭和五十七年九月十四日（火）

午前十時開議

（請願審査報告）

一　請願第五七―一一号

二　請願第五七―一三号

（設置・選任）

三

四

（議案上程）

五　議案第六二号

六　議案第六三号

七　議案第六四号

八　議案第六五号

九　議案第六六号

一〇　議案第六七号

一一　議案第六八号

一二　議案第六九号

一三　議案第七〇号

一四　議案第七一号

一五　議案第七二号

一六　議案第七三号

（建設委員会）

新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願

臨時自転車置場の撤去についての請願

日野市議会昭和五十六年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任について

日野市議会昭和五十六年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任について

昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定について

昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について

昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について

昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について

昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について

昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について

昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について

日野市条例の左横書き等整備に伴う特別措置に関する条例の制定について

日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

一七　議案第七四号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
一八　議案第七五号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一九　議案第七六号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について
二〇　議案第七七号　日野市文化財保護条例の制定について
二一　議案第七八号　市道路線の一部廃止について
二二　議案第七九号　市道路線の認定について
二三　議案第八〇号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について（第二号）
二四　議案第八一号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）
二五　議案第八二号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）
二六　議案第八三号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）
二七　議案第八四号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）
二八　議案第八五号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第一号）
二九　議案第八六号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）
三〇　議案第八七号　日野市三沢一〇八三番地先市道上の市の義務に属する事故に係る示談について
三一　議案第八八号　黒川都市下水路（その五）工事請負契約の締結について
三二　議案第九一号　昭和五十六年度日野市土地開発公社決算の報告について
（報告事項）
三三　報告第五号　交通事故（日野市神明一丁目一二番地の一先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について
三四　報告第六号　南平六丁目地区の下水路を暗渠とすることに関する請願
（請願上程）
三五　請願第五七―二四号　人工肛門・人工膀胱者に対する補助金支給についての陳情
三六　請願第五七―二五号

三七　請願第五七―二六号　道路改修工事請願
三八　請願第五七―二七号　水害等対策に関する請願
三九　請願第五七―二八号　下田地区センター増築工事についての請願
四〇　請願第五七―二九号　婦人問題解決のための日野市行動計画策定に関する陳情
四一　請願第五七―三〇号　日野市私立幼稚園児父母への補助金増額についての請願
四二　請願第五七―三一号　私道舗装整備に関する請願
四三　請願第五七―三二号　下水道設置及び道路側溝改善に関する請願
四四　請願第五七―三三号　市区町村社協の充実強化に関する意見書採択に関する請願
四五　請願第五七―三四号　日野第三中学校の過密化緩和のため、同校の施設設備の補充、並びに昭和五十九年四月までに同校を含む新設校建設完全実施のための請願
四六　請願第五七―三五号　ゴミ収集方法の変更に関する請願
四七　請願第五七―三六号　市民会館建築に関する請願
四八　請願第五七―三七号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願
四九　請願第五七―三八号　住宅環境保全に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から第四九まで

午前十一時十三分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十三名であります。

これより日程第一、日程第二、請願第五七ー一一号、新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願、請願第五七ー一三号、臨時自転車置場の撤去についての請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　建設委員会の請願について報告をいたします。

請願第五七ー一一号でございます。新井用水路の側道の舗装及びガードレール設置の請願でございます。建設委員会の審査報告を申し上げます。

本請願につきましては、平野英夫様外六十八名の署名で、日野市上田四一五ー一番地地域内に新井農業用水路側を、子供たちの通学道路または一般の生活道路として多くの住民が使用なされておる道路でございます。未整備のため急険も多く、特に雨天の場合は事故の発生もあるように考えられる場所でございます。七月五日、建設委員会で現地調査を行い、その後、請願者、新井農業用水組合関係者ともども十分に話し合いを行っていただき、ガードレール、道路舗装、両側の整備となっておりますが、とりあえず北側をガードレール、道路舗装を整備するという説明が理事者側の方でいただきましたものですから、採決の結果、全員一致採択と決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

次に、請願第五七ー一三号でございます。臨時自転車置場の撤去についての請願についてでございます。建設委員会の審査報告を申し上げます。

本請願については、日野市新町二丁目の一三ー一六番地、和田五郎様外六名の署名で、日野市新町一ー一ー六番地前の道路について、全面的に自転車置場となっております。周囲の通行に非常に支障を来しておるということでございます。同市道を通行する市民を相手に飲食店、小売店等の営業を長年継続しておりますけれども、道路に臨時自転車置場となされて以来、市民の歩行者が絶え、困難となり、客足が閉ざされている。営業を継続することが不可能な状態でありますということでございます。その請願でございます。建設委員会で七月五日現地調査を行い、また、建設委員会の審議の中で、現在の設置場所に全部を廃止しなくてもよろしいんじゃないか、一列ぐらいの自転車を置いてもよろしいんじゃないか、というような意見もございました。

そこで、理事者側との詰めの中で、新町一丁目の一一番地の

ところに駐輪場として新設をする予定となっていることの説明がございましたので、理事者側と十分なる審議をいたしました。採決の結果、全員一致で採択と決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七－一一号、新井用水路側道の舗装及びガードレール設置の請願、請願第五七－一三号、臨時自転車置場の撤去についての請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

○

これより日程第三、日野市議会昭和五十六年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付の印刷物のとおりです。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会昭和五十六年度一般会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより日程第四、日野市議会昭和五十六年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付の印刷物のとおりです。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会昭和五十六年度特別会計決算特別委員会設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第六二号、昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六二号、昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定についての議案について、提案の理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により監査委員の意見書並びに主な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　監査委員から監査の報告を求めます。

〔監査委員登壇〕

○監査委員（高崎克好君）　監査意見を申し述べます。

五十六年度の一般会計の決算審査につきまして、前もって市長から提出を受けました歳入歳出の決算書類、財務諸表、付属の明細書等につきまして、米沢監査委員とともに慎重なる監査を行いました。

また、関係職員よりもその詳細にわたりまして内容の説明を受けたわけでございますが、監査の結果は決算書を初め、すべての書類に計数等の誤りは全くなく、予算の執行状況もおおむね議会の議決に沿って執行されたと認められましたので、ここに御報告いたします。

なお、内容につきましては、お手元に御配付してございますところの意見書を御披見くだされますようお願いいたします。

実は、一個所補足させていただきたい点があるのでございますが、意見書の中の三十六ページでございますが、検討を要する事項等という項がございます。括弧四におきまして、委託費が非常に増加している点を指摘しているわけでございますが、御一読願えたかもしれませんが、前年度よりも委託費が三億円増加し、六年前の五十一年度から比べますと何と八億四千万円増加しているわけでございますので、このままふえたらどうなるかなという心配があるわけでございます。もちろん各主管からの質問の状況によりますれば、すべて必要なものばかりなのでございますが、かように委託費が増加しているわけでございます。

実は、この点につきまして、ある人より二、三日前に、この文章だと委託費の増加はだめだ、市の職員の増加をすべきであるというふうに読めるよ、というふうに指摘を受けたわけでございまして、確かに親切に言っていただきまして助かったわけでございますが、感謝申し上げているわけでございますが、はなはだ文章が寸足らずで申しわけなかったのでございますが、現在の行政改革が叫ばれておる中で、監査委員ともあろう人間が、市の職員の増加を希望するというわけはないのでございまして、市役所の各主管課の中に、職員の増加はできない、むずかしい、だから委託する、強いて言えば安易に委託する、そのような風潮がありはしないかどうか、という疑問をぶつけているわけでございまして、この文章の意味は、そういう委託に出す前に、みずからの仕事のむだの有無、事務能率の改善等、いわゆるいま盛んに叫ばれております事務事業の見直しをしてもらいたい、という意向でございますので、はなはだ文章が寸足

らずで申しわけなかったのでございますが、ひとつその辺を御容赦願いたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六二号、昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第六三号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第六四号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第六六号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六七号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第六八号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について。本議案は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第六三号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第六四号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第六六号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六七号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第六八号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について。本議案は、地方公営企業法第三十条第四項の規定に基づき、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは、ただいま上程されました議案の順序に沿って提案の理由を申し上げます。

議案第六三号は、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会件決算の認定についてであります。本議案は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について御意見があれば承ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六二号、昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　それでは、ただいま上程されました議案の順序に沿って提案の理由を申し上げます。

議案第六三号は、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会件決算の認定についてであります。本議案は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定に基づき、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第六九号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市条例を横書きに改めること及び用字、用語の統一等の整備について必要な事項を定めるため、制定するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは説明に入ります前に、大変恐縮でございますが、誤字がございますので御訂正をいただきたいと思います。

目的の第一条の下の方でございますが、かぎ括弧の中で既在の条例となっておりますけれど、既存の条例、在を存に改めていただきたいと思います。大変恐縮でございます。

それでは御説明申し上げます。この条例は市の公文書の形態を一部例外を除きまして左横書き、左とじに統一する、こういうために現行の縦書き条例を横書きに改める、いわゆる特別措置条例でございます。

第一条につきましては、ただいま申し上げました趣旨によりまして既存の条例を左横書きに改め、あわせまして共通する用字、用語の統一等の整備を図るということが、この条例の目的でございます。

第二条につきましては、左横書きにするという形式を定めるものでございます。

次に第三条関係でございますけれど、これにつきましては既存の条例の中で漢数字は原則としてアラビア数字に、また、文面上の位置や方向を示す用語、たとえば左は次というふうに改める。また、心身障害者（児）に対する不快用語をそれぞれ上欄から下欄の用字、用語に改めるという内容でございます。

次に第四条関係でございますけれど、これは題名の整備でございまして、最近の条例にはすべて頭に日野市を冠しておるわけでございますけれど、ここに掲げました条例につきましては、日野市が冠しておりませんので、これを日野市を冠して統一を図るという内容でございます。

施行につきましては、五十八年三月三十一日からお願いしたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第六九号、日野市条例の左横書き等整備に伴う特別措置に関する条例の件は、

総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七〇号につきまして、提案の理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは議案第七〇号の条例改正につきまして説明をさせていただきます。

ただいま市長の方から提案理由のとおり、地方税法の一部改正が行われました。それで、付則の九を改正いたすものでございます。この項は国民保険税の減額の特例でございます。新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、五十六年度を五十七年度に改め、二十三万円を二十四万円に改めるものでございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七一号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第七二号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第七四号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括

議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七一号の提案の理由を申し上げます。

本議案は、東京都の老人福祉手当に関する条例の改正に伴い、老人福祉手当の支給額を月額一万四千五百円に改めるため、日野市老人福祉手当条例の一部を改正するものであります。

議案第七二号は、東京都の心身障害者（児）福祉手当に関する条例の改正に伴い、心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正するものであります。

議案第七四号は、東京都の児童育成手当に関する条例準則の改正に伴い、障害者に関する用語等を整備するため、日野市児童育成手当条例の一部を改正するものであります。

ちょっと順序を前後いたしましたが、議案第七三号は、保証人の資格要件を改めるため、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正するものであります。

以上、四議案につきまして、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　議案第七一号から順を追って説明申し上げますが、説明の前に、付則の欄で変更がございます。お手元の変更表のとおり七一号、七二号については、お手数ですが御訂正をいただきたいと思います。

七一号は、日野市老人福祉手当条例の一部改正をお願いするものでございますが、提案理由の中にもございましたように、東京都老人福祉手当に関する条例が一部改正をされました。これは昭和五十七年度東京都条例第二一号によりまして改正されたものでございますが、それが昭和五十七年三月三十日に交付されたことに伴いまして、市条例の改正をお願いするものでございます。

この老人福祉手当につきましては、六十五歳以上のお年寄りで六カ月以上寝た切りの状態のお年寄りに支給するものでございます。現在、二百八十人の方が対象になっております。

続けて七二号の説明を申し上げます。東京都心身障害者福祉手当に関する条例の一部が改正をされました。五十七年三月三十日に交付されたことに伴いまして、手当額の増額を内容とする一部改正をお願いするものであります。

国の制度につきましては、現在の一万円を一万五百五十円に。五百五十円の増額、これは九月からでございます。

それから都、市の制度につきましては現在一、二級の方に差し上げております八千円、それから三、四級の四千円、難病の

六千円、障害がダブっている方に差し上げる重複手当、この千五百円を、それぞれ五百円アップするものでございまして、十月支給分から増額といたすものでございます。

それから七三号について御説明を申し上げます。七三号につきましては、住宅改良資金融資制度がございます。これは五十一年四月に発足し、六年を経過しているわけでございます。この制度、融資に当たっては、保証人が区市町村民税の完納者である証明として納税証明をつけていただいておりますが、申し込みの時期によっては前年度の納税証明が出ない場合もございます。

具体的に申し上げますと、たとえば四月、五月にこの納税証明書を取る場合には、市町村民税の特別徴収の最終納期が六月十日となっております関係上、納税証明書が出ないわけでございます。そういった事務上の手続上、不可能なことがございまして、それがこの制度の問題点になっておりまして、今回、条文を「納期の経過している区市町村民税、都民税る完納していること」に改正をいたしたいと思います。

それから七四号について御説明を申し上げます。

今回お願いする一部改正は障害に関する用語、いわゆる不快用語を改めて整備することを趣旨としております。

昭和五十七年東京都条例第百八号、これは東京都児童育成手当に関する条例の一部を改正する条例が五十七年七月十九日付で交付されたことに伴いまして、同日付で東京都福祉局長から市の児童育成手当条例準則の一部を改正することについて通達がございました。すでに先ほど議案六九号で日野市条例の左横書き等整備に伴う特別措置に関する条例の用語統一、整備がございますが、同条例の施行が昭和五十八年三月三十一日でございまして、時期的にもそれまで間隔があく関係、それから東京都からこの準則はなるべく早い時期に改正をするのが妥当であるという指導、それから本条例の改正は、用語の改正以外に条項の削除部分があります。そういった三点の理由から単独条例議案として上程をいたすことに相なったわけでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七一号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第七二号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第七四号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七五号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七五号の提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立総合病院に歯科を開設するため、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第七六号は、日野市立総合病院の歯科診療開始に伴い、日野市立総合病院使用条例の一部を改正するものであります。

以上の二議案の詳細につきましては、病院事務長に説明をいたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　それでは議案第七五号並びに七六号の提案理由の詳細につきまして御説明を申し上げます。

説明に入ります前に、付則の一部に変更がございます。七五、七六号の議案ともでございますが、本日のお手元に配ってあります訂正に従いまして御訂正願いますように、あらかじめお願いしたいと思います。

それでは議案第七五号でございますけれども、本議案につきましては日野市立総合病院の中に歯科を開設することに伴いまして、条例の一部改正をお願いするものでございます。改正をお願いする条文につきましては、第二条第二項の診察科目でございますけれども、現行は内科、小児科、外科、整形外科、皮膚・泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科の八科目で運営をいたしておりますけれども、今回、歯科を開設することに伴いまして、新たに歯科を追加するものでございます。

なお、歯科の開設につきましては本年十月一日を予定しております関係上、この条例の適用につきましては五十七年十月一日よりお願いするものでございます。

続きまして議案第七六号でございますけれども、本議案につきましても日野市立総合病院の中に歯科を開設することに伴いまして条例の一部改正をお願いするものでございます。改正をお願いいたします条文は、第二条第二項第一号の診察科のうち、

健康保険に加入しております患者の診察料につきましては、現行は健康保険法の規定によりまして診察報酬点数表を甲表により算定した額を徴収いたしておるわけでございますけれども、この診療報酬の点数表甲表は歯科を除いてでございます。一般診察科目に適用されまして、歯科は適用されていないということでございます。歯科の場合には別表第二の歯科診療報酬点数表により算定した額により徴収するように定められております。

したがいまして、歯科を開設することに伴いまして第二条第二項第一号中、甲表により算定した額を別表第一診療報酬点数表（甲）及び別表第二歯科診療報酬点数表により算定した額に改めるものでございます。

なお、開設を十月一日に予定をしております関係上、この条例の適用につきましては五十七年十月一日より施行をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七五号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七七号、日野市文化財保護条例の制定の件を題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七七号の提案理由を申し上げます。

本議案は、文化財保護のより一層の充実を図るため、日野市文化財保護条例の全部を改正するものであります。詳細につきましては教育長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　議案七七号、日野市文化財保護条例の制定についての説明をさせていただきます。

冒頭、字句の一部修正をお願いいたしたいと思います。お手元に正誤表が届いておりますが、付則の中の「この条例は昭和五十七年十月一日から施行する」というのを、十一月一日から施行するという形で改めさせていただきたいと思います。

では、内容につきましてごく簡潔に御説明申し上げます。

現在の日野市の文化財保護条例は、昭和三十五年に一部改正が行われて以来、二十一年間実質的な改正がなく経過してきたわけでございますが、この間、文化財保護に関しまして種々な問題が提起され、現在の時代の要請、これにそぐわない面も生じてまいりまして、文化財保護に対する一層の充実を図るというものから、文化財保護条例の全部を改正する、こういう形の条例でございます。

なお、文化財保護に関しましては、国においては昭和五十年七月一日に文化財保護法が改正され、それを受けまして東京都におきましても昭和五十一年三月三十一日、東京都文化財保護条例が改正されております。日野市におきましても昭和五十五年七月、文化財専門委員の任期満了を機に、新しい文化財専門委員の方々に対しまして条例改正案を提示し、以後、慎重に検討して今日に至りました。

改正の主な内容でございますけれど、文化財の定義につきまして、文化財保護法並びに東京都の文化財保護条例の定義と同一の内容として整備を図りました。

次に、文化財の保護行政機関、所有者及び一般市民の文化財保護に関する責任について、一応指定してまいりました。

それから市の文化財の指定が国または都の指定と重複が行われないように改めました。

四番目に、民俗文化財の保護制度を新たに確立を図りました。

五番目に、現行の文化財専門委員に変えて合議制の審議会といたしました。

六番目に、審議会につきましては、文化財行政の一環をなしているので、条例上新たに一章を設け、関係規定を一体とした改定を行いました。したがって、現行の日野市文化財専門委員の設置に関する条例は、廃止することにいたしました。

七番目に指定有形文化財、指定史跡、名勝天然記念物等の破損等の行為に対する刑罰規定を整備いたしました。

以上が改定した内容の主な点でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　ただいま文化財保護条例の全部を改正ということでございますが、一部改正という言葉はよく使われますが、全部を改正ということは私は適当ではないんじゃないか、全部を改正するということは、新たに制定をし直すという意味の方が強いんではないかと思いますので、この点まず第一点お尋ねをします。

それから第十条でございましょうか、市の指定の有形文化財の管理または修理につき多額の経費を要し云々とありますが、ここには予算の範囲内で補助金をその経費の一部に充てさせるんだ、このように書いてあります。その後の第十二条にいきまして、同じく管理または修理ですが、勧告に基づいて措置をする場合には予算の範囲内の全部または一部を、このようになっておりますが、この辺の違い、それからその経費の一部、全部という違い、この辺を詳しく説明をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　日野市文化財保護条例の全部を改正するという、この全部を改正するという表現は適切でないんじゃないかといま御指摘のとおり、もとの保護条例というのがあるわけですから、そうなりますとその内容の残されている部分もあるわけなので、全部という表現は適切でない面もあると思うんですが、ただ、先ほどもちょっと申し上げましたように、文化財の専門委員の条例、これも別個にございまして二つの条例を一本にまとめて新しくこの保護条例というものをつくり上げたというので、普通ですと新旧対照表のような形で旧と新を上下の段に分けて御提案できるような形が一番望ましいわけでございますけれど、今回の改定そのものがほとんど内容的に全分野にわたっての改正で、新旧の対照表みたいなものが添えて御提案できないような全面的な改正を行ってしまいましたので、全部改正というような表現を使いましてここで御提案したわけですけれど、内容的には旧条例の中で生かされている部分もございますので、表現としての全部改正というのを一部改正に改めさせていただいて、ここで改めて御提案し直す、そういうことでこの全部という表現、先ほど私の方で申し上げたようなわけなので、その表現の意図するものが適切でないということでございましたならば、旧の条例の中で残されている部分もこの中に確かにあるわけですから、そういう意味では、一部改正という表現も当たると思いますので、この点について全部改正という表現がまずいということであれば、一部改正ということで進めさせていただきたいと思います。

それから、いま御指摘のありました内容につきまして、文化財保護庁でまとめました――主幹もおりますので、主幹の方から詳しくその辺の内容については説明させていただきたいと思います。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　答弁者を呼びに行ってもらいますから、ちょっとお待ち願います。（「議長」と呼ぶ者あり）

教育長。

○教育長（長沢三郎君）　もし許されるならば、文教委員会の中でいまの黒川議員さんの御質問も含めて克明に解明させていただきたいと思うんですけれども……。（「議長」と呼ぶ者あり）」

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　教育長からそういうたっての要望でございますので私もこれ以上、では委員会の方でひとつやっていただきたい旨をお願いいたします。

それからいまの、教育長よろしいんですか、この一部を、全部を一部という改正で。市長はなにか大変不満そうな顔をして助役と話しておりますけれども、よろしいんですか。

市長どうですか、これ。全部改正という言葉はおかしいんじゃないか。いわゆる全部を改正するぐらいなら新たに市が制定新しいものをつくり直そう、こういう解釈でいいんじゃないかと言ったら、非常に不満そうな顔をしてますんでどうですか、市長。（「黒川議員の言うとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般的な慣例があると思います。そういう一つの形式を踏むものでございますので、今回はやはり全部改正というのが当たっているんではないかという形で提案を申し上げております。しかし、特にこだわらなきゃならんこともないかもしれませんが、私の見解はそのとおりでございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　黒川重憲君。

○十七番（黒川重憲君）　なにかいまの市長の答弁は、私の質問が全くくだらないような質問をしているかのように（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）聞こえるわけですよね。そんなことはないわけですよ。そんな、勝手にあなた、全部のもの改正なんていうことと全然違うわけですから。いまのは非常にまずい答弁ですね。これはひとつ、議場において陳謝させるべきだと私は思いますよ。もう一度さらに答弁を。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もう一遍、私もじゃ検討、研究してお答えをさせていただきます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　第二条の一、建造物、絵画、彫刻、工芸品、その次のものショセキ（書跡）と読むんでしょうけれども、これは書いたものの、すばらしく書いたものという、そういうような意味でしょうか。どういう意味でしょう、これ。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　書跡という、書の跡というものですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）いま名古屋議員さんがおっしゃったとおりに、古い、文化財として適当というような残された書跡、書というか、書体等のそういう跡といいますか、それをここで書跡という表現で一つの文化財の中にまとめている、そういうように受け取っております。

○議長（石坂勝雄君）　谷　長一君。

○五番（谷　長一君）　先ほどの説明ですと、文化財の指定につきましては国の指定並びに都の指定は、今回は除外するというふうに伺いました。

しかし、私は許認可権の地方の委譲というようなことも考えてみますると、やはり地方が地方自治ということに主体性を持つというのは、これからの地方自治のあり方ではないかと考えますと、どうしてもこの文化財も国、都ということではなくて、やはり日野市も市が指定しまして市民に親しまれる文化財にするということが大切ではないかと私は思うのです。

どうしてかと申しますと、文化財の表示板等を見ましても、市がそれらの表示をしなければされないというようなところが各所にあるようです。これは名勝、古跡等を回ってみましても、市が補足をしてやっているのかどうかはよくわかりませんけれども、やはり市民に親しまれる文化財ということになりますと、それは確かに手間を省くという意味においてはいいかもわかりませんけれども、やはり私たちの身近にある文化財ということを考えてみますると、これは確かに重複をするという面はあるかもわかりませんけれども、私は重複をしまして指定をして補修等に、または破損等に関しまして最も身近にいる日野市の文化財に、今度新しくできる審議会のようなものは目を光らせまして少しでも風雨雪霜に長い間耐えてきた貴重な文化財ですから、私は個人の見解としてよりも、やはり市民を代表しまして、どうしてもこの際、文化財というものを重複してもいいからこれをひとつ市ということで、市の文化財ということで指定していただきたいということを意見として申し添えておきます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七七号、日野市文化財保護条例の制定の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、文教委員会に付託いたします。

これより議案第七八号、市道路線の一部廃止、議案第七九号、市道路線の廃止、議案第八〇号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第七八号の提案理由を申し上げます。

本議案は、上台一号線外十六路線の一部を道路法第十条第一項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第七九号は、日野都市計画神明上土地区画整理事業の完了に伴い、上台二号線外百二十六路線を道路法第十条第一項の規定に基づき廃止するものであります。

議案第八〇号は、日野都市計画神明上区画整備事業の完了に伴い、大坂上一号線を道路法第八条の規定に基づき市道認定するものであります。

以上三議案、詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、ただいま上程されました三つの議案につきまして御説明申し上げます。

ただいま上程をされたわけでございますけれども、大変恐縮でございますけれども議案にミスプリントがございますので、おわびを申し上げて訂正をさせていただきたいと思います。

まず七八号の関係でございますけれども、議案書の裏側のところで路線名が上台一号線から載っておりますけれど、この三つ目でございます。大坂西七号線というのが三つ目にございまして、これの起点が大坂上三－二五－二となっておりますけれども、これは日野台の一－二一－四の誤りでございます。大変申しわけございません。したがいまして、起点とされております説明図がございまして、その説明図の左上の方に大坂上という字句が四角の括弧で囲ってございまして、そのすぐ右上に小さく大坂上三－二五－二というふうに書いてございますけれども、この部分につきましてもいま申し上げましたように日野台一－二一－四というふうに御訂正をお願いいたしたいと思います。

それからさらに、議案八〇号でございますけれども、これにつきましても大変重大なミスがございまして、申しわけございません。いま、八〇号の議案の一枚裏側でございますけれども、議案書の裏側でございます。路線名が載っております。大坂上一号線とございますけれども、これは大変申しわけございません。九号線の誤りでございます。九号と御訂正をいただきたいと思います。したがいまして、その裏側についております説明図の方も、上の見出しでございます。市道大坂上一号線認定議案説明図というふうになっておりますけれども、これも一号を九号に御訂正をお願いいたしたいと思います。大変恐縮でございます。それでは三議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案七八号でございますけれども、これにつきましては市道路線の一部廃止をお願いするものでございまして、本年の六月議会で神明上の区画整理事業の関連に伴いまして、百四十六路線の認定をお願いをいたしまして御認定をいただいたわけでございますけれども、それに伴いまして在来路線の廃止のち区画整理区域外に一部路線の残る路線の一部廃止の分が十二路線、これを一部廃止するものでございます。

その他五路線も一部廃止するものでございます。

それで、上台の一号線から姥久保九号線は備考記載のとおり区画整理完了に伴う一部廃止でございます。

それから寺ノ下一号線の一部廃止につきましては、五十二年三月に都が施工いたしました高幡橋の改修に伴いましてこの橋の南岸を西に下る取付道路とのつけかえ交換を行いまして、そのために廃止するものでございまして、相手方は京王帝都電鉄でございます。

それから百草境の一部廃止につきましては、三沢台小の南に設置されました市立百草台自然公園内にありましたものを廃止させていただくものでございます。

それから桧山路線並びに後堂一号線の一部廃止につきましては、東電学園内にあったものでございまして、現況が廃滅いたしております。廃止をお願いするものでございます。

続きまして議案第七九号につきましては一部路線の廃止でございまして、これはただいま申し上げました議案七八号と同様に神明上の区画整理事業に伴います関係のものでございます。

次に八〇号でございますけれども、市道路線の認定をお願いいたすわけでございますけれども、これも神明上の区画整理事業等に関連をいたしましてお願いをするものでございます。

以上三議案、簡単でございますが、よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊明君。

○十八番（古賀俊明君）　市長に伺いますが、市道の廃止、神明上区画整理事業完了に伴っていま提案されておりますが、六月の議会で市道の認定というものが神明上区画整理事業の完了に伴って提案をされ、可決されました。順序からいきますと廃止をまずして、それから認定というのが順序じゃないかと思いますが、職員の配置等の問題もその中に、いわゆる作業の完了ということであるのではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおりというふうにお答えを申し上げます。事務的な順序が少々手間取ったということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊明君。

○十八番（古賀俊明君）　ですから、効率的な職員の配置がされているとお考えですかと聞いておるわけです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一層事務能率の、配置等につ

いても検討する次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第七八号、市道路線の一部廃止、議案第七九号、市道路線の廃止、議案第八〇号、市道路線の認定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時五十分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第八一号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八一号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算第二号であります。補正額は歳入歳出それぞれ四億五千六百十三万円を追加し、歳入歳出の予算総額を二百四十億三千九百十二万七千円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　それではただいま提案されました議案につきまして御説明申し上げます。

お手元にございます昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第二号）の資料の五ページ、日野市一般会計補正予算説明書と書いてあります。そこから説明していきたいと思います。

提案理由の中で説明がありましたように、四億五千六百十三万を追加するという歳出歳入それぞれの補正でございます。その項目につきまして、歳入につきましては各そこに掲げてあります款により歳入でございます。

歳出につきましては七ページ、それぞれそこにやはり歳出の

款が掲げてございます。それらの修正として歳出合計が四億五千六百十三万という額になるわけでございます。

続きまして、八ページ以降各ページごとに主なものを御説明していきたいと思います。

歳入につきましてはまず八ページ、九ページでございますが、これは単価アップによります補正でございます。

それから次のページの都支出金の都負担金でございますが、十、十一、これも前ページ同様単価の修正による補正でございます。

それから次の十二、十三ページにつきましても、これは十三ページの説明欄に書いてありますように農業費の都補助金でございますが、東京都優良集団農地保全育成事業として額の補正による追加でございます。

それから次の十四、十五、総務費につきましても額の決定による補正でございます。

次の繰入金でございます。十六、十七ページ、これは公共施設建設基金より取り崩して歳入に充てている分でございます。一億一千七百十九万九千円という額を取り崩したということでございます。現在、公共施設の残額はこれによりまして十七億四十九万二千円ということに相なります。

それから次のページ、十八、十九ページにつきましては、これは繰越金でございます。先ほどの午前中の議会でも御提案申し上げました決算書に六億一千九百五十七万九千円ばかりの繰越金がございます。それのうちから補正として三億一千百四十四万五千円をここに充当した、こういう内容でございます。

次のページの二十ページ、二十一ページの諸収入、これは高速道路関連の収入でございます。五十五年から、五十五年が五百万、五十六年が二千万、五十七年度が二千万という額で高速道路関連で交付されるものでございます。

次の二十二ページ以降は歳出でございます。歳出につきましては、全般的な説明といたしまして、いまこの一番上段にございます職員手当等という欄がございます。これは年度人件費、いわゆるアップ率四・九％で当初予算計上してございます。その中では六月の手当につきましては一・八％という内容になっておりましたが、実際には二・一八五で支給されておりますので、いわゆる人件費総額の中から操作してございます。その操作した分をここで補正をお願いするというわけでございます。

つまり、〇・三八五の不足分を計上してある、こういう内容でございます。

それから議会費の中の十五、工事請負費、これは説明欄に書いてありますように議員控室の増設二十二平米分のための予算でございます。

次のページ二十四、二十五におきましては、二十五ページの方の説明欄から一番下の償還金利子及び割引料につきましては、

市税の還付金の記事に書いてあります内容のとおりでございます。前年度の精算に基づく返還金でございます。

次のページも同様でございます。

次に、飛びまして三十九ページ。一番最下段、工事請負費がございます。これは高幡福祉センターの改修に伴う補正予算でございます。

次に、次のページ四十一ページの説明欄、地区センター、十五番、上から三段目工事請負費、地区センターの新築、これは当初予算で計上してありましたんですが、土地の地形上の問題でいわゆる鉄筋構造という建築上の問題がございます。そのために不足するものを追加するものでございます。

その下の管理謝礼という説明欄がございます。これは消費者農園の管理者に対する謝礼金でございます。

次には四十六、四十七ページをお開き願いたいと思います。二番目の負担金、補助金、これは南多摩共立病院の職員退職に伴います退職積み上げの額の計上でございます。

それから中段にございます十五工事請負費、環境衛生費二百四万ですが、これは火葬場の駐車場を防じん舗装するという内容のものでございます。

次、四十九ページ、上から二段目、需用費の中に年末年始用ごみ保管袋というのがございます。これは清掃部におきまして年末年始における各家庭のごみの保管をするための袋を支給するための予算でございます。

それから同じページで下から二段目、十五工事請負費、ごみ焼却炉煙突改良、これは煙突改良を予算の請負費に計上してございますが、不足分の追加でございます。

次に、飛びまして五十六、五十七ページをお開き願いたいと思います。一番最下段、事故賠償金がございます。これは今回の議案八八号で提案されております内容に伴う医療費の計上でございます。

次に五十九ページ、中段の工事請負費がございます。日野六号線側溝新設、これが高速道路関連の先ほど歳入で二千万ございました。その関連におきまして行われる工事でございます。以下につきましては説明欄のとおりでございます。

それから公有財産購入費につきましては、いままで土地開発基金で手当てしてあった分をここで行政財産として買い戻したというものでございます。平米数等につきましては説明欄に記載されておるとおりでございます。

次に、飛びまして六十八、六十九ページをお開き願いたいと思います。

中段、教育振興費で十八の備品購入費、国庫外教材六百四十万七千円がございますが、これは臨調で国庫教材のいわゆる国庫補助が減額された分をここで市が不足を補うという形で不足分の計上、その他各学校間の不足分を合わせて計上したものでございます。

次に、次のページをお開き願いたいと思います。次のページにつきましては七十、七十一ですが、その中で七十一の説明欄について下から二段目の十三番委託料でございます。ここにそれぞれ第一中学校から三沢中学校、それぞれ項目を掲げてございます。この中で下の工事請負費につながります七生中学につきましては、特殊学級の新設のための費用、そういうことでございます。

次に七十二、七十三ページをお開き願いたいと思います。七十三ページの説明欄の一番下の段の十九負担金、補助金、これは私立幼稚園の心身障害児を受け持っておられた園に対する補助金の設定でございます。

それから次のページ七十四、七十五、これも七十五ページの最下段の負担金、補助金でございますが、三十万ですが、これは子供会連合会の十五周年記念に対する補助金でございます。

最後に予備費でございますが、予備費はいわゆる税務関係の償還還付金と、それから台風災害のためにそれぞれ予備費を充当してございます。その分を含みまして、このたびここで三千万を補正していただく、こういうものでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八一号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、予備費を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費、労働費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第八二号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八二号の提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第一号であります。補正額は歳入歳出それぞれ八十四万六千円を追加し、歳入歳出の予算総額を二十六億五千五百十万六千円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説

明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　国保会計の補正予算につきまして御説明をさせていただきます。先ほど企画財政部長の方から説明がありました職員手当の補正のみでございます。その財源を繰越金でなされたということでございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これを議案第八二号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八三号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八三号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第二号であります。補正額は歳入歳出それぞれ八千九百四十九万三千円を追加し、歳入歳出の予算総額を十一億九千七百二十六万四千円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から議案第八三号の日野市都市計画事業特別会計補正予算第二号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正額は歳入歳出ともに八千九百四十九万三千円でございます。合計では歳入歳出ともに十一億九千七百二十六万四千円と相なっております。事項別明細書に基づきまして御説明を申し上げます。

まず六、七ページをお聞きいただきたいと思います。国庫補助金でございますが、次のページの八ページ、九ページのところに都の補助金が掲載してございます。これはともに国庫または都の内示によりまして額が確定したことに伴います増額分でございます。

次に十ページをお聞きいただきたいと思います。繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金。一、二のところでは減額、三の万願寺のところでは増額ということで繰入金に組むものでございます。

次に、飛びまして歳出に入らせていただきたいと思います。十四、十五ページでございます。ここのところでは特に御説明する点はございません。

十八ページ、十九ページをお聞きいただきたいと思います。万願寺区画整理事業にかかります整備費でございますが、今年度から御承知のとおり仮道の設置を行うこととなっておりまして、現在それにかかわる関連工事を進めておるところでございますが、これに伴います経費の所要額を補正させていただくものでございます。

ここの事業費の委託料でございますが、この委託料につきましては新都市建設公社の方に改造の施工をお願いする経費を計上いたしたものでございます。

また、その下の工事請負費は、市が直接施工いたします道路等につきましての工事費を掲載、補正いたすものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これを議案第八三号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第八四号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八四号の提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は歳入歳出それぞれ一億二千四百五十一万六千円を減額し、歳入歳出の予算総額を十一億九千百九十八万四千円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から議案第八四号の日野市下水道事業特別会計補正予算第一号につきまして御説明申し上げます。

ただいま市長から御提案がございましたように、今回の補正額は一億二千四百五十一万六千円の減と相なっております。詳細説明に入ります前に御訂正をお願いしたいと思います。すでに正誤表をもちましてお手元に配布してございますが、内容の一部記載に誤りがございましたので、正誤表のとおり御訂正をお願いしたいと思います。十一ページの説明欄中三角が落ちております。これを、三角をつけていただきたいと思います。

それと十五ページでございますけれども、補正後の額が一億七千八百七十万円と出ておりますが、これを一億五千百万円に。また、その次の補正前の額二億九千四百六十万円、これを二億六千六百九十万円に御訂正をお願いしたいと思います。

それと、二十一ページの汚泥の分析検査でございますが、泥汚となっております。字が逆さになっておりますので、御訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは説明に入らせていただきます。

まず、歳入でございます。八、九ページをお開きいただきたいと思います。国庫補助金でございますが、国の額の確定によりまして二千四百万円の減額補正するとともに、次の十ページの都補助金の国の内示に伴いましてともに減額内示がございましたので、補正で減額いたすものでございます。

次に十二、十三ページをお開きいただきたいと思います。五十六年度からの繰越金でございます。

次が十四ページでございますけれども、市債でございます。補正額は一億一千五百九十万円の減額補正となっておりますが、これは後ほども御説明申し上げますが、黒川都市下水路の工事の一部が昭和五十八年度への債務負担ということで翌年度に工事がかかりますので、減額補正をいたすものでございます。

次に、歳出に入らせていただきます。

飛びまして十八ページをお聞きいただきたいと思います。下水道建設費三千万円の補正につきましては、南多摩処理区の公共下水道管渠埋設に伴います水道管などの移設経費でございます。

次に二十二ページをお開きいただきたいと思います。都市下水路費の工事請負費でございますが、一億九千百九十二万円の減となるわけでございますが、これは工事の一部が翌年度にかかる、先ほど申し上げました債務負担等によりますところの減でございまして、もう一つは次の節の補償、補てん及び賠償金の方へ三千万円を組みかえることなどによる減でございます。

まことに恐縮でございますが、前に戻っていただきたいと思います。三ページをお開きいただきたいと思います。第二表の債務負担行為でございますが、黒川都市下水路の本年度の施行部分で、その中で国鉄横断個所がございますが、この横断個所につきまして国鉄の協議が実施設計との関係で設計等交渉がおくれた経緯がございまして、全体工事といたしまして五十八年度に事業がかかるということが明らかとなったために、債務負担をここで計上したわけでございます。これからの五十八年度にかかります工事費は一億五千百七十六万円の債務負担といたしたものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八四号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第八五号、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八五号の提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算第一号であります。補正予定額は収益的収入及び支出に一千五百二十五万四千円を追加し、収益的収入及び支出の総額を十七億二千九百七十万四千円とするものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　それでは議案第八五号の提案理由の詳細につきまして御説明申し上げます。

三ページをお開きいただきたいと思います。本議案は収益勘定にかかわるものでございまして、先ほど説明のございましたとおり収入支出ともに既決予定額十七億一千四百四十五万円に千五百二十五万四千円を増額いたしまして、その合計額を十七億二千九百七十万四千円にお願いするものでございます。

まず収入関係につきましては、事業収益のうちの外来収益の

増額の補正でございまして、当初予算におきまして外来患者一日四百五十名を予定したわけでございますけれども、本年四月一日から四月末日までの一日当たりの外来患者数が平均いたしますと十五名増員しておりますので、その増収分といたしまして千五百二十五万四千円の増額をお願いいたすものでございます。

次に支出関係でございますけれども、支出関係につきましては、医業費用のうちの給与費と経費にかかわる補正でございます。目の一の給与費につきましては手当の補正でございまして、本年度の夏期手当を前年度同様一・八カ月分を予算計上いたしましたが、実質給与支給額につきましては二・一八五カ月でございますので、その差額の〇・三八五カ月分を計上するものでございます。

それから目の三番、経費の委託料でございますけれども、この百八十万につきましては今年十月一日に市立総合病院の方に特殊歯科を開設いたしますが、この歯科の開設に伴いまして歯科の技工関係につきましては歯科の技工所に委託をする予定でございます。十月一日から翌年三月末日までの月額三十万円、六カ月分の百八十万円の増額をお願いするものでございます。

収入支出の関係の補正は以上でございますが、条文関係につきましては二ページの第五条の重要な資産の取得及び処分についてでございますけれども、これは日野市立総合病院の事業の設置等に関する条例第三条によりまして、一件二千万円以上の不動産または動産を取得する場合には予算にかけなきゃならないという規定がございます。今回、全自動血球計算装置並びに医療用電子計算装置をそれぞれ一台ずつ、いずれも二千万円以上の備品でございますので、予算に定めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八五号、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八六号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八六号について提案の

理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第一号であります。補正額は歳入歳出それぞれ七千五百万円を追加し、歳入歳出の予算総額を十一億九千四百九十五万円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第一号について御説明申し上げます。

歳入歳出とも七千五百万円を増額補正するものでございます。

まず六ページと七ページでございますが、これは事業の執行に見合う額七千五百万円が水道事業委託金として東京都から交付されるものでございます。

次に歳出でございますが、八ページ、九ページの配水費のうち工事請負費二千五百万円でございます。これは多摩平団地の配水管の管種変更及び下水道工事に伴う配水管の移設費等による増額でございます。

次に十ページ、十一ページの水道改良費のうち工事請負費千五百万円でございますが、平山台浄水場と多摩平浄水場を結ぶ遠方監視制御交換工事を当初予算四千五百万円を計上いたしましたが、千五百万円不足いたしますので、その千五百万円を増額補正するものでございます。

次に、多摩水道拡充のための水道建設費の工事請負費三千五百万円でございますが、これは配水管の新設で東京都の予算配分により当初カットされた見込額の復活分でございます。

それから、これから執行すべきものとすでに執行済のものとを整理いたしまして、三千五百万円の増額補正をするものでございます。

以上、簡単でございますがよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　十一ページの工事請負費の平山台浄水場、それから多摩平浄水場の遠方監視制御交換ということですが、これは部品の交換なんでしょうか。

といいますのは、前に平山台の浄水場を見させていただいたときに、一般の方が安易に入ってこれる状況がありまして、飲料水のことですから非常に大事な、人の生命とか健康に非常に重要なところだということで、かぎも壊れやすくなっていましたし、そういうことの意味で監視装置が設けられたのかなというふうに私は思ったのですが、そういうものとは違うんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　これは平山台の浄水場におきまして、多摩平浄水場の、たとえば流量とかバルブの状況、それから水圧、水位、そういうものが多摩平の浄水場ですべてそれがわかるという、そういう装置でございます。その交換でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これを議案第八六号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第八七号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八七号について提案の理由を申し上げます。

本議案は、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第一号であります。補正予定額は収益的収入及び支出それぞれ二百三十六万九千円を追加し、収益的収入及び支出の総額を二千二百九十三万三千円とするものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　日野市農業共済事業特別会計補正予算第一号の御説明を申し上げます。

総合におきまして二百三十六万九千円の増額でございますが、内容といたしましては、農作物共済勘定におきまして四万三千円、それから園芸施設共済勘定といたしまして二百七万七千円、業務勘定といたしまして二百四十九万円、合計二百三十六万九千円を同時に支出の方に振り向けるわけでございます。

五ページ以降の勘定科目ごとの明細がございますので、御披見の上よろしく御審議願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第八七号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第八八号、日野市三沢一、〇八三番地先市道上の市の義務に属する事故に係る示談の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第八八号につきまして提案の理由を申し上げます。

本議案は、日野市三沢一、〇八三番地先市道上の市の義務に属する事故の示談について、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは議案八八号につきまして御説明申し上げます。

まことに申しわけない事故の発生につきましては、心からおわびを申し上げます。

事故の内容につきましては、議案書に添付してございます示談書の中に記載がされておりますのでごらんをいただきたいと思いますけれども、水路のふたかけがしてある部分のずれがございまして、このずれにつきましては車道との若干の段差があるわけですけれども、道幅もそう広くないところでございまして車のすれ違い等で車が車道に乗り上げるというふうなこと、あるいはふたの部分の裏側についておりますとめの枠が一部不足していた、こういうふうなことでずれが生じておったわけでございます。

それで、私どもといたしましては、早速現場の状況を調査いたしました結果、やはり道路管理者の管理不足というような事故と判断をいたしまして、その後の被害者に対する手続、診療等につきましては、できるだけの手を尽くしました。そして特に世帯主からの要望もございまして、被害者が当時妊娠三カ月ということでございましたので、精密検査をしていただくということで四月十日に市立病院で精密検査を受けまして、その後、大事を取りまして数日かの入院をしていただきまして、十二日には診断の結果異常がないということで退院をいたしたわけでございます。

それで、五月二十六日に開かれました建設委員会には、その時点までの経過につきましては詳細に御報告を申し上げてござ

います。
　示談につきましては、この内容のとおりに被害者と御相談をいたしまして、全くこのとおり御異議がないということで内諾をいただいてございます。
　なお、事故直後の四月十四日には見舞金を五万円差し上げまして、その後、診療費が五万四千八百七十円ということでございますので、今回、先ほど上程されました補正予算の中にこの治療費につきましては補正をお願いしておるものでございます。
　なお、経費につきましては道路賠償責任保険に入っておりますので、見舞金の五万円を含めまして総額保険から雑入で歳入、後ほど入り次第処理していただくということでございます。
　大変申しわけない事故が発生いたしまして、今後私どもの方は十分注意をするとともに、この時点ではその後すぐに補修をいたしまして、このようなことのないように対処いたしたわけでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
　お諮りいたします。これをもって議案第八八号、日野市三沢一〇八三番地先市道上の市の義務に属する事故に係る示談の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。
　これより議案第九一号、黒川都市下水路（その五）工事請負契約の締結の件を議題といたします。
　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第九一号につきまして提案の理由を申し上げます。
　本議案は、黒川都市下水路（その五）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。
　入札の結果、一億七千七百万円で飛島・清水建設共同企業体が落札いたしました。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　それでは九一号議案につきまして御説明申し上げます。
　この工事は、黒川都市下水路四ヵ年事業計画の第三年度目の

りませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。
　これより議案第九一号、黒川都市下水路（その五）工事請負契約の締結の件を議題といたします。
　理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　議案第九一号につきまして提案の理由を申し上げます。
　本議案は、黒川都市下水路（その五）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により提案するものであります。
　入札の結果、一億七千七百万円で飛島・清水建設共同企業体が落札いたしました。詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。
○総務部長（加藤一郎君）　それでは九一号議案につきまして御説明申し上げます。
　この工事は、黒川都市下水路四ヵ年事業計画の第三年度目の管渠敷設工事でございます。添付されてございます図面を御参照いただきたいと思いますが、東豊田四丁目の北側に二千四百ミリの管を推進工法により全長二百五十・六五メートルの敷設をするものでございます。
　業者の指名につきましては、八月十七日の指名委員会におきまして共同企業体方式で二十業者を選定し、十共同企業体により九月八日指名競争入札を執行いたしましたところ、別紙入札調書のとおり飛島・清水建設共同企業体が一億七千七百万円で落札いたしました。よろしくお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
　本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
　お諮りいたします。これをもって議案第九一号、黒川都市下水路（その五）工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）米沢照男君。
○二十三番（米沢照男君）　予定された議案が上程終わりましたので、この時点で議事進行にかかわる問題で一点議長に伺っておきたいと思います。
　七月八日の臨時議会で古谷太郎議員が教育委員会事務局内に発生した公金の使途不明事件について、緊急質問を行いました。その際、事実に反する事柄、また、穏当を欠く発言の部分がありました。しかし、きわめて重要な人事案件の議決直前という状況でありましたので、あえて私は発言をいたしませんでした。
　後日、七月十三日にいわゆる古谷発言に関連して議長にその部分の発言の取り消しと、会議録からの削除を求めて文書によって申し入れを行ってきました。その後、かなりの日時が経過をいたしております。そこで確認の意味で伺っておきたいわけですけれども、この共産党議員団からの議長あての申し入れに対して、議長としてどう処理されるおつもりか、一点伺っておきたいと思います。
○議長（石坂勝雄君）　米沢議員から議長に提出された三ヵ所ですか、不穏当な発言の訂正を求めるというか、削除を求めるというようなことは、古谷太郎議員にいわゆる写しをもって通告してあります。その後は、話し合ってまだおりません。本人とはどういうことかということは。通達はしてあります。
米沢照男君。
○二十三番（米沢照男君）　この種の問題については、なるべく日時を置かずに処理するのが望ましいと思うんですけれども、この経過の中で、実際には今日まで経過をしてしまっ

たということです。

そこでお伺いしたいんですけれども、実は昨日、気になりましたので、七月八日の臨時議会の会議録が印刷のタイムリミット、印刷発注のタイムリミットはいつなのか、それまでにこれをきちっと処理しなければならない、こういうことから聞いてみたのですが、すでに印刷されている、こういうふうに伺っておるんですよ。

私は、少なくともこれこれこういう事実に反する発言個所がありますよ、これは取り消しないし会議録の削除をすべきではないでしょうか、よろしくその取り扱いをお願いします、という立場から議長に申し入れを行っているわけです。ところがそれを全く無視したかのごとく、すでに印刷されているということじゃ、ちょっと議長として見識を欠くんではないだろうか。こう思うんです。その点、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　議会事務局長から答弁をさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それでは、ただいまの議事録の扱い方についてお答えをいたします。

確かにただいま御質問にありましたとおり、事務的作業でございますので印刷に回してございます。それで、印刷は上がっておろうかと思います。

と申し上げますのは、たとえば議事録の一部取消しが仮にあったとか、本会議における会議のてんまつは一部始終原本はすべて印刷をすることになっております。したがって、取り消した部分についても原本には残すことになっております。

なお、配付いたしますものについては、話ができたその時点で御配付をするということで、配付については事務的な趣旨として差しとめてございます。そういう経過でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　きょうは本人が自席におりませんので、ここであえて中身について触れませんけれども、一つだけ指摘しながらこの問題については議会全体の問題としても決して軽視できない問題だ、という点を強調しておきたいと思います。

たとえば古谷発言の中で、与党が監査委員なんていうのは世の中には考えられない、こういう発言部分があります。それでは古谷太郎氏が町長、市長をやっていた時代はどうだったか。その後の有山、そして古谷　栄市長のころの議会選出の監査委員はだれがやっていたのかということを、これは確認するまでもないと思いますけれども、板橋、三浦、浜田、杉山、佐々木各議員が議会選出の監査委員として選出されております。つまり、与党の立場からの議会選出であります。

しかし、与党であれ、野党であれ、その職務に厳正中立の立場からそれを全うするというのは当然でありますけれども、しかし事実に反する発言をそのまま議事録に残しておくわけにはいかん、私はこう思うんです。議長にこの場をかりてしかるべき善処をあえて要求して、私のこの場での発言を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これより報告第五号、昭和五十六年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　報告第五号、昭和五十六年度日野市土地開発公社決算の報告について。

本報告は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定に基づき、昭和五十六年度日野市土地開発公社の決算を報告するものであります。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは御説明申し上げます。

決算書の一ページ、二ページをごらんいただきたいと思います。収入予算の合計でございますけれど、当初六十八億二千万余となっておりますが、補正で約二分の一減額してございます。減額した残りの数字でございますけれど、三十三億四千九百万余でございます。

予算に対する執行率でございますけれど、六三・八％という状況になっております。これはページの二十八、二十九をごらんいただきますと譲渡一覧表がございますが、二十小用地の市への売却などの収益事業はほぼ予定どおり収入となっておりますけれど、二十小、国有地分でございますが、これが市費買収ということになったこと、あるいは二十二小、万願寺の区画整理事業など公共用地の取得が当初の事業計画どおりに進みませんでした。したがいまして借入金を減額したためでございます。

なお、執行率が悪いのは現行の予算にはなりませんけれど、支出の予算科目に金銭を伴わない事業原価を新たに設けたためでございます。このために、これに見合う予算額として借入金の減額を実際より減らさず収支の均衡を図ったということでございます。

次に三ページ、四ページでございますけれど、支出でございます。予算に対する執行率は九六・七％でございます。

二十六ページ、二十七ページに用地の取得一覧表がございます。二十小外七件の用地の取得が行われてございます。収入の際申し上げましたとおりの理由によりまして、土地取得費、造成費が大幅に減額になっております。

事業原価につきましては先ほど申し上げましたが、売却の原価でございます。新たに設置した科目でございます。

次に九ページ、十ページでございますが、貸借対照表でございます。ごらんいただきたいと思います。まず左の資産の部でございますけれど、流動資産の三の公有用地、これが十三億六千百万円ございます。これは十一ページから十四ページにその明細書がございますけれど、五十七年三月三十一日現在の開発公社の所有する土地でございます。

その下の四の売掛金でございますけれど、一億二千八百万ございます。これは年賦で支払いを行っております庁舎の用地でございます。これが公社の大きな資産の内容でございます。

次に、右側の負債の部でございますけれど、一の長期借入金が、これは銀行から物を長期の負債、それから五年返還による市からの借入金五千万円、これを加えまして九億八千七百万円となっております。これは公社の負債となっているわけでございます。

次に下へ参りまして資本の部でございますけれど、五十六年度による利益でございますけれど、二億六千六百万円余ございます。これは二十八、二十九ページに譲渡一覧表がございますけれど、過去、公社が所有しておりました土地を多く処分した、こういうことによりましてこのような利益が計上されておるという内容でございます。

以上、簡単でございますけれど報告にかえさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第五号、昭和五十六年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

これより報告第六号、交通事故（日野市神明一丁目一二番地の一先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役登壇〕

○助役（赤松行雄君）　報告第六号、交通事故（日野市神明一丁目一二番地の一先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告について。

本報告は、日野市神明一丁目一二番地の一先路上における交通事故について、専決処分により相手側との損害賠償額及び和解の締結をいたしましたので、地方自治法第百八十条第一項及び第二項の規定により報告するものであります。

なお詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは御報告申し上げます。

この事故は五十七年七月三十日午後四時二十分ごろ、建設部

土木課職員大野　彰の運転する車両が三菱銀行日野市役所支店隣りの庁用車駐車場へ入庫の際、間近に駐車しておりました鎌倉市在住の石井久弘さんの車両に接触いたしました。相手方車両に損害を与えたものでございます。この事故は、市職員の公務中の事故でございます。市が損害賠償責任を負うことになります。

したがいまして、市は相手方と示談いたしまして八月十一日、二万四千四百七十円を相手方に支払うことで和解が成立いたしました。ここで報告するものでございます。

なお、金額につきましては現金が下りる予定でございます。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。川嶋博君）

○十四番（川嶋　博君）　安全対策のことについて質問いたします。

この種の事故については過去定例会には毎回のように報告されていると思います。その中で予算も取り、研修も行っているという以前の答弁もありましたけれど、その後の安全対策について理事者側としての指導体制はどのようになっているか、説明していただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　たびたびの御報告で大変申しわけなく思っております。

安全対策ということでございますけれど、ただいま議員さんの方からお話がございましたけれど、研修等につきましては、おっしゃるとおりの実施はしているわけでございます。そういう中におきましての事故でございまして大変申しわけないわけでございますけれど、市といたしましても安全対策につきましては管財課長が安全管理者ということでなっておりますけれど、それぞれ服務安全管理者というものが各課へ課長を置いて行っているわけでございますので、そういう中におきまして指導等におきましても再々の注意を行っているわけでございます。こういうことでございますが、御指摘もございますのでさらに起きないように十分指導をしていただく、こういうことで今後進めていきたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって報告第六号、交通事故（日野市神明一丁目一二番地の一先路上の市の義務に属する事故）の専決処分の報告の件を終わります。（「議事進行」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いま米沢議員の方から、七月八日の臨時議会の古谷太郎議員の発言について、いま発言がなされました。その件に関しまして議長にお願いがございます。

臨時議会の議事録は大変重要な内容を含んでおりますので、私どもは一日も早く手にしたい、読んでみたいということで事務局にも再三完成の日にちを問い合わせておりました。現在に至るいままでできていないというようなことで、私どもに配付は行われておりませんでした。そこで私のお願いですが、速やかに議事録を配付していただきたいと思います。

理由を申し上げます。古谷太郎議員の発言をとらえて不穏当な個所があるという、いま米沢議員のお話でしたが、与党、野党のいずれを問わず疑惑を生じるような事態が発生しなければ、それは構わないと思います。しかし、現在、数々の指摘がなされておりますように、やはり何か不明朗なものがあるということがはっきりしてきている時点においては、そのような監査の委員のあり方がやはり問われても仕方がない。そのような結果が現在生まれているのではないかと思います。ですから、私どもに速やかに議事録を配付していただくようにお願いいたします。なにか事務局に圧力をかけて議事録の配付を抑えるというようなことは許されてはならないと思いますので、議長の御英断をお願いいたします。（「関連」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　私は決して無理に難題を吹っかけているつもりはないんです。これこれの発言の部分が全く事実に反する発言だから、その部分については取り消すなり、あるいは議事録から削除するなりすべきだ。事実でない、全くうその発言がこの議会で通用する、しかもそれが会議録にして残るということになったら市議会の権威もへチマもなくなりますから、そういう点で今後の市議会のあり方、あるいは権威の問題として問題にしているわけですから、この点についてはきちっと処理してから会議録のしかるべき配付をすべきだ、こういうふうに意見を申し上げておきます。（「異議なし」、「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊明君）　議事録の中に事実と反するようなことがあり、また、個人もしくは団体の名誉を著しく傷つけるものがあれば、これは十分検討しなければならないと思いますが、私はまだその内容については詳しく知りません。共産党のいま米沢議員は古谷太郎議員の発言を引用されましたが、米沢議員は議事録をごらんになっているんですか。議長の方で事務局に命じて配られたような経緯があるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　議会事務局長から答えさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それではお答えをいたします。

議事録の扱い方の問題かと思います。印刷がされて署名されないものについて、いわゆるでき上がる前の会議録の原本の扱い方でございますけれども、このことについて発言をした方が

問い合わせがある場合があります。したがって、その場合には、本人の場合には本人の発言について再度見たい、こういう場合には見ていただいています。

それ以外の場合には、補完的な関係としてテープレコーダー等を聞いていただく、こんなような扱い方をいたしておるのが現状でございます。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時　休憩

午後四時四十六分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員会関係の請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五七－三〇号、日野市私立幼稚園児父母への補助金増額についての請願、請願第五七－三四号、日野第三中学校の過密化緩和のため、同校の施設、設備の補充並びに昭和五十九年四月までに同校を含む新設校建設完全実施のための請願、請願第五七－三六号、市民会館建築に関する請願の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により議長において文教委

午後四時四十七分休憩

午後五時　十分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。請願を付託委員会ごとに区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと

九月十六日　木曜日

（第四日）

員会に付託いたします。

厚生委員会関係の請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五七－二五号、人工肛門、人工膀胱者に対する補助金支給についての陳情、請願第五七－二八号、下田地区センター増築工事についての請願、請願第五七－二九号、婦人問題解決のための日野市行動計画策定に関する陳情、請願第五七－三三号、市区町村社協の充実強化に関する意見書採択に関する請願、請願第五七－三五号、ゴミ収集方法の変更に関する請願の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

建設委員会関係の請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第五七－二四号、南平六丁目地区の下水路を暗渠とすることに関する請願、請願第五七－二六号、道路改修工事請願、請願第五七－二七号、水害等対策に関する請願、請願第五七－三二号、下水道設置及び道路側溝改善に関する請願、請願第五七－三七号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第五七－三八号、住宅環境保全に関する請願の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十三分散会

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十七号

九月十六日　木曜日　（第四日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
十番	簾野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（一名）

九番　高橋徳次君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	清掃部長	伊藤城邦正君
助役	赤松行雄君	都市整備部長	藤本亮吉君
収入役	成井正夫君	建設部長	村方武彦君
企画財政部長	生野清君	福祉部長	中金哲雄君
総務部長	加藤一郎君	水道部長	坂口三郎君
市民部長	加藤一男君	病院事務長	土屋亮夫君
生活環境部長	佐々木博君	教育長	小山邦彦君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	串谷平君
次長	岩沢代吉君	書記	田野川君
書記	五十嵐隆君	書記	平省雅君
書記	栗原莞次君	書記	和三弘君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　浜田文子君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件

なし

昭和五十七年九月十六日（木）

午前十時開議

午後四時五十五分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時五十六分休憩

午後七時四十三分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。

次回の本会議は十七日午前十時より開議いたします。

本日の未了日程は十七日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後七時四十四分延会

九月二十日　　月曜日　（第五日）

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十八号

九月二十日　月曜日　（第五日）

出席議員　（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美雄	君
助役	赤松行雄	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	佐々木博	君
清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	小沢三郎	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君
書記	串谷平	君
書記	田野川	君
書記	平省雅	君
書記	和三弘	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　小野口純子君

議事日程

一　一般質問

追加日程

一　会期の延長

本日の会議に付した事件

追加日程第一

昭和五十七年九月二十日（月）

午前十時開議

午後四時三十八分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十八名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後四時三十九分休憩

午後十一時五十分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、会期の延長の件を議題といたします。

今議会の会期についてただいま議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（奥住芳雄君）　議会運営委員会の報告をいたします。

いま議長さんから言われたとおり、先ほどから議会運営委員会を開催してまいりました。その中で、議事日程が大分ずれ込んでおりますので、会期の延長をいたしたいと思います。

先般の報告では十月六日までと会期を決定しておりましたが、七日、八日と二日間延長するように決定いたしました。内容につきましてはお手元に配付されてある書類のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　議会運営委員長の報告のとおり会期を二日間延長し十月八日までと決定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、議会運営委員長の報告のとおり会期を二日間延長し、十月八日までと決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よっ

て本日はこれにて延会することに決しました。
本日の未了日程は明日の日程といたします。
本日はこれにて延会いたします。

午後十一時五十三分延会

九月二十一日　火曜日

（第六日）

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録

第二十九号

九月二十一日　火曜日　（第六日）

出席議員（二十九名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（一名）

五番　谷　長一君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　赤松行雄君
収入役　成井正夫君
企画財務部長　生野清君
総務部長　加藤一郎君
市民部長　加藤一男君
生活環境部長　佐々木博君
清掃部長　伊藤正吉君
都市整備部長　結城邦夫君
建設部長　中村亮助君
福祉部長　坂本金雄君
水道部長　土方武彦君
病院事務長　小山哲夫君
教育長　沢三郎君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　田倉高光君
次長　岩沢代吉君
書記　五十嵐隆君
書記　栗原尭次君
書記　平川雅弘君
書記　串谷省三君
書記　田野平和君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一－一〇－三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰君
速記者　川久保友子君

議事日程

昭和五十七年九月二十一日（火）
午前十時開議

一　日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会の設置に関する動議
二　一般質問

追加日程

一　日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第一及び追加日程第一

午後一時十九分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

日程第一、日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会の設置に関する動議の件を議題といたします。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

提出者から提案理由の説明を……、米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　この遺跡調査会の問題にも関連しますので議事進行という立場でこの機会にはっきりさせておきたいと思うんですが、先日の議会で私は去る七月八日の臨時議会での緊急質問の際に、古谷議員が事実でない発言部分がある、したがってその会議録はその問題発言部分を削除して配付すべきだ、議会の権威にかかわる問題だという立場から問題の提起をしておきました。その際、議会事務局長もそれを受けて、これは、いわゆる原本はありのまま会議録として記録に残すんだけれども、それはきちっと処理した上で配付する、こういう意味の答弁があったと思うんです。私はその場でその点に限っては了として、その場の質問を終わったわけですけれども、昨日、その私が指摘した事実に反する発言の部分も発言どおりに印刷された会議録が配られた。それはどういうことでしょうか。私の理解では（「議長、議事進行の発言じゃないよ、これは」と呼ぶ者あり）先日の問題提起に対してのきちっと処理した上で、いわゆる善処するというか、そういうふうに理解したんですが、そうじゃなかったんでしょうか。その点まず一点伺いたいと思います。（「関係ない」「提案者の説明を求めたらいいじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　お答え申し上げます。

米沢議員のただいまの発言は、私、過日にこういう過程だということを申し上げてあるつもりです。そういうことなので、いわゆるそのいま発言をされた古谷議員も本会議場で行われた問題だから本会議場でするというようなことのお答えがあるんで、議長としては特段取り消さなくてもよろしいんではないか、こういう判断のもとに、きのう配付した、こういうことです。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　少なくとも、いわゆる古谷議員の発言の問題個所といいますか、この部分の発言については事実に反するんじゃないか。したがって議事録から削除すべきだ、こういう問題提起をしたわけなんです。それに対してきちっとそういう私の指摘を受けた形で処理します、という意味の答弁がたしかあったはずです。ですから私は、当然そのことのこの問題発言のきちっとした処理がされるまではこの会議録は配付されない、こういうふうに理解していたんです。全く処理されてないでしょう、その後。（「問題点の指摘に客観性がないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　いま、ただいまの発言の件については事務局長をして答弁させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それではお答えをいたします。

いま御指摘がございましたとおり、私、この席で御答弁申し上げたとおり、そのとおりでございます。ただ、その後いろいろ発言者を含めまして議長との間の中で処理された、こう理解いたしまして、議長の判等もいただきました上で配付申し上げた、こういうことでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　ただいま事務局長からきちっと処理されたという答弁がありました。

議長に伺いますが、このきちっと処理されたというのはどういうことでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　お答え申し上げます。

議長としては米沢議員が申されることもわからんではないが、議事録を点検した結果、いわゆる配付することに差し支えない、こう判断したということでございます。米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　先日、私が問題を指摘した際にも申し上げましたけれども、古谷議員は、緊急質問の中で、その質問事項とは全くかかわりない問題で「与党が監査委員なんていうのは世の中に考えられない」、こういうふうに言ったわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

それでは古谷議員がかって町長、市長をやっていた時代、そしてその後も有山市長、古谷　栄市長の当時、議会選出の監査委員はだれがやっていたのか。（「過半数とっていたんだよ」と呼ぶ者あり）それは先日も紹介しましたけれども、板橋、三浦、浜田、杉山、佐々木各議員、つまり当時すべて与党の議員がやっていました。私は与党の議員だから予断と偏見を持った監査をしていたなどとは申し上げません。厳正、公正な監査をやっていただろう、こう確信しております。しかし、私は与党であれ野党であれ監査委員という職責、責務からいって厳正、公正な立場で監査をやるのは当然だろうと思っております。そのことを云々しているんではないんです。この「与党が監査委員なんていうのは世の中に考えられない」、これは事実に反するということを言っているわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）したがって、この部分は会議録から削除すべきじゃないでしょうか、こういう問題提起をしたわけです。（「前後の言葉を判断しなきゃ」「議事進行じゃないよ、これは」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　お答え申し上げます。

議長としてはそういう発言があったことも事実ですけれども、いま米沢議員が申されていることを議長が答えるという筋合いではないと議長は判断したい。米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　ですから私は七月八日の、いわゆる問題発言があった（「何でその場で指摘しないんだ」と呼ぶ者あり）数日後にその問題点を文書にして議長に申し入れを行いました。そして先日、議会の場でそのことを指摘しながらきちっと議長として処理してくださいよ、こういう注文つけたつもりなんです。

○議長（石坂勝雄君）　お答え申し上げます。

その点の答えも先ほど申し上げましたように、発言をされた古谷議員にも写しを差し上げておいたし、何か話し合いということの中で本会議場で起きた問題だから本会議場でやるんならやるというような古谷議員のお答えも米沢議員に答えてあります、議長としては。それ以上は申し上げることはございません。米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　つまり本会議場での発言の問題だから本会議場で処理する、こういう意味の古谷議員の意思表示があった、こういうことですか。

○議長（石坂勝雄君）　ええ、そのとおりです。米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　それでは、お聞きいたしますが、だとすればこの問題提起がされ、そして約一週間くらい経過しているでしょうか、その間ほとんど議会が事実上空転状態だったということもあって、きょう、その後では初めての議会開会の場ということでいま提起しているわけですが、少なくとも私は、この発言部分は事実と違いますよ、という指摘を具体的にしたわけですから、この議会の場でその処理がされるまでこの会議録の配付は待つべきではなかったかと思うんですよ。（「話が回ってるよ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　先ほど答えたとおりでございます。（「議事進行でも何でもないじゃない」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　それでは先日の古谷議員の発言のどの部分が問題かという点を指摘して、共産党議員である私の立場を明らかにしておきたいと思います。少なくとも、こういう問題発言が会議録に記載され配付をされたということですので、私もその点ははっきりと会議録に残しておく必要を感じておりますので、明らかにしておきたいと思います。

一点は、この古谷議員の緊急質問、これとは全くかかわりない問題でありますけれども、「しかも監査は共産党ときてる」、こういう発言をしております。確かに私は共産党市議団の一員でありますけれども、議会選出という点では（「自信を持っていい」と呼ぶ者あり）政党を代表して監査委員になっているわけじゃありません。議会を代表して監査委員になっているという点は明らかでありますし、また代表委員である高崎氏は共産

党とは全く関係のない人です。そういう点では、この「しかも監査は共産党ときている」という発言部分は全く正確を欠く発言だという点を一点指摘をしておきたいと思います。

それから二点目は、先ほど言った「与党が監査委員なんていうのは世の中に考えられない」、こういう発言をしておりますけれども、これは与党であれ野党であれ、監査委員という立場は、厳正、公正な立場で職務を全うするんだという点を一点明らかにしておきたいと思いますし、同時に古谷議員が町長、市長をやっていた時代、そして、その後の有山、古谷　栄市長当時、議会選出の監査委員は、ことごとくすべて与党であったという点も明らかにしておきたいと思います。

それから三点目は、さらに古谷議員は、「事務局長は共産党」、こういうことまで言っております。これも緊急質問とは何らかかわりのない発言部分でありますけれども、私は少なくとも市役所に地方公務員として勤務するその職員は、思想、信条、これは自由であります。だれからも干渉される必要のないことである。ただ、職務上は、全体の奉仕者として公正な立場で職務に専念する、こういう基本的な立場があると思いますし、そのことは、あえて触れますと、日野市職員の職務の宣誓に関する条例第二条に定める宣誓の立場で日常職務に専念している、こういうことであります。したがって、この部分の発言はそれぞれの思想、信条の自由という点からいってきわめて不当な干渉だ、こう言わざるを得ません。

以上、大きく言って三点が問題の発言部分でありますけれども、全体的に古谷議員が意図したねらいは、あの遺跡調査会の括弧づきの不明金の問題。不明金があるかどうかわかりませんこれから調査することでありますけれども、それと共産党が何らかかわりがある、そして、たまたま私が議会選出の監査委員をやっているということにひっかけて、いかにも（発言する者多し）共産党の監査委員がそれにかかわっている、こういう印象を与えようとした、こういう全体の発言になっているだろう、こういうふうに思います。そういう点ではきわめて不当な発言であるということを、あえて強調しておきたいと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　提出者から提案理由の説明を求めます。高橋通夫君。

〔三十番議員登壇〕

○三十番（高橋通夫君）　緊急動議の提案理由を説明いたします。

去る七月八日の臨時議会におきまして古谷太郎議員から過去の埋蔵文化財発掘調査の経理において使途不明金があるというような発言があったわけですが、市長は、これに対して、調査をして不完全なものはよく整えてこれを報告するという答弁があったわけですが、翌朝の新聞には大々的に報道されたわけですが、われわれ、わが会派といたしましては、これを調査解明することに決定いたしましたわけです。それで九月の三日に石坂勝雄議長名義で資料の提出を求めたわけでしたが、それにつきまして、教育長名で地方自治法第百九十九条第五項に基づき代表監査委員である高崎克好氏に特別監査を依頼したので、監査結果が判明するまではその資料を提出することについて猶予願いたい、というような回答があったわけですが、われわれといたしましては、その資料そのものを出してもらいたいということでなく、写しを出してもらいたいと言って、たびたびお願いしたんですが、とうとうその写しが提出がいただけませんので、そこで、われわれ議員といたしましては、われわれ議員は市民の代表であり、市民の税金が常に適正に使われているかどうか、そういうことをチェックするのがわれわれ議員の使命であり、また責任であります。そういう意味で、今回のこの緊急動議を出したわけでございます。

日野市遺跡調査会に対する委託事務並びに委託料の疑義にかかわる調査特別委員会の設置の緊急動議を提出したわけでございますが、その調査事項といたしましては、本議会は地方自治法第百条の規定により、次の事項について調査するものとする。

一つ、日野市遺跡調査会に対する昭和五十一年度から昭和五十四年度までの委託事務の内容並びに同調査会に支出された委託料等経費に関する事項。

二といたしまして特別調査委員会の設置、本調査は、地方自治法第百十条及び日野市議会委員会条例第五条の規定により、委員十人から成る日野市遺跡調査会に対する委託事務並びに委託料の疑義にかかわる調査特別委員会を設置して、これを付託するものとする。

それから三といたしましては、調査権限、本議会は、一に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第百条第一項及び同法第九十八条第一項、第二項の権限を右記特別委員会に委任する。

四、調査期限、右特別委員会は、一に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

五、調査経費、本調査に要する経費は、本年度においては金二十万円以内とするということでございまして、全員の御賛成

まで待つべきであることを主張してまいりました。（「百年河清を待つというんだよ」と呼ぶ者あり）石坂議長はこのような議会の中での大きな提起は全会派が一致することが望ましいとして努力を払っておりました。この議長の態度を私は評価すべきものであると思います。しかし、私たちの同意のないまま、いまこの動議が上程されたということは、非常に残念でなりません。（「上程は同意したでしょう」と呼ぶ者あり）議員全員に配付されております中島正郎さんの書いた本にも（「議事録削除になるぞ」と呼ぶ者あり）議会はみだりに百条調査を持ち出すべきではないことが示されております。まず監査請求を議会がすべきのが道であると記されております。ところが、現状は議会が監査請求を出す必要もなく、現に市長により監査の要求がなされており、その調査が進行しているのであります。百条調査と同じ目的の同じチェックが行われているのであります。（「議会がやっているんじゃない」と呼ぶ者あり）同時に両立はあり得ないことです。日野市全体のエネルギーの大きな空費であります。ばかげたことであります。（「そんなことないぞ」「ばかげたなんて失礼だぞ」と呼ぶ者あり）資料要求に応じなかったから百条調査委員会を設置する、という動議を出したのだということでありますけれども、市長部局による一連の調査の最終段階としての監査中であるということですから、もともと無理な要求であります。議会の要求ならば何でも出すべきだ

をよろしくお願いするわけでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案反対者の発言を求めます。一ノ瀬　隆君。

〔十一番議員登壇〕

○十一番（一ノ瀬　隆君）　いま日野市議会史上に大きな汚点が残されようとしています。この時に臨み、これでいいのか日野市議会と叫びたいのであります。緊急動議である地方自治法百条による調査特別委員会の設置に反対することを強く表明し、革新クラブを代表して発言いたします。

指摘されている遺跡調査に関して、市長は七月以降調査委員会を設置して克明に調査し、これを特別監査に依頼し、現在監査委員会で調査中であると報告されています。それにもかかわらず、この動議が提出されたということは非常に遺憾であります。もとより百条調査は議会での調査権の最も大きなものであります。伝家の宝刀と言うべきでありましょう。むやみやたらにこの伝家の宝刀を抜くべきものでないと思います。

代表者会議で私たちは監査中であるのでその結果を見てからでいいのではないか、監査の結果によっては私たちも積極的に百条調査委員会の設置に賛成する旨を述べ、監査の結果が出るという主張はむちゃであります。執行権もまた法律によって守られているはずであります。議会全体の意志、すなわち議決によるものならまだしも、一会派の要求が何でも通用すると主張するのは、良識ある議会人のすることではないと思います。

ここで百条調査が設置されるという非常識が現実になったならば、日野市民の日野市議会に対しての批判は、ますます強まるでありましょう。日野市議会の良識、そして権威を保つために、この調査委員会に断固反対することを重ねて表明し、革新クラブを代表しての討論を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　次に原案賛成者の発言を求めます。黒川重憲君。

〔十七番議員登壇〕

○十七番（黒川重憲君）　動議賛成の立場で公明党を代表いたしまして、一言意見を述べさせていただきたいと思います。

去る七月八日の臨時議会におきまして、古谷議員より教育委員会遺跡調査会における約一千万に及ぶ使途不明金についての質問が出されました。私ども公明党は、まさかそのような事実はないであろう、何かの問違いではなかろうか、常々森田市長も清潔、公正、市民本位の民主的な政治姿勢を貫く、このように言明をしている中で、私どもは全く事実を否定した意見でございました。その後、九月の六日に新政会より遺跡調査会不明金の件につき資料の提出を促す調査依頼書が提出をされました。すなわち昭和五十一年四月から昭和五十五年三月までの間の日野市遺跡調査会が行った発掘調査及び立会調査に関する下記の資料を請求します、こういう内容の調査事項でございます。三点の資料要求が出されております。一つは、すべての原因者と遺跡調査会が取り交わした契約書の写し。二点目は原因者別の調査報告書と調査完了後の精算書の写し、三点目には上記期間内に開催されたすべての調査会の日時、内容及びそのときの配付資料、このような三点の資料要求でございました。その後九月八日、長沢教育長名にて調査依頼書に対する猶予願が石坂勝雄議長あてに届いております。去る昭和五十七年九月三日付の日野市遺跡調査会の発掘調査に対する調査依頼の件につきましては、地方自治法第百九十九条五項に基づき、日野市代表監査委員高崎克好氏に特別監査を依頼しておりますので、監査結果が判明するまで資料の提出について猶予していただきますようお願い申し上げます。このような内容の書でございました。

私どもは各会派の代表者が集まりましての席上に、市長、助役の出席を求め、説明を受けました。この席上、市側は七月に助役を長としての調査委員会を設けて鋭意調査をしてまいった。その結果、まとめが九月の二日に提出をされて、そして九月七日に特別監査の必要ありとし特別監査に付したので、資料の提出を待ってほしい旨の説明がなされたのであります。

私ども公明党は、ここで素朴な疑問にぶつかったのでございます。なぜ、これだけの簡単な資料が――契約書の写し、請求書の写し、こんな簡単な当然あるべきはずの資料がなぜ議会に提出ができないのか、なぜなんだろう。私どもがほかの資料を提出するときにはすぐに資料は届きます。しかし、この問題にだけ資料は提出できない、なぜなんだろう、こういう素朴な疑問にぶつかったのであります。しかも特別監査に付す以前に、石坂議長名にて新政会の皆さんが、調査依頼書を提出しているにもかかわらず、資料の提出ができない、市側が正規のルールにのっとって特別監査に付することは当然の義務でございましょう。しかしながら、議長名で議会が要求している資料に、これだけの当然あるべき資料が提出されないのは、何かを覆い隠そうとしているんでないか、何かを隠密裏に終わらせようとしているんでないか、この疑問が心から離れないのでございます。

私ども議員は、四年に一度の厳しい市民の審判を仰いで、日野市民の代表としてこの場にいるのでございます。市民の血税が、市民が汗とほこりにまみれた税金が、どのように使用されているか、チェックするのはあたりまえのことでございましょう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もし、それを否定するならば、議員としての責務を放棄するに等しいと言わざるを得ないのであります。保守だ革新だの問題ではありません。与党だ野党だの問題では私はないと思っております。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そこにもしも一点の曇りでもあるならば、仮にもしもそこに一点の不明な点があるならば、選ばれた市民の代表として、市民の前に明確にすることは当然の、あたりまえのことではないでしょうか。

百条委員会は、議会として当然認められた権限の範囲の行為であります。ただ一つの真実を求めて、内容の究明をすべく特別委員会の設置を願うものであります。以上終わります。

○議長（石坂勝雄君）　次に原案反対者の発言を求めます。中山基昭君。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（中山基昭君）　ただいまの遺跡調査会における過年度、昭和五十一年から五十四年にわたる支出されました諸費用についての疑義があるとしての調査をするための特別委員会の設置については、動議について反対でございます。

遺跡調査会における支出は、御存じのように、すでに今日までそれぞれの年次において、監査委員による監査結果等の中でも、その適切な運用と執行が、認定報告をされてきております。また議会の決算委員会等の中でも認定し、それぞれ確認をしてまいっておるところでございます。あわせて今年の七月以来、一部議員からの改めての指摘や質問に対しましても、かなりの時間をかけて解明や執行側の見解をただしてきておるところでございます。しかも執行側におきましては、現在法的な専門機

関としての監査委員に、特別の監査を請求をしておる段階でございます。さらに大事なことは、重視しなくてはならないことは、行政運営の信頼にかかわる重要な監査でございます。議会としても、冷静かつ慎重な対応がなされなければならない、というふうに考えております。

私ども市民クラブはこうした観点と認識から、ただいま提案をされております調査特別委員会の設置に対する動議について、現段階におきまして、強く反対をすることを主張して、終わります。

○議長（石坂勝雄君）　次に原案賛成者の発言を求めます。小山良悟君。

〔四番議員登壇〕

○四番（小山良悟君）　緊急動議賛成の立場で日野市政の現状を憂えている市民の代表として、意見を申し上げます。

遺跡調査会の使途不明金の問題は、市の職員だけで事務局が構成されているにもかかわらず、経理処理がずさんであったとは驚きを超えて信じられない話であります。遺跡調査会は、森田市長が就任後の昭和四十八年にできた規約で運営されてきましたが、その中で、地方自治法百四十二条の兼職規定の問題を承知しながら、金を出す市長と、それを受け取る会長が同一人物、すなわち森田喜美男氏が就任して何年間もそのことにけじめをつけずに来たことと、調査会の経常経費の九〇％以上が日野市の公金から出ているにもかかわらず、経理事務の規約に会計監査がないことが今日の事態を引き起こす伏線になっていたわけでありますが、（「そうだ」と呼ぶ者あり）市長として、遺跡調査会の会長として、はかり知れない責任があることを厳しく指摘せざるを得ないのであります。公金の使途不明は徹底的に解明されなければなりませんが、今回の経緯を冷静に分析しますと、使途不明金の解明もさることながら、今回の問題に対する森田市長の政治姿勢がむしろ大きな問題と懸念するわけであります。

まずこの問題が発覚したときに、少なくとも昭和五十四年十月の時点で、なぜ徹底的に解明しなかったのか疑問が残ります。以前からこの問題を承知しておきながら、先般の臨時議会において、古谷太郎議員から問題提起されるまで、問題の重大さを感じないまま放置し、いまごろになって、あわてて右往左往しているとは、まことに情けない限りであります。次に九月三日に議会側から文書で資料請求が出され、九月六日に議長より正式に資料提出を求められたにもかかわらず、翌九月七日に監査に付したので、資料が出せないと文書で回答をよこしましたが、これが大問題であります。市長も共産党も代表者会議において、いま特別監査に付して精力的に解明中であり、なるべく早く報告すると主張してきましたが、九月六日に議長より正式に資料を請求されて六日の当日の夕方あわてて代表監査委員へ電話で

連絡し、翌七日になって監査をひとまず依頼しております。これを理由に百条調査特別委員会の設置は待ってくれと言っているわけでありますが、実際には代表監査委員が監査事務局に顔を出したのは、きょうから三日前の十八日で、しかも、その日は意図的かどうかわかりませんが、かぎを持っている職員が帰ったので書類を見ることができず、したがって、ただいま精力的に監査が解明中と市民にも議会にも主張しておきながら、その間、今日まで実質的には代表監査委員は全然手をつけていない状態であります。（「本当かよ、それは。問題じゃないか」と呼ぶ者あり）結局、資料を提出すると都合が悪いから特別監査に出したという口実で、この場の時間稼ぎをして、何とか逃れようとしたのではないかという疑いを裏づけるような状況であります。特別監査に付したことを、にしきの御旗にしておりますが、市民の市長の立場としては、理解できますが、しかし、一方では、特別監査を受ける羽目になった遺跡調査会の森田喜美男会長の立場を、一体どう市民に釈明するつもりでしょうか。会長として責任を果たせなかったことを忘れてもらっては困るんであります。

さらに嘆かわしいのは、この問題が大きくクローズアップされてきたさなかに、みずからつくった規約に違反して、遺跡調査会の会長を辞任し、しかも後任の会長に現在空席になっている教育次長を充てたことであります。その無責任ぶりは、目を覆いたくなります。会長を辞任したからといって、これまでの責任を免れるものではありません。この問題に決着がつくまで、会長としての責任を果たそうとせず、ひそかに会長を辞任して責任を回避しようとした市長の態度は、市民に大きな不信感を与え失望させることになります。

さらに指摘したいことは、今回の問題で、筋の通らない市長の立場を擁護しようとして、必死になって抵抗する共産党を初め、与党のために議会が空転しておりましたが、議長を初め各派の代表者が正常化に向けて鋭意努力をしているさなかに、市長として会長としての責任を、部下に転嫁したような文面と、議会が空転している原因の張本人であることを忘れた文面の声明を発表したことであります。理事者側と議会の立場をわきまえない軽率な行為であります。また部下に責任転嫁はまことに情けない。庁内の士気もかなり低下したでありましょう。市長に限らず、自治会の会長に限らず、銀行の支店長でも会社の社長でも、学校の校長でも、そして遺跡調査会の会長でも、およそ長という名のつく立場にある者は、それぞれの組織の最高責任者であり、組織内で発生した問題については、最終的な責任を持たねばなりません。こんな理屈は、小学生でも理解できるのに、昨今の市長には全く通用しません。責任感の欠如した最高責任者ほど恐ろしいことはありません。全く嘆かわしいことであり、心配であります。

いずれにしましても、特別監査に付しているという口実で、

時間を稼ぎ、その間に資料を改ざんするのではないか、と疑惑を持たれても仕方がない経緯をたどっております。

市長として、遺跡調査会の会長として、責任を果たすことができず真相解明の自浄能力がないとあれば、結局市民代表である議会が、正当な権利で真相解明するしか方法がありません。したがって、きわめて当然のことながら、百条調査特別委員会の設置を強く求めるものであります。

市民は、厳しい納税義務を強いられ、苦しみながら税金を納めております。納付がおくれると容赦なく督促状が来て、さらには薄情なことに延滞金つきで催促されているのであります。この市民の税金の重みを、市長は真摯に受けとめていただきたい。そして、このことが理解できるならば、共産党を初め与党の皆さんも、百条調査特別委員会設置の緊急動議に反対するわけにはいかなくなるでありましょう。通常は政策の問題や政治信条などは、それぞれの立場で見解の相違があってもやむを得ないことであります。しかし、それとても、お互いに譲歩して最終的に一致を見出さなければなりません。しかし、反社会的な問題、非人道的な問題、そしてあらゆる不正の問題については、市民サイドに立てば当然のことながら、その問題解決には、いささかの見解の相違があってはなりませんし、許されるべきではありません。

しかるに、今日の不正解明に対する共産党、革新クラブの態度はどうでありましょうか。まさしく反市民的態度であります。（発言する者多し）しかも、日ごろ市民の立場で政治活動していると宣伝にこれを努めている会派だけに、欺瞞ではないかと声を大にして叫びたい（拍手）心境であります。

以上のような状況経緯から、私は百条調査特別委員会設置を心から願うものであります。

○議長（石坂勝雄君）　次に原案反対の発言を求めます。米沢照男君。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（米沢照男君）　日野市遺跡調査会に対する委託事務並びに委託料の疑義にかかわる調査特別委員会の設置に関する動議に対して、反対の立場から共産党市議団を代表して一言意見を述べたいと思います。

この動議に賛成する立場から、もっぱら市長に矛先を向けての多くの発言がありました。私はむしろ十五万市民の責任ある市長の立場から問題を解明をし、そして議会に報告をする、こうした立場から特別監査請求がなされた、と理解をいたしております。これまで、延々にわたって代表者会議において、いわゆる与野党間で、意見が対立したまま今日に至っております。いま小山議員から、欺瞞呼ばわりがされましたけれども、それはそっくりそのままお返しをしたいと思います。なぜなら、きょうここで重要な一般質問、あるいは実質的な議案審議を前に

して、あわててきょういわゆる調査特別委員会を設置しなければならない理由が、私は理解できません。なぜなら、きょう、この動議可決をし、委員会が設置をされても、すぐに稼働できる状況にはありません。多くの議案課題がこの九月議会には課せられております。したがって、この九月議会が終了しなければ、実質的な委員会の稼働はできない、こういう状況にあります。（「そんなことないよ」「やる気の問題だ」と呼ぶ者あり）したがって、議会最終日でもこの設置は間に合うというか、きょうでなくてもいい、ということを私は一点指摘したいわけであります。

もう一点は、執行機関と議決機関の関係でありますけれども、議会は執行機関の立場を認め、尊重し、そしてまた市長を初めとした執行機関は、議会の議決機関としての立場を認め、尊重する、そうした関係のもとで、正常な行政執行がなされると理解をしております。市長がこれまで約一カ月間にわたって市長命令によって幹部職員による調査会が設置をされ、これまでこの問題の調査が進められてきました。（「報告しろよ、報告、何の報告もないじゃないか」と呼ぶ者あり）そして特別監査に付されたわけでありますけれども、これは予算を執行した市長の立場から責任ある立場から事の真相を明らかにした上で議会にも報告をする、こういう立場であります。したがって　十五万市民に責任を負う立場であるからこそ、筋道を立てて特別監査に付したものであります。したがって、議会はこの特別監査の結果を待ってからでもその対処は遅くない、と考えております。

あえてここで参考書の一部を引用させていただきます。「地方議会の知識」という専門誌が全国市議会議長会法制広報部長中島正郎氏から出されておりますが、ここに議会の問題について、こう書かれております。「検査、監査請求の実態としての最近の傾向は、地方団体の事務が量的にふえ、また質的に複雑化し、かつ専門的、技術的となっている。そのような中において、事務の管理、議決の執行及び会計経理等が乱れ、非違、非行が新聞等に報道され、行政の適正化に反する事実が指摘されるが、それらに対する監査機構があっても、それとは別に、住民の代表である議会が監督的権限に立って検査することができるので、専門機関の監査機関をして執行させるやり方が良識的な進め方だと考えるが、往々にして議会は勇み足になって直ちに法第百条調査の発動の事例が少なくない。多少時間がかかるだろうが、検査権の発動または監査請求をし、その結果を待って次の行動を起こすのが良識の府たる議会のとるべき態度ではないだろうか」、こう書かれております。

さらに百条調査の問題については「それでは百条調査を最初にやることはいけないかというとそのような規定もないし、順序など何もない。議会の持つ権限内ならどれから発動しょうと

自由である。けれども、議会という機関がいやしくも行政に対する批判や改善を願うことからすれば、物の順序というものを考えるのが良識ある運営ではないかと思う」、こういうふうに書かれております。

したがって、問題の解明、事実はいかようにせよ動かすことはできません。逃げ隠れするものではありません。順を追っていま特別監査請求がなされ、きょうも朝九時からその特別監査請求に基づく調査活動が行われております。その監査結果を待ってでも百条調査の発動は遅くないと私は考えます。この時点で、今日この時点で百条調査委員会の設置に反対したからといって、事実の解明あるいは不明があるとすれば、それを解明する立場を決してあいまいにするものではありません。むしろ順を追って特別監査の結果を待って、議会が正しく対処する、このことが十五万市民に責任を負う立場であると私は確信をいたしております。

共産党は、今後も一貫して不正や腐敗あるいは不明金があるとすれば、その解明の先頭に立つということを強調しておきたいと思います。（「いいぞ」「本当かよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

最後に、先ほどこの動議を提出しました高橋議員は、長年来遺跡調査会の理事を務めてきております。（「転嫁するなよ」「会長はだれだ」と呼ぶ者あり）そして、この遺跡調査会では各年度ごとに事業報告、決算報告もなされ、遺跡調査会の（「それがだめなんだよ」と呼ぶ者あり）一理事としてそれを承認してきた立場であります。したがって、本来ならこの動議を提出する立場にないということを最後につけ加えて、私の意見を終わりたいと思います。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　次に原案賛成者の発言を求めます。馬場弘融君。

〔八番議員登壇〕

○八番（馬場弘融君）　新政会を代表いたしまして、動議に賛成をするという立場から、討論を何点かに分けてさせていただきます。

第一に、先般の行政報告への質問でも申し上げたとおり、また昨日配付をされました議事録を読んでみましても、市長みずからが七月の第一回臨時会の席上で「金銭につきましては疑問があると思っております」、「疑問があると思っております」、こう言っておられます。不明の点があったことを否定してはいないのであります。しからば、それから後、最初の定例会である今議会の冒頭に、その件についての説明といいますか、釈明が当然あってしかるべきだと思ったのでありますが、それがなかった。私の質問を受けて、初めて答えたという状況でありました。さらにこの間、十四万七千市民に対して、これまでのところ釈明の言葉は全然聞かれておりません。

第二に、疑問点があるままで、市長は突然七月の十三日に遺跡調査会の会長をやめられた。そして、規約も大幅に改正をしております。ところが、この旧規約、この中に「会長は日野市長の職にある者をもって充てる」、明確に規定してあるわけです。さらに規約改正については、全役員の一致、役員の全員一致でなければこの規約は改正できない、こういうふうに規定をされているのであります。ところが、この市長がやめられたと言われる後、八月の二十七日に行われた遺跡調査会、このときに新しい規約が出されているわけでありますけれども、この席には、実は市長は出席しておりません。明らかに旧規約にのっとった規約の改正でもないし、市長の退任でもないわけであります。いずれも手続上、法上の疑問があります。会長である市長の道義的責任あるいは政治的責任を、これは逃れようとするものとしか言いようがありません。

第三に、地方自治法によりまして、私ども議会には、住民の代表機関として、地方公共団体の事務について、検査し監督をする権限が与えられているのであります。また議員個人といたしましても、執行機関を批判の目を持って監視し、監督する責任があります。一般的に、われわれ個人の議員としてのそういった手続、手順といたしましては、まず口頭で質問をする。次に文書をもって必要な資料を要求をする、そして提出をされた資料を検討をして、行政に間違いがないかどうかをチェックしていく、そういう手続を踏んでいるのであります。ところが、この議員固有の権限に基づいて、私ども新政会が議長を通じて行った資料の請求、これにも市側は応じてくれませんでした。しかも、先ほど来、再三話が出ておりますけれども、私ども新政会が議長を通じて資料を請求したのは、九月の三日の午後であります。ところが、これに対して、いまのところ資料請求には応じられない、という答えが返ってきたわけでありますが、その理由の中にある特別監査、この特別監査に市側がお願いをしたのが九月の七日、われわれが九月の三日に資料を請求した。これは大変だということで、九月の七日に特別監査に付してしまった。こうとしか考えられないのであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

さらに、たとえばこれが昭和五十六年度、昨年度の問題であるというのならば、これから決算が出てくるわけでありますから、不明な点については、さらに監査をしましょうとか、ということも十分に納得ができるわけであります。ところが、この問題は昭和五十四年以前の問題であります。ということは、昭和五十五年には、一通りの監査を終わって決算も出されている。ところが、その内容について問題があるのではないか、しかも、市長が、先ほども言いましたように疑問点があるということを明確に言っておられる。それをさらにいまさら特別監査に付すということは、それ自体がナンセンスであります。

遺跡調査会には、多額の国庫補助金が出ております。理事者側は、昭和五十五年の春の段階で昭和五十四年度、いま問題となっております昭和五十四年度の国庫補助金等の精算をしたはずであります。五十四年度の精算をする段階で、当然この疑問の存在がわかったはずであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）五十五年の春にはわかっていたはずだ。ところが、その時点では、一切対策を打っておりません。その時点で、内部で調査会をするとか、一生懸命いま努力をしておりますとか、そういう発言があったのであれば、まだ納得ができる。しかし、その時点では、むしろ疑問をもみ消そうとする姿勢があったのではないか、そう言わざるを得ないのであります。（「そのとおり」「そのときの監査はだれだ」と呼ぶ者あり）しかも七月の八日、第一回の臨時会で古谷議員の指摘を受けてから、先日の助役の答弁にもありましたが、内部での調査会を急におつくりになった、何度かの調査をした。そして八月の十三日には、一応の内部調査のまとめを終わった、というふうな発言があった。ということは、まとめのあった八月十三日の段階で、もし、全く不正がない、おかしい点はないというならば、もうそこで発表すればいいわけです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ところが、そこで発表ができない、さあ、どうしょうか。本来ならば、ここですぐに特別監査に持っていく、それならばまだわかるんです。ところが、まだ中でぐずぐずしておった。そうして、先ほども申しましたけれども、九月の三日になって、私どもの方から資料請求が出て、泡を食って特別監査に持っていった。特別監査に持っていったから、監査の管轄下にあるから、もう資料は出せません。まさに資料隠しであります。これは地方自治法に基づく議会の権限あるいは議員固有の権限を冒瀆し、踏みにじるものだと言わざるを得ないのであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）このまま理事者側の姿勢を見過ごすならば、臭い物にふたをしたままでうやむやにされてしまうおそれが多分にある。そこで、やむなく百条調査に訴えたのであります。

先ほども共産党の諸君が言っておりましたけれども、決して先走ったものではない、むやみなものではありません。やむなく百条調査委員会に訴える、そういう状況であります。

最後にもう一度繰り返します。市長みずからが、遺跡調査会の金銭について疑問がある、はっきり言っている問題なんです。市側があいまいな答弁を続ける限り、そして議会の権限を侵害する限り、どうしても、われわれはこの動議に賛成をせざるを得ないのであります。

これまで、お立場上なかなか賛同を得られなかった会派の諸君も、ぜひ市民の前に事の真相を明らかにするために、ぜひとも全会一致をもって本動議が可決されんことを心よりお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって討論を終結いたし

ます。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会の設置に関する件は可決されました。（拍手）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時二十八分休憩

午後四時四十八分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時四十九分休憩

午後十一時五十一分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会委員の選任の件を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の指名はお手元に配付した印刷物のとおりです。

お諮りいたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって日野市遺跡調査会に対する委託事務ならびに委託料の疑義に係る調査特別委員会委員の選任の件は、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。九月二十二日の会議は議事の都合により、特に午前零時五分に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって九月二十二日の開議時間は、午前零時五分に繰り上げることに決定いたしました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後十一時五十三分延会

九月二十二日　水曜日　（第七日）

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録

第三十号

九月二十二日　水曜日　（第七日）

出席議員　（二十九名）

一番	橋本文子君	十七番	黒川重憲君
二番	福島敏雄君	十八番	古賀俊昭君
三番	小俣昭光君	十九番	市川資信君
四番	小山良悟君	二十番	藤林理一郎君
六番	古谷太郎君	二十一番	名古屋史郎君
七番	馬場繁夫君	二十二番	竹ノ上武俊君
八番	馬場弘融君	二十三番	米沢照男君
九番	高橋徳次君	二十四番	中山基昭君
十番	簇野行雄君	二十五番	大柄保君
十一番	一ノ瀬隆君	二十六番	秦正一君
十二番	板垣正男君	二十七番	奥住芳雄君
十三番	鈴木美奈子君	二十八番	石坂勝雄君
十四番	川嶋博君	二十九番	滝瀬敏朗君
十五番	飯山茂君	三十番	高橋通夫君
十六番	夏井明男君		

欠席議員（一名）

五番　谷　長一君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	佐々木博	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原莞次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三

立川速記者養成所　所長　関根雪峰

速記者　川久保友子　君

速記者　浜田文子　君

清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	沢三郎	君
書記	串谷平和	君
書記	田野川省三	君
書記	平雅弘	君

議事日程

一　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和五十七年九月二十二日（水）

午前零時五分開議

午前零時五分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十七名であります。

議事の都合により午前十時まで休憩いたします。

午前零時六分休憩

午前十時十二分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより一般質問に入ります。

一の一、ごみ収集方法の変更は住民参加を尊重せよについての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔二十二番議員登壇〕

○二十二番（竹ノ上武俊君）　市長並びに教育長、各部長職の皆さん、私の質問にお答えいただくために十四日、十六日、十七日、二十日、そして二十一と待機していただき御同情に耐えません。特に、二十一日は午前零時まで、二十二日は、けさの午前三時まで残っていただいた方もあります。大変お疲れでございましょう。しかし、私の質問に対する答弁についてはひとつ市民本位の積極的な御答弁をお願いいたします。

また、今後一般質問の時間は予定どおりに進行して市民の皆さんの傍聴などもむだにならないようそういうことを心から願うものであります。

さて、すでに九月七日に市長に通告しておきました二つの質問のうち第一のごみ収集方法の変更は住民参加を尊重せよ、この質問をさせていただきたいと思います。

ごみ問題というのは、大変な社会問題になってきております。東京二十三区はあと六年もすれば現在の埋め立て地が満杯になってしまう。また、三多摩でも最終処分地があと十年もすれば満杯になってしまう。こういうようなところまできております。そこで、考えられているのが、二つの方向でございます。

一つは、ごみを減らすしかないという考え方であると思います。そのためには、ごみを出させないようにする。出たらなるべく細かくつぶしてしまう、さらに燃やして小さな灰にしてしまう、こういう方法でございます。

第二の考え方は、最近強くなっているごみを資源というふうにとらえることによりまして、どんどんごみを出しても結構です。科学的な力であるいはさまざまな方法で資源の再生を図っていこうではないか、こういう道も探究され始めております。しかし、ごみ問題の根本的な解決というのは、ごみを出す元の生産活動の物的な量的な規制という道に踏み切らなければ根本的な解決はないというふうに思うわけでございます。いまごみがふえたというのが、社会問題だというよりは、いま申し上げました生産活動の規制という面に重点が移っていない。こういうことこそ私は社会問題ではないかというふうに考えるものでございます。いまの生産社会では、無計画、無秩序に生産を拡大していく、あらゆる手

段で消費をつくり出す、人々の虚栄心をあおる、購買力をそそる二重三重に売り込む、こういう大量生産、大量消費の経済になってきております。ある学者の方は、ごみづくりの経済である。こういうことを指摘され、このごみづくりの経済そのものを変えなくてはごみ問題の根本的な解決はないというふうに指摘されているところでございます。そして、この解決の決めどころは何か、ということになってまいります。これに対しては、学者専門家の皆さんもごみ問題に対する市民の理解と協力これを強める。そして市民参加でごみ問題を考えていく。ごみの問題については市民すべてが建設と運営に参加をする、責任を分担する、自分たちでそういうことを実行していく、こういう市民参加の方法しかないというふうに言われているわけでございます。清掃問題に市民が参加していく、このことはごみの本質、清掃問題の現状から考えまして、結局市民がそういうことを通じて都市政策の推進の大きな力になっていく、こういうことが根本的な原因を変えていく道ではないかというふうに考えます。私はこういう観点で今回のごみ収集方法の変更、この問題について質問をしていきたいと思います。現在日野市民のごみ減量に対する取り組みはどうかという点がございます。すでに市内自治会など百三十四の団体が減量運動に積極的に市に登録して取り組んでおります。また、百草団地自治会を初め各地で不用品交換会などを定期的に行う、またスーパーに対してトレーなどを引き取ってもらう婦人の方々の運動も

熱心でございます。また百草団地自治会のように活版刷りの広報紙を発行して、日野市のごみ問題の現状をレポートして住民に理解を求める努力をしている団体もございます。また、日野市が行ったごみ問題に対するアンケートの回収率、これは千五百二十世帯の無差別のアンケート調査に対して九百一世帯が回答をよこしている。こういうところにも関心の高さがあらわれております。また、高幡台団地の自治会が公表したところによると、千百八十八世帯のうちアンケートに答えた者が公表した段階で六百五十世帯、さらにアンケートが集まっているということでございます。こういうような私は市民のごみ減量に対する関心の強まりの中で、日野市のごみの量がそんなに最近ふえてきていない、こういう数字的な結果にも反映しているのではないかと思うわけです。たとえば日野市の人口は、昭和五十三年には十三万七千二十五人であったものが、昭和五十六年には十四万六千四十一名になっております。このように人口が相当ふえているにもかかわらず清掃工場へのごみの持ち込み量は三万五千九百五十四トンから三万五千二百九十二トンにと逆に減ってきているわけでございます。日野市は一つの大きな町が誕生したぐらいの人口がふえているのにごみの方は停滞ないし減少してきている。これは私は市民の努力を買わなければいけないのではないかというふうに考える次第でございます。また、市のごみの工場の改良工夫こういうことによりまして、灰の排出量も減少してきております。昭和五十三年一万一

千九百三十七トンであったものが昭和五十六年には七千二百六十四トンに減少してきているわけでございます。このような日野市のごみ減量の現状の中で、さらに市は努力いたしまして、ごみコンサルタント専門家を委託いたしまして、ごみ問題の研究を続けてまいりました。また、日野市におけるごみ減量システムの確立についてというごみ減量研究会の結論なども出てきております。私はこのごみコンサルタントの先生、そしてごみ減量研究会の結論というものは、もし市がこの答申といいましょうか、結論に従ってごみ行政を進めていけばすばらしいものになるのではないかというふうに感じている次第でございます。この研究会などの結論の柱は大きく分けて四つになっているわけであります。その第一は、先ほど言いましたごみづくりの経済、こういう生活文化の考え方、これを繰り返し変えるための行政を通じての市民参加による意識変革が必要であるということが、第一点に強調されております。第二点に出ているのは、資源ごみの回収、不用品交換、そしてごみ処理施設の改良工夫、また幼稚園からＰＴＡに至る学校教育、あるいは社会教育において、ごみ問題のＰＲ初歩的な教育をしていけということを強調しておられます。私もこの点では卒業式には教育委員会のあいさつのほかに清掃部長あたりも出ていって一言あいさつをするというようなことも必要な時代ではないかと感じる次第でございます。そして、もう一点広報による市民へのアピールこれも強調されております。また重視されているのは、自治会との意見交換このことが研究会の結論でも大変大きくスペースをさいて強調されているわけでございます。そして、三点目に挙げているのは、生産と販売を担っている企業に対するごみ減量への協力、この要請を行政が積極的に行うべきであるということを結論づけているわけでございます。また、四点目には市民の努力、ごみの捨て方のいろいろの努力こういうことがうたわれております。このごみコンサルタントとごみ減量研究会この結論は以上申し上げました生活文化の意識を変えていく、二番目に有資源ごみの回収こういう問題について市民と深く行政が結びついていく、三点目に企業に対するいろいろの注文、四番目がごみの捨て方など市民の努力こういうふうに言っているわけでございます。私は以上の日野市のごみコンサルタントの結論、ごみ減量研究会の結論にも大きな評価をしながら日野市のごみ問題に対する以上の経過を踏まえて具体的に五項目の質問をまずいたしたいと思います。

第一点は、市民のごみ問題に対する意識の変革こういう点では、ここのところ市の清掃部市としては、どういう努力をされたのか、それを聞かせていただきたいと思います。

第二点目は、先ほど挙げました有資源ごみの活用というような点についてのさまざまな努力、研究会の結論では六項目挙がっておりますが、こういう点についてどの程度取り組まれたのか、それを聞かせてもらいたいと思います。

第三点　企業やあるいは清掃行政に対する東京都、国の補助金などがまことに少ない状況でございます。あるいはないという場合もございます。地方自治法との関係もございますが、しかし、東京都や政府に対しては、ごみなどに対する予算の要求などどういう努力をされているか。最終処分地の確保について地方自治体だけに任せているいまの政府のあり方、こういうものに対しては、どういう要求を日野市としてしているのか。この点を明らかにしていただきたいと思います。

そして、四点目に市民のごみの捨て方に対する啓蒙活動、これはどの程度やっていらっしゃったのか、この点についても質問をいたします。

最後の五点目は、こういう中で日野市が九月一日の広報で市民に公表いたしました市民の最大の関心事になっているごみ収集方法の変更に対する世論の問題でございます。この世論に対して市はどういうふうに対処していこうとしているのか。この点をお伺いしたいと思います。現在この議会に対して、市が第一次に実施しようとしている主要な自治会十一自治会、このうちの九自治会はそうであると思いますが、ごみ収集方法については、再検討をして自治会の住民の了解を得た上で、住民の望む方向をとってもらいたいという請願になってきているようでございます。こういう世論に対して、どう考えるか、そして、また住民の関心の度合いもたとえば百草団地で、市の説明会並びに住民集会があった際

九十世帯がこのそれぞれの集会に合計で参加されていると言われます。また、高幡台団地では、先ほど挙げました公表されたアンケートによりますと、六百五十世帯の回答のうち現在の市による九月一日のごみ収集方法の変更これに賛成者は九世帯しかなかった。こういうような現実的な市民の反応、この問題に対してどういうふうに受けとめ、今後どう対処しようとしておられるかを質問したいと思います。以上五点にわたってひとつ御答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　清掃部長でございます。五点につきましての御回答を申し上げたいと思います。

まず市民へのＰＲ意識の変革でございますが、これらにつきましては、事あるごとに市民に対しましてＰＲしているところでございます。まず対話集会におきましては、一応スライドこういうものを上映いたしまして、ＰＲに努めております。それから、各自治会の研修会が年末に開かれるわけでございますが、これらにつきましても私どもの方で出かけましてこういうごみの実態であると、こういうこともＰＲしているところでございます。それから、この収集方法につきましては、清掃部が発足いたしまして、一応昨年の十月以来各単位自治会、あるいは連合自治会等に御相談申し上げまして、これらのごみの方法につきましても、いろい

ろ御意見を拝聴しているところでございます。それらにつきましても、こういうごみの実態であると、こういうことで御理解を得ていただいていると、こういうことでございます。

それから、二点目の資源回収の取り組みでございますが、これらにつきましては、非常に広報等でＰＲしているところでございますが、現在は百六十三団体と、資源回収団体がふえてございます。昨年の実績を申し上げますと、大体資源ごみにつきましては、新聞紙類が相当多くございます。合計の総売上高が九百三十九万円余でございますので、これらにつきましても今後とも資源回収につきましては、広報等でＰＲしてまいりたい、かように考えております。それから、国への補助、あるいは都の補助の件でございますが、これにつきましては、全国市長会、あるいは東京・大阪市長会、あるいは東京都下の市長会、こういう市長会が一応国に対しまして補助制度の見直し、それから、現在の廃掃法と申し上げておりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関係の見直しをしていただくように要望を申し上げているところでございます。これらにつきまして、国政レベルでも一応関係各省が一応協議をされまして、特に散在性の廃棄物の件でございますが、これらにつきましては、連絡協議会をつくりまして、現行の法制等について検討を進めている。こういう実態でございます。なお日野市の場合につきましては、一応公害、公特法の地域でございますので、補助率につきましては、補助基本額の二分の一とこういうことでございます。全国レ

ベルでは三分の一でございますが、公害防止地域につきましては、二分の一というこういう特例が認められてございます。それから、捨て場のＰＲにつきましては、九市で私どもの方では一応最終処分地を持っているわけでございますが、これらにつきましても、一応日野のごみにつきましては、先般も申し上げましたように非常に残灰の中に空き缶類が多いとこういう形のものがございます。こういうことで、やはりいま現在の可燃物と不燃物の集収方法につきまして、一応やはりルールが守られていない。こういう欠点もございますので、これらにつきましてもＰＲをしていきたい。

それから、次の五点目の広報の関係でございますが、私どもの方では各初年度に該当します各自治会に参りまして説明会を申し上げているわけでございます延べ十数回になろうと思います。その中で、いろいろな問題が提起されてございます。まず絶対反対とこういう方もいらっしゃいますし、また、そのほかにこういう方法もあるんではないか、こういうようなこともございます。それから、私どもの方で御説明に参りましたごみの収集方法が変わりますとこういう形の中で、十項目については該当しない、こういうことで団地等については特例の扱いをしてほしい。こういうことの申し出もございます。それから、先ほど申し上げましたけれども、いわゆるボックスの関係につきましては、一応収集過程非常に問題点がございます。ですから、このクレーン収集については、どうしてもこれは廃止していきたいんだ、こういうことで

申し上げたわけでございますが、その中で、やはりボックスにかわるべきものがあるんではないか。それから、またボックスの改良でもしてほしい、そんなような御意見もございました。これは私どもの方では宿題としてちょうだいしてございます。これらにつきましては、内部で検討いたしまして、また説明会に宿題をちょうだいしておりますので、それらを解明しながら市民の皆さんの御協力得るような形で進めてまいりたい、かように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　再質問を行います。

第一点目のごみ問題に対するＰＲ市民意識の変革という点についてでございます。先ほど、るる御説明申し上げましたように、ごみ減量研究会、あるいはごみコンサルタントの日野市に対する結論の中で、このごみ生産社会に対する意識変革こういうことが相当に強調されているわけでございます。私は日野市の広報などをずっと調べてみましたところ、大体ごみ問題についての広報で大きく一面、あるいは二面に出たのは年二回という状態でございます。そして、このごみ減量研究会の結論を連載で数回にわたりまして二ページあたりの右下隅に連載をする。こういうような程度でございまして、回数も少ない、そして、その内容が年末はごみを捨てることに注意をしてくださいみたいなきわめてこの狭い問題だけをＰＲしているのではないか。そういうふうに考えるわけです。こういう点で、コンサルタントとか、ごみ減量研究会が出しているそういうごみの理念問題に関する大きな観点での啓蒙活動というのは、ほとんど市民には浸透していない。こういうふうに思うわけですが、その点このごみコンサルタント、ごみ減量研究会の結論散文冊になって出ておりますけれども、わざわざこういうことを委嘱して研究した内容が本当に生かされているのかどうか、こういう点について、部長からひとつもう一度御答弁をいただきたいと思うわけです。

それから、第二点目は確かにいま御答弁いただいたように去年に続いてことしは百六十三団体有資源ごみの回収に協力する団体がふえてきている。これは高く私は評価しなければいけないと思います。しかし、そのさきのこの宣伝ということになってまいりますと、やっぱり不用品交換とか、あるいは社会教育などの場を通じてのＰＲ活動とか、あるいは自治会に対するＰＲというものもいまの答弁はございましたけれども、ほとんど住民の中にはその影響が出ない程度のことではないかというふうに思うわけです。ですから、そういう不十分な点があるのではないかと思いますけれども、その辺については、どう考えておられるかお聞かせいただきたいと思います。

それから、第三点目の質問に対しては、政府に対するさまざまな要望を市長などを通じてやっている、これは一応わかりました。満足ではございませんけれども、さらに一層の努力をお願いしておきたいと思います。ところが、企業に対する問題提起があるいはこのアタックといいますか、そういうものが見られないように思うわけです。たとえばこの前の答弁や住民での説明を聞きますと、市の説明の中には、スプレー類が大変危険である、スプレーを捨てないようにしてくれ、捨てるときはみずから穴をあけて捨ててくれということが要望されております。それももちろん必要でしょう。しかし、これを企業に対してたとえばジュースなどの穴を簡単にあける装置がついているようにスプレーに穴あけ器をつけておいてだれでも簡単に穴をあけて捨てることができるようにそういうことを企業に要求するとか、これは一例でございますけれども、そういうことを積極的に一年に何十回も関係方面に日野市独自にあるいはいろいろの市長会でもよろしいでしょう、そういう形の私は企業サイドに対する要望というものがなくてはいけないのではないかと思うわけです。この点の答弁が見られませんので、もう一度質問する次第でございます。

また、四点目の市民に対するごみの捨て方の指導もしているような答弁でございました。しかし、私が思いますに日野市の広報はその程度のＰＲ、ある自治会などが要望もしたことがあったかと思いますけれども、本当に日野市のような人口急増地で住民がごみの捨て方が分別収集がよく理解されるようにさまざまな工夫が必要だと思います。ところが、このごみ収集方法の変更を間近にした最近急に色刷りのごみの捨て方というものが全世帯に配布をされるということで非常に私はこういう点で不十分であると思います。こういうものももっともっとやることが必要ではないかと思いますが、やっているといっても全く形式的なものではないかというふうに思うわけです。この辺について、今後の考え方を聞かしてもらいたいと思います。

そして、最も住民が関心を持っている第五点目の質問でございます。日野市には多数の自治会が存在をいたしております。そして、今度のごみ収集方法の変更という問題になりますと、一部地域から四段階に分けて実施するという方針のようでございます。そういう次第で最初にやるところの自治会だけ説明をして、それでよしというような姿勢が見えるわけでございます。最初のところの実施ということは全日野市の実施ですから何百回という自治会に対する説明やあるいは意見を聞きに行くこういうことがなくては十数回しかまだやっていないというのでは、私はやっぱりさっきのごみ減量研究会の結論から見ましても、きわめて努力が不足している、こういうふうに思うわけです。その辺でもう十数回で十分だと思っているのか。今後も説明にいきますということですけれども、そのようなことでいいのかどうか、この点について再度答弁をしていただきたいと思います。

この五点の再質問に関しまして、いままでの市の説明のやり方などが非常に住民の要求や感情から離れているという事実を私は一に指摘したいわけです。その一つは、団地や例を挙げますと、日本信販の住宅などごみダストボックスの置き場を最初から道路

上に設計して十分配慮して町づくりをしてある。こういうところの自治会に行って説明されている内容が、学童の交通に支障を来すとか、あるいは置き場所がないとか、こういうことを十項目もあるいは七項目も挙げて説明に行く、こういうことが果たして住民の理解を得る説明になるのかどうか。この辺が非常に私は本当に市民の要求や感情こういうものをおもんぱかっているのかどうか、疑いたくなるわけであります。そして、さらに重要な問題は粗大ごみ置き場に対する市の行政で、すでにその住民に対して不十分だなということがあらわれている点でございます。ある自治会では粗大ごみ置き場の撤去について、賛成反対を討論しているので、市に対してまだ撤去してくれとも残してくれとも答弁をしていない、市の方は自治会長にこの結論について残すべきところは残すから答弁をしてくれという文書を配付している。ところが、ある日になりましたら、自治会がまだ返答していないのに粗大ごみ置き場は十月一日から撤去いたしますというステッカーを市が張り出してしまった。こういうようなことでは、自治会に説明をする、相談をするといっても一切していないと、住民の意見は無視している行政の進め方だといってもいいと思います。そういう点をよく考えてみますと、私はいまの部長の答弁が若干市民の世論とまだまだ隔たりがあるのではないかと思いますので、先ほど申し上げました五点について再度のひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吉君）　清掃部長です。

コンサルタント、あるいはごみ減量委員会のことにつきましては、過去にシリーズで十数回にわたりまして、広報等でごみの実態、あるいは減量作戦こういうものを訴えているところでございます。それらにつきまして、また再度こういう形でまた市民の皆さんに御理解いただくように積極的にＰＲに努めてまいりたい、かように考えております。

それから、回収団体の不用品等の活動でございますが、これらにつきましては、先ほども申し上げましたように自治会長さんの研修会、あるいは市民自治学園等でまた再度こういう形のＰＲを徹底してまいりたい、かように考えております。

それから、小学校のたしか三年生だと思いますが、各学校とも処理場の方へ参りまして、一応私どもの方のごみの実態等も訴えているわけでございます。これらについては、先行き長い問題でございますけれども、徐々に効果が出てくるのではないか、かように考えております。

それから、企業への努力についてのことでございますが、これらにつきましては、先ほど申し上げましたように廃掃法の一部手直し、こういう形で要望しているわけでございます。ごみにつきましては、廃棄物につきましては、いわゆるその現行の法令の見直し、こういうことで事業者は適正な処理が困難なものをみずから回収しなければいけない、こういうような形の見直しの意見、あるいは最終処分場の財政措置の問題、こういったものにつきましても、関係機関を通じまして国の方に要望しているところでございます。これを受けた形で国政レベルでも先ほど申し上げたような協議会で研究はされている、こういう実態でございます。

それから、収集の変更のＰＲの件でございますが、十数回と申し上げましたのは、主に初年度の対象地域でございまして、昨年の十月から一応清掃部が発足いたしましたこういう形で、各単位自治会、あるいは市内全域の自治会長さん、いわゆる各自治会の連合会長さんですが、こういったところにもこの御趣旨を御説明申し上げているわけでございます。

それから、捨て場のある自治会の件につきましては、一応先ほど申し上げましたような形で私どもの方では、宿題ということで受けとめておりますので、これらにつきましては、もう少し研究させていただきたい、かように考えております。

それから、粗大ごみ置き場の撤去につきましては、一応十月一日から廃止する、こういう内容で看板等も立てているわけでございます。これらにつきましては大方の自治会、約八割方の自治会の方が自治会長さんを通じまして、市の方に御回答をちょうだいしているわけでございます。これらにつきましても、やはり一カ所を撤去いたしますと、ほかの所に現在ある所がかえって不法投棄になってしまう。こういう非常にむずかしい場面もございますですから、やはり粗大ごみの置き場につきましては、全市一斉でないといろいろな支障が出てくる。こういう判断に基づきまして、こういう看板等を立てまして、協力をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　時間の制約がございますので、結論の方に再質問を移していきたいと思います。私は部長の答弁何回も聞いているわけですけれども、非常にまだ私が前段で主張いたしました、またごみ減量研究会も多分部長も繰り返しお読みになっているんだと思うんですけれど、この本当のごみ問題に対するイメージといいますか、展望というものが狭くてかみ合わないという気がしますので、繰り返し今後もこの問題で市側と私論議していきたいというふうに思います。また、その機会を持ちたいと思うわけでございます。私という市議会議員と部長の間でもこのくらいでございますので、住民という形になりますと、市の行政についてなかなか知らない点も当然これはございます。そういう点でもっともっとこの住民との話し合いということが必要である。その点では、これ要望しておきますけれど、清掃部も職員が部長と課長と係長三人で全自治会を回るということはできないでしょう。これは、ごみコンサルタントなどの意見の中にも出ています。住民に対する説明やＰＲこういう専門の要員を置いて、ごみ問題というのは話し合いをしていく、しかも長く時間をかけ

なければ結論は出さない問題なんだということを強調しているわけです。こういうせっかく研究成果が出ておりますので、この点は守ってもらいたい。またそのための努力を市長にもお願いいたします。

最後に市長に答弁をお願いしますので、その際この点などにも触れて御答弁をいただきたいと思うわけであります。また、ただいまの部長の答弁で、再質問はいたしませんけれども、答弁がオーバーであったり、やっぱり住民の気持ちを理解してないなど感じるわけです。その一点は、日野市の広報で減量問題の連載をしたのは十数回と言いますけれど、六回なんですね。そういう点も正確に広報を調べていただいて答弁をしていただくということが必要であって、もっと慎重にやってもらいたいと思います。要望しておきます。

また、大方の自治会がということがそもそも問題で一つでも二つでも自治会が返事をしていないところは、そういうステッカーを張る際にはやっぱり自治会に行って相談をしてからやる、業者に任せたら全市一斉に張っちゃったと、もうそれは撤去することもしない。自治会から抗議がきても応じない。こういうのでは私はごみ問題の市民参加ではない。きつい言い方ではございますが、こういう点について繰り返しの時間がございませんので要望をしておきたいと思います。

最後の質問は、いま住民と市との間でやりとりが行われている二、三の点に限って質問をいたしますので、部長並びに市長の方から答弁をしていただきたいと思います。その一つは、ごみの歴史というのは、これはもう古い歴史でございます。日本でも明治三十三年に汚物処理法というのができたそうですし、日野市でも昭和二十八年からごみ収集をやったという話でございます。しかし、そのときは三輪車で回収してダストボックスも数個あれば全市のごみが集まっちゃったそうでございますので、いまのようなもちろん問題にはなっていないわけであります。しかし、この十数年いまのごみ収集方法に市民がなじんできた、こういう点がございます。そして、これはただ便利だからなじんできたというだけにとどまっておりません。時間がございませんので一例を挙げれば、たとえば団地の場合非常に狭い住宅に住んでおります。ごみを何日間もためられない、燃えないごみであっても、たとえばベランダに二、三日積んでおく、そうするとそれに子供が踏み台にしてベランダに上って落っこちる、そういうことでごみを置く場所すらない。最近の人口が集中した密集したこういう住宅街、そういうところでは、逆に科学的な意味で、ダストボックスの必要性というものも出てくるわけです。そして、また町の美観、こういう点からもいまの形態を望むことが定着をしてきている。新しい開発の住宅地には必ずダストボックスを置くように道路幅を取るように市が指導していく、こういうようなことが現実にある中では、こういうものを変えていくにはやっぱり数年間の住民と

の話し合いが必要だと思います。そして納得したら、それはダストボックスを撤去してもいいでしょう。しかし、住民の方にもそういう点で、いろいろの正当な理由もあるわけでございますので、便利だから何でもかんでも捨てられるからダストボックスがいいという住民は討論の中などではほとんどいらっしゃらないわけです。ごみ減量についてもさっきのように全住民が協力をしている。こういう中でございますので、住民の感情というものを正確に理解していただきたい。その上で、日野市の一部地域が袋集収である、そこが条件が悪いからそういうところに調子を合わせてダストボックスを廃止するんだという説明理由が公表されております。そういう私は行政というものはないと思います。やはり住民がいいと思っていることはそれを広げていく。そして、条件の悪いところには別の形で条件を引き上げる、これが行政のあり方だと思いますので、ダストボックスの廃止という点については、先ほど部長から宿題であるということを述べられておりますので、そういう点市長からも宿題というのはどういうぐらいのことなのか明確な答弁をいただきたいと思います。そして、もう一点は、明星住宅などを例に挙げて質問したいと思います。たとえば明星住宅は坂道が多い、だから収集が大変だということも市は言いたいでしょう。しかし、現代のこの日野市の人口急増、そして明星大学などがある。学生が何千人もああいう道路をぞろぞろ歩く、学生の道徳の問題に関連しますけれども空き缶を毎日道路に捨てる。これを自治会の役員やボランティアの皆さんが毎日ダストボックスに入れている。そして、まじめな学生はダストボックスに捨てるこれがなくなったら、明星前の住民の皆さんや自治会の皆さんは、いまの社会現象の中では大変な労働になり困る。どうしてもダストボックスを残していただくことが明星前住宅の多少のいろいろの問題がありますけれども、正しいことだということで、四自治会役員会でダストボックスの廃止はしないでほしい。こういう請願を出されているようでございます。そういう点なども研究していただき単に狭い住宅の集合住宅である団地だけでなく新しく開発された住宅地についても、やはりダストボックスの廃止問題は慎重でなければいけない。住民の要望を受け入れなければいけないという問題があるかと思います。以上の点について、簡潔に市長からでも結構です御答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美雄君）　問題が広範に問われておりますので、短時間に正確にお答えすることはちよっとむずかしいわけですが、お説のとおり、生活廃棄物すなわちごみの問題は生産消費の経済活動、あるいは環境とか、公害とかいう問題にまで広くかかわりを持つ課題であります。しかも清掃は自治体の固有の業務ということに定められておりまして、いろいろ社会現象の中で苦慮しているのが自治体のいまの立場であります。私はいま問われた問題の設定につきましては、おおむね見解を理解することができるも

のであります。そして、私が市長に就任させていただきました後、生活環境部を設け、あるいは最近清掃部を昇格をし、組織的にいま言われるようなことを目指して取り組んではおりますが、なかなか徹底できない、効果を上げるまでに至っていない。こういう点では、大変まだまだ努力の足りなさということについて感じを深くしているわけでございます。特に清掃部を定めたということにつきましては、日野市の都市化が進行し、かっての比較的余裕のあった時期とは大分状況を異にしましたので、もっと本格的な取り組みをする必要がある。終末処分場の問題もそうでありますし、それから、町の中のいわゆる市民生活から出される廃棄物、それを受け取って処理をする清掃行政、この関係は別の言葉をもってすれば住民自治と、それから、清掃サービスこの連係プレーのどのようなうまい取り組みをつくり出すかということになると思います。市民参加でなければもちろんこれは成り立ちません。そういうことを込めまして少々いま問われているところに柔軟性も必要であるということも感じております。次の広報に私の小論文をまとめまして、それらに対します考え方の表明を行っております。一般的には今後の努力によるところが多いわけでありますが、特にこの収集方法の変更ということにつきましては、画一的にやることの現実的でない点もございますし、また、あわせて現在のクレーン車方式がこの時代の状況に適合できなくなったこういう難題もございます。そういうこととあわせまして清掃部を中心にもっと検討と努力を重ねて市民自治、いわゆる市民参加と適切な連係を取ることによって、ごみ問題を大きな自治の課題として据えていくことがきわめて重要なことである。このようにお答えをいたしたいと思います。住民感情のことも問われておりますので、また行政と市民感情に距離があってはいけないことはもちろんであります。今後努力をしてまいります。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　時間の制約の点もありますので、残された課題については、厚生委員会で住民から出ている請願審査があると思います。そういう場で私どもの議員団からもいろいろの質問、問題提起も行っていきたいし、また次の機会を用いてさらに長い問題でございますので、市当局にいろいろの要望も重ねていきたいと思う次第です。最後に二、三の要望をしてこの件に関する質問は終わりたいと思います。

　第一点は、いま部長が宿題というふうに言っている。また市長が柔軟な態度で臨みたいと言っている。私はここに期待をいたしまして、本当に日野市が住民参加でこの問題を解決していくように第一点心から望みたいと思います。つまり、ダストボックスの廃止というような形になっておりますけれど、こういうことを強行しない、このことが必要であります。

　第二点は、先ほども明らかにいたしましたように日野市では一万人以上の人口が、地方でいえば一つの大きな町がふえたこの数

年間の中で、昭和五十三年と五十六年を比較しますと、ごみの量も灰の量も減少している。これは住民のごみ減量に対する努力、それから、市の処理施設の改良、この二つの点を評価しております。だからといってもちろん安心できる問題ではございませんので、こういう点についてもごみ減量研究会でも要望しております。具体的なそういう問題に対する資料、こういうものが市民に絶えず知らせていくことが必要である、こういうことでございますので、そのような努力をお願いしたいと思うんです。

　もう一点は、ダストボックス廃止に対するこのごみ減量研究会の私は態度というものをよく部長以下の職員の皆さんが読んでいただきたいと思います。今回の市が委嘱した研究成果は七十三ページほどになっていると思いました、合計いたしますと。その中で、ダストボックスに触れたところは藤沢先生のも入れますと、もっとページ数ふえますが、たった一ページの数行なんですね。しかもダストボックスについては、必要ならば地域の要請があった際にポリ容器に切りかえることも研究しなければいけない、こういうふうになっております。そこのところをひとつ部長以下よく読んでいただいて、私はせっかくの研究成果の結論に従った市のごみ行政が進むよう望むものでございます。

　それから、三点目になりますが、市長も答弁がございましたが、ダストボックスを置いた状態でも私はいろいろとる申しました。こういう方法を積み重ねていくならば、ごみの減量の道はいろいろと私は出てくる、こういうふうに考えるものでございますので、この点の研究もより一層していただきたい、こういうふうに思います。

　それから、最後に市長会などを通じて東京都や国にもいろいろ要望しているということでございます。しかし、ごみ問題は地方自治体の責任というような法律上のたてまえで上級の自治体やあるいは政府というものは助けてくれないという点がございます。ですから、これは市、もちろん市民もそうですが、挙げて運動をしてもっと国が東京全体、こういう大都市周辺ではごみ捨て場の問題や処理施設の補助金など、もっともっとというより全然手を出してないわけですから、手を出すように運動を強めていただくようにお願いをいたして、この件に関する質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の一、ごみ収集方法の変更は住民参加を尊重せよに関する資問を終わります。

　一の二、五十八年度市予算編成と臨調「行革」についての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　七月三十日に第二次臨時行政調査会の基本答申が出されました。これはＢ５判百十ページもあるものでございますので、これをこの場で全部日野市に当てはめて質問しようというわけにまいりません。きょうは日野市に直接関係のある点にしぼってひとつお聞かせをいただきたいと思うわけです。今度の基本答申では、その目標として二つを掲げてお

ります。一つは、活力ある福祉社会の建設、大変言葉はいいようでございますが、国民が自分で福祉はつくっていけ、民間でやってほしい、健康保険証で体が守られていると思うな、みずからの体はみずから守りなさい。こういった内容のものでございますので、言葉からだけこの内容を判断するわけにはまいらない次第であります。また、もう一つの柱は、国際社会に対する積極的な貢献をしていこう。これも大変言葉はいいようでございますが、いまのアメリカのレーガンのあの核戦争政策、結局は結論づけているところは、これに対する日本の役割りを大きくしよう。こういうことになってきております。さらに細かくなって十項目の改革目標が出ておりますが、われわれ市民に関係あるところでは、農業問題、社会保障の問題、文教の問題、住宅土地の問題、そして税金の問題、これが出されております。このうちの日野市に関係のある幾つかだけをきょうは質問したいと思うわけです。また、行政機構の改革についても出ておりますし、公務員制度についても出ております。ところが、逆にこの答申を読みますと、公務員制度を肥大化させていき、そして、いままでいろいろ国会で審議し監視してきた問題を政令一本で戦争中のように十二行政機構をいじっていくことができる。こういう内容でございます。恐るべき内容です。私ども日野市議会ではこの臨調路線に対しては、国民が期待している本当の民主的な行政改革、政府、財界、官界この利権汚職腐敗の構造を改革していく。国民奉仕の簡素な法律的な

行政をつくってほしい。こういうことで議会の名前で議決いたしまして、政府にも要望書を提出してきているところでございます。ところが、今度の臨調答申は、いま申し上げましたように結局反国民的で財界の利益は守る、そして、昔のような戦争中のようなやり方で政治ができるような仕組みにしていく。そういういわば歴史に反逆していくようなプログラムができているこういう内容でございます。その最大の証拠は九月十六日の鈴木総理大臣の記者会見でも明らかです。財源の破綻については、みずからの責任は一般の新聞でさえも批判しておりますように明らかにしない。国民にがまんしていただきたい。また、おとといは閣議で国家公務員の賃金を凍結する三十何年ぶりのことです、日本では。このことによって公務員だけではなく恩給生活者、年金、生活保護世帯こういう水準も凍結するということに法律上なってまいりますので、大変な国民負担を押しつける内容になっております。私はこれが日野市に具体的にはどう影響しているかという点で質問をするわけです。その第一点は、いま議会でも論議を続けてまいっております三中の過密教育の問題でございます。このような財政状況のもとで、地方自治体への圧迫も出ております。三中問題に関連しては時間の点もございますので、大きく分けて三点質問したいと思います。

第一点は、独立校の建設の問題です。いままで市議会で、るる市長、教育長から努力した経過と当面の方針が述べられておりま

す。しかし、私はさらにあえて独立校をつくるために、たとえばSという学園が候補地になったこともございますが、その付近の地域を地主さんの了解を得て確保していきS学園が、最近は都心部の学園をこっちに移転しなければいけないということの具体的な発表なども行われているようでございますが、そういうことと関連して代替地などの話し合いをしてでもやっぱりあの付近に独立校をつくるということができないのか。

もう一点は、市長からもかねがね言われておりますように万願寺区画整理で浅川のほとりに中学校用地を予定している。このことが区画整理完成となりますと相当先になりますので、この点の研究工夫をいたしまして、中学校区だけ何とか確保する地域というものは万願寺地域内でなくても結構ですけれども、その努力をさらに続けてほしいこの点について御答弁をいただきます。

また、第二点は、この独立校をつくるといっても土地が見つかっても数年間かかるのは、これは現実問題でございます。そこで、教職員、父母、生徒そういう過密状態を何とか対処していただきたいということです。教職員や生徒のまた父母の運動も影響したと思います。九月議会で三中に音楽関係の予算が上程をされ、一定の努力が見られます。しからば、十二月には具体的にどういう当面のことを実現をしようと教育委員会は考えているのか御答弁いただきたいと思います。

三点目は、学区変更ということが提起されておりますが、住民の心配は三沢中もなかなかそう広くはない。こういう中で心配が出ております。そういう点で、住民に対しては、どういうふうに説明をし、また、どういう状況にあるのか、その点お聞かせを願いたいと思います。

第二点目の質問は、義務教育に関する臨調の関係の問題でございます。すでに義務教育費についても、国の補助金が削減された結果、日野市で負担しなければいけない問題が出ているのではないかと思いますが、こういう点はどこにあらわれてきているのか。また、そういうことに対して市は政府に何か言っているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

第三点は、老人医療の問題でございます。今度の臨調答申によりますと、軽い病気については患者負担が適当である。つまり、かぜとか腹痛、こういうものは患者負担が適当である。そういう方向から来年二月からはお年寄りの医療費の有料化ということが、都議会また国政の段階で問題になってきております。これが導入された際には、どういうふうにお年寄りの不安を解消していく方針であるか。市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。私どもは今度の老人保険法の改正によりまして、東京都の財政負担は結局はなしで現状の六十五歳以上の無料化を続けることができる、こういう立場で、市議会内外で運動を進めておりますが、もし、東京都と政府が強行してきた場合には、市としてはどうするのか、その辺が考えがあれば部長ないし市長の方から御答弁をい

ただきたいと思うわけです。

第四点目は、国民健康保険の問題でございます。国保についても、政府の補助金の削減七百億円、地方自治体への肩がわり二千億円こういうようなことで、一世帯当たり数万円の負担増を押しつけようとしてきておりますが、こういう動きは日野市には具体的にはどうあらわれているか、またどう解決しようとしているかお聞かせをいただきたいと思います。

第五点目は日野市が行っているさまざまな福祉の制度でございます。寝たきり老人や障害者、あるいはもっと広範な福祉の制度がございます。ところが、今度臨調答申におきまして、すべて地方自治体において国の基準よりも上になっているものはやめなさい。こういう強力な指導がきております。これに対して市長はどういう姿勢で臨もうとしておられるか、御答弁をいただきたいと思います。

六点目は都立高校問題でございます。私も東京都に何回かお伺いして、教育委員会と話し合いをしてまいっております。大変財政が厳しい、こういうことを東京都は言われております。しかし、五十九年は三校つくりたい、五十八年も五校開校を準備している六十年の予定はないけれども、気持ちとしてはつくりたい、こういう方向のようでございます。財政危機を理由に東京都が都立高校増設を狭めてくるということが非常に都民の間から危惧をされております。そういう中で、日野市三校目の都立高校用地も確保されて一段と条件がよくなってまいったわけであります。東京都の施設部関係もあの用地が決して最高ではないけれども、都立高校用地として場所的には最高だし、努力すれば建設することができる、部長が答弁をされております。そういう状況下でこの問題については、どういう姿勢で市長は臨もうとされているか。積極的な私は東京都に対するアタックをやっていただきたいと思います。市議会も超党派で要求しているところでございますので、こういう点についての今後の決意のほどをお願いしたいと思います。

最後にこの前の台風の関係で一点だけお伺いをいたします。それは今度の臨調答申でも公害関係、防災関係についても大変な厳しい姿勢が伺えます。しかし、日野市は先ほどの台風の被害でも明らかです。多摩丘陵地帯が大きく七カ所、小さいところも入れればもっとたくさんのがけ崩れがございました。これは丘陵地帯を開発すれば十数年たてば必ずがけ崩れが出るという専門家の意見もございますので、そういう状態が証明されたことだと思います。ほかの地域では大きながけ崩れは日野市ではございませんでした。ですから、私は来年度の予算で厳しい財政下ではございますが、防災の面から公害の面から再度多摩丘陵地域を点検をして、そして市民に一定の調査結果を報告する、そして、安心をしてもらう、また対策をとれるようにしていただくこういうことが必要だと思いますので、こういう点の来年度に対するお気持ちがおありかどうか、部長、あるいは市長にも御答弁をいただきたいと思

います。以上七点で質問項目が多ございますので、答弁の方簡潔にひとつお願いをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えを申し上げます。

三中の過密教育の問題につきましては、議会の都度問題として取り上げられているわけでございますけれど、教育委員会の立場といたしまして、特に五十九年から六十一年にかけましての中学生のピークの時点、この時点におけるところの教育活動をどういう形で保障していくかと、これに対する対応が当面の一番急務であると、こういうように考えております。それに当たりまして将来の社会像の問題、こういう問題と絡んでまいりました際には、これが新しく建設、あるいは増築されていく校舎の保有面積等との絡みはございますけれど、将来の社会像を想定した場合におきましては、万願寺の区画整理等の中で、当初から小中学校の用地を確保していただいて全面的な学区の見直し等の中で対応していきたい。こんな具合いに考えます。

二番の当面のこの過密状況を解決するための手だてとして、十二月時点でどんなことを考えていくのかということでございますけれど、一つは今回の補正予算の中にもお願いしてございます。三沢中の対策がございます。もう一つは、三中の過密の状況の中で、三中をどういう形で手だてしていくかと、この二つの中学校の問題に遭遇するわけでございますけれども、三沢中につきましては、一応父母の説明会等におきましても、最大学級規模二十四学級ということを想定いたしまして、現在よりか普通教室を八教室、さらに音楽室、美術室というような特別教室を二教室並びに給食関係の施設を施設として三沢中の対応を考えていきたい、いま三沢中の学区変更に伴う関係地区の父母の方々の要望といたしましては、校舎増築関係の問題とあわせて三沢中学の運動場の拡張の問題並びに京王線の騒音防止といいますか、この面でさらに教育委員会として努力してほしい。こういう要望が出されております。それから、三中関係につきましては、すでに三中ともいろいろ話し合っておりますが、現在の校庭の中に置かれておりますテニスコート、これを移設して運動場が完全に運動場としての機能を果たせるような方法での対応をとっていただきたい。現在のテニスコートの移設につきましては、十二月の補正予算の中でお願いをし、さらに全面的な運動場の改修、これは夏休み等の期間を使わないとできませんので、五十八年度の当初予算で三中の運動場の手だてこれをとっていきたい、こういう具合いに考えております。なお、プールサイド並びに更衣室の関係等の問題についても、学校並びに父母側から非常に強い要望として出されております。これについては、来年の六月時点でプールが始まる時期までには、最終工事を行って学校側の要望に答えていきたい、こう考えております。それから、現在三中に置かれております。プレ

ハブの撤去並びに増築関係の問題でございますけれど、確かに第三中学校の場合特に特別教室関係等につきましては、学級のその規模に対しての特別教室の不足が三教室ほどございますので、現在のプレハブを撤去した時点の中で、三中の特別教室の増築関係の問題、これは五十八年度予算には計上をして対応できるような方法をとりたい、そのための工事設計等については、十二月補正の中で、対応できるところは対応していきたい。こんな具合に考えています。最後に三中の体育館の問題が要望としては出されているわけでございますけれど、この体育館の問題につきましては、現在の体育館の構造上の問題並びに予算面での問題、これらの問題を総合的に検討した中で、さらに詰めていきたいと考えておりますが、ただ校舎、特別教室の問題等と違いまして、現在の三中の生徒数との絡みの中では、一応体育館の場合には国の基準に適合している保有面積を持っている、こういう状況でございまして、国等からの補助、あるいは起債、こういうものを取りつける場合に体育館関係が一番むずかしい問題を抱えている、そのこともあわせて御報告しておきたいと思います。それから、最後に学区変更の関係で、住民にどんな説明をいままでやってきているのかという状況について報告せよということでございますが、七月の二十日です。全協で説明した後、地区の父母の説明会等につきましても数回にわたって三中、三沢中並びにこの学区変更をお願いしている三沢台小学校、ここの父母の方々との説明会、懇談会等を行いながら現在の状況といいますか、その辺の理解を深める、また協力をお願いする、そんなような形での説明会を持っております。その中では確かに住民の方々の要望として、新設校の建設の早期実現の要望これが引き続き残されておりますけれど、当面の問題としての三中並びに三沢中学の施設整備これらについてぜひ早急な形での新設校建設が不可能の場合においては、できるだけ条件整備を整えた中で、子供たちが受け入れられるような方向をとってほしいと、こういうような話が出されております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　答弁は簡潔にお願いします。次、福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　福祉部長です。お答えをいたします。

お年寄りに老後の不安についてお話を伺いますと、二つに大別できます。その一つは、年金など所得の保障ともう一つは医療の無料この二つに大別できると思います。しかしながら、御質問のように八月九日に老人保険法案が法律として成立をいたしまして、いままでの原則無料から一部有料制が導入されたわけでございます。また、それに伴いまして、昨日からの都議会におきましても、老人医療助成条例の一部改正が審議をされているところでございます。日野市といたしましては、この保険法案が話題になりましてから、一貫いたしまして医療については、将来も無料を維持していただきたい、こういうような要望を重ねてきたところでございます。しかしながら、残念ながらこれが有料が導入されてきたわけでございまして、私どもといたしましては、お年寄りが一年間に初診料、あるいは入院料でどのくらいの負担をするか、一応の試算もすでに出してございます。数字も出しておりますが、他市のこれに対する取り組みの動向、あるいは有料化を肩がわりするための具体的には人員増を内容とする体制づくり、それから、さらに現在一年間に四百から五百の老人人口の増加がございます。十年先を見越しますと、五千人の増でございますので、そういった増に対する財政的なものが将来的にも続けられるかどうか、そういう三点にしぼりまして、大変大きな政策決定でございますので、関係部課とも十分協議をいたしまして、決定をいたしたい。このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　市民部長です。国保会計についての財政的な御質問があったわけでございますが、現時点では具体的にまだ通知に接しておりません。その対応はどうするかということをいま決定をいたしておりません。ただ老人保険法の関係から見ますと、国保会計に及ぼす影響はさほどないとにらんでおるわけでございます。現時点でも国保財政は必ずしも楽ではございません。その上になお、補助金等のカットがございますれば、財政はなお苦しくなるわけでございます。そういうことのないようにに働きかけるのはもちろんでございますが、いま御質問のような具体的な点がまだ私の方も通達に接しておりませんので、その時点で考えてまいりたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　五点目、六点目、助役。

○助役（赤松行雄君）　都立高校の問題でございますけれども、この問題につきましては、教育長自体も独自としていろいろと運動されてきております。私との連携におきましても九月の三日でございますが、三浦都議先生の紹介と努力をいただきまして、東京都の教育庁の総務部長、それから学務部長、施設部長等に強力に運動をしておるわけでございます。運動の視点につきましては、その後の用地の状況の説明に加えまして、この七学区の中におけるところの日野の要するに高校進学生の状況でございます。七学区といいますのは、七十一と七十二グループに分かれているわけでございますけれども、七十二の町田の方には日野の高校進学生は地理的な状況から現状では一名だけの子供しか通学してない、そのような状況にあるわけでございます。そういうわけで、人口が十五万の市においてもまだ二校しかないという状況と、それから子供たちのおかれている進学状況というものを強く働きかけておるところでございます。六十年以降につきましては、五十九年までの計画というものは一応東京都の中で今後評価されていくという状況の中でございまして、これから計画されますのは六十年以降でございます。この中におきましては、六学区、七学

区この学区につきましては、計画の最重要点地区にあるんではないか。このような説明を受けてきておるわけでございます。六学区というのは、江戸川とか、葛飾でございます。（「簡潔にひとつ」と呼ぶ者あり）そういうふうな状況の中で、さらに働きかけを強力にしていきたい、このように考えているわけでございます。それから、十八号の台風のがけ崩れ関係でございますけれども、これにつきましては、管理監督が多摩西部の開発事務所というものでございますので、その中での東京都の手による丘陵の点検ということを強力に要請していくというようなことで、手をつけているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　時間が十一時四十三分までということでございますので、突っ込んだやりとりをする時間がございません。不十分な点はまた次の委員会やあるいは本会議の時間を利用させていただきたいと思います。

最後に数点の要望をいたします。もし、市長の方から御答弁があれば一言でも御答弁いただきたいと思います。

第一点は三中の過密解消の問題でございます。これは、私は教育長の答弁で万願寺区画整理のことが出ましたので若干の長期的な展望では明るいものがあるというふうに思うわけです。つまり、いま日野市の統計ではすべての市内中学校が千名を超す状況が間もなく来るということになっております。そういう点を解決する道として、八百名前後に各中学校をおいて行き届いた教育をする、その点では一つの希望があるわけでございます。しかし、当面父母が心配している点では、三中近辺の独立校この点でございますので、明確な答弁がなかったんですけれども、私の問題提起もしておりますので、絶対にあきらめることなく、独立校の用地探しこのことを全力を挙げていただきたいということを要望いたします。なお、また三中がいま過密教育だということで父母の皆さん心配しております。しかし、もちろん過密教育だからといっても千五百名の中学校、千四百名でもそれは教師の皆さんの努力で大変な教育実践をしてりっぱな中学校もございますので、すべてが大変になるということを言うとそれは言い過ぎになると思います。また、日野市の先生も努力されていると思います。しかし、何としても根本的な解決は、生徒数を減らすということしかないわけでありますので、この点での市長部局並びに教育委員会の御努力を心からお願いする次第であります。具体的な問題については、いろいろの努力が御答弁がありました。一刻も急いでの予算化をお願いいたします。その中で、若干不明確だったのは三中の体育館の問題です。私は国の補助金の問題ももっと研究をして、その適用を受ける道を探すとともにもし、なくても教職員や父母生徒が望むような形の改築、たとえば二階建てとか、最近では都立高校では三階建ての体育館をつくっております。こういう道があるわけですので、そういうことをして皆さんのいまの気持ちにこたえていただきたいということを強く要望いたします。三沢中の問題については、確かに人口急増都市では、学区変更というのは必然的なものでございます。必然的なのに父母が不安を持ったり、教育委員会に反発をする。私はこれは教育行政をもっと父母の立場に立って教職員の立場に立ってという努力、こういう点のやり方のまずさというのが過去あったのではないかと思います。時間がございませんので具体的な例は挙げられませんけれども、その点を意を解してもらって、教育委員会の御努力をより一層いただいてもらいたいと思います。もちろん今度の学区変更がいいとか悪いとか言っているわけではございません。その姿勢が何といっても大事でございますので、そこのところを今議会では、私は強く要望をしたいと思うんです。そして、私もいろいろの三沢中についてのグランドの問題や騒音の問題などさまざまな住民要望を聞いておりますが、教育委員会にもすべてそれは届いているわけでございますので、一刻も早い解決をしていただく、こういうことを望みます。この教育問題で指摘したいのは、すでに今度の補正予算にも出ておりますように義務教育の教材費が国から削られて市の負担で八百二十九万円も補正予算が出ています。こういうことが次々にくるのでは義務教育も安心して受けられない。また、市もそういう行政ができない、こういうことになってまいりますので、こういう政府の動きに対しては、断固として教育分野でも抵抗していただきたいと思うわけです。教科書問題も同じです。

読売新聞でさえも九月十七日の朝刊一面トップで財政国民に犠牲求める。福祉、教育の削減もということで大変な不満を表明しているところでございますので、ぜひ市当局、教育委員会当局のがんばりを期待する次第です。

三点目に質問をいたしました老人医療費の問題、お年寄りから非常に切実な不安と要望を聞いております。日野市内の老人会でさえも東京都などに請願をする。日野市にもお願いに来る、市議会にも来る、老人会はこぞってこの有料化に反対するという動きなども出ております。そういう状況でございますので、最後まで東京都や国に働きかけて日野市への負担がこないよう努力をされるとともにもしもの際には、やはり日野市の財政で試算もできているということでございますので、全力を挙げて老人の皆さんの要求を守り抜いていただきたいと思う次第です。

国保の問題もいろいろございますけれども、省略いたします。具体的になったらひとつ国保料の値上げとか、給付率の引き下げとか、そういうことがないようにお願いをしたいわけでございます。

五点目は先ほどの臨調答申で、自治体は国の下請機関にしよう。先ほども言いました国の標準行政へ切り下げよう。そして、自治体への交付補助金を削減しようということになっております。そうなりますと、日野市が誇る福祉の寝たきり老人や入浴サービス、あるいは障害者の皆さんに対するさまざまな政策、ホームヘルパ

ー、訪問看護何十項目というすぐれた政策がございます。これがすべて廃止せよと言わんばかりの方向でございますので、市長並びに福祉部局でぜひがんばっていまの制度を守り抜いていただくよう希望する次第でございます。

最後に都立高校の問題、防災の問題はかなりの努力をされてきているようでございます。しかし、私が教育委員会の職員に聞きましたところ、東京都でございます。各市とも市長さんの運動が激しいということでございましたので、そういう点で森田市長もがんばりのようでございますし、教育委員会もいろいろと知っておりました。さらに一層の御努力を積み上げていただいて、所期の目的を達成していただくよう心から要望いたしまして終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一の二、昭和五十八年度市予算編成と臨調「行革」に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

午後　一時　十五分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の石坂さん所用で外出いたしております。その間私が議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは一般質問を続けます。

二の一、緑地保全の施策についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（板垣正男君）　緑地保全の施策について一般質問を行います。

現在地球規模で環境の破壊が進んでいると言われております。この五月にはアフリカのナイロビで国連の世界環境会議が行われました。その内容も詳わしく伝えられておりますけれど、世界の各地域における森林の伐採、それに伴う二次災害の被害の発生であるとか、砂漠化の進行であるとか、水、大気の汚染、こういうものの深刻な進行が論議されました。経済活動の急速な発展が自然の破壊を進めていることが鋭く問われた会議でもあったわけであります。わが国におきましても、こうした世界的な環境破壊の問題を避けて通ることはできないことは言うまでもないことであります。日本の緑豊かな国土、自然に恵まれた私たちの環境も思わぬところから大きな破壊と、そして、二次三次の災害が発生してくるところであります。ごく身近な例で申し上げるならば、先ほど竹ノ上議員も一般質問で取り上げましたように百草団地の一

画はついこの間の水害によって、大きながけ崩れをもたらしたというようなこともその一例でありましょう。私はこうした地球規模で進んでおります環境の問題、ここで論ずるわけにはまいらないのでありますけれど、その一環として、私たちの身近なところの環境の問題も大きなところでのつながりを持っているという視点で今回緑の保全という点にしぼって質問を行ってまいります。

さまざまな新聞が全国各地の自然保護運動や緑地の保存や積極的な緑化推進の運動を伝えております。ついこの間も朝日新聞でございますが、神奈川県の市民団体が幾つか手を結んで残された緑を守ろう。こういう条例制定を目指す運動が紹介されております。林地や傾斜地の開発規制を行うというようなことなどを主な内容とするようでありますが、こうした動きであるとか、あるいは日野市の市民運動、そして、北海道の市民運動等々全国的にも注目される運動が幾つか高まっております。こうした国内の自然保護、緑の保護という世論の高まりに貢するかのように政府におきましてもさまざまな施策が行われようということが伝えられておるわけであります。七月一日の新聞で都市計画中央審議会、建設省の諮問機関でありますが、緑地公園部会が答申案をまとめまして山並や丘を大切にする、土地買収の助成を拡大するという方向を明らかにしております。さらには、東京都なども一段と緑地保全に力を入れるということなど、環境庁も都市周辺の緑、法で保護ということで、ナショナルトラスト運動なども加味した乱開発防止への援助を強めるということなども伝えられております。また、自治体でも広がる緑の都市づくりということで、緑の基金創設などが幾つかの自治体でもすでに発足し、市民の協力を得てこの基金の拡大拡充を図る方向が明らかにされてきております。こうした広い地域での緑の保存、そして保護こういった運動が高まってきているわけでありますが、私は振り返って日野市の自然保護や緑の問題を語るなら十年前森田市長が掲げました。「緑と清流をとり戻そう」という市政の目標こそ今日の緑の保護、自然の保護の世論の高まりの先駆的な役割りを果たしたものと判断しているものであります。日野市の市政の中で重点的な課題として、緑と清流を戻す施策が模索を含めてさまざまな施策となって展開されてまいりました。大きな前進をもたらしたものと考えております。緑化条例の制定を初めといたしまして、日野市緑化推進基本計画の作成であるとか、これらの基本計画に基づく苗木の配布、球根の配布、植物の保護、緑地の積極的な取得、国やあるいは東京都の施策の呼び込みなど自治体で行い得る施策の方策を検討し、実行に移してきたものと考えるものであります。こうした施策が今日一定の緑の保存と開発規制へと進んでいるものと思っておりますが、私はこの十年間の施策を振り返り改めてもう一歩進んだ自然の保護と緑の保全というところに力を入れていかなければならないのではないか、このように考えているものであります。ですから、今日到達したこれらの施策を明らかにし、今後の方策を考え

ていかなければならないと思うわけであります。

そこで、まず一点質問を行いたいと思いますが、日野市の緑の保全を中心とする自然の保護積極的な緑化の推進、これらの現状と、この現状の上に立った今後の積極的な計画をまず明らかにしていただきたいと思うわけであります。担当部の説明をいただきたいわけでありますが、この質問に立ちまして以後の質問も続けてまいりたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。それでは、ただいまの緑の保全の現状と今後の具体策、計画といった点についての御質問にお答え申し上げます。日野市が過去五カ年、これは五十二年から五十六年までに取得いたしました公園緑地の面積は、三・二ヘクタールでございます。この投資額といたしましては、十三億二千万円を投資してございます。緑地保全を行う上での一番担保性の強いものというものは、法律、あるいは条例に基づきまして、良好な樹林地を緑地保全の地域に指定いたしまして、開発等を規制をいたすこと、その代償といたしまして、土地所有者に土地の買収請求権を認めるということでございます。現在日野市におきましては、東京都自然の保護と回復に関する条例に基づきまして、東豊田の日野緑地約六ヘクタールを緑地保全地域に指定しております。また、保全の担保力は小さいという面はございますけれども、都市計画法に基づく都市計画公園、緑地、首都圏近郊緑地保全法に基づく多摩丘陵北部近郊緑地保全区域、あるいは東京都自然公園条例に基づく都立多摩丘陵自然公園に指定されておるところでございます。行政の目標でございます緑のマスタープランを作成したわけでございますが、今後二十年後の二十一世紀におきます日野市住民の一人当たりの緑地面積は、このマスタープランによりまして、一応約二十平方メートルを確保するように一応計画を策定してございます。日野市がこの目標に到達するためには多額の資金が必要となるわけでございますが、五十三年度ベースで積算いたしまして約千五百億という膨大な資金が必要となってまいるわけでございます。したがいまして、今後の対策といたしましては、国あるいは自治体の財政状況から考えると、当面の緑地保全の方法は緑地の公有化を積極的に進めるということも大事でございますけれども、現在の緑地が私有地のまま存続できるような方法も検討して施策化していくことがまた大切であろうというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　いま担当部長から説明がございました。この十年間緑の保存面積三・二ヘクタール、都の説明もあったわけでありますが、この中で、私はたとえば日野市緑化推進基本計画というのが、昭和五十二年に発行されております。この五十二年に発行された資料に計画に述べられておりますような豊田北側段丘壁の緑地の保全、東京都の東京遊休林自然の保護と回復に関する条例を適用させたことやあるいは動物園の緑地、首都圏の自然環境保全地域の指定等が述べられております。それならそれ以降のこの五年間これらの条例や法律を適用し、あるいは他の法律を適用しつつ日野の緑地保全を図ることができなかったのかどうか。一体適用できるような緑はなかったかという疑問にも立ち至ったわけであります。都市緑地保全法これは都道府県知事が主体となって行うものでありますが、この緑地保全法の適用ができないのかどうかということ、さらには、先ほど部長が今後の施策で申し上げました私有地のままの緑地保全を図る、これは具体的にはどういう方法をとろうとするのか、この辺の具体策が確立されているなら説明をいただきたいと思うわけであります。そして、いま説明のありました緑のマスタープランに基づく今後十年間、二十年間の緑の保存には漠大な資本を要するわけであります。恐らく日野の財政だけで賄うということは常識的に見て不可能でありましょう。ですからこそ、法律や東京都の条例、あるいは地権者の協力等々さまざまな角度からこの目標を実現するようなことを考えなければならないということにもなってくるわけであります。この場の質問ですべてそれらをここで論議するわけにはまいりませんが、私がいま三つ挙げました点について再度答弁をいただきたいと思うのであります。

○副議長（大柄　保君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。お答え申し上げます。

まず現在の緑地というものを現在の状況のまま保全をしていくというためには、われわれもその施策をいろいろ行っているところでございます。また、一方では開発されるという状況にある宅地につきましては、日野市の住みよい町づくりの要綱に基づきまして、私どもはその内容のチェック、あるいは自然の緑地帯の保全という面からも厳重なチェックを行ってきております。そういう意味から今後もこういった面につきましての規制をさらにきめ細かに行っていく必要があろうかと思っております。また、緑地保全法を適用してというお話でございますけれども、当然こういった点につきましても、私ども十分この法律に基づきまして、施策を展開しております。それと都の条例に基づきます緑地保全地域というものも現在日野緑地は指定されておるわけでございますが、さらにこれを拡大していくよう東京都と現在協議を行っておる段階でございます。近々都におきましても、現地視察という形で担当者が派遣されてくる予定になっております。こういう形の保全を地域として指定いたしまして、今後そういったところに対する緑地の保全のための用地の買い取り、こういうものを進めていきたいというふうに考えているわけでございます。しかし、面積的にいきましても、金額的にいっても非常に膨大な資金が必要

でございます。そういった点から考えますと、私有地のままにある程度の期間存続してお持ちいただくという施策も必要であるというふうにまた考えるわけでございます。この施策としては、現在具体的に検討をしたものがあるというものではございませんが、今後の方向といたしましては、そういった樹林地を保存していただくための助成あるいは補助金の交付といった観点からも考えなければならないでしょうし、また、税制面からの検討も必要かというふうに考えるわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、さらに私の方から現在市で実施しております具体的な施策の中で、特に緑の保護育成に関する要綱によりまして、四十七年から樹林、あるいは貴重な樹木そういうものを指定しておりますけれども、これにつきまして若干お答えをしてみたいと思います。貴重な生活環境を守る樹林、あるいは屋敷内の樹木こういうものにつきましては、市も積極的にいま申し上げました要綱に基づきまして保存に努力をしておるわけでございまして、現在市内で二百六十二本の樹木と、それから、先ほどお答えもございましたように樹林帯、集団的に群生している樹林帯これが九十六件ございまして、六十七万平米ほどの面積になりますけれども、これらの樹林を現在指定をいたしまして、補助の制度を実施しておるわけでございます。今後のこれの補助要綱の前向きな取り組みということにつきましては、本年四月にさらに市内に群生しております、たとえばカタクリ、あるいはオドリコソウこういうふうな山林丘陵地域に群生する習性を持っております植物のいわゆる貴重植物を四月に指定をいたしまして、この指定の対象もやはり要綱に加えまして、実施をしておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一つ重要なことが落ちていると思うんですが、生産緑地の保全のために、いわゆる農地の宅地並み課税を廃止した。これぐらい大きな効果はよその例を見ない、このようにも日野市の特徴があると思っております。今後もできるだけそれを存続することが永久ということにはならないにいたしましても、大変貴重なことだとこのこともこの際つけ加えておきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　ことしの三月日野市緑のマスタープランというものの報告書が私どもにも配布されました。内容を検討いたしますと、なかなかりっぱな内容となっております。（「百五十万円」と呼ぶ者あり）先ほど部長の説明したように今後十年間、あるいは二十年間先の緑の保存目標が掲げられております。この中で、実現のための施策の方針という項がございます。これは、わずか二ページにまとめられておるものでありますけれども、ここのところが最も私たちの関心を引くところであり、また

行政執行者としてもこの施策を真剣になって検討しなければこの目標を達成することはできないということにもなっていくのではないかと思います。そこで、私が先ほど緑化推進基本計画に述べられております点の法律や条例の適用や活用による緑の保存やあるいは緑地の取得、いうところに限って質問を行い、また、このマスタープランの中での幾つかの適用法律を紹介してみたいと思います。都市計画関連法と、都市計画以外の関連法ということで、分かれておりますが、この中で、都市計画法はもう詳しく申し上げるまでもないことでございます。都市緑地保全法というのがございます。先ほども若干説明がありました緑地保全地区の指定と、それに伴う買い取り権の義務が生じるものでありますが、これは都道府県知事の行うものとされております。この法律の適用を日野緑地にも適用すべく東京都の関係者が現地調査に来るとの説明がございました。積極的な適用を図るべきではないか、このように考えるものであります。

　それから、いま市長が説明いたしましたように緑地保全法、生産緑地の保全を行う宅地並み課税の減免を行って積極的な生産緑地を守る。こういうものがあるわけでございます。

　それから、都市公園法、もう一つは都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律というのがございますが、これは市町村が行えるものであります。土地の買い取りとか、財政措置が義務づけられてないという弱さはございますが、もっとこれらの法律の研究を進めて適用を図るということも必要ではないかと思います。都市計画以外の関連法も幾つかございますが、環境庁長官、農林大臣、あるいは都道府県知事こういったかなり広域的な行政にわたるものでありますので省略したいと思います。国、東京都、これらの法律や条例の適用が幾つかあるわけでございますし、この五年間適用が全くされていないというところにも私は緑の保存という点での行政側の若干の立ちおくれがあったんではないか、こう判断をしているものであります。

　さて、次に質問を進めたいと思いますが、先ほど建設部長が、先に答弁をしたような形になりましたが、改めてこの緑の補助要綱について質問を行ってまいりたいと思います。現在適用を受けているのが樹林で何本、緑地が九十何カ所、このような説明がございました。私もよく聞いております。昨年度の事務報告書にもりっぱな報告が残っておるわけでありますが、この補助要綱をもっともっと活用して、緑地の保全を図っていく必要があろうかと思います。そして、内容の充実ももっと図る必要があるのではないだろうかと思います。当初この要綱の適用規模が樹林地の場合一千平米でありました。いまは五百平米に適用を拡大しておりまして、積極的な施策が見られるわけであります。一律に一万円の補助ということになっております。これは樹林の管理維持というような意味を持たせているのでありましょうが、面積の違うそれぞれの樹林地に一律で一万円の補助というのは若干管理を行うと

いうことから見るならば、不十分な地域も出てくるのではないかと思います。それで、面積に応じて補助額を広い所へもう少し増額するというような施策を検討する必要があるのではないかと思います。そして、この要綱の適用をもっともっと充実発展させて、地権者との緑化協定へと進めることができないかどうか、これらも突っ込んで検討する必要があろうかと思います。最初に部長が税制面のこともちらっと触れました。将来の緑地保全を進める上でも私有地のまま緑地保全を進める上で当然考えなければならないことになってくるんではないかと思います。ですから、環境庁などもこういった税制面の検討もあわせて将来の緑地保全の適用を考えるという方向を打ち出しているものと思います。自治体独自でこうした問題も将来の課題に載せて検討を進める必要があろうかと思います。

三点目には毎年公共施設や事業所への苗木の配布であるとか、あるいは球根、そして花を配布するなど緑化に努めております。しかし、私はこれらの公共施設や事業所がどの程度緑化を進めたかということの目標なり、あるいは成果なりを明らかにすることも必要かと思います。面積に対するどの程度の緑化率になったか、これは重要なことであります。富山県の臨海工業地帯は非常に緑がないということで多くの論議を重ね、十年間で緑化率六・数％から一五％に引き上げたというある報告がございます。数値によってあらわすということは、大変重要なことでございまして、本

数の統計はとりやすいでありましょうが、緑化率、緑化の量というものも調査し、それを示すことによって、緑化の進行状況をその時点その時点明らかにしていくことが必要であります。こういった調査も行っているかどうか、もし、現在行っていないとすれば、この調査を今後行うべく検討を進める必要があろうかと思います。補助要綱に関しまして、三点質問いたしましたので、御答弁をいただきたいと思います。

それから、質問を最初に行っていきたいと思います。シンポジウムの開催問題であります。環境庁はことしで三回目になるそうでありますが、快適環境シンポジウムというのを開いてまいりました。ことしは岩手県の盛岡で開催したのでありますが、全国の自治体、あるいは市民運動、国のそれぞれの庁からの快適環境に関する施策やあらゆる運動が発表されております。第一回目のときには、大阪で行われ、日野市も報告されたと伺っております。日野もこうした全国的なシンポジウムに報告するくらいの施策があるということにもなるわけでございまして、すぐれた一面を持っているものと思います。特にこの十年間の森田市政の中心をなしました緑と清流自然の保護という問題をテーマにいたしまして、日野市でシンポジウムを開催し、すぐれた市民運動や、あるいは自治体の施策などを発表しあい今後のより一層の緑地保全、環境保護、清流を取り戻す施策等についての共同した施策を行っていくことも今日の時点で大変有意義なことではないかと思うのであります。自治体の単独開催ということでなくても、すぐれた市民団体の知恵やあるいは経験などを結集して共同してこうした施策を行うということも必要かと思います。日野市内だけではなく、あるいは東京だけではなく、全国的にもすぐれた運動や教訓を明らかにして、シンポジウムを開き、そして、東京都あるいは国の施策をさらに促すための大きなキャンペーンと今後の方向を打ち出す必要があるんではないかと思います。

次に、もう一点質問を行いますが、緑の基金の問題であります。私も質問の当初に触れましたが、新聞で伝えられるところによりますと、国会議員も超党派でナショナルトラスト運動の全国組織化への動きを伝えております。このナショナルトラスト運動というのは、市民の基金を集め、自然景観の買い取りというようなことを行おうという趣旨でございます。もともとイギリスで起こった運動でありますが、この全国組織化を進めようという動きを伝えたものであります。つい先日も日野の市民団体によるこうした運動の提唱などもあったように聞いておりますが、朝日新聞の伝えた十七日の朝刊の一面には、北海道、日野、和歌山などの運動を伝えております。私は自治体が中心になって行うものでありますから、自治体が責任を持ってこの基金の設立と、そして活用を図るということには、やはり自治体が主体となった基金をつくるということが必要ではないかと思います。仮の名前で緑の基金というようなことにいたしまして、日野の基金の中の一つとして設立し、今後の自然保護に活用する、こういう趣旨でございます。開発行為などで公園設置、あるいは緑の復元推進というような意味合いも含めて行政協力をもらうというようなケースもあろうかと思いますが、そういった場合、この基金にも積み立てるということを考えてもよろしいんではないかと思います。そのほか積極的な市民の協力やあるいは善意の協力があるならば、これらの協力も基金に組み入れるということでございます。以上三点について質問をいたしましたので、御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　答弁。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　建設部長でございます。それでは、ただいま御質問のございました五点の御質問のうちの前段の三点につきましてお答え申し上げます。

まず第一点の現在の補助要綱の内容の充実ということでございますけれども、確かに御指摘のように樹林帯の集団につきましては、年額一律一万円というのが現行の状況でございます。したがいまして、やはり樹林を保護していくというような面から考えますと、それなりの経費もかかる。たとえば病害虫の防除だとか、そういう点の経費ということになりますと、やはり面積に比例するという問題も出てまいりますので、増額という問題につきましては、原則的には面積に比例した考え方の中で、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、二点目の緑地協定の問題でございますけれども、これは、やはり緑地所有者と緑地協定を結ぶということになりますと、一番やはり問題になりますのは租税の面でございます。あるいは維持管理の問題、それから、もちろん土地所有者の理解と協力というふうな問題がございまして、これらの手続条件などは大変むずかしい問題がございます。東京都における自然の保護と回復に関する条例に定められております緑化地区の指定、あるいは緑化協定の認定これらについては、それぞれ都道府県知事の認可なり許可という形になっておりますけれども、大変むずかしい問題でもございますので、今後研究をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、三点目の苗木の配布につきます追跡調査でございますけれども、これにつきましては、御存じのように四十八年当時公害対策課の所管時代から今日まで毎年たくさんの苗木を配布しておりまして、事業所を対象にした配布、あるいは一般御家庭を対象にした配布ということで配布をしておりますけれども、公共施設、あるいは事業所等に対します配布後の活着状況、あるいはそういう活着状況緑化の促進そういうふうな状況につきましては、現在追跡調査をしておりません。公共施設等につきましては、公園緑政課の方でその後の状況を見回りながら指導援助をしておりますけれども、そういう状況で着実に緑化は図られているということは申し上げられますけれども、どのくらいの率でというふうなことにつきましては、調査をしておりませんので、不明でございます。それから、また一般家庭に配布しました苗木の問題につきましては、それぞれの御家庭の庭木として、これもやはり着実に成長いたしまして、緑化が図られているという自信を持っております。そして、効果を上げている、四季折々の花であるとか、あるいは実をつけまして、それぞれの御家庭の市民生活の中でのうるおいを与えているということは確かでございます。また、追跡調査の問題につきましては、たくさんの苗木、あるいはたくさんの大勢の人が来まして短時間のうちに配布するという作業の中で、追跡調査をするための調査用紙みたいなものも配布して、追跡をしていけばいいんですけれども、なかなかこれの受付の段階での作業量、こういうふうな問題もございまして、実施をしてないというのが現状でございますけれども、いま申し上げましたように苗木の配布につきましては、それなりに多大の効果を上げているということをお答え申し上げておきたいと思います。以上三点お答え申し上げました。

○副議長（大柄　保君）　四点、五点目、都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。それでは、私から四点目のシンポジウムにつきまして、お答え申し上げます。いわゆる緑の保全という観点からのキャンペーンの一環といたしまして、こういったシンポジウムを私ども今後は必要であるというふうには考えております。国レベルでは、

御指摘のように五十五年に大阪で第一回目の快適環境のシンポジウム、いわゆるアメニティについての会議が持たれたわけでございます。ここでテーマとなりましたのは町に緑と文化遺産をというテーマで日野市といたしましても、水辺環境についての環境という面からパネラの一単に入りまして、私どもの方からそういった資料の提供を行い、日野市の現状、それから今後の浅川利用にかかわる計画、そういったものについての紹介を行ったわけでございます。その後、国レベルのこの環境シンポジウムはことしで三回目になったわけでございます。それ以外北海道で行われております。これは北海道の斜里町で知床百平米運動というのがことし五カ年になる、この記念をいたしまして、全国的な規模でのシンポジウムが開催されるわけでございます。今月の二十五日に開催が行われるわけでございます。市といたしましても、今後日野市の緑というものを保全する上からもこういう国レベル、または地方レベルのシンポジウムにも参画するということは必要があろうと思いますが、市といたしましても、今後のナショナルトラスト運動の方向を見ながら、都とも十分協議をしまして、できることなら日野市、あるいはその近傍でこういったシンポジウムを開き日野市の施策等もまたこういった席で俎上に載せるということも必要であろうというふうに私は考えておるわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　五点目の基金の設定をという御質問に対してお答えいたします。

先ほどから討論されております内容から考えまして、将来の資金需要の大きさを考えますとき、そのような大きなプロジェクトを想定される場合に基金で対応するというのは財政措置として、認められているところでございます。ただ御質問の中で、開発行為からの給付金等も充てたらというような御指示でございました。現在開発行為からの基金につきましては、公共施設整備基金に積み立てるような条文になっておりますので、それらとの関連を考えながら将来検討していきたいそのように考えております。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　ここで市長にこれまでの質問、そして各担当部長の答弁を踏まえまして全体的な今後の方向というようなところに焦点を当てて考えを聞かせていただきたいと思います。農地の緑地保全については、先ほど伺いましたのでその点は省いて結構でございます。

○副議長（大柄　保君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内にだんだん少なくなってきます緑の現状を考えます場合、この保全とそれから回復ということの積極的な取り組みが市民生活を守り、また将来の日野市を存続するためにきわめて基本的な課題だとこのように考えておるわけであります。いろいろ施策をやってある程度の成功は得ており

ますけれども、また一方開発の圧力というものもきわめて高いわけでありますから、あらゆる手だてを講じるという中で、適切な提言もいただいた、このように感じております。したがいまして、この樹林地として残っていきます段丘地等の比較的将来存続価値のあるものは税制面でも何か処置できないだろうかということを最近考えております。何らかの手を打ちたいと思っております。

それから、シンポジウムの共同施策をお互いが研究しよう。都市の緑を守るにはどうすればいいかというような共同研究はきわめて有意義であると思いますので、ぜひ呼びかけてやってみたい、このように感じました。

それから、緑の基金というふうな特に開発行為の行政協力をそろそろそういう方向に置きかえるべきだろう、このことも重要だというふうに思っております。

それから、事業所等でいろいろと緑の環境をつくっていただいておりますが、この緑をかぶっておる率、つまり芝生でもいいし、高い樹木でもいいし、あるいは花畑でもいいというような形で上から見て三〇％ぐらい、思われるようなそういう指導をぜひやりたい、このように考えております。いまの課題ではございませんが、中央線の日野橋鉄橋を渡りまして、一番最初に目立ちます薬王寺のお寺の緑、私は森としてはこれが一番日野市内でりっぱな森だとこのように見受けておりますが、ちょど都市計画道路に当たりますので、これを何とか将来に向けて保全できる考えを検討しなければならない、このようなことも感じております。御提言の中で、いろいろと検討を加えまして、実施できるものを積極的にやっていかなければならない、このように受け取らしていただきました。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　市長から部長の答弁の落ちておりました事業所の緑化の問題についても答弁がございました。三〇％程度の緑化率という基準も示したわけでありますが、ぜひこれらを今後の具体的な課題の一つとして、検討を進め実施に移していただきたいと思います。今後の課題といたしまして、幾つか提案をいたしましたが、市側の積極的な検討とそして実施への取り組みを期待いたしまして、この問題についての質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって二の一、緑地保全の施策に関する質問を終わります。

続いて二の二、排水路の整備についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○十二番（板垣正男君）　排水路の整備について質問を行います。

日野の議会は排水路の問題についての論議はいろいろな角度から行われてまいりました。市側も検討をし、また大いに力も入れている施策の一つではないかと思います。根本的には下水道の整備促進

等が図られることによって解決へと向うと思いますが、しかし、現状各地で排水路の問題というのは、依然として地域住民にとっては日常的な大きな課題でもございます。市内全域にわたりまして、まだまだ予算を投入し、力を入れていかなければならない地域や個所というのはたくさんあるわけでございます。そういう点から申し上げるならば、ある地域に限ってということではなくて、全般的な排水路の整備身近なところでの住宅周辺の環境をよくするという点と結びついて力を入れていかなければならない問題であります。したがって、私もこうした全市的な立場での排水路の問題を大いに期待するところでありますが、それらを進めつつ今回は具体的な個所についてしぼって質問を行ってまいりたいと思いますので、そのつもりでひとつ答弁をいただきたいと思います。

新町一丁目、一丁目といっても広おうございますので、姥久保都営住宅の西側に当たる部分であります。甲州街道と中央高速道が交差するその西側と北側に当たる部分ですが、ここの用水路の問題でございます。御承知のようにこの非常に短い部分でありますけれども、この用水路は上流部分に水田はございません。はるか高台日野台の方向から流れてくる用水であります。日野台地域にももちろん水田はないわけでありまして、ある部分水田用の用水が流れないというところもこれはたくさんあると思います。そういう中の一つでございまして、この用水路の整備を行うということには特別の意味があるということを申し上げたいと思います。

と申しますのは日野台一丁目にマンションが建設されました。その際行政協力費として市側に納めているわけでありますが、その協力費の内容と申しますか、下排水に対する協力費としての意味もございます。それはすべてではないでありましょうが、そういう意味もございます。当時そういったことを伺っていたわけでありますが、その目的を日野駅前の下水路を建設し、多摩川第二排水区へと排水管をつなぐことによって水害や雨水排水を一挙に解決したということがございます。これはこれで大変結構なことでございまして、都市下水路の建設がりっぱなできたわけであります。この際、私がなぜ経路の整備を行わないのかというところに今回の質問の取り上げるきっかけになったわけであります。そういう行政協力費がある排水路やあるいはそれに関連する用水の経路であるということであるならば、当然その経路の整備も行ってしかるべきではないかという点であります。それが放置されていつまでも現在のままの状態が将来も続くということであっては困るわけであります。雨水期になりますと、甲州街道は坂でありますから、相当の勢いで水が流れてまいります。それが排水管と用水に落ちる個所がうまく真っすぐこうつながっていれば水は真っすぐ流れるでありますけれど、出口が用水路のこの壁に当たるような曲がっている、この水が流れるということになりますから、勢いよく流れてきた水がその壁に当たってはねるということがあるわけですね。このことだけでも余りできがよくない排水工事が

行われたんではないかというふうにも感じるわけでありますが、ここを真っすぐスムースに水が流れるように整備するということとあわせまして、この個所の排水路の整備を早急に行う必要があるんではないか。周辺住民の健康問題等々もございますので、ぜひこの整備を行っていただきたいということでございますので、ひとつ担当部長から御説明をいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　建設部長です。お答えいたします。

確かにいまお話がございましたように直角に曲がっておりまして、河床整備という必要性を感じております。したがいまして結論から申し上げますと、やはりコンクリート打ちで河床を整備をするということによって流れをよくするというような工事がやはり当面必要なものだというふうに考えております。ただ、将来の計画といたしましては、下水道計画の中で新坂下幹線の方はいまの直角のところから下流に通りまして都道に抜けるという計画がございますのでこれが完成をするという間の当面の排水対策として、いま申し上げましたようにできるだけ早い時期に整備するように検討をいたしたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　できるだけ早い時期にということで若干あいまいな点がありますけれど、しかし、私は熱意として、今年度補正を行ってでもあるいは遅くとも来年度予算計上して工事に取りかかっていただけるんではないかという感触を得ましたので、この質問はこれで終わりたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　これをもって二の二、排水路の整備に関する質問を終わります。

次に、二の三、都バス路線の継続についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○十二番（板垣正男君）　都バス路線の継続について質問を行います。

私たちは、六月の議会に東京都が現在運行を行っております系統番号立七三、八王子、日野駅を通過いたしまして立川駅北口までの路線を廃止するという都の方針を知らされました。私は大変驚きまして行政報告の中でもこの点を質問いたしまして、ぜひ日野市としても継続を行うよう要望を行ってまいったところであります。その後住民の方々の御意見などを伺っているわけでありますが、現在この路線を利用いたしまして、八王子方面、あるいは立川方面へと向われる利用者はかなりおられるわけであります。八王子方面に行く場合は、たとえば日野駅からですと、京王バスがございますので、それを併用するということもできるわけでありますが、立川に行こうという場合は、都バスを頼らざるを得ません。これはもう詳しく申し上げることでもなくわかるわけであ

りますが、私はここで、バス路線をただ単に現状を継続維持するということだけにとどまらず、もっと路線の必要な個所も含めて都側と積極的な折衝を行う必要があるのではないかと考えるわけであります。それは日野駅から八王子方向に向いまして、日野坂の途中市道日野－八王子線がございます。日野台を通り抜けまして、八王子工業団地を抜けて甲州街道と接するわけでありますが、この日野－八王子線に都バスを走らせるということも含めて都側と折衝していただきたいと思うのであります。日野駅から八王子方向には御承知のように京王バスと並行して走っているわけでありますから、都バスが日野－八王子線を迂回して八王子方向に向かうということになりますと、日野台の住民、またその沿線の利用者、八王子の市民、そして八王子工業団地に通勤する人たちが利用できるようになるわけであります。特に朝夕のラッシュ時にはバスが必要だという声が大変強いのであります。ですから、こういう新しい路線を提起し、また、必要性を十分東京都側にも理解をしてもらいつつこの八王子－立川間の都バスの継続を必ず実現していただきたい。こういう強い要求でもあるわけであります。交通の不便なところの住民の生活はきわめて大変なわけであります。かってこの市道日野－八王子線沿道の八王子の住民も含めて東京都交通局との交渉も行うことに私も立ち会ってまいりまして、運動を行ってまいりました。地域の住民の皆さん方の長い間の要望であり、また、交通網を整備するという点からも必要な新しい路線ではないかと思うわけであります。市側の東京都との交渉、折衝の六月議会以降の経過と新しい路線バスに対する考え方を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　企画財政部長、六月以降の対応についてという御質問でございます。六月以降青梅を中心とします七市におきまして、東京都に対し都バスの廃止についての反対、あるいはその後の都交通局との説明の不十分さ等を問いただし、すでに知事に八月下旬に廃止しないことの要望を申し入れてございます。なお、御質問のありました八王子－立川線につきましては、八王子－立川通しの場合で三十二本、日野駅で折り返しますものを含めますと七十本からの影響が出るわけでございます。それをまた利用なさいます住民の方々の数も延べ人員で三百八十人から四百人近い方々が利用なさっているわけでございますので、日野市といたしましても、強力に会長である青梅市等にこの意見を申し述べてございます。なお、新路線の件につきましては、いま議員さんの御指摘になりました地域につきましては、確かに当初この問題が発生しました当時からの人口が二千九百余人、あるいはその以下程度でありましたものが、周辺住民の利用者人口が、現在は三千五百人以上を超えるような状況になっております。調査しました結果では。それから、八王子の工業団地ま

での乗り入れは京王バスが八王子駅からやっているというような新しい路線の設定も見られるわけでございます。それらの状況を踏まえまして、御指摘のような中で都に対しては、これから話をしていきたいと思います。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　企画財政部長から説明があったわけでありますが、全体の印象としては、八月下旬に知事に申し入れたということがありますが、ちょっとまだ弱いんじゃないかという気がいたします。（「全く弱い」と呼ぶ者あり）都バスを利用する当事者にとってみれば大変な問題にもなるという話も伺っているわけでございます。特に私が申し上げたいのは、日野駅から立川へ行く場合は代替線がないという区間でございます。この沿道に住んでおられる方は特に都バスを利用されているわけでありますから、重大な生活上の変化をもたらさざるを得ないということにもなりますし、何よりも日常的な交通が利用できない、いうことにもなってくるわけであります。この点を大いに強調する必要があるんではないか、いうことでございます。いま部長が申し上げましたように、この路線は昭和二十四年十二月二十五日に運行が始まっております。今日まで三十三年間、日野市民の重要な交通機関として利用されてまいりました。八王子―日野間は一日約三千五百人から利用していると伺っております。七十回のこのバスが十二月一日をもって走らなくなるということになれば、これはもう強調するまでもなく市民生活、利用者に重大な影響をもたらすわけであります。ですから、当面の市政の大きな課題として、市はこの問題を取り上げて、都側と積極的な折衝を行う、いうことを重ねて要求をしておきたいと思います。東京都が日野市長あてに送ってまいりました、都営バス路線の再編整備ということのこの計画は、廃止するということだけではないようでございます。再編整備ですから、必要なところは路線を新しくふやすということにもなっております。日野―八王子線のこの新路線を十分必要性がありと私たちは判断しておりますので、新しい路線を含めて今後積極的な折衝を行っていただきたいと思います。以上のことなどを新しい路線も含めてでございますが、市長の今後の路線バスの問題についての姿勢をひとつお伺いしておきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美雄君）　都交通局のバス路線の再編計画には、日野は被害者になる非常に大切な課題でございますので、説明を受けたもう直後、このことについての適当でない異議を申し立てまして、強力に取り組んでおるわけであります。関係七市という都バスの変更を受ける市がございますので、そこで連絡協議会をつくりまして、都交通局等に、並びに都知事に対して変更の不適当であるということとあわせて新しい路線の設定等についても陳情を重ねておりますが、明確なまだ回答を受けるところまでは至っておりません。しかし、このように関係市がこぞって異論を市民生活を守るために異議を申し立てておるわけでありますから、そう安易に変更されることはあり得ない、これは、超党派はもちろんでありますし、関係都議にも強力に働きかけて都下の大切な交通経統を基本的に守っていく、こういう立場で今後も市の行政の立場を明確に都に伝えていかなければならない。このように感じております。

○副議長（大柄　保君）　板垣正男君。

○十二番（板垣正男君）　都バス路線の廃止には断固として反対いたしまして、継続、そして新しい路線の設定の実現を自指しまして、共産党市議団も住民の皆さん、そして関係者の皆さんと力を合わせて全力を挙げてまいることを表明いたしまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　これをもって二の三、都バス路線の継続に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時三十三分休憩

午後二時五十九分再開

○副議長（大柄　保君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問三の一、流産、奇形児出産などを誘発する危険なダイオキシン含有農薬を、一刻も早く追放せよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔一番議員登壇〕

○一番（橋本文子君）　それでは、通告に従いまして、三番の第一番目の方の流産、奇形児出産などを誘発する危険なダイオキシン含有農薬を一刻も早く追放せよという問題を質問させていただきます。

都心の方に住んでいる友達がよく尋ねて来るわけですが、口々に皆さんおっしゃることは、日野は緑がとても多くてきれいだということです。先ほども板垣議員の質問の中にばっちりその質問がなされて、ますますこれから日野の緑の保全と回復が期待できそうな様子で大変私も喜んでいるわけですが、緑や水、目に見えるものをきれいにすることもそれも大事だと思います。しかし、目に見えない形でにおいもない、色もない、全く形もないそういう形でじわじわと私たちの体に入ってきてがんやあるいはこの表題にも書いておきましたように流産、また奇形児などを出生してしまうというふうなそういう恐ろしい成分を私は、緑や水を守る以上にもっと危険な物質として考えて自然を守る上で、第一義的に考えていきたいと思っているものです。いまから五年ほど前のことで

したけれど、一九七六年です、七月の十日のことですが、イタリアのミラノという町の北部に約二十キロのところにあるそうですがイクサメ社という化学工場が大爆発を起こしたことがありました。そして、その爆発によって発生した毒雲がちょうど原爆の火の粉雲のように南部のセベソなど住宅地域を覆い尽して、三日後の十三日には、周辺の植物がじわじわと枯れ始めたそうです。そして、その周辺に住んでいる動物たちがばたばたと死んでいく中で、五日後の十八日には、市長の命令でこの大爆発を起こしたイクサメ工場は閉鎖されてしまいました。二十日になってようやくこの流出物質の中にダイオキシンという物質が含まれていることが判明したわけです。そして、その最初の爆発から二週間後の二十四日にはこれらの地域は最強汚染地域に指定されて、人間は一切立ち入りが禁止されました。これはコリエレデッダセーラー紙に報道されたものですが、この事故でもわかりますようにダイオキシンという化学物質は他に例を見ることができないほど大変強い毒性を持っていて、人間を簡単に死に追いやったり、そして胎児を奇形にしてしまったり、あるいはすでにそこに生きている人間たちにがんをつくってしまうそういう大変恐ろしい物質だと言われています。例のベトナム戦争を皆さんに思い起こしていただきたいんですが、あのときに枯れ葉作戦と称して、空中から農薬が大量にばらまかれました。この農薬の中に含まれていたのが、実はこのダイオキシンだったわけです。その後ベトナムでは皆さん御存じのとおり、たくさんの奇形児が生れました。そして、いまでもなお生れ続けています。ところがこのダイオキシンなる物質は、いま日本の中で、年間五万トン近くも生産されている農薬、特に水田用の除草剤の中に含まれていることが最近わかってまいりました。商品名はＭ０とか、Ｘ52などという名前で売られているものですけれども、このことは、東京都の都立衛生研究所の山岸達典氏らの研究ですでに明らかにされました。そして、このダイオキシンの検出方法は大変複雑で学者の先生方は、本当にその検出するのに困難をきわめたと聞いておりますけれども、それ以上にこの研究所にいる七名の研究スタッフの方々を脅かしたのは、ダイオキシンの猛毒性だったという話が伝わってきています。何しろ十億分の一というＰＰＢ単位です。ＰＰＢ単位でその毒性がりっぱに作用するとまで言われています。つまり、十億分の一という単位でがんをつくられたり、奇形児をつくられたりということがあるわけです。ですから、地上最強といっても過言ではないほどきわめつけの猛毒性を持っております。ＣＭＰの商品ＭＯとＮＩＰの商品Ｘ52はともに動物実験によって発がん性が確認されておりまして同時に突然変異性があることも判明されました。しかも、このダイオキシンという物質は、動物の体の中での畜積生体濃縮がかなり強くて、一度体内に入った毒物はなかなか排出されないと言われています。この生体濃縮というのは、皆様御存じのとおり、たとえばバクテリアが一のダイオキシンを持っていた

とします、それを食べた魚はその十倍の力になって体内に畜積するわけです。さらにそれより大きな魚がその小魚を食べたときには、その十倍、つまり最初の一からは百倍という大きな力になって十倍、十倍の形で大きな毒を畜積している、そういうのを生体濃縮というそうですが、そういう性質を持っている物質だと言われています。そして長期にわたって畜積され続けた結果、恐ろしいがんを生み出し、そして、さらには孫子の代までずっと悲劇をもたらし続けていくという催奇形性、つまり奇形児を生み出す性質ですけれども、その催奇形性によって人体が永久にむしばまれてしまうということなんです。ですから、冒頭でお話ししましたようなセベソの事故は決して他人ごとではないわけです。日本の中でもこのような工場は幾つかあるわけですけれども、たとえば久留米市の近くの荒木町というところにある三井東圧系の工場はその中でも代表的なものだと言われています。一九六〇年ごろから各種の農薬を生産する中で、その粉じんのために工場の周辺の草や木が枯れ、そして工場から流される排水で川や池の魚がばたばた死んでいきました。そして、住民の飲む井戸水からは、そのダイオキシンが検出され、その周辺の住民のがんの死亡率が他の地区よりも大変高いという報告がなされています。この大変恐ろしいダイオキシンを含む農薬がいま日本じゅうの主として水田の中で、除草剤としてまき散らされているわけです、日野市もその例外ではないと思います。特に一五〇ＰＰＭもの高濃度でダイオキシンが検出されたＣＮＰ剤であるところＭＯという商品やＮＩＰ、あるいはＸ52という商品名で売られておりますジフェニールエーテル系の農薬は水田用の除草剤として、一般的に幅広く使用されているという事実を私は将来に対して、大変危険なものを感じています。農家の方は多分御記憶がおありになるんじゃないでしょうか。以上のような理由でダイオキシンを含んでいる農薬をこの日野市の中から一刻も早く追放していくために、次の四つの点についてお尋ねをいたします。

一つ、ダイオキシンにおける発がん性、催奇形性、遺伝毒性などの特殊毒性と環境汚染についてどのような認識をお持ちでしょうか。

一つ、ダイオキシンによる人体被害土壌などの環境汚染の実態調査やまた毒性の研究を行ったことがありますか。これが二番目です。

一つ、ダイオキシンを含むＭＯ、ＭＩＰ、Ｘ52などの水田用除草剤が日野市の中で、どのくらい売られているのか。また、農家でどのくらいの量使われているのか。地元の農協などを通じて調査を行われたことがありますか。

一つ、ダイオキシンの強い毒性と畜積性や残留性などが高いことが明らかにされたいま、その使用中止、販売中止を考えておられますか。以上の四点について明確な御答弁をお願いをいたします。

○副議長（大柄　保君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　生活環境部長でございます。ただいまの御質問について私の知る限りのことについてお考え申し上げたいと思います。

ただいまおっしゃいましたイタリアの例、あるいはベトナムにおきますところの枯れ葉作戦の例、これらにつきましては、私どもが半ば常識的に知っている事柄でございます。こういう非常に強い毒性のものであるというダイオキシンにつきましては、薬品名がMOでございますとか、あるいはX52でございますとか、いろいろそれをつくるところの会社の製品名によって違っているようでございます。もととなりますのは、いわゆるポリ塩化ジベンゾダイオキシンというものがもとになるわけでございますが、これに対しまして、ダイオキシンそのものも七十五種類ぐらい種類があるというふうにも聞いております。この中で、特に毒性の強いものそういうものが先ほどのイタリアの例、あるいはベトナムの例として使われたものというふうに解釈しておるわけでございます。それで、これらのものが人体被害、あるいはそういうものについての調査をしたことがあるかという御質問でございますが、現状におきまして日野市内におきまして、あるいはまたこの東京周辺におきまして、直接こういうものの被害を聞いたことがございません。ただ本年の二月でございますか、東京都議会におきましてあるいはまた本年の六月国会の予算委員会におきまして、このような御質問がなされたというふうには聞いております。ただ、その段階におきまして、やはり明確なことがわからないので、調査するとこのようなお答えに終始していたようでございます。私といたしましても、やはりこの人体被害、あるいはその調査、そういうものにつきまして、いま農家サイド、あるいは農業協同組合、そういう方面からも聞いておりませんし、調査研究も卒直に申し上げまして、いまのところしたことはございません。

それから、こういう除草剤が市販されているかどうかとのお尋ねでございますが、ただいまちょっと申し上げましたように農協におきましても、特にこういう問題につきまして問題になったことがございませんので、どの程度の種類のものが現在農業協同組合に置いて販売されているかというようなことにつきましても勉強不足で申しわけございませんが、はっきりしたお答えを持ち合わせておりません。

最後にこういう猛毒を持っているところのダイオキシンをいわゆるそういう農協サイドでもって、あるいはまた市販の農薬店におきまして売られているものをどの程度使用中止と申しますか、販売を抑制する、使用を抑制する、こういうことになると思いますが、もちろん疑わしきは何とやらということでございますので、そういう毒性のものにつきましては、農業サイドからいたしましても、なるべく使用は差し控えるようにというふうな指導でもっていきたいというふうに考えているわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　まだ調査を行ったことがないという大変正直な御答弁なんですが、問題になったことがないという部分を少し考えていただきたいのは、皆さん御記憶と思いますけれども、例の四大公害と言われた富山のイタイイタイ病にしろ、あるいは四日市の公害ぜんそくの問題にしろ、また九州のあの水俣病、PCBですか、の問題にしろ、それらはすべていま使ったから、二、三年後にすぐ結果があらわれたというふうなことじゃないわけです、御承知のとおり、五年、十年、十五年という歳月をかけてその結果があいう痛ましい脳に障害を与え、あるいは肉体をむしばみ、命を縮めてしまう、そして家族は大変つらい生活を強いられる、そういう状態があったことは、皆さんちょっと思い出していただくだけでも簡単におわかりいただけると思いますが、このダイオキシンという物質もつまりここ二、三年、あるいは四、五年使ったからすぐがんになったり、すぐ奇形児が生れてしまったりということじゃないわけです。少しずつ少しずつ体の中に蓄積されていって、それが十五年、あるいは二十年たったところで、それこそ大変な状態が生れるであろうといういま都衛研のさっき申しました、都立衛生研究所の結果で明らかになっているわけです。そういう意味で私はこの農薬が安易に農家の方たちに使われることによって、その米を食べる私たちももちろん土壌も汚されますし、まくことで空気も汚されますし、さまざまな形で私たちも影響を受けるわけですが、それ以上にそれを使っている農家の人が一番大きな影響を与えられるというところをぜひとも、しっかりと考えていただきたいと思うわけです。

そこで、もう一度御質問をさせていただきますが、問題になったことがないというのが、だから私はそういう御答弁だと不服なんです。つまり、問題になってからでは遅いんです。いま農協で売っているその薬の中身もまだわからない、調査したことがないとおっしゃいましたが、私が通告してかなりの日数がたっています。その間にも調査をしてみようとお思いになりませんでしたか。そのことをお聞きしたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。

御指摘の件でございますが、調査をいたしたいという気持ちはあったわけでございますが、その余裕がなかったということでございます。（笑声）

○副議長（大柄　保君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　これから先に調査をなさるということですが、もう一度、先ほど四点私が質問申し上げました、その一番最初のダイオキシンにおける発がん性、催奇形性、遺伝毒性などの特殊毒性と環境汚染についてどのような認識をお持ちでしょうかというところ、もう一度はっきりと御答弁いただけないございます。

でしょうか。

○副議長（大柄　保君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、ダイオキシンの毒性そのものにつきましては、私も一応は認識しているわけでございますが、お答えの中にも御指摘を受けてしまったわけでございますが、正直なところ、専門的な知識も現在持ち合せておりませんので、不満足なお答えということになったわけでございましょうが、畜積性にせよ、あるいは残留性にせよ、よくサリドマイドの被害等も聞いておりますが、そういうサリドマイドよりもさらに強い被害といいますか、毒性の強いものであるということの認識は持ち合わせているわけでございます。以上でございます。

○副議長（大柄　保君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　サリドマイドより強い毒性であると、いまはからずもお認めになりました。先ほどから申し上げておりますように、ベトナムのあの枯葉作戦の結果は、当然皆さん現地に行かないまでも写真、テレビその他でもう十分認識をしておられると思います。そして、セベソの冒頭申し上げました爆発事故の件につきましても、書物やその他ニュースなどで、やはり御存じの方が多いと思います。あれがイコールつまりダイオキシンの被害なんです。私たちが知らないまに目にも見えない、においもしない、当然色もついていない、そういう形でじわじわとすべての特定の人ではなくてすべての市民の上にその毒性がまき散らされ、そして体をむしばまれていく、それはいまここに目の前に結果が出ていないにしても、ベトナムやセベスを御存じの限り御推測ができるはずなんです。ですから、私が四番目に使用の中止とか、販売中止とか申し上げましたが、その前にどのくらいの量が使われているか、どのくらい売られているのか。時間がないから、忙しいからということで、これは避けていていい問題ではないというふうに私は感じています。あの広島や長崎の原爆のレベル、あるいはそれ以上の大変強い毒がダイオキシンの中に含まれているというのが、学者の専門家の方々では認定されているわけですから、私たちは、もちろん科学者ではありません。私も科学については大変うとい人間です。ですが、感性の部分で、さまざまの社会で起こっている、たとえば先ほど申し上げました九州の工場の周辺でがんの発生率が他の地域よりも二倍も三倍もふえているとか、その地域の人たちは催奇形性のその性質のためによその地域よりもたくさんの奇形児を生んでいる。（「九州のどこ」と呼ぶ者あり）久留米の近くです。御認識がなければ郷里の方で一度お調べになって、ぜひとも私はこの恐ろしい毒性について一人一人の議員の皆さんにまずは認識をしていただきたいと思います。そして、当然日野の行政を担当しておられる、その一番トップにおられる方々が、この危険性を肌身に感じたところで、直ちに市内の状況を把握する方向、そして、その状況を把握した上で、

次にどういう手段をとったらいいかを決定していただきたい。そういう思いで今回の質問をさせていただいたわけでございます。少しダイオキシンから離れますけれども、催奇形性という物質、いろんな形でこのダイオキシンを含め私たちの周辺に渦巻いています。たとえばイチゴミルクと称してあのきれいなピンク色をしたパックに詰められた牛乳がありますけれども、あの色を出すために南米の方からエンジムシという米つぶよりももっと小さな虫を大量に輸入しまして、それを大きなかまの中にほうり込み、水の中に真っ赤な色が出るその色を、上澄みの色を牛乳とまぜ、そしてイチゴの香料をつけて、イチゴ牛乳として売られている。これは虫の色ですから自然の色です。ですから、天然色素という形で売られるわけですが、この天然色素、虫の成分というだけなら私は問題はないと思うんです。この天然色素大変恐ろしいことにやはりがんをつくる物質だという研究発表がなされています。私たちは知らず知らずのうちに口から入る食べ物の添加物、あるいはそういう農薬を吸い込んだ米、野菜などでとりわけ米というのは日本人にとっては主食です。三度三度欠かすことのできない食べ物です。この米がダイオキシンで汚染されているとしたら、私たちは、私たちの子供や孫にどうその命の保障ができるでしょうか。人ごとではありません。どうかこの日野市の中から私はこういう催奇性の物質、あるいはがんを誘発するような物質をわかったところから追放したいと思い、この質問をさせていただきましたので、このことについての市長の見解もぜひとも伺わせていただきたいと思うものです。私などよりずっとこういう物質については、いろいろと知識をお持ちだと思いますので、ぜひとも私の満足するような御答弁をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（大柄　保君）　市長、答弁。

○市長（森田喜美雄君）　指名されたわけですから、いまからのを伺いながら、いろいろ考えをめぐらしておるわけでございますが、科学技術の発展は生活を豊かにする面で、一面大きな功績があったわけですけれど、あわせてそういったこの後世生物に対する汚染源となって救いがたい状況をつくり出すという危険もまだ当然あわせ持っていることがあるのが、いままでのわれわれの社会に起きておりますいろいろな公害等の現象だと、このように一般的に考えるわけであります。そして、われわれの周辺に農薬でありますとか、あるいは除草剤という形でそのような危険な物質が土壌を汚し、水と汚濁させる。まことに憂うべき事柄だというふうに受けとめておるところでございます。情報不足もありますし、それから、われわれの勉強不足もありまして、余り身近な問題としてとらえていなかったわけですが、今回の御指摘を一つの契機といたしまして、農業関係にも十分問い合わせましたり、あるいはしかるべきＰＲも行うことによって、そのような被害をわれわれの周辺からなるべく排除していかなければならない。

このように伺っておるところでございます。こういう問題をいち早く社会に訴えるのが、いわゆる市民運動のまた一つの功績という面もあるわけでありますから、強制系統の対応の遅い点を新しい意議で警告を与えると、こういう意味で質問の御趣旨を十分われわれの地域にも将来に対しまして、影響のこうむらないように努力をしていかなければならない、このように当面感じておるところでございます。

○副議長（大柄　保君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　大変謙虚な正直なお答えをちょうだいいたしました。アメリカでは、肝臓がん、あるいは肺の発育不全、そして胎児の死亡、あるいは奇形児を生んでしまうということなどから、その発売元のローム・アンドハース社という会社では発売中止をするということを決めて同時に売り出されていたダイオキシンを含む薬は全部自主的に回収をしたということです。さらに、アメリカでは日本から輸入しているマスなどについて、特に淡水魚に対してですけれども、ＣＮＰの残留のテストをしなければ輸入をしないそうです。テストに合格したものだけ輸入をして、合格しないものは突き返されているのが現状です。これは最大メーカーであるところの三井東圧も認めている事実ですから間違いありません。ダイオキシンは自然環境の中で、とても安定性が強い成分です。そして汚染された土から植物に移行し、その食物を食べる人間の体内に入っていくその過程の中で、生体濃縮の典型的なパターンを幾度も幾度も繰り返し繰り返し形成をしていくわけです。そして、しかもその結果がすぐに出るというものではありませんので、長い時間を経てその毒性を体の中につくり、人体で被害に気づくころには、すでに体内にしっかりと定着をした後になるということで先ほども幾度も申し上げましたように気がついたときではもう手おくれだと言わざるを得ません。このような潜行型の大型の汚染で一番問題になるのは、つまり時間差があるという点なんです。ダイオキシンで代表される水田用の除草剤に含まれる毒物は、数年後あるいは数十年後の時間差をおいて汚染された人たちと、その子孫の上に被害をもたらす、そういう意味で本当にいますぐ、いますぐ使用を禁止しなければ、いずれ私たちの体の上に、あるいは子供たちの孫たちの上に具現されてくることは確実だと思っています。実際にこの薬を許可をされた段階では、試験をして大丈夫だという企業側の発言があるわけですけれども、このデーターについては、いまだかって公表されたことがありません。そして、いまさまざまな形でその公開を求めているわけですが、言を左右にしてまだ企業側はその態度をはっきりさせていないというのが実状でございます。そして、もっと恐ろしいことは、このダイオキシンという物質、熱を加えることによってさらにつくられていくという実態があります。たとえば、わらに吸収された農薬、あるいは木材に塗布されたシロアリの駆除剤、これらを畑で燃すなり、あるいは市の焼却場で燃すなりしたときに、百七十度から二百度ぐらいの熱が加わりますと、その時点で、ダイオキシンが大量に発生されるんです。生み出されていくんです。（「文献言わなければだめだ」と呼ぶ者あり）そういう意味で、私はぜひとも焼却炉の灰の検査も今後進めていっていただきたいと思っています。京都でそれは結果が出されております。京都の焼却炉の中から、かなりダイオキシンが検出されたというので、あそこでは市民運動が起こり、かなりの市民の方々が認識を持っていると聞いております。ベトナムでは、米軍がクリーンの作戦と称して枯葉作戦を十年も続けました。十万トンの農薬がまかれました。百メートルの低空からまかれた農薬がその立木の葉に付着して、二十四時間以内に葉が枯れます。六週間で枝から葉が落ちます。さらに、新芽が伸びてさたとき、もう一度追い打ちをかける形でそのダイォキシンを含む農薬をまきますと、この木は完全に立ったまま枯れていきます。そして、いまそのまかれた部分は、木の生えない状況がいまのベトナムです。いまどうでしょう、ベトナムでは早産、死産が続出しています。子供のがんがどんどん生み出されています。父親が枯れ葉剤をかぶったために二重体、無脳症、無眼球などの奇形児がどんどん生れています。このような危険なダイォキシンを含む農薬を日野市の中から一刻も早く追放していくと同時に都や国に向けてもその使用中止、製造中止を働きかけをするぐらいの積極的な態度を打ち出していきたいと思っています。川魚や水道の水やお米の検査、あるいは土壌大気、川の水あらゆる自然の私たちをはぐくむ自然の環境に対しての検査を早急にお願いをいたしまして、このダイォキシンについての質問を終わらせていただきます。

○副議長（大柄　保君）　これをもって三の一、流産、奇形児出産などを誘発する危険なダイオキシン含有農薬を、一刻も早く追放せよに関する質問を終わります。

○副議長（大柄　保君）　次に三の二、障害児の共育（教育）について教育委員会の基本的見解を明らかにせよについての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○一番（橋本文子君）　それでは、二番目の障害児の共育（教育）について、教育委員会の基本的見解を明らかにせよという質問をさせていただきます。

　この問題は、昨年も私は質問させていただきました。同じことを繰り返さなければいけないという私はそのことに対して、とても悲しい思いをしています。幸い教育長も新しくなられたことですし、教育委員会の基本的なところ、お考えをしっかりとこの際聞かせていただきたいと思うわけです。障害児問題は人間の問題として受けとめていくべきであろうとの認識にたって、障害児もともに育つ教育、統合教育に対する基本的なところを聞かせてください。日本においての障害者差別の歴史は、古事記や日本書紀の中にその発端を見られるほどに長い長い積み重ねを経て今日の実態がつくられているように思います。障害者に対する偏見はむ

ろんのこと、さげすみや忌避の概念が今日ほど言行不一致の形で露呈されたことは、その歴史の中でもかってなかったように思います。昨年の国際障害者年の取り組みの中で、障害者問題の解決を差別されることからでの解放ではなくて、障害からの解放を最高の価値と見なして動いてこられた人々の中に、とりわけその思いを強く抱いています。つまり障害の克服に最も大きな価値を認めている限り、障害を克服できない障害者は、一人前の人間として認められないという論理が逆に成り立つからでございます。そして、この論理を追求していくことが、結果的には政府自民党の言うところの能力開発論に行き着くのではないかと危惧しています。国際障害者年のテーマは、社会への完全参加と平等にその重要性を示したはずでした。そして、子供にとっては地域の学校は彼らに与えられた社会の大半を意味しているはずですのに、障害を持った子供たちがどういうわけですか、近所の子供社会から引き離されて、離れた身障学校へ追いやられてしまう、もっとひどいのは遠くの養護学校へ振り分けられていってしまう。こういう実態があるわけです。しかし、これは距離の問題として私は問題にしているのではありません。あくまでも障害別、能力別に子供たちを輪切りにしていく中で、障害児を一人前の人間として認めていない資本主義社会における構造的な矛盾であろうと私は考えています。

このような観点から目前に迫った障害児の就学相談をテーマに次の四つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

一つ、教育委員会が間もなく実施をしようとしている障害児の就学相談について、その目的をお聞かせください。

一つ、就学相談の手順とその具体的な内容について教えてください。

一つ、ことし就学相談の通知を何通発送されましたか。また、それに対して何人の希望が出ていますか。そして、いつから就学相談を始める御予定でしょうか。

一つ、身障学級、養護学校に振り分けた子供たちに教育委員会は、どんな教育を保障するおつもりですか。以上四つの質問について責任のある御答弁をお聞かせください。

○副議長（大柄　保君）　橋本文子君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

何回目かのお答えということになりますけれど、この障害児教育という問題、これは昭和五十四年四月から養護学校の完全義務化、これに伴いまして非常に大きなウエイトをもって取り上げられてきておる問題でございますけれど、障害児教育そのものが非常に歴史の浅い点もあって、実際障害者教育に当たっている先生方も含めまして、いろいろ試行錯誤をしている面も多々あると思います。ただ、いま橋本議員さんの方からおっしゃられましたように障害者教育という問題に対しまして、私たちは障害者と差別するとか、あるいは区別するとか、そういうような形で偏見をもって対応しているということでは全くございませんで、これは現在の小学校あたりの子供たちも非常に障害児との交流教育なども含めながら、障害者というものに対する理解を深める方向での対応としております。ただ、それでは就学相談の目的といいまして就学相談をなぜやるのかということになりますけれど、目的としては三つほどあると思います。一つは、本人がこれは本人の意思とかそういうものとは全く別に本人が持って生れた発達、あるいは障害の状況、これに応ずる教育のあり方、このことについて保護者の方々と十分相談をするということ、これが就学相談の一つの大きな目的だと思います。それから、二番目に障害をお持ちになっている子供さんたちの状況というものにつきまして、医学的面から、心理学的な面から、さらに教育的な観点から総合的に診断をして、教育をする上で、特別に配慮する必要事項、こういうものを明らかにしてその子供さんに対応していかなくてはいけない、こういう考え方が就学相談の目的の二つ目として考えられると思います。三つ目といたしまして、障害児の就学さきといいますか、これにつきまして、いま橋本議員さんの方から身障学級、あるいは養護学校という形で振り分けられるという形がお話の中に出ておりますけれど、私たちの方といたしましては、この就学相談の中で、保護者の方々の考え方も十分聞いた上で、身障学級を担任している先生方、あるいはお医者さん、学識経験の方々、こういう方々の意見を調整いたしまして、結果としてその子の教育を保障するという意味で最も望ましい方向というものは、どういうものかということについて話し合う、これが就学相談の三つの目的だと、こんな具合いにとらえているわけです。

二番目に手順と内容ということでございますけれど、手順と内容につきましては、これは、就学相談ということにつきまして、毎号出されております広報ひの、これにつきましても、市民へのPRこれは常時行い、指導室の中に就学相談も含めまして、教育相談室というものを設け、そこに非常勤の先生方を配置して対応している、広報、あるいはその他を通して相談に来られる父母の方々との面談等を通しながら、そのお子さんの生育歴、あるいは発達の状況、こういうものを把握して対応するように心がけております。

それから、三第目に就学相談という形でいつ面談をするのか。十二月段階には毎年就学相談というような形での面談を行って、その中では、就学相談委員会の専門的な方々によって、面接、診断をしておりますが、その内容といたしましては、東京都の教育委員会が定めております就学相談実施要綱、これを基本に据えながら面談をしております。出てきました結果につきましては、東京都の教育委員会の方へも報告をし、都立養護学校その他都立校を希望する方々につきましては、それなりの必要な都教委との調整

等もしなくてはなりませんので、そういう形で対応している。就学相談委員会が打ち出しました総合的な所見、これと保護者との意見が食い違った場合、一番私たちが悩むのはその点でございますけれど、その点に関しましては、保護者の方も含めまして、普通学級へという希望の中では、希望する地域の学校との調整も図りながら、受け入れられる状況の最善を尽して、地域の学校での交流といいますか、これも手だてしております。ただ非常に重度の子供さんの場合に現実問題として、地域の学校で受け入れる受け皿というものが整っていないその状況に重度のお子さんをただ機械的に送り込む、このことは、教育を受け持っておられる先生方だけでなくて、送り込まれた子供さんも含めまして、非常にその辺でのむずかしさというものがございますので、その点につきましては、保護者の方々を含めながら、何回も相談をするというようなケースも出てくるわけでございますけれど、それは決して振り分けとか、あるいは差別をするとか、そういう考え方に基づいてやっているのではないということを一応御了解願いたいと思うんです。

それから、本年度の就学相談について何通就学の通知を発送したのか、それに対して何人希望の返事が返ってきたのか、これは、今後これから行いますので、まだ数の上で何通希望の返事が返ってきたとか、その点についてはとらえておりません。

それから、四番目の身障、あるいは養護学校での教育保障というもの、この問題につきましてどう考えているかということでございますけれど、私たちは教育の成果というものは、一つは、人的な先生方の配置の問題、それから、物的な面での施設、設備の完備の問題、それと直接子供さん方を扱う先生方のいわゆる使命感と申しますか、指導力と申しますか、その問題が総合的な中で、大きく教育そのものの成果に関連してくる、こうとらえております。重度の障害をお持ちになっている児童生徒のこの指導形態というもの、これを考えます際に、これは現在のように普通学級の一クラス四十五名というような大集団の中で対応するということ、これは必ずしも好ましい問題ではない。できれば重度の障害をお持ちになっているお子さん方につきましては、できるだけ小集団の中で対応して、行き届いた形での教育というものが進められていかなくてはいけない。こういう観点にたちまして、現在の身障学級、これは国の基準、あるいは東京都の基準でも普通学級のように四十五名に一名の先生というような状況でなくて、六ないし八名ぐらいの子供さんに一人の先生を配置しながら対応している。これが養護学校の場合になりますと、さらに中身は密になってまいりまして、四名に一人というような状況の中で、先生方が子供さんのめんどうを見ている、こんなような形でいずれにいたしましても、いまお話が出ておりますこの障害をお持ちになっている子供さんの教育の対応というものにつきましては、できるだけきめ細かな対応を対処していく、これがやはり教育委員会としての

基本な姿勢ではないか、こう考えております。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

○副議長（大柄　保君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　いまの御答弁に対して再質問をさせていただきます。

まず目的のところですが、障害児の医学的に心理学的に教育学的に総合的な診断をして、その子に対応する、あるいは保護者の考えを聞いた上で意見調整をし、望ましい方法を見つけ出すというふうな意味合いのお答えでしたけれども、その意見調整というところが大変ひっかかりまして、どうもお母さんたちの御報告を伺いますと、大変意見調整といえばこうやわらかい言葉なんですが、教育委員会の一方的な押しつけであるという御報告が多いわけです。えてして保護者の考えを聞いた上でというその後の意見調整のところが大変疑問になっておりますので、そこのところを一点後でお答えいただきたいと思います。

それから、手順と内容などについてでございますが、たとえば都の実施要綱基準にそれは都は市の上に存在しているお役所ですから、都のなさることを全面的にお受けになるのもいいでしょう。ですが、私はいま、都のやり方や国のやり方には大変疑問を持っています。ですから、都がやろうとしていることや国がやろうとしていることに関しては、どちらかと言えば逆のやり方をした方が人間にとっては大変いい結果が出るんじゃないかというふうに考えているものですから、全面的にそういうことで、市は責任ありませんという言い逃れは私はこの際してほしくない。ですから、そこでもまた出てきているんですが、総合的な専門家の所見と親との意見との食い違いが出たときに大変悩んでいるとおっしゃる。なぜ悩むんですか。親がおっしゃる方向でお受けになれば、悩むことは何もないわけで、そこのところをもう一度お伺いしたいと思います。

そして、通知をどのぐらい出したか、あるいは集計がどうなっているかということ、通知に関しては、もうすでに発送を終わっているわけでしょう。それがなぜ数が出てこないんですか。その出した数はぜひとも教えていただきたいと思います。そして、集計に関しては、きょう現在の段階で結構です。何もあしたあさってまでの数字を出してくださいなどとは私は申しません。ですから、きょう現在の段階でどれだけのものが集約されているのか。その点もう一度数字でお示しいただきたいと思います。以上よろしくお願いします。

○副議長（大柄　保君）　教育長、簡潔にお願いします。

○教育長（長沢三郎君）　調整というところに非常にひっかかりがあるというお話でございますけれど、先ほどからお話ししておりますように保護者の希望される措置の要求と、それから学校が対応できる受け皿の問題との中で、正直に教育委員会自体特に重度の子供さん、この重度の子供さんの場合に果たしてその

子供さんを普通学級、地域の学校の中に受け入れて、その子供さんの望ましい発達を保障するような形での対応ができるかどうかというその辺になってまいりますと、非常に橋本議員さんのおっしゃるようにそれでも地域の学校へという形で、その学校の方へそのまま送り込むということが困難である。そこに調整のむずかしさが出てくるということでございまして、一般的のただ就学指導委員会の中で、身障学級がこの子供さんについては適当であろうという専門家の方々の御意向が出たとしてもそれが軽度または中度というような状況であって、普通学級の場合においても対応できるという条件があれば、保護者の方々の御意見も聞きながら、地域の学校での受け入れの体勢をとっている。逆に軽度または中度の方々で自分から身障学級、あるいは養護学校を御希望されるというような父兄の方もございますけれど、そうでなくぜひ地域の学校をという場合に、問題は重度の子供さんの受け皿が現在の地域の学校では整っていないというその点で、教育委員会の方が調整に苦労する、こういうことでございます。それから、実施要綱基準です。これは何も東京都、または国の基準に従わなくても日野独自のものをもって対応したらいいんじゃないかということでございますけれど、先ほども申し上げましたように身障教育というものに関する歴史というものこれは非常に歴史が浅いということも含めまして、現在身障学級を担当されている先生方も非常に試行錯誤的な問題を繰り返しながら懸命な努力をしているそういう状況の中で、いま日野市単独でこの辺の基準をどうするかというものを出しても実際問題として、身障担当の先生方の配置とか、その他の問題全面的な面から都教委との調整を図っていかなければ対応できませんし、そういう面で一応東京都のこの要綱基準に従いながら対応しているこういう状況でございます。

それから、通知を何通出したかという問題でございますけれど、これはきょう私こちらの方に出る際に学務の方から何通通知を出したかということにつきまして聞いただしておりませんので、後刻発送した通知については御報告させていただくとそういうことにさせていただきたいと思います。

○副議長（大柄　保君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　普通学級ではたとえば重度の障害児であれば十分環境が整っていないから苦労するから、あるいは困難であるから受けるわけにいかない。じゃ、こういう言い方をしてわかっていただけるでしょうか。障害児をある人が生みました。寝たきりのはうこともできない、ものも言えない、何にもできない、笑うこともしない、じゃ、このお母さんがうちの家庭は環境が整っていないからといってほうり出しますか。そういうことなんですよ。障害児教育というものは。あるがままの子供を受け入れるのが家庭であり、学校であり、地域なんです。ここに知恵おくれのお子さんを持っている伊部篤さんという方のこれは昨年の十二月八日の日本読書新聞によるものですが、ちょっと紹介させていただきますと、私たちには障害を持つ子、他の障害を持たぬ子供と分断したところに真の教育があるとは思われません。勉強を子供の頭の中へ詰め込むだけが教育ではないはずですし、教育とは人間の生き方の根底にかかわるものではないでしょうか。親は障害児であるということで、その子を家庭からほうり出したりはしませんし、あらゆる方策をめぐらせて、その子とともに生活していますし、生活していかざるを得ません。また、障害を持つ子供たち自身もありきたりの家庭生活のあり方もその中で学んでいっています。けれども、なぜ学齢に達すると他の子供と分けられてしまうのでしょうかという疑問なんです。ここの家庭という文字を学校という文字に置きかえてみましょう。教師は障害児であるということで、その子を学校からほうり出したりはしませんし、あらゆる方策をめぐらせてその子とともに生活をしていきますし、生活をしていかざるを得ません。また障害を持つ子供たち自身もありきたりの学校生活のあり方もその中で学んでいっています。けれども、なぜ学齢に達すると他の子供たちと分けられてしまうのでしょうかと、私は置きかえたいんです。家庭も学校も同じです。そこに障害児が存在しているから、その障害児を養育、育てるのです。どこへほうり出してだれがどう保障するんですか。養護学校でさっきは何ですか、物的にあるいは人的に保障していると、使命感を持った教師がいて保障しているとおっしゃいました。実態を御存じでしょうか。障害児の集団をつくったときに障害児同士でいろんな物を投げあうから危険だといってあるこの近在の養護学校では教室の中からあらゆる物を排除しました。何も物が置けないんです。障害児同士がどんな大きな集団をつくっても支え合う関係はつくれないんです。支え合う関係がつくれないということは生きていけないということなんです。人間はみんな不完全です。完全無欠な人間はいないと思います。そうであるからこそ社会的な関係を相互に健常であると言われている子供も障害を持っていると言われている子供も相互にかかわり合う関係をつくり出すことが教育の中心に据えられていかない限りすべての子供の自立はあり得ないと思っています。いままでは学校は健常児を中心にして進められてきました。それは明治五年から日本に公教育が誕生したときから一貫して百年来ずっと続いてきたありようなんです。明治のあの初めに学校をつくられたときに外国の文化に追いつき追い越せという目的のために学校がつくられた、そこが間違いだったわけです。そこから一貫してエリートをつくるだけ、知識を詰め込むだけがいまの学校になってしまいました。そしていま、ますますひどくなってきているのが現状です。障害児を何ですか、養護学校へ全部義務化で入れてしまう。完全に隔離しようというんです。社会的に弱い立場の子供たちをその子だけを集めて本当に自立ができるとお考えになっているんでしょうか。日本の教育は養護学校の義務化によって、そして、また上は共通一次テストによって、子供たちの能力を競争原理に基づ

いて一直線に序列化して、そして、他方では競争原理に基づいて管理と選別からはみ出す子供たちを非行や暴力に走らせてしまったと亡くなられた遠山啓先生はおっしゃいました。こういう競争原理に基づく管理と選別が教育の中身を支配すればするほど、当然普通学校から障害児や問題児をはみ出す傾向が強まってしまいます。そして、その管理に抵抗する子供があの学校内の暴力であり、家庭内の暴力であり、あるいはまた非行、さまざままないま社会問題を生み出している結果をもたらしていると言っても私は過言ではないと思います。そして、またある人はこうも言っています。やはり障害児を抱えていらっしゃるお父さんです。杉並の方にいらっしゃる方ですが、周囲にいる子供たちが、自分の身の回りのこと、あるいは暮らしそのものを自分でそれぞれがやっているのを見ることによって、障害児も刺激を受け、やろうという気を起こするんだ。介護するだけいつも受け身だけでいる子供たちを囲りに見ている限り、いつまでたっても自分から何かやろうという気は起きてこないんです。そういうふうにそのお父さんはおっしゃっています。私もそのとおりだと思います。私たちは、いまこの日本の中で進められている管理と選別に貫かれた公教育を先ほどのダイオキシンの問題ではありませんが、十年先、十五年先を見通したときに大変暗い思いを抱かざるを得ません。いままさにそういう状況がこの日野市の中にもあるということをこの後に及んで私は感じざるを得ない、そんな心境です。もし、教育長のお子さんが障害児であるとしたら、そういうところからの発想で、私は日野の教育をやっていただきたい。すべての子供が子供なんです。障害を持っていようと持っていまいとみんな日野市の子供です。地域の子供です。その子供たちが支え合えるような関係をつくれるような公教育をこの日野市の中から実践をしていこうではありませんか。もう時間がわずかとなりました。私はまだまだ言いたいことはたくさん抱えています。また次のときにやらせていただくということで、先ほど教育長から御答弁いただいた通知の問題は、了解をいたしましたので後からちょうだいをいたします。障害児とともに育つ学校づくりを私は皆さんと一緒にこれから真剣に取り組んでいきたい。そして、本当にこの日野市の中に実現したい。そういう希望を述べまして、きょうのこの障害児問題、障害児共育（教育）のテーマの質問を終わらせていただきます。

○副議長（大柄　保君）　これをもって三の二、障害児の共育（教育）について、教育委員会の基本的見解を明らかにせよに関する質問を終わります。（「続行」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（大柄　保君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時　二十分休憩

午後四時四十二分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

四の一、婦人問題解決のための日野市行動計画の早期策定をはかれ、についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔十六番議員登壇〕

○十六番（夏井明男君）　第一問目の婦人問題解決のための日野市行動計画の早期の策定をはかれということで、質問をさせていただきます。

三年前の秋でございますが、西多摩の母子寮を訪ねたことがございます。

この寮には通称駆け込み寺の一時保護所としての施設も併設されておりました。ここでは命からがら着のみ着のままで子供と一緒に逃れてきたという方とか、それから生活が破綻をしてしまって、とりあえずここに避難をしてきたという方がひっそりと身をひそめるようにして生活をされておられました。母子の方が一人で生きていくということが、この社会の中で、非常に厳しいものだということを、ひしひしと感じた生々しい事実を見てまいりました。

そこで、東京都の昭和五十六年の生活文化局の報告にあります都民女性の現状というところによりますと、この一時保護所を退所した場合の退所先のケースなんですが、大体一週間から十日ぐらい、ここで今後の身の振り方を考えて、それぞれの郷里へ帰って行くとか、また自立の道を選んで民間アパートに入っていくとか、非常に困難な状況にあるそうでございます。

特に自立の道を選んだとしても、十分な収入が得られるような就職口が非常にむずかしく、生活保護の適用を受け、生計を維持するようになるのが多いという報告でございます。

さらに、そこで第一点としまして、日野市民の方でこのような状況に置かれた方が、過去どのぐらいの実態であるか、それを把握しておれば、ぜひ教えていただきたいと思います。さらに、最近でございますが、三十歳の御婦人の方で、二人の子供を抱えての就職の市民相談を受けました。この社会の中で、二人の子供を養っていくだけの給料をもらえるような職場は非常にむずかしいというのが実感でございました。

先日の九月七日の朝日新聞でございますが、朝刊に無認可保育の利用者の実態調査が労働省で実施されたという報道がございました。それによりますと、全国の約二千人を対象とした調査でご

ざいますが、利用者のほぼ四分の一が夫のいない母子世帯で、ほとんどが働かざるを得ない状況の方たちでございます。その職業を見ますと、ほとんどの方がサービス業が最も多いということでございます。預ける子供の年は二歳以下が大半ということでございました。預かる時間帯でも午前朝の七時半から六時までというのが一番、四四%というと多いわけですけれども、夜の十時から朝の五時までの深夜も三五%にのぼるという状況で女性の職場における問題点が浮き彫りになっている状況でございます。

同じくそのことに関連しまして、やはり昭和五十六年の社会福祉統計年報によりますと、生活保護の受給を受けている世帯数は年々多くなっている。その数は約一二・一%を占めており、最近そのような増加が著しいということの報告が出ております。

そこで、第二問目としてお尋ねいたしたいのは、日野市の生活保護世帯の中で、このような母子家庭の方の比率はどういうふうな実態になっているか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

さらに最近でございますが、今月の十六日のやはり朝日新聞の多摩版によりますと、東京都の五十六年度の福祉調査のまとめが出ております。それによりますと、特に五十代以後の女性の切実な生活不安の実態が出ております。特にこの中では、女性の場合は五十歳を過ぎますと、配偶者なしという方がふえ続け、七十五歳以上では七九%の方がそのような方であるそうでございます。

老後の保障におきましても、女性の方の場合は男性に比べて、非常に恵まれていない。たとえば、公的年金への加入率を見ましても、男性の三十歳から五十九歳では九〇%であるに対して、女性では七八%であるという指摘がございます。

そこで市長さんにお尋ねをしたいんでございますが、市長さんは市の先頭に立たれて、市民相談を受けられているわけでございますが、このような状況下にある女性の方の相談も数多く聞かれていると思いますけれども、このような状況下の女性であるがゆえにぶつかる社会生活上のさまざまな困難、不合理性について、思いをいたしたこともあると思いますが、その辺の御感想をお聞かせ願えればありがたいと思います。

わが国の憲法では十四条、二十四条、二十六条、四十四条等で人間性の尊重を基本として、男女はその性別により、差別されることなく、平等であるという大原則がございます。この憲法のもとで、女性の参政権の獲得、教育の機会均等、伝統的な家制度からの解放など法的には男女の性別による差別はほとんど取り除かれたといってよいかと思います。

そして、この憲法が施行されて三十四年余は過ぎたわけでございますが、今日の社会経済の発達に伴って、女性の生き方も大きく変わってきていると言われております。職業や各種の社会活動に従事する女性がふえ、社会生活の中で、大きな役割りを果たしていることも事実でございます。

しかし、長い歴史の中で、培われた男女差別の考え方は人々の意識の中に根強く残っており、女性を単に母親としてのみ、社会的に位置づけ、男は仕事、女性は家庭という伝統的な分業に基づくところの考え方が家庭職場地域社会などに依然として残っていると指摘がございます。つまり、女性であるという理由だけで男性に比べて社会的に不利な扱いを受けている状況が見られるということでございます。

女性が主体的にみずからの生き方を選んで、みずからの能力を伸ばすことを阻まれることが少なくない。このような実態が婦人問題と。その広がりと深さは現在の社会生活全般にかかわっている。そしてそれは女性だけの問題ではなくて、男性を含めた人間の問題として考える必要があるということでございます。

われわれが人間らしい生活を営んでいくためには、男性女性相互に尊敬し合い、よりよい信頼関係を築いて、真に対等な立場で教導し合うことが必要である。つまり、婦人問題の解決ということになりますと、女性の問題として限定しないで、憲法が保障している基本的人権の具体的な実現を図ること、このことに帰着するわけでございます。

市長さんは憲法を暮らしの中に生かす市政をということを常々おっしゃっておられるわけでございますが、このような婦人問題の事実に対して、どのような姿勢で解消に向けて努力をされてきておられるか、基本的なお考えがあればお聞きしたいと思います。

ところで、この婦人問題について、国際的な大きなうねりがあるわけでございます。御承知のとおり、国際連合では第二十七回総会におきまして、一九七五年を国際婦人年に定めて、平等、発展、平和の三大テーマのもとで各国を呼び、国際レベルで婦人問題について、行動を起こすよう呼びかけているわけでございます。

この婦人年をきっかけにしまして、国際レベルでの行事としまして、一九七五年の六月にメキシコシティーで、国際婦人年の世界会議が開かれ、婦人問題を具体的に解決するための、いわゆる世界行動計画が採択されております。そして一九七五年から八五年の十年間を国連婦人の十年と定めて、各国の政府や地方自治体に、また民間団体に地域の実態に即したような具体的な行動を起こすように呼びかけているわけでございます。この点、市の行政の対応につきましても、ぜひお聞きしたい点でございます。

また、国連婦人の十年の中間年に当たります五十五年の七月にはデンマークのコペンハーゲンで、国連婦人の十年、一九八〇年世界会議が開かれ、いわゆる婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約の署名、及び世界行動計画の実施状況の検討及び評価、婦人の十年後半期のための行動プログラムの採択が行われたわけでございます。

日野市におきましても、昭和五十五年の十月十四日にこの差別撤廃条約の早期批准の意見書が採択されているわけであります。このような国際社会の動きに対しまして、日本政府は昭和五十二

年一月に国内行動計画を策定いたしました。これをうけまして婦人問題は日常生活のさまざまな中で生じており、国政のレベルだけでなくして住民の日常生活に密着した地方自治体でも取り組む必要があるということで、東京都におきましても、昭和五十三年十一月に婦人問題解決のための東京都行動計画を策定いたしたところではございます。

日野市におきましても、いわゆる市民の生活を守るという立場から、当然婦人の地位向上のためにさまざまな施策を実施しているということは十分承知いたしております。ところで、この問題について、日野市においては、どのような対応をなさっているのか、具体的に二、三、問題を取り上げまして、お尋ねをしたいと思います。

第一点目は、まず日野の広報でございますが、婦人問題の解消ということで、そのような意識のもとで、広報を使いまして、市民の皆様にどのような啓蒙活動をされてきたのか、その点をお尋ねしたいと思います。

第二点目は学校教育の中で、男女平等教育の推進ということで、いかなる対応をされてきたのか、また社会教育の中ではどうであったのかということをお尋ねしたいと思います。

三番目に婦人の方の選挙における投票率の増加ということで、ほとんど差はなくなったわけでございますが、社会参加の実態については、現状については、非常におくれているのではないかという指摘がございます。その観点から婦人の社会参加の現状ということで、日野市におきます審議会協議会等々のメンバーの構成比率がわかりましたら、教えていただきたいと思います。

さらに、第二次基本構想案に指摘されておるところでございますが、婦人の英知と力を地域社会にということで、婦人の役割りについて、きわめて大きいという指摘がございます。

日野市におきましても、これまで自治会活動、教育活動、各種の文化活動、消費者運動など日常的な活動の各分野で、婦人が大きな力を発揮し、地域社会に貢献をされてきたということでございます。日野市におきましては、ほかの市に比べて、このような活動が活発であると伺っております。

しかし、わが国の社会生活における婦人の地位、勤労条件などについては、また経済的な位置づけにおいては、依然として低いというふうに基本構想案にも指摘がございます。このような現状を打破して婦人の地位向上を図るのは、婦人みずからの自覚を高めることである。さらに全市民的課題として取り組む必要があるという指摘でございます。その延長線に、いわゆる今、第二回の定例会でございますが、六月の二十八日に日野市立婦人センターの設立の条例の制定を見たわけでございますが、このような環境、さらに昭和五十六年の末に、いわゆる日野の各種の婦人の方が一堂に集まられて、お互いの活動を知り合うための交流研修という集いが市長さん初め、部課長さんの出席のもとに婦人の連帯を求

めてのテーマということで、行われたわけでございます。

このような日野市の具体的な状況を見てまいりますと、婦人行動計画をつくることについて、行動を開始するのが、すでに遅い感があるわけでございます。

特に婦人センターの内容におきましては、この運営、その理念等と骨格をきちっとしておく必要が、将来の健全な婦人活動、また婦人問題に取り組む姿勢においては、重要なわけでございますから、特に重要であると思います。

その前提としまして、日野市にお住まいの婦人の方によって構成される婦人問題協議会をつくられて、そこで、日野市における婦人問題の実態調査を行う必要があるのではないか、そのもとで日野市独自の婦人行動計画をつくられる必要があるのではないかということでございます。この点は最後になりましたが、市長さんにお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　私どもに関係がございます点について、お答え申し上げたいと思います。

先ほどお話の中にございました、昭和五十年の国際婦人年を契機にいたしまして、昭和五十二年には日本国の国内行動計画というものができております。さらに五十三年度におきましては、東京都におきまして、同じく都の婦人行動計画こういうようなものが、作成されたわけでございます。五十四年に至りまして、区部の方でも行動計画に手をつけたわけでございますが、このようにして非常に遅々として進まないわけでございますが、一応五十六年でございますか、五十六年の日野市におきますところの婦人センターの設立の請願、こういう段階になってまいりまして、五十七年度におきまして、予算化していただき、一応センターの開設の運びに至ったわけでございます。

こういう中におきまして、婦人センターの活動が開始された時点で、日野市婦人懇談会という組織を持ちまして、その中ですべての行動計画を練っていきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。一応現在、婦人問題懇談会のメンバーは十五人ぐらいを予定しているわけでございます。

それから、問題の御質問の始めの方にございました駆け込み寺の件でございますが、これは新宿区と立川市にそれぞれいま東京には一カ所ずつございますようです。それでただ、余りにもプライバシーに関連いたしますので、はっきりした数字は掌握しておりませんが、大体いままでに日野市の住民といたしまして、利用した件数は大体二十件ぐらいある、それからなお、現在利用されている世帯が一世帯あるとこのように聞いております。

それから、日野市におきますところの、御婦人方の社会参加への現状の比率という御質問でございますが、これにつきまして、議会関係につきましては、すでに御承知のとおり、二名の女性議

員さんがいらっしゃいます。それから、行政委員会におきましては、女性委員の数は一名でございます。それから審議会関係につきましては、日野市の場合にはゼロでございます。大体以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。

生活保護世帯と母子世帯の関係、数でございますが、福祉事務所が本年八月三十一日現在で調べたところによりますと、生活保護世帯は全市で五百六十三世帯ございます。そのうち、母子世帯は九十三世帯でございまして、全生活保護世帯を一〇〇といたしますと一六・五％に当たります。それから市内の母子世帯全体の数は五百八十九世帯となっておりまして、このうち生活保護を受けている世帯は、先ほど申しましたように九十三世帯でございますので、母子世帯全体の数から見ますと一五・八％になっております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美雄君）　いま、婦人問題の視点からの社会的な課題について、御質問をいただいておるわけでありますが、前段の市民相談の中で、婦人の相談を受けて不合理に思いをなしたかというそういう質問の御指摘に当たりましては、婦人問題のことで相談を受けたことは、そう多くはございませんけれども、いわゆる、母子世帯、あるいは住宅難、それから老人の立場、それらの関係で、何回か御相談をお受けして、確かに婦人なるがゆえに、特に困難な立場におられるということに対する理解と同情の気持ちは強く受けておるところでございます。

それから、私どもが施政の最高理念といたしております憲法を市政に生かそう、あるいは憲法を暮らしに生かそう、こういう基本的な考え方からの婦人問題に対する取り組みが必ずしも高水準にはないということも自覚いたしておるわけでございまして、ようやく行政―自治体行政の立場から地域の婦人社会、あるいは婦人の社会参加、あるいは婦人の生活と福祉、地位の向上、こういう点につきまして、取り組みを始めようとこういう基礎的な段階にようやく到達をした。このような状況でございます。

したがいまして、婦人センターは本来そういう事務局的な役割りを果たすところに運営と理念をおきたい、そういうことから婦人問題懇談会等の発足も図っていきたい、このように進めておるところでございます。

また、いろいろと御指摘御指導いただきながら、特に婦人の力で、地域社会におきますところの婦人の活躍ということとあわせて、生活や福祉の課題にきめ細かく取り組んでいきたいとこのように考えておるところでございます。

なお、不足しているところがあるかもしれませんが、後でお答えをさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　教育面におけるところの男女平等と申しますと、この面につきましては、一番進んでいるんではないかと自負しております。

特に、戦後の男女共学という制度が引かれて以降、学校教育の場の中におけるところの男女の差別を持ち込むような教育というものは全く行われておりませんし、特に子供たちというものは、教師の後姿を見ながら育っていくということわざがございますように、教師自身現在日野市に八百名ほどの小中学校の教員がおりますけれど、女性の教師の方が男性の教師よりか若干人数の上でも上回っている、また給与、研修等の際においても、男女の平等というのは全く保障されておりまして、特別女性教師であるからというような形の差別的なものは全く存在していない。それから管理職の登用等につきましても、現在、受験される数が女性の場合若干男性よりか少ないという面もありますけれど、全都的に申しまして、百九十ほどの校長、あるいは教頭さんというような女性の管理職の方も現に存在している。日野市におきましても、これは小学校ですが、現在女性の教頭さんもおりますし、この方は来年四月には校長さんに昇格される、そういうような状態になっておりまして、男女の差別というのは教育分野の面においては、全く存在しないとこういうように私の方では見ております。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えします。

広報の方に特段に女性の地位云々の点をＰＲしたかというお話でございます。特段に女性のことだけをということはございませんが、要するに婦人問題等につきましては、婦人問題であるから記事を載せないというようなことはなくて、公平に扱っていることは間違いございません。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　若干ずれがあるわけなんですが、教育の方ではお聞きしたかったのは、一つは学校の先生の中で、特に婦人問題ということを意識的に取り上げて、またそれを小学校中学校高校の中で、どのように教育の中に取り入れていくか、各教科の中で、どういうふうに運用していくかという話し合い等もあるのかということなのです。

あと、広報の方で、とりわけ男女の差別的なことはありませんということなんですが、そうではなくて婦人センターをつくられるということもありましたし、そういう中から見ると、やはり婦人問題ということが現実にあるわけですから、その現実の重みをもって広報に意識的な啓蒙をされたことがあるかということをお尋ねしたかったわけです。

特に、お聞きしたいのは、婦人問題のこの行動計画について非常に日野の婦人の方も関心が高いわけです。と申しますのは、先ほど申しましたとおり、昭和五十六年の末にこの行動計画、十分

意識した上で、日野市の各、あらゆる層の方と言っていいと思いますが、その婦人の方が集まられてお互いの団体の特色、人的な交流を図られたということで、非常に婦人の、御婦人の方にとっては、この行動計画の策定ということについて、重大な関心があると思います。その意味で、都内においても当然ですが、この三多摩におきましても、行動計画の策定をすでに行って実施に入っているところもあるわけですが、その意味から考えまして、具体的なスケジュールの日程がわかれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　ただいまの具体的な日程の御質問でございますが、先ほどのお答えの中でも申し上げましたようにセンターそのものは、もう開設目前でございますが、婦人問題懇談会の結成がいまのところ、人選の時期でございまして、この人選が終わりましたら、懇談会を結成いたしまして、その中で、あらゆる行動計画を、その懇談会の中で、協議していただきたいとかように考えているわけでございますので、特に具体的な日時等の決定はございません。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　ぜひ、日野市におきましても、婦人行動計画をつくられて、健全な婦人問題の解決に向けての、大きな道しるべになるようお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって、四の一、「婦人問題解決のための日野市行動計画の早期策定をはかれ」に関する質問を終わります。

四の二、道路整備事業のあり方を問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○十六番（夏井明男君）　具体的な問題を取り上げまして、日野市におきます道路の整備体系について、ぜひお尋ねをしたいと思います。

日野市におきます生活基盤整備につきまして、今後に待つことが非常に多いということは、現在までの各議員さんの御質問からも明らかなわけでございますが、私も豊田四丁目四二番地先の中央線、国鉄線路側面の市道の整備を課題にしながら、質問をしてまいります。

まず、この市道の状況について述べますと、ほぼ四メートル幅でございます。一部に四メートル未満の箇所がございます。

さらにここは公道から公道につながっているというところでございます。かつ、豊田駅に至る近道になっておりまして、付近の住民の方の利用の多いところでございます。

しかしながら、未整備のために雨の降ったときなどにはぬかりまして、非常に難渋している状況でございます。

そこで、この舗装を行うに当たって、現在の体系の中で、いかなる制度が可能であるかということを問いたいのであります。

まず第一に、日野市道路線の認定、廃止等に関する取扱い規定によりまして、市道に認定をして整備をすることはできないかということでございます。

第二点に日野市私有道路改良工事施工要綱によっての整備はできないかということでございます。これができないのであれば、さらに日野市私道整備事業補助金交付要綱による整備はできないかということでございます。ただ、この場所は問題がありまして、この要件の中で見ますと、まず一つは私道の所有者の寄附行為も非常にむずかしいということがあります。さらに、付近の住民の方が利用されているという状況、さらにこの提供者の方が日野にお住まいでない方もいらっしゃいまして、費用の負担も望めないという状況下にあるわけでございます。この点をお聞きしたいと思います。

現在、さらに可能な制度といたしましては、私有道路現物支給補助の取扱いについてという、いわゆる内規の運用があると伺っております。いわゆる砂利をもらってそれを住民の方が敷くという制度でございます。

特に、思いますのは砂利をもらって敷くという需要が、非常に市の中でも多いわけですけれども、その前の私道整備事業の整備と砂利を敷いてまくというところに非常に落差があるわけです。

特に、身近な生活道路を利用されている住民の方にとっては、そこが砂利敷であり、アスファルトの舗装であれ、整備されることは非常に日野市の行政に対して、信頼を増すわけですが、砂利敷の適応のみで終わってしまうことに問題があるのではないか、そこに工夫があってもよいのではないかと思うわけでございます。

特に、日野市の私道整備事業補助金交付要綱は、たびたび改正を受けているわけであります。その点からすればかなり住民の皆様の対応に沿うような形の努力の跡が見られるわけですが、さらにここで一段工夫があってよいのではないかと思います。

たとえば、砂利を住民の方の所に持ってきて、後は住民の皆さんまいてくださいということではなくて、市の体制の中で、あるいはまた委託ということも考えられると思いますが、こちらで市の方で砂利を敷いて、その上にローラーをかけるぐらいの親切さがあってもよいのではないか、市の体制の中では十分可能ではないかと思うわけであります。

特に、先ほどの三つの制度は市全体の中で見ますと、これに漏れるような場所が多くあるように伺っております。その意味で、このような制度も十分考えられて実施をお願いしたいわけであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　それでは、お答え、私の方からいたします。

いま御質問がございましたように、確かに現行私ども市の方で持っております道路整備、あるいは認定廃止、それらの規定要綱につきましては、御質問のあったように四つございまして、最初に御質問のございました市道の認定についての取扱い、これにつきましては、豊田四丁目四二番地の私道を事例に挙げられて御質問があったわけでございますけれども、御質問の中にもございましたように、一部やはり、この認定規定の中で、まず一番条件にあります四メーターの幅員がないというふうな点がございまして、これをそっくり当てはめた場合に市道認定という問題につきましては、やはり認定できない条件が一つあるというようなことでございます。

それから、二番目の私道に対します改良工事の関係につきましても、工事を施工するというような形の中での要綱がございますけれども、これもやはり、いま申し上げましたように市道認定と同じような形の対象条件といたしまして、やはり道路幅四メーターというような問題もございまして、なかなか適用をそのままするというふうなことがむずかしいわけでございます。

それから、三番目の私道の整備要綱でございますけれども、これにつきましては、現在七〇％補助というふうな形の中で、実施しておりまして、かなり実施の実績がございます現状があります。

それから、最後の現物支給という形の中での、いわゆる砂利とかあるいは砕石の支給制度でございますけれども、これにつきましても、年間を通しまして、大体月平均二件ぐらいはあろうかと思います。

これらの私道、特に私道の市道への認定等につきましては、いままでのいろいろな御質問の中からも見直しをしていきたいというふうな考え方を一つ持っておりますけれども、道路ができたその時点が、日野市が発展の状況の中で、時代的にかなり格差がございまして、そういう格差の中で、どう取り扱っていくかということにつきましては、いま検討をしておりますけれども、これらの前進的な検討をさせていただきたいというふうに思っております。

最後の砂利敷の作業の問題ですけれども、確かに御指摘がございましたように現物をその現地へ運ぶというだけの現在作業をお手伝い申し上げておるわけでございますけれども、それをさらに手はず作業までやる、そういうふうなことにつきましては、現在の土木課の補修係の体制の中で先ほど申し上げた実績を踏まえまして考えますと、可能だというふうなことも考えられますので、その点につきましては、そのようにしていくような検討をさせていただきたいと思います。

ただ、申請に伴いまして、砂利支給をするというふうな形の中で、それに対応していく場合に作業量の問題とか、あるいは申請月日に対する日程の問題とかがございますので、それらにつきましての問題を考えますと、やはり計画的に取り組みまして、そして対応できるような形で、考えていきたい。たとえば実施の日を月何回か決めさせていただいて、そういう中で、対応できるような形を考えたいというように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　ぜひ、きめ細かな案といいますか、具体的に生活に困っているという所から、発想していただいて、ぜひともその実現に向けて、どのような対応ができるか。知恵をしぼってやっていただきたいと思います。

そのことが市の市民に対するサービスであるとともに、市政に対する信頼となって変わってくると思いますので、生活道路だけでなく、下水等におきましても、りっぱな側溝をつくらないまでも、それ以前の段階で簡単な側溝的な工事も可能であれば、そういうこともぜひやっていただきたいと思います。

以上で、第二問目終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって四の二道路整備事業のあり方を問うに関する質問を終わります。

四の三、森田市長の基本的政治姿勢を問うについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○十六番（夏井明男君）　日野市の市政の最高責任者といたしまして、日野市民に大きな影響を与える立場にあります市長さんに、ぜひその基本的な政治理念、政治姿勢について、お伺いをいたしたいと思います。

ことしの夏も市の各地で盆踊りがあり、みこしとか山車が出され、お祭りがあり、なごやかな光景が見られたわけであります。また、過日の九月の五日には南平二丁目の場所で総合防災訓練がありました。その終了後のあいさつの中で、市長さんは市民が心を合わせてやることが、防災に対する大事な点であるということを強調されていたわけであります。

ところで、五十七年の市長さんの施政方針表明の中におきまして、第二次基本構想、市民憲章、市歌の原案が作成できましたがこれは来年迎えます市制二十周年を一つの締めに市民自治による市政発展のレールを敷いて正しく将来を展望する羅針盤としたいというお話がございました。それで、市民憲章の案でございますが、その中には冒頭にこの町を生活の中のふるさとと考え、みんなの幸せのためにとございます。憲章の二番目には手をつなぎ、ともに健康で明るい町を、四番目に人を大切に、五番目には文化を培い潤いのある町を、ということがうたわれているわけであります。

さらに基本構想、やはり案でございますが、その中には目標とする都市像、第一節の第三番目には市民のだれもが大切にされ、深い相互信頼のうちに市民による市政を展開し、深い相互信頼のうちにというふうに力説されております。

さらにまた施策の大綱の第一節の中には、どんな生活像を持つ人でもということでございますから思想も入っていると思います

が、どんな生活像を持つ人でも、同じ地域に生きる人間として、ともに生きようとする考え方が常識になったと指摘されております。

このように、この基本構想案の中には、随所に明るく心豊かなとか、楽しくのびやかだとかいう文字がきらめいているわけでございます。

当然このような基本構想案を市の羅針盤として、これからの市政を担当されていこうという決意表明であると思います。その点しかし、この理想とします潤いのある町相互に信頼のおける町づくりという理想が現実には非常に厳しい状況の中にあると思うわけでございます。

これは私の任意なサンプルでございまして、御批判があれば受けたいと思いますが、特に五十七年六月二十九日の第二回の定例会の中で、二つの議員提案がございました。一つは御承知のとおり、立川基地のC1ジェット輸送機並びにAH1Sの発着中止を求める決議の件でございました。その中の反対討論の中で、一部でございますが、いわゆる自衛隊は国民の八〇%以上の支持を得て、今日国会で決められた法律に基づいて活動をしている。その自衛隊に反対をする立場から国民的な、そういう合意を超えた無視をした立場でのこの決議案である。つまり、反自衛隊、反国民的、反民族的、また反市民的な意見書だと断ぜざるを得ないとございますけれども、私はここで断じてはいけないんではないかと

思うわけでございます。と申しますのは、現在の政治状況、社会状況というのは非常に鋭い政治理念の対立があり、また経済的な利害の対立があり、話せば話すほど相手の方の意見がわからなくなってしまうという状況が生まれつつあるわけでございます。その意味でやはり、ここでは断ぜざるを得ないとございますが、やはりここで踏みとどまる必要があるのではないかと私は思います。

さらに、これは議員提出議案の第十六号の　兵器及び軍縮問題に関する意見書の件が議題となりました。この案に対する反対意見があったわけでございます。この提案者の方は現実に昭和二十年の八月六日に広島において原子爆弾の洗礼を受けた者でありますがとございます。このような方の提案がいわゆる核兵器軍縮に関する決議あってはならない。ノーモア広島、ノーモア長崎ということでございました。この意見書に対して、全般的に見てこの意見書案は、先ほど申し上げましたようにきわめて欺瞞的な内容になっております。この点を強調しておきますとございますけれども、ここでもやはり踏みとどまりまして、欺瞞的なということは、やはり中傷があってしかるべきだと思います。そうでないならば、やはり話し合いの大きな流れが出てこないのではないかと私は思っております。

その意味で、市長さんはこのような基本構想、市民憲章案に示された明るい町づくり、相互の信頼ということをお考えになっているわけでございますが、この辺の市長さんの基本的な取り組み

方の姿勢というものを、ぜひお聞きしたいと思います。

さらに、これも私の考えでございますが、市民運動の中におきましても、相互の信頼を損なうような行動も不幸にあるわけでございます。

たとえば、私はことしの七月十日に日野市高校問題連絡協議会の主催で、「どうなる来春の入試、ことしの入試を振り返って、高校現場からの報告」ということで、地元七学区の私立、都立高校の先生の多数の参加のもとで、集会が持たれたわけであります。その案内のチラシの中に「建つのか三つ目の都立高校」という表題があります。その中に「土地が手に入れば九〇%心配なかった美濃部都政時代と異なり、土地は手に入ったが、開校の見通しは。革新都政を失ったいま」というふうにチラシに書かれております。

しかし、私のこの議会の中で、経験していることを踏まえますと、非常にここに落差があるわけであります。

これから、日野市において全員で高校を何とかつくっていこうという態勢にあるわけであります。市民の皆様もそういうふうに考えている方が多いと思います。

しかし、このチラシの中で、革新都政を失ったとか、九〇%心配はなかった美濃部都政とかいうふうな文面が入っていますと、やはり市民の方は、ある種の疑問を持つわけであります。この落差は非常に大きいわけであります。端的に言いまして、私はこの日野市高校問題連絡協議会の内容を疑うわけであります。不審を

持つわけであります。このような方とお話しをする信頼関係の前提を崩すことにつながるであろうと思っております。

したがいまして、このような市民運動があるとすれば、やはり明るい市政、相互の信頼のもとの町づくりということを市長さんは強烈に主張されるのであれば、また施政方針の中で、清潔、公正、民主的な政治姿勢を貫くとおっしゃっておりますけれども、当然その中には正直な政治を貫くべきであるというふうに私は思っております。

この意味で、健全な市民運動のために、また市民の間の相互信頼のために、市長さんはこのような市民運動があれば、このような方と積極的に対話の機会を持たれて、具体的なことをされてしかるべきではないかと私は考えておりますが、この点市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

さらに、政治不信、相互不信の行きつくところ、また政党の激化するところ、市民の平穏な生活の隅々までわたってきますと、隅々まで及んできますと、非常に市民の方のいろいろな生活にマイナスの部分が出てくるわけであります。これも私の経験でございますが、この市民の、日野市の市民の運動をされている、文化運動をされている方がいかに政党間、政治、たとえば具体的に言いますと、政党を担う議員さんの中で、どのように運動していったらいいかということを悩みながら、進めている現実もあるわけでございます。これはマイナスの面であります。極端に言います

と、市民相互の中の生活が、極端でありますが、政党政派によって、主義主張によって切り裂かれるような状況が現出したのでは荒涼とした日野市が生まれてまいると思います。あの街灯はA、道路の側溝はB、あの道路舗装はCということになったらどうなるか、あの八百屋さんは、この漁屋さんはという状況になったらどうか。大分前のお話でございますが、北九州の三池炭鉱の労働争議がございました。労働争議の末期のときには、公衆浴場の中で、第一組合の方、第二組合の方の御婦人同士が、公衆浴場の中で乱闘があったわけであります。大きく報道もされました。このような危険性がないとは言えないと思います。

さらに青年層の政治行動ー投票率に見ます政治行動におきましても、政治不審を示すようなデーターが具体的に出ているわけであります。ことしの馬場弘融議員の中にも投票率の低下ということが指摘されていますが、私はやはり、このような、いままで述べましたようなこともやはり青年の方に影響を与えているのではないかというふうにも思うわけでございます。その点市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

特に、中央の争いを必要以上に市議会に持ち込んで、対立を激化させることには慎重であるべきであると思います。いわゆる地方自治と政党という古くて新しいテーマと言われている問題でございます。政党がナショナル問題を地方政治に持ち込み過ぎると、それは地方自治を脅かすことになり、その反対に地方政治が自治に固守し過ぎて、政党性を無視することがあれば、国家の成立がしにくいという問題が起こる、この対立的な要素は今後の課題であるとも言われているわけでございます。

したがいまして、市の健全な世論形成を行うことは、市議会の重要な社会的な役割りであると私は考えます。したがいまして、信頼して話し合える関係、価値観の鋭く対立する中を、話せば話すほどわかる人間関係を築くことに全力投球すべきであると思いますが、その点市長さんのお考えをぜひ、お聞きしたいと思います。

ここに岩波ブックレット、という本がありますが、この中で、女たちは核兵器を許さないというところで、関谷綾子さんの体験が載っております。私も厚生委員会の一人として、広島の平和記念資料館を見させていただきました。この方の体験ですが、「私の心の中にしっかりと広島が座した日、あの日は私の出発の日であった。一九七一年の夏のことである。広島記念資料館の中で、私は一緒にいただれとも離れて孤独者となっていた。言葉にならぬ思いが重く私の心の中に沈んでいった。写真、遺失物、遺品、二十五年を経たその日にもそれらの物が見る者に語り叫んでやまない。その声を心に受けとめながら、私はしっかりと何かに出会った感動を経験していた。そしてそれは、その日までに歩き通してきた私の生涯の道の最も忘れがたい、一齣と相呼応して、いつまでも鳴り響きやまなかった。たくさんの陳列品の中にぼろぼろ

になったいくつかの学生服が鉄わくでつくった人形にきせてあった。肩も胸も焼けこげ、ひきちぎれ、中学一年、某、中学二年某とその服のぬしの氏名が附され、その人の最期の状況もしるされていた。附近にて被爆、夕刻郊外の家にたどりつき、明日は行かれないから、お母さん、学校へ欠席届けを出してくださいと頼み翌朝死亡。私は胸の中が涙でいっぱいになり、うごくことができなかった。このぼろぼろの服をまとった少年のからだは、どんなにひどく傷ついていたことだろう。血みどろになって、しかし、わが家にたどりついた少年のなにものにもかえられぬ安堵感。どこにもぶつけようのない不安のなかに、胸つぶれる思いであんじつづけた息子の、瀕死の、だが生命ある姿を玄関にみた母親のおもい。そのすべてを、そこに展示されているちぎれた服のなかに感じた」。とあります。私も全く同じ経験をいたしました。

話が少しオーバーになりますが、現在、アメリカ・ソ連の対立の中で、いつ核戦争が起きるかわからないという状況にあるわけであります。この危機の回避することを、やはり政治の原点に置かなければいけないのではないか、この原点を一切の政治行動の出発点にしていく必要がないのではないかと私は考えるわけであります。

そのことによって、アメリカ・ソ連の対立の中に基づく核戦争の危機回避への一歩の責任ある行動につながるのではないかと考えております。

以上、引用文も長くなりましたが、この点市長さんの基本的な政治姿勢をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。（「格調高い」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美雄君）　御質問いただきまして、なるべく私の政治姿勢が理解されるようにお答えをしたいとは思いますけれども、口下手でもございますし、どれだけお答えができるかわかりませんが、できるだけお答えをしてみたいとこのように思っております。

最後に言われました、国際間、その二大超大国の核武装を中心とする対立、これを人間の能力で回避できるかどうか、この点は、それがまた原点でなければならない。このお考えには私も全く同感でございます。これだけ高度な文明を持ち得ている、また高い思想、理念をつくり得ている人類が、この問題で対立が、解決できないということであるならば、まさに人類は余り期待されるほどの価値がなかったといいますか、あるいは力の支配によって、未来をなくされてしまったと、もうこう解すべきかと思います。そしておっしゃる御趣旨の中心は、やっぱり私どもが日ごろ振興し強調をしておりますところの憲法ー日本の新憲法の理念だとこのように理解いたしますので、したがって、その観点におきましても、きわめて同感できる立場にある。このように感じております。

そして、地域社会にその問題を当てはめてみますとき、いわゆる私は自治という能力、あるいは政治理念、人間がつくり得ている、いまのところの最高の思想といいましょうか、人間の関係を未来に可能性をつくり出す大きなものだとこのように思います。

そして、人にはそれぞれ帰属意識というものがあるわけでありまして、家庭でありましたり、それからまた学校の友達でありますとか、いろいろな所属する集団が、あるいはいろいろな形があるわけであります。私は自治体というのはそういう場だと、このように思うわけであります。つまり一個の市町村、これはまさにみんなが帰属できる一番の地域社会の制度というものだと思っております。

ですから、いろいろな思想、信条、お立場の方も、そのまた憲法で保障される自由もありながら、一方に民主主義という人間間を律すると申しましょうか、そういうものによって理解をし合う、相互を認め合う、こういうことがなければならない、それがまた別の言葉で言えば、ふるさとであり自治体の姿でなければならない。このように考えますので、市民憲章やそれから基本構想はそういう原点、思想のもとに組み立てられてあるとこう思っております。

今日の世上と申しましょうか、とにかく御指摘のあるような厳しい対立の面もあるわけでありますけれども、とにかく共存しなければならない。これはもう言うまでもないお互いの生活原理でなければなりませんから、そういう意味で、特に地域としてのわれわれの町、自治体、この場は気持ちの上で豊かでなければなりませんし、また明るくなければならない。あるいは美しくなければならない。思いやりがなくてはならない、それよりもやっぱり平和でなければならない。こういうお互いの理解が成り立つ中心課題があるはずであります。それがなければ、砂漠のような社会と言わなければならないと思います。

そういうふうに考えますと、御指摘の趣旨、そう疑問を持たれる余地はないように思っておりますけれども、そのように御理解をいただければ幸いだと思っている次第であります。

ともに生きるとか、あるいはどんな生活を送っても何とかお互いの相互信頼といいますか、人間としては相互信頼がある、そこに自由もある、これがやっぱり民主主義というものだと思いますし、地域社会、自治体こそ、まさにその民主主義の学ぶ場である学校でもある、子供の教育から始まりまして、すべての人と人の交流、この関係で、相手を理解し相手を尊重するということが、やっぱり大変必要な原則だと思いますので、まさにそれが教育の場に必要である、それからわれわれの日常生活のことに関係においても必要である。そういう共通して自然を守るということにそう異論のある方もありませんし、それから美しい町をつくろうということにも異論のある方もないわけであります。そういう環境の中で、お互いの連帯感が生まれ、自治が成り立つ。それから、

今日のこの交流と言いましょうか、参加と言いましょうか、こういう関係の自治参加あるいは連帯、こういうことが、先ほどお話のありましたお祭りでありましたり納涼の盆踊りの大会でありますとか、こういうまた、自治会、自治会の行事にもなってくる、そういうものだと思っております。

もう少し、まとまった答えが、お答えしたいわけでありますけれども、要するに、われわれの行政はどのような立場の市民の方にも公平、平等にお互いの恩恵が分かち合える、信頼し合える、こういうことで、成り立たせることが、行政の基本姿勢である、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　夏井明男君。

○十六番（夏井明男君）　日野市の最高責任者として、日野市民に大きな影響を与える立場にある市長さんでございますから、特に自分の意見とは違う、むしろ正反対の意見のお持ちの方を大切にされる努力をしていただきたいと思うわけであります。それが日野の市民のいろいろな各層の方の信頼を集めることになり、市政の運営についての信頼を増すことに通ずると思います。

さらに、日野の市民の中に、相互の人間的な信頼を損なうような運動が残念ながら出てまいりましたならば、市長さんは積極的にその方と対話に飛び込んで、信頼の基盤づくりに汗を流していただきたいと最後に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって四の三森田市長の基本的政治姿勢を問うに関する質問を終わります。

ちょっと質問に入る前に資料を事務局をして、質問者の資料を配付させます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後六時　五分休憩

午後六時二十分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

五の一、増税に反対し、減税を求むについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

〔六番議員登壇〕

○六番（古谷太郎君）　大変貴重な時間をお与えくださってありがとうございます。ただいまは、夏井議員さんの高邁なお話でございますが、私の場合は至って現実的な話でまことに恐縮に存じますが、よろしくお願いしたいと思います。

ただいま議長が言われましたように、減税、増税に反対し、減税を求むる立場から質問したいと思います。時間の都合上ございますので、特に新しく家を持たれました、家屋、宅地をお買いになった方々、またこの十年新しい団地なり、あるいはまた貸し家

なりにお入りになった方々の立場と苦しみ等を踏まえまして、質問したいと思うのであります。

私どもが、きのう私のところに全国市議会句報これが入っておりました。これを拝見しますと、全国の五十七年度の富裕団体、富裕市町村は四十二であると書いてあります。しかも、五十六年、五十七年にわたって富裕団体と認められているのは、全国の六百五十一の市の中で、二十六市に過ぎないということが明らかになっております。いかにわが日野市が富裕であるか、この数字を見ても明らかであります。先日、私どもに配付されました五十六年度の決算書、その報告によりますと、市税の調定額は百五十一億円を超えております。そして、しかもその収入済額は、百四十七億二千七百七十三円、驚くことに富裕団体であった五十五年度よりも、十七億九千七百七万六千二百五円の増収であります。私どもはこの実質増収、これを実質増税と言わざるを得ないのであります。所得が上がる。土地や家屋の評価を上げる。そのことによって収入がふえているのであります。この結果を踏まえまして、決算では貯金の総額が四十八億三千六百八十二万三千円となっている。しかも、その上に実質的に税金の余りが剰余金として、六億九百五十八万円余に達しております。しかも市税の滞納未済額四億は含まれておりません。私どもがいただきましたこの事務報告書五十六年度これによりますと、ここに八十五ページに日野市の基準財政収入額、いわゆる普通の市町村の場合として計算した

場合に十四万都市としては、どのくらいの税金が入るのが基準であるか、標準であるかが出ております。それによれば日野市の基準財政収入額は九十七億九千八百六十四万七千円であります。また、富裕費の基準、これはもう富裕費の基準金持ちの市だという基準を、これをもって逆算しますと、市の税金の収入額は百三十億六千四百八十五万二千円、これ以上は富裕団体であります。わが日野市は、五十六年度決算において、実に二十億七千二百八十二万四百三十六円の富裕団体としても収入ォーバーとなっているわけであります。私どもに配付された五十六年度決算を見る限り、日野市の税金収入は日本一富裕都市ということを明らかに示しております。

しかし、私は思うのです。この豊かな市の台所の反面に住宅ローンを払えないで大変苦しんでいる市民のあることを知っております。また、昭和五十年以降新築された日本住宅公団、都営住宅、また市営住宅もそうでしょう、あるいは民間の住宅貸家の家賃が地代が非常に上がってその支払いに悩んでいらっしゃる方もいるに違いありません。私ども政治を担当するものとしては、少しでも苦しみ悩んでいる人たちの負担を軽くしたい、何とかしてあげたい、このように願いたいのであります。この市民各位の苦痛を少しでも減らしたいという立場から私は増税に反対して、減税を求むるという表題を掲げたわけであります。

三月の議会にも、私は市民税の所得税の減免をしてくれということを訴えました。これは市長さんにも、もう通じていると思います。今回は所得税の面ではなくて、いわゆる固定資産税都市計画税について、特に新しくうちをお持ちになった方々、高い家賃にお入りになった方々に対する対策をお願いしたいのであります。このような苦しい中において政府は、やはり赤字財政の中でも減税をしているのであります。その点についてひとつまず所得税の面では新しい家を買いローンで苦しんでいる人に対しては、どのような政府は施策をしているかを市民部長から説明願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　市民部長です。ただいまの御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

御質問は所得税の関係で新しく家を持たれた場合はどうなのかという御質問でございます。所得税の面におきましては、住宅取得控除というものがございます。これは三年間を限度といたしておりまして、一万七千円の定額控除でございます。それと住宅ローン控除三年間、これも三年間でございますが、限度額が三万円でございます。所得税の面では、そういう措置が行われておることをお答え申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ありがとうございました。いま市民部長さんの御説明によれば、あの赤字財政の中で政府は新しくうちをお持ちになった方々に対して、住宅ローンがない人にすら一万七千円の所得税の税額控除を行っている。持っている方には毎年三万円を限度として、ローン支払いへの金額の控除を三年やはり行う、こういうふうにお話がございました。これを見ますと、御承知のように十五万円近く税金をまけているということになるわけであります。このほかに私の聞いたところによれば、都市計画税についても、地方税法の中で、政府は減税をするようにという命を下しているようでありますがその点について御説明を願います。市民部長から御説明願います。固定資産税です。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えをさせていただきます。

ただいまの御質問は、固定資産税につきまして、減免の措置をしていることについての御質問でございます。

そのことにつきまして、お答えをさせていただきます。前置きはさておきまして、年度から入っていきます。昭和四十八年に地方税法の改正で新たにこれは条文を申し上げますと、三百四十九条の三の二という条文でございますが、この条文が昭和四十八年に追加をされました。これの内容はいわゆる宅地の関係でございます。つまり、いわゆる住宅の床面積の十倍を限度といたしまして、一つの課税標準を定めるわけでございますが、まず百六五平米、失礼をいたしました。いま百六十五平米は家屋のことでございま

す。（「はい」と呼ぶ者あり）訂正をさせていただきます。つまり、住宅の床面積の十倍に限りまして、二分の一の減税をいたすということでございます。それから、さらに翌年の昭和四十九年にまた地方税法の改正がございまして、小宅地の緩和が減税がございました。つまり二百平米以下の土地につきましては、四分の一の課税標準とするということでございます。つまり、二五％ということでございます。（「四分の一ですね」と呼ぶ者あり）はい、そうです。それから、それが宅地でございます。

それから、さらに固定資産税の中に家屋がございますが、百六五平米以下の家屋に対しましては、いわゆる二分の一という課税をいたすわけでございます。これは新築家屋でございます。（「はい」と呼ぶ者あり）それで、これは三年を限度といたします。（「やっぱり三年間」と呼ぶ者あり）そういうことで固定資産税の減額がなされております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ただいま市民部長から報告がありましたように、家屋についてはやはり三年を限度にして半分に税金をする、地元税法第十六条。それから宅地については、二百平方メートル六十坪までは四分の一、さらに家屋の面積の十倍までは半分にする、こういうふうに大減税をこれはもう永久に減税をしておるのであります。たとえば三十坪のうちならば、はっきり申し上げまして、三百坪までの土地については、半分以下にするわけです。四分の一と二分の一の税率でいいとこのように大きく減税措置をとっております。しかし、いまお話のようにこの家屋は、いずれにしても所得税の面でいきましても、あるいはまた固定資産税の面でおきましても、三年が限度であります。ここに大きな問題が発生するわけであります。私どもは、三年でまだ住宅ローンは返し切れません。まだまだなかなか十年、十五年かかるわけであります。しかし、いまの政府ではこれ以上のことはできないんだというぎりぎりをやっているわけであります。税収不足赤字の中でも年間約二兆円という減税を実施して、市町村にその見返りとして、地方交付税を九兆円出しているのであります。これ以上減税すれば、この地方交付税をふやさなきゃなりません。ところが、財源がない、もうすでに本年度予算でも九兆円の財源がない、この全国市議会旬報によれば、七兆しかない。二兆円は借り入れで賄おう、地方交付税を。そういうふうなことを言っています。ですから、もうこれ以上まけろといっても無理であります。ところが、政府としては、命令できないのは都市計画税であります。都市計画税というのは、市町村独自の勝手な税金であります。極端なことをいえば、市町村長さんが考えて取ろうと思えば取る、取らないと思えば取らない税金であります。これについては口出すことが自治の侵害になりますからできません、政府としては。ですから、一般的にいえば、都市計画税は全く減免対象には現在、日野市ではなっていないのであります。

先日、私どもは飯山議員さんたちとともに山口県岩国市の福祉施設の視察に参りました。そのときに岩国市においての市勢要覧を拝見しました。固定資産税は日野市より千分の十四、岩国市は千分の十六となっております。ところが、その反面都市計画税は取っておりません。取らない。これは、私は、しかも岩国市は新興都市であります。日野市と同じようであります。戦後急に人口のふえているところであります。しかも下水道事業、その他については非常に力を入れています。岩国川の清流、ちょうど浅川みたいな川ですが、実にきれいな川でした。うらやましい限りです。河口では、あさりがたくさんとれるんです。そのあさりもごちそうになったんですが、しかし、全市からは都市計画税を取っておりません。白い蛇すらおりました、町の真ん中に。これは、ある意味では、いわゆる地方税の減税を岩国市独自が行っているということになるわけであります。たとえば、私はいま資料を差し上げましたが、ここに日野市の例、これは私のうちであります。私のうちの例を出しました。これは、先日縦覧のとき拝見した数字であります。縦覧のときに私がいただいた数字であります。この数字によれば、五十七年度のこの二百平方米六十坪の宅地に百平方メートル三十坪のうちをつくった場合、一番これは有利なんですが、日野市では、年間固定資産税、都市計画税合計しますと、八万四千三百三十円私は納めるのであります。もし、これを岩国市のような例に切りかえて計算してみました。そうしましたら、六万一千二百円で済むわけであります。ですから、いま申し上げましたように岩国市ではこの面から、いわゆる減税を市民の負担を少しでも少なくするということに踏み切っているなということがわかるのであります。それで、もしいま地方税法第十六条、それから部長が言われました三百四十九条の三の二ですか、要するに固定資産地方税法を三年というんじゃなくて、都市計画税にも適用した場合には、六万四千五百二十五円〇三という税額が算出されます。私どもこれは一つの例でございますが、また同じように私がいま住んでいるうち、実際に住んでいるうち、このうちを計算してみますと、日野市の課税額は三十八万九千二百五十円であります。私のいま自宅に対する税金はもし、岩国市に私が住み、同じだけの評価の土地と家に住んでいた場合には、三十万九千四百四十円、約八万円日野市の方が高いわけであります。私はこういうふうな例から考えます。たくさんの新しい住宅、貸家、少なくともあの狂乱の昭和四十八年、四十九年の物価の高騰時代以降につくられました住宅に対して、十分なる配慮を税面でもしなければいけないんじゃなかろうか、このように考えているのでございますが、市長さんの見解をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美雄君）　できるだけ今日のこの税の重圧から国民・市民を少しでもゆるめたいという願望があることは、

これは当然だと思いますし、われわれもまたそれを十分背景として考慮しなければならないことは申すまでもありません。

しかし、いま御質問のいわゆる岩国市との比較ということにおきましては、ちょっとわれわれとそういう論理は成り立たないんではなかろうかと、こう思うわけであります。特に随意の課税だと言われます都市計画税は、三大都市圏という範囲で地方税法が認めておるものでありますから、（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）岩国市はその範囲には入らない、こういうふうにいえるかと思っております。いわゆる、地方都市と申しましょうか。岩国市も大いに発展をしている町には違いありませんけれど、おのずからやっぱり評価も違う、そういうことも基本的にあろうかと思っております。そのあたりにつきましては、また市民部長からお答えをするようにいたさせたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま、三大都市圏だから都市計画税が取れるんだとこんなお話がございました。私はもう腰抜かしちゃったんですが、（笑声）税法を専門の市民部長のお答えを、それじゃ九州では取れないんですか、私の記憶では、少なくとも都市計画を持っている都市は取っていると思いますが、どうです、全国一律だと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　お答えを申し上げます。

ただいま市長がお答えをした都市計画税の関係は、ちょっと考え方をちょっと、いわゆる農地課税の問題をいま発言されたように思います。（「でしょうね」と呼ぶ者あり）そういうことで、そのように訂正をしていただきたいと思いますが。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いや、いいんです。これは都市計画税は全国どこでも取れますやる気になれば決して。

そこで、実は私はなぜこんな質問をしているかと言いますと、かわいそうなんです、払っている人が、とにかく宅地と住まいというのは不可欠なんです生存上ある限度は、ゼロじゃどうしょうもないんです。しかも現在の都市計画税の税制というのは、日本が敗戦の後、占領軍によって命ぜられたいわゆるシャープ勧告と称する命令によってできた税制であります。この税制によって、占領下の日本で昭和二十四年に制定されたものであります。税率も同じであります。いわゆる占領軍の経費を賄う、敗戦後の終戦処理を行うために占領軍がマッカーサー命令として出したものであります。ですから、政府としては、昭和四十八年、四十九年、いま市民部長が言われましたように、この税制に大ナタをふるって個人の宅地、個人の住宅については、最小限六十坪の宅地と三十坪の家、これがまあ最低のシビルミニマムだということで、減税を断行したのであります。その上に住宅ローンが始まった。これもいかん、残念ながら昨年から非常に苦しい財政になっていま

す。これ以上継続がむずかしくなってきたということも事実なんです。私は、市町村の行政というのは、市長さんもやっているんですけれども、二つあると思うんです。その市独自の仕事、これをどんどん進めていく、日野市の場合は緑と清流、これは一つの大きな柱であります。もう一つは、国の行政を補完する、補うこういう方法であります。たとえば幼稚園児の補助金、学校教育費の少ない点、学校建築における超過負担、これらは補完行政と見なされるわけであります。日野市においても何百という補完行政を歳出の面ではやっているわけであります。歳出の面ではやっております。たとえば老人医療費の六十五歳以上は無料にする。これは、国、東京都への補完行政であります。当然であります。これだけの富裕町村がやらなきゃどこができます。しかし、その上にわが市としては、これだけの富裕であるから、今度は税収、収入面でも補完しなきゃいけないんじゃなかろうか、こう思うんです。国は三年以上はできないから、三年で打ち切っているわけであります。それなら日野市があと十年、住宅ローンがなくなるまでこれを補完してやろう、歳入面で、苦しみを少なくしてやろう。こういうふうなお考えを市長さんはお持ちになれないでしょうか。その点市長の御回答をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美雄君）　先ほど農地課税のことをちょっと間違えたわけですが、いま御指摘のことにつきましては、その前段でお答えしましたとおり、市民の税負担をなるべく軽減をする、国の補完的な役割り、これもあるわけでありますけれども、前提として言われます、たとえば固定資産税の三年間の評価を減ずること、あるいは伴って家屋につきましても、同様の措置をとられるということ自体は、これは自治体が、つまり市町村が本来ならば受け取るべき税額を国の法律によって減額をしておるということでありますからして、結果におきましては、市町村がやはり減額の分担を補っている、こういうふうに解してもよろしいんではなかろうかというふうに思います。したがって、そういう意味におきまして、補完的なこの施策ということは、ちょっと税制上余地がないではなかろうかと思います。具体的なことにつきましては、市民部長からお答えをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　ただいま、政府がやっている所得税、宅地、家屋に対する減税措置に対する穴埋め、これは政府が地方交付税の中に含めて各市町村に支出しております。ただ日野市のような特例です。特例の場合には、特に富裕の場合には交付税の中に含めてはおりません。これはやむを得ないんです。富裕団体の基準よりもさらにまた二十億もたくさん入っているんですから、日野市の減税によって市民が得る金額は約五億円であります。約五億であります。これだけ減税してくれれば、住宅ローンの人も住宅ローンがなくなるまで、安い税金でできるわけです。ここの私のこ

の表にのってますように、もし、これをしない場合には、いいですか新しくうちをつくった方の税金、日野市の場合の八万四千円余は四年目からは十二万円近くなるわけであります。十一万九千六百十円、まだ住宅ローンも残っているんです。大変な苦しい時代に赤ちゃんも生れだす、そういう時代に三万円以上の税金が上がってくるわけであります。また、岩国市の税制の計算でいきましても、いわゆる四年目からは十万円となります。また、例三のいわゆる政府の施策を応用していたものがなくなったという場合にも十万七千八百六十五円、これは岩国方式を適用するんじゃなくて、いわゆる地方税法の三百四十九条、及び付則の十六条を適用した場合であります。このように四年目からは大幅な増税になるわけであります。こういうふうに関する限り私どもは、本当に何とかしてあげたい、こう言わざるを得ないのであります。私はいま市長さんから事務的な報告を聞きまして、残念なのであります。義務であります。税制がこうなっているからそれ以上しません。それならば、なぜいわゆるわれわれの法律に書いてある、七十歳以上は今度は老人医療の無料化ではなくて、お金を取るんだとか六十五歳以上は取るんだというのをあえて六十歳に切り下げる、これもおかしいじゃありませんか。私はちょうど美濃部さんが東京都知事の時代に都議会に在席させていただきました。美濃部さんは勇気がありました。たとえば無認可保育所の助成、これは憲法違反だと、もちろん法律に違反する、確かにそういう面があるんです。個人への補助ですから、あるいは宗教団体へも補助しています。いわゆる大憲法論争をまき起こしたことは、皆さん方も御承知だと思うんです。昭和四十三年。しかし、美濃部さんは断固として受けつけませんでした。政治というのは気の毒だと何とかしなきゃいけないときにやるのが政治家なんだ、突っぱねたのであります。私はこの美濃部さんのやり方について、なるほどあの人もおとなしそうだがなかなかやるわいと思ったんです。いま憲法違反であり、法律違反であると言われている無認可保育所への助成は、全国市町村にわたっているのであります。これは役人は美濃部さんのときも局長、部長は断然反対であります。あたりまえなんです。法律違反、憲法違反のことを知事にやらせたら、役人はその職を全うしないと言い得るからであります。しかし、美濃部さんはそれを強行いたしました。私はいまのこの減税の問題は決してそれほど強いものじゃないのであります。すでに法律では、新しくおうちを建てた方、あるいは新しく貸家をつくった人、できるだけ税金を安くしなさいと命令をしているのであります。その命令をしているということは、ですが、残念ながら三年以上はできないんだと、こういうことです。それならあともうちょっと、日野市がプッシュしてやろう、これは法律違反でも憲法違反でもありません。できないことはない、どうかひとつ私ども政治を担当するものとしては、何としてもこのような市民の中で悩み、市民の悩みいろいろあります。先ほども障害のお子さ

んをお持ちの方の悩みを聞きました。いろいろとあると思うんです。その悩みを少しでも減らして差し上げることができれば、われわれ政治を担当する者としては本懐であります。政治家の本懐というのはこの喜びではなかろうか、私は思うのであります。そういう意味でぜひひとつ市長は行政官、それも結構であります。行政官としての仕事これももちろん市長の仕事でありますが、ひとつ政治家になられんことをぜひお願いしたい。

先般、日野市の企画部がつくってくれた書類を、財政状況をちょっといただきました。この八月自治省に日野市が出したわけであります。昭和五十七年度日野市の基準財政収入額、これは百三億三千十万円であります。しかし、実際に入ってくる収入予定額、入ってくる税金は、何と五十四億円以上多いんです。百五十七億四千三百二十万円、これは自治省への報告であります。日野市の報告であります。これだけ多い、このことが明らかであります。どうか私は去年非常に豊かであり、積立金が十三億もふえ、繰越金も六億あり、なおかつ、いわゆる税金の未納分が四億以上ある。こういうふうな中で、さらにことしの報告がもう基準財政需要額が百三億で、入ってくる税金は百五十七億ですよという報告を出しているんですから、非常にもう豊かだということは明らかに示されております。私はひとつ何とか、この歳入の面、税収の面でも日野市政が少しでも補完行政、国のできないこと、東京都のできないことを補うようにしていただきたい。このことを強くお願いいたしまして、第一点の増税に反対し、減税を求むるを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって五の一、増税に反対し、減税を求むに関する質問を終わります。

五の二、国庫補助金の交付制度を活用せよについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。

続いて、五の三、緑と清流を守れ、五の四、予算編成とその執行の姿勢を正せについての通告質問者、古谷太郎君の質問を許します。古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　実は、時間がだんだん過ぎてきますので、この三つを一緒にして質問させていただきたいと思います。皆さんお疲れだと思いますので、二、三、四は一括いたしまして、総合的にやってみたい、この思っております。

日野市緑と清流、ただいま板垣議員さんからもお話がありました。大変それは本当にそうなんです。日野の特色といったら清流と緑しかない、もう一つある温かい心がありますが表向きは清流と緑、これは目で見るやつです。感ずるやつ、これがあるわけです。日野市の中には御承知のように十数本の清流が流れております。御承知だと思いますが、浅川の上流は平山用水、川北用水、ずっと上から入っております。途中南平用水、高幡用水、いろいろ入っております向島用水とか、もう一つは、美しい流れである多摩川、秋川から二つの大きな用水が入っています。日野用水であります。日野上堰用水、ここは上堰用水

いただいたのであります。そうしましたら、別表の二の方に載っているような数字が出てきたわけであります。昭和五十年から七年間、はっきり言いますと、昭和五十一年三月から昭和五十七年、ことしの三月に取った資料がこれになるわけであります。この数字で見る限り、この七年間日野市の用水、日野市の川はひとつもきれいになっていないといっても過言ではなかろうかと思うのであります。実に残念な数字であります。やはり統計日野に示された数字はくやしいけれど、認めないわけにいかないんです。私はいやなんです。私のふるさとの川が汚れている。そんなことをここに書かれて皆さんに発表する、他の市の人も見る残念であります。見てもらいたくない、いわゆる、恥であります。しかし、事実はこのようであります。これを一つずつこの検査の個所を追って皆さんに申し上げるなり、また質問の材料とするのが正しいんですけれど、これはとても時間が許しません。そこで、私は、日野市の上堰用水だけを例にとってやってみたいと思うのであります。この資料によればです。上堰用水の入ってくる東光寺のところの水はB・O・Dでことしは四・九であります。それが流れ下だって市の衛生処理場の北側の根川のところへ行きますと、四・九の水は一一となって、B・O・D一一という形になって多摩川に入っております。これはことしの例であります。過去七年間の平均でいえば、B・O・D六・八であります。それが一三・四という汚れた水となって多摩川へと落ちているのであります。これ

の方の側になりますが、甲州街道からの南側を通ります。上堰用水は、東光寺のずっと先から入っております。それでずっと流れまして八坂神社の下を通ります。ずっと流れて下流へ行きまして、最後には根川へ出ます。もう一つは下堰用水、これは東光寺のお寺の下から多摩川の清流を入れます。これを下堰用水といいます。いずれもそれは私のうちの裏の方、いわゆる甲州街道の北側を抜け、万願寺、万願荘を抜けて、やはり同じように下流に下っていきます。最後にいわゆる上堰用水と合流して根川に入っております。ところがこの用水について私どもの知っている限り、私どもが小学校のころ、この用水で顔を洗ったのであります。用水の水でお米をといだのであります。そして、毎日のようにこの用水を遊びの場として育ってまいりました。特に南平の用水清水であります。美しい用水が南平のお寺の下を流れております。しかし、この用水は、昭和四十年を境として、汚され始めました。日本の経済成長、都市への人口の集中、いわゆる無防備な日野用水は無残にもその美しさを失ってきたのであります。

実は、ここに統計日野があります。この統計日野は、私どもの知っている範囲で、一年にたった一回ですけれど、三月に日野市の用水全部じゃありません。いわゆる下堰用水は全然検査してないんです。上堰用水はちょっと検査してます。いわゆる用水の検査をここでしているのであります。この数字、一年に一回の数字を、昭和五十年からの数字私が調査いたしました。公害課からはこの数字が示しているのであります。それで、この流れをひとつ追ってみたのであります。そうしますと、この上堰用水は次の地点で検査しているのは、第一小学校の前であります。北側であります。そして、ずっと流れて上田、宮を抜け、上田用水に宮をはずれ、下田万願寺の西側のところで、別府神社の前で合流して薄められております。ですから、ことしの場合を申し上げますとB・O・Dが四・九で入った水は、B・O・Dことしの場合に恐るべくB・O・Dで五三PPMとなっているのであります。五三というのは皆さん御存じでしょうか、いかなる生物も植物も生存不可能であります。この嫌気性微生物だけがわずかに生き残れる程度というのであります。同じようにSS、SSというのは聞きましたならば、ごみだという入っている有機物のごみだそうであります。これが、いわゆる一〇PPMであったものが四二PPMとなって別府神社の前、宮でこのように汚れてまいります。それで上田の用水に帰着されるわけであります。しかし、帰着されましても、上田用水は汚れたまま新井を通り根川に入っております。上田用水はどのくらいかといいますと、六番の町屋バス停前と書いてあるところで見れば、五十六年でわかるんですが、そう汚れておりません。ですから、そういう意味では、日野上堰用水は、日野駅からいわゆるオリエント時計のあたりまでの間に汚れ尽くされた、ということがいえるわけです。あの辺までの間に非常に多い、これは明らかであります。しかも、もう一本の流れは上堰用水は真っすぐ行きまして、万願寺のお稲荷さんの前へ出ております。あそこへはこの旧市役所の辺の汚水が入りません。そちらへ行くのは、それの方が幾らかきれいであります。万願寺稲荷神社北側、これは四番で検査しておりますが、ことしの場合は四・九PPMが一二PPMであります。別府神社が五三PPMですから、はるかにそれから比べればきれいといえます。しかし、一二PPM、B・O・D、SSいわゆるごみはほとんどふえておりません。ですから、一〇PPMが一一PPMであります。ことしの場合であります。七年間の平均を見ましても、別府神社の前というのは、大変に汚れていることがわかるわけです。皆さんも御承知のように東京都の水質基準、多摩川、浅川五PPM以上の汚水は入ってはいけないと言っております。これはなぜかといいますと、五PPM以上になりますと、フナやコイや、もちろんアユ、ハヤはもちろんです。正常な生存が不可能であるというのは、東京都の水産試験場の生物指数であります。生物指数というんだそうであります。市では書いてございません。魚でありますから。ですから、大変なことになっているわけであります。このような極端な水質の悪化、しかも、日野用水だけではないんです。この表を見ると、浅川の南側ももっと汚れている場所が多いのであります。しかも、七年間検査の結果、何らの前進も検査の結果ではされておりません。この資料によればされていない。見た目は別ですけれども、とにかく科学的な数字は、この統計資料が正しいと

見ざるを得ないのであります。私は、ここにいつも思うのです。日野市にはりっぱな条例があるんです。昭和五十年十二月二十七日、条例第四十四号日野市公共水域の流水の浄化に関する条例、これに書いてあります。これによりますと、公共水域というのは、要するに用水、河川ということになっております。そして、この三条には市長の基本的責任というのが明らかに示されております。市長の基本的責任、どうしてもしなきゃいけないというやつです。それには、第一項に市長はあらゆる施策を通じて市の公共水域、すなわち河川、用水路、用水の流水の浄化に努め、市民の快適な生活環境を確保しなきゃいけない、あらゆる施策を通じてと書いてあります。この条例は、第二項には、市長は公共水域の整備を行わなければならないと書いてあります。私どもは、この条例が施行されてもうすでに七年になっております。満七年。

先ほどの統計日野が示すように、水質の汚濁は全く改善はされておりません。調査番号の五番に示されているように過去七年間のB・O・Dの別府神社前の平均は、三四・四PPMですが、ことしの調査では、五三PPMであります。このようなことは全く残念であります。そこで、ひとつ市長さんにお聞きしたいんです。条例は市長の基本的責任を明確にうたっております。私はどうも市長さんは、この条例に違反しているんではないか。この数字が示す限りは、そう言わざるを得ないんです。決してその違反していいというわけじゃありませんけれど、どうして、この条例は、

御自分でつくった条例であります。なぜ実行にしない。

それから、第二項の公共下水道、私が町長の時代につくりました多摩平の下水道及び昭和四十三年にできた日野団地の下水道、公共下水道、これ以外に一メートルもできていない。公共下水道というのは、住みやすいようにしなきゃいけない下水道であります。はっきりいえば、家庭から、住まいから出る生活排水を受けてそれを処理するための下水道を公共下水道といいます。雨水も含みます。都市下水路は用水路みたいなものなんです。雨水を集めるものが主であります。その公共下水道をつくれとこの条例は明らかにうたっている。少なくともこの七年、私どものいる限り、昨年度においても公共下水道が一メートルもできていない。そのための努力はされていない。ことし初めてわずかな公共下水道ができております。それはなぜか。多摩市に追われて、落川地区にわずかに布設を始めたということになるわけであります。市長のひとつお考えを、なぜこのような七年間、八年間の行政をなさってきたか、教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美雄君）　指摘されている趣旨は理解するわけでありますが、その間に日野市は人口がふえ、また市街地が広がり、いろいろな意味で水質を汚濁する要因が進んだのであります。それから、かっていまお話の公共下水道をつくることの基本になる基礎からの調査、これはなかったわけであります。それ

をいま行政のレベルに乗せて、そして国から事業認可を取り流域下水道という形で前進をさせつつある、ようやくここまで到達をいたしました。引き続き進めると、いまのところは言わざるを得ないかもしれませんが、できるだけ早く日野市全域の公共下水道計画の認可も取ろうという手続を進めておることも御承知のとおりであります。一番基本的に努力をしなきゃならない、しかも一番大きい事業であるのが申すまでもなく水を清くする手段としての下水道、まさにこれであります。そのことに努力をしているということも市民の皆さんには御理解がいただけると思っております。

しかしながら、その過程におきまして、いろいろな暫定措置もとらなければなりません。その精神をいわゆる御指摘の公共水域の流水の浄化に関する条例の中に込めております。行政の責任もあります。また、市民の責務にもお願いをいたしております。ようやく年間通水をするとか、それから、谷地川の改修に伴って多摩川から直接取水のできる時期も遠くないと思っております。現在の浅川、多摩川特に谷地川における日野用水は、まさに都市下水そのものを受け入れているといっても仕方のない状況であります。市民の方にもずいぶん努力お願いをいたしておりますが、恒久的な抜本対策としては、年月を要しますけれども、着々と進んでおるというふうな御理解をいただきたいわけであります。また、暫定的なことにつきましても市民の御協力をいただき、年間通水

を行うことによって実績を上げたい、このように努力をいたしております。御指摘のこの資料の材料の採取ということについての問題もまたあるかもしれませんが、特に指摘のされておりますところの範囲、これもまさにいわゆる甲州街道日野駅周辺の生活排水を受け入れる場所でもあります。多分御指摘のあるであろう旧庁舎からの汚水ではないということは、はっきり申し上げられると思っております。それはなぜならば、あそこの排水は、○・五PPMです。これはいま人が使っておりませんから、まさに水道の水が放流されているわけであります。そういう意味におきまして、原因はかなり明らかであります。（「原因は何です」と呼ぶ者あり）今後の努力によって、また市民の御協力によって暫定的な措置と抜本的な措置の二本立てで日野市を清流の町にすると、これはまさに不可能ではないこのように努力を進めておるところであります。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　市長さんもお疲れのようですから、あれですけれど、それは原因は、大きい原因というのは台所の家庭用の排水と、いわゆる簡易バッキ式浄化槽です。この間申し上げましたような三菱銀行の支店のようないわゆる浄化槽、家庭の浄化槽、これはもうどなたもわかっていることです。旧市役所はかなり大きなものをつくりましたから、かなりいいわけなんです。ただ、昭和二十六、七年という非常に古いときにつくったもので

すから、もう能力はなくなっております。でき上がったのが昭和三十一年ですか。

それから、次に聞きたいんですが、水質の調査を年一回しかやってない、おっしゃっている。確かにそうなんです。十カ所、これ十カ所どのくらいですかと聞いたんです公害課で、幾らかかるんです。環境センターでやってるそうです。五十六万七千円だそうです。一年にお払いするこの検査料、私はこの検査をもっとふやすべきだと思うんです。年四回ぐらいは、春、夏、秋、冬ぐらいは。それから、もう少し個所もふやしたらどうでしょう。下堰用水は日野用水は一つもはかってない、平山用水もはかっていないです、これ見ると、いろいろありますけれども、あるいはまた程久保川ははかっております。この点市長さんどうでしょう思い切って川の水の検査に来年は大盤振る舞い五百万円をお出しになったらどうですか、（笑声）五百万円、そうすると十回ふえるわけであります。百カ所できるというんじゃない、四回ずつやりますと二十五カ所できる、春、夏、秋、冬、この点市長さんいかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　話はちょっと別でありますけれど、前回の台風によって、それぞれの用水の取水口が土砂に埋められております。したがって、いまのところ秋の水田のための取水はそう重要ではなくなってはいますけれど、いま言われるような市内の用水の水が不足しております。いまの流れはまさに家庭の雑排が流れになっておる、こういっていいかと思います。そこで、きょうそれぞれの関係の部局に強く指示をいたしまして、速やかに取水口の土砂を取りのけてとにかく通水をしなさい。そして、それぞれの特に用水関係から考えますと、台風がまだ南の方に動いているので、あるいはいま土砂を取ってもまたすぐ埋められるかもしらん、こういうことを申しておりますけれど、それはしかしやむを得ない、やっぱり日野市内の用水に水を通すということがなければ、特にまだ暑い日もあり得る時期でもありますからして、ともかくそういう措置をとって、こういう努力は部課の努力として、大いに認めてもらいたい、このようにも考えております。

それから、調査点をふやせということにつきましても、サンプルのとり方というところでなかなかこの数値を出すことのむずかしさがありますけれど、なるべく平均的な数字がとれるようなそういう配慮はいたしたい、このように思います。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　市長さん災害復旧というのは、これはやはり三百万なり五百万なりかかると思います。一千万円はかかるだろうと思いますが、これはやらなきゃいけないですよ。定常的な調査はふやすということですから、今晩はこの程度でやむを得ないと思うんです。

実は、皆さん御承知ですが、昭和四十九年という年は日本にとって重大な年でした。これは、いま住宅の減税を行う、固定資産税の減税を聞き、しかも反面全国に広がった公害を何とか少なく減らしていかなきゃならん、ということで踏み切った年、片方では減税、しかもオイルショックの後であります。大変な年でしたが、政府と東京都は先ほど申し上げましたように、多摩川の水源は市長さん御存じだと思いますが、羽村のせきの上は一ＰＰＭです。一です。Ｂ・Ｏ・Ｄ、一ＰＰＭ以下、これならばアユ、ヤマメは育ちます。正常な生育をするんだそうです。いわゆる生物指数に達するそうです。それから拝島より上流、拝島橋より上流これは御承知のように二ＰＰＭ以上はいけない。二ＰＰＭ以下にしなさい。これならハヤ程度は育つそうであります。正常に。それから拝島橋より下流、ずっと下がって調布のはずれまで世田谷の境まで、そこまでが五ＰＰＭであります。日野市は、ですから拝島橋とその間に入っているわけです。日野市から流れ出ることしの根川の水は一〇ＰＰＭ以下、いわゆる基準の二倍以上、以下になったことはないのであります。

実は、この政府のやり方としては、この減税のほかに昭和四十九年に思い切って公共下水道の補助金をふやしたのであります。起債をふやしたのであります。金は心配するな、四十九年であります。どんどん公共下水道をつくれという命令といいますか、勧奨を市町村に与えております。この特例について、都市計画部長ひとつあなたに答えてもらいたい。先日間違ったですから、補助率なんか間違ったらだめですよ。企画財政部長なんか特にそうです。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　都市整備部長でございます。お答え申し上げます。

その前にただいま御指摘がございました先般の行政報告の段階で私、国の補助率を三分の二と、これは流域下水道の関連とちょっと感違いいたしまして、流域下水道の方の補助率を申し上げる（「そうじゃないです、流域下水道とは違うぞ、三分の二じゃないよく見てみろ法律をまた間違える」と呼ぶ者あり）流域下水道の管渠につきましては三分の二、それから処理場につきましては四分の三でございます。（「四分の三ですね」と呼ぶ者あり）はい、さようでございます。（「物事は平均しなきゃいけない」と呼ぶ者あり）したがいまして、先ほど私申し上げました三分二というのは管渠の方の流域下水道の幹線のことを申し上げたわけでございます。それで、公共下水道におきましては、先生の御指摘のように十分の六でございます。この点取り違えまして発言いたしまして、ここで訂正させていただきたいと思います。

それから、ただいま、御質問のございました国庫補助金に関係いたします改正、これは下水道法の施行令に基づきまして、従来から国の補助金、各地方公共団体が行います下水道事業に対しまして、補助金が示されておるわけでございます。それを四十九年

の四月の三十日にこの施行令の一部が改正されました。これは公共下水道の整備というものが地域の公共水域の汚水、汚濁と非常に関係がある。公共下水道を早く整備して、そして公共水域の水質というものをよくしていかなきゃならない、そのためには国といたしましても、十分補助金等に配慮いたしまして、地方公共団体が進めます下水道事業というものを側面から援助していこうということで、改正が一部なされたわけでございます。それで、当分の間公共下水道につきましては、十分の六の補助金を出すということで、この不足が一部特例として改正されております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　いま都市整備部長が言われましたように補助金は、百億円の工事ならば六十億円を出しましょう。その上に四十億については起債で政府債を出しましょうというのが法律の改正であります。三つ改正している、いま申し上げましたように流域下水道もアップします、アップ率は、いわゆる五割、一五〇％のアップです。非常な強引なアップをしました。そこで、各市町村はこのときまでは日野市は、いいですか、武蔵野についで三多摩で二番の下水道普及地域であります。このときまでは、二番です。全市域の約六％が下水道の公共下水の布設がされております。市街地区域です。いわゆる山は除きます。ここに皆さんもございましたが、東京都市統計、これは市長会が出しているんですが、がございます。これを拝見しました。これを見ますと、私どもこれ全部二十六市全部言っても大変ですから、八王子、日野の周りの市だけちょっと調べてみました。それで、いわゆる公共下水道布設すべき地域の面積、たとえば八王子は四千九十ヘクタールであります。これを昭和五十六年度の予算で割ってみました。一ヘクタール当たり各市はどのくらいのお金を使っているだろうか、去年の予算であります。これに出てる統計日野に、八王子は現在の面積が一六・二％が公共下水道として布設完了しております。処理場もできておるわけです。それで、しかもこの一ヘクタール当たり百五十万円の下水道の会計を別の会計を組んでおります。百五十万円、八王子は、面積が非常に広い。立川は千八百八十二ヘクタールであります。全市域の六四・二％がすでに完了しております。しかもそれにもかかわらず、一ヘクタール当たり二百二十五万円の予算を組んでおります。それから向こう隣の府中であります。府中はゼロが六三・三％公共下水道を完了し、すでに処理をしております。それにもかかわらず一ヘクタール当たり三百五十一万円の予算を投入して五十六年度も事業を進めております。こっちの昭島、この順番は各市の去年の年間の順番で申し上げているわけです。昭島であります。ここはもうすでに処理場を始めました三〇％が完了しました。五十五年度です。それにもかかわらず二百五十二万円一ヘクタール当たり去年の予算を組んでおります。次がわが日野市であります。日野市は昭和三十

八年以来一％も〇・一％も上がっていないんです。この統計数字が、普及区域の数字が上がっておりません、六％であります。六％。普及すべき面積二千二百二十ヘクタール、ただ住宅団地等は一応除かれているわけです。これは百草団地、高幡団地、これは市で処理をやってない地域だから、という意味だそうであります。日野市では残念ながら、日野市は予算は、六十一万円組んだんです。六十一万円、一ヘクタール当たり、決算では四十六万九千九百十三円であります。いいですか、ほかの市はみんな少なくとも百五十万、二百万ずっと組んでおります。私はこの表を見て腰抜かしちゃったんです。（笑声）本当にそうでしょう皆さん、各市がぐんぐん進めている。都市統計ですからこれはこの数字に誤りがない、と見ざるを得ない。これがうそというわけにいかないから腰を抜かすわけであります。昭和五十年以来、各市はこの法律改正を、この法律改正はしばらくと書いてあるんです。国会答弁では、十年とたしか言っています。その間だけは補助金をふやしましょう。その間に川をきれいにしてくださいということになっているわけであります。これを見ますと、私はこれでもっていいのかどうか、どうかひとつ市長に思い切って予算をふやしてもらい、政府へ働きかけて、下水道法三十四条には、予算の範囲内でと書いてあるんです。市長さんのお答えよりももっと大事なことがある。そこで、私はことしはきっと日野市長は猛烈な運動を展開して少しはふやすだろうと期待したのであります。ところが、

ここに昭和五十七年度政府予算三多摩公共事業についての補助金額がここに明細が送られてまいりました。明細であります。これを拝見したんです。三多摩二十六市に対しては、合計金額が五十九億五千八百万円であります。国庫補助金の金額が約六十億円。それで、そのうちどこの市へ幾らいくかを見たんです。決定額、補助決定額、お隣のいまの八王子は十四億です。立川が四億二千五百十八万、府中が五億二千五百十八万、昭島が二億六百四十万円、国立が六千万円、福生が一億三千二百万円、多摩市は三億二千百万円であります。わが日野市は、皆さん三千万円、三千万、決定額であります。公共下水道布設補助決定額であります。これを私は二十六市の人口で割ってみたんです。五十九億を、合計金額補助金の、そうすると一人当たり、三多摩二十六市の人口は、昭和五十七年一月一日現在、三百十万六千六百八十二人です。だから公共下水道への補助金の金額、国庫補助は一人当たり千九百十七円八十銭になります。これにまた面積割りで見ました。そうすると、面積は二十六市の公共下水道の施工区域の全面積、この統計によりますと、四万二千四百七十四ヘクタールであります。そして、一ヘクタール当たりの国庫補助金は、十四万二百七十四円であります。ですから、これを日野市に計算してみたんです。日野市の一月一日の人口が十四万六千四十一人です。人口割りでいけば、これに千九百十七円八十銭掛けました。二億八千七万円であります。今度は面積割り、日野市のいわゆる下水道布設の割

合は、二千二百二十ヘクタール、全面積は二千七百十一ヘクタールであります。これへ掛算しましたら三億一千百四十万円となります。いずれにしても、三億円以上はこなければ平均の補助金にならないわけであります。日野市はたった三千万、これはそうなんです。補助金というのは、予算の枠内で政令で政府の役人が決めます。ですから、そこへ運動に出ていって理解を深めなければいけません。日野市はこういうふうに汚れたんだ、この統計資料を持っていきゃいいんです。用水を見てください。こんなに汚れちゃったんです。だから、ぜひひとつ六十億のうち日野市は少なくとも平均はください。平均は人口割りなら二億八千万、面積割りなら三億一千万なんです。平均の十分の一なんです。この数字を見まして、何とか市長の努力を祈らざるを得ないのであります。三千万であります。この決定内容。先日の市政行政報告でも建設部長は三千万と言っておられました。ですから、この数字と同じであります。これで計算してみてごらんなさい。いま公共下水道を布設するのに大体四千万円かかると言われています。事実日野市が浅川の下水道これいま質問にしようと思ったけれども、時間がないから言いますが、落川地区の下水道計画大栗三号といいます。これは十一・二ヘクタールその公共下水道の管渠布設事業費は四億五千三百九十万円、だから、一ヘクタール当たり計算すれば、一一・二で四億幾らを割ればいいわけです。そうすると、四千五十二万六千七百八十五円となります。ですから、まず四千万と見れば以下ということはむずかしい、なぜかというと、落川というところは平のところです。山もなければ何もないんです。非常につくりやすい。四千万以下ではできない、そうするとこの日野市の公共下水道を布設するには、処理場は別ですよ。布設費だけで九百億円という計算が成り立つわけであります。今日の時点で、そのうち六割は国庫補助対象事業であります。これは、これに出てるんです。日野公共下水道基本計画昭和五十四年三月日野市、ここに書いてあります。いわゆる六割は国庫補助対象、ですからいわゆる対象事業費五百四十億で、国からいただけるお金三百二十四億円であります。もし、ことしみたいな状態で三千万ずつもらっていっても皆さん何年かかりますか、おわかりでありますか。千八十年かかるのであります。（笑声）中国には「百年河清を待つ」という言葉があるそうです。われわれ日野市は千年河清を待ってでもできない。これでは大変にわれわれが考えて情けなくなるわけであります。私が先ほど申し上げましたように国の補助金は、支出金と補助金とに分かれているんです。支出金というのは老人医療費だとか、民生保護費だとか、いわゆるかかっただけある割合がいただけます。ところが、補助金というのはそうはいかない。建設補助金はある予算の枠内で、中央政府大蔵省、建設省、大蔵省、厚生省、病院つくるなら厚生省、市の公民館をつくるなら防衛庁、文化庁が握っているわけであります。このような惨たんたる、運動をしなければ、理解を深めなければ補助金というのは余りもの

のしかこないんです。二十六市に六十億円近く分けた、分けた残りが三千万なんです。日野市に一円もやらんわけにいかんからつけておこう、残飯なんです。残飯だけ食べて生きていこう。しかもその残飯は生きるほどの量がないんです。一勺か二勺の米ぐらいしかない、三合食わなきゃ生きていけないんです。十分の一しかない、それでは余りにも情けないんではなかろうか。私どもはこの日野市の補助金の増額に市長のこの数字をもとにした対策、しかも最後に申し上げますが、来年度のこの財政部からもらいました国庫補助の申請額、公共事業の申請額は、申請額でも七千万円九千万円驚くべき少額であります。補助申請を出す額よりも多くは出ません。このような現実、国の補助金を取ろうとしない、市民会館にしてもそうであります。どうか日野市の私は生れ故郷は日野であります。どこへも帰れないんです。私の生れたところはここなんです。だから取り返したいんです。きれいな水、甘い空気、そして、自分の子孫に送りたい。自分の故郷を汚されて泣いているわれわれの気持ちも市長は察していただきたい。この気持ちをわかっていただきたい。少しでもいい、他市よりはこれっぽっちでもいい、少しでも努力の跡を数字と現実の事業で示されんことを希望します。時間が来ましたので、この程度であと打ち切ります。他の質問は、後の日に回させていただきます。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって五の二、国庫補助金交付制度を活用せよ、五の三、緑と清流を守れ、五の四、予算編成とその執行の姿勢を正せに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって散会いたします。

午後七時四十八分散会

九月二十四日　　金曜日

（第八日）

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録

第三十一号

九月二十四日　金曜日　（第八日）

出席議員　（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	佐々木博	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　小野口純子　君

議事日程

昭和五十七年九月二十四日（金）
午前十時開議

清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	沢三郎	君
書記	串谷平	君
書記	田野川雅弘	君
書記	平省和	君

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時十二分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十二名であります。

六の一、市内循環バスの可能性についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔八番議員登壇〕

○八番（馬場弘融君）　議長の許可をいただきましたので、市内循環バスの可能性についてというテーマで質問をさせていただきます。

日野市内の交通網の悪さについては、ほとんどすべての市民がかなり以前から感じてきたところであります。昭和五十五年度の市民相談の記録の中に、市長の対話集会の意見内容別分類表というのがありますが、この中で道路問題、公園整備に続いて三番目に循環バスの問題が要望されているのであります。

さらに内容抜粋を見ますと、地域的にこの面での要望が強く出ているところは東平山、西平山、平山台、百草の奥、万願寺など、市庁舎から遠く離れた地区であります。

また、市長が市政の現状と将来展望を探るためおつくりになられた日野市行政調査研究会の第一次報告、日野市の現状と問題点、これは昭和五十一年の九月に発表されておりますけれども、この報告の中でも交通体系の混乱という言葉が使われ、日野市の交通網の現状が三点に要約をされております。

第一は、道路、鉄道とも八王子以遠と都心とを結ぶ通過交通を主体としていること。

第二は、交通体系がすべて都心を指向していること。

そして第三は、そのためバスなどについては市内交通を中心とした合理的な路線が組めないこと。

以上三点を、要するに市の基幹である交通網が市のために機能するより東京都に従属する形になっているということであります。

さらに、南北を結ぶ交通手段の不足のため市役所へ行くのに一時間近くもかかるといった、過密化の中の過疎化現象さえ起こっており、まさに近代以前の状況である。こうした状態は許されることではなく、交通体系から見る限り残念ながら日野は一つの市とは言えない、これほどの極論をされているのであります。

さて、この第一次報告の半年後、昭和五十二年二月に発表された本報告書、生活環境保全都市建設への提言におきましては、この辺の状況をさらに詳しく解説をした後、このままの交通体系が続く限り日野市がまとまりのある自治体として活動することはできない、市民は日野市の存在に関心を持つよりは都心に関心を向けてしまい、知らず知らず地域の自治活動には無関心になるかもしれないと指摘しているのであります。

しからばどうするか。この報告書は、早急に実現をすべきも

のとして鉄道の各駅、あるいは市庁舎、各支所、行政施設を結ぶバスの運行を始めるべきだと訴えております。具体的には国鉄、京王線各駅と住宅地の間のピストン輸送、市役所と支所との連絡便、マイクロバスの活用などを挙げているのであります。

また同じころ、これも昭和五十二年でありますが、明治大学交通経済研究室の手になる日野市交通問題調査報告書というのがつくられております。これは日野市における市民の交通に関する利用状況及び交通に対する意識を調査したものであります。この中で、バス交通について。バスを使わない市民が異常に多いということ、そしてこれらを含めて六〇%に及ぶ市民が非常に不便だと答えており、日常生活の中でバス対策を今後重視しなければならないことを示唆しております。これら市民の強く、また息の長い要望や幾つかの報告書を受けまして、市側でも一つの計画書をつくっております。

昭和五十二年七月、企画財政部企画課がまとめた、日野市における交通の現状とその対策、というパンフレットであります。これを読んでみますと、今日までのところこの内容は全く実現をしておりませんけれども、少なくとも机の上ではいろいろなプランをつくられているようであります。循環バスを運行するには直営がいいか、委託あるいは補助にするか。運行系統はどうするか。たとえば、外循環バスとか東部の循環バス、西部の循環バス、公共施設間を結ぶコミュニ・バスなどが考えられており、また、運行ダイヤはどうする、運賃はどうする、車両はどうする、さらに経費はどのくらいかかるかなど、かなり事細かに検討されているのであります。ところが、これがいつまでたっても絵にかいたもち同然で、放置されたままになっている。そんなことも関係してか、当議会におきましてもこの循環バスの問題については数多くの一般質問が繰り返し行われてきております。

森田市政になってからのものを拾ってみますと、昭和四十八年には米沢議員と剣持議員、五十年には竹ノ上議員、五十二年にもまた竹ノ上議員、五十三年には三浦議員、さらに関連した質問になりますともっと多くの方が質問をしておられるわけであります。これほど多くの質問がなされているということは、改めてこの点での市民要望の強さを裏づけるものであると同時に、市側がいかに対策を講じてこなかったかを如実に示すものであります。

さて、この中で一番近い五十二年の竹ノ上議員の質問と、五十三年の大先輩三浦議員の質問及びそれに対する市側の答弁を少し検討してみたいと思います。

五十二年の第三回定例会における竹ノ上議員の質問ですけれども、冒頭に実に興味深いことを言っておられます。少し読んでみます。「日野市の足の便が不自由であることは、市当局も十分に承知のことであります。市議会でもかつて循環バスの実

現方を一致して決議して、市当局へ要望しております。」、ここからでありますが、「循環バスについては市は一向に手を打ってはおりませんが、市内各地の住民や団体はこのことに対してあきらめずに粘り強くバスの便を求めているのでございます。」、こう言っている。よろしいですか。森田市政の与党第一党である共産党の竹ノ上議員が、循環バスについては市は一向に手を打ってはおりませんと明言している。市民要望も強く、議会でも決議したことに対して一向に手を打たない市長だと明言をしながら、またまた昨年の市長選挙では応援をした。共産党の諸君の態度は実に奇妙に思うわけでありますけれども、それはともかくとして、私ども野党の立場からすればはなはだ参考になる質問をしておられます。（「人のことを例に取るな」と呼ぶ者あり）それに対して、市長はこう答えておられる。メガネ方式、あるいはピストン方式によって路線バスを組むことを全体計画として持っていること。それには問題点として、一つ、都市計画道路一・三・二路線の中央線跨線橋の完成。

二つとして、二・二・五路線、これは吹上から一番橋に至る道ですけれども、二・二・五路線の整備。

三つとして、二・二・六路線の京王線跨線橋の完成。

主にこの三つがネックになっており、これが道路の整備を第一とし、その完成を待ってメーンとしての路線バスの運行を頼み、残された地区については市が補助的にマイクロバスを使って運行したいというふうなことを言っておるのであります。

また、五十三年の三浦議員の質問に対しては、同じようにこの三点につきまして、一つ、二・二・五路線の完成を急ぐということ。

二つとして、二・二・六路線及び京王線跨線橋が完成をすれば川崎街道経由のバスが組める。京王にも要請してあると、市長が明言をしております。

三つとして、一・三・二路線の中央線跨線橋が完成すれば、この市庁舎と豊田駅を結ぶバス路線を京王は予定していると言っておられます。

五十二年、五十三年と市側はこういう前向きな答弁をしている。ところが庁舎を結ぶマイクロバスを除けば、竹ノ上議員の発言をお借りいたしますけれども、これまでのところ市側は一向に手を打っていない。一・三・二路線の中央線跨線橋も間もなく完成しそうでありますし、二・二・六路線の京王線跨線橋についても大分工事が進んでおります。市長がネックと言われたところが二つ解消する見通しが立っているわけであります。今度こそ市側はこの循環バスについて具体的な行動を始めていると思いますので、これらを踏まえまして私の質問に入りたいと思います。

第一点、二・二・五路線、吹上一番橋の完成はどのように急がれているのか。本年の第一回定例会でも古谷議員、旗野議員

からも指摘されておりますけれども、さらに具体的に、いつごろ工事にかかるのか。急いでいる状況をお聞かせいただきたい。

第二点、これは東京都との関連もありましょうが、二・二・六路線の完成はいつなのか。これも具体的に伺いたい。

さらに、これが完成をすれば川崎街道経由のバスが組める、このように市長はおっしゃっている。ですからかなり具体化しているはずですから、京王との折衝の現状とその可能性を教えていただきたい。

第三点、一・三・二路線の中央線跨線橋、これは間もなく完成するようでありますが、いつ完成をするのか。そしてそれに伴い市庁舎と豊田駅を結ぶバス路線を京王は予定していると市長は言われているわけでありますが、この点での京王との話し合いはどうなっているのか。

次に第四点として、以上三点を踏まえて大回りとか小回りとか、どんな形にもせよ一応の循環バスというようなものがここ一、二年で走り出す見通しはいま立っているのか。これも京王との折衝を踏まえてお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私から一、二、三点の各路線の完成時はいつかといった点について、御説明を申し上げます。

まず、一点目の二・二・五の路線でございますが、二・二・五につきましては、現在、地元の地主さん方と鋭意交渉に入っておりまして、年度内に事業認可申請をいたすよう現在努力しております。大方の地主さん方につきましては事業認可申請については、現在のところ御了解をいただいているとこでございます。それで、その後五十八年度から私どもできれば五十八、五十九と用地買収に入り、六十年に用地買収の一部を最終的に全部買いまして補償関係に入り、六十一、六十二年で二・二・五の一番橋のところまでの工事を完成したいというふうに計画を立てております。

それから二番目の二・二・六路線でございますけれども、これは東京都で現在施工中でございます。四十六年から事業に入りまして、六十一年三月三十一日をもって完成させるということで、現在、鋭意工事を進めておるとこでございますが、五十九年度で本線部分を完成いたしまして、六十年度でアクセス部分、これは側道関係でございますが、完成する予定となっております。

それから三点目の一・三・二でございますが、建設省が現在、中央線の跨線橋を整備しておりますが、この工事につきましては本年度いっぱいで完成させる予定になっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　各路線の進捗状況と、それに合わせた京王との交渉の状態いかんという御質問でございます。

京王との交渉につきましては、現在、現段階で最も煮詰まっておりますのは高幡台、百草台地区の団地から市役所までのバスでございます。現在、七生公会堂からの無料バスが運行されておりますが、その路線を含めて、重ねて、その上をさらに延長いたしまして高幡台の方から庁舎までのバスを運行する、そういう計画のもとに交渉を進めております。このことにつきましては、六月の補正予算で旧庁舎前の道路を拡幅の予算をお認めいただいております。その工事が完成しますのは今年いっぱいでございます。完成に合わせて京王の方はバスを走らせたい。すでに京王の事業部では、そのためのバスを購入いたしたいというような意向を市の方に連絡してきております。これは京王事業部の自動車運転課の方からの連絡でございます。現に、その通知が今月の二十二日に来ております。そしてそれを踏まえてその後、いままでお尋ねになりました各路線の延長問題をその中で討議していきたいということを京王の方でも言ってきておりますので、その時点で具体的な今後の対策を煮詰めたい。そのように考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　お答えですと、特にバスの方の関係ですが、現在の庁舎連絡バスを延長するような形で高幡台からこの庁舎までという形で、大型バスの運行ができるようになる、それ以外のところについてはこれからの交渉ということでしょうか。いままで全然、先ほど私が二点申し上げましたけれども、京王バスの折衝をやっているとか、京王バスが予定しておるというふうな市長の言葉もありますし、また、そのときに当時の企画財政部長の、この見通しがつく手前で京王との折衝に入りたいというふうなことも過去の議会の答弁の中で言っているわけですけれども、これまでに循環バスということについて京王との折衝をされたことはありませんか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。折衝した経過はございます。ございますが、その都度、道路状況等の問題で循環バスを通す場合にはここを広げてくれとか、そういう具体的な提案が京王側からなされ、市も個々の時点につきましては可能なところについては、交渉をいたしたりした経過はございます。しかし、いずれも不調に終わりまして現在に至っておる。これが現状でございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　そうしますと、初めの質問に戻りますが、一・三・二路線の中央線跨線橋及び二・二・六路線

の京王線の跨線橋ですが、この二つができれば間違いなく京王は循環バスを組むような見通しを持っているんでしょうか。感触はどうでしょう。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　先日の電話連絡等におきましても、あるいは私が事業部へ出向いたときの雰囲気からいきましても、そういう道路の状況整備が整えば京王としても考えざるを得ないというような言い方をしておりますので、可能性はあるというふうに私は判断しております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　それでは少し別な角度から御質問をいたしますけれども、これまでの市長の過去数年間の議会での答弁を整理してみますと、市内循環バスについてはメーンとしてただいま交渉に入っているという京王による路線バスを走らせる、それで補足手段として市の直営ないし委託によるマイクロバスを使うという形を考えておられるようであります。ですから、ただいまもお話がありましたけれども、現在、庁舎連絡便として七生―旧役所―庁舎、この間を運行しているマイクロバスはあくまでも経過的な措置といいますか、そういうものであろうというふうに思います。

　ところが、いまお話にありました、その路線を高幡台まで延長させて大型バスを走らせるという、これが予定に間に合えばいいんですけれども、もし間に合わなかった場合、実は奇妙な話を聞いております。というのは、庁舎連絡便、このマイクロバスがことしの四月から動き出したわけですけれども、一年間の予定で動いている。それ以外は全然走らせる予定はないということで、当初、京王との契約をしておったというふうに聞いておりますけれども、もし高幡台等の延長の大型バスが四月以降走れないというふうな場合に、このマイクロバスが走れないというふうな状況が起こらないのかどうか。これをまた一点として伺いたいというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。ただいまの御質問でございますが、京王側では四月一日から路線バスを必ず走らせる、そのように申しております。ただし、条件としては旧庁舎前の道路拡幅工事が終わることという前提がございます。その工事が完了し、京王の方のバスが走れるという状況がつくれますれば、いわゆる京王バスは通る、四月一日から通したいというのが京王側の意向でございます。

　当然、マイクロバスはその時点までと、あらかじめそのことを考えた上での一年の契約でございますので、私としては京王がそのように言っている以上、当然通るものと信じております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　わかりました。

　それでは第二点として、先日、板垣議員も質問されておりましたけれども、都バスの、八王子―日野駅―立川間の都バスですけれども、このバスが廃止されそうな雰囲気がある。それで、これに伴う影響についてであります。本年五十七年四年二十七日付で、東京都交通局長より日野市長あての都営バス路線の再編整備についてという通知が来ております。この中で、昭和五十七年九月末までに地元と十分協議をした上、十二月を目途に路線の再編整備を実施するとあって、具体的に立七十三系統、つまり八王子―日野―立川の間でありますが、この系統は廃止をされる予定になっております。

　そこで伺いたいのは、九月末までということになっておりますけれども、現在どのような都側に対して要望をされておるか。

　さらに、この都バスが将来本当に廃止されそうなのか、見通しはどうかということであります。この点をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。先日の御質問でもお答えしてございますが、ただいま関係七市におきまして組織をつくりまして、都知事あるいは副知事の方を通じて反対の意向の、あるいは路線を現状のまま確保してほしいという要望を提出してございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　都側の感触はどうでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　都側としての感触といいますのは、私が直接に触れましたのは二回でございますが、いわゆる関係市の企画財政部長を集合させまして、その席上で都交通局が説明したときと、それから向こうの部長が市へ出向いてきたときの説明の雰囲気でございますが、向こうは、いわゆる審議会の状況ですね、そういう審議の経過を経た上での答申に沿って行う改革であるからして協力してほしいということの説明でございます。そのニュアンスの中では、これをしなければ都営バスの赤字は解消できないんだというふうな堅い説明はございます。

　しかし、それに対応する七市の各部長あるいは市長の対応は、これまた相当に厳しいものがございまして、とうてい受け入れるという形ではございません。ですから、鋭い対立感という雰囲気を私はただいまのところ感じ取っているだけでございまして、今後の抵抗については非常にむずかしく、また、どうなるかを確信するような雰囲気はちょっと汲み取れない、そういうところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　そうすると、都バスの立七十三系統の代替性のない区間の甲州街道の日野町というバス停と、

日野橋南詰の間は全然バスが走らなくなるわけであります。もし、東京都がこのバスを廃止するとしたら、市としてはこれまでにあった市民の足がなくなってしまうわけですけれども、この面で一体どのような対策を持とうとするのか。

たとえば京王にお願いするとか、そういうふうな、もしなくなった場合の対応策はお考えになっているでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　はっきり申し上げまして、いわゆるわれわれの間での合意事項としての対応策というものはございません。と申しますのは、現在、都の路線廃止に対する反対ということだけにしぼって考えております。この席上でもしもの場合についてお答えをすることは、ちょっといまのところ困難だ、そのように思います。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　お答えが困難だと申しましても、もしそうなった場合に、ではお考えになる、そういう心づもりはありますか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、循環バス全体のことも御質問になっているわけですが、特に都バスの廃止という部分についての御質問について、私から一言現在の状況をお答えとしておきたいと思います。

赤字財政の都の交通局、公営企業でありますから安易に取り組んでいるというふうには思いませんけれど、要するに赤字路線を廃止したいと、全く一方的な申し出であります。それに対して迷惑を受ける、あるいは市民の従来の得られていた交通確保が失われるということではなかなかできないわけでありまして、したがって、事務的な交渉の段階では双方が対立をしている。それを解決するのは、やっぱり政治力である。そういう状況になっておりますので、いますぐどうこうということの回答もできかねますし、また、代替の手段を日野市が先立って考えるなんていうことも、これもまた行き過ぎだ、こう思っております。あくまで前提は現状存続ということで、議会でもすでに意見書を出していただいておりますし、われわれもすでに反対同盟をいたしております。これが現在の運動過程である、次のことは考えていないというのがむしろ当然だと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　わかりました。ぜひ関係各市と協力をいたしまして、廃止をされないような方向で努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、さらに市長に選挙公約という面で、この件について伺いたいと思います。

実は、昭和四十八年の一般質問の中で剣持議員が、そしてまた五十三年には三浦議員も取り上げているわけでありますが、市長は市長選挙の公約の中で循環バスの運行とうたっております。過去三回の市長選、つまり四十八年の一期目、五十二年の二期目、そして昨年五十六年の三期目、いずれも公約として循環バスの運行をうたっております。

実はここに、昭和五十二年四月一日付の「革新日野」というビラがあります。これは森田市長二期目の選挙の際、市長を推薦する確認団体であった、新しい革新日野市政をつくる会が発行した確認ビラの一つであります。中身を読みますと、一目でわかる第二期革新市政のビジョンとありまして、公約を書き込んだわかりやすい地図が描かれております。この中に、主要道路を走って巡回バス路線という説明が、何カ所もなされております。万願寺、栄町、多摩平、旭が丘、程久保、高幡台、南平、ほぼ市内を回る巡回バス路線という形で説明がなされている。

さらに裏面では、かなり詳細にわたって第二期革新市政のビジョンが説明をされているわけでありますけれども、その一として、あなたとつくるマイタウン計画、どこかで聞いたような名前ですけれども、マイタウン計画とありまして、その七番目にこういう文章がある。そっくり読んでみますと、平山橋通り、一番橋通り、高幡橋通りは橋の改築を進め、京王線をまたいで北野街道につなぎ、南北両地域を一体化します。市内を回る路線バスを常時運行します。こうある。市内を回る路線バスを常時運行しますと、はっきり書いてある。努力しますじゃないんですね。運行しますなんです。それなのに、森田市長二期目の四年間には、残念ながらできなかった。一期目のときも公約として言い、また二期目のこの確認ビラでおわかりのように、はっきりと運行しますと言っている。

市長、この公約を実現できなかったということについて、市民への責任という点でどういうふうにお考えでしょうか。お伺いをしたいと思うんです。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あなたもよくおわかりだと思うんですが、行政目標、つまりビジョンというものは絶えずわれわれが課題として取り組んでおるということであります。公約はもちろん実現したい、また、実現をしなければならない責任ももちろんあります。そのために着々と、一歩一歩進めておるという現状もまた御理解いただけるというふうに思っております。つまり、それを終わるまでは私は市長の任期を終われない、（「いいぞ、がんばれ」と呼ぶ者あり）こんなすら思うことになってくるわけでありますが、それぐらいの責任は持っております。（「そのとおり」、「市民がかわいそうだ」と呼ぶ者あり）

そして、言わなければならないことは、一町一村の合併、これの市民の一体感をつくるためには、まさに交通条件をよくし

て、そうしてどこでも便利よく市の公共施設が使えるという状態をつくる、これはもう当然のことであります。そしてそれの前提になるものは、やっぱり道路条件の整備であります。国の関係していただきます道路、また、都にやっていただいております道路、市が取り組まなければならない道路、いろいろな区分もあります。それがいま着々とどうにか実現の域に見通せることができております。

それからもう一つは、私もこの市内循環バスを何とかの方法で早く通したい、こういうことでいろいろと内部を督励し、関係当局にもお願いをしてまいりましたが、要するに私どものこの日野地域は路線バスという形では京王自動車の免許を独占的に持たれておる地域である。そうして他の運行手段、都バスの場合はこれはまた別の協定があろうかと思っておりますが、場合によれば市直営の白ナンバーを使ってでもやりたい、これぐらいの意気込みはいままで持ってまいりました。（「本当かい、市長」と呼ぶ者あり）しかし、それをいざ当たってみますと、どこもこれは可能性が整ってまいりません。そこで最小限に旧庁舎と新庁舎、あるいはことし延ばしました高幡の支所、これを委託という形で補いをしておる、こういうことであります。

今後、われわれの意識過剰と申しましょうか、白ナンバーで運行するということの困難さというのとは、これはもう大きな壁になってなかなか許されません。しかし、それでもなお何とかしなきゃならない。それがたまたま高幡の支所とここの本庁をとにかく結ぼうということで取り組みましたら、ようやく京王の方でも折れてもらった。つまりダブる路線は、いままで得ている免許の権益にかかわるということだろうと思うんですが、私は市民生活を守るということは、そういうことだけに依存し切れない、それを突破して何か市に大きな能力、権限も確保できないものだろうかということも感じております。

すべて経営という形で行われる路線、しかも今日はなかなか収支も取りがたいということもあるようでありまして、他の市には、あえて補助金を出してでもやっているというところもあるわけでありまして、われわれもそれが可能であれば、それぐらい努力もしなければならない。いろいろな条件を整え、提供いたしまして、一日も早く市内の外回り、内回り、メガネでも結構でありますから、とにかくできるところから市内交通の利便を図っていきたい。これが今日課せられております道路の整備もあわせて、大きな課題であります。これはあちこちに、たとえば南の方に市立病院の分院をつくれといわれることよりも、道路整備をよくして、そうしてバス利便によって市内の便益の一体化を図る、（「いやいや、それとはまた別だよ」と呼ぶ者あり）このことに私はむしろかけなければならない、こんな感じもいたしております。南のことを粗末にするつもりは毛頭ありませんけれど、まず道路利便を図り、バス運行をつくるということに一層の努力をすることを申し上げます。

ようやくにして一・三・二の中央線橋かけ、あるいは二・二・六の北野街道との連絡の見通し、これらが成り立ちつつあります。いま最後に、最後にじゃありませんが、高幡橋と高幡踏切のこともあります。それからちょうど真ん中に相当いたします一番橋通り、これを吹上とつなぐ、つまり二・二・五であります。これを鋭意急いで物にする、道路として仕上げる。地主さんに大変な時間もかけましたけれど、ようやく理解が得られる見通しが立ちつつあります。このために力を振りしぼって、そうしてぜひ実現をしたい。あなたの求められておる熱望と、さらに増して私どもの責任と考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　お気持は非常によくわかりました。しかし、よくお言葉の中に出てくるんです。努力をしてます、着々、一日も早くというふうなことがずっと出ているんです。過去の答弁でもこういうころがずっと出ているわけです。

それで、いいですか、公約を一期目、二期目、三期目と続けて循環バスと、公約を挙げているんです。しかもここにある、もう一度言いますよ、第二期革新市政のビジョンなんですよ。二期以降のとかって書いてないんですよ、これ。ですから、できないんだったら、ごめんなさいぐらいのことを言う必要があると思うんです。（「それはそうだ」と呼ぶ者あり）できます、やりますと書いてあるわけです。そういうことで私は質問申し上げているわけです。

ですから、この公約という面でもう少し先の方へ進めますと、これは昨年の三期目の選挙です。選挙公報にもちゃんと書いてあります。循環バスの運行と。同じことをずっと書いている。それはいかにむずかしいかということもあろうかと思いますけれども、それ以上に「やります」と言ってずっと書いているという、しかもやらない。これは非常に無責任だというふうに言わざるを得ないんであります。先ほど来、もうフルに申し上げました。市長のお答えは幾ら聞いても同じようなことではないかと思うんですけれども、非常に悲しいと思いますけれども、ともかくネックが、市長が言われるこの循環バスについてのネックが解消されつつあるんだ、しかも都バスもなにか廃止をされるかもしれない、そしていよいよ三期目の公約です。これに対する責任もあります。これらを総合して、さらに実施設計段階に入った市民会館、これにも駐車場が全然ない。とすれば、ますます市民の足は、市内交通についてはバスに頼らざるを得なくなってくる。

そこで、市長に最後に具体的に伺います。この循環バス、三度続けて公約と書かれた循環バス、任期中に必ずやりますか。お答えください。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民の願望、それから議会の皆さんのやっぱり公約とされている願望、われわれのまた行政の立場としての願望、すべてこれは一致していることでありますから、これをやりおおせないということでは、これは日野市の町づくりの完成とまでは言いませんが、一段階が終わらない。そのために、いま青年時代の町として成長しておるわけであります。自治体というのは、私は悠久のものだと思っております。その大きなビジョンを持ちつつ前進をすることこそ市民とともに町をつくる、大きないわゆるビジョンでなければならないではないでしょうか。そういうふうにお考えいただくことが町の発展にはるかに私は役に立つ、こう思っております。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　質問にお答えいただけない。この三期目の任期中に循環バスを走らせることができますか。もう一度お答えいただきたい。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回申し上げることになるかもしりませんが、そのために努力をしているという事実はお認めいただきたいと思います。（「答弁になっていない」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　実にはっきりしない答弁で、残念であります。非常に、市民の立場に立ちますと残念でなりません。あと三年間、森田市長の市政を、この循環バスを運行させるという公約、三回続けた公約を本当に実現をされるのか、市民ともども私もじっくり見詰めていきたいというふうに申し上げ、非常に残念ですけれども、この件での質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって六の一、市内循環バスの可能性についての質問を終わります。

六の二、仮称第二十小学校建設のあり方についての通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

○八番（馬場弘融君）　本定例会に昭和五十七年度一般会計補正予算第二号が上程されておりますけれども、この中に仮称第二十小学校の新築設計及び地質調査にかかわる委託料一千六百万円が含まれております。

そこで、新しい小学校の学区域内に居住する議員といたしまして、その建設のあり方について質問をさせていただきます。

まず第一点は、この第二十小ですけれども、一小と四小を母体とする新学校になるわけですが、現在、一小、四小とも合わせて六教室のプレハブを使用中だということがあるにしても、市内の幼児数の減少傾向が強まっている。この中で、二十小をおつくりになること、これ自体にいささか問題があったのではないかという気がいたします。

と申しますのは、昨年来、わが新政会の市川議員が強く指摘している問題でありますけれども、第三中学校の過密化、つまり中学生の数は今後六、七年間増加しても、減少することはない。中学校の生徒数の大幅増加に対応して当然つくられるべき新しい中学をつくろうとされないままで、小学校の児童が一方で減少していく中で、新しい小学校をおつくりになる。学校づくりの優先順位といいますか、そういうものを逆転していると言わざるを得ないのであります。

具体的に数字を挙げてみたいと思います。ここに、昭和五十七年度学校教育要覧という、日野市教育委員会がつくられた冊子があります。この中の園児、児童生徒学級数調べというページがあります。これは五十七年度、つまり現在の数字でありますけれども、六年生の数、これは二千五百十一名、五年生は二千七百十一名、四年生は二千六百十一名、三年生は二千七百四十四名、ここがピークであります。二年生は二千四百九十七名、一年生は二千三百一名、おわかりいただけたと思いますけれども、現在の五年生、四年生、三年生をピークにだんだん減ってきております。さらに統計日野八十二の年齢別人口を見ますと、これも五十七年の数字でありますが、来年小学校に入学する五歳児、これは総数ですが二千二百七十名、四歳児は二千二百八十名、三歳児は二千百八十三名、二歳児は二千七十八名、一歳児二千八十四名、昨年生まれたゼロ歳児が千九百四十六名となっています。このように、ずっと減少傾向のままであります。

ということは、いま申し上げた五歳からゼロ歳までの幼児がすべて日野市立の小学校に入るとしても、つまり私立に行くという数字を計算に入れないでも、五十八年、来年の小学校の児童数はことしよりも二百四十一名減少する。五十九年は、さらに四百三十一名減少する。六十年は、またさらに四百二十八名減少。六十一年は何と六百六十六名の減少であります。六十二年は、四百十三名の減。六十三年は三百五十五名の減。ずっと減少を続けます。もちろん社会的な人口増ということもあるわけですけれども、これは最近七百人ぐらい、これは昨年の例ですが、七百人ぐらいに落ち着いておりますから、この幼児数の減少傾向にそれほど大きな変化を与えるものではありません。

さて、一方、中学校の生徒数はどうか。また、学校教育要覧に戻りますけれども、現在の三年生、これが二千二百五名、学級数も言いますと五十四学級。二年生が二千三百五名で、五十七学級です。一年生が全く同じで二千三百五名、これは五十四学級になっています。現在、以上のような生徒数ですが、これに先ほどの小学生が毎年上がっていきます。これも私立に行く生徒というものを計算に入れないで申し上げますと、五十八年、来年の中学校の生徒数はことしよりも三百六名ふえる。ということは、約七学級ふやす必要があります。五十九年はさらに四

百六名ふえる。これは約十学級をさらにふやさないといけない。六十年には三百六名もふえる。これもまたさらに七学級ふやす必要がある。

以上の数字を挙げただけでも、十分おわかりだと思います。中学生の数はこれから三年間に合わせますと千三十八名もふえてしまう。しかも人口増に伴う増加を全く含まない数字です。千三十八名、これは約二十四学級。ということは、つまり一つの中学校、それも規模的には過大校に属するものをつくって、ようやく間に合うぐらいの生徒数の増加が間違いなくこれから三年の間に起こる。これを放置しておいていいとお考えなんでしょうか。

そこで質問の第一点は、以上の数字を踏まえて緊急の必要性があると思う中学校をつくらずに第二十小学校建設を決めたということは、教育委員会並びに市当局の学校建設行政に手抜かりといいますか、ちょっと誤りがあったのではないかというふうに思うんです。そこで、この点を教育長にお伺いをいたします。

第二点、第三点は、学校建設の優先順位の逆転、まあ、それはともかくとしまして、それは置いておきまして、第二十小の建設はもう決められたことであります。とすれば、つくられる以上は児童のためによりよい学校をつくっていただきたいという面から質問をいたします。

最初に申し上げた数字でもわかるとおり、全市的に児童数がかなり減る中での小学校建設です。かなりの小規模な学校になると思います。そこで開校時、これは多分五十九年の四月になろうかと思いますけれども、開校時の学年別児童数の見込み、それと、以後五年間ぐらいの学年別児童数の見通しをお聞かせいただきたい。それと、学校の総面積、校舎の総面積の予定もついでに教えていただきたい。これが第二点。

第三点は、これまでの学校の定型にとらわれない、いわゆる開かれた学校をつくっていただきたいという観点から伺います。

実は、昭和五十二年の第四回定例会におきまして、当時の倉又教育長並びに森田市長が次のように答弁をしております。学校というものは、もっと積極的に地域に開かれなければならない。新しくつくる学校などについては、たとえば体育館には手洗いをつくって、校舎内に入らなくても済むようにするとか、家庭科教室などの特別教室は地域の婦人団体などが使いやすいように、廊下を通らなくてもそこに入れるようにつくる。多少よけいにお金がかかるけれども、そのようにしたい。そして新しい学校をつくる際には地域のコミュニティーセンターとして学校施設を使い、学校教育とコミュニティー活動とが両立するような校舎設計を考えたい。要約しますと、このように言っております。

さらに、ことしの三月一日号の教育相談室報におきましても、

当時の教育次長であり、いまの教育長である長沢氏がやはり同様に開かれた学校をという言葉を使って、これからの教育は学区域に根を張り、学校が地域ぐるみの教育文化センターとしての役割りを果たす時代が訪れてきている、と書いておられます。これらを踏まえまして第三点として、開かれた学校づくりに関してどのようなお考えを持っておられるか。特にこの二十小についてです。ぜひ伺いたいと思います。

以上、三点をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。まず最初の緊急性、小学校の二十小を建設する緊急性という問題につきまして、いま馬場議員の方から細かく数字を挙げて御指摘なさっているとおり、その見方につきましては私の見方も全く一致しております。確かに小学校の児童数が急激に落ち込んでいる、その波が中学に押し寄せてきている、この見方は数字の上に見ましてもおっしゃるとおりでございまして、二十小の建設という問題につきましては、もう一両年早く二十小が開校できるような体制が実際としては欲しかった。ただ、現在の一小並びに四小の状況を見ますと、先ほども御指摘のようにほとんど各学校、小学校についてプレハブで授業をしているというような状況の学校がない中で、一小並びに四小だけはプレハブ教室を使って授業をしている、こういう変則状態の中での問題は何とか解消したい。

ただ、何年か待てば確かに現在の一小あるいは四小のプレハブ教室も必要なくなるということは考えられますけれど、それにしてもここ何年かの子供たちにそういうような不自由な状態を避けたいという気持ちから、二十小の建設に踏み切ったわけです。

それからもう一点、これは将来の四十名学級、このことは文部省等でもすでに一定の計画の中にのって、現在、行政改革の問題等とも絡めながら、ここ一両年足踏みを来しておりますけれど、小学校の子供の数が減っていくのと合わせながら、学年進行で小学生から中学校へ向けて子供の数の落ち込んでいくのと合わせながら四十名学級の実現を図っていきたい。こういう考え方は文部省時点でも考えておりますし、四十名学級という問題が実現できた時点では、ある程度教室に余裕を持っておきたい、こういう気持ちもございます。

なお、現在の小学校関係の特別教室、この関係につきましても中学の特別教室の保有と比較しますと、たとえば視聴覚関係の教室などにつきましても、学校側としては非常に強い希望があるんですが、そこまで手が及んでいない。ある程度空き教室が出てまいりますと、学校側もいろいろな形でこの空き教室を利用して視聴覚の部屋を新しく設けるとか、あるいは児童会室

を設けるとか、そういうような形で空いている教室の活用というものを図っておりますので、その辺の問題もあわせながら特に一小、四小のプレハブ解消と関連して二十小の建設というものをぜひ実現したい、こんなように考えているわけでございます。

それから二番目の、つくられる以上、よりよい学校をという状況で、いまの学校が馬場議員の指摘の中にものっておりますように、これまでの学校とは異なり、もっと地域住民に開放された地域のセンター的な考えを持って建設される、そういう考え方はないのかというお話でございますが、これにつきましては、一応学校をつくるということについては、義務教育の学校施設国庫負担法、いわゆる国の方から二分の一の補助をどういう形でとってくるかという問題とも絡んでまいりますと、学校施設という形で建設をしていく以上、ある程度のそれにプラスアルファ的な問題は、当然市自体で対応していく面が考えられますが、全体の方向としては一応国の施設整備の国庫負担、それの中に何とか二十小というものを取り込んで、国の方の補助を最大限度に引き出してくる、こういう点から考えますと、そうとにかくいままでの学校建設とかけ離れたような形での市民センター的なつくりの学校というものを最初から、建設時点で考慮しながらつくるということはなかなかむずかしいんじゃないか。ただ、当然でき上がった学校そのものにつきましてはできるだけ地域の方々も利用できるような方向での配慮、これは工事の時点から十分考えながら着手していきたい、こう考えております。

それで、新しくできます二十小の学年別あるいは学級数の見込み等についての御質問がございますけれど、私の方で現在とらえているのは、五十九年の四月に何とか開校していただきたいということで、すでに私有地の確保はできているわけですが、国有地関係の問題につきましては、現在、企画の方で国との折衝に当たっていただいている。それから五十九年四月に向けての開校ということで、今度の予算の中で設計委託の予算を計上させていただいている。来年の当初予算では工事費、このものを予算計上して二十小の五十九年四月一日開校に間に合うよう手だてを取っていきたい。

当初の学級規模は、一小と四小を母体として四百十五名、十二学級という、こういうような学校規模としては小さい形での出発をしたい、こう考えております。

これが、それでは年度に応じてどんなぐあいに変化していくか。十二学級というのは一年生から六年生まで全部二学級規模というような小規模校でございますけれど、六十年度に学級数は同じく十二学級ですが、生徒数は三百九十名に、六十年は十五名ほど減少するという状況になっております。それから六十一年、六十二年、六十三年と毎年学級規模そのものは十二学級ですが、児童数の方は三百七十九、三百六十七、三百七十一と、毎年二十名前後の子供が二十小についても六十三年になるまでは一応減っていく。六十三年以降、場合によれば、あるいは若干横ばいというような状態も出てくるかもしれませんけれど、いまの幼児数の減少傾向からいくと、そういう規模もなかなかむずかしいんじゃないかと考えております。

それから総面積並びに校舎、校庭等の面積についてどうかと。一応校地の面積といたしましては、民有地の部分、それから国有地部分を合わせて一万六千五百平米ほどの広さの学校ということで、坪数にしますと約五千坪、その程度の学校でございます。

ただ、その中に一部道路用地が九百平米ほど取られますので、実質的に学校用地として使える部分というのは一万五千六百平米程度の学校で、約四千七百坪強、その程度の大きさの学校になると想定しております。

それで教室関係でございますけれど、教室関係の問題につきましては一応十二クラスということで三千百六十平米、これを予定しております。その中には普通教室並びに特別教室を取り込んだ形で、三千百六十平米の校舎という形で考えております。

それから、それとは別にいわゆる体育館、あるいはプール、給食等の施設を考えているわけですが、いずれも国の規格面積よりもプールを除きましてはいずれも若干上回るというような方向での規格面積よりも充実した形での校舎建築を行っていきたい、こんなように考えております。

それから開かれた学校という、この面につきましての考え方でございますけれど、私の考え方は全く学校というのが地域社会に開かれた学校であってほしい、このことは校長会、教頭会、その他学校の先生方にも再三お願いしておりまして、現在のように体育館あるいは校庭というような物質的な面での開かれた学校だけでなくて、先生方自身の精神的な面からも開かれた学校という形で、ぜひ先生方自身地域社会の中にもどんどん先生方が飛び込んでいって、地域のセンターとしての学校づくりをお願いしたいということは、再三申し上げております。

それで、いま学校を地域に開かれた学校という形で持っていく際の一番の難点というものが、これは学校の施設管理という面について学校の校長さんの管理の立場と、それから教育委員会なら教育委員会が持たなくてはならない責任分野、こういうものをはっきりさせてあげることが必要ではないか。いわゆる施設管理ということが校長さんへの一つの委任事項としてのっておりますし、学校長の立場というのは職員の管理、それから事務の管理、施設の管理ということが義務づけられているわけでございますけれど、施設管理というものを余りに校長さんに負いかぶせることによって、なにか学校教育の場以外にそれを開く際に、校長さん自身管理の限界というものを訴えられる面

もございますので、その辺の責任分野というものをはっきりさせた中でこれらの対応をしていきたい、こんなように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　第一点の小学校の児童数の減と、中学校の生徒数の増という問題について、第二十小をどうしてもつくるんだという、このことについてはわかりましたけれども、中学校の問題ですね、これはお答えにはありませんでしたけれども時間がなくなりますんで触れることは避けますが、お話でも十分おわかりのとおりです。三年以内につくらないと、大変なことになるんです。ぜひ中学校の面でも極力努力していただきたいというふうに、第一点については強く要望をいたします。

　第二点、第三点についてはまとめて再度質問をいたしますけれども、第二十小の児童数の見通しを見まして、かなり小さな学校であります。さらに、予定をする校庭の面積とか校舎の面積を伺いましても、ぜいたくといいますか、余裕のある造りができそうであります。とすれば、将来、教室が余ってくるというふうな恐れが多分にあり得る。ですから、先ほどもちょっと言いましたけれども、具体的に、たとえば体育館とか特別教室などがあらかじめ学校の同じ校舎の中に入れないで別棟にするとか、そういうふうな形で手洗いをつくる、特別教室と一般教室を分けるというふうなお考えはないか。これが一つ。

　さらに、開かれた学校という言葉にはもう一つの意味があると思います。一つは、先ほど来申し上げている地域への開放ということでありますけれど、もう一つは、学校内のオープン化といいますか、そういう問題だろうと思うんです。つまり、これまでの学校建築の常識にとらわれずに、もっと自由に校舎づくり、校庭づくりをしてほしいということであります。

　ここにありますけれども、学校建築の専門家であり、東京都立大学の教授をしておられる長倉康彦氏の「開かれた学校」という本があります。この中で、学校建築のあすへの課題として、学校のオープンシステム化というものを提言しております。長倉先生は、長く続いてきた画一的な定型化した学校システムを改めて見直すべきであるとされ、いわゆる標準設計そのままではあすへの教育課題に適合しないといっております。そしてオープンシステムへの手がかりとして、一つ、廊下や階段など校舎のすべての部分が教育のエリヤになり得るんだということ。

　二つ、壁を簡単に移動できるようなフレキシビリティーのある教室づくりをする必要がある。

　それから三つとして、二ないし三クラスが合同で使用できる広い共通スペースを用意する必要がある。

　第四点として、学年単位でまとまれるように教室の配置を考えることなどを、子供の身になった学校づくりという面から提

言をしております。

　これを読んで私は特に感じたことは、現在の小学校は生徒数も多く、学級数も多いために、学年単位のまとまりが全くないということ。それと、小学校は本来低学年、一、二年生と高学年三、四、五、六、この辺とにはっきり分けて考えられなければいけないと思うんです。ところがそれが欠けています。

　そこで思うのは、たとえば学年単位で一まとまりにできるようなオープンスペースはつくれないだろうか。新しい学校は一学年二学級です。十分可能だと思うわけです。二つの学級が一緒になって一学年として何かできるようなスペース、そういうものができないだろうか。そしてグラウンドについては、低学年向きの小グラウンド、これもつくれないだろうか。低学年と高学年が同じ大きなグラウンドで遊んだりしますと、どうしても高学年に低学年は追いやられます。一緒に共存するということはできません。体力的に低学年のことも考えた校庭づくりを、ぜひできないだろうか。

　そこで、ただいま申し上げたような提言内容も盛り込めるような新しい学校設計を考えることができないだろうか。ぜひやってほしいと思うわけですけれども、以上、二点をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　いま御指摘になりました新しい学校づくりという中で、できるだけ取り入れられる面を、これは施設の方とも検討しながら設計段階にも取り入れられる部分は積極的に取り入れていきたい、こう考えております。

　ただ、特別教室等につきましても、最近つくられている学校では、たとえば家庭科の教室等が直に校庭の方から入って地域の婦人の方たちが料理教室その他をやっていくのに、一々校舎の中を通っていかなければ対応できないという方法でない設計等も旭が丘小学校、あるいは程久保小学校あたりでも考えられておりますので、そういう点等、いわゆる特別教室の棟と普通教室の棟、こういうものをある程度分離しながら対応できるものは対応していきたい。

　それから学年単位の集会施設、これあたりもとりあえず中学校の方から手がけているわけでございますけれど、中学校の給食問題等ともあわせて中学校ブロックのコミュニティーの場という形でもとらえられるように、また、中学校の教室活動そのものが小学校の学級担任制というよりも、いわゆる教科担任制という制度を取っている関係で、やはり学年としてまとまった形の集会、こういうものが小学校以上に活発に持たれるということもございますので、中学校の給食の食堂、これが単に食事を取るだけの場でなくて、食事以外にそういうような生徒の特別教育活動の分野でも活用でき、さらに学校の教育活動に支障のない範囲では地域の方々も自由に使うことのできるようなス

ペース、そんなものを中学校から心がけているわけでございますけれど、小学校等につきましても、これは教室と教室の間の仕切り等が比較的簡易に取り外し、あるいは取りつけ、こういうことができるような構造の上でのとらえ方があるならば、まあ、昔の学校はよく卒業式とか、その他儀式をやるときに普通の教室の間の仕切りを三教室とか四教室取り外して、そこが儀式場にすぐ変化する、こんなような形での技術等も、昔でさえも取られていたわけですから、そんなようなことなども考慮に入れながら学年単位の集まり等ができるような間仕切り、こういうものが取れるか取れないか、この辺についても十分設計段階で検討しながら進めてまいりたい。こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　現在のところ基本設計といいますか、そういうものはもうできているんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　一応学校の大まかな配置図並びにそれに伴う、先ほど申し上げました平米、これらは出してございますけれど、具体的にその中身をどういう形でやっていくかというのは、今回の補正予算で設計委託費が通過した時点で正式に取り組む、こういう形になっております。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　わかりました。いずれにいたしましても、これまでの学校建築のパターンを大きく変えていくのはなかなかむずかしいかとは思います。

しかし、先ほどの数字を見てもおわかりのように、事日野市内の小学校づくりに関しては、いまの人口増のぐあい等を見まして、この二十小のあとはかなり先になる、あるいは現在の小学校同士の統合ということすらあるかもしれない。最後の小学校づくりになるかもしれません。その辺も踏まえまして、子供たちのために定型にとらわれない新しい発想の学校づくりをぜひお願いをしたいという面で、最後に市長さんにこの件についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり日野市全体はまだ発展途上でありますし、区画整理事業等を行うことによって学校用地の確保をも進めることになっておりますから、最後の学校づくりだなんていうことは当たらないと思っております。

それから適正規模、つまり四十人制がすでに成り立っているところもありますけれど、将来、こういう方向で当然進まなければなりません。要するに義務教育の中の小学校として、地域にもよく溶け込んで、そうして子供の教育、あるいは地域社会のよりどころ、こういう意味での現在の提言は、将来、採用すべき考え方になるべきものだ、こういうことについては賛成でございます。そういう方向で日野市の教育がますます安定をし、子供のために役立つこと、そうしてまた地域の自治体の発展に基本的な位置づけを持つこと、こういうことについて進めていくのが教育行政に課せられた大きな一つの転換でもあるということは、同感に思っております。そのようになるべく努めてまいりたい。このことには異論はございません。

○議長（石坂勝雄君）　馬場弘融君。

○八番（馬場弘融君）　それでは、ぜひ子供たちのためによい学校を、それで地域にも開かれた学校をつくっていただくよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって六の二、仮称第二十小学校建設のあり方についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩といたします。

午前十一時三十五分休憩

午後一時七分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

七の一、自治会等及び自治消防についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

〔九番議員登壇〕

○九番（高橋徳次君）　それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず第一に、自治会等及び自治消防についてということでございますけれど、日野市には福祉とか、教育とか、スポーツとか老人、また官庁関係等のいろいろな団体がございます。これらすべて任意団体でございますけれど、おのおのの団体がそれぞれの分野で、またそれなりのりっぱな活動を自主的に行っておるのが現在の状態です。

しかし、これらをとりましても単位単位の問題でございまして、やはり市民の全般的な、要するに普遍的な問題というようなことになりますと、何と申し上げましてもやはり自治会とか、またその上にある連合会とか、そういうところに持ち出されてくることが多いというふうに考えられます。この自治会関係の組織ですけれど、昭和五十年までは自治会の上に地区連合会、またその上に日野市の自治会総連合会ですか、そういうものがありました。それで、要するに市民の広域的な要望とか、また、行政の方からの重要な問題とか、そういうようなものは総連合会を通されまして、それで各地区連合へ流れる。その上で、また各単位自治会へ流されたというような状態でした。

また、その反対に今度は単位自治体から総連合の方へ吸い上

げてくるというような形でやってまいりましたけれど、この組織も昭和五十一年の四月でしたか、総連合会ないしは地区連合会ですね、これに対する補助金が打ち切られたというような経過がございまして、これに反発して五十一年六月でしたか、総連合会は総会の席上で解散というような経過をたどっております。このときの理由は、確かに打ち切られた理由は、市の財政上の理由という説明だったと思うんですけれど、連合会なり、また総連合会なりが活動していく上においてはやはり何らかの補助がないということになりますと、その活動はどうしても活発にできません。そういった意味におきまして、総連合はその時点で解散はいたしましたけれども、その後、各地区の地区連合以下はそのまま存在し、また、それぞれ活動しております。

最近、福祉にしましても、また教育にしましても、その他防災等にいたしましても、要するに行政のみでは対応し切れないところは、やはり地区連合なり自治会なりというようなことになってくると思います。そういう意味におきまして、行政と連合会なり自治会なりというものは、切っても切れない縁にあると思います。

現にいろいろ募金ですとか、また、自治会に対しても行政の方からいろいろな要請がございます。また、後ほど申し上げますけれど、ごみの収集等とか、また、町名地番の変更、何か問題が起きれば、結局自治会の役員会で諮られるというのが通常じゃないかと思います。単位自治会で処理していけない問題は、要するに連合会というようなことに持ち込まれましてやっていくという状態ですけれど、何分、とにかく昔と違いまして非常にせちがらい世の中になってまいりました。ですから近年、自治会長なり、また連合会長なり、またそれに付随いたします役員ですか、これの引き受け手が非常に少なくなっている。それで各自治会では、また、各連合会では非常に役員の選出に苦慮するというようなところが多くなっているのが現状のようです。

募金などにいたしましても、昔は一戸一戸役員の方が歩きましたけれど、いまはその暇がないというような方が多いので、一括して会計から出してしまう。したがって募金の額は減少するというような状態がふえつつあります。また、その他でも行政からいろいろ依頼はまだあります。たとえば道路を拡幅するとか、下水を新設するとかいうような場合においても、地主との交渉の地ならしは、これを先にやってほしいというようなこと等がございます。そういった意味合いにおきまして、市の方でも市民に自治会とは何たるかということがもう少し広報等で市民に知らせていただけないかということでございます。

いずれにしましても、単位自治会長なり役員になられる方は、非常にむずかしい問題はなるべくこのごろ避けて通るというような風潮が強くなってきております。中には、また反面、一生懸命やっていこうというふうに考えている自治会長さんももちろん数多くございますけれど、一般的な風潮としてはわずらわしいことを避けて、なるべく一年間を無事に過ごしていきたいという方が多く見受けられるようになっております。

しかし、福祉にしても地域福祉が叫ばれ、防災にしても広域防災ですか、これが日常化している昨今でございます。そういった点におきまして、市長にお尋ねしたいと思うんですけれど、市長さんの自治会ないし連合会等に対する考え方を、ここでちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　先日もどなたかの質問にそのような、つまりごみ問題を中心として地域自治会との交渉、了解をせよとか、こういうこともございました。そして、新しく人口増加を遂げつつある日野の町でありますから、一応かつてでき上がっていた部落共同体的な自治会組織というものがだんだんと細かく改変をされまして、そうして今日、任意という形ではありますが、三百に近い大小さまざまな自治会形成がなされてまいっております。

そして、今日私どもが新しいコミュニティー形成ということを目指しまして、再度ふるさとづくりという発想を込めて、そういう住民自治の形態がおのずから整ってくるようにということを期待をいたしております。その過程が今日の状況だというふうに思うわけでありまして、法律や条例に基づきます団体自治というのは、これは市町村が一つの単位となっております。その下にというふうな関係ではありませんが、地域地域に自分たちの共通の問題、環境の問題もありますし、いまおっしゃるようなふれあいや思いやりの関係の地域に帰属するという立場の、そういういわゆる自治会が形成されることはきわめて重要だというふうに認識をいたしております。

その際に行政指導型でいくか、住民自治の形でみずからその形をつくり上げていくか、この点が私は大切なところだというふうに思うわけでありまして、今日は単位自治会に世帯単位とする、若干ではございますけれど、事務補助の一部を差し上げて、それを単位自治会が地域の連合体として持ち寄られ、それらによって運動会でありますとか、あるいはやや広域のコミュニティーの形成活動に用いられることがやっぱり民主的な住民自治の形成される経路ではなかろうか、そのように考えております。なにか部落共同体的にできておりました組織が、要するに今日は通用しなくなったということが一つの大きな背景であります。しかし、住民意識が、要するにコミュニティーとしてまとまることの願望もだんだんと高まってまいっておりますから、そういう形で、まあ、形の姿はいろいろあるかもしれませんが、なるべく民主的に自分たちの問題は自分たちで解決をしていこうという意欲、特に環境の問題、あるいは子供たちに対

します育成の問題、そのほか親睦の問題も含めてそのような姿が底辺から成り立っていく、これが一番望ましい姿だと思いますし、すでにそういう姿がある程度完成している地域もあるように思います。

市の方の意思によって、なにか連合会が補助金を打ち切ったことによってやめられたという、私は、そういうことではなかった、こう思っております。できるだけ地域地域が共同意識に立たれまして、そうしてまたそれが共通の問題についてともに協議をされる、こういう形が成り立つことは、新しい町の形成のために大変有益だ、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　ただいま市長から答弁をいただきましたけれど、総連合会が解散したのは財政的な理由ではないというふうなお答えのようでしたけれど、確かにその他にもいろいろな原因はございました。しかし、いずれにしても総連合会が二十有余年の歴史にそこで終止符を打ったのは、あくまでも引き金になったのは、要するに補助金のカットということでございます。

それはさておきまして、いずれにいたしましても私がなぜ自治会ないしは連合会、そういうことを伺いますのは、次に伺います自治消防ないしは生ごみ、今回の粗大ごみや生ごみ等の収集方法の変更、そういったものにも関連してくるから一応伺ったわけでございますけれど、確かに自治会と申しますのは、ないしは連合会等は、要するに任意団体でございます。ですから行政が深入りするということは、ある面においてはまずいかもしれませんけれども、いずれにしても市政を行っていく上においては行政と自治会というものがスムースに運ぶのが一番よろしいんじゃないかというふうに考えておる次第でございます。

それで、次の自治消防の件に移らせていただきますけれど、これは、要するにいま日野市には自治消防団ですか、これがございます。この自治消防ですね、私がなぜここで伺うかということは、この自治消防は、たとえば私が住んでおります方の六分団を例に取りますと、これが絶えず自治会と連合会ということで密着しております。そこで伺いたいのは、現在、自治消防に出ております市の方の補助金の内容をもう一度御説明いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　自治消防に対する補助金の、どういう種類の補助金、それからどのくらいの額が出ているかというお尋ねでございますが、一応、現在四百六十八人ほどの現団員がいらっしゃいますが、この方に対します給与手当、それから出動手当、それから分団区の運営交付金等が出ているわけでございますが、特に五十七年度よりは給与手当が、五十六年度までは約千円でございましたが、それをに支出いたしますのは、いわゆる共済金の掛金の方だけでございます。

にアップいたしまして二千円ほどの手当を差し上げている、こういう内容でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　それではここでお尋ねしますけれど、千円アップされたということでございますけれど、今年度から実施される消防団の共済金ですが、この点はいかがなさっていますか。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　消防団等の災害共済組合がございますが、これに対しましても日野市だけではございませんので、都下数市の共済になっております。そういうようなわけで、現在、退職金あるいは退団金、そういうような面におきましてそれ相応の共済組合において内規的に決められております相当額をお支払いしている、こういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　その共済金は、別途に出ているわけですか。それとも出動手当なり、分団へ回る補助金なり、そのいずれかから出ておるんですか。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　当然、組合共済金でございますので、市の予算からは出ておりません。予算的に支出いたしますのは、いわゆる共済金の掛金の方だけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　私がなぜ共済金を伺いましたかといいますと、私の知る範囲では現在、一分団へ二万円ですか、それから各部へ六万円ですか、それからあと出動手当ということで、分団に対しては十四万円出ていることになるわけなんですけれど、六分団の場合で申しますと、これが四十名団員がおります。その団員の補助金なり、分団の補助金なり、また出動手当なりからその掛金、たしか三百円と伺いましたけれど、これを差し引きますと分団の運営費、これが非常に少ない。年額七万二千円ばかりが消えてしまうわけです。

そういった中で、これは分団によって資金的な運営の仕方はそれぞれ違うでしょうけれど、どの分団を取りましても補助金と出動手当だけではとても運営つかないというようなことで、六分団の場合はやはり連合会から年額十数万円の補助を毎年しております。そういう補助をしなければならないというようなことで、連合会自体も財政的に非常に圧迫されております。先ほども申しましたとおり、連合会には何らの補助がございませんので、結局、傘下の自治会がら上がってくる会費で賄っておりますので、そこへ多額の補助を分団の方へ出すということになりますと、たださえ苦しい連合会の活動がさらに苦しくなるというの

が現状でございます。

また、消防団の団員の方としてもやはり賄い切れないというようなことで、災害とか水害とか、そういったことは別として、要するに連合会との関係を密にしていかなければならないということで、連合会の方でもいろいろとお願いはしている状態でございます。

そういった意味におきまして、せめて共済掛金、これくらいは手当や出動費から別途に考えていただくというわけにはいかないんでしょうか。お伺いします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。共済会、それから互助会、そういう組織がございますが、自治消防の待遇改善という問題につきましては、いろいろ考えておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように手当等の増額、そういう具体的な前進の面もございます。

そういう中におきまして消防委員会、そういう組織がございますので、その中でいろいろ今後も検討していきまして、なお一層の向上に努めたいというふうには考えておる次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　そのほかにも、消防団員を選出するに当たりましても最近は非常に勤めの方が多いとかいうようなことで、団員の選出には恐らくどこの消防団も苦慮されてるんじゃないかと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）ましてや新興住宅地が近いところほどその傾向が強いと思います。せっかく選出しましても名前だけの分団員ということでは困りますので、以前は自治消防自体が団員の選出をし、その団でまとめておりました。

しかし、最近、なかなか自営業の方というのが少ないものですから、在来の農家の方にしましても働き盛りの息子さんたちはやはり勤めに行かれている方が多いということもございます。そういった中で、なるべく四六時中在宅しておられる方を選出するというふうな状態になっておりますけれど、それにつきましてもなかなか在宅者がいない。また、行っても断わられる。ということは、一度消防に入ってしまうとなかなかかわりが見つからないということで、どうしても尻込みされてしまう。すると、何とか自治会なり連合会なりでそれを補強してくれないかということで、毎年自治会ないしは連合会の頭痛の種になっております団員の選出ということでございます。

ですから、いずれにいたしましても、とにかく奉仕活動の中でも消防というのは、いざ出動ということになれば火災にしても水害にしても、また地震にしても、とにかく非常に身体的に危険度の高い団体でございます。そういった意味におきましても、より以上当市におきましてももっと自治消防というものの認識を深めていただいて、なおかつ自治消防の一般への普及、これを広報なり何なりを通じて、事あるごとに周知していただければ幸いだと思います。

まだ日野市には公設消防車の入らない道路が至るところにございます。前にも申し上げましたとおり、せっかく公設消防が来たんだけれど道路が狭くて、それを無理して突っ込んで引きもできない、出ることもできないというような状態で立ち往生をしてしまったということもございます。

また、公設消防の方は九分どおり消火しますと、後は自治消防さんお願いしますということで次の火災に引き上げていくのが普通でございます。

そういった現状でございますので、この際、市長さんの自治消防に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

（「いい質問だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かつての農村的な部落共同体で保たれていた自主的消防機能ということのよさがあったわけであります。それから人口がふえまして都市化いたしますと、それだけでは対応し切れませんから、そこで一時は自治消防といういわゆる行政組織の消防機能を持ったときもあるわけでありますが、その後、大きく変わって今日はわが市を初め東京都下の大多数の市は東京都消防庁と委託契約を結んで都市消防、都市災害に対する大きな変更を見た、こういうことであります。

しかしながら、旧来ありました消防団がそのために必要がなくなったということでは決してありません。したがって、なるべく自治精神にのっとりまして、そうして自主的な消防団が編成されて、しかも地域地域でできる限りの初期消火でありますとか、あるいは火災の後の共同的な後始末の手伝いでありますとか、このことに受け持ちを持つまたよさ、その必要さが残っていることも事実であります。

したがって、両々相まってという関係が望まれるところでありますけれど、しかしながら今日の住民意識としては、特に農村時代と違って、地元ですべての人が働いておるというわけではありません。団員の保持ということの困難は、都市化すればするほどいずこの土地でも困難になり、変容を来している、これも否めない事実であります。したがって、今日私どもの消防団に対します期待は、できるだけ機材等にも整備をし、団員の方の確保にも努力をし、また、団員が活動される条件もなるべく整えていこう、こういう状況で進んでまいっております。

ただ、その際に地元部落が消防団維持のために特別に金銭を支出されるということは有山市長の当時、趣旨が改廃されまして、これは市の行政が受け持つ。必要なる経費は、市の公金で受け持つ、こういうことになっておりますから、なおその上に自治体が消防団育成のために努力をされるという意味を無にするものではありません。ですから原則はすでに固まっておる、

このように御理解をいただいて結構と思っております。

そうして今日、消防団のいろいろな消防団活動、条件整備も大切でありますから、もちろん身分の保証なんていうことはとうていできませんが、出動手当を多少でもふやすこと、あるいは災害に対する保険的補償をなるべく明らかにしておくこと、こういうことは大切だというふうに思っております。よく共済制度というのは主体になる側と、それから利益を受ける側といいましょうか、そういう立場から折半されて資金が成り立つという制度になっておりますが、そういうことでありますならば私はそれに相当する経費を個人の出動手当なり何らかの形で団の方に、団というまとまった形か、あるいは消防団員という形かで補いのできるようなことを考えたい、考える必要があるだろう、このようにいまの御質問に対して感じております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　この自治消防に対しましても、私も若いころは十数年入った経験がございます。その当時は手押しポンプでございましたけれど……。

いずれにしましても、先ほど来申し上げました自治会のこと、また、自治消防のこと、これらはすべて行政と非常に密接な関係にあるということでございます。そういった意味合いにおきまして、これは要望でございますけれど、とにかくその任意団体に対してより深く理解していただいて、また、市民の方にもより広く理解していただいて、それでともに密接な共同行動がとれるようにそれぞれの団体なり、それぞれの消防団なりに温かい目を向けていただいて、今後の行政に反映させていただきたいというふうに要望しておきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって七の一、自治会等及び自治消防に関する質問を終わります。

七の二、粗大ごみ収集についての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○九番（高橋徳次君）　それでは二番目の質問に移らせていただきます。

粗大ごみの収集の件でございますけれど、これは粗大ごみ、生ごみ、危険物等を含めまして今回の再々問題になっております収集方法の変更、これについて伺います。

市の方では、今後四年間にわたりごみの収集方法を全般的に変更を計画したということでお話がございましたけれど、これは在来の収集方法と比べまして一長一短はあると思います。このいずれがよいか悪いかは、その結果を見た上でなければわからないことであるとは思いますけれど、市の方の理由としてはごみの減量化ですとか、また、収集能力の合理化ですとか、また、交通の障害にならないようにというふうなもろもろの理由を挙げてございます。また、財政的な面も挙げておられますけれども、それはあくまでも行政の方の理由でありまして、また、

出す方の市民の方々にすればそれぞれの意見があると思います。

前回、ポリバケツから現在のダストボックス、この収集に切りかえたときにも、たしか私の記憶によりますと、市長の方より　連合会に申し入れがあり、それでまず総連合会で討議され、それがまた各地区連合会へ持ち帰られ、単位自治会へ流され、それで単位自治会の意見を吸い上げてまた総連の場で練りというふうな、それの繰り返しで、たしか数カ月ないしは小一年近い日時を費やしたと思います。

そこで、そのときにも一番問題になりましたのは、要するに日野は道路事情が非常に悪いということで、収集車並びにボックスを大小二つつくってほしい、これが絶対条件で、そのとおりにいたしますというのがそのときの結論であったと思います。しかし、行われてみた結果が、やはり懸念されたとおり大きい車一つのみで、小さいのは実現を見なかったというふうな経過がございます。

今回の件に関しても、希望された地区なり、また自治会なりへは職員の方が出向いていろいろ説明されているようですけれど、先だっても伺いましたところ、その結論はどうも反対だという地区が多いように見受けられます。これは全面的な変更ですので、本来ならまず各自治会なりを通して住民の意見を十分ただした上で立案、計画された方がよかったんじゃないかというふうに考えております。

それともう一つは、心配される点は、最近はそれほどでもないんですけれど、以前、くみ取り業者が、全世帯のほとんどがくみ取りに頼っていた当時、非常にくみ取り業者の方が横暴だったということで、くみ取りに来られる業者に自分の家だけはていねいにくんでいただこう、また自分の家だけはくみ取り残されないようにしようということで、収集に来られる業者に物品をやっていた家庭がかなりございました。幸いくみ取りが減ったせいか、その傾向は多少薄らいでいるようですけれど、しかし、いままでのダストボックスの収集業者の状態を見ますと、ダストボックスに入り切れないごみをボックスのわきに置く。そうすると、わきに置かれたものはいつまでたっても持っていかない。それはその近所の方ないしは自治会の役員が回って、それを整理するというふうな状態でございました。

今回の変更について、職員の方はいろいろと説明に出向かれ、また、御苦労なさっているようでございますけれど、私が心配しますのはそういった業者でございますので、今後、粗大ごみは今度は各家庭へ直接回られますけれど、その場合、要するにいままで市の方でも広報なり、パンフレットなりで各自治会を通して配ったり、また折り込みで配ったりということで何回かPRはされたようですけれど、また、自治会でも毎年くどいほど文書なりで捨て方とか、ごみの種別、そういったものの啓蒙の文章を配布します。しかし、幾ら配布してみてもやはり読ま

れない方がかなりあるということです。ですからいまもってごみの種類とか、ごみの出し方を知らない人が数多くあります。これは今後こういった点は一層啓蒙していかなければならない点だろうと思うんです。

粗大ごみの場合、いままでですと大きな場所に週一回出せばよろしかったんですけれど、今度はそれが直接学庭家庭、個人個人になる可能性があります。そうなった場合、ごみの出し方すら知らない人があれもいい、これもいいということで出して申告しますと、いざ来てみて業者の方がこれは持っていけない、あれは持っていけない、そこで当然トラブルが起きる。また、そうすると、せっかく出したものだから何とかそれを持っていってもらいたいということで、そこでまた業者にそれでは心づけをというようなことが出てくる可能性があると思います。

そういったことで、この点に関して市の方ではどう対処されてゆかれるか、お伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（伊藤正吾君）　お答え申し上げます。まず、粗大ごみの収集方法の変更につきましては、十月一日から申告制になる、こういうことで広報等でＰＲしているところでございます。それで、現在は粗大ごみ施設につきましては三百数カ所の常置してある捨て場があるわけでございますが、これは御案内のように非常に不法投棄の原因の場所になっている。こういうことで、やはりごみ資源の対策委員会でもこの方法につきましては見直しすべきではないか、こういうふうな御提言もいただいてございます。

それから、実際に私どもが収集ごみの現場を見てまいりますと、商品の投げ捨てが相当に多い、こういう実態がございます。これは勢い非常に町の美化にもいろいろ関連してまいりまして、これは廃止の方向でいかざるを得ない、こういうことで結論をつけたわけでございます。

それで、ただいま御心配のような、今度は申告制で各家庭に、各家庭といいますか、そこまで、公道でございますが、各家庭から公道まで出していただきたい。その際には表示でもしていただきたい、こういうことで電話で連絡していただければ、何月何日に伺います、こういう形になるわけでございます。そういう意味で、実際に御心配になるような危惧もございますけれども、これらにつきましては特に私どもの方では業者に注意をいたしまして、こういう実際にトラブルが起こらないような形で指導してまいりたい、かように考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　いままで説明なり、またその説明会なりの話を聞いた範囲によりますと、大多数の地域で、また、自治会での反対のところが多いというふうに伺っておりますけれど、いままで説明されたところも全体ではないと思いますけれど、また、どうしても在来のボックスを残してほしいというふうに強く要望される地域が必ずあると思います。そういった場合、従来のダストボックスをそのまま残すか、その地域へ。残されるか。残されたとしたら、結局、ダストボックスと袋と、在来のポリバケツというふうな変則的な形が生じてくるんじゃないかというふうに考えられるんですけれど、もし、そういうふうに変則的な形が生じた場合にどうされるか。この点、市長さんにお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　清掃部長が答える事柄ですが、いま御質問は粗大ごみ置き場のことを伺っているように思うんですが、ボックスのことですか。（「ボックスの方です」と呼ぶ者あり）粗大ごみ置き場のことを問われていることで、まずお答えをしたいと思います。

粗大ごみ置き場は、一番最初に日野市内でかつては便利な場所ではありましたが、今日は一番清掃上、あるいは環境上、特に近隣に御迷惑をかける、場所が得られなくなる、そういう意味で整理すべき第一段階だということで、これは第一原則に沿って取り組むつもりでございます。大きな変更でありますから、確かに不安の点を指摘されることもありますけれど、各戸収集に近づけるということは、これはごみの収集方式としては一つの理想だと思います。それに近づけようということでありますから、それがやれるか、やれないかという疑問もわれわれも出ないではございませんが、通報によって、そうして日にちと時間を決めて直接に受け取る。これによって大きな実験をしてみたい、このように考えております。

それからボックスのことにつきまして、いま、いろいろと問われておるようでありますが、ボックスの原則としては、今日都市の密度が高まるにつれまして路上に設置するということの矛盾、不合理性が大変高まってまいっております。そういう意味で、何か新たな方式をということで考えておるところでございますから、画一的にやるべきか、あるいは地域をある程度分けて現実性に沿ってやるべきか、このあたりのところがこれからの課題である。しかし、原則は変えられないということに置きたいと思っております。

原則と申しますのは、つまりクレーン車を使うことの、今日いろいろな隘路が生じてきた。つまりボックス方式、従来市民になじまれてかなり便利だということで評価もいただいておるボックス方式の功と罪が客観的な評価で転換をしつつある、このことから考えなければならない将来の課題でもあります。その例もいろいろ学ばなければなりませんし、市内で住民自治、行政の清掃サービスという連携プレーの関係でいい方法を確立していく、これがねらいでございます。

要するに、ごみサービスは将来とも続く安定な姿で確立しなければなりません。それがわれわれの清掃行政に臨みます、特に住民自治との協力、この観点でぜひ成功させねばならない課題として取り組んでまいりたい、このような次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　それでは最後に要望しておきますけれど、先ほども申し上げました収集業者の収集態度、これは行政の方から十分御注意願いたいと思います。

それと同時に今回の変更、これは今後一層住民との対話を持たれて、十分納得した上で施行されるよう要望して、この件は終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって七の二、粗大ごみ収集に関する質問を終わります。

七の三、豊田駅―豊田団地―武蔵台―豊田の循環バスについての通告質問者、高橋徳次君の質問を許します。

○九番（高橋徳次君）　それでは三番目に、循環バスの件についてお尋ねいたします。これは三月の議会にもちょっと質問したんですけれど、一応、後ほど文書回答ということで文書回答はいただきましたけれど、再度また質問させていただきます。

また、全般的なことは午前中、馬場議員より詳細にわたって質問がございましたので、この件に関しては過去四十九年でしたか、平山、西平山、東平山を含めた平山連合会から出されました請願の件についてお伺いしたいと思います。

この請願は採択されて、一応五十年でしたか、一億八千万だかの予算が計上されましたが、結果的には成立を見なかったというような経過がございますけれど、その間のどうしてできなかったのかに至るその経過をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○財政企画部長（生野　清君）　お答えいたします。四十九年から私の方の調べですと五十二年までの間にわたりまして、いま御質問のありました請願が出されております。つまり、循環マイクロバスの運行という請願でございます。それにつきましては、一応請願採択された後、当時の担当者もそれぞれに予算措置等の配慮を考えたようでございますが、道路整備とかいろいろな条件を勘案した上での措置として、現在のところ市の行うマイクロバス計画というものは中止になっております。

それから二点目の、一億八千万の予算計上の件でございますが、これは平山の補助十二号線に対する道路拡張のための予算計上でございました。昭和五十年の予算に計上されておりました。それが五十一年三月の議会におきまして、その件につきまして三浦議員より御質問があり、やりとりがあったわけでございます。

います。それらの経過につきましてはいろいろ問答の中で、結論として申しますと、つまり一億八千万市の財源プラス国の起債を予定したのでありますけれども、起債が認定にならずに建設ができなかったという経緯でございます。

それらの経緯を踏まえまして十二号線の整備がなされなかった、そういうことも循環バスのできない一つの理由としてとらえられている、そういう説明になっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　そのときに用地買収にかかられたようで、十二号線のですね、拡幅のための用地買収にかかられたようですけれど、その経過をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。いま、企画財政部長の方からお答え申し上げましたように、五十一年の議会の中で質疑がなされておりまして、その会議録を見ますと、今後地主さんの協力を受けていくことで話を進めていきたいというふうな話が出ております。

それで、私どもの方も道路行政の立場で、この補助十二号線の拡幅につきましては五十二年度以降、部分的には路肩の整備、あるいは側溝改修というふうな形の中で取り組んできております。しかし、何分にも在来の道路でございまして、これをバスが運行できる、可能な幅員に拡幅するということになりますと、どうしても地主さんの協力を得ながら道路買収をして、道路の幅をせざるを得ないというような結論になるわけでございまして、それにつきましては私も大変申しわけございませんけれども、具体的にそういうものを、地主さんたちに対する具体的な、用地買収に対する交渉の経過は聞いておりませんけれども、しかし、地元の協力ということでいろいろお願いをしていきたいというふうに考えておりますし、当然、財政的な問題もございますので、買収ができる十分な見通しがございますれば、当然これに必要な予算財源の確保ということも要求していきながら、補助十二号線の拡幅という問題については取り組んでいきたいというふうに考えております。

あの地域につきましては、道路公団の開発というふうな計画も聞いておりますけれども、この開発に伴いますところの道路網の整備充実ということは将来的な問題といたしまして、とりあえず御指摘の豊田団地から十二号線を通りまして都道へ出て、そして豊田の北口に通ずるバスの路線、こういう路線を確保するためには、一部やはり豊田電車区から西に参りまして、国鉄の中神駅までの補助十二号線の拡幅という問題がやはり絶対条件になりますので、今後やはり地元の方たちの御理解をいただきながら努力をしていきたい。

なお、拡幅に必要な地積測量の関係などもこれから準備を進

めていかなければなりませんので、これらについても努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　高橋徳次君。

○九番（高橋徳次君）　いずれにしましても、市庁舎を中心にしましていろいろな施設がつくられてまいります。しかし、どの施設へ来るにも先ほど馬場議員が申されましたとおり、来る交通網が一つとして整備されておりません。これは私どもが住んでいる西平山、東平山だけではなくて、先ほどから出ましたとおり日野にはまだあちこちにございます。そういった意味におきましても、とにかくどうしてもこの路線バスは一日も早く実現してほしいというのが、それぞれの地域の人々の願いだろうと思います。

私どものそばで言いますと、とにかく中央線豊田駅間と八王子間は長い、中央線でも一番長いというようなことでございますので、何とかそこへ駅をつくってほしいという運動を起こそうじゃないかというような話もございます。しかし、事国鉄の駅となると、これはなかなか実現をさせるということはむずかしいと思います。しかし、むずかしいからといって放っておくということは住民に対しても本当に申しわけないというふうに思うわけでございます。

そういった意味におきまして、とにかくどの地域をとりましても本当に不便なところは一日も早く循環バスを何らかの形で回してほしいということを要望して、終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって七の三、豊田駅―豊田団地―武蔵台―豊田の循環バスに関する質問を終わります。

八の一、行政の防災対策はこれでよいのかについての通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔十四番議員登壇〕

○十四番（川嶋　博君）　それでは、行政の防災対策はこれでよいのかについて、一般質問を行います。

予想される大地震の被害を最小限に食いとめようとする総合防災訓練が、防災の日、九月一日各地で行われ、わが日野市では五日、南平二丁目で行われました。参加機関は日野市を初め日野警察署、日野消防署、日野市消防団、日野市医師会、日野建設協和会、日本電信電話公社、日赤奉仕団、自治会の方々によって総合防災訓練が実施されました。こうした訓練を繰り返すことによって、防災に対する認識が改めて向上したと私は判断をいたします。

行政として、防災には三つの対応に分類することができると考えられます。山間部の宅地開発や、河川及び都市整備の対応、警戒宣言が発せられたときの予知の対応、実際に災害が発生したときの対応があります。

二番目の、警戒宣言が発せられたときの予知、対応でありますが、地震警報というのは私たちはかって体験したことがないので、一つ間違えば大変なパニック状態を引き起こす可能性があります。中でも、混乱を起こさぬ情報の流し方、受け取り方の研究が大切であります。（「そうだ、そのとおりだ」と呼ぶ者あり）そのためにも訓練をたび重ねることによって規模を広げつつきめ細かにしていくのが重要であると思います。しかし、こうした訓練を繰り返すことによって、災害は必ず事前に警報が出るのだという認識が広がりはしないかと、心配があります。

この夏、長崎地方を襲った集中豪雨や、各地に被害を起こした台風十号の風水害の経過を見るごとに、水害に対する予知の対応が軽視されたのではないでしょうか。今回の予報もかなり迅速に正確であったが、それでも避難がおくれ泥津波の被害に遭い、多くの尊い人命を失い、過去の教訓が生かされなかったという点をまず見直すべきであり、行政として市民の皆様にわかりやすく指導することが必要であります。

災害に強い都市づくり、わが日野市では自然環境が急速に変わり、特に南部丘陵地帯では自然の防水壁である森林の荒廃、水田の宅地化も河川のはんらんや土砂崩れを引き起こす要因ともなっております。（「ほかにも原因あるぞ」と呼ぶ者あり）日野市も都市の過密性がますます進んでいる現在、地震や台風など災害に対する防災対策を怠ることなく、積極的に対応が必要であります。行政当局だけでの問題ではとどまらず、市民一人一人が防災に対する自覚と責任を持ち、協力し合って生活を守る、これが防災に強い都市づくりと言えるのであります。そこで、次の質問に入りたいと思います。

お年寄り、心身障害者対策、幼児の防災対策について、非常ベル、テレホン救済の対策を行うべきであると思いますが、福祉の担当者としてどのようなお考えでいるか。

また、水道管または消火栓等を含めて、日野市内にはスレートの水道管等が敷設されておりますけれど、大震に対してどのような対策を持っておるか。

また、災害時の給水対策、飲料水の確保については水道行政としてどのような考えでいるか。

また、病院関係につきましては、地震の際の避難及び災害等の避難について。また、医療機器の耐震対策、ガスや爆発等の対策を厳重に行うべきであると思いますが、病院関係としまして対策はどのような考えを持っておるか、質問いたします。

また、学校関係につきましては、学童の安全対策、登下校の指導については父兄の協力をいただきながら安全確保を行うべきであると思いますが、どのような学童に対する安全対策を持っておるか。

また、災害発生時の防空ずきんという防具するものを各自備えるべきであると思いますが、いかが考えておるか。

建設関係におきましては、幹線道路の確保、それから公共施設の建物の安全性について。また排水路等の河川など独自の点

検チェックをさらに強力に行うべきと考えられるが、その点は行っているかどうか。

都市計画につきましては、都の建設指導に対して、日野市として丘陵地帯等の土地計画については独自の安全チェックを行うべきとありますが、この点はどうか。

また、住みよい町づくりについて。地震等の災害に対する項目を盛り込み、さらに開発の安全性に対する指導を行うべきであると私は思うが、担当としてはどのような考えを持っているか。

また、前回の台風十八号にあったように、災害本部としての情報の収集、連絡方法をさらに緊密に持つべきであると考えるが、その後の対策はどのようになっているか。

また、災害時の連絡等で五百メートル間隔に無線装置等の連絡網をつくり、各市民の防災に対する連絡を強化すべきだと私は指摘しますが、それに対する担当者としての考えはどのように持っているか。以上の点を答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。ただいまの御質問の趣旨は、一人暮らしのお年寄り、あるいは幼児、いわゆる社会的な弱者に対する防災対策はどうなっているか、こういう御質問の趣旨だと思います。

昨年の国際障害者年日野市対策協議会の中でも、この問題は話題として出されました。また、答申文の中にもございました。そういう関係から、当事の公害防災課長と一緒に消防署を訪れまして、特に火災に対する配慮はどのようになされているかということにつきまして、話し合いの機会を持ちました。

それで、重度の障害者ですとか一人暮らしのお年寄り、あるいは寝たきり老人に関しましては、私ども消防署に対しまして毎年一回、使用を特定いたしまして名簿、情報の提供を行っております。それに基づきまして消防署は火災の通報がございまして、消防車が火災の現場に向かう途中で、消防署の本部におきましてその名簿をくくるんだそうです。それで名簿を調べまして、火災の発生現場に一人暮らしのお年寄りとか重度の障害者がいらっしゃる場合には、すぐさま無線で消防車に連絡をいたしまして、十分な配慮をするようにという連絡を取るそうでございます。そういう意味においては、ほとんど完璧な対策がなされているように私は思って帰ってきたんですけれども、そのほかに地域、ことに御近所の方のそういった弱者に対するいたわりの心、そういったものを大いに喚起しなければならないと思いますが、また、それと同時に六十五歳以上の一人暮らしのお年寄りに貸与いたしております福祉電話でございますとか、あるいは本年度予算でお認めをいただきました黄色いハンカチ、

困ったときにそのハンカチを出して助けを求める、そういうハンカチも十一月までには配布できる見通しがついておりますので、そういうハンカチを有効に使いまして防災上の対策を十分にとってまいりたいと思います。

また、幼児の方につきましては、各保育園に防火管理者を一名ずつ置きまして、それぞれ保育所別に消防計画を立て、毎月一回の訓練をやっております。この訓練につきましても、内容をその都度変更いたしまして、地震や火事、風、水、風水害、そういったものの紙芝居ですとかスライドを利用しての理解、それからずきんを着用する練習でありますとか、机の下へもぐる練習ですとか、放送を聞いてすぐそれに対応できるような敏速な行動ですとか、それぞれその月に訓練の目標を立てて、その目標が達成できるような訓練を月一回やっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　水道部長。

○水道部長（土方武彦君）　水道管と消火栓の関係について、ちょっと申し上げます。

消火栓は、公共のために設置しなければならないことになっております。設置につきましては、設置基準というのがございまして、この設置基準によって設置されております。

第一には、消火栓は口の一つの単口消火栓といっております。それから二つ口のついている、これを双口消火栓といっておりますが、単口の消火栓については百五十ミリ以上の配水管、それから双口の消火栓については三百ミリ以上の配水管に取りつけることになっております。こういう基準に照らし合わせまして、日野市の水道については全部基準に合って取りつけてあります。

それからスレート管ということでございますが、これは石綿管のことだと私は解釈いたします。日野市には、まだ石綿管があります。その比率は全部で四二％前後、そのくらいになっております。特に多摩平は非常に多くて、九〇％になっております。

石綿管につきましては、確かに土壌の状況によって大分違いますが、対震性が確かに御指摘のとおり弱いということでございます。それで、年次計画によりまして少しづつ敷設がえをすることにしております。

それから給水対策でございますが、地震が参りますれば道路が寸断する、がけ崩れがある、そうすれば配水管も必ずその継ぎ目あたりが被害をこうむることがあります。

水道部といたしましては、最低どんなことがありましても飲料水だけは確保したい。それで、まず配水池を確保することが大事になってきますが、配水池は耐震構造になっておりますので、まず崩壊することはない。ひび割れはあるかもしれませんが、まず崩れることはない。若干の漏水は免れないと思います。

そこで、約一万三千八百トン、これが大体の配水池の容積でございますが、この三分の一を確保いたしまして、四千六百立方メートル、四千六百立方メートルだけは確保できると思っております。そして日野の人口約十五万人と見まして、一人飲料水一日に三リットルとなっております。そうすると四百五十立方メートルになりますから、約十日分の飲料水を確保できる、こういう考え方を持っております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　日野市立総合病院の災害対策についてのお答えでございます。

御案内のとおり、市立総合病院の場合には入院患者、あるいはまた外来患者等非常に出入りの多いところでございますので、特に災害等が発生した場合には細心の注意を払うと同時に、即災害等に対しまして対応できるような措置が必要だというふうに考えておるわけでございます。そのことを十分に踏まえまして、対策をやっているというわけでございます。

まず、災害が発生した場合には、中央事務室がございますけれども、そこに院内放送設備がございます。その院内放送設備を通しまして、全館に対しまして災害等の発生の状況を知らせますと同時に、事務室の中に消防署に通じます非常ボタンがございますが、これを押しますと直ちに日野消防署、あるいはまた多摩平消防署から応援に駆けつけるというふうになっているわけでございます。同時に、やはり災害等が発生した場合には、いわゆる初期消火が必要でございます。病院の中には消火栓が十ほどございますし、また、消火器が三十二個ございます。そういったものを用いまして初期消火をするということが考えられます。

それから、特に大火災等が発生した場合の措置といたしましては、御案内のとおり昭和五十五年と五十六年度の二カ年間によりますところのいわゆる増改築工事の中で、全館に対しましてスプリンクラーを取りつけまして、災害が発生した場合には、特に七十度以上の温度になった場合には自動的にスプリンクラーが回転いたしまして、大火災が未然に防げるというふうになっているわけでございます。

それから特に患者等の避難についての御質問でございますけれども、患者等の避難に当たりましては、特にそこに勤めておりますところの看護婦さん、あるいはまた病棟の医師等が災害の状況に応じまして避難の誘導に当たるわけでございます。二階、三階には救助袋が用意されてございまして、この救助袋を伝わりまして避難所の方に帰すということができるというふうになっております。

それから、各病棟には避難通路もございます。

それから東側と西側にはいわゆる非常階段がございまして、この東側、西階段を伝いまして、西階段からは先般できましたところの北原駐車場の方へ一たん避難することができるというふうな仕組みになっております。

それから東側の方の避難通路でございますけれども、この非常階段を伝いまして、東側にあります駐車場の方へ避難をするという仕組みになっております。

なお、これは一時的な避難所でございまして、さらに身の危険等を感じた場合には病院のすぐ南にございますところの多摩平団地中央公園の方に避難をするというふうな仕組みになっているわけでございます。

それから、特に災害等が発生した場合におきます危険物に対する防止対策についてでございます。病院の中には、御承知のとおりナースステーション、あるいは器材置き場等の中にガスボンベとか酸素ボンベだとか、あるいは薬品等がございます。こういったものが常に倒壊して大きな事故を起こさないような形の中で、毎年消防署等からの指導を受けているわけでございますけれども、特に酸素ボンベ、ガスボンベ、こういったものにつきましては倒壊しないように鎖で囲んだり、あるいはまた危険な薬品につきましてはボックスの中に入れたり、そういった形の中で最小限、そういった被害の起こらないような形の中で、常日ごろその任務に当たっているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　小、中、幼稚園関係の防災対策に対してお答えいたします。

施設の数が三十三施設、二万三千名近い学童生徒を預かっている、こういう関係の中で、児童生徒の生命の安全確保、これを最重点に置きまして対応しております。

避難訓練等につきましては、幼稚園、小学校では年間の行事計画の中で年九回、中学校でも五回の計画を立てて対応しております。

それから警戒宣言、突発地震、これの対応につきましては、教育委員から指導資料、これを各学校の方に配布いたしまして全体計画、それから職員の組織体制、それから緊急連絡網、これ等の確立を図る。落下防止あるいは消火器の点検、消火訓練等も実施しております。

父母への引き渡し訓練、これにつきましても小学校、幼稚園につきましては、この一年間に幼稚園では六園のうち五園、それから小学校では十九校のうち十八校で実施しております。

それから集団下校訓練、これは中学校の場合ですが、八校のうち六校が集団下校訓練という形での訓練を実施している。

九月一日の防災の日に、これは幼稚園二園を除きまして小、中全部、この防災の日を中心に防火訓練に参加しております。

今後の問題点としては、市の防災計画とどういうような形で連携をとっていく必要があるか。本年度の場合、学校関係につ

きましては九月一日の防災の日にこの行動を実施しましたし、市の方では九月五日というような形でございましたので、市の防災訓練の一環としての連携をとって実施していく必要があるんじゃないか。

それから、各学校に非常災害の場合の無線機等の設置、これはぜひ必要であろう。

それから引き渡し困難の児童というのが、両親の共働きその他で出てまいりますので、これらの引き渡し困難児童の校内の保安体制の確立、これをどう図っていくか。それらについて、本年度の防災訓練の反省として、さらに内容を詰めていきたい、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　私の方の建設部関係で、お尋ねのございました災害発生時における対策につきましてお答えいたします。

まず第一点の、幹線道路網の確保という御質問でございますけれど、幹線道路網につきましては災害時におきます場合に当然大きく寸断されるということも予想されますので、そういう点につきましては、やはり応急的な緊急物資の輸送という面から考えますと、特に幹線道路網の整備につきましては早急に復旧しなくてはならないという考え方の中で、それに対応できるような体制をまず考えていきたい。

しかし、職員だけの体制では不十分でございますので、協定がつくられております建設協和会等の機動力の動員ということにつきましても常時考えておるわけでございまして、そういう中でできるだけ早く復旧するという体制を考えていきたいというふうに考えております。

それから二点目の、公共施設の安全性ということでございますけれども、当然、公共施設の安全性ということにつきましては、建設の段階、設計の段階で耐震耐火ということも配慮されておるわけでございまして、どのくらいの震度に耐えられるかというふうなことは、実際に、たとえば震度七というふうな場合に大丈夫かというふうな形の中で、当然配慮されているというふうに申し上げたいと思います。

それから最後の、排水路の安全チェックでございますけれども、これにつきましては特に台風時における雨水排水の問題につきましては、やはり重点的に地域の用水路、排水路の整備は取り組んでいかなくちゃならないというふうに基本的には考えておりますし、特に最近の台風におきますところの対応活動を反省いたしまして、そういうふうな排水の問題点につきましては、常時やはり年次計画の中で手直しをしていくというふうに考えています。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、都市整

備関係につきましての御質問についてお答え申し上げます。

まず、丘陵地帯の安全性のチェックという御質問でございます。七生丘陵地域、ここは宅地造成等規制法に基づきまして、都の方で川崎街道と北野街道の右南の地域を規制地域として指定してございます。ここの規制面におきますチェックでございますが、毎年降雨時期の前段、いわゆる五月ごろでございますけれども、東京都の方がこの地域一帯の現況と、それから危険地域のチェックを行っております。このときに日野市といたしましても、私どもの職員をこのチェックの段階に参画いたしまして、都と市で協力しながら危険地帯のチェックを行っております。それに基づきまして、特に災害が予想されるような地域、あるいは地帯についての土地の所有者、あるいは建物の所有者に対しまして、東京都の地図面を持ちまして改善勧告、あるいは指導というものを行っておりますが、日野市といたしましても東京都と相まってそれらの所有者の方々に指導勧告を行っているところでございます。

それから二点目の、日野市住みよい町づくり指導要綱の中に防災面の項目も付加すべきではないかという御質問でございますが、この点につきましては指導要綱の中で、まず一条の目的で、市内で行われる一定規模以上の開発行為に対しまして、業務上、事業上の、あるいは施行上の基準といたしまして安全対策というものを盛り込んでございますが、特に過密化やスプロール化等の住環境の悪化、あるいは災害の防止を図るということで、はっきりこの目的に書かれておるところでございます。

これを受けまして、十二条で防災計画といたしまして、事業所は地域、地形、地質、それから過去の災害等の調査を十分に行い、災害区域の安全を確保するとともに、その周辺地域に対しても災害を防止する措置を講じなければならない項が、明確に記載されているところでございます。私ども、開発行為が出た段階では、これらの条項を適用いたしまして、それらの面から厳重にチェックをしているところでございます。

このほか都市計画法、あるいは建築基準法、その他、先ほど申し上げました宅地造成等規制の点からも十分チェックを行っている段階でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　過日の十八号台風に対する本部の対応という御質問でございますが、ちょうど午前中から台風襲来という情報が参りましたので、私ども本部といたしましては一応の待機をしたわけでございます。さらに台風接近というような状況からいたしまして、第一次非常配備体制を招集いたしました。

それで、さらに二時間後には第二次非常配備体制という体制をしいたわけでございます。その間、配備体制によりまして徐徐に要員が参集してまいりますが、その時点で幾つか反省すべ

き点もございますが、その中の一つといたしまして、まずこういう台風、そういう襲来につきましてはやはり被害的なものが日野地域一円に大体時間を同じくして発生してまいります。それがために特に今回感じましたことは、土のうの整備と申しますか、備蓄が予定いたしました備蓄を超えてしまいまして、一時的にこれの対応ができなかった時点が数時間ございました。もちろんこれによりまして、第二次非常配備体制でその時点では相当数の職員も集まってまいりましたので、応急対策といたしまして、その時点でございますが、二十人ほどの人員を土のうつくりに回して、土のうを急拠作製した、こういうような状況下にございます。

なお、電話等につきましても、たまたま日曜日でございましたので電話交換がおりませんでした。そのために、一時受付の人が電話交換のような状態にありましたので、電話の受けがスムースにいかなかった。というよりは、回線が少なかったものですから外部からの電話につきましては、いわゆる話し中の状態があった、こういう点もございます。

主な反省点といたしますとそういう反省点でございますが、次に無線の配備ということでございます。もちろん今回もこの無線がございましたので相当活躍したわけでございますが、お話の五百メートル置きに無線を配備ということはなかなか費用面からも大変だと思いますが、一応、現在四台の無線がございますが、それをフルに活用したわけでございますが、今後、これを三ヵ年計画でもっと台数をふやしていくというふうに現在、予算的にも講じてございます。ですから一気に五百メートル間隔ということも非常に困難かとも思いますが、将来に向かって無線の整備はしていきたい。こういうことでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　ただいま担当責任者からそれぞれの非常に努力しているという答弁をいただきまして、私も心強く思っております。

しかし、災害対策というものはどこまでやったらいいか、そこの基準というものは非常にむずかしい点があります。それぞれの担当責任者が防災に向かって予算なり、自分の担当の問題点をさらい出し、それを森田市長にぶつける。その最後の判断は、市長に責任があると思います。そして、その中で、いまいろいろとお話をしました中で、その強い意思が少し欠けている点があったことについて、私は残念に思います。今後も自分の担当責任者として、市民の安全な町づくりのために努力していただきたいと思います。

最後に、森田市長に総括して防災対策についての心構えをお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　防災対策というのは、これでよいという段階に到達するには大変な積み重ね努力を必要とする。社会情勢に伴って、また変化をする点もありますので、常に有効な措置が生きて措置できる、こういうふうな責任感、それから責任体制というものがやっぱり一番もとだというふうにも考えております。

防災計画、あるいは防災会議、あるいは防災対策本部の設定、それぞれ組織的には一応行政段階として成り立っておりますが、これを有機的に、また、状況に応じて応用もできるし、機能的な活動ができる。このことに努力するのが、いま各主管部長がお答えをしておる状況に当たるわけであります。

特に行政側の体制づくりも大切でありますし、住民の方々の有事に即応の判断能力、行動能力ということも啓蒙することによって、まず一段階は生命の安全を守っていただく。それから少なくも火災を発生させない初期動作として、もし火を使っている場合でありましたらその火を消してもらう。そういう初期動作部分と、行政が体制的に整えておかなければならない部分と、それから当面の飲料水でありますとか、医薬品、食糧品、これらに対します対応、それから情報連絡の手段、このようなことを総合的に防災計画の中で毎年改訂をし、現実に即して練り上げつつある、こういう状況であります。

特に最近変更いたしておりますのは、何といいましてもやっぱり建物があり、水があり、それから何日かの居住もできる、これはやっぱりどうしても最寄りの学校だというふうに考えますので、いままでのなにか原っぱ、広場、そういうふうな設定を変更いたしまして、学校に避難所を置く。これは相当な災害が起きた際の、言うなれば三次的な避難場所ということになろうかと思っておりますが、そのような手配もだんだんと進め、そしていまＰＲにも努めておる、こういう状況であります。

あらゆる可能な手段を学び、また、住民にも理解をしてもらう努力を積み重ねまして、平素からの災害に強い町づくりということを考えながら日野市にふさわしい、現実に役立つ、そういう行動能力を高めたい。それぞれにつきましては、いま主管部長がお答えをしたようなことではございますが、なお一層横の連絡も密にして、議員各位のいろいろな御指導もいただきながらがんばっていきたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　川嶋　博君。

○十四番（川嶋　博君）　大切な命と財産を守っていただくよう、行政としてなお一層の努力をお願いいたしまして、行政の防災対策はこれでよいのかの一般質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって八の一、行政の防災対策はこれでよいのかに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後二時五十四分休憩

午後三時　十九　分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

九の一、消防行政（特に施設の整備と充実）についての通告質問者、飯山　茂君の質問を許します。

〔十五番議員登壇〕

○十五番（飯山　茂君）　議長からお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

消防行政、特に施設の整備と充実について質問させていただきます。

先ほど高橋徳次先生あるいは川嶋　博先生から防災についてということで質問がございましたので、できるだけ重複しないように私もいたしたいと思います。

災害はいつやってくるかという言葉がございますが、八月一日の十号台風、あるいは九月十二日の十八号台風、そしていま、きょうのお昼のニュースにもございますように十九号が来る、こういうことでございますが、議会の当初にも、市政報告の中に台風の報告がございましたように、いろいろと議員の皆さんが、職員の皆さんを初め御苦労をしたということを特に強調されました。私もその一人でございます。

去る九月五日に、日野市防災訓練が南平で行われました。市当局初め市内の関係機関の参加協力により、無事演習が終わりました。私も当日、参加をして、最後まで見せていただきました。もし、常日ごろ訓練をしておけば災害が少なくなることは申すまでもありません。今回の質問は、災害が起きたとき、火災が起きたときに地域に住民の方の安全を身近なところで守ってくれる消防団について、何点かお尋ねいたします。

現在の消防団の団数と分団員ですが、もしわかれば分団員の平均年齢を伺いたいと思います。

二点目といたしまして、分団の詰所の数ですが、何ヵ所ありますか。そして、その建物は木造が何ヵ所か、非木造が何ヵ所か、お教えいただきたいと思います。

三点目、機械関係ですが、ポンプ車とポンプの数を伺いたいのであります。

四点目、市内の貯水槽の数を教えてください。

五点目といたしまして、昨年の市内で起きた火災件数と消防団の出動回数。出動回数は火災予防、防災訓練も含んで教えていただきたいと思います。そして、出動すると手当は幾ら支払われますか。

以上が、まず第一点目の御質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　ただいまの御質問に対してお答え申し上げます。

まず初めに、分団数が幾つあるかということでございますが、分団数は八分団でございます。もちろん各分団が担当する面積の大小はございますが、一応、日野地区に八分団ございます。

それで、現在の分団員の数は四百六十八名が現在員でございます。

なお、平均年齢でございますが、先ほどのお話にもありましたように、分団員の確保が非常にむずかしくなっておりますが、年齢的にも三十五歳平均、こういう状況でございます。

二番目の詰所のいわゆる構造でございますが、非木材と木材との比率でございますが、三十ヵ所の詰所がございますが、非木材と申しますと一応アールシー版の一棟だけでございます。あとの二十九棟は木材ということでございます。

それから機械器具でございますが、ポンプ車が原則として八分団に一台ずつ、八台配備してございます。それから可搬ポンプ車は十六台配備してございます。

次に貯水槽の数でございますが、市内全体で約百三十二ヵ所の貯水槽が整備されております。

なお、そのほか有事の際には池でございますとか、学校のプール、そういうものを併用させていただくことになっております。

それから五番目の御質問でございますが、昨年度におきますところの火災件数、五十二件でございます。

なお、これに伴いますところの訓練にそういうものを含みました出動回数は、八十四回という数字になっております。

それからこれに伴いますところの出動手当は、千三百円ということに相なっております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　続いて質問いたします。まず、ただいま部長から答弁がありましたので、何点か再質問をさせていただきます。分団、団員の数をお示しいただきました。消防活動をしていただきました方につきましては、御苦労さまでございますとお礼を言わせていただきます。

さて、分団の詰所の件でございますが、これは私が今回取り上げた大きな質問の問題点の課題でございます。機械格納、災害時の団員の詰所が現在三十ヵ所あるとのことですが、このうちに木造二十九、非木造一ヵ所という答えですが、お答えのとおりほとんどは建物が木造のため老化しており、ポンプ車、ポンプ、ホースなどの機械を格納しておく場所としては、大変不適当な場所といわなければなりません。また、団員が出動して帰ってきたとき、団員の休憩にも不適当だと思います。機械の

格納、団員の待機する詰所を整備すべきだと思います。現在の木造の詰所を、ぜひ鉄筋コンクリートに建てかえをしたらよいのではないかと思います。（「そうだ」、「そのとおり」と呼ぶ者あり）

特に日野台の五丁目、そして小西六多摩平三丁目、五丁目、六丁目、大阪上、小構一丁目、日野台の二丁目、そして日野台の地区では、地区センターの隣りに利用すればむずかしいことはないと思います。私は五十年のときに確かに大昌寺のお寺の隣りに金子橋という詰所がございます。これも多分、請願の上では採択をされていると思います。そういう面を見ましても、日野市全域に先ほど二十九ヵ所という、これは決して私は全部一遍につくってくれということじゃございません。そういうことでございますので、どうか年次計画でひとつつくっていただきたい。こういうことをここであえて申し上げる次第であります。

貯水槽には全市で、先ほども部長のお答えにございましたように、二百五十二ヵ所必要とのことですが、不十分について早急に協力をしていただきたいと思います。

そして、次に出動手当の件ですが、一回の出動手当千三百円では少々少ないのではないか、（「うんと少ないよ、夜勤があるからね」と呼ぶ者あり）こう思います。市民のため、地域のために活動する団員に対して、行政ではできるだけ援助すべきだと考えます。増額する意向はありますか。この点を伺い、以上二点について再質問を行います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。第一点の、木造の詰所を不燃の建物に改造する意思があるかどうかという御質問でございます。申し上げるまでもなく現在の詰所は、古いものですと記録によりますと大正年間に建てられた詰所もあるようでございます。それで、そういうものを踏まえまして現在、逐次そういう特に悪いものから建てかえを実施すべく予定しておるわけでございますが、その建てかえの時点で不燃ということに力を入れていきたいというふうに考えております。

それから二番目の、現在の団員の皆さん方が出動された際の出動手当、これはとにかく一回千三百円ということでございます。もちろん時間的なもの等も、長時間、あるいは短時間にわたる時間的なものもございますが、また、現在のいろいろな給与関係、そういうものから比較いたしましても非常に少ないというふうに感じているわけでございますが、これも消防委員会、そういう行政機関ともよく私どもの方から要望いたしまして、極力上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　いま、詰所の件について答弁がありましたけれども、三たび質問させていただきます。

詰所の鉄筋化については、いま部長がおっしゃられましたように大正年間ということもございますけれども、私は先ほども申しましたように、決して無理なことを言うわけじゃございません。予算上、大変いろいろな問題があろうかと思います。そういうところで、ひとつ、ぜひともこのことにつきましては実現に努力していただきたい。

また、出動手当につきましても、いま消防委員会などで、ひとついろいろ検討してみたいということでございますが、ぜひ十二月の来年度に向けての予算の中では、このことを十分、いま部長がおっしゃられたこのことを考慮していただきたいということをお願いいたします。

次に、消防団関係の表彰について、一点御質問いたします。

実は私も、先ほど高橋徳次先生がお話いただきましたけれども、なかなか消防団になり手がいない。これはどこの地域でもそうだと思います。これはなぜかというと、日野市の表彰条例を見ますと十年、そして二十年、こういうことになっておりますが、お米屋さんや床屋さん、そば屋さんは、これは、それで飯を食うんですから私はいいと思うんです。（「そのとおり」）と呼ぶ者あり）

そこで、十五年という一つの表彰条例をひとつ設けていただいて、ぜひ十五年の表彰をしていただきたい。（拍手。「元へ戻せばいいんだよ。悪くしたんだから。だれだい、悪くしたのは」と呼ぶ者あり）こういう一つのボランティアをやっているといいながら、なかなかやり手がいない。このことをぜひこの場をおかりして、表彰条例を改善していただきたい、こういうことをお願いをいたしたいと思います。

四点目になりますが、表彰については考慮していただきたいと、ぜひお願いを申し上げます。この点、お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答え申し上げます。団員の市の表彰規定によりますところの表彰の年数の御質問でございますが、現在、消防団員の表彰規定からいきますと、もちろんこれは市だけのものではございません。すべてを引っくるめますと大体五年刻みの段階になっているようでございます。その中で、市の表彰条例からまいりますと、ただいまのお話のように二十年というのが規定されておるわけでございます。いろいろの御説明、それからまた私どもが日ごろ感じておりますそういうことから推しまして、御要望にこたえるべく私、担当者といたしましても努力いたしまして消防委員会、そういう方面へ大いにまたお願いもしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　いま、部長から表彰については考慮するというようなお答えでございますが、ぜひひとつよろしくお願いいたします。

市民の安全を守る影の功労者であります消防関係者の御苦労に報いるよう努力をし、消防行政が円滑にいくよう関係者の努力を期待しておきます。

地区センターは年一館ないし二館、用地があればつくっていただけるということを言われております。消防の詰所におきましては、現在二十九カ所の建物が建ってるわけです。そしてそこには、もう大正何年からの用地に建物が建ってるわけですから、地区センターは土地があれば年一館ないし二館つくる、こういうお話を聞いてますが、繰り返してくどいようですが、詰所につきましては現在建ってるのですから、どうかひとつ、こういう計画をぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。特に詰所の鉄筋化については何回も申しますようですが、どうか実現をしていただきたい。

最後に、市長から消防行政につきまして一言お伺いいたしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど消防行政のことにつきまして一応の考え方を申し上げたところでございますが、いま御指摘をいただいておりますとおり、消防団の機材格納でありますとか、団員の詰所というふうな施設、これも長い歴史の中で用地が貸与に、つまり借り受けによるもの、また、市の所有でないもの、いろいろ事情があるわけでありますが、それらの状況がよく整って、そうしていま言われます不燃化という方向に向けて法規的にも現実的にも可能性があるというふうな判断のできますものについては、極力前向きに取り組んでまいらなければならない、このように考えております。

北原の欣浄寺の用地を借りた詰所、あるいはまた、聞くところによりますと三沢では地元で相当な財源を持たれて、そうしてりっぱな詰所ができた。これらの、つまり補助による場所のつくり方もすでに前例があるわけであります。補助制によるべきか、あるいは市の直轄によるべきか、このあたりのまた調整も必要だと思っております。御指摘のことになるべく添い得るように努力をいたします。

それから表彰条例に関しましては、団組織自身の内部的な、いろいろな五年置きと申しましょうか、そういう基準もございますし、市といたしまして、あるいは都といたしましての基準も存在するわけであります。名誉をたたえ、感謝をする意味におきまして、適切な解釈と適切な判断を持って臨みたい。そうして団員の確保、あるいは活躍に対します地域社会としての表彰という形の措置をとるということは、また地域の自治社会を運営するために必要な手だてだ、このように考えております。

以上です。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　市長、大変ありがとうございました。まだ終わるわけじゃないんですがね。

まず、表彰の方から再質問させていただきます。私だけじゃなくて高橋議員もおっしゃっているように、なかなか人が集まらないとおっしゃってるわけですね。これは私が言ってるんじゃなくて、私の前の方がそうおっしゃってるんで…。いま、いろいろ考えるといってるんですが、私もいま生活環境部長からいろいろ聞いたんですが、それじゃ全く市長の考えてるのと部長の考えてるのは同じことなんで、ひとつその辺を十分、表彰条例については、じゃ十年を十五年にひとつ設けましょう、こうお返事をいただきたいんですよ。

それともう一つは、私も先ほど十二月に向けて五十八年度の予算の中に、うん、わかったよ、君の言うこともわかった、だからひとつ、一館か二館、まあ、二館とは言いませんけれども、一館ぐらいは予算に入れましょうという、こういうお返事を聞きたかったんですがね。どうでしょうか。私は市長を余り苦しめませんけれども、（笑声）余り好きじゃないんですから、人をいじめるのは。でも、ひとつ、その点どうでしょうか。もう一度…。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　別段あいまいな意味で答えているわけじゃありませんが、いろいろなほかのこととの均衡も必要でありますし、特に用地につきましての正確な措置が整っておれば、これは可能である。このように申し上げておるわけでありますから、前向きにひとつ御理解をお願いをしておきたい、こう思います。

○議長（石坂勝雄君）　飯山　茂君。

○十五番（飯山　茂君）　もう一度。大変、市長、くどいようですけれども、私はあえて消防行政にというのを取り上げたということは、（「消防委員だ」と呼ぶ者あり）いや、消防委員ということじゃないんですけれども、まず年度の当初に出初め式をやるというときには市長はすばらしいスタイルで、一番、年の始めの大きな仕事の一つだと思うんですよ。

それからこの間も、確かに命と暮らしを守るという市長の姿勢の中の九月五日の防災訓練でございますので、ああして十四万市民の先頭に立っていただいておられることですから、そういう見地に立って私も詰所のことにつきましてお話を伺ってるのですから、ひとつ、前向きに検討するとおっしゃっているようですけれども、くどいようですけれども市長がそうおっしゃいますから十二月の予算、あるいは五十八年の予算の中に、ああ飯山が言ったことが予算書に入ってるわいと、こう理解いたしまして、どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって九の一、消防行政（特に施設の整備と充実）に関する質問を終わります。

十の一、市民健康センターの設立を急げについての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔二十一番議員登壇〕

○二十一番（名古屋史郎君）　それでは、市民健康センターの設立を急げと題しまして質問をさせていただきます。

現在、市民の健康を守るという立場で日野市があらゆる面で医師会や、あるいは歯科医師会などの御協力を得ながらいろいろな施策を実施されております。難病、あるいは身障者、あるいはお年寄り、救急のテレホンセンター、あるいは幼児に対しての歯科の衛生教育、こういったことは他市にもほとんど例を見ないような意味で、市民参加という形の中で高い評価を受ける施策が行われております。

そして、それらをさらに前進をさせる意味で、市長から出されました日野市の地域保健協議会へ対しての健康づくり、市民生活と健康づくりの進め方という諮問に対しましては、二年間かかって五十六年の三月に答申がされております。私はこの答申に基づいた形で、これから市民健康センターの設立を急げということで御質問をいたしたいと思います。

大変、先ほど申し上げましたように、医師会や歯科医師会の御協力でりっぱな施策が行われているわけですけれども、さらに充実という意味で、この答申はまず市民の病気の発生状況がどんなふうになっているかという分析がなされております。有病率は横ばいであるが、成人病による受診率は高まりつつある。以下、いろいろ答申されております。要するに有病率は横ばいであるけれども、検診率が非常に高まっているという、この点であります。特に私はこの答申の中の予防という面を限定をいたしまして、答申に言われているところの十二ページ、あるいは十三ページに、予防という観点からどうしていかなければならないのか。行政として、あるいは医療機関、あるいは市民運動といいますか、市民に求める、こういう点から答申されておりますけれども、この予防という点では十二ページに保健所の機能ということ、それから行政の保健所との関連、あるいは医師会との関連で、市民の参加を得て健康管理や相談事業を推進する施設がない、こういう表現がされています。

それで、もちろんいま、皆さんも御承知のとおり学校ですとか、教育センターとか、いろいろの公共の場を借りてのいわゆる検診活動、予防のための検診活動が行われているわけですが、この答申にもありますように、連帯と活動の場は必ずしも施設を必要とするわけではないが、その機能と質を高め、層を厚くするとともに消化と管理のためには市民の期待にこたえる施設の検討がきわめて重要な課題である。こういうふうに答申に述べています。二年間にわたった答申、審議の上の答申について、

これを市の側はこの答申をどのように受けとめているかについて、基本的にどのように受けとめていらっしゃるかを、まず伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　ただいまの御質問の、日野市地域保健協議会の答申に基づきますところの健康センター的なものの設立についての御質問でございますが、確かに地域保健協議会の答申に基づきまして、やはりどうしても市民の健康を管理する予防的なものにつきましては、そういう場所がやはりどうしても必要でございます。

そういう意味からいたしまして、当初、いま下にございます旧庁舎の建物を一応そういう目途に使用できるかなというようなことからいたしまして、いろいろ検討したわけでございますが、当面、研究の結果はあの建物を即そういうセンター的に使うわけにはいかない。理由といたしますと、建築基準法に基づく制約がございまして、これをそういう施設に使うわけにはいかないというようなことでございますので、当初考えました場所の設定というものにつきましては、現在のところ挫折している、こういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　私は先ほどから申し上げているように、予防という点に関してのみ質問をさせていただいているわけで、予防に勝る治療はないといわれるように、大変大事なことはどなたでもわかると思うんです。

それで、私は特段比較するということではありませんが、図書館行政は日野市の中でも、これこそ全国的にも有名なくらい進んでおります。欲を言えば、あの図書館行政のように身近な場所で市民がいつでも相談、健康のための相談、あるいは検診、こういったものが受けられるような、まず施策をするべきだ。こういうふうに思うわけで、部長のいまのお答えは、そういう予防のためのセンター、検診のためのセンターということ以外に、この答申にもありますように、いわゆる国も進めているところの日野市の、たとえば仮称でありますけれども保健センター、こういったものも頭にあられると思いますが、私はもう少し局限した形で結構なんです。大変なお金をかけて、たとえばこの答申にあるのは医師会の会館も、あるいは病院も、それから健康増進センターも、あるいは医療器材も置けるような、こういう非常に膨大なものを答申の中には言っておりますが、これについてのことでなく、私は検診、あるいは予防接種の漏れた人、あるいは身近にちょっと相談したい、お医者さんにかかるまでもないけれどちょっとおかしいという、いわゆる予防の範囲の場所が、旧庁舎の云々ということのほかにもっと身近に、ちょうど図書館の行政で言えば、各移動の図書館の駐車場が指

定されて、そこへ車が回っていくというような形がありますね、ああいう形のものをと願うわけですけれども、そういう検討はされているかどうかです。

それから、いまのお答えの中にありました、旧庁舎のところを予定したんだけれども挫折をしたということで、もうとまっているのか。挫折をしたまんま、とまっているのか。どこの部署でこの答申をどんなふうに生かしていこうという討議なり、研究がされているのか。もう少し前進的な、全般的なことでお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答え申し上げます。ただいまお説にございましたとおり、市民がいつでも気軽に検診を受けられたり、相談をする場所が必要、欲しい。それから、現在やっております幾つかの検診がございますが、そういうものを年間一回だけでなく二回ないし三回にふやしてほしい。それから、一回に受診できる該当者をもう少し数をふやしてほしい。このような要望が多々ございますことは、十分承知しているわけでございます。

そういう中におきまして、先ほど確かに私のお答えがちょっと軌道をそれたようなお答えになったかもしれませんが、一応市民の健康センター的な場所といたしまして旧庁舎を考えたわけでございます。と申しますのも、現在各種の検診、そういうものを実施いたしますのは、学校の体育館を借りたりというような状態でございますので、何とかそれをやはり一カ所に集約して設備等も十分とは言えないまでも、設備を整えた場所で、もちろんそういう場所が固定いたしますれば年一回が二回にふえる、こういうようなもくろみのもとに考えたわけでございます。

ところが、先ほど申し上げましたように、当初われわれが考えましたようなそういう規模を大きくしたセンター的なものは挫折した、こういうことでございます。

それで次の段階といたしまして、現在の旧庁舎の建物を一応いまの基準法にふれない程度に、あすこは事務所建築でございますので、事務所の範囲内におきましてある程度の相談、そういうものは実施していきたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　ありがとうございます。旧庁舎が総合的な意味でのセンターとして使えないので、使える範囲の中で、申し上げたように予防のための検診なり相談なり受ける場所にしたいと検討しているという御返事です。私はそれをさらに手軽にという、もちろんお金のかかることですけれども、さらに前進的にもう一カ所、あるいは二カ所というふうにぜひ進めていただいて、先ほど申し上げたいわゆる保健センターなる大きな構想でなくとも、図書館行政のように本当に気軽に自営の方も、あるいは年寄りの方も身近なところで検診あるいは相談を受けられるというような方向に、旧庁舎を一カ所という形でなく、さらに前進をさせていただきたい。そのことを生活環境部を中心にチームでもつくられて、せっかくの答申を受けて実施されるように心からお願いをいたしたいと思います。

さらに、市長に伺いたいんですが、この答申の冒頭、先ほど申し上げました後に、先ほど申し上げた有病率、検診率の問題の後に、日野市も数年後には厳しい対応が、市民の健康を守るためにいろいろ迫られるであろうということを、冒頭、書かれております。いま、生活環境部長の御返事は、私の局限した予防というか、相談といいますか、そういう身近な形での実施を約束していただいたわけですけれども、市長に伺いたいのは、それらを、もうこの数年後には厳しい対応が迫られるという結論がこの諮問の段階で、答申の段階で出ているわけですから、これをいまの部長のお答えと相まって、さらにいわゆる予防の面だけにしぼった形で結構ですから、市長のお考え方なり決意を聞かせていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで事業所にお勤めの方は、大体、年間がん検診にいたしましても、成人病検診にいたしましても、その他一般検診につきましても、労働安全衛生行政上の基準もありますし、行えるわけでありますが、自由業でありますとか在宅の主婦の方でありますとか、そういう方々に対しまして盲点がある。しかもいま言われました有病率のこともありましょうけれど、検診に対する個人個人の意欲が非常に高まったという事実もございまして、いま特に婦人を対象としてまいりましたがん検診でありますとかいう際には、かなりたくさんの方のお集まりがあるわけであります。

それから一歩加えまして成人病検診ということにも、循環器あるいは脳の関係、それらにつきましても検診の幅を広げてまいっておるわけであります。そして一般的に言いまして、何といっても健康については自覚をしていただく、そうしてそういう機会を行政がつくって、それになるべく進んで参加をしていただく、こういうシステムを提供していく。こういうことが保健衛生としての求められておる、また、地域の行政の今日的な施策でなければならない。このように考えております。

地域保健協議会並びに医師会の協力もいただきまして一歩一歩の前進はありますけれど、なお今日の都市化の状況に対しましてやっぱりセンター的なものが欲しい、これも当然な行政課題であります。いま、そういう現実の中で、しかも比較的現実に実施し得るたとえば移動検診車を回したらどうか、あるいは

もっと検診のできる個所を、回数をふやす場所をふやす、そういう努力をしてはどうか。これはまさに一番やりいい形の御提言だというふうに思います。

それから、病院の役割りもなければなりません。病院には内内そういうような検診や、それから保健相談のできるそういう機能を持つべきであるということも検討を指図しているところでございますし、医師会とのまた協議もいま御指摘のような形で、よりきめ細かいという形で実施できることを取り組んでまいりたい、このように考えます。

それから、いま旧庁舎が利用のことについて挫折という言葉でなにかもう先はないように言っておりますけれど、将来あの場所はりっぱな建物を建てかえることによって、それなりの機能も整えることは大変期待のできる課題である、可能な課題である、このように考えております。特に休日、準夜の診療所をつくって医師会もあすこに入っていただいておりました。そういう意味で医師会とは緊密な行政との協力もいただける関係にございますので、工夫をして、医師会にも御相談をして、御指摘のようなことが一歩でも前進できるように、そうして市民自身にみずから検診に応じて、一年に一回ずつぐらいはどなたも漏れることなく一般的な、一番罹病率の高いがんの早期予防のための検診、あるいは成人病のための検診、その他新しい難病も出てくるわけでありますから、そういうことに対します取り組みを進めていきたい。

特にチームをつくって検討せよということでございます。健康課という新しい名称をつけた意味もそういうところにあるわけでありますので、一層チームでもつくって取り組む、これも適当な課題だ、このように考えております。一層の御鞭撻をお願いしたいところでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　大変ありがとうございました。私は先ほど申し上げたように病気は待ってくれませんし、早く予防をしていかないとどんどんと市民の健康が損なわれるという立場から質問いたしたわけで、ぜひ具体的に、先ほどのどなたかのお話のように具体的に来年度あるいは再来年度というふうにどんどん進めていただきたいということを、心からお願いいたします。その実現まで、さらに場合によっては質問をさせていただきたいと考えて、この問題の質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十の一、市民健康センターの設立を急げに関する質問を終わります。

十の二、市民参加の市政の実態についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○二十一番（名古屋史郎君）　市民参加の市政の実態についてという題で質問をさせていただきます。

市民参加の市政ということは、はやり言葉でなく、実際に自治を確立するという意味で大事な問題だと思います。そして、それの基本となるべきものが情報公開であり、あるいは情報提供によってそのことが実現をされている。このことはもう私が皆さんに申し上げるまでもないことだと思います。それでこのことに関しては市長は、いま、もう八十年代に入ってそういう世論といいますか、世の流れになっておりますが、市長は昭和五十三年ですから八十年代に入る前にもうすでに広報ひのに、五十三年四月一日の広報に市民参加の市政、より市民本位であるためにという副題をつけられた論文といいますか、巻頭言というんですか、「ひとこと」という表題でしたか、それで出されております。

それで、市民参加を得るためには情報を豊富に、わかりやすく市民にたくさん知らせることだ、こういうふうに述べておられます。八十年代に入ってしきりといわれる前に、先見を持って述べられた考え方、あるいはそれに基づいて行政を行っていらっしゃるお姿には、ただただ敬服をするばかりであります。

そこで私は、総務部長あるいは市長のお答え、どちらでも結構ですが、この書かれた言葉どおりに市民参加の実績といいますと、別に形にあらわれる場合と、あらわれつつある場合といろいろあると思いますから、具体的な例があればそれをお示しいただいて、自分がこういうふうに考えたのが、こういうふうに市民参加という形で生きております、こういう一つの例を、あれば挙げていただきたいと思います。

それでその中で、広報が読まなければ損をする広報にしたい、こんなことも書かれています。市民参加を得るためには情報提供の一つの手段として広報ひのというものを市民が争って読むように、みんながよく読んでくれるようにということを述べていられます。そういう点に関して、広報の問題だけでなく市民参加の実が非常に上がっている、こういう具体的な例があればそれをお示しいただきたい。

それから悩みといいますか、問題点といいますか、こういうふうに考えているんだけれども、この点がこうだといったようなことがあれば、この際、伺いたいと思います。まず、そのお答えをいただいてから質問をさらに続けたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。広報に関する御質問でございます。去年までは広報は、総務部長担当でございましたが、広報課の所管が企画財政部の方に移りましたので、私の方で答えさせていただきます。

市民参加の質が上がるような政策を具体的に何か挙げよという御質問でございます。たとえば広報の編集の一つのスタイルとしまして、流れ欄、あるいは市民の広場というような欄を設

け、その欄に市民の方の考え、あるいは意見、あるいは体験等を記載する、これは一つの市民の声の収録、つまり消極的ではありますが、市民参加の一つの姿を具現化しているものであると私は理解しております。

なお、市民会館等の建設に当たりましては、市民会議等を設置してこれを意見を徴する。あるいは市長の行っています月二回の対話集会、五年続いているわけでございますが、これらの場所は明らかに市民の声を収録する場所として考えられるわけでございます。具体的にはそのような形で市民参加の基礎づくりをしているというふうに理解しております。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　いまお答えにありました、消極的ではありますがというお答えなんですが、実は私はこの質問の中での広報についての考え方は、消極的であってはいけないという考えに立って質問をさせていただきたく登壇したわけなんです。その積極的も、誤りますと大変なことになります。言うならば公器に近いものですからタイミングなり、あるいは、まあ主としてタイミングですね、抱負でも結構なんですけれども、やるぞということを、行政の側の姿勢だけを積極的に知らせて、情報という意味の消極があったんでは、これはもう逆さまだと思います。

そういう点で、市民要望というのはたくさんありますからいろいろな困難があると思います。たとえば値上げの問題、保育料の値上げだとか、あるいは駅前の自転車をどうしたらいいかという大変どこの市も頭を痛めている問題もあります。あるいは市民会館をこれだけの施設にしてほしいとか、いろいろな意見や要望がたくさん出ます。

それで、いまここに私は広報の重要性という中で、最近の三中の問題、あるいはごみの収集方法の問題を頭に置きながら市の姿勢をお伺いし、より市民本位の市政の実現のために努力していただきたいという観点から質問をしているわけです。

三中問題にしても、ごみの収集方法の変更にしても、市長なり教育委員会、あるいは職員の皆さんが大変なお骨折りをされているということは十分理解するものでありますけれども、先ほど申し上げましたように市民参加を得るためには手順なり方法なりを一歩誤りますと、言うならば無用の混乱といいますか、違った形の市民参加という運動になってくるわけです。言いかえますと、三中問題にしてもごみの問題にしても、ＰＴＡあるいは自治会、こういった機関といいますか、任意の団体でありますけれど、そういうところへの説明といいますか、相談といいますか、市民参加を求める手だてになにか若干の手違いがあったんじゃないかという感じがするわけです。

大変御苦労をされているということは、先ほどから申し上げているように、ごみの問題にしても高橋徳次議員の質問にありましたように、自治連という組織はありませんけれども、地域のそれぞれの自治会、単位自治会、地域の連合体はあるわけですから、そういうところへ非常に熱心に説明に出かけていられる事実は、私もよく承知しております。しかし、それは、こういうふうにやりますよという説明なわけですね。ここに一つ手違いがあったんじゃないかと思いますが、その辺について教育の学校の問題についても、ごみの問題についても、実施前の相談といいますか、大変重要な問題ですから一々相談してたんじゃ、これはできないこともあると思うんです。しかし、大変重要な問題については、それらを代表するというと言い過ぎかもしれませんけれども、その問題についての大変な関係の団体なわけですから、そこへ対しての説明といいますかね、そういう事前説明というか、御相談というか、そういう形をとられた方がよかったんじゃないかと思いますが、その辺についてのお考え方を伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御指摘の仕事のことにつきましても、広かつという形で受けとめられておるとすれば、ちょっとわれわれももっと綿密な手順がなくてはならなかったということも感じておりますが、最初にごみのことからお答えしますと、ごみにつきましては過去にコンサルタントの報告をし、ごみ減量研究会の報告もし、それから町のだんだん過密化することによってボックスやクレーン作業の困難さのことも、各地でいろいろな話の中で地元からも指摘をされ、いろんなことで市民参加という手順は一方的かもしれませんが経てきたように思っているわけですけれど、今日とにかく市民の生活も大変多忙でありますし、なかなか情報が頭に残っていかないというわれわれのもどかしさもあるわけであります。今後、なるべく整った研究会、検討委員会、そのようなものを通じ、そこにまた市民の御意見が参加できる仕組みをつくって、そうして円滑に実施に移す。このことが実質的に、また、常に必要であるということも尊い教訓として学んでおるところでございます。

それから三中関係のことにつきましても、これはこれまでいろいろと対策を考えてまいりましたけれど、なかなか解決一〇〇％ということにいきませんので、ベストではないけれどベターな方法ということで住民にも御理解をいただける、そういう順序は最近ずっと努めて踏んでおるところでございまして、これからもっと情報というものをなるべくわかりよく出向いて御説明をし、意見を拝聴し、本来のあるべき自治の関係というものをより一層実践をしながら、われわれの最も大切にしなければならない参加と自治の関係の相互理解を高めていかなければならない。これがいい町づくりの一番基本である、このように大きな教訓を常にいただいておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　市長のお答えの言葉じりではないんですけれども、市民はいま情報に大変多忙だから忘れられてしまっている面もあるんだといったようなお答えがありましたが、私はその問題じゃないと思います。そして最後には市長は尊い教訓も得たとおっしゃっているわけです。私はこの広報の九月一日号だけを取り上げてみますと、先ほど申し上げたように手順を間違えたんじゃないかというふうに、九月一日から粗大ごみはこうします、それからボックス収集はこうします、こういう公器を使っての報告というか、もう実施報告をしちゃったわけです。それに関して自治会、これが請願という形で出してきたわけですから、これも市民参加といえばそうですけれども、私はその手順がちょっと間違ったんじゃないかということを申し上げるわけです。それらを含めて市長が尊い教訓も得たとおっしゃっているんならばそれで了解をいたしますけれども（「いいこと言うな、そのとおり」と呼ぶ者あり）、市民が情報にちょっと多忙なといったようなこともありましたし、なにか言葉じりのようですけれども、私は広報ひのの使い方というものに間違いが、まあ手違いといいますか、あったんじゃないかと思うんですが、その点について再度市長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　十分慎重に手違いを起こさないように、これからも市民参加のよりきめ細かい手順を経てまいりたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　また広報のことになりますけれども、日野の広報は私はオーバーでなく大変りっぱな広報だと思います。反戦、平和、そして憲法が、市民運動が語られ、掲示されるこの日野の広報、そして特段の市長の提案と聞きますが、福祉、教育のページを一ページずつ増ページした形の中で情報提供、これが行われているということも大変すばらしいことだと思います。

そういう中で、私は教育のページのことについて若干伺いたいわけですけれども、今度は三中問題と直接関係するわけではございませんけれども、ごみ問題やあるいは三中問題を念頭に置いて伺うように、もう少し時によっては生々しい広報も必要なんじゃないか、こういう観点から伺うわけで、せっかく市長が特命で一ページずつ市民に情報を提供しなさいということで与えられた紙面が行事のお知らせ、あるいは通知票の見方、中学生の男女交際のあり方、大変結構だと思いますけれども、もう少し、いま教育委員会はこのことで困っているんだ、あるいは、こうしなければならないんだという報道が広報を使って行われても何の不思議はないと思うんです。

そういう意味で、せっかく増ページになった教育の紙面について、教育長はどのように考え、あれでもう十分りっぱだと感じていらっしゃるのか、それともやっぱりいろいろ悩みがあります、（笑声）一日、十五日の発行しかありませんから生々しいといっても、タイミングといってもなかなか載らないんだ、こういうこともあろうと思います。いろいろ増ページを含めて、教育の面でどんなふうに考えていらっしゃるかを伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ことしの一月一日号から教育のページというのを広報の中に取り入れていただけるようになったわけですが、まだ日が浅いということもありますが、できるだけ父母の方々の御意見、あるいは考え方がもっと広報、教育のページを通して反映できるような手だて、これは積極的に進めていかなくてはいけない、こう考えております。

たとえば今回の三中の問題であれ、あるいは身障教育のあり方の問題であれ、いろんな角度で市民の方々の考えられている問題点の中に、それぞれ立場立場で身障のお子さんを抱えている父兄の悩み等はあるわけで、そういうものが広報紙上を通しながら市民に訴えられ、また、それに対する現在の教育の中における対応、これを市民の方に積極的に知っていただく、こういうような手だてを教育のページ特を通しながら十分考えていきたい、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　大変ありがとうございます。教育長にお答えいただいたついでというのはおかしいんですが、全般的にこの市民参加の問題について市長からお答えをいただきたいんですけれども、教育長に伺ったついでに、私は市民参加の中の情報公開の問題の中の、さらに教育の面での情報公開といいますか、情報提供というか、その姿勢について教育長に伺いたいと思います。

よりよい教育を目指すために大変力を職員の皆さん、市長、教育長を初め皆さんがとられていることは十分認めるわけで、私は施設、あるいは設備、あるいはいわゆる学力といいますか、算数の点がどうだこうだということのほかに、内申書の問題について伺いたいと思います。

生徒の内申書、高校受験その他で使われている内申書制度というものを現時点で私は否定するものではありませんけれども、日野市もよそと同じようにいわゆる内申書というものが書かれていると思います。特に学力、算数の点数が何点だということは別にして、その中で行動の記録、性格、人物総評というのがあります。これが高校へ行く内申書のウエートになっているわけです。このことについて、私はこの内容も情報の一つだと考えています。それで、情報というものは御承知のように公開されなければならない。それからプライバシー、個人のそれにつ

いては守られなければいけないという二つの面があることは御承知だと思います。

そういう中で、内申書に書かれる行動、性格、人物評、これは親も本人も、自分のものは知ることができないわけですね。コントロールすることはできないわけです。ストレートに高校なり、内申書制度の上に出されてしまうわけです。このいわゆる内申書制度というものについて、特に公開の面と、親なり本人なりが自分の情報をコントロールすることができなければ、本当の意味の教育というものが確立しない。私は内申書制度を現時点では否定しないという立場で、そういう評価が送られて自分がのぞくことができない。プライバシーを守るというのは一人にしておかれる権利だとも言われています。それから、人にのぞかれない権利だとも言われています。まさにこれは、のぞかれているわけです。そして本人の断りなしに公開されているわけです。公開といいますか、提供されているわけです。

このことについて日野市の教育委員会といいますか、教育長の考えでも結構なんですが、日野市ではこのことについてどんなふうに研究され、討議され、まあ、批判されているかどうかわかりませんけれども、とらえていらっしゃるか。いま、こういう制度なんだから何の討議もありませんというお答えならそれでも仕方がないと思いますが、その辺についてのお答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　内申書問題につきましては、つい先日も新聞に麹町中学の小坂君のいわゆる高校進学の問題と絡んでの裁判所の判決というものが出されておりますけれど、一応内申書という形で高校受験の際に学校から高等学校の方へ送られていく内容として、いま名古屋議員の方から指摘されましたように、いわゆる学習の記録とあわせて行動、あるいは性格の記録、さらに健康の状況、出欠の記録、そういうものを全部網羅して報告をする、こういう形になっているわけです。

それで、特に高校受験の際に一番ウエートを持ってまいりますのが成績の記録でございまして、これにつきましては、現在では成績一覧表調査委員会というものが各グループごとに設けられまして、それぞれのグループに所属しております中学の校長さんを中心としての一覧表の審査、これが正確に現在の基準に照らした形で行われているかどうか、それを点検した上で高校に送られていく。

ただ、本人個人の成績につきましては、成績一覧表の審査委員会に提出した成績の内容というものは、お宅の子供さんについてはこういう成績で送られましたよということが、所属の中学校長の名前で各学庭に知らされる。ですから高校受験の際に、内申書の成績としてはこういう成績が高等学校の方に送られていきますよと、これは公開して、本人そのものについての情報

は提供しているわけです。ただ、その際に行動及び性格の記録、こういうものを取り上げるかどうかということでございますけれど、現在の基本になるところの学籍簿というものについては、これは公簿として十年間学校の方で保存をするような義務づけも行われている。それに基づいて作成されていく。そういう観点もありまして、行動あるいは性格の記録とか、健康状態、出欠状況、これを全く抜きの形の中で、日野市だけが独自の報告書をつくって審査委員会の方へ提供するということは不可能だと考えています。

ただ、日野市独自の形の中で、たとえばよく小中学校に入学する際に家庭環境調査なんてものを担任の先生が行っておりますけれど、こういう公簿に類するものでない中で、いままでですと親の学歴だとか、あるいは資産状況だとか、あるいは本籍地だとか、直接学校でその子供さんを教育する上で直に必要でないような調査項目もずっと行われていた、そういう点につきましては学校当局の方とも連絡を取りながら、必要のないような部分、あるいは個人のプライバシーにかかわるような面だとか、基本的人権にかかわるような部分、そういうものにつきましては極力そういう調査の対象から除くというような方向で対処している。こういうような状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　愛知県では、人物総評なり何なりの制度を廃止しました。私はそういう問題を伺っているんであって、私が申し上げるまでもなく教育というのはやっぱり心の触れ合いだと思うんです。信頼関係から教わっているわけです、先生に。それで、その結果の一部は本人が知ろうとしても教えてくれないわけです。これは教育じゃない、管理だ。そういうふうに言う立場から、日野ではそういうことについて教育研究会なり何なりで研究してますか、あるいは教育長個人の考えはどんなふうですかということを伺っているわけで、そういう制度だから、あるいは公簿だから……。本人が知られたくないということを知らしてほしいという話じゃないわけです。本人が知りたいことを積極的に先生の、あるいは何とか委員会の恣意ですね、欲しいままの意思ですね、要するに一方的につけて、それだけは内緒だよ、これは高校の方へ送る、それによって差別される、このことですね。

その前に、おれの行動の記録はどうなっているかというのを聞いて、コントロールする権利もあるわけですよ、プライバシーの保護という中には。積極性です。これがあるはずなんです。そこを伺ってるわけです。それを、いまの制度はこうだから、公簿に控えるからというお返事はちょっとずれていますし、ちょっと違うわけです。そのことを、たとえば教育研究会や教育委員会や部内でどういう研究をされているのかということを伺っているわけなんです。再度お答えをいただきたいと思いま

す。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　一応二十六市でもそれぞれの子供たちの行動に対する記録その他については担当する室課長会というような会合がございますし、それから東京都二十三区を一緒にしても、当然子供たちの進路の問題等を含めながらのそういうような会合の場というのが出ているわけですから、単にこれは日野市だけの問題というよりも、二十三区、二十六市を含めて東京都のいまの成績一覧表、審査委員会的なそういうものの中から、直に子供たちの高校での生活に必要であるというような内容の記録を中学校から送っていただければ済むというその方向であれば、その内容を全都的に改めるというような機械もあるわけですから、そういう中で積極的に意思表示をし、改めていける点は改めていきたい。

それで、その基本的な考え方の中には、先ほど申し上げましたように、たとえば家庭環境調査のように、いわゆる東京都全体の統一された形式的な書類と違って、市単独の状況の中でとらえられる点については極力、いま名古屋議員がおっしゃったような方向での対応をしていますから、東京都の内申書審査委員会みたいなものの中でも積極的に、その線に沿った形での発言をしていきたい、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですが、家庭環境の云々というようなことじゃなくて、私は行動の記録なり、差別、選別の、あるいは悪い意味のむちになる、本人に関する本人の行動の記録や何かですね、これについてどういう評価をされたかということを事前にコントロールする制度は、いまないわけですよ。それについて日野市ではどういう研究がされ、どういうふうに考えていらっしゃる、どういう方向に変えようとなさるお気持ちがあるのかという、そこを伺っているわけなんです。私の、いまのお返事で十分なのかもしれないんですが、ちょっとわからないので、もう一度ひとつお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　日野市単独という形になりますと、各中学校から代表として出ております進路指導委員会等の構成もできておりますし、そういう中に積極的に問題提起をして、進路指導委員会等を通しながらこういう、これは単に進学の場合だけでなくて、就職するというような場合にもいろいろな問題を持ってくるわけですから、その辺の対応についてどういう形でその対応をしていくのが正しいか、その辺の検討を進めさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　名古屋史郎君。

○二十一番（名古屋史郎君）　大変ありがとうございました。私は表題の市民参加の実態ということで教育の面のことでも大変、いま制度があるのに、プライバシーだ何だといって本人の問題いろいろ含めて伺っているのも、やはりこれも市民参加の一つだと思うんです。教育の中で行われている差別、選別についての本人の声を上げられる方向が望ましいと私は思う立場から聞いているわけで、前半のごみ問題その他についてもより情報なり何なりを正確に伝え、民主的な教育行政、あるいは一般の行政が行われるように心から願いまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十の二、市民参加の市政の実態に関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よっが暫時休憩いたします。

午後四時四十六分休憩

午後五時　十七　分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十一の一、豊田地域区画整理の促進を、住民の理解のもとについての通告質問者、一ノ瀬　隆君の質問を許します。

〔十一番議員登壇〕

○十一番（一ノ瀬　隆君）　豊田地域、豊田南地区の土地区画整理を中心として質問いたします。

豊田南地区土地区画整理事業A調査報告書というのが昨年十一月発行され、御丁寧にも要約版をも合わせて私どもに配付されました。これに基づいてのものと思われますが、去る七月二十二日、二十三日に権利者説明会が二小体育館で行われました。

かって豊田は、日野町大字豊田は中央線の南側はもちろん北側の台地も広く占めていました。一九五〇年代からの日本住宅公団による北口地域の区画整理によって、ここが多摩平と呼ばれるようになりましたので、豊田の呼称は大部分が中央線南側、すなわち豊田駅南口地域となりました。したがって、私はA調査報告書の題名にもかかわらず、豊田地域区画整理を件名に用い、通告いたしました。北側はすでに多摩平であり、豊田ではない。いま区画整理をやろうとしているのは豊田であって、豊田の南ではないと考えたからです。厳密に言うならば、豊田南なら豊田一、二丁目で浅川近くの方、たんぼの部分を指してしまうからです。

多摩平をつくったのが豊田地区区画整理と呼ばれ、それとの混同を避けるというのが理由であるのかもしれないと思いますが、区画整理完了までの長い間呼ばれるものですから、この点をまず確認しておきたいと考えました。豊田地域、豊田地区と呼んではいけないというのなら、今後は豊田南地区と呼ぶようにしたいと思います。

私が一九七六年六月十五日に行った一般質問は、豊田駅南口地域の整備開発を急げ、でありました。私の質問に対して、できるわけがねえじゃねえかという野党自民党のやじもありましたが、市長を初め関係者の努力があって基本的な計画、環境上の大まかなものの検討を行うというA調査の完了までこぎつけることができました。今後、このA調査を基礎にし、さらに検討を加え、この地域に清流と緑豊かな町づくりを実現するため、関係住民との対話を重ね、十分な理解のもとにこの区画整理を進めることを期待しながら、A調査で報告されたものを中心に幾つかの質問を行わせていただきます。

一九七四年、私が議員にさせていただいた年だったと思いますが、四ツ谷下区画整理の竣工式が現在の日野本町五丁目の公園で行われました。そして、来る十月九日には神明上土地区画整理事業の竣工式典がめでたく行われるということです。いままで日野市でも幾つかの区画整理が行われてきました。現在も進行しています。日野市の施行、日本住宅公団によるもの、そして組合施行などだんだんと都市基盤が整理されていっています。この豊田、東豊田の区画整理はすでに相当の住宅が存在していることから、従来のものと違ったむずかしさ、大変さがあると思います。この困難を切り抜け、やがて竣工の日を迎えることができれば、日野市は大きな発展を遂げたことになると考えます。そして、日野市のすべての地域に区画整理などの都市整備が施され、下水道が一〇〇%完備する日の、早く来る日を待ち望むものです。

豊田のほかに、すでに煮詰められているもの以外でどうなるのか気になっているところがあります。住宅公団による西平山地区の開発はどうなっているのか。また、万願寺地区と同時の一九六五年六月に計画決定した新坂下区画整理事業はどうするつもりなのか。その他の地域についても、市の考え方を聞いておきたいところです。まず総体的、総括的なことを質問いたします。

質問一、この区画整理を「豊田南地区土地区画整理事業」と呼ぶことに決めているのでしょうか。「豊田地区」は間違いなのでしょうか。

質問二、日野市全体の区画整理の過去、現在、そして今後の予定と考え方について簡単にお教えください。

質問三、これらの区画整理の流れの中で豊田の区画整理はどう位置づけられ、どんな特徴を持っているのでしょうか。

質問四、豊田の区画整理の現状と、これまでの経過について簡単に御説明ください。

質問五、豊田の区画整理の今後の方針、予定について御説明いただきたいと思います。

次に、今回の一般質問の件名にも入れて最も重視しょうとしています、住民の理解を得るための努力がいかに行われてきたか、いかに行おうとしているかについての質問に入ります。七月二十二日の豊田南地区区画整理の説明会に、私も出席しました。説明会の終わった後の、参加者の声を聞くことができました。何人かの人が、市の方針に対する反発をいたしました。公害道路が二本も通っている、こんな計画はとても受け入れられない。いまの家を動かすなんて、とんでもない。せっかく高い金で狭い土地を買って家を建てたのに、これが削り取られるなんて、などの不満も出されており、住民の反応はさまざまでした。

しかし、そのほとんどは区画整理の理解不足だったように思います。まだまだ市の説明、話し合いが不足しているように見えました。もっともっと住民の理解を得るため話し合いの機会を持ち、そのための市の努力が絶対に必要であると思いました。関係住民との対話、それもきめ細かく何回も持つ。できれば定期的に地域を決めて話し合う、説明する、小人数を対象として理解を求める、こうすれば必ず成功するだろうと考えています。

質問六、住民との話し合いはいままでどのようになされたか。

質問七、今後の住民との話し合いはどのように考えていくか。

質問八、準備委員会はどのようにしてつくられ、運営されてきたか。

質問九、準備委員会が解散した理由は。

質問十、住民の代表機関を今後はどのように持っていくのか。

次に、この区画整理の区域について質問いたします。豊田南地区区画整理の区画は、説明とA調査報告書によりますと、豊田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、東豊田二丁目が主な地域であります。北が中央線、西が二・二・六号線、南が浅川、東が二・二・五号線ということで、ほぼ表現されるものであります。東豊田二丁目が吹上区画整理地域だけ除かれるのは当然ですが、二・二・五号線予定線から東豊田一丁目の一部に突き出しています。この理由が説明されておりません。東豊田一丁目に突き出るのだったら、いっそのこと全面的に境界を東に移動し、第一住宅、いづみ自治会の手前まで持っていくことを考えるのが自然に思います。

また、豊田四丁目の残された部分、中央線の北の部分は多摩平と吹上の区画整理から外された部分で、ここだけ取り残されてしまいます。未整理はわずかだけではありますが、わずかだからといって、このまま永久に取り残されるのは残念です。一昨日、夏井議員が舗装されていない私道として指摘していたと

ころの地域であります。ぜひ何らかの方法で整備し、豊田駅北口方向から車の通れる道路にしたいと考えます。

ここで、町名地番について触れておきます。この区画整理地域は町名地番整理の済んでいる地域であります。区画整理をやるわけですから、もちろん地番は動かさざるを得ないと思いますが、町名の見直し、町名の境とか、一丁目、二丁目とかいう町名の境なども動かすことになるのでしょうか。大幅に変更させることになることもあり得るのだと考えますが、どうでしょうか。以上で、この項の質問をいたします。

質問十一、区域の東端が二・二・五号線より東豊田一丁目に一部突き出してきたのはなぜか。

質問十二、東豊田一丁目、第一住宅手前までの区域にしなかったのはなぜか。

質問十三、豊田四丁目の中央線の北の孤立した部分をどう考えるか。

質問十四、町名の見直しや境界の変更は考えるか。

続いて、区画整理の時期に関して質問いたします。

この区画整理は何年先ぐらいに完成するのか。そう簡単にはいかないし、相当の年月を食うことが予想できます。公共下水道の完成が一九九五年とされてはいるようですが、この区画整理の進行と公共下水道の管渠埋設をドッキングさせておかない区画整理の完成と同時に下水道完備というようにはいかないのでしょうか。いずれにしても区画整理による整備はすぐにはできないのですから、二重投資はだめだと、現在ある鉄管を放っておくことはできないと思います。

実は、豊田駅南口のすぐ近くに、いまだに排水の吸い込み処理を余儀なくしている地域があります。七六年六月十五日の一般質問でも、私はこの解消を叫びました。七七年三月七日請願が提出され、同年の十一月二十一日、都市整備産業建設委員会で採択されています。これらの要請の中で、七九年六月には二百万円の調査費が組まれ、翌年調査が終了したはずであります。ところが、いまだに吸い込み処理の解消は行われていません。幾ら調査費がついて喜んでも、それだけではだめです。区画整理があるからといっても、何年も何年も待つことは悲しいのです。何しろこの地に住んで半世紀以上税金も納め続けたのです。何らかの方法での解決を望むところであります。

質問十五、この区画整理は何年ぐらいかかると考えているのか。

質問十六、特に豊田駅南口近辺はいつごろなのか。

質問十七、公共下水道をこの区画整理とドッキングできないのか。

質問十八、現在の豊田駅前の吸い込み処理は区画整理の施行前に解決する気持ちは全くないのか。

次に、二・二・三号線と二・二・五号線についてお聞きしておきます。私は一九七八年九月二十二日の一般質問で、二・二・三号線の計画は第一豊田荘の真ん中を通るので、それを迂回させる方がいいのではないかと発言し、同時にこの計画道路は区画整理を待たず、早くつくるべきを主張いたしました。市役所の近くを通る二・二・三号線は東豊田四丁目で突き当たったままで、いまだその延長は実現していません。しかし、今回のA調査で中央線方向に振られています。ところが、A調査報告書には変更の理由が全く記されていないので、不満な人もいるようです。二・二・三号線と並んでその開通が早くから待たれている二・二・五号線についての現状も知りたいところです。

質問十九、二・二・三号線計画道路を迂回させた理由は何か。

質問二十、二・二・三号線を最優先してつくる考えは。

質問二十一、二・二・五号線のめどはついたのか。

公表された幹線道路の間の区画街路について、幾つかの疑問があります。果たして、この区画街路によって生活が便利になるのか。もちろん四メートル幅は例外で、六メートル幅以上となっている点は、従来より明らかによくなります。問題は道路の連絡です。中央線の南と北との行き来は、実は現状が昔より不便になっています。踏切が二つなくなっています。一つの踏切は一方交通です。もちろん豊田駅の中を通ることはできるし、駅東側の歩道橋もありますが、自動車、自転車は全く不便で、大回りをしなくてはならないのです。

二・二・六号線の立体化はすでに完成されていますが、駅から日野寄りの立体化についてはどうなのでしょうか。設計概要図により区画街路を見ると、これらの道路は二・二・三や二・二・六の地区幹線道路への接触がきわめて少ないのです。交通問題解消のゆえか、故意に少なくしているようですが、これでは現状と比較して不便になるといわざるを得ません。

東豊田二丁目、豊田四丁目の段丘街の下の、主に農家の地域でコの字型の道路が設計されています。これでは区画街路とも言えそうもありませんが不便ですし、災害にも弱いように思われてなりません。

昔からの豊田の主要道路であり、中心の坂であったネグルミ坂が図面から追放されているのが何ともさみしい限りです。第一豊田荘東側を下る坂がネグルミ坂ですが、これがなくなると同じ豊田四丁目でありながら、上と下で全くの隔離状態となってしまいます。

質問二十二、中央線の南と北との交通は便利にならないのか。

質問二十三、二・二・三、二・二・六へ出るのが不便になるのは仕方がないのか。

質問二十四、農家の地域のコの字型の道路はこれでいいのか。

質問二十五、ネグルミ坂をなくすのは仕方ないのか。

質問二十六、豊田四丁目が上下で分断されているが、これでいいのか。

次に、道路の移動、換地、減歩などに関したものを質問いたします。

現在の多摩平のほとんどの排水は、汚水処理場の前の道から黒川踏切をもぐり、寺坂を通って第二小学校角で都道百五十九号線へと流れています。この道路が西側に振られているのが設計概要図です。大きな排水管を移動させることは、容易なのでしょうか。この道路こそ、そのままの位置に置くとばかり考えていました。

第一豊田荘と第二豊田荘は、そのまま残されるようです。だとしたら、先ほど申し上げた吸い込み処理の解消の問題と違って、全く二重投資ではないわけですから、現状の結果は心配なく対処できると思います。以前から第一豊田荘の道路の側溝の改修の要望が出され、七七年九月二日には請願が出され、採択されています。これらの要望も、ぜひ答えていただきたいと思います。

以上を含めて、過小宅地減歩などもお聞きいたします。

質問二十七、排水管埋設の道路（寺坂を下る道路）、この道路の移動もやむを得ないのか。

質問二十八、第一豊田荘の道路側溝の改修をどう考えるか。

質問二十九、第一、第二豊田荘に対しての減歩をどう考えるのか。

質問三十、過小宅地の基準とその対応はどうなのか。

ここ豊田は段丘街の緑に加えて農家の屋敷内に散見できる木立など、緑豊かであります。緑と清流の町づくりが森田市政のスローガンでありますが、緑と並ぶ清流についても発言しておきます。

下水道完備により清流を取り戻すことがまず大きく叫ばれているところですが、私がここで言いたいのは清流も清流、飲むことのできる清水、わき水であります。段丘の緑の下からこんこんとわき出る清水は、豊田の誇りです。何としても保存したいのであります。

質問三十一、農家の屋敷にある大きな木立と換地との関係をどう考えるのか。

質問三十二、二・二・三号線の緑地通過をどう考えるのか。

質問三十三、わき水個所の保存と換地についてどう考えるか。

区画整理をスムースに進める一つの有力な手段として、市で前もって土地を購入しておくことがあると思います。そのためにも土地開発公社があるのだと思います。現在の状況はどうでしょうか。

質問三十四、豊田南区画整理地区内ですでに市で買収してある土地はどの程度か。

質問三十五、今後、積極的に土地を買収する考えは。

世の中で一番恥ずかしいことは人間として教養の足りないことです。福沢諭吉の言葉です。教養の足りない私は、豊田南地区土地区画整理事業A調査報告書を読んで、恥ずかしい思いをしました。私の理解できないかたかなの言葉が、やたらと出てくるのです。国語辞典にはもちろんない。外来語辞典を見てもない。英和辞典を引くにはスペルがわからない。そんな言葉の一つが、モールであります。散策路とか遊歩道とか仮に解釈して、無理にその内容を理解しました。モールは、この区画整理の中の最も大きな特徴であって、金看板になるように思いました。日野市の昔からの大きな特徴に、中央線と京王線が東西に並行して走っていることがあります。中央線に二つの駅があり、京王線に五つの駅がありますが、この中で中央線の駅と京王線の駅で最も近い距離にあるのは、豊田駅と南平駅であります。浅川に橋かけは必要ですが、この中間の場所は両駅に歩いていける場所で、公共の施設には絶好の場所といえます。ここに地区公園を設定し、ここと両駅をモールで結んだことは、すばらしいことだと思います。緑のマスタープランによると、この地区公園に野球場、コート、市民の広場、郷土館が含まれています。桑園跡地には陸上競技場をつくり、野球場はできないようですので、ここにプロ野球の試合もできるような野球場をつくったらいいと思います。（「大賛成、これはいいぞ」と呼ぶ者あり）

質問三十六、モールとは何かを理解させてください。

質問三十七、地区公園には野球場をつくるのか。

質問三十八、図書館以外の公共公益施設には何を考えているのか。

質問三十九、この地域には中規模以上の集会施設が全くないが、建設の考えは。

豊田駅南口のスペースのないことと、百五十九号線都道の狭いことなどから豊田、高幡のバス路線が廃止されて久しいのであります。この区画整理によってこのバス路線の復活を初め、市内循環バスの実現を図る必要があります。

質問四十、豊田、高幡間バス路線の復活はどう考えているのか。どの順路を経るのか。

質問四十一、ほかにどんなバス路線を考えられているのか。

質問四十二、市内循環バスは可能となるのか。（「四十二、新記録じゃないかな」と呼ぶ者あり）

次に、学校建設についての質問であります。この区域内に小学校が一つあるのみで中学校は全くなく、多摩平の二中に通っています。A調査では中学校一つを考えているようで、農地からそのときになっての買収を考えていると思います。学校建設の場合、土地の確保がむずかしいことは周知のとおりです。区画整理のとき、そのことを十分考慮に入れていかなければならないと思います。

質問四十三、第二十二小学校は、どこへ、いつつくるつもりなのか。

質問四十四、中学校はこの豊田地区にいつごろつくるつもりなのか。

質問四十五、中学校の土地の確保は農地からいつでも転用できると考えるのか。

ここで、農業の継続と農地の区画整理についてお聞きしておきます。

かって東京の穀倉、米倉といわれた日野市も時代の趨勢に押され、農業人口も大幅に減少し、田畑も少なくなっています。その名の示すごとく豊かなたんぼを持った豊田も、その例外ではありません。しかし、いまなおりっぱに農業を営み、大きな実績を挙げている人もおります。区画整理に当たり、これらの人の立場を最大限尊重しなければならないと思います。

質問四十六、水田など農業を継続するための対策は、どう考えるか。

質問四十七、区画整理に当たり、耕地整理が生かされるのか。

質問四十八、現在の用水路をどの程度残し、どのように管理するのか。

続いて、すでに前々から問題視されている一・三・一号線についてであります。自動車騒音による居住環境への影響を緩和するということで、一・三・一道路の両側に幅三十メートルのバッファエリアを設けることにしています。このエリアには沿道サービス施設を誘致したり、あるいは準工業地帯のようにも考えられるところです。

質問四十九、公害道路という市民の印象をどうして解明するつもりか。

質問五十、地域外の市内の工場、企業などをこの沿道バッファエリアへの誘致は考えないか。

次に、市街地再開発について質問しておきます。一部の権利者が長い間、豊田駅南口の再開発を提起しております。この再開発についてはA調査はほとんど触れておりません。市の考えをここでお聞きしておきます。

質問五十一、豊田駅南口の市街地再開発についてどう考えているか。

質問五十二、市街地再開発について関係住民の考えをどう把握しているか。

次、上水道、都市ガスについてお尋ねします。A調査によれば、専用水道である第一豊田荘以外は公共水道であるとあります。しかし、第一豊田荘でも公共水道にしてほしいという声が上がっています。この場合、従来の専用水道も災害対策などに壊さずに取っておきたいという強い声もあります。

質問五十三、第一豊田荘を公共水道にする考えは。

質問五十四、専用水道を残したまま公共水道を引くことは不可能なのか。

質問五十五、この地域での都市ガスの普及はどの程度か。

質問五十六、区画整理に当たり、都市ガスへの対処をどう考えているのか。

最後に、ごみ処理についてお聞きしておきます。今回の一般質問でも多く取り上げられている収集方法の変更に関してであります。A調査報告書によりますと、道路整備と相まってダストボックスの専用スペースの確保が必要だとしています。袋収集への変更が行われるわけですが、こうなったらどうなのでしょうか。

また、先ほど区画街路の幹線道路への接触が少ないことを指摘しましたが、ごみ収集にはこれでは不便ではないのかと懸念します。

質問五十七、袋収集でもダストボックスのときのような専用スペースを必要と考えるのか。

質問五十八、この発表された区画街路で、ごみ収集に不便はないか。

以上で質問を終わりますが、まだこれから測量を行い、検討を加える段階です。A調査で示されたものを変更することもあり、何とも言えませんというような回答を出される危惧を感じます。（笑声）しかし、できるだけいままで検討したことに沿って、現在の考え方をお示しいただきたいと思います。そして、私の発言も参考にしていただければ幸いであります。前向きな回答をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは、現在、豊田地区の区画整理事業ということで私ども準備を進めておるところでございますが、これに関します五十八点の御質問に対しまして、順を追って御説明申し上げます。

まず、一点目の地域の名称、この事業の名称は豊田南地区土地区画整理事業と呼ぶということで、これでどうなのかという

ことでございますが、私どもこれからこの名称を正式名称として区画整理事業に付していきたいというふうに考えております。

二点目の、日野市全体の区画整理のいままでの経過、それから今後の考え方という点でございますけれども、三十二年に豊田の土地区画整理事業を契機といたしまして平山台、四ツ谷下、神明上、市施行によりまして実施をしますとともに、組合あるいは個人施行として吹上団地、京王、平山、七生台の地域がございます。施行中のものといたしましては、万願寺が現在、市施行で実施をしております。

また、平山下耕地、金田、これが組合施行として実施をしております。

計画中というものは、市施行といたしましては高幡、それと、この御質問の豊田南地域というものを計画しておるわけでございます。

地番整備といたしましては、区画整理事業により順次財政に配慮をしながら事業を実施していく予定でございます。今後の組合施行としてやりたいという希望の地域もございますし、また、市施行としてもこれ以外の地域を実施していく予定でもございます。

また、西平山につきましては住宅都市整備公団が現在、検討に入っておる段階でございます。

三点目の、区画整理の流れの中で豊田の区画整理はどう位置づけられるかという点でございますが、現在計画中の豊田南あるいは高幡地域というのは、交通機関上では非常に利便な地域でございまして、スプロール化が徐々に進行している地域でございます。早急に着手する必要がある地域というふうに私どもは考えております。特にこの両地区ともに商業地域としては今後発展をさせていくという要素を持っておりますので、既成市街地と整合させながら計画をしていく予定でございます。

四点目の、豊田の区画整理事業の現状と、これまでの経過という面でございますが、五十四年八月に豊田地域の準備委員会を設置いたしました。この設置後、約一年にわたりましていろいろ会合を持ち、検討を市とともに行ってきたわけでございますが、回数といたしましては十一回を数えております。それで五十五年の七月に準備会としての一応の結論を引き出したことから、一応この準備会といたしましては現在、解散をしておる段階でございます。

五十五年の十一月にその準備会の意向を受けまして、区画整理のA調査につきまして、全権利者を対象にいたしまして二小で説明会を行いました。また、それに伴いまして五十六年の七月からA調査の実施に入っておりまして、五十七年七月にこのA調査の結果を踏まえまして、全権利者に対して市街化構想図をもとに御説明を行った段階でございます。あわせましてB調査、あるいはアセスメント条例に基づきます調査の実施につい

てお願いをし、同時にそれらの内容についての説明を行ったところでございます。

次は五点目でございますが、豊田区画整理の今後の方針といたしましては、B調査またはアセスメントの調査が完了し次第、今後全権利者を対象といたしまして小ブロック、あるいは全権利者を一堂にまた集めまして機会あるごとに説明会を設置し、御説明をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。これらの細かい説明の段階に入りますのは、先ほど申し上げましたB調査やアセスメントの調査が終わってからというふうに考えておりますので、来年の大体八月以降、精力的に実施をしていく予定をしております。

六番目の、住民との話し合いでございますが、これは先ほど申し上げましたように、いままで全体の住民の方、あるいは個個のブロックの方々についてもお話を進めてきたところでございます。

七番目の、今後の住民との話し合いをどのように考えているかという点でございますが、先ほど申し上げましたようにB調査等が完了し次第、私どもは精力的に地域の説明会に入っていく予定でおります。

八番目の、準備委員会はどのようにしてつくられたか、また、運営されてきたかといった点で、先ほどちょっと触れましたけれども、委員会の構成メンバーは十九名でございまして、これでございまして、これらの方々に一応市長が委嘱する形をとられております。この運営につきましては、市長が招集するというような形で運営されてまいりました。

九番目の、準備委員会が解散した理由、これも先ほど申し上げましたように、任務というものが結論が出たことによって解散がされたわけでございます。その結論と申しますのは、区域を決定したこと、それと市が直接施行を行うということの決定でございます。

十番目として、住民の代表機関を今後どのように持っていくのかという御質問でございます。準備会に参画されてきた代表の方々と申しますか、委員の方々は、今後、この事業を進めるに当たりまして各地域の代表の方々ということで、今後の事業の説明会、あるいは実際に事業が開始された段階での事業への参画、これは審議会というものを設けなければなりませんが、その審議会にも参画していただくような方もあろうかと思います。したがいまして、今後はできるだけこういった方々をフルに活用するというのは言葉が悪いかもわかりませんけれども、いろんな約束でお願いして私どもと一緒にこの区画整理を整備するための起動力になっていただきたいというふうに考えております。

十一番目の東の端、東豊田一丁目が一部二・二・五路線より飛び出しているかっこうになっておりますけれども、当時この

計画をつくっている段階で二・二・五の路線について、現在のように明確な掲示というものがちょっと判断がつかなかった時期がございまして、二・二・五号線につきましては現在では本年度中に事業の認可申請を出すところまでごぎつけたわけでございますが、当時の考え方としては区画整理の中に入れてやるという一つの方式があるんじゃなかろうかという点からも、一応この路線を一部この区画整理事業の中に入れたという経緯もございます。

それともう一点は、二・二・五号線が整備されると現在の宅地、特に東側の宅地というものが不整形になる場合もございます。そういうことで、東寄りに入れて整形化していくという方法も考えていくのがよりベターではなかろうかという考え方もございます。そういうことで一部が飛び出たわけでございます。

十二点目の、東豊田一丁目第一住宅前までの区域にしなかったのはなぜかという御質問でございますけれども、私どもといたしましてはできるだけこういった未整備の現在農地となっているところも入れていく予定ではございます。また、一部の住民の方々、土地所有者の方々からの要望もございます。

したがいまして、万願寺の区画整理二期分の事業のめどと合わせまして、こういった地域を豊田地区に入れていくかどうかといった点についても、今後、精力的に検討いたしまして結論を出していきたいというふうに考えます。

十三番目の、豊田四丁目の中央線の北側の孤立した部分、これをどうするかという御質問でございますけれども、今回のこの区画整理区域外にはなっております。この区域を決定するに当たって、北側は中央線までということで区域を設定したわけで、中央線の北側の部分が一部取り残されるかっこうになるわけでございます。今後、私どもはこの地域につきましては地区計画という制度も発足をしております。そういう中で、ここの残された部分を整備をするという点についても検討させていただきたいと思います。

十四点目の、町名等の変更を考えるかという点でございますが、区画整理を実施すれば、当然境界という点も変わってくる面がございます。したがいまして、最終段階では当然それの見直し等についても検討せざるを得ないというふうに考えております。

十五点目でございますが、この区画整理は何年ぐらいと考えているかということですが、私ども事業に着手してから八年間を一応の認可の目標として掲げてございます。

十六番目、特に豊田駅南口付近はいつごろになるのかという御質問でございます。南口の周辺、ここは駅前広場ができる予定の地域でございます。したがいまして、ここの部分は現在でも非常に過密化の地域でございまして、まず周辺から始めていく予定を立てておりますので、事業年度の終わりのころになる

予定となっております。

十七番目の、公共下水道の点でございますけれども、当然、雨水管につきましては、この区画整理と同時に行ってまいります。汚水管につきましては、浅川処理場からこちらの方に迎えに来る公共下水道の幹線は一・三・一の下を通る予定をしております。したがいまして、この道路のできぐあいとも非常に関係してくるわけでございまして、この事業が進行するに当たって下水道の方も徐々に延びてまいるわけでございますが、それと整合させてできるだけ整合できるような体制をとっていきたいというふうにも考えておるわけでございます。

十八番目の、豊田駅前の吸い込み処理の問題でございます。吸い込み処理につきましては、御指摘のように請願で採択されている問題でございます。それで私どもの方で排水系統の測量等も行ったわけでございますが、一部ここの豊田の駅前の商店街の裏側の吸い込みにつきましては、現在道路に敷設されております側溝の位置よりも低い状況にございます。したがいまして、区画整理の前におきましても建設部とこの点については相談しておりますけれども、側溝を少く低く敷設がえをしていく。それによって側溝に水が流れるような土地で整備をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

十九番目の、二・二・三号線計画路線を迂回させた理由ということでございますが、第一豊田荘というものがございます。この豊田荘は、現在良好な住環境を持っております。できるだけこれは壊さないような形で迂回をさせるということが一点。それと豊田駅前の広場、この駅前広場は現在計画では建設省と国鉄、いわゆる建国協定といっておりますが、それに基づきまして駅前広場というものを積算してございます。

それで、ここの面積は四千三百平米でございまして、これに取りつけるために迂回をさせるというのが実情でございます。

二十番目、二・二・三号線を最優先という御質問でございますけれども、二・二・三号線は確かに必要な重要路線として私どもは考えております。これだけを先に先行するということは土地の直接買収ともつながってくる関係もございます。したがいまして、できるだけ区画整理の中で土地を空け、整備をしていくという手法を用いたいと思います。

二十一番目の、二・二・五号線のめどはついたのか、この点につきましては午前中の馬場議員さんの方にもお答えしたとおり、一応年度内に事業化に持っていきたい。来年度、再来年度で用地の買収をし、さらに築造に入っていくという予定が、一応のめどがついております。

二十二番目、中央線の南と北との交通は便利にならないのかという御質問でございます。確かにいわゆる車としての道路は二・二・六、あるいは一・二・三をさらに吹上団地の上まで通って泉塚の方を迂回するというようなことになろうかと思いま

すけれども、歩行者といたしましては現在の駅が橋上駅になっている関係上、さらにこれをもっと活用していくという方法も考えていかなければならないというふうに考えます。

二十三番目、二・二・三、二・二・六、これへ出るのが不便になるのではないかという御質問でございますけれども、二・二・三あるいは二・二・六というこれらの幹線的な道路に直接区画街路をたくさん取りつけるということは、その地域内の通過道路的な存在に、区画街路が通過道路的な観点で利用される可能性もあります。したがいまして、都の方針といたしましてもできるだけこういった幹線街路に出る区画街路というものは距離を置くようにという指導もございます。それに合わせまして都の方とこの点を十分検討した上、現在の構想になっているわけでございます。

二十四点目、農家の地域のコの字型の道路、これは確かにそういう道路が数個所ございます。この道路は段丘街との関係で、いわゆるこういう形態をとっているわけでございます。しかし、この点につきましても、今後B調査の測量によりまして上の地域と接続が可能なところは取りつけ道路をつけるということも検討をいたしております。

二十五点目、ネグルミ坂をなくすのは仕方ないのかという点でございますけれども、これらにつきましても公定測量をB調査で行います。それによって現在の施設、また道路として生かされるものは可能な限り生かしていくという方向をとっていきたいというふうに考えております。

二十六点目の、豊田四丁目は上下で分断されるという点でございます。この辺につきましても、先ほどお話しましたように公定測量を実施してみないと結論が出ないので、その辺を今後十分検討させていただきたいと思います。

二十七点目、排水管埋設の道路の移動もやむを得ないのかという御質問でございますけれども、御指摘の寺坂、ここには排水管が埋設されております。この辺についてもできるだけ残すという方向で検討の必要が迫られているわけでございまして、B調査の結果をあわせ見まして、さらに再検討を行います。

二十八番目、第一豊田荘の道路側溝の改修でございますが、当面、区画整理を行いますのは、これらの側溝というのは雨水管が入る関係上、改修されることになります。

それと二十九点目の、第一、第二豊田荘に対する減歩をどう考えるかという点でございますが、できるだけ私どもとしては第一、第二豊田荘は区画街路というものを新たに設けるというようなことは考えてはおらないわけでございますけれども、できるだけ現道を利用していこう。それに伴いましての減歩でございますけれども、ほかの地域でも行っておりますように、今後、第一、第二豊田荘の扱い方について十分検討をしたいというふうに考えております。まだ、それに対しての結論は出ておらない段階でございます。

三十番目の、過小宅地の基準とその対応、この点につきましても、神明あるいは万願寺の区画整理の基準に合わせまして対処していく予定になっております。

三十一番目、農家の屋敷にある大きな木立、これと換地との関係でございますけれども、私どもの方の区画整理は原則として現地換地としております。したがいまして大きな木というものはできるだけ換地先に生えるような形で考慮を行ってまいります。

三十二番目、二・二・三号線の緑地通過をどう考えるか。これはお墓、お寺の北側を通過する部分でございますけれども、ここについては一部緑地も伐採しなけりゃならない個所が出てまいります。可能な限り現存緑地というものを残していくという方向で、私どもはさらに検討を進めていく予定をしております。

三十三番目の湧水地、湧水個所の保存という点につきましても、貴重な湧水地でございますので、これらについても換地上できるだけ現在の状況を保存できるように措置をしてまいります。

三十四番目、豊田南、この区画整理の区域内で市で買収してある土地はどの程度かという点でございますけれども、私ども現在二、三の引き合いが来ております。そういったものについてはどんどん買っていく方向で検討を行っております。

それと、今後、積極的に土地を買収する考えはということでございますが、当然市の方でも買収するとともに新都市建設公社の方にもお願いをしておりまして、先買いについて了解を得ているところでございます。

三十六番目、モールとは何かという点でございますが、モールのスペルでございますが、MALLがモールのスペルになっております。これを直訳いたしますと木陰道、あるいは樹陰、木の陰の散歩道という訳が出てまいります。環境のいい散策路、あるいは歩行者専用道路というふうに御理解をお願いしたいと思います。

三十七番目の、地区公園に野球場をつくるかという点でございます。けれども、四ヘクタールの公園の用地は浅川べりに構想図では計画をしております。この中の利用をどうするかという点については、具体的な検討は私どもこれから行っていく予定にしております。できるだけ住民の方々の御希望を入れながら、この地区公園を整備をすることにいたしたいと思います。

三十八番目の、図書館以外の公共公益施設はどんなものを考えているかということでございますが、まず地区センターが現在の地区センター、さらに二カ所ほどを計画したいというふうに考えます。

それと、幼稚園につきましては一幼稚園の増、あるいは保育

園についても一保育園の増というふうな点も考えております。

特にモール街のようなところには地域の住民の方々が御利用できる、いわゆる文化的な施設というもの、これはまだどういうものだということは、はっきり私ども具体的に練っておりませんけれども、そのような文化的な施設としてのスペースを十分とる予定をしております。それで、モール街とあわせましてこれらの施設を御利用していただけるようなことで考えております。

三十九番目、この地域に中規模以上の集会施設が全くないが建設の考え方はと、これはいま申し上げましたように施設をふやしていく予定となっております。

四十番目の、豊田、高幡のバス路線の復活はどう考えるかという点でございますが、豊田の南口の駅広、ここは当然バスの発着施設も私どもは考えております。それを、そこから出たバスが二・二・三を通り、さらに二・二・六に入って京王の開発いたしました住宅地の中にすでに道路ができております。そこを通りまして二・二・十一号線に入り、動物園の前を通過しまして豊田の駅に至るという一本の路線が考えられます。

また、二・二・六号線から川崎街道を右折するという路線も組めるかとも思います。

四十一番目の、ほかにどんなバス路線が考えられるかという点でございますけれども、二・二・三号線を完成いたしますと豊田の駅前のバスターミナルから日野駅に向かって二・二・三号線を走っていくバス路線も組めると思います。

四十二番目の、市内循環バスは可能となるかという点でございますが、これらの路線が完成し、さらに二・二・五が完成していく。それと、今年度、現在国の方で実施しております二・二・三の中央線の跨線橋、これが完成いたしますと相当の循環バス路線が組めるのではないかというふうに考えております。

四十三番目の、二十二小学校はどこにつくるのかという点でございますが、具体的な計画としては今後の教育長の学区編成等もあろうかと思いますけれども、一応私どもの方は西平山の区画整理を公団で実施していただくように、いま計画を進めておりますが、その中に小学校一校と、それから中学校を一校取るということで、公団とも計画を詰めている段階でございます。

四十四番目の中学校は、ただいま申し上げたような内容でございます。

四十五番目の、中学校の土地の確保は農地からいつでも転用できるのかという点でございますけれども、一回整備されますとなかなか農地あるいは宅地として整理をしたところを、さらにまた中学校の用地として確保することは非常に困難になってまいります。したがいまして、今後の教育長との学区等の計画に合わせましてどうするかを検討していきたいというふうに考えます。

四十六番目、水田など農業を建設するための対策はどう考えるかという点でございます。この区画整理事業といいますのは、良好な宅地をつくり、市街化を計画する事業でございます。その中で農地、いわゆる水田だとか畑、こういったものを農業関係者の方々が今後も継続したいという場合には、万願寺でもそうでございますけれども、水田の集合換地、あるいは畑の集合換地ということで、当然こういった中で折り込んでいく予定をしております。

四十七番目の、区画整理に当たり耕地整理が生かされるのかという点でございますが、ただいま申し上げましたように区画整理は宅地ということを、良好な宅地を整備するということが第一目的でございます。したがいまして、現在耕地整理されているたんぼ等につきましても、将来は宅地化を図っていくことになってまいりますので、それまで営農される方はこういったところを御利用いただくように計画をいたしますが、将来的には宅地という形で区画街路等も入れていきたいというふうに考えております。

四十八番目の、現在の用水路をどのような程度で残していくのか。当然、水田の耕作者がある場合には、そこに水は供給されなきゃならないわけでございます。したがいまして、用水路は可能な限り残していくことになるわけでございますが、将来的に水田等が宅地化されるとことであるならば、これらの用水路というものはできるだけ私どもはここの地域に残していく、そして浅川から水を取って清流を流していくというふうな、いわゆる散策路、水辺の環境というものを十分取り入れた用水路の形態に変えていきたいというふうに考えております。

四十九番目の、公害道路という市民の印象でございますが、これは一・三・一についてでございます。できるだけ一・三・一につきましても私どもは公害道路とならないような形態で設置をしていく、それでその点で住民の理解を得ていきたいというふうに考えております。具体策といたしましては、国でも申しておりますが四十メーターというような道路、それは、いわゆる自動車の通行する路線をふやすということじゃなくて、道路形態はいままでと変わらず、その両サイドに十分なバッファゾーンを取る、または緑地帯を取っていく、いわゆるバッファ的な役割りを果たしていく、そういった中で緑の多い、環境のいい道路にしていくということが国においても都においても、私どもといたしましてもこれからの道路形態として考えているところでございます。そのような形で御説明して、御理解を得ていくつもりでございます。

五十番目でございますが、地域外の市内の工場あるいは企業などについての、この沿道のバッファエリアについて誘致する考えがないかということでございます。当然私どもこれをバッファエリアとして緑地帯にするのか、あるいは万願寺区画整理

の中で検討しておりますような特別業務地域の指定、あるいは沿道商業の活用といったスペースも取っていく。あるいは一部工場、中小企業、そういったところの御希望があれば私どもは用途地域の見直しの中で準工業地域というものもある程度設定をして、それが具体的にはバッファ的な地域となっていくように検討を進めてまいりたいと思っております。

五十一番目でございますが、豊田駅南口の市街地再開発についてでございます。この点につきましては、いままで私どもも地域の商店会の方々、あるいは商工会の主催によります検討会等にも出席をいたしまして、この考え方についての話もしてまいったわけでございますが、具体的には来年度ここの再開発ということで国、都、市と一緒になりまして将来の調査、具体的な調査に入っていきたいというふうに考えています。そのための委員会をつくっていく予定をしております。

五十二番目の、市街地再開発について関係住民の考え方はどうかという点でございますが、ただいま申し上げましたように、商店街の方々とも私三回ほどすでにお話をしております。しかし、その中で再開発をするということについての非常な危惧を持っている方々は、現在ではまだ大部分でございます。今後、先ほど申し上げました委員会の調査が完了し次第、具体的な点について商店街の方々、あるいは商工会の方々ともお話を進めていきたいというふうに考えております。

五十三番目の、第一豊田荘を公共水道にする考えはという点でございます。これは水道部の方に非常に関係がございますが、私ども区画整理といたしましては、整理をした地域には必ず公共水道を埋設していくというのが原則でございます。

五十四番目に関連いたしますが、専用水道を残したまま公共水道を引くという点はどうなのかという点でございます。これらについても今後、東京都の水道局あるいは市の水道部とも十分検討をしていかないことには、ちょっと結論が出せない状況にございます。

五十五番目の、この地域での都市ガスの普及はどの程度かという点でございます。都市ガスは、東京瓦斯が既成市街地の中はほとんど道路の中にガス管が、現在、埋設されております。ただ、この利用状況でございますけれども、約三〇％が、現在、既成市街地の中で御利用をされているというふうに聞いております。

五十六番目、区画整理に当たり都市ガスの対処をどう考えるか。当然私ども区画整理を行う場合には、水道、あるいはガス、下水、そういうものはすべて区画街路の中に埋設をしていく、環境のいい住宅地をつくっていくことになっておりますので、当然ガスにつきましても対処をしていく予定でございます。

五十七番目の、ごみ処理についての袋収集でも、ダストボックスのときと同じような占用面積を必要と考えるかという点でございますが、現在ダストボックスの場合、一カ所の面積は○・一五平米はセットされております。これから、たとえばダストボックスというものが袋収集に切りかえられるといたしましても、やはりそういうスペース、面積としてはもう少し少なくともいいのかもわかりませんが、そういう袋などを置く場所は当然考えなきゃならないというふうに考えております。

最後の五十八番目でございますが、区画街路でごみ収集に不便はないかという点でございます。収集車等が入ってくる道路としては六メーター以上を原則として考えておりますので、その点については収集作業に不便はないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　五十八問に及ぶ質問でしたが、都市整備部長に全部お答えいただきまして、ありがとうございました。

ほぼ答えていただけたと考えます。問題点は今後の機会に譲るといたしまして、二つだけ再質問、再質問というよりも追加しておきたいと思います。

一つは、先ほどもお答えいただきましたけれども、再開発についてであります。これについては、これから調査するということです。この場合、全体が賛成しなければならないという、区画整理よりもさらにむずかしい点がある再開発であります。しかし、府中駅前の再開発が最近、新聞で報じられましたように、可能ならぜひ実現してほしいという気持ちです。

これへの対処についてでありますけれども、早くからこの再開発を目指して活動してきた権利者とも市は協力してやっていただきたいと私は思いますが、これについてどうお考えでしょうか。

もう一つは、整備単位区分についてであります。A調査報告書の最後の六章、実現の方策の検討という中で、整備単位区分がなされています。実は、これに異議があります。

豊田駅すぐ前の、すでに家がいっぱい詰まって空いているところのない部分を一まとめにすることはいいと思います。第一豊田荘、第二豊田荘のように、実質的な区画整理が四十年も前にできているところを一つに考えていくこともいいと思います。また、かっての水田地帯も一つにまとめて考えるものにも異議はありません。しかし中央線にまで接する、以前はほとんど畑だった地域と何百年も昔から住んでいる段丘街の下の農家の地域を一緒にするのは、無理があるように思えるのです。

空間地がある、スプロール化の危険があるなどの共通点はあったとしても、緑と清流の視点から見れば大きな差であり、この差は区画整理を進める上で決して無視できないと思います。

以上の二点についての考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　お答え申し上げます。再開発につきましては、来年度から具体的な調査活動に入っていくわけでございます。そういう中で、私どもとしてはこれまでいろいろ再開発についてのお話も聞いております。そういった点も含めまして、今度新たに設置いたします協議会の中で、この協議会と申しますのは先ほど申し上げましたように国、都、市との間での協議会でございますが、そういう中でも十分検討させていただきたいと思います。

それから、二点目の段丘街の緑の点でございますけれども、私ども可能な限り緑は残していくという方向で考えております。一部二・二・三のところで、この段丘街を縦断しなきゃならない個所もございます。こういうところも可能な限り緑地を保全するということで考えていきますし、また、今後のB調査の結果も踏まえまして、そういった点については配慮していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　いま、都市整備部長のお答えなんですけれども、二番目の方は私の言い方がまずかったのか、把握していただけなかったようです。

私が言っているのは、区画整理を進めていく上で全体の地域をそれぞれの共通点に従って幾つかに分けていますね。六つだったでしょうか、その分け方が間違っているんじゃないか。かって畑だった中央線の近くの地域、中心以外の地域ですけれどね、西と東の。それと豊田二丁目、あるいは豊田四丁目の下側、農家のある地域ですよね、そこを一緒にしているんですよ、この分け方は。それを一緒にしないで、相当違ったものだから別別に考えてこれから対処すべきだということを言ってるわけです。

一方は緑豊かな、清流豊かな地域だし、一方はそれとは相当かけ離れた地域なので、一緒に考えないで別々に考えてこれから対処していくべきだということを申し上げて、それについてお聞きしたんですけれども、十分私の意見を尊重して今後対処していただきたいと思います。

豊田南口地域の人々が他の地域の人々よりも特に強く都市基盤の整備を望んでいるのは、北との差であります。下水道もない、駅前でありながら排水の吸い込み処理をやっている、バスの発着もできない、道路が狭いなど、北の多摩平とはあらゆる点で格差があるのです。何と言っても北と南、上と下、多摩平と豊田の差の大きなものは下水道であると思います。豊田だけでなく、市全体の公共下水道の一刻も早い完成を願うものです。

公共下水道について一昨日、古谷議員が申されました。古谷議員が町長のとき多摩平の汚水処理場ができた。そのときの日野市の公共下水道の普及率は六％で、現在も六％と変わらないというお話だったと思います。私も確かにそのとおりだと思います。古谷議員の卓越した調査能力、記憶力に深い尊敬の念を抱くものであります。

ただ、多摩平の汚水処理場をつくったのは市ではなく日本住宅公団だったのであります。それでは、日本住宅公団による多摩平団地造成を誘致するために努力をしたのはだれだったか。古谷議員もよく御存じの一九五一年から一九五八年まで日野の町長だった私ども日本社会党の先輩、斉野次郎だったのです。その後、日野市にはあちこちに用水があるから下水道なんか必要ないという保守市政の考え方が支配し、公共下水道の検討は全く進まなかったと聞いています。

一九七三年就任した森田革新市長は、下水道の整備こそ文化生活を営む上で必要不可欠だとして今日まで奮闘してきたところです。保守市政十五年のおくれを取り戻すためにがんばってきましたが、まだ近隣の市に追いつくところまではいっていないのが現状だと思います。（「一％も進んでない」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　歴史的な経過もいろいろあるわけでありまして、私どもも私どもなりにないものを計画段階から整えてきて、そうして将来の日野市の都市計画構想というものは、かなり具体的に進捗しつつある、こういうことの役目をいままで果たしてきたというふうに感じております。

人口の増加が急であって、つまり農村が急に人口のみ町になったということでありますから、これを再調整して将来の子孫のためにいい町を、今日の段階で十分基礎づけ、レールを敷き、実現に移す、これが今日の市政でありまして、別段どなたか、自分がやったとかどうか、そういうようなことは私は無関係だたとえ田中角栄が頼みに行っても三千万円しか出ないのだと思います。

以上の下水道だけでなくバス路線についても、道路についても、多摩平と豊田の大きな格差があります。豊田の区画整理を早く完成させ、同時に公共下水道の完成によって、同じ豊田駅を利用する日野市民として格差のない文化的な生活を営めるように努力をお願いしたいと思います。

最後に、市長に下水道のことを含めて豊田の区画整理について、前向きな発言をお願いいたします。（「保守や革新じゃないぞ、日野の行政は。一生懸命やらなきゃだめだ」と呼ぶ者あり）

と思っております。

そうして、いま特に豊田という地域を指して一番詳しい一ノ瀬議員からのいろいろな具体的な御指摘もあります。お答えどおりに行くならば、もう区画整理はまさに軌道に乗ってるような感じが出るかもしれませんが、まだまだ解決を要する多くの問題が当然あるわけであります。特に南北格差という小規模なこともございますけれど、豊田の南に新しい市街地をつくるということは、やっぱり日野市に大きな魅力をつくり出す。モール街もそうでありますし、あるいは南口の開発をするということはもう少しエネルギーを導入をして、そうして活力をつけるということと結合しなければ成り立たない一面もございますので、私はもう一つ目を広く放って、ニュータウンと中央線の一番近いのは豊田である、こういうことも考慮の中に入れられるべき要素だ、このように思っております。

日野だけの問題ではなくて、周辺、周域ともあわせて日野市をますます水準の高い町づくりをすることによりまして、ますます住んでおられる方の満足を得るとともに、周辺都市からも日野に学べというぐらいに言われる、そういう町づくりをすることこそ誇り高い町づくりの大きな眼目でなければならない、このように考えております。不十分でございますけれど、かいつまんでそのようにお答えをさせていただきます。（「りっぱ、ぜひやってください」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　以上、雑駁な質問でございました。他日お聞きして、今回はこれで終わらせていただきます。御答弁、御清聴ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十一の一、豊田地域区画整理の促進を、住民の理解のもとに関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時四十五分散会

九月二十五日　土曜日（第九日）

昭和五十七年
第三回定例会

日野市議会会議録

第三十二号

九月二十五日　土曜日　（第九日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	旗野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	佐々木博	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子　君

議事日程

昭和五十七年九月二十五日（土）
午前十時開議

清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本武彦	君
水道部長	土方金雄	君
病院事務長	小山哲夫	君
図書館長	砂川雄一	君
記書	串田省和	君
記書	平野雅弘	君
記書	谷川平三	君

一　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

午前十時十八分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十四名であります。

一般質問に入ります。

十二の一、高幡福祉センターの建築基準法違反事件と老人憲章違反（老人虐待）についての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔十八番議員登壇〕

○十八番（古賀俊昭君）　一般質問を行います。

私は、一般質問の通告の締め切り日でありました九月七日に質問の要旨、それから件名を提出しましたが、その後、この、いわゆる日野市立高幡福祉センターの違法建築問題が一部分新聞報道されましたので、少しばかり事実関係も明らかになっております。その結果市民の知るところともなりまして、市民の皆さんも市の行政のあり方や、そして法を守るべき立場にありながら、また特に市民に対しては指導的な立場にある市役所がなぜこうした問題を起こしたのか、責任はどのようにとられるのかなどについて強い関心を寄せておられると思いますので、私はただいまから、できるだけ、ゆっくりと、そして細かく指摘をしてまいりますので、市長の率直な、そして明快な答弁をまずもって冒頭にお願いをしておきたいと思います。

この高幡福祉センターの建築基準法違反事件は、これをさかのぼって追及されなければならない根があります。昭和三十六年四月に開設された高幡保育園の老朽化に伴う改築工事費が昭和五十五年十二月議会で議決され、それから一年後の五十六年十一月に新しい園舎が完成し、開園をいたしました。この高幡保育園の新園舎が完成するまでの一年間、この地域の保育事業を中断するわけにはいきませんから、高幡八六四の市営住宅横にプレハブの仮園舎を建設をして、昭和五十五年十二月から翌年の五十六年の十月まで使用したわけであります。ところが、この保育園の仮園舎に重大な法令違反があるわけであります。この仮園舎について、工事が完了した場合に提出が義務づけられている工事完了届が東京都に提出されておりません。これは建築基準法第七条一項の明らかな違反であります。市は工事完了届を提出しておりませんから、それに伴って交付される検査済み証が出されていないのであります。建築基準法の第七条の二で、この検査済み証の交付を受けるまでの建築物の使用制限が定められておりまして、建築主は検査済み証の交付を受けた後でなければ建築物を使用させてはならないという規定があるのであります。この場合、建築主は日野市長森田喜美男氏であります。

建築部長にお聞きしますが、工事完了届を出さなかったこと。よって検査済み証が交付されていないということに間違いがないかどうか。いかがですか、お聞きいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

いま御質問のあったとおりでございまして、この建物の運営上の問題として、過去にそういう形の中で処理されてきたということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　仮園舎が申請された書類のとおりに正しくつくられているかどうか、保育園の園舎として正しく使用できるかどうか、これを東京都の検査を受けて、最終的に確認を受けてから建物の使用が初めて始まるわけであります。一年間にわたって大切な日野市のお子さんを、子供さんたちを日野市長はお預かりしたわけですが、この仮園舎は、建築のいわゆる検査済み証を受けていなかった。こうした違反建物で市長は保育事業を一年間にわたったという責任は重大であります。市長は設置者として、私ははなはだ無責任ではないかと思いますが、当時この違反行為について承知していたのかいないのか、また検査を受けていない建物で保育事業を行ったことについていかがお考えかお聞かせください。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も正確には存じませんので、担当するそれぞれの部署からお答えをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　検査済み証を受けないで、また工事完了届も出していない、この建築基準法違反行為については罰則規定もきちんと設けられております。これに違反をして保育事業を一年間にわたって行ったということは重大な不始末、また、繰り返されてはならない不祥事ですが、いまここで、私が事荒立ててこの問題について追及しようとしているのではありませんから、幸いにして事故も何もなかったわけです。大いに反省をしていただきたいと思います。

これから高幡福祉センターの問題に入ります。日野市立福祉センター条例によりますと、現在四つの福祉センターが設置されていることになっております。名称と位置が書いてございまして、日野市立高幡福祉センターは日野市高幡六九六番地の一に所在をすると、条例には書いてあります。しかし、実際この日野市立高幡福祉センターはこの条例の場所に存在しません。というのは、ことしの三月の一日と四月十五日の広報ひのに高幡福祉センターの記事が大きく出ております。三月一日の記事では、高幡福祉センターが浅川沿いに移転するという地図入りの記事が出ております。さらに四月十五日の広報ひのには、御利用ください、移転新設なった高幡福祉センター、四月一日に開館しましたという記事が出ております。ところが、移転したはずの高幡福祉センターの所在地変更に伴う条例の改正が、さきの六月議会にも、そして今回の九月議会にも提案提出されておりません。一体、日野市立高幡福祉センターはこの日野市のどこに存在するのか、その場所を教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　御質問のとおり、現在の条例では高幡六九六番地の一になっております。広報でお知らせをいたしましたとおり四月一日からオープンいたしまして、実質的には四月十五日から使用していただいております。したがいまして、六月の議会に条例の一部改正をお願いする手はずを整えておりましたけれども、ちょうどそのころにこの建物が完全なものでないということを知りまして、それならば完全なものにしてから条例改正をお願いするのが本筋ではないか、このように考えましていままで条例改正を上程してないわけでございます。（「いつお知りになったと申しましたか」と呼ぶ者あり）五月十二日だったと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いま福祉部長のお話で、条例にものせられていない建物であるということがはっきりしました。

建設部長にお聞きしますが、それではこの条例にのっていな

○市長（森田喜美男君）　不明で、知らなかったという責任は感じます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市長は、責任は、市長自身が設置者です、この建物の。また保育事業の実行主体者でもありますから、担当者だけの責任であって市長に全く責任がないということは考えられないことです。何か責任をお感じになっているかどうか、その点について、簡単で結構ですからお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、事実関係はいま建設部長からお聞きをしまして、工事完了届を出していなかった、そしてそれに伴う検査済み証を受けていないということを確認させていただきましたので、そのことはもうわかっております。市長は、違法な建物で一年間保育事業を行ったことについて責任を何かお感じですか。そのことをお聞きしておりますので、その質問に対して答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私が一々すべての指示ができるほど知識を広範に持っているというわけではありませんから、補佐をすべき部署がそれぞれその立場に立って行っておりますので、そのように御理解をお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長は、責任は、市長自身が設置者です、この建物の。また保育事業の実行主体者でもありますから、担当者だけの責任であって市長に全く責任がないということは考えられないことです。何か責任をお感じになっているかどうか、その点について、簡単で結構ですからお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　不明で、知らなかったという

い、いわゆる高幡福祉センターと称する建物の建築確認番号は何番か。また、その日付はどうなっているか教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

いまお尋ねの高幡福祉センター開設の関係の確認でございますけれども、これにつきましては、当初の建物そのものが高幡保育園の仮園舎でございまして、この仮園舎そのものの建設の際に確認を受けておりまして、この確認については五十五年の十月九日付でございまして、確認番号が四五五九号でございます。

（「仮園舎じゃなくて、高幡福祉センターの」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　要するに建築確認番号はこの建物についてはないわけですね。つまり、もう一度確認しますが、この建物が建築基準法に定められた建築確認を受けていない建物である、つまり建築基準法上は違法施設であるということは間違いございませんね。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。

いろいろ建築基準法の中には建物の制限がございまして、それに伴う手続上の問題が当然必然的に発生してくるわけでございまして、具体的に申し上げますと、建築基準法の三十五条の関係、これがいわゆる使用目的に合った建物のためにいろいろ内装設備等を改装しなければならない（「そういうのは聞いてましたので、その時点で用途変更の手続をとらなければならないという一つの問題があるわけでございまして、その用途変更の手続が現在都の方に申請中でございます。したがいまして、先ほど福祉部長の方からお答え申し上げましたあの時点での建築確認はないわけでございます。そして、この用途変更につきましては、目下特定行政庁でございます東京都の多摩西部建築指導事務所と協議中でございまして、確認がとれ次第、用途変更の関係の建物の改装に入るというふうなことになっております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いま建設部長の方で確認を受けていない、要するに確認申請を出しておりませんから、それに伴って確認の通知も日野市には来ていないということが、私、明らかになったと思います。で、この建物は、そもそも最初に指摘しましたように高幡保育園の仮園舎として建てられたプレハブの半分を買い取って、先ほど明らかになりましたように無届けで改築をしたものであります。仮園舎が一年間使うだけのプレハブの建物でありましたので、確認は、先ほど番号言われましたが、とっていましたが、実際は仮設の建物ですから、本来ならば建築基準法の八十五条の四項の規定によって、新園舎ないんです」と呼ぶ者あり）規定でございまして、それの関係については、先ほど申し上げましたように、確かに使用時点では不適格な建物であるということが言えると思いますけれども、それを是正するための、先ほど申し上げた用途変更が時間的におくれたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、あわせましてこの高幡福祉センターの建築工事に対応いたしてまいりました……（部長、私はお聞きしてないんですよ、それは全く。建築基準法で定められた建築確認の申請を行って…」と呼ぶ者あり）おりません。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いま建設部長の方で確認を受けていない、要するに確認申請を出しておりませんから、それに伴って確認の通知も日野市には来ていないということが、私、明らかになったと思います。で、この建物は、そもそも最初に指摘しましたように高幡保育園の仮園舎として建てられたプレハブの半分を買い取って、先ほど明らかになりましたように無届けで改築をしたものであります。仮園舎が一年間使うだけのプレハブの建物でありましたので、確認は、先ほど番号言われましたが、とっていましたが、実際は仮設の建物ですから、本来ならば建築基準法の八十五条の四項の規定によって、新園舎が完成した時点で撤去されなければならないものであります。この時点で仮設プレハブの建築主である市長が、この八十五条の四項の規定によってこの仮設建物を撤去して新しい福祉センターの建築にかかっていたとすれば、高幡保育園の仮園舎の工事完了届の未提出、それから検査済み証の交付を受けずに建物を使用したという違反行為だけで終わっていたはずであります。

しかし、それをやらなかった。そして、いまごろは法令の安全基準に合格したりっぱなお年寄りのための福祉センターができあがっていたかもわからないんですが、やっていない。そして問題はますます大きくなって今日に重大な違反行為を重ねながら至っているということが明らかであります。つまり無免許運転と同じなんです。たとえば、自動車にろくに乗れない人が乗客を大ぜいのせた観光バスを半年間にわたって運転することを、乗り回すことを市長が認めた、同意したのと同じであります。こんな許されない行為を、建築確認もしていない工事の執行をなぜ命じたのか、市長の権限で工事命令は出されますので、市長の真意を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。（「市長答弁」「暴走運転士にバスへ年寄りを乗せて運転…いいのか、悪いのか、いま聞いてんだ、市長だ、決まっているじゃないか、市長に聞いている」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）　まさに筋道として指摘をされ

ますと、恐らくそのとおりであるというふうに言わざるを得ないと思います。ただ行政の市民生活を、ルールをまとめるべき立場が安易によかれという判断で事を処理したということについては確かに落ち度があると言わざるを得ません。そしてまた、福祉センターがいっときでも機能的に場所がなくなるっていうことも、これも立場としては忍びなかったものがあったかもしれませんから、あくまでこれは、仮の暫定的使用ということで処理をしたというふうに理解をすれば御理解もいただけるんではなかろうかと。したがいまして、それを当局の指導に基づいていま予算の計上をしてきちんと正当化できる手だてを進めつつありますので、そのように御理解をお願いをしたい。確かに法規に準拠しない、あるいは合わないことを進めたということにつきましては行政の立場で大変まずかった、このように感じております。したがいまして、これをきちんと指導も仰ぎながらいま適正化しよう、こういう努力を進めておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　やむを得ない事情で仮の建物、あくまで仮の建物として福祉センターを使ったんだという、いまお話だったんですが、建築基準法では仮の建物を使用する場合の規定もきちんとあります。つまり風水害等で建物とか住居が流れてしまった場合はプレハブを建てて一時住まなくてはいけませんので、その場合の規定もある。また店舗や住居を改築する場合には、とりあえず住む場所を確保するために仮設の建物の基準もきちんと設けられてルールが確立しています。

　しかし、この高幡福祉センター、いま市長が仮のものだとおっしゃいますが、その手続が全くとられていないわけです。ですから私はそこに責任が当然あるのではないかという立場でいまお聞きしているわけでありますから、先ほど冒頭にお願いしましたように、率直にお考えを述べていただきたいと思います。

　この建築確認を受けずに工事を強行した違法行為だけでも大変なことなんですが、さらに、現在福祉センターとして使用しているこの建物は建築基準法の防災上の構造規定と、それから建築基準法同施行令の構造強化規定に違反している危険きわまりない施設であるということであります。不特定多数の人が利用する集会施設を特殊建築物と言っていますが、この場合建築基準法はその安全性を高めるために一般建築物よりもさらに厳しい規制をしております。これらが全く守られていないわけであります。

　建設部長にお聞きをしますが、建築基準法及び同施行令の何条に違反しているか、御承知をしておられる範囲で結構ですので挙げていただきたいと思います。お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。

　ただいまの御質問、建築基準法に照らし合わせてどうかということでございます。

　まず建築基準法の八十五条がございまして、これについては、一応私どもの方の調査の結果では、八十五条につきましては該当していない、つまり不適格な建物としては認められない、適正なものであるというふうに判断しております。

　それから同じく六十二条、あるいは六十二条でございますけれども、これについても、やはり準防火地域内の建物、建築物の規定でございますけれども、これにつきましても該当はいたしておりません。ただ三十五条の、先ほどでちょっと申し上げました特殊建築物の内装制限という規定の中で、それと、これに関連いたします施行令の百二十八条の四項、これにつきましては、御指摘のように、残念ながら不適格な建物であるというふうに考えざるを得ません。

　それから、さらにいまお尋ねのございました建築基準法の施行令の八十一条ないしは八十一条の二の関係の、これの規定につきましては、五十六年の六月に一部改正が行われまして改正がなされたことによりまして、まあ不適格になったというふうな事実もございますけれども、これは御指摘のように構造強化規定でございます。これについては当時の状況と変わってきておりますけれども、現在の建物そのものを比較いたしますと不適格であるというふうに申し上げられるわけでございます。まあその点につきましては先ほどもちょっと途中まで申し上げたわけでございますけれども、私どもの方の担当者といたしましても、建築工事に対応してきた建設過程の中で厳正に対処していかなければならないということがあったわけでございますけれども、その点については大変申しわけなく、深くおわびを申し上げたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は先ほど八十五条の仮設建物に関する規定にも違反しているということを指摘しましたが、これはいま建設部長はお認めになりませんでした。また六十二条の二項、いわゆる防火規定、これについてもいま疑問を呈されたんですが、私もいろいろ建築の専門家の方にも聞いてみました。私自身で判断しかねる専門的な知識の要る問題でもありますからそうしたわけですが、八十五条ないし、及び六十二条の二項の違反は、その専門家の方は指摘しておられたわけです。

　そして、三十五条の二項、つまり特殊建築物内の内装の規定には違反しているということをいま部長はお認めになりました。これは準防火地域、この高幡の、現在福祉センターと称している建物は準防火地域にありますが、準防火地域にある特殊建築物の場合、二百平米以上の建物については内装に制限が加えられておりまして、燃えにくい物、または燃えない物を壁や天井に使いなさいという決まりがあるわけです。これに違反をして

いるということが、いま建設部長からお認めになった発言がありましたので、この点は間違いないということがはっきりしたわけです。

去る九月十八日、市長も参加をして祝辞を述べられた「日野の自然を守る会」の創立十周年式典があった日ですが、この日のある新聞に「こわい、新建材などの燃焼ガス、一酸化炭素少なくても命失う」という大きな見出しの記事が出ております。記事を見てみますと、新建材や家具などのプラスチック製品が燃えたときに出る有毒ガスのせいで、ほんのわずかしか燃えない火事でも人がばたばた死ぬ危険性が指摘されている。火災による犠牲者の血液を分析してわかったもので、一酸化炭素は致死量より少ないのに多くの人が死んでいたという記事です。ところが恐ろしいことに、この高幡福祉センターと言っている建物には先ほど部長がお認めになりましたように、内装に違反がありますので、ビニールクロスや、また合成化学の製品を使った畳、それから合板などがたくさん使われております。もし火の手が上がれば、新建材から発生する有毒ガスでお年寄りは一たまりもありません。

それから、これも重大な違反行為なんですが、先ほどこれも同じように部長がお認めになりました、建築基準法施行令三章八節の構造計算の規定に違反しているという件であります。これは最近大地震がさまざまなデータで予想される、また専門家の間の調査でも地震の予想が出てくる、このような状況にある現在、建物が損傷しても、その結果人命に、そこにいる人たちに危害が及ばないようにするために昨年の六月に設計方法等を改正して構造の強化を定めたものであります。昨年の六月に改正が行われておりますから、当然その建物にも該当するわけであります。こんな大切な法令が一切無視をされて、防災上全く無防備な危険建物をお年寄りに半年間にわたり、そしていまなお使用させている市長の感覚は一体どうなっているのか、私にはわかりません。市長はよく命と暮らしを守るということを言っていますが、地震や火災が万一発生すればプレハブの中のお年寄りは間違いなく全滅であります。この問題が表面化するやあわてて看板を外したりしていますが、市長はなぜこんな冷酷な施設を現在も平気でお年寄りに使用させているのか、その理由は何かをお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど申し上げましたとおり、法規に対しまして、担当者の助言も含めて不明であったという点につきましてはまことに申しわけなかった、こう思っております。今後も公共施設のことにつきましては十分法規等の遵守を明確にしていかなければならない。また行政は法規を遵守することを市民に求める立場でもございますので、心から残念であったと思いつつ遺憾の意を申さなければならない、このように感じております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私が聞きましたのは、これだけ危険な建物が現在なお使用されているということの理由は何ですかということをお聞きしたんです。先ほど福祉部長のお話でも明らかなように、ことしの五月には、すでに庁内でこの事実が表面化をして明らかになっていたというお話ですので、市長も当然御承知のはずです。なぜいまも平気でお年寄りにこのような建物を使わせておられるのか、その理由は何かを、私はお聞きしたんです。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

好ましい建物でないということがわかった時点ですぐに使用の中止というような措置に踏み切ればよろしかったのでございますが、すでに予約がたくさん入っておりまして、それを全部お断りするということは心情的にできないことでございまして私の全責任でいままで利用をお願いしていた、こういうことでございますが、新聞報道もされまして公になりましたあの時点から、予約は全部受け付けておりません。ただいま現在十月の十六日使用分までで、それ以降の使用の予定はございません。そういうことでございますが、管理人ともよく話をいたしまして使用者の避難口、それから消火器、そういったものを十分用意をいたしてお年寄りの使用に供してもらいたい。こういうようなことを二回、三回お願いをしてございます。予約をしましたお年寄りは、具体的な広間という施設でもございまして大変利用度が高いわけでございます。予約をしますといつ幾日にこういうことをやりますからというような案内文、通知文を該当の方にお配りするとか何とか、そういうこともございまして、それを中止することは心情的にできなかったわけでございます。あの内部につきましては、お年寄りが滑らないようにじゅうたんも敷いてございますし、階段の所は斜面にするなどの配慮もございます。また消火器も四本そろえてございますし、天井には排煙器、それから煙感知器、そういったような物もそろっております。確かに好ましい施設ではございませんが、そこを使わせることは問題はあるんですが、私の責任で十月十六日まではお使いいただくように予定を入れております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　消防法上の対策はいまおやりになっているということですが、建築基準法に基づく建物の安全ということは全くなされていないわけですので、予約もあったりするような事情もあるようですが、地震は予約してやってくるわけではありませんので、非常に危険な綱渡りのような使用の仕方かもわかりませんが、事故のないことを祈っておきます。

今月は防災月間でもあります。日野市でも総合防災訓練がこととしも行われました。そして、また同時に敬老の日のある月でもあります。日野市でも敬老大会、先日おやりになりました。こうした意義深い九月という月にこのような質問をしなければならないということを言っておられますが、これでは市政に対する信頼というのは集まらないと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市長は多分先刻御承知かとも思いますが、これらの違反行為は、同時に地方自治法の規定にも明らかに違反をしております。地方自治法第二条は地方公共団体の事務につき十六項目を費やして規定をしていますが、その十三項で「地方公共団体はその事務を処理するに当たっては住民の福祉増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と規定しています。建築の専門家の話によれば、この程度の仮設プレハブの建物であれば大体二千万円以下でできるそうであります。しかし、すでにこの建物は、五十六年度予算で、工事費として一千四百万円、プレハブ購入費として二百十一万一千円で、合計一千六百十一万円を費やし、さらに今度は、この議会に補正予算で千二百七十九万円を計上し、この建物のつじつま合わせをやろうとしております。合計、この建物に費やす費用が約三千万円の経費ということになるわけです。われわれ市民の納めた税金が全くむだ遣いされているということになります。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えをいたします。

福祉センターの規模にもよりますが、基準額の三分の一が国から、残りの三分の一が都から、基準額の三分の二ですね、三分の二が補助金でいただけることになっております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　国や都の補助の制度もあるというお話です。私が調べましたところでは現に昭和四十一年、この年に完成をしました中央福祉センターは総事業費五千二百六十万円のうち、都から二千二百五十万円の補助が出されております。いまお話のように国から三分の一、都から三分の一出るそうでありますから、問題になっているこのプレハブ建物に費やされている三千万円からの税金をもっと有効適切に使ったとすれば、そして補助金も活用すればもっとすばらしい福祉センターが当然できたことになります。税金のむだ遣いは明らかに地方自治法第二条十三項、先ほど申し上げましたこの項目に違反であります。そして、十五項では「地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならない」とあり、一六項では「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを

無効とする」とあります。高幡福祉センターと呼んでいま使用されている建物が、建築確認を取っていない違法建築物であるということは先ほど明確になりました。工事を発注する前に当然なされるべき手続が行われず建築確認の申請をしていない無申請の建築工事に、五十六年度決算書によれば千六百十一万円が支出をされております。

企画財政部長にお尋ねしますが、この支出は地方自治法上当然問題があると思いますが、いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

お認めいただきました予算の執行につきましては、会計事務規則二十二条によりまして、お認めいただいた予算の執行権限を支出負担行為ですね、支出負担行為を各部課長の権限になっております。（「収入役だろ」と呼ぶ者あり）その支出の内容の適正さについては、いまお声がありましたとおり収入役の配慮、そういうことになっております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　先ほど私読みましたように、地方自治法の二条の十六項で「法令に違反して行った地方公共団体の行為を無効とする」とありますから、無効な行為に対する支出は当然問題になるわけです。建築確認申請をまず建物を建てる場合には出す。で、これを受けて東京都においては敷地や構造や設備に問題がないかどうか、建築基準法上のチェックをします。そして問題がなければ申請を出した人に確認の通知を出して工事発注オーケーのサインを出すわけでして、その手続を一切やっていないこの高幡福祉センターの工事費及びプレハブの購入費が完全な違法支出であるということは論を待たないのじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答え申します。

御指摘のとおりでございますが、そのことについての適否を判断するのは企画財政部にはございませんので、先ほど申しましたとおり、支出負担行為の直接の責任は起案当局にあります。

なお、この支出の内容の適・不適については収入役の方の審査権によって査定されるものでございます。その結果についてどう判断なさるかは、その後の手続監査事務等のあれになってくると思います。（「市長が金を返さなければいけない」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　法令に違反した事務処理が現に行われたということがいまここで明らかになっているわけですから、支出のことに関する是非はこれから論議されるかもわかりませんが、明らかに地方自治法第二条十五項に違反している、法令に違反して事務をしてはならないという規定があるん

ですから、明らかに違反しています。ですから、当然この点を見ただけでも昭和五十六年度の決算は、地方自治体の会計はいわゆる総合予算主義をとっていますから認定されるべきものでないということは明確であります。しかも十六項で法令違反の自治体の行為は無効と、先ほどから何度も申し上げておりますが、述べておりますので、今回のこの議会に上程されている補正予算、予算書では改修費千二百七十九万円となっておりますが、これも無効行為に対する支出となりますから、これもまた法令に照らして認められないものであります。これをもし承知で、この議会が補正予算を可決すれば議会の瑕疵になることは言うまでもありません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）で、また補正予算の説明では改修となっていますが、この建物は本来存在することのない、存在するはずのない架空の建物であるわけですから、改修という言葉には問題があります。市側は問題が表面化するやあわてて八月二十六日に書類を整えていますが、それには工事種別の欄に新築と記入されており、九月一日に都に提出をされております。このことから見ても地方自治法の第二条十五項及び十六項の違反ということははっきりするわけです。

さらに地方自治法百四十七条では「普通公共団体の長は当該普通公共団体を統括し、これを代表する」とありまして、続いて百五十四条では「普通公共団体の長はその補助機関たる職員を指揮監督する」となっております。当初この違法建築に職員の方がだれひとり気づかなかったはずはありません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）特に支役所の中には優秀な建築の専門家の職員も多数おられますし、建築基準法のイロハである、このような建築確認申請を出す、またそれが返ってこなければ建物の工事はできないということがわからなかったはずはないのであります。当然このことは、市長もかなり以前から承知していたということは十分予想できます。市の職員が、真剣にこの解決を迫られている問題に対処して、そして市長に進言をする。しかし、その職員の進言に耳を傾けることなく今日まで放置した市長の責任は地方自治法百五十四条の職員の指揮監督の規定に照らしてもはかりようもないほど重大であると言わなければなりません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市長に対して何か責任が問われてしかるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法理論の上からいろいろと責任の御指摘をいただいているわけであります。（「いや、理論じゃない」と呼ぶ者あり）そうしてまた一方に総合判断という、言えるかどうかちょっと私も判断を決めかねますけど、事の起こりは古くから高幡に所在をした、古くなっておる施設の福祉センターの場を保育園の改築に当たりまして、お借りしております地主の高幡不動様から返してほしい、こういう申し入れを

いただきましてそしてお返しをしなければならない、こういう契約になったと記憶いたしております。そうなりますと次なる施設がすぐにはつながりませんので、しかも仮設建物のある場所はまだ排水の関係とか、それから進入道路の関係など、これから開発整備されるべき土地だったわけでありまして、そこを使うことが果たしてどうかという懸念は感じていましたけど、このように地元の市民の方々の要望に一面にはこたえなければならない面も確かにございまして、言われるような状況に推移した、こういう一面の、また経過もございますので、それらを十分厳しく私も反省をいたします。その結果で責任のとり方というものを決めてまいりたい、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　高幡お不動様から返してほしいという要望があった、いろんな事情を言われました。そういう事情があれば（「議会になぜ言わない」と呼ぶ者あり）法令に違反をして自治体が行為を、事務処理をしていいのかということになります。だから、個人で言えば腹が減ったら物を盗むということが正当化されるということになるわけです。事情があればやった違法行為が正当化されるということは絶対ありません。

これから市長は問われている責任を考えていくというような答弁だったと思いますが、聞くところによれば、東京都に対して始末書をお出しになったということでありますが、事実ですか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。

事実でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　この始末書はどなたのお名前をもってお出しになったのか、だれの権限でお出しになったか、その点を詳しく教えてください。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

始末書は別紙にいたしまして添付書をつけて参ります。添付書に記載いたしました名称、名前につきましては、私の職責名でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。（「建設部長は市長に出すんだよ」と呼ぶ者あり）

○十八番（古賀俊昭君）　建設部長は御自身の判断でお出しになったものですか。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。

事務決裁規程の関係でまいりますと、建築確認申請等につきましては部長決裁という区分がございます。したがいまして、

それを根拠にいたしました結果から、いま申し上げたような判断をいたしたわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　じゃあ部長の判断でお出しになったんで市長の決裁はとっておられないんですか。（「議会、通ってないぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　はい、申しわけございません。一応そういう処理をいたしますということにつきましては、これは通常的な事務処理の段階で、当然回議を起こしまして決裁をとってございます。（「だれの決裁」と呼ぶ者あり）はい、一応ですね、（「はっきり言え」と呼ぶ者あり）市長決裁までをいただきました。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長は部長に責任を押しつけたことになりませんか。いまの建設部長は、この問題が発生した時点では建設部長でもありませんでしたし、担当者でもありませんでした。自治法の規定でも、対外的に執行権を持つのは市長であるということはあたりまえのことです。部下に責任を負わせて、よく知らん顔ができるものだと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市長のお名前でお出しになるべきじゃなかったんですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのあたりは明確には判断したということではございませんが、市長名で出す場合にはたとえば都の局長でありますとか、そういう段階になりますと確かに市としての、部分になるかもしれませんが、事務レベルで一つの責任の整理をするっていうことは当然あり得ることではないか、このようにも思っております。別段それで市の対面を汚したことが回避される、そのようには思っておりません。まことに不明の至りであった、このように思っております。（「政治責任はどうなの」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いまの建設部長は当時問題が発生した時点では部長ではなかったわけで（「水道だ」と呼ぶ者あり）市長は当時も市長ですし、いまも市長です。

　また通常の文書、いわゆる要望書や連絡文書等を出す場合は、いま市長が言われたように、都の局長あたりにお出しになるときは初めて自分の名前を使うということをおっしゃいましたが、そうかもわかりませんが、これは始末書です。建築主は日野市長森田喜美男でありますし設置者も市長でありますから、当然この始末書を出すとすれば市長の名前で出すべきであったと思います。皆さんも、市民の方も当然そう思われると思いますが、市長は結果的には部下の方に責任を押しつけた、ある面でひきょうと言われても仕方がないと思います。

　とにかくしかし、都に対しては不始末を認めて始末書をお出しになったわけです。しかし、市長はまだ私たち十五万市民に対しては、またお年寄りに対しては何のおわびもしておりません。市民に対するおわびまで建設部長に押しつけるということはないと思いますが、市長、あなたが市民に対しておわびすべきではないかと思います。あなたがわびなければだれもわびる人はいません。ですから市民に対して市長は何かの機会をとらえてわびるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全くそのつもりでおります。おわびをしなければならないと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長は、この私たちの日野市で、対外的には最も重い責任を負っておられる立場にあるわけです。その森田市長がこの件について責任は感じておられるようですが、これだけの事実が明白になったにもかかわらず、認識が私はまだ甘いと思います。この日野市に、これでは責任という言葉がないのか、よその市の方から言われても仕方がないのじゃないでしょうか。

　市長は、市長選挙の公約でありました日野市老人憲章を五十六年九月議会に提案し、私も審議に参加しましたが、十二月議会でこれを制定しました。昨年の敬老大会ではまだ制定の決まっていなかったこの老人憲章を早々に会場に掲げるなど、大変な熱の入れようでありました。そして、ことしは先日、二十一日に南平体育館で敬老大会が開催されましたが、会場入り口には大きなパネルが置かれておりまして、これに老人憲章が黒々と書かれておりました。市長はこの日敬老大会に参加をした千四百人の御老人を前に、高い壇上からスポットライトを浴びながら老人憲章の文章を一部読み上げまして、行政側としてこの憲章の意義を自慢げに披露しておられましたが、私は、市長は登壇すればまず参加しておられる皆さんに心からおわびをすべきではなかったかと思います。会場にはこの日、いわゆるこの高幡福祉センターを使用した、この危険建物を使ったお年寄りも多数おられたはずであります。しかし、市長は一言もおっしゃらなかった。特にお年寄りに対して謝罪するお気持ちがあるのか、また当日敬老大会でおわびする気持ちは全くなかったのかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど申し上げているとおりでございまして、広く市民におわびする、この機会はぜひ持ちたいと思っております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　建築確認申請を出さない、そ

して建築確認がおりていないこの建物でありまして、しかも建築基準法の防災規定に適合しない違法な建物を老人福祉施設と称してお年寄りに半年間にわたって使用させたということは、みごとと言いますか、堂々たる日野市老人憲章の違反であるということは論を待たないと思います。日野市老人憲章を見てみますと、一項では、老人は長く社会に努めた先輩として広く市民に敬愛される。二、老人は家庭と社会の大切な一員として手厚く遇される。全く市長自身が遇してないわけなんです。老人は家庭と社会から健康と明るい暮らしが守られる。このような建物をつくって使わせているということでは、守られていません。老人憲章の少なくとも一項、二項、三項の違反であるということはだれが見ても明らかなことでありましょう。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市長は御自分でおつくりになった老人憲章をみずから踏みにじったわけであります。私は老人憲章に違反をする行為を行いましたと、率直にお認めになったらいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　すでに心から認めて、不明をおわびしたい、こう申し上げておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私たちの社会には守らなければならないルールや法律がたくさんあります。そして、自分の価値観と他の人の価値観が違えばそのルールを認めないということはたまにはあるかもわかりませんが、自分でつくったルール、しかもこの場合は、日野市長が制定をした老人憲章をみずから自治体の長として違反をする、前代未聞のことではないかと思います。

九月一日の広報ひのでは、一面にわざわざ市長の顔写真入りで、老人憲章を敬老に生かそうというテーマで市長の文章が出ておりました。市長のお考え、みずから筆をとって述べられたものだと思いますが、老人憲章の精神を生かし、思いやりのある地域社会と新しい地域福祉をつくり、育てることの肝要なことをひとしお感じます、ひとしお感じておられたわけですが、このようなことが行われている。

市の老人憲章は市民の心得、家庭への心得とともに、自治体の心得というべきものです。実行されていません。最後に、老人の立場からこの憲章に沿ぐわない状況、生かされていない現実をうかがえるような設問によって答えてもらう試みを考えているところです。多分アンケートか何かお出しになってお年寄りの意見をお聞きになろう、老人憲章に合わないものは何かないかということをお年寄りから聞いてみようというアンケートのことだと思いますが、何もアンケートをしなくても、これだけりっぱな老人憲章に沿ぐわない施設を市長自身がおつくりになっているわけです。そして最後に、この際みんなでこの憲章

をよくかみしめて敬老の心と地域福祉のあり方をより確かなものにしたいものです。まるで、みんなでかみしめて、他人事のようなことに聞こえます。市長みずからがかみしめていただくということが必要だと思いますが、私はこの文章を読むと、不謹慎かもわかりませんが思わず噴き出す人がいるかもわからないと思います。これ以上皮肉な逆説はないと思うからです。御自身で九月一日にこれだけのことを市民に呼びかけておられて、しかし実際にはこういうことがある。よくこれだけのことを九月一日に市民に対してお述べになったと思います。

市長はまた、今回、市民憲章というものをお出しになっておりますが、老人憲章の例が示すまでもなく、口でおっしゃることとおなかの中は全く違うわけですから、私は信用できません。そして、九月一日のこの市長の文章が出ました広報に、市長が出席をした反核平和の集会の報告記事が出ていますが、出ていました。市長は、私はやることと言うことが全く逆ですから、森田市長ならば十分反核平和と言いながら日野市に核を持ち込む可能性だってあると思います。（「冗談もいいかげんにしなさい」と呼ぶ者あり）

市長は二つの建物、一つは高幡保育園の一番最初に述べました仮園舎、もう一つはいま問題になっているこの高幡福祉センターの建築主として、建築基準法及び同施行令、また先ほどる述べました地方自治法、そして老人憲章に違反をしました。

これだけの法令に違反した行政がこの日野市で行われたわけです。先ほど私は責任のことをちょっとお聞きしましたが、市長に何の責任もないということは全くないと思います。また、それでは市民も納得しないと思います。よくお考えをいただいて、責任のとり方いろいろあると思いますが、私は最大限の責任が問われて当然ではないかと思います。市長、そのことについてお考えがあればお聞かせください。（「そうだ」と呼ぶ者あり）お願いします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政のミスは総括責任者が責任を感じるということにつきましては、先ほど不明の至りだというふうにざんきの心を申し述べております。今後なお一層心いたしましてがんばる決意でございます。（「がんばれ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　道義的責任というものについては、これは他人がとやかく言うべきものではありませんが、建築基準法に違反をした、ちゃんと罰則の規定もありますので、（「心の問題だからな、良心があるかないかだ」と呼ぶ者あり）今後の市政の発展のためにも、市長としてきちんとした態度の表明が、今後ぜひなさるべきだと思います。

たとえがどうかと思いますが、ことし二月の八日だったと思

いますが、ホテル・ニュージャパンで三十何人かの方がお亡くなりになる火災事故がありました。このホテル・ニュージャパンでさえ建築確認は受けていました。（「あの横井さんでさえ」と呼ぶ者あり）市長は、ですから建築確認のない建物をお年寄りに使用させたんですから、横井英樹社長よりももっと悪いという人がいても抗弁はできないはずなんです。ですから責任はお感じになっているということはわかりますが、具体的な責任のあり方というものが当然私は問われてしかるべきだと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

今後のことを伺っておきます。何もこんなプレハブの、いわゆるタコ部屋のようなですね、違反をした建築物ではなくて、きちんと建築基準法の法令にも合格をしたりっぱなものをお年寄りには使っていただくように、災害時には安全に避難できるような福祉センターを早急に私はつくるべきだと思います。福祉センター、ほかにありますものを見ますと、中央福祉センターや湯沢福祉センターは本格的なりっぱなものです。ぜひこのような本格的なものをつくっていただきたいと思います。それは十分に、私はすぐに可能だと思います。日野市は、先日古谷議員も御指摘されましたようにトップクラスの富裕団体で、お金も十分あります。そして、昭和五十六年度には六億円以上の繰越金を出していますし、また予備費だってあるわけです。また、先ほど福祉部長も言われましたように都や国の補助制度もある。ですから、これらの制度も活用すればお金のことについては心配ないと思います。場所についても大丈夫だと思います。現在の場所に建てかえてもいいし、また先日明らかになりましたように、七生中の分校の予定地が、市がすでに確保しているということがわかりました。ですから土地の心配はないということが言えると思います。これを機会にですね、ぜひ早急にお年寄りが、特に高幡地区のお年寄りの皆さんが楽しく快適に利用できる老人福祉施設、いわゆる日野市立高幡福祉センターをつくっていただきまして、今度は、いましまい込んであります看板も堂々と、高々と掲げていただいて建物を使用していただく。このようにお考えいただいて、この問題の決着をつけるのが当然ではないかと思います。

市長、そのような決意を私この場でしていただければ大変ありがたいと思います。災い転じて福と申しますので、市長のそのような決断があれば市民の方もお年寄りも大変喜んでくださるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　おっしゃるとおり、災いを転じて福となす、これが私の重要な使命だ、このように感じております。しかるべき用地を得ることによりまして将来の展望を開きたい。これによって関係者の御理解をいただきたい、このように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　もっと具体的なお考え、一歩前に出たお考えはありませんか。お金もあるわけですし、場所も確保されていると思います。これだけのことがあったわけですから、もう少し踏み込んだお話があってしかるべきだと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高幡はいま区画整理をやろうといたしておりますので、その関係で、将来にあるべき形を構想いたしまして取り組みたい。このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は今回のこの事件を通して強く感じますことは、職員と市長の信頼関係はどうなっているかということです。市長はいま耳ざわりのいい意見や情報しか御自身の耳に得られなくなっているのではないかと思うんです。この事件の市長の職員に対する姿勢は、必ずや私は、当然市長に対する進言があったはずですので、いわゆる悪い知らせを持ってきた使者に厳罰を加えたという昔の愚かな王様もいますが、それと同じではなかったかと思うんです。しかし、厳罰を加えたところで悪い知らせが良くなるわけではありません。これからさらに悪い知らせが来るのが遅くなるということです。市長は、いま生活センターや、また婦人センター等の同じような問題、多分頭に入っておられると思いますが、二度と今後このような自治体としての失態を演じることのないように、私心から念願をしまして質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十二の一、高幡福祉センターの建築基準法違反事件と老人憲章違反（老人虐待）に関する質問を終わります。

十二の二、老人保健法の大きな柱である成人病対策などの保健サービス事業は実施可能かについての通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します

○十八番（古賀俊昭君）　次に、去る八月十日に衆議院本会議で可決成立した老人保健法の大きな柱となっている保健事業、保健サービス事業ですね、このことについて質問をいたします。

御承知のように、この老人保健法は、高齢化社会に対応するために新しい医療保険制度を確立しようとする目的でつくられたものであります。つまり、国民のみんなが健康な老後の生活が送れるように保険医療の面から総合的に対応しようとするものであります。この法律が成立しましたことにより、発効は来年二月だそうですが、老人医療無料制度は一部負担に大きく転換されました。外来は一カ月四百円に、入院は二カ月を限度に一日三百円の患者一部負担を導入するということになっております。これが一つの重要な部分。そしてもう一つは、四十歳以

上の自営業者の、サラリーマンの奥さんなどを対象に成人病対策などの保健サービス事業、これを公費で実施するというものであります。

本日私が質問をいたしますのは、後の部分、いわゆる新制度の目玉と言われている保健サービスの点についてであります。この制度は、御承知のように市町村が実施主体になって、職場で健康診断を受けられるサラリーマンの人を除く四十歳以上の全国民、日野市で言えば全市民を対象に行われるものでありまして、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導などを実施して、壮年期から、予防からリハビリテーションまでの一貫した保健サービス体制を整備をするというものであります。

しかし、この事業を行うには、自治体に実施体制が整っていなければ全く意味を失うのであります。厚生省では、五年計画で、全国の自治体の実施体制未整備をなくすために人材を養成するなど、力を入れるという説明をしております。また、実施に必要な地方政令もこれからのようでありますが、この日野市で、日野市ではですね、現在の医療体制でどうなのか。つまり細かく見ますと、市役所には健康課に保健婦の方が一人しかおられない。現在の市立病院の機能で大丈夫なのか。医師会との協力体制は万全か。保健所協力の問題は大丈夫か。この事業を完全に行っていくためにはいろんな問題がまだ残されていると

思われますが、本日は市立病院の院長にも、先生にもおいでいただいておりますので、まず現在の日野市の医療体制で、果たして四十歳以上の方の健康診断、現状のままでは無理だと思いますが、どうなのか。現在の範囲では無理だということはわかりますが、これからどういう点が整備されれば可能になってくるのか。その点、全般的なことでも結構ですので教えていただきたいと思います。

また、この法律の対象になります四十歳以上の、この法律に基づく対象者は、日野市では一体何人ぐらいになるのか、この数字もわかっておりましたらお聞きをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。病院長。

○病院長（竹内真純君）　ただいまの非常に大きな問題でございますので、すべての件についてお答えできるかどうかわかりませんが、一応今度、来年の二月から行われます老人健康保険法、あれが実施されますと四十歳以上の人がいままでは受けられなかったと申しますか、無料でなかった健康診断が一応無料で受けられる。ただいま老人検診で六十五歳以上の方がいまも病院に参っておりますが、市の医療機関を使って健康診査ができるということになっておりますが、これは一応幅を広げまして四十歳以上の方ということになりますんですが、いま御指摘の人数はどのくらいかというお話がありましたが、ちょっと私どものところでは人数は把握しておりません。が、いま健康診断を、老人の健康診断は一応受けておられます。四十歳以上の方がお見えになるとしましても、これが集団的に、たとえば現在のように老人検診が九月十五日から十月十五日と、一カ月間の間にというふうなことで締め切って、もし市立病院に大ぜいの方が一遍にお見えになるというと、ちょっとこれは受けにくいということは言えますが、ただ随時に一年に一度ぐらい健康診断を受けたいということでお見えになる四十歳以上の方に対しては、私ども、どこの病院でも必ずお受けして診断ができると思います。ただそのほかの問題、たとえば機能訓練の問題ですとか、健康相談の問題というふうな幅広い問題になってまいりますというと、とても現在の市立病院の中ではできかねるということは申し上げられると思います。これは全国的にどこまでどう、五年間というお話ですが、いくかわかりませんが、健康診断については間違いなく日野市でもできると思いますが、それ以上のさらに深い、立ち入ったと申しますか、精密ないろいろな情報の集め方が、全部のことを市民の健康を管理するというふうなとこまでまいりますにはいまの施設ではできませんので、これはある程度保健センター的なものがないとなかなかできないと思います。いま地域保健協議会というのがございまして、医師会の方々、その他議員の方々皆さんで集まっていろいろとお話が出ておりますが、保健センターをつくるべきだというふうな御意見も出ております。私も将来、当然そういう方向に日野市も行くべきではないかと思いますので、私の考えとしましては、別の所に保健センターを新しくつくるということは非常に金もかかることになります。病院に付設すると申しますと何ですが、ごく近い所、要するに医療機械、レントゲンとかその他検査の機械が市立病院が使ってやれるような所に保健センターをつくれば安上がりにできますし、私は十分なことができるんではないかと。ただ、市立病院っていう場所が八王子に近い所に偏しているという点では難点がございますが、道路網さえよくなれば日野市などはそう大した広い土地ではありませんので、バスで来ればどんどん来れるということになりますので、将来は保健センター的なものをつくるべきだと思います。まあ、それが病院の近くにあればなお結構だというふうに思いますが、現在の段階でお答えできるのは、健康診断については、私はできるというふうに確信しております。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　ただいまの御質問の中で、四十歳以上の該当者人口がどのくらいおられるかというような御質問でございますので、それをお答え申し上げます。

これはお断り申し上げますが、一応四十歳以上の女性の人口でございます。（「自営業者の方も入るわけでしょう」「男性

の方は」と呼ぶ者あり）はい、ですが、いま私どもの方で持ち合わせております資料は、一応女性だけのものでございますので御了解いただきたいと思います。一万七千二百六十八がただいま申し上げました該当でございます。（「女の子だけ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　最初に言いましたように老人保健法はことしの八月に成立しましたから、当然そのことは御承知でしょうし、条文等、また継続になっておりましたので以前からこの法律の趣旨等については御存じだったんじゃないかと思いますので、当然この老人保健法案の大きな柱、目玉でありますこの保健サービス事業の対象人口が日野市では何人ぐらいになるのかという概数ぐらいだけでも私はつかんでおられてもいいんじゃないかと思います。それで、国勢調査等も現にやっているわけですから、統計的にこの数字は出ないものなんですか。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　はい、お答えいたします。

私の方でいま申し上げました数は、先ほど申しましたように女性だけでございますが、もちろん全対象人口は算出できるわけでございます。追って、また御報告申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　先ほど竹内先生は、健康診断ならば現在の日野市の医療体制でこなせるのではないかというようなお話でしたが、さらに精密な検査、高度な技術を要するものになってきますと、施設のない、またその、検診をする器械もそろっていないということで、きのうの一般質問でも出ましたが、日野市総合保健センター、これがぜひ必要であるという御提言でもあります。保健サービス事業の中核施設としてぜひこの保健センター、必要なわけですが、地域保健協議会から答申が出まして、時間がかなり経過をしておりますのである程度具体的な着手があってもいいのではないかと思います。答申を素案のままで今日まで放置と言いましては悪いんですが、検討してあるとは思いますが、具体化していないように思いますが、市長の方で何か具体的な取り組みがあれば、お考えがあれば、この際伺っておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　医師会を中心として考え方を、提案をいただいておる面もありますが、私どもといたしましては遠い理想論よりも手近にできる、現実論をやっぱり一段階採用すべきであろう、このように考えて、いまその調整を協議いたしておるところでございます。病院長が答えましたとおり、なるべく病院機能をフルに活用する、そのために病院の近い所

にということも、これも望ましいことだ、このように考えております。法律の求められます内容もだんだんと明らかになってくると思いますし、それから何かこう、いわゆる地域医療として審議会、医師団の御協力もいただくシステム、こういうことにならないと緊密な成果にもむずかしいと思いますので、この今回をまた新たな老人保健法の示す要素を合わせまして、新しい方策を、しかも現実にできる方法を考えよう、このように上程をいたしております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　市長が考えておりますということですが、考えは地域保健協議会の方でまとめてくださったわけですので、後は行政としてどうこれに取り組むかということが残されている問題だと思いますから、この総合保健センター建設を強く決意をさらに固めてもらいたいと思います。

私は、この老人保健法の保健サービス事業というものは、実は先ほど私触れました、また老人憲章の話になって恐縮なんですが、つまり老人憲章を具体化して考えるとですね、自治体がこれから行わなければならない保健事業を完全に行うことだと思うんです。老人憲章と老人保健法のこの保健サービス事業との関連をどのようにとらえておられるか。簡単で結構です、お聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　健康と生きがいの提供できる条件整備ということに、一口で言えばなると思っておりますので、高齢者対策協議会、これは仮の名前といたしましても、広く提言を吸収できる、また行政として行うべき事業の分野を市民参加という形で求めていく。こういうことを大きな前提として、一歩一歩と健康の問題、それから生きがいの問題、それから高齢者社会に対します社会のあり方。このようなことを追求していきたい、こういうシステムをまず設ける考えでおります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　時間もなくなってきましたので、竹内先生にもっと専門的なことを突っ込んでお聞きしたかったんですがまた後日に譲ってみたいと思います。

六十五歳になってから行政の言う老人年齢に達してから、急に老人憲章に沿って手厚く遇するというようなことはできないわけです。ですから、健康で明るい老後を過ごすために、健やかな長寿のためにも、老人世代になる前に予防策を重視するというのが老人保健法の大きな目的ですから、市長の言う老人憲章の目指す精神と私は同一のものだと思います。保健サービス事業が中途半端な型で完全実施が行われず、再び老人憲章違反と指摘されることのないように願っておきます。

最後に、この老人憲章の精神を具体化した老人保健法に社会党と共産党が反対したことを参考までに申し上げて、私の質問

を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十二の二、老人保健法の大きな柱である成人病対策などの保健サービス事業は実施可能かに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後　一時　十一分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十三の一、国際婦人年の後半期行動計画を日野市でも具体化せよについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔十三番議員登壇〕

○十三番（鈴木美奈子君）　国際婦人年の後半期行動計画を日野市でも具体化せよということで質問させていただきます。

昭和五十六年の第一回定例会で、婦人の社会参加と婦人センターの建設について質問をし、国連婦人の十年の後半期に入ったいま、日野市でも行動計画をすぐに策定せよ、また婦人の施策が少ない、そういう中で、婦人センターをつくること、また、各種審議会へ婦人を多数参加させること、婦人の相談窓口をつくること、婦人問題連絡協議会をつくり、婦人の施策を強化する、こういうことを提言いたしました。

その後、市の中でも一定の前進面が出ております。各種審議会の中では、婦人の参加の比率が多少多くなっております。私はいま図書館の協議会に入っておりますが、十人の委員のうち五人が婦人で占められております。また、青少年問題協議会も、男性が非常に多いわけですけれども、前回は私一人でございましたが、今回は三人の婦人が入り、少しは市の努力の跡も見られるわけでございます。また、相談窓口も、生活文化係として婦人の係長がその任務に当たっておられます。あと残されておりますのは、行動計画の策定、そして婦人センターの開設です。婦人センターも請願が採択され、そして用地の買収、改造、こういうことでございますけれども、非常にこの期間が長くかかっている。そしてそういう中で、いままでの市の動きを見ますと、婦人センターの開設、これに合わせて諮問機関や行動計画や婦人の施策の取り組み、これをやるのではないかと、こういうふうに思うわけでございます。

平等、発展、平和、この三目標を掲げて婦人問題解決のための推進、そのために国連婦人の十年ももうあと三年余になってまいりました。都も婦人問題協議会をつくり、国連婦人の十年

の後半期における東京都婦人関係施策のあり方についての最終報告がこの七月に出されております。そして、都の生活文化局婦人青少年部婦人計画課がまとめた区、市町村における婦人問題に関する施策の推進状況、これを見ますと、区内の方が非常に多く前進しております。まだ三多摩の方が非常におくれておりますが、そういう中で、あとわずか、年月の少ない婦人年の十年です。急いで日野市の行動計画、これをつくっていかなければなりませんし、また婦人の施策を前進させていかなければならないというふうに思うわけです。そういう立場でこれから質問をさせていただきます。

一つは、生活文化係が設置されてから今日までの活動の内容を示していただきたい。

二番目には、婦人問題に関する意識調査、これを実施していただきたい。

三番目には、婦人問題に関する諮問機関をつくっていただきたい。

四番目には、日野市の婦人問題行動計画の策定を急いでつくっていただきたい。

五番目に、婦人センターの早期活動の開始をしていただきたい。

こういう五点についてまず質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　御質問の第一点でございますが、五十六年の十月に、ちょうど一年近くなりますが、機構の中に、生活課の生活文化係という係を設置したわけでございます。その中で、ちょうど一年間にわたる実績でございますが、一応住民の余暇活動と生活文化の振興、そういうものにタッチしてまいりまして、また消費生活、婦人団体の、消費者団体のお手伝い、あるいはまた、婦人の社会生活に関する件、その他市民生活の文化的向上に関する事務等々、また、あるいは移管された事務もございまして、そういうものを実施してまいったわけでございます。その中で主なものといたしますと、ただいま御質問の中にもございましたように、婦人センターの開設ということにもっぱら力を注いできたわけでございます。また、豊田の市民ギャラリー、こういうものの開設にも努力してまいったわけでございます。まあ、実績一年間でございますが、また今後ともこれに向かって邁進していくつもりでございます。

それから、二番目以降の御質問でございますが、婦人問題に関する意識調査、それから諮問機関の作成、それから行動計画の策定、こういうことでございますが、私がいまお答えとして申し上げますには、わかりやすくお答えさせていただくために順序を逆にいたしますが、婦人センターの開設、これがすでに

御存じのような建築基準法の問題によりまして予定どおり進行いたしませんでした。しかしすでにここで工事に着手しておりますし、近々のうちにセンターの開設の運びになる、こういうふうに考えておる次第でございます。

そういう中におきまして、ただいま婦人問題懇談会という組織をつくるべく準備しております。せんだっても申し上げましたように、懇談会の委員の方は約十五名を予定しております。この懇談会ができました時点で、いま申し上げましたような行動計画もはっきり作成していただきますし、また、そういう懇談会そのものを諮問機関というふうな形に設置したり、あるいはまた、その懇談会の中で意識調査等も実施していきたい、かように考えている次第でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　いまの回答で大体わかるわけですけれども、この人選が決まらないと、いろいろとこれから施策の点でも後退がされるわけですが、この人選がいつ決定されるか、その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。具体的にいつという案件は持ち合わせておりません。これから早急にそれに向かって人選に進みたいというふうに考えているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　婦人センターの条例が六月の議会に出されまして、それが通り、もう市の条例の中にも本としてまとめられております。早くこれを稼働させるには、やはり一日も早く婦人センターの開設、そして婦人問題懇談会が動き出さなければ、なかなか婦人の運動が前進しないという点があります。請願採択されて、本当に一歩婦人の運動に近づいてきたということで勢い込んでいたわけですけれども、なかなか開設しないという状況で、じりじりしているというのが本音なわけです。ですから、ぜひ一日も早く婦人センターの改造、これをやっていただきたいと思います。

それから、都の生活文化局婦人青少年部婦人計画課が出した区市町村における婦人問題に関する施策の推進状況、これを見ますと、非常に都内では婦人の運動が進んでおります。生活実態と意識調査をやった区が九区、三多摩では二市あります。それから広報に婦人問題の内容をいろいろと報じたものが六区、三多摩ではゼロとなっております。私はこれからのいろいろと婦人の問題については、広報を通じて婦人の皆さん、ＰＲすることも必要ですし、生活実態調査や意識調査を、広報を通じて市民の前に明らかにして、婦人がどういうことを考えているのか、どういう意識を持っているのかということが非常に大切なことだというふうに思います。そういう点で、これからの活動

の中で、こういう広報を通じての婦人問題に対することをやっていくかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。確かにお説のとおり、婦人問題のこういうものに関しましては、都内といいますか、区部におきまして非常に進んでいる状況でございます。また、担当の方も、区部の方を実際に参考までに見せていただいたりしたりして勉強もしているわけでございます。そういう中におきまして、ただいまお尋ねございましたように、市の広報等を――まあ、スペースの関係もございますし、また担当課との連携もございますが、なるべくそういうものを利用いたしましてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それからもう一つお尋ねいたしますのは、東京都生活文化局が出しました「国連婦人の十年後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」の最終報告が東京都婦人問題協議会から出されておりますが、生活環境部長はこの資料をごらんになっていらっしゃいますか。きょうここに持ってまいりましたけれど、こういう資料ですけれど。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　ざっと目を通しました状態でございます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　目を通していただいたということで私は大変満足するわけですけれども、この中に、東京都の婦人問題協議会が出したまとめの中、都に対すること、市町村に対すること、そして国に対する提言が出されております。区、市町村に実施を期待する提言としては大きく六十七項目に分かれ、細かくいたしますと百項目以上になるわけですけれども、私はこれをぜひこの日野市でも実施していただきたい。

これはこれからの日野市の婦人問題懇談会、ここで具体化されると思いますけれども、この中で二、三質問したいと思いますが、いろいろと公民館、また図書館、社会教育のこういうところで社会教育主事を置くこと、公民館主事を置くこと、司書など、女性をふやすこと、これが非常に私はいまの社会教育の中で必要だというふうに思いますが、この点考えていらっしゃるかどうか。

それから、婦人の問題では、子宮がんの検診がかなり実施されて、どの市でも区でもやっておりますけれども、これをさらに充実させて、最近増加している乳がんの検診、この態勢もぜひとっていただきたいと思うわけですが、その点お尋ねいたします。

それから母子世帯、また一人になった御婦人に対する公営住

宅への入居。いま離婚が非常にふえて、住宅がないために離婚できないという、こういう相談も受けることがしばしばあります。そういう中で、母子世帯に対する公営住宅の優遇入居制度、これは日野市でもやっておりますけれども、まだちょっと所得との関係もありますので、その辺をぜひ考慮していただきたいということと、交通便利な地域の住宅を割り当てる、こういうことも配慮していただきたいと思いますが、その点を一つ。

それから、痴呆性の老人がいま非常にふえております。また精神障害者を介護する家族会に対するこういう努力も必要かと思いますが、こういう方たちの家族に対する激励、必要な対策、こういうことについてもぜひ講じていただきたいわけですが、そのことを一つ。

それから、老人や心身障害者、病人など、看護や介護を必要とする家族、こういう方たちも女性の一人として社会参加がしたいという、こういう思いを持っております。ぜひこういうところにホームヘルパーを派遣して、そのホームヘルパーの派遣も、適用範囲を広げなければなかなかこれがかなえられない、こういう点で、ぜひそのことをやっていただきたいということと、もう一つは、いろいろと市でも女性のための集会、または学習会、こういうものをやりますけれども、保育ができない、こういう中で、小さなお子さんを持っていらっしゃる若いお母さんたちが参加できない、こういう状況も生まれておりますので、そういう学習の場に保育をやる、それを実施していただきたいと思うわけですが、その点、もしお答えできなかったらまた後ほどでも結構ですけれども、ぜひこの区、市町村に実施を期待する提言、この中にも入っておりますので、これを積極的に取り入れていただきたいわけですが、答えられる点だけでも結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答え申し上げます。ただいま六点ばかりの御質問でございますが、私がお答えできますのは二番目と六番目ぐらいでございますが、一応その点についてお答えいたしたいと思います。

乳がんの検診をというような御要望でございますが、現在日野市におきましては、婦人問題の婦人の健康に関する検診といたしましては、いわゆる一般的な循環器系、呼吸器系、さらに子宮がんの検診ということを実施しております。それで、これにつきましては、いままでも再三、該当人員をふやせというような御要望もございまして、漸次、逐次該当人員を、予算をいただきましてふやしてきているわけでございます。それで、この際、今度いわゆる老人保健法というものが制定されまして、来年から実施されるわけでございますが、この中にも関連してまいりますが、特にただいまの御質問の乳がんの検診につきまして、実は私たち事務当局において、肺がんの検診を先にやるか、乳がんの検診を先に持ってくるか、いま実は検討中でございます、というお答えで一応御了解願いたいと思います。

それから、婦人の研修の場の集会所等に、いわゆる保育施設といいますか、保育ができるような状態に置かれたいというようなことでございますが、その一つのはしりといたしまして、今回婦人センターの場にもそういう場所を一応二カ所設けるという次第でございます。

以上、六点のうち二点でございますが、あとの四点につきましてはちょっと私定かにお答えできませんので、御了承願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。ホームヘルパーの積極的な派遣というお話でございますが、現在福祉事務所に六名の常勤のヘルパーがおりまして、お年寄りと障害者それぞれ三人ずつに割り振りまして、各該当の家庭を回りまして家事のお手伝いをさせていただいています。この制度で不満足な点は、さらに家事援助事業ですとか、それから社会福祉協会でやっております介護人派遣制度、こういった制度を活用いたしまして、今後も在宅福祉の線に沿いました充実の施策をとってまいりたいと思います。

それから、寝たきり老人を介護する方へのことにつきましては、六十五歳以上の寝たきり老人の方には福祉手当として手当を差し上げておりますが、その介護される方にも市の財源から手当を差し上げて、その方々の労をねぎらっております。この制度につきましても、今後さらに充実をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　一番の公民館あるいは図書館等、社会指導主事の配置の件でございますけれど、この件につきましては、教育委員会の考えもございます。いまここでお返事を申し上げることはできません。今後協議をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それではいまいろいろとお答えも出ましたけれど、最後に市長に、私の質問全般にわたっての総括的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の地域行政に新しい分野を置く必要がある、いろいろ社会の成長に伴いまして、一方には余暇活動、余暇生活としての市民要求に対応する行政行事が拡大しつつあるということ、あわせて、婦人の社会参加、あるいは社会活動が、いろいろな活動化、あるいは学習の要求、そういうことが求められる時代に入っておりますので、従来の自治体行政の領域からは新しい分野と申しましょうか、社会教

育ばかりでもないし、また一つの社会運動的なと申しましょうか。婦人の地位の向上を求める、こういった運動も事務局となって活動できる、そのような仕組みが必要である、こういう観点に立ちまして、市民生活に直結したサービスをする、端的に言えば生活課というのを設置したわけであります。事務分掌では三係に分けまして、それぞれの自治体活動、あるいは青少年問題、あるいは余暇活動の、余暇利用、また消費者運動、消費者活動もございますし、また、日野市民の中堅層としての勤労者の生活や福祉という問題も、一般市民という、もちろん総括される中ではございますけれど、それぞれの特徴があります。ほとんどこれは、一つの地域社会、これをできれば行政の新しい分野として、ますます実施活動と申しましょうか、地域社会の旺盛なエネルギーを盛り立てていく、こういう分野でございます。

こういうヒントを持ちましたのは、全国各市に、余暇行政を主管とする分野があるかということを問われた、そういうアンケートの機会がありました。なるほど、社会教育という範疇でいままでほとんどやってもらっていたわけでありますけれど、だんだんと社会福祉、あるいは余暇活動、余暇生活、特に週休二日制というふうなことも普及してまいりますし、いままでの都市においてもあるいは農村においても、単純に自分のことだけやっておればいいということではなくて、もっと広く人と触れ合いをしながら、生きがいのある、充実した生活を求める、そういう指向が高まってまいっております。それに何とかの形でこたえようというのが、われわれの生活課の発想でございます。したがいまして、何か定まった道を歩むというよりも、模索をして、市民のまた御意向を聞きながら広げていく、こういう現状であります。したがって、じゃあどれだけの一年間に実績を積んだかと言われると、そう目ぼしいものはないかもしれませんけれど、しかし特に婦人問題に対する取り組み、あるいは余暇活動を少し文化の方に吸収していくといいましょうか、その施設を提供して、ともかく充実が得られる方向をつくり出していく、こういうことで生活課のコミュニティ係におきましては、コミュニティのあり方について、コミュニティ懇談会、こういうものを市内の識者の方々にお願いをして討議を行っていただいております。それから労政関係につきましては、御承知のとおり、勤労者協議会、これを設けまして、少しでも未組織勤労者がいろいろな力を出し合って、そうして福祉生活に関する営みをやっていただこう、こういうことであります。

それから、生活文化係というのは、特に消費、婦人の消費者運動でございます。あるいはいま言われておりますような婦人行動計画の問題があります。それから婦人センターの事業と運営の問題があります。こういうようなことを総括して、婦人問題懇談会に諮問をし、あるいは提言をしていただく、こういうことをようやくこぎつけたと、こういうところでございます。

したがって、活動は今後に待つというふうに期待をしていただく。あるいはわれわれもそのような気持ちで取り組んでおる、こういう状況でございますから、いまおっしゃいますような行動計画につきましても諮問をいたします。それから実地調査についても適切な項目を設定いたしまして、必要な範囲の調査活動も必要だというふうに考えております。

それから、国際婦人年の目指すものは、平等、発展、平和という、つまり婦人の地位の、いままでどうしても平等でないという点も事実にあるわけでありますから、婦人の知恵をおかりしつつ、それらをもっと高めていく。空極するところは、やっぱり生活を高める、あるいは福祉の水準を高める、そして平等社会をつくる、そして何と言いましても、その母体になるものは、国際的にも社会的にも平和である、こういうことだというふうに考えております。

余り深い造詣を私どもが持っているわけではございませんので、あちこちで学びつつ、また質問に答えていただく、提言を積極的にやっていただく、こういうことによって前進を図りたい、こう考えます。お話の中にあります健康の問題、労働の問題、あるいは社会活動される際の、幼児を持たれるとすれば託児所と申しましょうか、そういう施設の問題、いろいろあると思っておりますので、これらを積極的に整えていく。これは国際障害者年と同様な、つまり世界的な福祉の向上、それから人類の平和をつくり上げていこうということに帰すると思っております。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　ただいま市長から回答いただきまして、婦人に対するこれからの施策が前進できるというそういう確信を持ちました。婦人センターの早期活動の開始、これがやはり一つのポイントになると思いますので、工事を早めていただき、そして婦人問題懇談会の人選を早くやっていただき、行動計画の策定、これはもうすでに七区で策定し一つの市で実施しております。策定中が五区一市、検討中が二区三市です。婦人問題に関する諮問も五区でやっておりますし、二つの市で実施しております。こういうことに本当に日野市でも早く追いついて、婦人がこの日野で活動できるその日が一日も早く来ることを念じまして、この質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十三の一、国際婦人年の後半期行動計画を日野市でも具体化せよに関する質問を終わります。

十三の二、青少年への自衛隊入隊の勧誘をやめさせ平和憲法を守ることについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは続きまして青少年

への自衛隊入隊の勧誘をやめさせ平和憲法を守ることについての質問を行います。

私がなぜこの問題を取り上げたかということをまず最初に申し上げますと、ことしの春、多摩平団地に住んでおります一人の高校を中退した青年、この方が自衛隊の入隊を勧誘され、そしてその友人から、きょう入隊するんだけれども、ぜひ自衛隊への入隊をやめさせるように一緒に行って話をしていただけないかという、そういうことがありまして、私もそのお宅をお訪ねしました。その青年は緊張の余り熱を出して寝ておりまして、お母様もちょうど顔見知りの方でございましたので説得したわけですが、きょう車で迎えに来るから、もう少し早く自衛隊の中身がわかっていれば送らなかったんだけれども、私は子供を送りますということで、その青年は自衛隊に入隊いたしました。しかし三カ月たって、私もときどき、どうしましたかということでお聞きしましたら、元気でやっていますということで、一カ月目はそういう回答だったわけです。ところが三カ月過ぎたときに、とても自衛隊にはこの子供は耐えられないということで、ついていけない、そういうことで帰ってきましたという、そういうお話を聞きました。

また、都立高校に入っている高校三年の子供に聞きますと、自衛隊の入隊勧誘が学校にも来て、毎年高校三年生の生徒にも声がかかって、二人くらいは入隊している、こういう話があったわけです。いま戦える自衛隊という、そういう言葉のもとに、一九八〇年代に入ってから自衛隊の戦力強化や米軍との共同作戦、そして憲法違反の軍隊、こういうことでいま非常に力を出してきています。私はこういう中で、この実態を多くの青年に知らせて、若い青年が危険な方向に進む道を一歩でも阻止できたらという、そういうことでこの質問を取り上げたわけでございます。

ことし開かれました第二回の国連軍縮特別総会、これは全世界から反核平和の運動が広がり、国連には世界から一億四千万の核兵器の完全禁示と軍縮を求めるこの署名が集まり、国連に届けられました。日野市でも二人の婦人が参加し、日野市の子供たちがつくった千羽ヅルをレイにして参加されたという話も聞いておりますし、ニューヨークの百万人のデモの中では、その折りヅルを向こうの子供たちに、ピース、ピースと言いながら渡してきましたよという、こういうことも報告されております。三・二一広島二十万人集会、五・二三東京四十万人集会の成功、そして三十日の日野市の市民集会、さらにはことしの三月の末まで、全国の自治体の四分の一に当たる三十一都道府県で、三百二の市町村議会で反核のこの決議、意見書が通され、そして政府へと送られております。

こういう中で、国内の動きは全く対照的です。政府自民党は五十七年度の予算、そしてまた五十八年度の予算案でも軍事費だけを大突出させる、そして軍備拡大と大企業への奉仕の、こういうために国民の税金が使われ、その負担が国民にツケとして回されてきております。老人医療費の有料化、児童手当の制限、ホームヘルパーの有料化、障害者のサービスへの低下など、生きる権利さえいま奪われようとしているわけです。そして自治体に対しては、国の委任事務をふやし、自治体を国の思う方向へと進めようとしております。皆様方もこの議会にいらっしゃるからおわかりだと思いますけれども、日本を守る国民会議が中心となって、来年の一斉地方選挙、また参議院選挙の勝利を目指して憲法改悪の動きも出ております。日野市に昨年の九月出されました平和と安全を守るための自衛隊に関する意見書、これは市民の中でも大きく関心を呼びまして、深夜にもかかわらず多数傍聴に来られ、これを廃案に追い込むことができました。いまこういう中で、自衛隊が自衛体の中に自然な形で入り込んできています。北海道は自衛隊が非常に活発なところです。ですからこれは例外かもしれませんけれども、調査したところでは、千歳では自衛隊の出身の議員が三十二人のうち十二人が占められ、そして千百人の自治体の職員のうち二百人が自衛隊の出身者と、こういうことだそうでございます。また埼玉の狭山市では、助役に、東京防衛施設局の高官が助役に就任しております。千葉の木更津でも、海上自衛隊の補給所司令が退職して市長に当選しております。そして国民の支持を高める、こういう手段の中で、政府や防衛庁が災害出動や土木工事出動なども重視してきております。

私は、大人だけではなくて、いま、子供たちの上にもいろいろと自衛隊がPR作戦を行っております。一九七七年から毎年夏になりますと、全国の陸海空自衛隊の基地を開放し、ちびっ子ヤング大会が開かれる。昨年の一九八一年では、五十一カ所、延べ七十二日、二十五万人の青少年がこのちびっ子ヤング大会に参加して、戦車に乗ったり、ピストルや機関銃、こういう撃ち方なども教えたりして子供たちの関心を引きつけているわけです。また高校生への自衛隊の勧誘、これは学校だけではなくて、自宅や街頭、こういうところまでこの勧誘が進んでおります。さらには、特に中途退学者、また非行少年などにも声をかけて、上野の山では声をかけられた新聞も「赤旗」には報道されております。憲法違反の自衛隊が、高校の指導の先生方が学校教育法に基づいて学校で正常な進路指導を行おうとしているときに、それを損なわせるような行為をやっているわけです。

日野市は、市民の誇りでもあります「憲法を市政に生かそう」これが市の政治の基本です。ですから毎年憲法記念行事が市主催、また住民の手による多彩な行事が行われているわけです。いまこういう状況の中で、平和憲法を守ることは、革新自治体が市民とともに守っていく義務があると言っても私は過言ではないというふうに思います。

そういう中で、私は六点の質問をさせていただきます。

一つは、たびたび議会でも取り上げておりましたが、立川での自衛隊の航空機の騒音、これが非常に多くなっております。この航空機の騒音に対して、市は何らかの形で立川に申し入れをしたかどうか、自衛隊の方です。これを一つお尋ねいたします。

二つ目に、市の掲示板、ここで自衛隊の募集のポスターの張り出しがときどきあるわけですけれども、この張り出しをやめさせること。

三つ目には、国からの自衛隊に関する委任事務を返上すること、これは法律などがあって、むずかしいことは重々存じ上げておりますが、あえて質問させていただきます。

四つ目には、核兵器廃絶平和都市宣言をこれから日野市は行うわけですが、その後の市の活動をお知らせください。

五番目には、憲法改悪の動きがあるわけですが、そういう中で、革新自治体として、市民とともにその先頭に立っていただきたい。

六番目には、ことしも「戦争何でも展」があり、戦争時代のいろいろな資料が出されました。これをそのままにしまわないで、平和資料館をつくって、ここに市の責任として保存する必要があると思いますので、平和資料館をつくる。

こういう問題で、六点、まず質問をさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　御質問の第一点についてお答え申し上げます。立川基地の開設につきましては、五十七年の三月一日ですか、防衛施設局の方から、立川基地を開設するという案内をいただいたわけですが、それに対しまして、すでに御存じかとは思いますが、横田基地との関連の十八市四町で構成しておりますところの連絡会、こういうものが、即また立川基地の問題に対しても対処していくと、こういうふうな進み方をしたわけでございます。それに対しまして、一応、立川基地あてに問いただしましたところ、現在の立川基地はいわゆる広域防災基地としての、いわゆる物資の輸送基地である。これに対して、物資輸送のヘリコプターを三十機、それから小型のセスナ機が二機、それから双発の輸送機といいますか何といいますか、いわゆる双発の飛行機ですが、それが一機、合計三十三機が駐在するんだと、このような返事をもらったわけでございます。その後も市民からの通報といいますか、爆音の件の通報がございまして問いただしましたその時点では、通常日野市の上空をヘリが飛ぶにしても、一たん基地から飛び上がったヘリが、多摩川の地点で左に施回して、いわゆる多摩川上空を飛行して高度を保つと、このような返事ももらったわけでございます。それから、そのほかに、つい最近にも一市民の方から、爆音が非常にうるさいと、このような通報もいただきまして、早速これも調査いたしましたところ、返事といたしますと、立川基地から飛び上がったものでないからと、このようなそっけない返事もございました。

そのような状態で、一応この爆音対策につきましては、それ相応の対処はいたしているわけでございます。以上、終わります。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは二点、三点目、お答え申し上げたいと思います。

議員さんもただいまおっしゃられましたが、法律の問題、確かに自衛隊募集事務につきましては、地方自治法第百四十八条第三項、並びに同別表の四、及び自衛隊法第九十七条に基づきまして、国の機関委任事務ということで義務づけられているものでございます。したがいまして、掲示板の張り出しといいますか、これをやめさせるという問題、あるいは三点目の返上という問題につきましては、これをやめるということはできないと、このように解しているものでございます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　四番目の御質問に該当いたします核兵器廃絶平和宣言は、今回議会に全会一致の御賛同をいただきたいという願いをもって提案をさせていただいておりま す。お決めをいただきました上で、市民に、日野市の大きな立場として公表もし、それ相応の活動をすべきである、このようにいまのところ考えております。

革新自治体として平和のための市民の先頭に立つ――これは、革新であろうと革新でなかろうと、私は憲法を守るということは、国民の大多数の方の支持賛同のもとに、もう意識として定着をいたしていることと思っております。それが、いま多少、一部の方々の動きによって論議の種にはなっておりますが、そのようなことが実現されるはずはない。日本民族は、何といいましょうか、大戦の経験を経て、戦争に対する反対の情熱は国民的なものである、このように考えておるところでございます。もちろん先頭に立つことは私の務めである、このように思っております（「平和資料館」と呼ぶ者あり）

平和資料館という呼び方をするかどうかは別といたしまして、郷土の資料館を建てたいということを、用地も定めて、今回御報告をさせていただいております。その中に残すべき資料として、後世の人たち、特に子供たちに教訓を与える、こういう資料の展示はいたしたい、このように考えます。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは再質問させていただきます。

一番目の立川での自衛隊の航空機の騒音、これは市の方でも

立川の方に申し入れをしておるようでございますが、多摩川の上空を高度で飛んでいるからということで、本当は、少しこれは、うそかもしれませんけれども、これが曲がって日野市に入ってきているわけですから、ただ申し入れをしただけではだめなんです。航空機の騒音、私がいま提案したいのは、庁舎の屋上に、一日、市の職員でも結構ですから上がって、ヘリコプターがどちらの方向に飛んでいくのか、これくらいの情熱を持って、ヘリコプターがどこに飛んでいくのかという調査をしないと、私は最近非常に航空機、特にヘリコプターの騒音がひどくなってきたということをよく聞いているんです。ですからもう一度この点については、立川の自衛隊のところに申し入れをしたのかどうか、そしてその回答が来たのかどうか、もう一回お尋ねいたします。

それから二番目の、自衛隊の募集のポスターの張り出しが、できないということや、国からの自衛隊に関する委任事務が返上できない、こういうことでありますけれども、私は、それでは鎌倉市の例をいま具体的にお話ししたいと思いますが、鎌倉の市でも、革新の市長のときに、これは正木という市長のときですけれども、長沼のナイキ基地の訴訟があり、これは六九年です。残念ながらこの間の判決で敗れましたけれども、自衛隊違憲の一審判決が出たときに、これを支持して、四十八年の九月から五十三年の十一月まで、自衛隊の募集事務を中止しております。当然議会からも、なぜ中止するのか、いろいろとやられたそうでございます。しかし、国からも干渉があったそうです。文書でもやるようにという、こういうことがあったそうですけれども、これについてもノーコメントをし、予算の科目は雑人の中に歳入は入れて、こういうことで処理したということで、その後保守市政にかわりましたのでこれが続けられておりますけれども、こういうこともありますし、本当にいま市民の立場に立てば、勇気を持って、これから非核都市宣言をやる市としては当然やるべきではないかというふうに思います。その点をもう一度お尋ねします。

それから四番目の核兵器廃絶平和都市宣言後のこの市の活動ですけれども、これからこの議会で通す問題ですから、言えない部分もあるかもしれませんけれども、私は一つの提案として、たとえば国道の入口であるとか、また駅、公共施設、こういうところに、日野市は核兵器廃絶平和都市宣言ですと、こういう看板を出す、庁舎のたれ幕を、「憲法を市政に生かそう」という、それと並べて立てさせる、こういうことも必要かというふうに思いますが、その点をお尋ねします。

それから五番目の憲法改悪の動きには、市長は先頭に立って、私の務めであるというふうにおっしゃいました。私は、いま国民の大多数の支持がそうであるけれども、なかなか勇気を持ってこの憲法改悪の動き、これを阻止していこう、こういう市も

少なくなってきているのではないかと思います。決議がどんどんどんどん出される、そういう中では、この市長のいまの言葉は評価したいと思います。

それから六番目の平和資料館をつくる、この問題でも、私も先般の市長の発言の中で、第三桑園跡に郷土資料館をつくっていくので、ということが出されておりましたので、この中にぜひ、子供たちに伝える、こういう平和の、この資料を、ぜひつくっていただきたいということを提案しようと思っておりましたので、これをぜひ併設させて、平和資料館として――名前は郷土資料館でも私はかまわないと思います。その中に戦争に関するものが含まれれば結構でございますので、ぜひこれをつくっていただきたいと思います。

まずそれから質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　第一の御質問にお答え申し上げます。その後の対応というようなことでございますが、一度私が電話を入れまして、一応先ほど申し上げましたような状況ですが、ときたま上空でもって音もするんじゃないかと、こういうようなことを談話的に、非公式ですが、談話的に言ったことがあります。その場合には、先方の返事といたしますと、いわゆる悪天候等の場合、いわゆる計器飛行をしなければならない。それがために基地から南側十キロメートルの延長線でもって進入する場合があると、このような回答もいただいたことがございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　それでは二点目、三点目に関連いたしましてお答え申し上げます。

まず掲示板の関係でございますけれど、この主管は、現在生活環境部の方で行っているわけでございます。基本的な問題で、私先ほどお答え申し上げているわけでございますけれど、そういう中からやってるわけでございます。ただ当市の場合の例をちょっと申し上げますと、当市は、これは機関委任の事務として当然これを行わなければならないわけですが、当市は、たとえば募集の問題にいたしましても、これを自治会を通じて行う場合、市が直接これに介入して行っているという方向はとっていないわけでございます。そういうふうに直接のことはやっていないわけでございますけれど、いずれにいたしましても、この掲示につきましては、御指摘もございますので、期間といいますか、こういった問題も定めまして、自治会に対して御指導申し上げていきたいというふうに思っております。

それから返上の問題でございますけれど、鎌倉の例を出されましたけれど、これについてはやはり地方自治法の中で、百四十六条、「国の機関としての長に対する職務執行命令」、こういうふうなことが規定されておりまして、大変厳しく措置もさ

れるというふうな状況でございます。こういうふうなことでございますので、基本的にはやはり機関委任事務でございますので、これを返上するということはできません。このようにお答え申し上げたわけでございます。（「四番目の看板のこと」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今後のことだというふうにお答えを申し上げたわけでありますが、議会の議決を得て日野市としての団体意思の決定をいただくことができましたならば、それなりのまた市民に対するＰＲ、それから日野市を見る人たちのための一つの指標というふうにはいたさなければならないというふうに思います。

ちょっと、それから掲示板のことに触れたいと思うのですが、いま掲示板のことは総務部長お答えしたとおりなんですけれど、これから積極的にいろいろなことを市民にＰＲする手段として、掲示板の数をふやすということも考えております。その際に、一定の基準をつくりまして、そして掲示物が自由に、市の意思を無視して掲示されるということはないように図りたいと思っております。つまり期間を定めるとか、そういう方法が必要だというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　それでは、いまの掲示板のことですけれども、私もこの質問をするに当たり、市内の掲示板のあるところを、地図を頼りに車を走らせましたけれども、それを見ますと張ってない掲示板が多いということです。それから張ってあるのはお祭りの案内であるとかバザーの案内であるとか、そういうことで、せっかく日野市が今度予算もつけていい掲示板をつくっても、これは全く使われていない、そういう空白のところに自衛隊のポスターが張られるという、こういうことにもなると思います。

私は京都をよく――よくなんと言ったらちょっとあれですけれども、京都に行ったときによく見るんですけれども、京都の掲示板というのは非常によく張られております。お年寄りの検診から、本当に区で、京都府でやっている事業内容がほとんど全部張られている状況ですので、私はぜひこの日野市の掲示板、これをもう一回張るものを見直しをしていただいて、市民の目に触れる、そういう広報だけでなくて、掲示板を通じて市のいろんな行事が市民の目に入る、そういう方向に変えていっていただきたいと思うわけです。そしたら自衛隊のポスターなど張る余地がなくなるというふうに思います。

それから、国の委任事務の問題、確かに私は困難な状況があると思うんです。でも、どんどんどんどん国の委任事務がふえてきている。一九五二年では知事の方の委任事務が百二十八あったものが、一九七七年には三百二十七、市長の方では一九五二年に七十四あったものが、一九七四年には百三十九と、非常

に委任事務がふえてきております。そしてこの委任事務を拒否すると裁判にかけられる、そして市長も罷免される、こういうことを承知の上で、私はあえて、本当に青年がいま自衛隊に入隊させられるという、こういう実態の中では、ぜひこの革新の自治体として、せめてこれくらい、もしだめだったら精神的な面だけでも拒否いたしますという、そういう態度を貫いていただきたいという、こういうことがあるわけです。

それから四番目の核廃絶のこの平和都市宣言は、これから議会で議決いたしますので、その後、本当に市長のお考えのとおりのことを実施していただきたいと思います。

いま非常に困難な状況が出されましたけれども、私はこれで質問を終わりますが、いま高校生の自衛隊への入隊の実態は、昨年の八一年の八月四日の新聞によりますと、七百二十三校のうち、四〇％が自衛隊の勧誘を受けております。これは高校生です。そして免許や資格が取れる、こういうことで自衛隊の自宅の訪問などを受ける。そして入隊した青年たちが、本当に自由も失われる、こういう状況です。ぜひこういう中で、私たちもたちもいろんな角度でこの問題を取り上げておりますけれども、日野市が革新市政として、憲法のこの九条、これをぜひ守っていかなければなりませんし、また、自衛隊が安保条約によってアメリカのレーガン政権の一翼を担っている、こういうところにまできている状況です。

こういう中で、ぜひ私は、これからの革新市政が市民と一緒にこの市政を前進させていただきたい。いま地方議会を通じていろいろと決議が出されております。市長は先ほどわりと悠々とした発言があったわけですけれども、議会の中では力関係があって、「靖国神社公式参拝要請決議」こういうものも千を超える自治体が決議して、それをテコにして内閣の総理大臣、また閣僚が参拝している、こういう状況も生まれております。ですから、私たちは本当に油断せず、この日野市の「憲法を市政に生かす」この市政がぜひ前進する、こういうことを望みまして質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十三の二、青少年への自衛隊入隊の勧誘をやめさせ平和憲法を守ることに関する質問を終わります。

十四の一、中学校単位に複合文化施設をについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔二番議員登壇〕

○二番（福島敏雄君）　大変お疲れのところ、しばらくの間御清聴をいただきたいと思います。

私は三月の定例議会におきまして、日野市がすこぶる高い定住意識を市民が持ちながらも、解決してほしい要望を数多く持っていることを指摘をさせていただきました。その内容といたしましては、本議会におきます一般質問でも提起をされており

ますけれども、第一が下水道の整備であり、第二は保健医療施策の充実であり、第三が道路交通網の整備であり、第四はスポーツ施設の充実であり、第五が文化施設の充実であるというふうに指摘をさせてもらったところでございます。今回はその中の文化施設、公共施設の充実につきまして、市側の見解を伺いたいと思います。伝統ある過去の文化を継承し、触れ合いを大事にしながら、連帯感をはぐくみ育てる、文化施設、公共施設が、公正な基準で建設されることを強く希望しながら質問する次第でございます。

市民が文化施設、公共施設を必要としている背景について、まず考えてみたいと思います。私のつたない頭で整理をいたしますが、まず第一点は、子供の健全な育成であろうというふうに思います。遊び場、図書館などを通じて友だちをふやしながら体を鍛え、知識あるいはルールを身につけることによって非行の防止など、子供の健全な成長に、地域の果たすべき役割りはきわめて大きいと考えるわけでございます。

先ほど鈴木議員の質問に対しまして市長答弁が同じような形でありましたので、若干やりにくいんでございますけれども、続いて二点目を申し上げます。地域活動の活発化と余暇の有効活用であります。盆踊り、お祭りが各地域で盛んになったことは言うまでもありません。加えて子供会活動、自治会活動、趣味の交流、習い事などが大変活発になってきております。これらの活動に欠かせないのが公共施設であります。

第三点目は、高齢化社会に対応する老人の生きがい対策でございます。高齢化社会に対応するための対策は、今後あらゆる角度から検討をされなければなりませんけれども、ゲートボールのできる場所、あるいは老人同士が交流できる場所、憩いの場所はどうしても必要になってくると思います。

四番目が、生涯教育の見地に立った学習の場の必要であります。まあ生涯教育といいますと大げさになりますけれども、現在の自分を一歩でも二歩でも高めようと考えている人は、婦人の方々を中心といたしまして数多くいると思います。この人たちにその場所を提供することは、行政の責務だと考えるわけであります。

以上、四つの観点から、文化施設、公共施設の充実と建設が求められていると判断するわけでありますが、こうした市民のニーズに対応した行政が果たして進められているかどうか。現在の状況を見ますと、残念ながら積極性に欠けているのではないかというふうに思われるわけでございます。

そこで質問でございますが、具体的な事例といたしまして、東光寺小、三小地区に文化施設をつくる会というのがございまして、この会が五十四年三月の議会に請願を出しております。東光寺小、三小地区に文化施設、公共施設をつくってほしいという請願でございます。この請願は五十四年九月議会で採択をされているわけでございますけれども、今日までの検討経過と今後の展望を説明願いたいと思います。請願の内容は御承知かもしれませんけれども、簡単に繰り返しますと、四つから成っておりまして、一つが、地域内へ広場、遊び場を多くつくってください、二番目が図書館をつくってください、三番目が、児童館をつくってください、四番目が、体育館をつくってくださいの四つの内容から成っておるわけでございます。この請願に対しまして、どのような部署でどのような検討がなされ、いまどういう形になっているか、ぜひ説明をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。

当請願につきましては、五十四年の九月十九日、文教委員会において採択になっております。文教委員会での審査の模様につきましては、いま御質問にございました施設についての適地の問題、その中で、たとえば姥久保都営団地の中の都有地の問題とか、あるいは高速道路下の空き地の問題とか、いろいろ適地の問題が取り上げられて討議されております。いずれもそれらの土地につきましての適格性が疑問であるというふうなことから、その範囲の中におきましても、いわゆる用地の部分において非常に困難な状況がある、しかし施設をつくるという要望については、これは当然の要望なので採択するというような経過をとっているわけでございます。それらのものについての建設計画等につきましては、日野市におきましては、東部地区、南部地区におきます公共施設の整備計画につきましては一応の指標が作成されてございますが、その他の地区につきましては今後の課題となっております。当然、ただいま、六月議会から提案申し上げております基本構想等の関連から、基本計画、そういう形の発展の中でとらえて考えていきたい、そのように考えておるものでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　一口で言いまして、採択するときの事情も、若干用地等に問題があるだろうけれども、必要性を認めるという形で採択をされているというような答弁の趣旨だったと思います。さらに、今後の課題として、基本計画の中でそれらを考えていくと、こういう答弁をいただいておりますわけでございますが、これですと、まあ、それぞれの努力がどの程度なされたか若干わかりかねますので、再質問をさせていただきたいと思います。

いま、しぼれば用地がないということになると思うんですけれども、質問の一点目は、用地確保がむずかしいと、こういう答弁でございますけれども、いま高速道路の下とか姥久保都営とか、こういう話がございましたけれども、どの程度のねらいについては、これは当然の要望なので採択するというような経過をとっているわけでございます。それらのものについての建設計画等につきましては、日野市におきましては、東部地区、南部地区におきます公共施設の整備計画につきましては一応の指標が作成されてございますが、その他の地区につきましては今後の課題となっております。当然、ただいま、六月議会から提案申し上げております基本構想等の関連から、基本計画、そういう形の発展の中でとらえて考えていきたい、そのように考えておるものでございます。以上でございます。

いをつけて、本当に借りる交渉なり買収の交渉なり、こういった交渉をしたことが本当にあるのかないのか、その辺を一点お聞きしたい。

それから二点目でございますが、三月議会でも質問をしておるところでございますけれども、神綱電機社宅跡地の都営住宅建設に関してでございますけれども、あの土地が、要するに線路の西側の中では公共用地として非常に今後、使いようによっては生かせる用地だというふうに考えておるわけでございますけれども、この都営住宅の建設計画、遺跡調査、これが若干進展をしているやに聞いておりますけれども、どのような状況になっておられるのか、あるいは具体的に遺跡調査を始めるめどがついているのかどうなのか、質問をしたいと思います。

それから、姥久保都営住宅という話が出ましたけれども、私が聞くところによりますと、都営住宅は二十年間たつと建てかえ可能な建物になるそうでございますけれども、昭和五十九年以降になりますと、この姥久保都営も二十年以上になるということでございますけれども、そういう観点で、請願にこたえる、文化施設、公共施設をつくっていくというこの請願にこたえるという意味で、建てかえを含めて用地の確保、こういったようなことについて検討したことがあるのかどうなのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　お答えいたします。御指摘の個々についての用地買収の交渉を持った経過があるか――これはございません。

それから、神綱の跡地の問題でございます。遺跡調査につきましては教育委員会の方でお答えしていただくことになると思いますが、この遺跡調査の経緯につきましては、かって議員さんの方からも御指摘がございまして、私の方で東京都の住宅局と交渉した経過もございます。それらの中で、この土地のいわゆる市としての利用方法等も一応検討いたしましたが、現時点では遺跡調査が前提となるという回答でございました。

三点目の姥久保都営住宅の建てかえの件でございますが、現在日野市におきまして都営住宅の建てかえが懸案となっておりますのは、豊田の駅前にございますこの都営住宅が候補に挙がっております。当然都の住宅局としては、順次建てかえをしていきたいというような意向は私の方に言ってきております。それがいつ着手されるかにつきましては明らかでございません。もちろん建てかえのときが来ますれば、いまお申し出の件のようなことにつきましては、当然交渉していくものと、このように考えております。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いま答弁をいただいたわけですけれども、まあ、いろいろ行政が、あの地域に限ったことでございませんからあるいは課題の多い市政の中で、そこら辺を重点的にやられるということは非常に厳しいことかと思いますけれども、できるだけ採択された請願を実現に近づける、このことにつきましては、かなりの件数があるんでしょうけれども、いまの御答弁ですと、やはり何となく努力はされているんでしょうけれども、答弁の中から伝わってこない感じがいたします。特に公共用地を借りる、あるいは都有地を借りる、こういったようなことにつきましては、よほど真剣に考える。その前提としては、あの地区に本当に文化施設をつくっていくんだという、力強い決意があって、さらに交渉も熱が入るというふうに考えるわけでございます。その辺の決意がやや欠けていたのかなというきらいがするわけでありますけれども、いま企画財政部長から、神綱の跡地について、三月議会の私の質問の後、都にも交渉して、市として借りる努力もしたよと、こういうような話があったわけでありますけれども、現実の問題として、この間あの地域のお祭りに行きましたら、開放されておりました。まあ、市はそういう努力をされたということでありますけれども、現実の問題として、いろんな頼み方によってそれが実際の問題として解決をされているということについては、非常に残念に思う次第でございます。実は私も東京都に、質問の直後出かけてお願いに行ったわけですけれども、このことにつきましては、先ほど企画財政部長のような答弁をいただいたわけであります

けれども、いろいろ努力工夫をすれば、非常に、都といえども借してくれるケースがあるということを聞いていただけに、言うことについて、そういう経験を、貴重な体験を積んだわけでございます。したがいまして、私はぜひ、議会での答弁、あるいは一応いろいろなところで約束をされた事柄については、一回であきらめない、要するに粘り強い交渉なりそういった話し合い、そういうものが必要だというふうに考えておりますので、まあ、この点につきましては答弁は要りませんけれども、実態としてそういうふうになっているということにつきましてぜひ御理解を賜っておきたいというふうに思います。

この点につきまして市長にお聞きをしたわけでございますけれども、三小、東光寺小地区の文化施設をつくる会、この方から市長の方にも陳情があったというふうに聞いておりますけれども、いまの質疑を踏まえた上で、さらに市長の見解をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまで三小区域、あるいは東光寺小学校区域、つまり甲洲街道から北の側に対して、一般的に公共施設に乏しい、こういう地域の住民の方の感情があるということをよく存じております。幸いにして御協力をいただき、東光寺小学校をつくることができて、やや三小から分離できたということと、また、地域に対しまして一つの住民感情の

ふるさとに相当する小学校ができたということは大変よかったというふうに思っておりますが、人口ももちろんふえておりますし、住宅街も整いつつあるわけでありますから、あれこれの施設が欲しいと思われるのはまた当然だというふうに理解しております。それで、一番困りますのが用地の確保の問題でございまして、その期待を、多少他力本願という感がしないではありませんが、かなり広い面積の神綱住宅の跡地の都営住宅か、あるいは姥久保の建てかえ、こういう機会にしっかりした、地元要求にこたえられるだけの土地の遺跡、あるいはまたそこに設定すべき建物、こういったことを機会を待っているわけでありますが、いま御指摘の遺跡調査等のことが大きなひっかかりとなりまして、なかなか前進しないといううらみを感じております。

それからもう一つ、これは、自然の地形ということを考えます場合には、この地域は大変多摩川に近くて、恵まれている面もあるわけであります。それが地域のまた子供たちにも大変いい条件をあてがえていると思っております。したがって、そういう環境の中で、今後文化施設、特に借地を行ってでも子供の遊び場というものにつきまして努力をしたい、このことをかねがね市民の皆さん、あるいは議会にも御了解をいただいて進めているところであります。また、駅前に相当大きい施設ができます際には、やはり公共の関連施設ということで、市のとるべき立場をとっていきたい。そういう機会が、あるいは地域図書館をつくる機会になり得るということも考えられるわけであります。一層あらゆる考えをめぐらしまして、御指摘のようなことの前進に積極的に取り組んでいかなきゃならない、こういう課題をいただいておるわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　市長におきましても、この種の公共施設をぜひ必要だという熱意については、十分私どもも理解をできるわけでございますけれども、それの実現に向けての努力につきまして、さらに積極的な努力を願いたいというふうに思うわけでございます。

具体的には、いま、遊び場の中におきましても、借地をしてもつくっていきたいというようなお話もございましたけれども、一部公園の担当の市の職員などともそれらのことについて話を聞きますと、いろいろネットとか、そういったような設備をしても、あるときには補修をしなくてはいけない。そうすると、もう少しでその五年なり、そういった期限が来てしまうというときに、どういうような対応をしようかというようなことで、かなり個人的には、担当として苦慮されておるやに聞いてはおります。したがいまして、いまあいている土地を借りるということも大きな手段ではございますけれども、これから後で質問をする中身とも関連をいたしますけれども、公共用地があって、

そこに建てられるということであればいいんでありますけれども、必ずしも市内全域にわたって公共用地があるというわけではございませんので、基本的にこれが必要だということになりましたら、用地につきましては、買収をしてでもこれを確保していくということぐらいの積極的な気持ちが必要だというふうに思いますし、そうしませんと、これから後、この地図などで市長にも見ていただきたいと思いますけれども、文化施設あるいは公共施設が日野市内の状況を見ましても、プロットしてみましても、かなりアンバランスがあるということでございますので、そういった基本的なところで、ぜひ用地の確保ということにつきましての最大限の御努力をぜひお願いしたいと思いますし、その面につきまして、私どもがもし東光寺地区で地主と交渉の要があるならば、ぜひ私も出かけていって交渉をさせてもらいたいというようなことも考えておりますし、各地に議員もおられることでございますから、ぜひそういう意味で、議員一体となって用地の確保ということにつきましての御配慮もよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

いまのは意見でございますので、答弁は要りません。大きな日野地図から現在の施設をプロットしてみましたので、ちょっとごらんになってください。コピーをしていただこうと思いましたんですけれども、あそこでは借り出さなければいけないというようなことで、後ほどお届けをさせていただきたいと思います。

それでは、続いて質問に入らせていただきますけれども、いま市長の方にお渡しをしましたように、市内の文化施設、公共施設を分類しまして、市内の分布状況を地図上にプロットしたわけでございます。予想していたとおりに、地域にかなりのアンバランスがございます。そこで、それぞれの施設について、これから言う施設につきまして、その施設がねらいとするところ、求める機能、そしてそれらが今後どのような建設計画を持っておられるのか、質問をさせていただきたいと思います。

第一点目は、市民会館、公会堂についてでございます。七生公会堂、それから建設を進めている市民会館以外に、こういったたぐいの公会堂的なものを考えているかどうか、そういうものにつきましてお聞かせをいただきたいと思います。これが第一点であります。

それから、先ほど、古賀議員から福祉センターについての話が出ておりましたけれども、全く関係はないわけですが、福祉センターについて、その目的、おぼろげながら理解するわけですけれども、求める機能について、これをぜひ説明をしていただきたい。それから、これも中央、湯沢、高幡、地域的にやや片寄っているという感じがするわけであります。この辺につきましてその事情と、今後の建設計画、こういったものについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから三番目が図書館、児童図書館についてでございます。特にこの中で、児童図書館というのは多摩平児童図書館、百草台児童図書館と、こういうふうにあるわけですけれども、あえて児童図書館というものの機能と目的、これをお聞かせいただきたい。それから分館、児童図書館の今後の建設計画、これは図書館行政、日野、相当進んでいるという名古屋先輩議員のきのうお話もございまして、内容が充実しているということについては十分理解をするわけでありますけれども、その中で分館なり児童図書館、こういったもののさらに建設計画はあるのかどうなのか、その辺をお聞かせいただきたい。

それから四番目に児童館についてでございますけれども、平山、百草台、日野、さらに三沢児童館、建設中でございますけれども、この児童館の機能と目的につきましても説明をしていただきたいと思いますし、今後の予定につきまして、担当が考える計画につきましてのお話をお聞かせいただきたいと思います。

それから地区センターでございますけれども、大体この地区センターというのは機能、わかるような気もいたしますけれども、あえて、こういうわけだということについての質問をいたします。それから大地区センターと小地区センター、大地区センターが二つあるわけでありますけれども、どういうふうな考え方でその大地区センターとなっているのかということについて、なぜ分けてあるのか、この辺を明らかにさせていただきたいと思います。それから、現在四十八館あるわけでございますけれども、今後の建設計画と、地区センターの設置基準というものがあるんではなかろうかというふうに思いますので、ぜひその地区センターはどういう考え方に立って建てているんだということについての明快な答弁を期待をいたします。

それから五番目が自治会館でございますけれども、私は素人ながら、地区センターと自治会館、かなり使い方、これが似ているように思います。それでこの自治会館というのは、旧日野市を中心にかなりあると思いますけれども、どのくらい全市であるのか、この辺を明らかにしていただきたいと思います。それから、地区センターはかなり市の行政のまる抱えということになるわけでありますけれども、自治会館に対して、市がどのような補助をしているのかということと、自治会館につきましても庁内にそれらの窓口、あるいは何かをしている部署があると思うんですけれども、その部署は庁内のどこがやられているのかというものを教えていただきたいと思います。それから自治会館の中で、市がその自治会館について今後どのような考え方、あるいは自治会館について指導をしていくのか、その方針を聞きたいと思います。ちょっと三番目、抽象的かもしれませんけれども、具体的に言えば、自治会が希望すれば、地区センターと同じ扱いにするように、そんなような考え方があるかどうか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

以上、六点でございますけれども、できれば企画財政部長一括の答弁よりも、それぞれが管理されているところ、そういう方々の御見解をぜひ賜りたいというふうに思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　第一点目の市民会館と公会堂についてのみお答えいたします。現在日野市には、文化的な市民生活に対応する施設として、中央公民館あるいは七生公会堂、あるいは福祉会館四館、あるいは地区センター等があるわけでございます。しかし、これらの施設があっても、市民の文化要求すべて満足させるというスペースがあるとは言えないわけです。市民会館というのは特に音楽、演劇等の大規模公演、あるいは多くの市民が同時に接するスペース、そういうようなものを提供することによって、文化水準の向上の速度をより高めることができるというところに、市民会館あるいは公会堂の目的があるものと思います。目的につきましてはそのような考えでございます。

なお、今後の新しい市民会館、あるいは公会堂の建設予定につきましてはございません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。福祉センターの目的につきましては、社会福祉のための各種団体の連絡を図る場所、それから個人または家族の健全なる環境の増進を援助する、そして社会福祉活動を推進するための施設、こういうことが目的として言えると思います。中央福祉センターの中には老人の専用のコーナーもございますが、老人福祉センターとしての施設もこの中には併合しているわけでございます。しかし老人が使わない場合には、これは一般の市民にも貸し出すということで、公民館よりもゆるい制約で一般市民の福祉の向上のために使われております。ＰＴＡですとか子供会ですとか、それから各種団体の会議などの場所にも使われますが、そういうための施設でございます。

今後の計画につきましては、老人憩いの家をつくる計画がございますが、それ以外の福祉センターについてはいまのところございません。

児童館の方の目的でございますが、これは児童館の設置運営要綱の中にうたわれておりまして、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするたとを目的とする、こういうことになっておりまして、御質問のとおり現在三カ所ございます。さらに八小の敷地に仮称第八小学校の児童館を建設中でございます。大型、小型と二通りございまして、現在市内にあります三館、それからいま建築中の一館は大型の部類の方に属するわけでございます。運動ができるような広場、音楽室、それから工作などをやる部屋、そういったものを整えまして、

館長のほかに専門職を二人配置いたしまして、学童の情操それから健全な遊び、そういった方面の指導に当たっております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　図書館長。

○図書館長（砂川雄一君）　第三点目の図書館のことでございますが、まず、現在ございます図書館の中に、児童図書館というのが、御指摘ございましたように二つございます。私どもは図書館活動というのは、御承知のとおり市民の求める資料を提供するというのが基本的な仕事でございますが、その中で、特に、子供たちにいい文化的な環境をつくるということ、このことが非常に大事だということで、図書館開設以来、児童サービスというものを一つ大きな柱にしていままで運営をやってまいりました。その過程で、子供たちが専門に使える図書館ということで、児童図書館というのを過去設けてやってきたわけでございます。現在非常に市民の方にはたくさん図書館を使っていただいているわけですが、そういう成果が生まれてきましたのも、一つには児童サービスを徹底して行ってきたということが、一つ大きな条件になっていたのではないかというふうに思います。そういうことで、この児童図書館というのは日野の図書館にとっては非常に大きな役割りを果たしてきましたが、ただこれからは、図書館というのは全年齢層を対象にして、お子さんからお年寄りまで使っていただける施設なわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　地区センター並びに自治会館のことについてお答え申し上げたいと思います。すでに御案内のとおり、自治会館につきましては、昭和三十七年のころから大体自治会の数が百数十という組織を持っておったわけでございますが、その時点で大体三分の一ぐらいの自治会の所属いたしまして、いわゆる自治会館というものがあったわけでございます。

それで、それがどういう目的に使われていたかと申しますと、初めはいわゆる身近ないろいろな問題のための集会所というようなものでございます。したがいまして、児童図書館だけにとどまっております。現在ある多摩平も百平米ちょっとの施設でございますし、百草台の児童図書館は、児童館の中の一室を使わせていただいております。四十五平米ぐらいしかございません。したがいまして非常に小さい施設でございますので、今後はその地域の分館計画等ともあわせながら、大人も子供も使えるような施設にいずれは組みかえていきたいというふうに考えております。

それから分館全体につきましては、ただいま市の方で将来構想も計画中でございますので、そういったものとあわせまして、人口の増とも見合いながら、今後やはり充実を図っていきたい、そういうふうに考えております。以上です。

うな形で使用されていたわけでございます。その後自治会の数もふえまして、市の発展とともに、地域的に広域な地域が開発されたわけでございます。そういう中におきまして、やはりこういう集会所的な性格を持つ建物は必要であるというようなことからいたしまして、いわゆる地区センター的な構想が出てまいったわけでございます。

それで、現在地区センターの数は四十八館ございます。それから自治会館の数は四十四館でございます。それから、これに対するいわゆる規模的なものでございますが、小地区センターと申しますのは大体百平米前後でございます。それから、大地区センターと申しますのは、いま一番大きいのが二百九十五平米でございます。それから、大体自治会館と申しまして、既設の各自治会に属する建物は、小さいものは二十一平米ぐらいから、大きくは百五十八平米ぐらいまでのものがございます。

それで、これをまあ、建物でございますから、当然そこに維持管理的なものが生じてまいります。自治会館に対しましては、いわゆる、これはそれぞれの自治会の財産でございますので、一応原則としますと、その自治会自体で管理していただくわけでございますが、一応市といたしまして、これに年間維持管理費といたしまして、一館二万四千円の補助金を出しております。それから、もしまた改築をするような場合には相当な費用がかかります。それで二分の一を限度といたしまして、百万円の改築費のお手伝はすると、こういうことになっておるわけでございます。

それから、この地区センターと自治会館とを同じ扱いにならないかというような御質問もございましたが、いまのところ、あくまでも自治会館はその自治会に属する財産でございまして、地区センターはこれは市の方でその地域に設立している市の財産でございます。そのようなことから、基本的な区分方法といたしまして、同一扱いはいまのところ考えておりません。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　ちょっと再質問をさせていただきますが、一番最後の方からいきますと、自治会館につきましては、たとえばその自治会が希望すれば、地区センターとして受け取る用意があるのかどうか、簡単に言えばそういうことです。そういう意味の質問ですので、御答弁をいただきたい。

それから児童館につきましては、いろいろその機能など、目的とするところはお聞かせをいただいたわけですけれども、今後建設、どういうような形でつくっていくのかというようなところでは、答弁がいただいていないと思いますので、その辺の答弁をさらにお願いをしたいと思うんです。

それから、大変お忙しいところ、図書館長に来ていただき、大変恐縮でございます。ありがとうございます。特に図書館行

政の専門家といたしまして、ちょっとさらにお聞かせ願いたいわけでございますけれども、小さいときから本を読む習慣をつけていくということが、いま日野市全体の図書の読む本、図書館の利用状況の増大につながっているんではないかというようなお話もいただいたわけでありますけれども、そういうときに考えますと、いま児童図書館、今後は、いま二館あるのを、できれば児童館の一角に置いていくというような程度にして、まあ、分館の充実あるいは中央図書館の充実というようなふうに進んでいきたいという御答弁が、御説明があったわけでございますけれども、特に児童に本を読ませるという一つのやり方としまして、図書館長にお聞きしたいのは、いまバスでそれぞれの拠点を回っておられますけれども、その方法と、あるいは、ある固定式な形なのと、どういうような違いがあって、まあ、一概には言えないかもしれませんけれども、それぞれどういうような長所があるのかというようなことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。先ほど私、質問の意味を取り間違えまして申しわけございませんでした。

いわゆる自治会館を、何と申しますか、それを提供することによりまして、地区センターというふうな扱いにできないかと、このような御質問でございますが、率直に申し上げまして、新しいケースでございますので、関係者と協議いたしまして、また検討いたしたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　今後の児童館の建設計画でございますが、これは市としての正式な計画ではなくて、福祉部内では、六四ブロックの辺に一館欲しいなという希望は持っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　図書館長。

○図書館長（砂川雄一君）　先ほど児童図書館のことで御質問あったときの私の答えがちょっと不十分だったかもしれませんが、現在ある多摩平と百草の児童図書館に関しましては、現在子供の本しか置いてございませんので、将来、できれば大人の本も置いて、家族連れで来られるような分館に発展をさせたいという意味でございます。

追加の御質問では、子供の読書のことでの御質問なんですが、やはり基本的には、図書館の市内の全域サービス網の中で、やはり固定した施設が最終的には基礎になっていくというふうに私どもは考えております。移動図書館の場合は、非常に身軽にこちらの方からそれぞれの地域に車で出かけていくということで、非常にこれはこれで大きな長所はございますが、ただ、現在の段階で言いますと、同じ場所には二週間に一回だけしか回っていきません。したがってその地点で行われるサービスというものは非常に短い時間しか行えませんので、それに比べれば、固定館の場合ならば、現在半日しか開いてない分館もございますが、それでも週のうち何日も開いておりますので、子供たちが好きな時間に図書館に来ることができます。したがいまして、やはり基礎は固定施設だというふうに思っておりますが、それに至る間、やはりこの移動図書館の持っている長所を十分に私どももとしては活用し、運用して、たとえば分館がなくて、分館に行けないような地域では、移動図書館によって子供たちに本を提供するということは今後も引き続きやっていきたいというふうに考えております。やはり子供たちが読書に親しむのは、第一にやはり、いつでも本を読みたいと思ったときに手近に本があって、本を借りられるという条件をつくることが第一だと思いますが、子供たちの場合は大人と違ってまだ独立して本を読むだけの習慣が身についていない子供たちもたくさんおりますので、そういった子供たちについては、私どもはお話し会、その他によって読書の契機づけみたいな仕事をやはり日常のサービスの中で重点にしてやっております。そういった仕事はやはり固定館でないとなかなかできないわけです。移動図書館ではなかなかできないものですから、やはりそういう意味で固定館が基礎になるというふうに考えております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　再質問と言いますか、私の聞き漏れがあったのかもしれませんけれども、もう一回生活環境部長にお聞きしますけれども、今後の地区センターの建設計画といいますか、それと地区センターを設置する基準といいますか、これは生活環境部長の方に質問したんじゃぐあいが悪いのかどうなのか、その辺はわかりませんけれども、まあ、生活環境部長に質問するとすれば、いまの地区センターはさらにどういうような姿であってほしいかというような意味で質問をさせていただきますし、その他計画をお持ちの部署であれば、その計画につきましての御説明をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答えいたします。一応いま構想を持っておりますのは、地区センターを今後増設していきたいわけでございますが、とりあえずこの増設につきましても、用地の問題が一番の問題になるわけでございます。それで、本年度におきましては、一応百草地区に新たにまた建設する予定でございます。また来年度におきましては、坂西古墳の上の方になりますが、そこへ建設する、このような予定は持っております。ですから用地の手配がつけば、またそこに、隣接地区センターとの遠近の問題もございますが、そういうものが合致すれば、一応設立していきたいというふうには考えております。

それから使用目的でございますが、やはりこれはあくまでも地域に設置される公共の建物でございます。それですから、一応、自治会館等におきましては、端的な例を申し上げますれば、自治会館等におきましては、ある業者が入りましてそこで物品の販売をしてもよろしいかもしれませんが、一応地区センターにおきましては公共の建物でございますので、そういうことはなしにしていただいて、あくまでもその地域の住民のいわゆる福祉、教育、文化、こういうような活動のために使用されるということを願っておる次第でございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　くどいようで大変恐縮でございますけれども、実は四十八館の地区センターをプロットしてみますと、市内でも特に甲州街道の北側、自分が住んでいるからよけい目立つわけですけれども、ずっと見ますと、ほかの地域に比べて非常に、まあ旧日野と言った方が近いかもしれませんけれども、相当これは、半径何百メートルとか、こういったようなことで私はつくっていく基準があるのかというふうなことがあるんじゃないかと思って質問をしているんですけれども、その辺につきまして、まあ恐らくその地区センターのないところは自治会館がカバーしているよということは言えるとは思うんですね。しかしながら、地区センターと自治会館の考え方とか、そういうようなものから整理していきますと、やはり地区センターの性格づけをはっきりする。はっきりしたら、ある半径何百メーターの中には地区センターは一個と、そういうようなことを決めたならば、これは用地については、用地があるからつくるんではなくて、そういう基準をつくった上で用地も探していく、こういうような進め方でないと、行政にアンバランスといってはあれですけれども、ということがあるんではなかろうかということだと思うんです。

まあ再々、三月、六月の議会で計画の必要性、あるいはシビルミニマムの必要性、ナショナルミニマムというんですか、そういうものの必要性を訴えたのは、具体的にはいまのようなことが念頭にあるから事前にお話しをしたということでございますので、行政にお願いすることは、ぜひ、そのまず公正な基準、考え方、こういう考え方でこのものはつくっていくんだ、そういう、つくっていくんだということをまず決めていただいて、決めていただいたなら、何が何でもそこにつくるんだという熱意でぜひ取り組みをお願いをしたいというのが、私の質問の趣旨でございますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

それから再質問でございますけれども、ここで市長に――再質問ということよりも、むしろ市長にお聞きをいたしますけれども、いま、はからずも図書館長さんより、非常に参考になるお話をいただいたわけでございます。一例を言いますと、移動図書館の中にちょっとした分館的なものがあってもいいように

私も思います。そういったこと。あるいは、福祉センターというものの今後の計画を聞きますと、老人憩いの家というようなことがあと一つ追加されているように思います。しかしながらいまお聞をいたしますと、私はこの福祉センターなり図書館なり、それから児童館なり地区センターなり自治会館なり、これはそれぞれが別個に管理をされていることは、先ほど市長の答弁では生活課、コミュニティ係、こういったようなものの新設ということで、そういった面でいろいろ配慮をされている努力については評価をするわけでございますけれども、一番初めに私が四つの基本的な必要性から文化施設が必要だというふうに訴えた、その内容を具現化していただくとするならば、やはりいろいろな部署でそれぞれの計画を立て、あるいは管理していくということよりも、ぜひこういったコミュニティに関するもの、福祉に関する建物といいますか、そういったようなものを一つ大きなものをばんと建てて、地域の文化の中核に据えるという考え方があってもいいのかなと。先ほど地区センターにつきましていろいろつくっていくという――ある基準をもってつくっていくということの必要性は十分理解をいたしますけれども、これから一歩進んで、老人も寄っていける、子供も寄っていける、あるいは地域の婦人も寄っていける、こういったような、そこのところに行けばかなりの人がその施設を有効に利用できるというようなものを、日野市を大きく分類をした中で、その核をつくっていくという、そういう考え方が必要ではないのかなということを考えますけれども、市長さんの御見解を賜りたいと思います。それが一点と、それは具体的に言えば、表題に提示をしたように、中学校区というようなのが一つの単位になれば、私としてはかなり理想的じゃないのかなという感じがするわけでございます。

それと関連をいたしまして、そういう意味で、いま一つ生活課を新設されたということの上に立って、もう一歩これらのものについて一元的な計画なり管理なりをする部署をつくっていくようなお考えがあるかどうか、その辺の二点につきまして市長さんからお話を伺いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　申すまでもなく、日野市は発展途上にあり成長途上にある、これに対応しながら市民ニードにこたえる方法で、いままでのいろいろな施策、あるいは施設をつくっていきたいというりっぱな業績があったというふうに感じております。そしてだんだん都市として、あるいは地域社会として成熟する時期に入るわけでありますから、絶えず住民のニードにこれえるという形こそ、大きな前提でなければならないと思っております。したがって、たとえば御指摘のとおり、中学校区という一つのコミュニティ、これの形成は望ましい姿だと思っております。私はまたその下に、小学校区を単位とす

る程度のコミュニティがあっていいと思っております。そうしてまた、幸いに、営々としてつくってまいっておりますいろいろな施設がよく市民に利用されまして、それぞれの目標を達しております。ただ施策といたしましては、それぞれ社会教育系列から流れる補助、あるいはその補助に伴う用途、運用方法、あるいは福祉から流れるその経路、それぞれあるわけでありますから、それを地元ではなるべく融合させて、そうしてうまく使いこなしていく、そういうことが住民自身の知恵、あるいは行政の能力だというべきだと思っております。特に、いまコミュニティの求められておる時期でもありますので、そのあたりの施策を適切に公正にやっていくということでございますから、中学校区、特に今回、中学校の給食に伴いまして、食堂をつくり、それが外に向かってはある程度の集会所の役目も果たしている、こういうような機能も新たに、生まれようとしております。

図書館それから地区センター、これは別の機能をいままで行ってまいりました。なかんずく地区センターというのは、日野市の方式としては、きわめて市民によく使われまして、成功した施策であったというふうに考えております。今後も用地を、なければいよいよ積極的に取得してつくらなければならない時代だと、こういう時期が参っておるということも存じております。成長する社会に向かって、いま御指摘のような子供、それから婦人、老人あるいは勤労者、それぞれのニーズにこたえる、そういう日野市独自の発展の仕方がおのずからレールが敷かれている、このように考えてよろしいんではないかと思っております。一層の御指導をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いま市長の力強い前向きな答弁をいただきまして、いままで着々と推進されてまいりましたその慧眼と努力に対し、最大の敬意を表するわけでございます。要するに、今後、そういういま市長の申されたような信念におきまして、われわれの望む文化施設、公共施設をぜひつくっていく努力をしていただきたいと思いますし、これから討議されるでありましょう基本構想に基づく基本計画の中には、いま私がお話ししたような、希望したような考え方を、ぜひ公共施設、文化施設の中に織り込んだ形で計画をしていただきますように、心からお願いを申し上げまして、この質問を終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十四の一、中学校単位に複合文化施設をに関する質問を終わります。

十四の二、市民会館にはぜひ小ホールをについての通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

○二番（福島敏雄君）　それでは、この質問は非常に簡単にさせていただきますので、もう少し御猶予をいただきたいと思います。

市民会館の建設に向かって、市側あるいは議会、特別委員会あるいは文教委員会、市民の皆さんが努力をされていることに対しましては、敬意を表すると同時に、建てかえのきかない大事業であるということで、ぜひ悔いの残らない計画でお願いをするという立場で質問をさせていただきます。

市民会館の果たすべき機能といたしましては、言うまでもなく中央文化の紹介という側面が一つあると思いますし、全市的な催し物開催、そして地域文化の育成ということもあるのではないかというふうに考えられます。そしてその考え方のどれを前面に出すかによって、会館のたたずまいが変わってくるとは思いますけれども、私は地域文化の育成という面から、ぜひ市内文化団体の要望を生かした会館をつくるということを考えていただきたいということを訴えたいと思います。そこで質問二点いたします。

まず一点は、現在七生公会堂、小ホールといいますか、あるわけでございますが、七生公会堂の利用状況につきまして、特に土曜、日曜、非常に借りるのがむずかしい状況だと聞いておりますので、秋のいいシーズンであります九月、十月、十一月の土曜、日曜につきまして、どのような申し込み状況なのか、特に申し込みに対してどのくらい断ったか、この辺もわかりましたらお聞かせをいただきたいと思います。

それでは質問の第二点目は、基本計画には示されておりません小ホールにつきまして、市民会議が何回か開かれたと聞いておりますけれども、この件についての市民会議での空気はどうであったのか、この辺について質問をいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　それでは第一点の御質問の七生公会堂の申し込み状況につきまして、お答えをさせていただきます。御質問は、九月、十月、十一月の申し込み状況、特に土曜、日曜の状況はいかん、こういう御質問でございます。御質問の福島議員さんにはすでに表でお渡ししておりますけれども、九月の九日現在で申し上げます。九月は四十件、十月が三十一件、十一月が二十五件のすでに申し込みをいただいております。それで土曜日、日曜日でございますが、九月がそれぞれ六件ずつ、十月が土曜日が五件、日曜日が七件、それから十一月が四件、四件というような九月九日現在の状況でございます。で、土曜、日曜の使用状況でございますが、大ぜいの方が一度に使うわけにはまいりません。そこで、いまの申し込み状況でございますが、その日によって異なりますけれども、おおよそ七名から、多いときには二十一名程度の申し込みがあるようでございます。

それで、それはどうしているかといいますと、先着順で抽せんをする場合もございます。そのお集まりいただいた皆さんの

御意見をいただきまして、時間までおいでになった方々と相談をしていただいて、だれが先に抽せんのくじを引くかというような方法をとってみたり、先着順にくじを引かせたり、そういうような方法で選定をいたしているわけでございます。つまり多くは二十一件の申し込みがあるということをお答え申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　二点目についてお答えいたします。市民会館建設のための市民会議は、市民会議のメンバーの方は三十二名でございますが、三回ほど開催されております。出席率は一回目二十五名、二回目十六、三回目十五、こういう数になっておりますが、それらの討議の雰囲気の中で、文化団体の方の小ホールに対する要望の強さ、あるいはアンケート等を通じましても、大多数の方の要望が、小ホールの必要性ということについては非常に強いものを持っておられるようでございます。ただし、この小ホールの大きさにつきましては、設置することについては私どもも設置する方向で検討を進めております。ただ、このスペースの大きさが、大ホールの席数にかかわり合いを持つために、設計上の問題として物理的な問題がございますので、ただいま苦慮しているところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　いま企画財政部長の方から、設置する方向で検討を進めているというお話ですので、表題から言って、あえてこれ以上言う必要もないのかもしれませんけれども、まあ見方を変えまして、それと若干の訴えをさせていただきたいと思います。

　市長にちょっと質問させていただきますが、現在市民会議、いろいろ進められてきて、市民の意見を聞くという努力につきまして評価をするところでございますけれども、聞くところによりますと、もう市民会議は終わりましたということでございますけれども、これからどのような手順でこの建設に向かわれるのか、その辺の手順をお教えしていただきたいというふうに思います。

　それから、市民部長の答弁にございましたけれども、七生公会堂の利用というのは、特に休日は大盛況であります。文化協会の人に聞けば、もうなかなか借りられない、宝くじに当たるようなものだというようなことのような、オーバーかもしれませんけれども、そういうようなお話をお伺いしました。冒頭にもお話ししたように、市民会館に対しましては、特に使用する目的によって大きさが変わってくるわけでございますけれども、市民の趣味、それから文化に対する意識は、最近は見ること、要するに観賞することから、自分が参加をする、出演して日ごろの練宿の成果を発表する、こういうような動きが多くなってきたと思います。そのために、企画財政部長の御答弁では、小

ホールの方向は決まったけれども数は決まらないというふうなお話でしたんですが、使いやすい人数というのは、まあ、できれば三百人というような話も聞いておりますので、できるだけの、いろいろな制約があるとは思いますけれども、そういう三百人程度の会場がつくれないかどうかということをぜひお聞かせをいただきたい。私ども労働組合でつくっております陽光会館というのがありますけれども、あれは三階に大ホールがございまして、百五十人せいぜいでございますけれども、この秋のシーズンにはピアノの発表会その他でこれまた大盛況でございます。要するに、いま市民の間で、いろんな小さな団体といいますか、そういう団体の文化活動というものが非常に進んでいる証拠ではないのかなというふうに思います。ですから、小ホールはつくるという方向だという市の見解で、それはそれでいいんでありますけれども、先ほど公会堂その他はもうつくらないというようなお話もありましたけれども、そういった面では、いまそういう断定的なことは抜きにしまして、さらにこの面でもそういうことの必要性があるんではないかということで、小ホールをぜひつくっていただきたいということについての、その規模も含めて、市長の御見解を賜っておきたい。

　それから、これは私が言うことではないのかもしれませんけれども、この市民会館建設というのはかなりの大事業だと思うんでありますけれども、いま市の中では企画部を中心にやられておるんでしょうけれども、やはりわれわれが市民会館のいろんな建設の状況とか、そういうこと、あるいはこれからの要望とか、そういったような話をしていくにも、あるいは建設をスムーズに進めるという意味でも、専任の部署とかあるいは専任の人をつけていくとか、こういったようなことの必要性を感じるわけですけれども、この辺につきましての御見解もあわせて賜っておきたいと思います。以上、市長にお聞きをいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民会館をつくるという課題に当たりましては、住民要求としてきわめて高いものがございますし、要するに、機が熟したと申しましょうか、時期が来た、こういう考え方に立ちまして、ぜひ実現をさせていただきたい、このような進行状況にございます。特に広報を通じて、市民会館に向けての市民の御期待、あるいは要望等について御意見をちょうだいしたいということを広く訴えました。その中で、いま市民会議のメンバーになっておられる方々もございますし、それから日野市の文化団体、社会教育関係の諸団体、これらの代表の方も入っていただいております。それから別に、生活課のかかわっております勤労者協議会、あるいはコミュニティ懇談会、このような、比較的その関係に詳しい方々の御意見もいただけるような形で運営をいたしてまいりました。基準並びに原則ということの範囲がおのずからございますが、できるだけ

複合施設として、市民の要望を取り入れて、最終的には最大公約数的な考え方もとらなければなりませんけれど、できるだけ皆さんの御意見に沿い得るものが望ましいというふうに考えるのは当然でございます。

そこで、いまの御指摘の小ホールのことにつきましては、私は小ホールは二百とか二百五十という席数において設計の中に、また今後の活用の中に位置づけられるというふうに感じております。

それから今後の手順ということでございますが、一応基本設計の段階で意見を聴取いたしました。これからことしの予算に沿いまして建築設計に進み、来年度の予算で建築予算というものをつくらせていただきたい、このように考えております。なお、これまで議会の特別委員会がいろいろと御提言もいただいておりますし、あらゆる分野の御意見を聴し、つくるからにはもちろん日野市にふさわしいりっぱなものをつくっていきたい。特に特徴といたしましては、市民要求、市民活動もきわめて旺盛な音楽などが、相当りっぱな演奏会が持てる、あるいは発表会も持てる、そういう特徴は持ちたいものだと、このように考えております。よろしく御指導を、このことにあわせてもお願いをしたいところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　福島敏雄君。

○二番（福島敏雄君）　大変ありがとうございました。

この件につきましては文教委員会、あるいは市民会館建設特別委員会、いろいろなところでこの件につきましても御議論いただくようになると思いますけれども、ぜひいまの論議を通じまして御配慮いただきますようにお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十四の二、市民会館にはぜひ小ホールをに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時三十五分休憩

午後四時　六分再会

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十五の一、市民会館建設について再び問うについての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔四番議員登壇〕

○四番（小山良悟君）　朝から質問が続きまして議員の皆さんも理事者の皆さんも大変お疲れだろうと思いますので、できるだけ手短に質問したいと思います。理事者の皆さんもぜひ簡潔に、特に市長さんは答弁は丁寧ですが、多少そっけなくとも結構でございますので、簡潔にひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

文化と緑の町のキャッチフレーズで発展してきた日野市では、キャッチフレーズだけでは本当の市民文化創造への要求が高まり、市民に精神的豊かさや潤いを与え、地域における参加と連帯の意識をはぐくむ場と機会の提供を行政側に望む声が一段と強く市民の文化活動を日常の市民生活に密着させていこうという姿勢がうかがわれてきております。市民の文化意識をはぐくみ、市民みずから文化を創造するという意識を行政側がその場と機会を提供し手助けをする必要がありますが、日野市の場合、知識の殿堂としての図書館の充実はまことにりっぱであり、その要求に対してはみごとにこたえていると言ってよいでありましょう。しかし、美術、音楽、演劇などの芸術の殿堂は不十分で、その要求にはほとんどこたえていない現状であります。

このような状況の中で十五万市民の待望の市民会館建設が具体的になってきたことはまことに御同慶に耐えないことであります。が、しかし、単純に喜んでばかりはいられません。市議会の市民会館建設対策特別委員会の一員として半年が経過した今日、特に痛感したことはこの事業に取り組む理事者側の手順の悪さであります。もちろん理事者側が市民の意を介せず、行政のペースで事業を推進しているということであればそれなりの手順で事を運んでいると主張してもよいでありましょう。しかし、日ごろから何かにつけて市民参加云々を言っておられる市長としてはこの事業に対しても市民参加の場を多く提供していただき、文字どおり市民のための市民による市民の文化会館を建設しなければならないでありましょう。しかるに実際は市民軽視の事業推進となっており、まことに残念であります。

具体的にこのことを指摘しますと、すでに昭和五十五年三月三十一日に市民会館建設資金積み立て基金条件が施行され、翌五十六年三月三十一日、市議会に市民会館建設対策特別委員会が設置されております。（「初代委員長はだれだ」と呼ぶ者あり）この段階で市民の声を吸い上げるため各種文化団体、婦人会、老人会、子供会、学校関係者など市民各層の代表者と設計担当者及び行政側関係担当者の構成による事業推進機関としての市民会館建設検討委員会を設置すべきであったと思います。ことしの正月に市民会館建設に対する市民の意見募集を広報で一度実施しただけで市民会館基本計画業務を委託し、しかもせっかく市民から募集した意見も期限的に間に合うものだけ反映させるということで、それもどれだけ反映させたか具体的ではありません。そして実施設計が目前に迫ったことしの七月六日、三十一日、八月二十三日の三回、市民会館建設市民会議が開催されていますが、これでは対応が遅過ぎるのであります。市民公聴会に至っては話だけで実際には一度も開催されておりませ

ん。市民の声を事業に反映させるには基本計画業務を委託する前に実施すべきであったことを六月の定例会でも私は主張しましたが、現在の事業計画のスケジュールをそのまま強行するとしたらいまや遅しの感があります。ことし七月に市民会館が完成した昭島市では三年前の五十四年に市民会館建設検討委員会を設置して基本計画業務を設計業者に依頼する前に市民公聴会を何回も実施し婦人会、老人会、子供会、学校関係者、各種文化団体など、あらゆる市民各層の意見、要望などを吸い上げる精力的な活動をして、この問題に対処しております。その結果、日野市議会に見られる市民会館建設に関する陳情書や請願は一件も提出されなかったそうであります。これは何を意味するかよく考えていただきたいのであります。市民はいろいろの立場、都合でいろいろな意見、要望を出すと思います。一方、行政側や設計者にしてみれば敷地や予算の制約そして建築基準法、消防法などいろいろ法的規制や条件などの制約がありとても市民の意見や要望を一々取り入れることができないことはもちろん理解できるわけであります。だからと言って市民の意見を聞く場の設けることを消極的になってはいけないと思うのであります。何の事業でもそうでありますが、市民の声、市民の意見を未消化のまま見切り発車してしまうことは後々まで不平や不満が残ります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）市民各層から言うだけ言わせる場を設けたその上で実際の問題として法的規制や財政などいろいろ条件の制約があることを行政側の立場として市民を説得しなければならないのであります。いまの森田市政の最大の欠陥は市民会館建設に限らず三中の学区変更の問題や生ごみ、粗大ごみの収集方法変更などいろいろ事業推進の過程で市民の要望、意見を吸収する努力が足りず未消化のまま見切り発車してしまうことであります。

こう申し上げますと、市長は市民参加の形で皆さんから十分に意見を聞いているので言われることは当たらないと反論されるでしょう。しかし、私が指摘したいのは市長が意見を求める市民層が偏っていることであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）特定の市民だけでなくもっともっと幅広い市民層からの要望、意見を求める体制が必要かと思います。もう一つは、何の事業でもそれを推進する行政側としてはいろいろな法的規制や条件的な制約を受けながら苦慮しているわけですが、その行政側の立場を市民に理解してもらう努力が足りないことであります。広報に掲載しただけでは不十分であります。今回の市民会館建設に対する陳情や請願が市議会に提出されていることはその努力が足りなかったことをあらわしているものと思いますが、いまからこの事業計画の日程を変更して、これらの問題に対処していく考えはないか、反省を含めて御答弁いただきたいのであります。

二つ目に、防衛施設庁の国庫補助の問題を指摘したいと思います。六月の定例会の市民会館建設対策特別委員会でこの件について私の質問に対し、市長は五十九年度、つまり六十年三月完成に間に合わないからと、そしてインフレの問題があるから見合わせたと答弁されましたが、これにはとうてい納得できないのであります。先ほども述べましたように市民会館建設が具体化してきたのは五十五年の春ごろなのに防衛施設庁に対し補助事業計画書を提出したのが何とことしの五月六日であります。提出するのが遅過ぎて間に合わないということは一体どのように理解したらよいでしょうか。事業計画がずさんなのか、着工時期がまだ早いということなのか、いずれにしても適切でないことは明らかであります。しかも驚いたことには、この国庫補助申請を提出してわずか二十一日後にわざわざ取り下げております。失礼ながらお粗末の一言に尽きると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）申請取り下げの理由が着工時期が早まったからとのことですが、この二十一日間にそれを理由づける変化があった材料は一体何であったんでしょうか。第一、完成時期を六十年の三月に設定していることが問題であります。市民は早期実現を望んでおりますが、完成時期を先に設定して慎重な事業計画も立てず市民の要望、意見を未消化のまま受けるべき補助金も受けないで日程だけが先行する中途半端な事業推進では納得できないのが当然であります。また、早く建設しないと物価が高くなり国庫補助を受けると完成時期が一年おくれインフレになってしまうとのことですが、市長たるものがこんな理屈を堂々と述べていることは驚きであります。現在わが国の物価は経済の低成長と相まって安定しております。五十六年度の前年対比の建築資材の価格は木材が六・三％、鉄鋼は〇・八％の伸びにとどまり、歳入…、鉄鋼は〇・八％の伸びにとどまり木材に至っては何とマイナスの一八・六％と大幅に下がっております。一方、日野市の歳入の伸びは五十六年度前年対比は横ばいであります。したがって市長の言うインフレの理由は当たりません。まして国庫補助金は三億円ないし四億円をただでもらえるのであります。五十五年度に対する五十六年度の物価上昇率を当てはめますと四％ですから一年完成をおくらせたとして市民会館建設資金を約二十二億円とすると物価上昇分は八千八百万円であります。市民に与えた損害は二億ないし三億であります。他に一時的な金額の損害にとどまらず今後の国庫補助の申請に悪い影響を与えることは必至でその政治責任は重大であります。このような状況にもあるにもかかわらずあえて六十年三月完成としなければならないその理由を率直に本音の答弁をいただきたいと思います。

次に伺いたいのは、懸案となっている駐車場の問題であります。私は庁舎裏の駐車場を立体化するか、庁舎北側の民営駐車場を買収して立体駐車場を恒久的な施策として講ずるべきではないかと企画財政部に提案しておきましたが、この問題につ

いてどのように検討されているかお伺いしたいと思います。
また六月定例会の一般質問で駐車場の事業計画が明確になるまで実施設計に入るべきではないと私は主張しましたが、その点も含めて御答弁をお願いしたいと思います。
とりあえずそれを先にお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市民会館建設のことにつきまして私どもの努力の不十分と申しましょうか、誠心誠意の気持ちが御理解にまで至らない御指摘につきまして大変残念に思う点がございます。市民要望というものには私はなるべく早くこたえるべきである、このようにも考えておりますし、それから、その手順につきましても早くからその意図を表明をしながら進めてまいってきたつもりではございますけれど、そこに手落ちがあると言われるとまことに残念でならない、こんなことも反省をいたしておるところでございます。大きな事業でございますからもちろん至れり尽くせりの手を尽くすべきであることは全く御指摘のとおりでございますけれど、しかし、手順としてそう市民の指弾を受けるような事柄ではないではなかろうか、このようにも考えております。
そして、この時期のことを特に言われる御質問があるわけですが、私は昨年の四月の選挙で市長に第三期目の当選をさせていただき、その際の公約にもいよいよそのことを今期の事業として実現をさせていただきます、このようなお約束もいたしております。むしろ、それに先立って何かその年よりも先立って意思表示をするということの政治的な責任こそ問われることがあるかもしれませんが、自分の任期中にはぜひやりおおせたい、これこそまさに政治責任ではなかろうかというふうに考えております。
それから防衛予算のこともいろいろと検討をやってまいっておりますが、市民会館の際には確実な時期の見通しがなかなかつかみがたいということもございましたし、それからその額に対しましても、いわゆる公民館部分に適用されるという範囲でありまして、そう多額の額でもないし、またその二分の一程度は文化庁からもちょうだいできる。また言われました別段私はインフレというふうには申しておりませんが、物価はやっぱり上昇する傾向にありますし、それらのことをてんびんにかけます際にはやはり市民の方々の要望に早くおこたえをするということが責任者としての態度でなければならないというふうに考えた、こういうことでございます。
いろいろ御指摘の点には重々感ずるところもございますけれど、ぜひ軌道に乗せて、そうしてりっぱな会館の完成を実現させていただきたい。そういう私どもの誠心誠意の立場でございます。

それから駐車場のことにつきましてはこれまでも申し上げておりますとおり、近隣に用地を借りまして、そうして三百台ぐらい、こういうふうに申しておりますが、それに欠けることのならないようにしなければ、これは重々感じております。
それからなお御指的の恒久的な手段ということになりますと用地を買い取るとか、あるいは恒久的な施設をつくるとか、そういうことも今後の課題として実現不可能ではない、このように思っております。
何分とも全市民、全議員の御了解をいただき、力強い推進の意味では御叱責をいただきつつ実現をさせていただきたい、このことに尽きる状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　手順の悪さはそれほど感じていないということでありますけれども、お隣の昭島市では三年前に事業推進の中心機関を市民会館建設委員会の検討会ですか、設置しておるわけでございます。そして先ほども申し上げましたように請願や陳情のたぐいは一件も出てない。どれだけ市民要望を吸収していたかということを私はここではっきり指摘しておきたいと思います。
それからいま国庫補助の申請の問題ですけれども、公民館施設にしか適用できない、もらってもそう大きな金額でないのでということですが、それならばなぜ五月八日の時点で申請したんですか。その段階ではそういうことすらわかっていなかったんでしょうか。それをひとつお伺いいたします。
それから、この庁舎を建てる際にも防衛庁の補助金をいただいているわけですが、当時の担当の市民部長はどなたか御存じありませんが、いまの総務部長かどうかはわかりませんが、もしおわかりでしたらその当時のその補助金を引き出した苦労といいますか、そういったものもひとつ参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　一点目の補助金の件についてお答えいたします。
五月の六日に書類としては提出してございます。ただし、前段におきまして一月から防衛施設庁の部長のところへ行きまして一応交渉は開始しております。一月、三月に二回、四月それからそれを経て五月の六日に書類でヒヤリングを受けた、こういう段階でございます。その段階の中で防衛庁と市とのいわゆるヒヤリング、いわゆる事情聴取の中で展開されました議論と申しますと、まず日野市は密集地区であるということです。そのために公民館部分にのみにしかその補助対象にならないということを向こうから指摘されました。その公民館部分と申しますのは俗に言う公民館いわゆる学習、保育、休養または集会の用に供する施設でなければならない、それを受けますと市民会

館が公民館部分と市民会館部分という二つの部分に分けられる形が出てまいります。しかも公民館部分としてとり得るスペースから計算いたしますと二千平米、人口等の問題もございますが、概略にいたしまして二千平米を必要とする、補助対象として。その場合の補助額が打ち切る補助でございますが、低額補助でございますが、一億六千二百万、一応当初見込みましたのは確かに御質問のとおり三億から四億程度の補助金はもらえるんではないかというのを、つまり一月二十九日から四月までの間の想定の中ではそのように予測しておったわけでございます。ところが、五月六日に書類を出しましてヒヤリングを受けいろいろと向こうからのサゼスチョンを受けている間に日野さんの建物についてはもしこの設計を公民館部分を対象面積とすることができるだけに変更して一億六千二百万円だというふうな査定を受けているわけでございます。

補助金につきまして以上お答えいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市民部長。

○市民部長（加藤一男君）　突然の御質問でどういうふうにお答えしていいかわかりませんが、この庁舎の建設についての経過を説明せよという御質問でございます。

思い出しますと私が企画財政部長時代のことでございまして、昭和四十八年の八月一日に私は企画財政部長に水道部長から転入をいたしました。で、その当時、もう老朽化した庁舎を何とか新しい庁舎にしなければならないということで歴代の理事者ももちろんでございますが、事務職員も考えておったときでございますが、たまたまその場に私は転出をいたしまして就任をいたしたわけでございます。

若干年度が違うかもしれませんが、昭和四十九年の六月の時点だと私記憶いたしておりますが、補正予算で庁舎の設計費の計上をお認めいただきました。しかしながら、そのときには防衛庁の補助金は決定いたしておりませんでした。自来防衛庁の東京局並びに施設庁、これは六本木にございますが、再三にわたりまして私どもは陳情いたした記憶がございます。で、たまたまその当時お世話になりましたすでにおやめになっていらっしゃいますけれども、教育長をされました永野林弘先生の御案内をいただきまして防衛庁に陳情をいたしました。かなりトップクラスまでも御案内をいただきまして、日野市ではすでに設計費も計上してしまいました、ぜひ防衛庁補助金をお認めいただきたいという陳情をいたしたわけでございます。それで、その時点でトップにいらっしゃる方がそうか、それでは何とかしようというお言葉をちょうだいしまして防衛施設庁の担当者に直接に電話を入れていただきまして、日野ではすでに予算を組んでしまったからすぐに補助金をつけてやれというお言葉をいただきました。私はそこで頭を下げまして帰ったわけでございます。直ちに補助金の内示があってこの庁舎ができたわけでございます。総額二十六億と多分私記憶いたしておりますが、そのうちの七億の防衛庁の補助金をいただきまして十二億の起債、あとは一般財源ということでこの庁舎ができたという記憶をいたしております。いずれにしましても約十年を経過いたしまして若干相違を生じたお答えになっているかと思いますが、そういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　突然の質問でどうも市民部長、ありがとうございました。

このように国から補助金を受けるということはなかなか一生懸命努力しないとこちらの方に回ってこないということをいま市民部長がおっしゃっております。今回の市民会館建設事業に限りませんけれども、すべて森田市政の傾向としては国に対する――国から受ける補助金とかの起債が幾ら受けられるとか、そういうふうな手だてというものをどうも後手後手になっているんではないかということをはっきり指摘できると思います。今後の事業推進でもぜひそういったことを反省して進めていただきたいと思います。

次に大ホール、小ホールの席数の問題をちょっと取り上げてみたいと思います。

先ほど福島議員から小ホールの問題が提起されましたが、市民会館建設対策特別委員会の特別委員の立場からあえてこの問題に触れたいと思います。

ことしの七月二日、茅ヶ崎市民文化会館、八月の二十七日昭島市民会館と調布市市民福祉会館の三カ所を視察しましたが、どこの市民会館でも小ホールの利用率が高い数字を示しております。大ホールの利用件数に対して小ホールの利用件数は、茅ヶ崎市が六〇％、昭島市が五三％、調布が五七％となっております。したがって市民の利用頻度が高い小ホールは大ホールの席数を多少犠牲にしてもぜひ設置すべきであると強く主張したいと思います。限られた敷地ですので小ホールを設置すると大ホールはその分席数を少なくしなければなりませんが、ちなみに三多摩地区の市民会館の大ホールの席数と調布市市民福祉会館を例に大ホールの入場率とその決算を申し上げたいと思います。三多摩地区で席数が千二百以上は八王子、立川、調布、昭島、福生の五市で、府中は千二席、小金井は九百四席、三鷹は八百六十八席、町田七百六十一席、青梅七百席、田無五百二席、狛江五百席、清瀬四百八十一席、武蔵野四百二十席となっております。十四市の大ホールの平均席数は九百五十三席で、千二席以下は六四％を占めております。市民行事の場合は席数の多い方が望ましいでしょうが、しかし、席数を千席程度にとどめ、使い方の工夫によってできるだけ効率的な運営を図り、投下資本を可能な限り抑えることが結局は市民の負担を軽くし、また使用料も安く設定できるので自主興業などで利用される方には

歓迎されるでありましょう。

席数が千三百一席ある調布市民福祉会館の五十六年一年間の大ホール入場率と決算は演劇部門では市民のための能を知る会は入場率七一・四％、決算七十四万三千円の赤字。松竹大歌舞伎は九〇・九％、二百七十一万八千円の黒字。児童劇は九七・七％、七万八千円の赤字。夕鶴は八四・七％、百五十三万七千円の黒字。クラシック部門ではサマーコンサート八〇％、七十万三千円の赤字。合唱コンサートは三〇％、百三十四万五千円の赤字。ＮＨＫ交響楽団演奏会は八五・二％、七十七万八千円の赤字。ピアノコンサートは五八・六％、十万円の黒字。谷モモコバレエ公演は五四％、七十三万二千円の赤字。松山バレエ団公演は八一・一％、十五万四千円の赤字。大衆芸能部門では五輪真弓コンサートは一〇〇・五％、百三万円の黒字。森　進一ショーは八一・三％、七十八万五千円の黒字。民謡の広場は八〇・一％、二十九万二千円の赤字。映画会は七十二・一％、十七万八千円の黒字。邦楽舞謡は七三・七％、百万円の赤字。触れ合いコンサートは七〇％、七万八千円の赤字。調布寄席は六五・八％、五十六万一千円の赤字となっております。入場率が一〇〇％を超えたのは五輪真弓コンサートだけでこの自主興業の一年間の興業回数は十七回で黒字が六回、赤字が十一回、平均入場率は七五％となっております。

日野市より人口が三万多い調布市で、しかも調布駅の真ん前で交通の便利もよく好立地にある市民会館でさえ入場率がこのような状況であります。したがって日野市の場合、交通の便利も悪いことをあわせて大ホール席数は慎重に考慮し、その分をぜひ小ホールに充てていただきたいと思います。もちろん七生公会堂とのネットワークの中で希望を考えますと二百五十名程度の席数で移動式のいすの方が立食パーティも可能なので適当かと思います。ぜひ御検討をいただきたいと思います。

本来ならば現在の庁舎横の予定地は敷地が狭く公民館施設なども望めず駐車場や交通の便利などの問題があり大反対でありますが、しかし、市庁舎中央公園とのネットワークの全体構想もあるでしょうし、何といっても財政的な制約があるでしょうから、ここは百歩譲ったとしてせめて市民要望の強い小ホールの設置をぜひ実現していただきたいと思いますが、市長の決意を伺いたいと思います。

ところで、市民会館にはいろいろな装飾品や重器備品が必要と思いますが、建設も具体化した今日これらの寄附を仰ぐ推進機関を設置したらいかがでしょうか。商工会、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所などの皆さんにメンバーになっていただいて、市民会館建設寄附推進委員会の形で設置し寄附してほしいどんちょうや絵、版画、彫刻などや重器備品をリストアップし現物を寄附していただくのではなくあらかじめ金額を約束し委員会で現物を調達するということで検討された

らいかがでしょうか。また具体的な活動はできないでしょうけれども、そろそろ広報だけでも検討していただきたいと思います。市長の見解をあわせてお願いします。

最後にまだ先の話になりますが、市民会館完成後の運営を円滑に進めるための市民会館運営委員会の設置も検討していただきたいと思います。ここでも強く主張したいことはその人選でありますいつも市長サイドとは申しませんけれども、いつも同じようなメンバーではなくて、できるだけ公平な人選をして納得のいくような運営をしていただきたいわけでありますが、この件について市長の考えを述べていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほど福島議員から小ホールのことで御質問もいただいておりますし、その際二百とか二百五十という席数においては併設が可能であるというふうにお答えをいたしました。特別委員会の――議会特別委員会の設置のこともありますので、その特別委員会の御意見も十分尊重し、でき得るべくは近い機会にその特別委員会の場に公式に御報告するのが私は筋だろう、このように考えております。

それから、いまいろいろ御指摘をいただきまして、まことにごもっともな御提言、勇気が出るような感じもいたします。（笑声）極力そのような全市民的なお力を結集することによりまして全市民の文化のための力強い殿堂が完成できますことを心より願い、また努力を誓うものでございます。

運営のことにつきましては、ちょっと触れました運営のことにつきましても御指摘のことを十分尊重してまいりたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　市長から勇気づけられたという大変ありがたいというか、感激のきわみというか、ただ私はそれには一生懸命協力するには前提がありますということです。先ほども指摘したようにこれまでの手順といいますか、そういったものなども反省を踏まえて、それから国庫補助申請に対する反省も踏まえて、それが今後の行政の中に生かしていくという謙虚な反省の姿勢があれば一生懸命協力いたしますので、ひとつ市民会館も本当にりっぱな十五万市民に納得できるような市民会館をつくっていただきたいと思います。

この件については以上で質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十五の一、市民会館建設について再び問うに関する質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

十五の二、都立高校用地問題について再び問うについての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○四番（小山良悟君）　再び都立高校用地の問題を取り上げることになりましたが、（「しつこいな」と呼ぶ者あり）質問に入る前に私は（「簡単」と呼ぶ者あり）あくまで都立高校誘致は実現を望む立場で議論しているわけでありまして、その実現を望んでいることと買収のあり方、そういったものの問題指摘とは別であるという前提でやっておりますので（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そのようにひとつ御認識いただきたいと思います。

第二回定例会の一般質問で取り上げた高校用地の買収問題は日刊紙にもローカル紙にもたびたび報道されました。これは何を示唆しているでしょうか。売買の動機、時期、取引相手、取引の経緯、買収後の高校誘置の見通し、今後の展開など、いずれを取り上げても問題になることを私だけが指摘するのではなくて市民の世論を代表するマスコミも同じ受けとめ方をして市民とともに今後の成り行きに注目し心配しているものと判断されます（「そのとおり」と呼ぶ者あり）さて、第二回定例会と臨時議会で買収のあり方とその経緯についてる質問しましたが、前半はこれまでの質疑を整理する意味で、後半は前向きに今後の展望について質問させていただきます。

昨年の第四回定例会において市川資信議員の質問に対し、市長は「鈴木重信氏の土地は複雑な権利関係が伏在していることはもう調査済みでありますし、また、これらが一切整理されなければ当然市も終止とするわけにはまいりません。それらのことがだんだん整理されつつありますので、その点につきましての処理はおおむね可能である」と答弁しております。つまり、この答弁の前段は複雑な権利関係が一切整理されなければ買収することはできない。そして後段ではその複雑な権利関係が整理されつつあり買収が可能な状況にあると言明しております。

そこで市長にお尋ねします。前段の権利関係が整理されなければ買収できないと言明しているにもかかわらず、昨年の五月十八日に企画財政部長名で公社に買収依頼書を出させております。この時期ではまだ権利関係が整理されていないのになぜ買収を決意したか。また、どのような手段で権利関係を整理しようとしたのか。買収依頼書を出した段階でのその手段方法を明らかにしていただきたいと思います。

二点目は後段の答弁で複雑な権利関係が整理されつつあり買収可能な状況にあると述べていますが、なぜ、この時期にこのような答弁ができるのか、その整理されつつあるという内容について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方からお答え申し上げたいと思います。

鈴木重信氏からの日野市に対する働きかけといいますのは、当初――二年ほど前になりますけれども、当初は大変な借財がある、こういうふうな前提でございまして、日野市にこの土地を寄附したい、要するに寄附するということは一切の借財を整理する、その原資さえあれば要するに寄附してもいいんだ、こういうふうな形で日野市に話が来たわけでございます。そういう経過の中から日野市の方でいろいろと内部的に事務を詰めていったわけでございますけれども、やはり寄附といいましても借財を整理する反対給付というものがやはり売買という形態になるということで話が途絶えたわけでございます。その後独歩の方からは要するに十億ぐらいの借財になろうかと思います。あるいは、それを超える借財になろうかと思います。それらのものを整理した上での市の売却という前提に立って話を進めてきたわけでございますので、いま申し上げたような答弁になるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　そうしますとエンタープライズの出現というのは全く突然といいますか、というふうに理解してよろしいわけですか。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　はい、われわれとしましてもこの出現につきましては全くの突然でございます。それで、そのように御理解していただきたいと思います。われわれとしましてもびっくりしたというふうな状況でございます。ふんどしを締めるというふうな形で対処したということで、これは事実でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　そういうことであればこの答弁の理由もある程度納得できます。

それでは次に私が国土利用計画法の問題で緊急質問した際に、市長は「債権債務を、つまり差し押さえをするのが果たしてそのことが売買なのかと思っている」と答弁しましたが、エンタープライズが鈴木重信氏より取得した土地の所有権移転は売買ではなく差し押さえ行為による結果であるとはっきり断定できるのか、ひとつ見解をお伺いしたいと思います。

さらにです、四点目は地形の変形部分の買収について私の指摘に対して、市長は「山林地形でもあり有効面積が三万平米必要なので、その整備のために多少周辺の用地確保も必要」と答弁しておりますが、この周辺の用地確保についてその後の経過を教えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私もそのあたりの明確な知識を持ち合わせているわけではありませんが、お答えのときに東

京都の御判断にまつというふうに答えたと思っております。その後、東京都では一応の指導はあったようでございますが、日野市に直接の瑕疵はない、このような内意のあったことも伺っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　国土法の二十三条関係につきましては、こちらに連絡がある際にエンタープライズにつきましても鈴木につきましても東京都から要するになかなか応じないというふうな状況の中ではきちんとした形の中で東京都の調査なり呼び出しに応ずるべきだというようなことで応じているようでございます。

それから変形部分ということでございます。全体的に多少変形でございます。それから御指摘がありましたのは特に有効利用する上で非常にやり先のように用地の中に私有地が食い込んだ形の中でそれが大変有効利用に大きな差しさわりになるという地点が一カ所あるわけでございます。この地点につきましてはその地主さんからここでぜひ土地の問題です、お宅の家庭内と言っていいことでございますけれども、家庭内の事情がございまして、買ってほしい、これは千四百平米でございます。平米としてはそう大きくないんですけれども、中央にやりのように、こう突き出ている所有地なものですから大きな差しさわりになるわけでございます。ちょうどその部分が買ってほしいという申し入れを受けました。開発公社としては有効利用の面から千四百平米でございます、買っていきたいというふうな意向を持っておるわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　ただいまの助役の答弁で有効面積といいますか、有効に使うには非常に変形というか、いうことで差しさわりがあるという、そういう意味で買収する予定だというようなことをいま答弁されましたが、この答弁ではっきり言えることは前回の、前回といいますか、緊急質問の際に私はその用地の地形の変形部分を不適当ではないかということで市長に指摘したことがあります。そのときの市長の答弁は、東京都からもそういう話は聞いてないしきわめて適切な地形であるというふうに市長は答弁しているわけです。こういうように大きな市長と助役の食い違いがあるわけですけれども、結局私はこういういろいろな追及をしてますけれども、素直に市長が指摘されたことが適切でなければ素直にやはりそれを認めるという姿勢が第一ではないか、その場その場で、一〇〇％自分は間違いないんだという市長ではないんでしょうけれども、どうもその辺に素直さが足りないわけであります。したがって無用な追及とか議論が続くわけですから、その点でもただいまの助役の答弁と照らし合わせて市長も大いに反省していただきたいと思います。

さて五点目ですが、同じ臨時議会で国土利用計画法を熟知しているはずの都市整備部長がこのことに気づいてなぜ注意しなかったかという古谷太郎議員の追及に対して、都市整備部長は四月中旬に名義が変更されていることがわかったので注意できなかったと答えております。公社の理事にこの取引を知らせていなかったのは無責任ではないかとの再度の追及に対して、市長は定期的な理事会、臨時的な理事会で協議があったと思っていると答弁しております。一体どちらの主張が正しいのか、都市整備部長には大変気の毒ですが、遠慮することなく、ひとつ都市整備部長それから市長、それぞれこの件についてもう一度確認を求めたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は努めて素直でありたい、こういう気持ちはみずから持っておりますが、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）話のその理解の仕方もあったかもしれませんけれど、広い土地でありますし価値のあるものを確保しているわけであります。それだけで有効面積が確実にとれるというふうには思っていませんので、まだ今後も有効面積確保のための買収部分とそれから周辺の緑地として整備する部分とある程度仕分けをする、そういう管理の仕方を考えるべきだ、このようなこともその後思いついているわけでございまして、御質問にこう素直でなかったという点があればお許しをいただき、これからも努めて素直でありたい、このようにお答えをさせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方の御質問についてお答え申し上げます。

私が六月の議会のときにお答えしたとおりでございまして、民民で売買される一定面積以上の国土法関係の土地についてはあくまでも民民の売買の以前に当事者双方から私どもの方に届け出が出て初めて私どもはそれを確認する現状となっております。それで私どもといたしましては私もそれから担当課におきましてもそれらの事実または届け出の経過がございませんので、私どもとしては知り得なかったということでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　それでは市長が答弁されている定期的な理事会あるいは臨時的な理事会で協議があったと思うということはどのように理解したらいいかということですね、それが一点と。

それから素直でありたいという、一見素直な答弁でございますけれども、しかし、地形のことが誤って受けとめたのでというふうなことも言っておりますけれども、私はあのときに地図をちゃんと示して見せてあるわけです。それを見間違うほど距離も遠くないわけですし、ですからそういった点がもうそう言

っていること自体が素直じゃない。まあ、人によっては私自身が素直じゃないというやじも出ておりますけれども、（「そのとおり」と呼ぶ者あり）そこら辺のところは重ねて何といいますか、はっきりしておきたいと思いますけれども、それはいいですけれども、その定期的な理事会、臨時的な理事会で協議があったと思っているというふうに答弁しておりますが、これはどのようにじゃあ理解したらよろしいんでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、助役。

○助役（赤松行雄君）　私の方から申し上げますと（「市長に聞いているんだよ」と呼ぶ者あり）開発公社の理事会がこの買収問題で開かれましたのは理事会と財産価格審議会、これは都市整備部長就任後…じゃなくて、そういうことじゃなくて暦だけ申し上げますと四月の（「八日だよ」と呼ぶ者あり）九日でございます。（笑声）それから四月の十三日に理事会で慎重審議していただいた、大変に相手が相手でございますので、契約書それから代理受領、お金だけがどっかに行っちゃってということになると大変でございますので大変に慎重審議していただきました。都市整備部長がおっしゃるように、こういうふうな会議の中でやってましても忙しい中でございますので、気のつく、つかないときもあるわけでございます。私の方も開発公社の理事長としまして国土法の二十三条知らないでは通らないわけでございます。その点では大変申しわけないと思っております。それで東京都で盛んに調査をしているわけで、先ほど申し上げましたけれども、業者に対してはその後連絡がついた時点で、わざわざ連絡したわけじゃございませんけれども、東京都の要するに調査に早急に要するに応じなさいという仲立ちで応じているようでございます。そういうふうなことでございますので、国土法のことにつきましては不明の点が理事長、私ども、都市整備部長ともございます。重々申しわけなかったと十分配慮していきたいし、効率的な素養を深めていきたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　それじゃあ前半の部分の最後ですね、参考までにお伺いいたしますが、この取引は仲買業者が介在したか、あるいは直接の取引であったか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　いままでの論議の中で独歩の所有地がエンタープライズに移りました。それからエンタープライズと、間へ入った業者はないと思いますけれども、お金の方では第一総合銀行の子会社だそうでございます。同じ神田の神保町――第一総合と同じ神田の神保町でございますけれども、東京ＳＴというのがあります。これがお金の代理受領でございます。さっき言いましたように代理受領でお金だけが相手に行

って土地がこっちに来なかったということがないように慎重な配慮を理事会でやり、弁護士にも十分相談して売買契約書の締結それから代理受領、それから会社の資格証明、印鑑証明一切を遺漏なくそろえた。これにつきまして各理事の緻密な協力をいただいた、そういうことで大変な相手でございましたので大変な気苦労を皆さんがされた、そういう状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　済みません、もう一つ都市整備部長に専門的立場からちょっとお伺いしますが、この取引は宅地建物取引業法第三十五条十二項に該当するかしないか、ちょっとお伺いしたいんですが…。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　宅地建物取引――この法律についてのいま私御質問の知識を持っておりません。私、調べまして後ほど御連絡申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　この宅地建物取引業法の第三十五条一項に重要事項説明書というのがあるわけなんです。そういったものが出されているかどうか、後日で結構でございますから、ありましたらひとつコピーでも結構ですので、ちょうだいしたいと思います。

以上までがこれまでの経過に関する質問ですけれども、いつまでもこれまでの経過に関して質問しているわけにもまいりませんので、次にこれからの問題を質問させていただきます。

買収された用地がさくで囲われて放置されたまま毎年一億数千万の金利を市民が負担していく、このような状態を一体いつまで続けるのか大変心配であります。事態の成り行きを憂慮して懸念する次第ですが、ここで、いまの段階できわめて大事なことは都立高校誘致の見通しを市長の責任において市民に明らかにすることであります。当面は誘致運動を進めていくしかない、いつ実現できるかわからないでは十七億円もの大金を市民に借金させた市長の責任を全うすることはできないのであります。この点について責任ある明確な答弁をお願いいたします。

さらに、結果的に鈴木重信氏の資金繰りを助ける形になったこの土地は実際には東京都に買収してもらう見込みがなかなかむずかしい、当分の間このまま放置されることになりますが、しかし、三年間で利子が三億六千八百九十万五千五百円、五年間で利子が六億四千八百五十三万二千五百円と市民がむだ払いする金がだんだんにふえ、事態はますます深刻になり、企画財政部長も財政を預かる責任者としてさぞかし頭の痛いことと心中をお察ししますが、しかし、本当に頭が痛いのは市民であります。いつまでも市長の責任を追及しているだけでは事が済まなくなってまいります。誘致ができるということならそれなりに結構ですが、もし見通しが厳しいということであるならば、

まことに僭越でありますけれども、次の提案をいたしますので、一つの案として検討していただきたいと思います。

前提として高校誘致はあくまであきらめてはいけません。市長がその大義名分をおろすということはなかなか困難でしょうし決して都立高校誘致を望んでいる方も大ぜいおられるわけですからそれをあきらめてはいけませんが、その運動と並行して高校誘致実現まで高校用地として必要な有効面積三万平米を開発公社に平たんなグラウンドに造成していただきそれを市が借用してソフトボール、サッカー、テニス、野球などスポーツ愛好の市民に開放して残りの三万五千平米の傾斜部分、すなわちのり部分ですけれども、政府起債や補助金を受けて公社より買い取り緑地保全のためにも、先日板垣議員もおっしゃっておりましたが、緑地保全のためにも緑地公園として整備することはいかがでしょうか。もちろん法的規制から事業認可を受ける手続も大変でしょう。もっと困難なことは道路や排水を整備することだと思います。しかし、だれがこの土地を買っても造成しなければ活用することができません。しかも自分でまいた種であります。日野市がみずからこの難事業に取り組み、これを乗り越えれば東京都に対しても誘致促進の有力な材料にもなり、また今回の用地買収の市長に対する評価は大きく変わってくるものと確信いたします。この提案に対する市長の見解と決意をお聞かせいただきたいと思います。

次に都立高校誘致は都の財政事情などから、あるいは人口の鈍化傾向などからなかなか困難であり、加えて現段階ではもし仮に誘致されるにしても八王子地区が優先される可能性が大であり激しい誘致競争を強いられる状況であります。誘致実現のためには署名運動をさらに拡大し、お願いできる政治家は都会議員であれ国会議員であれ超党派で同意し、市議会はもちろん市長も政治生命をかけて助役、教育長を伴って都庁にお百度参りをしてなりふり構わず全力を挙げて死にもの狂いで努力することが市民に対する市長の義務であり責任であろうと考えます。今後の運動の展開について市長の賢明な策と力強い決意をぜひお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ御心配の指摘もいただき、責任も一層痛感をいたしております。しかしながら価値ある用地を公共用地として確保したという、私は大きな意味での評価は必ず成果となってあらわれる、このように基本的には思っております。そして、いま御指摘のような実効面積として必要な高校用地部分あるいは周辺の緑地部分、これの管理の仕方について先ほどのお答えの中にも答えたつもりでございますが、高校誘致の努力とあわせて管理の面にも善処をしていきたい。緑地保全地域としての管理の仕方あるいは一定の防災措置もあわせて行いまして、そうして市民の財産として日野市将来

の大きな礎になる場所として活用していくことができる、こういうふうに考えておりますし、いまの御提案は十分それにまた鼓舞していただける面もある、このように思っておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　いま市長が価値ある公共用地を確保したということで評価されるということ答弁されましたが、私伺いたいのは価値ある公共用地を取得したということに重きを置いているのか、都立高校誘致のために買ったのか、その辺のところを明確な態度をはっきりしていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これは申すまでもなく高校用地の誘致が大目的でありますし、あわせて周辺の緑地も保存できる、こういう意味で申し上げているところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　現実に市長の今回の事業が市民に評価されるということはあくまで今後の結果と申しますか、対応、取り組み方によって評価が決まると思います。現段階では評価できる段階ではないと思いますので、できるだけ市民に高く評価されるように都立高校が早く誘致され、そして公共用地が有効に使われることを望んで、この件の質問は終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十五の二、都立高校用地問題について再び問うに関する質問を終終わります。

十五の三、犬の飼い方・マナー啓蒙についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○四番（小山良悟君）　話題はぐっと変わりまして、きわめてかわいいテーマでございます。これの取り上げるきっかけとなったのはいろいろ高校用地の問題とか遺跡調査会の問題とかいろいろ大きな問題に取り組んでいるようですけれども、市民のこの小さな声はどうなんでしょうか、取り上げていただけるんですかという市民からの声がありましたものですから、私の新自由クラブはそういう小さな問題も（笑声）真剣に受けとめて皆さんの御期待にこたえるように努力しますということで、恐らく犬の飼い方云々というのは余り一般質問で取り上げたことはないかと思いますが、これは簡単に質問をいたします。

犬はかわいい動物であります。たとえどんな場合でも主人を裏切ることはありません。（「たまにいるぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）生涯の人間の友として年々愛犬ブームはエスカレートする一方で、登録件数もふえて日野市では現在四千匹の犬が登録されております。同時に鳴き声やふんなどで他人に迷惑をかける苦情もふえており犬の本能や習性を理解せず、また他人の迷惑を顧みず犬にも人にも勝手な振る舞いをして犬を飼う資格のない方がたくさんいるのは非常に残念であります。私の家で

も犬を二匹飼っておりますが、犬の最大の楽しみである散歩を朝晩させるときには必ずふんをしますので、私の犬はそういう習慣にしておりますが、習慣になっておりますが、ティッシュペーパーとビニール袋を手にして散歩します。（「議会が遅くなってできないだろう」と呼ぶ者あり）愛犬を散歩させている方に大ぜい出会いますが、しかし、半数の方はふんの始末をする道具を持たないで平気でたれ流ししていく光景をよく見かけます。ところどころに張ってある「犬猫のふんは飼い主が必ず始末しよう」と書いてある保健所のステッカーの効き目も余りないようで、御近所の方の不快指数も上がる一方であります。散歩をさせる方はよい方で、一日じゅう鎖でつないで、つないだまま欲求不満にさせている飼い主もおります。こういう犬は人に危害を与える率が高くなっております。また愛犬の死亡率の高いのは蚊に刺されることによって感染するフェラリア症でありますが、外につないだまま蚊の対策をせず愛犬の寿命を縮めている飼い主も少なくありません。さらに困ることは愛犬のしつけを怠り隣近所の迷惑も何のその平気でむだぼえさせている飼い主も結構多いことであります。

昭和五十五年四月一日に施行された東京都のペット条例では飼い主の義務として、一つは、飼い主は動物の本能、習性等をよく理解し動物を適正に飼うように努めること。適正に飼うということは動物を苦しめたり他人に迷惑をかけないように責任を持って飼うということであります。二つは、飼い始めたら愛情を持って最後まで飼うよう努めることとなっております。さらに、この条例では飼い主に対して次の事項を守るように求めております――適正にえさと水を与えること、動物に合った施設をつくること、特に蚊に食われないようにすることが大事であります。（笑声）さらに三つ目としては、ふん、尿など汚物の始末をし施設の中や周囲を常に清潔にしておくこと。四つ目、公園、道路など公共の場所や他人の土地、建物などを汚したり損傷させたりしないこと。五つ目、異常な鳴き声、体臭、羽毛などにより他人に迷惑をかけないこと。うちの近所では鶏を飼っている方がいるんですが、私は田舎の、子供のころの鶏というのは大体明け方にコケコッコーと夜明けを知らせてくれたんですが、この東京の鶏というのはもう時間の観念がないといいますか、（笑声）夜中の十二時あるいは二時ごろにコケコッコーと鳴くんです。現実にそれはあるわけなんで、それはまた近所の人が大変受験生を抱えたり非常に困っているわけですが、そういったことも、しかし、当事者にしてみれば大変深刻な問題なんです。笑っている場合じゃないわけですからその対策も考えなきゃならないと思います。六つ目として、逃げられた場合は飼い主がみずから捜し収容すること。七つ目、人の見やすい場所に飼い犬がいることを表示しておく。以上でありますが、現実にはこの条例の精神が生かされておりません。

さらに嘆かわしく悲しいことは、これまで何年間も飼っていた愛犬を主人が転勤になったからとか、近所にうるさがられるからとかという理由で、いやがる犬を引きずるように保健所へ連れていく人がいることであります。数日後には間違いなく死を宣告されることを知っていて平然としている身勝手な人間を何と言って非難したらよいか。また育てる意思もないのに子犬を生ませ平気で捨てる薄情な人間もいます。私自身も捨てられた子犬に出会いまして見捨てることができなくて拾ってきまして水とえさを与えて、それから飼い主を――うちには二匹いるんでこれ以上飼うことができないので飼い主を一生懸命捜しまして子犬を引き取っていただきましたけれども、だからといって子犬を捨てるのは小山の家の前に限るというふうに言われては困りますけれども、いずれにしても飼えない犬を産ませることは人間として罪であります。幸い日野市では愛犬の不妊及び去勢手術について手術料金の二〇％程度補助する制度がありますが、この補助率をさらにアップして制度の充実を図るよう犬道上の立場からワン公になりかわりましてお願いする次第であります。（笑声）

そして、先ほどのペット条例を正しく理解していただき快適な生活環境を確立するために、そして不妊手術の補助金制度をもっと利用していただくために広報でのＰＲはもちろんでありますが、これだけでは足りないのであります。市内の獣医さん、ペット業者あるいは自治会を通じてさらに徹底していただくことをお願いしたいと思いますが、自分の力ではどうすることもできない弱者の味方、市長の見解をお伺いしたいと思います。

（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　弱者の味方という私の信条に合う御指摘をいただいてありがたいと思っております。

まさに犬の歴史は人類との競存の歴史でありまして、北極探検におきましても、あるいは月、この宇宙の打ち上げの中にも犬を伴ったというとうとい伴侶であります。そういう意味におきまして確かに言われるようにペット、本当のアクセサリーとして扱うというふうなことはまことに遺憾なことであります。ペットはペットらしくやっぱり（笑声）人の伴侶として大切に指導していくということがやはり人道である。あなたは犬道だとおっしゃいますけど、私は人道である、このように思っております。極力今後も市民の方にもＰＲをいたしまして、そうしていまの日野市がとっておりますむやみにふえない、そういう施策につきましても一層の努力をし、麗しい世の中をつくっていきたい、このようなふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　この子犬や猫の騒音公害といい

ますか、あるいはふん公害、その問題については笑いながら質問をしてきたわけですけれども、しかし、次元が低いかもしれませんけれども、（「そんなことない」と呼ぶ者あり）日常の市民生活ではきわめて真剣に考えていただきたい問題であります。

先ほどの鶏の件で参考までに申し上げますと、だれがそれを注意しようか非常に実は困ったわけであります。近所の人が注意すると、またこのむずかしい今後の近所づき合いという問題もありまして、どうしょうかという問題がありまして、市会議員だからおまえがやれというふうなことも言われましたんですが、結局、協議した結果、自治会から回覧版という形で特定の人を指すという形じゃなくて、そういった注意を促す文書を回したわけであります。

したがいまして、もう私はこのペット条例の精神を本当に有効に生かしていただくためには広報のＰＲよりも自治会を通じての注意を促すということが一番ベターではないかと思いますので、この件についてはさほど予算もかかるわけではございませんので、ぜひ早急に実施していただきたいと思います。

そういったことをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十五の三、犬の飼い方・マナー啓蒙に関する質問を終わります。

十五の四、ボランティア活動についての通告質問者、小山良悟君から取り下げたいとの申し出がありましたので取り下げます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

十六の一、都市農業の問題点についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（旗野行雄君）　恐らく私がきょうの最後の通告質問者になろうかと思いますので、長時間お疲れと思いますが、しばらく御協力のほどお願いいたします。（「まだ米沢君がいるから」と呼ぶ者あり）

せんだって私がある同士に今度は議会で農政問題について質問しようかなと話しましたら市長が喜ぶだろう、こういう答えが返ってきたわけであります。私、どういうことでそんな御返事があったのかと後で考えてみましたら、市長さんは学校も農学部関係の学校を卒業されておられる、また御自身農業にたずさわったことがあるわけで、非常に農業問題には詳しいので喜んで質問に応ずるんじゃないか、こういう意味で、野党の議員としては市長の喜ぶような質問をするのは不適行為ではないかというような皮肉の意味であったようであります。それはさておきまして私自身ずっと過去十何年間か農政に関係してまいりましたし、また私自身農家でありますので、都市農業の問題点ということで質問させていただきたいと思います。

ずっと議事録を調べてみたわけですが、農業関係の質問は非常に最近少ない。昭和五十四年ですか、川嶋議員がこれについて質問されておられるのが最後のようであります。三年ぶりではないかと思うわけです。

最近の都市農業の一番の問題点は何といっても宅地並み課税の問題であったわけであります。この問題は昭和四十五年、新都市計画法に伴う線引きの時点まで問題はさかのぼるわけでございます。私はその当時、線引きについての市の公聴会があったわけでありますが、そのときに農業委員会を代表しまして意見を口述したわけでございますが、趣旨は、市街化区域内といえども農地は必要である、緑のない鉄とコンクリートだけの町づくりでは住居環境としても望ましくない、こういう趣旨の発言でありました。この問題はいろいろ問題がありまして、三年延長ということで昨年まで来たわけでありますけれども、ようやく一応の結論が出た、昨年出たわけであります。多少の面積制限はありますが、十年間農地として使用すれば、農地課税をするということで実質的に農業サイドの主張が認められたわけであります。農地から上がる所得以上の税金を固定資産税を課するということは封建時代の悪代官の以上の悪政であるということと、市街化区域の中の農地でありましても、生鮮野菜の供給の基地として、また緑地として非常の場合の避難場所としても農地は必要であるというわれわれの主張が認められたわけであります。そこで幾つかこれからの都市農業の問題点であろうと思われることについて質問してみたいと思います。

いま、日野市の農業の現状がどうなっているかということをちょっと簡単に説明したいと思います。現在、農家の戸数は約、これ、農業、五十五年の農業センサスの資料でございますけれども、約八百九十三戸、これは市内の全世帯数のわずか一・四％という数字であります。そのうち専業農家はたった三十三戸ということであります。いわゆる第一種兼業農家、これは農業を主とする兼業農家という意味でありますが、これが九十八戸、ということです。農地につきましては三百二十二ヘクタールという調査になっております。昭和三十八年に同じく農業センサスがあったわけでございますけれども、戸数でその当時の約六五％、専業農家に至りましてはわずかに一二％に減ってしまったわけであります。第一種専業農家を見ましてもわずか二八％、農地で当時の四四％という数字になっております。また、宅地転用の面積を調べてみますと、昭和四十七、八年あたりが約、年間五十ヘクタールばかり転用があったわけでございますが、最近は年間十ヘクタール内外ということのようであります。現在、一部にほかの産業についていた人が、また農業に戻ってくるというような現象もあるわけですが、だんだん農家人口が高齢化してまいります。そこで、まず一番の問題点は後継者対策ではないかと思うわけであります。基本的には農家が恵まれな

い、他産業と比べて所得格差が著しいということがあるわけでありますけれども、市の行政でできるだけその組織化とか、いろいろ行政でできることをひとつ対策をとってもらいたいという、たった三十三戸、これは専業農家ですが、恐らくその数は非常に少ないと思うわけであります。

二番目に農業の誘導化という問題があります。昭和五十五年に農地利用増進法という法律ができたわけです。この趣旨は農地の価格が上がって所有権の移動だけでは農業規模の拡大ができないということで農地法の制限を緩めまして、農地の一時賃貸借を認めようということであります。しかし市街化区域内の農地につきましては、これがこの法律でもってきても認められておらないわけであります。日野市内でも余り利用されていない農地も見かけられるわけであります。しかし、一方ではまだちょっと経営するには経営を安定させるためにはいまちょっと農地が欲しいというようなことで、いま少し経営を拡大したいというような農家もあるわけでございます。先ほど申しましたように地価は相当高い水準に達しておりまして、農地として売買で経営規模を拡大するということは不可能であります。そこで、全国的にいわゆる手負い耕作とかいろいろの形で自主的に農地の賃貸借が行われているわけでございます。この辺農業委員会という組織もあるわけでございますが、市の行政で何らかの対策をとるべきではないか、こう思うわけであります。

余り先ほど利用されない農地も見受けられるということを申し上げましたが、これに関連しまして、いわゆる一坪農園とか、レジャー農園とかいうことの問題があるわけでございます。一つは農地を有効に利用したい、一方ではまた市民に市民の間に土に親しみたいという要望もあるわけであります。市で空間地を市民から借り入れて、公園なり子供の遊び場に利用したい、そのような制度もあるわけでございますが、そのような制度の中でこの問題を市の行政に取り上げてもらいたいと思うわけでありまして、いろいろ前の議事録を調べてみますとこの問題は何回も市の一般質問で出てる問題のようであります。近隣の市でも府中市とかたくさんの市でこれを行政の問題として取り扱っているようであります。その都度質問に対しまして検討します検討しますというような答弁が返っているようでございますが、これはそんなむずかしくなく実現される問題ではないかと私は思うわけであります。待ってて広報あたりで募集してもなかなか希望者は出てこないかもしれませんが、幸い、農業委員とかいろいろ地域の実情に詳しい方もおられるわけです。ぜひ、そういう方たちのお知恵も拝借してそういう制度を市の行政委員会にのっけてもらいたい、こう要望するわけであります。いま、あちこちで見られる自分でとった作物を庭先で市民に売るというような姿が見受けられます。梨はほぼ全面的に直売というような形で処理されているようです。生産の場所が直ちに消

費地だというような利点を生かして消費者に新鮮な野菜を供給する、また農家としても、これ、市場へ出すよりも非常に有利なわけであります。いま日野農協、七生農協の青壮年部で、毎月多少市の助成をいただきまして、土曜市と申しますか、実施しております。非常にこれも好評のようであります。また、冒頭申し上げましたように個人的にあちこち無人スタンドというような形でも直売がふれてまいりました。将来、こういう形が、一つの日野市の農業のいきかたでは、あり方ではないかとも思うわけであります。消費者団体もあります。そういう向きとの連係とか、いろいろ市でできる対策もあると思うわけでありますので、ぜひその辺を考慮していただきたい、こう思うわけであります。

そのほかにもいろいろ農業用水の問題とかいろいろ問題もあるわけでありますが、今回は以上三点についてまず御質問したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　猿野行雄君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　ただいまの御質問についてお答え申し上げます。

まず初めに、いわゆる農業後継者の問題を御提起なさったわけでございますが、確かに現在、ただいまの御説明の中にございましたとおり、農家の減少と同時に個々の農家におきましても後継者、いわゆる跡継ぎの農業者が非常に少なくなっていると申しますか、実際その農家の長男でありましても、「私は、いやだ」というようなことでもってサラリーマン化している。こういうようないろいろな事情から後継者が足りなくなってきているというのが現状でございます。こういう中におきまして当市といたしましても、当市ばかりではございませんが、現在、行政委員会として農業委員会という組織がございます。この農業委員会を統括いたしますのは、東京都にございます農業会議でございますが、こういう組織の中におきましてもやはり農業後継者問題をいかにするかというような取り上げ方をいたしまして種々検討もしているわけでございますが、特に当市におきましてはこの農業委員会の中に、いわゆる経営者クラブと申します組織をつくりまして、後継者の皆さん方に集まっていただきましていろいろ研究、その他交歓ということをやって後継者を何とかうまくつないでやっていきたいというふうな考え方を持っております。ですから端的に申しまして、技術交換会や何かをやっておりますところの経営者クラブを、当市ではそういう組織を持ってるということをお認め願いたいと思います。

それから、二番目の農地の貸し借りでございますが、調整区域におきましては、先ほど議員さんもおっしゃられたとおりでございます。で市街化区域の農地につきましてはそういう問題が残るわけでございますが、御存じのとおり日野市の場合には、

ほとんどが市街化区域ということになっておりますので、この問題が痛切に響いてくるわけでございます。これも、さきに申し上げましたように、当然日野市だけの問題ではございませんので、東京都農業会議、そういう組織の中でも大きく検討をしている次第でございます。

それから、次に市民農園でございますが、確かに市民農園の声も数年前からございました。なお、そういう中におきまして一つ障害となっておりましたのは、いわゆる農地法三条の関係でございます。で、この関係がございましたので、正直なところ果たして、そういう貸借関係の問題がどういうふうに法律的に響いてくるか、こういういろいろな疑問点がございましたので、はっきり踏み切れずにいたわけでございますが、このたび生活課におきまして、この方の問題も、一応農業委員会の方の手を借りまして、おおむね解決いたしました。どういうふうに解決いたしましたかといいますと、東京都の方、農業会議等もいろいろ相談してみました結果、特にその三条関係に触れない、こじつけた解釈ということではございませんが、一応解釈をそういうふうにもっていきまして、三条には触れないんだ、こういう一応の結論を見ましたので、生活課におきましてこの方のいわゆる一坪農園という形でもって、希望者の方にその農園をやっていただこう、こういう準備を現在進行中でございます。で、具体的には農作物のことでございますので、年度が改まりますと、御存じのように会計年度四月一日でございますが、四月一日の時点で皆様方にその一坪、そういう地域をお貸ししてもすでに作物的に時期的にずれが出てしまって、作物も、せっかくの作物もつくれない、こういう問題が残りますので、今年度内に、五十七年度内の具体的に申しますと、来年の二月の時点ですべてこれを貸し借りの形に持っていきたいというふうに考えているわけでございます。もちろん、これの金銭的なものにつきましては、いま、現在考えております点は、借りる方も一平米当たり百円ぐらいの使用料は払っていただきたい、こんなふうには考えているわけでございます。いずれにいたしましても、その懸案の市民農園というような形も、来年二月には発足いたします。こういうお答えでございます。

それから、農作物の直売でございますが、これもただいま議員さんがおっしゃいましたように現在土曜市という形で、月に一回、年間にいたしますと冬場、あるいは夏場、端境期がございますので、そういう時期を除きますので、年間にいたしますと八回から九回ということになっておりますが、平山の駅の所、それから多摩平の、あれは何ていうんですか、第七公園ですか、でもってそれぞれ七生農協、日野農協の青壮年部の方に、土曜市を開催していただいているわけでございます。これも当然好評を得ております。それでさらに私どもが考えましたのは、いま、旧庁舎の跡を一応市民センター的な使い道でもって有効に

に使っていきたいというお話も申し上げたわけでございますが、あそこにも表にも広場もございます。また裏にも広場がございます。ですからこういう所も大いに活用していただきまして、そういう現在実施しております土曜市以外の日でも、もちろんこれは個人的には統率がとれなくなりますので、両農協を通じてのお話しになると思いますが、いずれにしてもそういう形でもって同じような、その直販の、農作物の直販をやっていきたいというふうに考えておるわけでございます。以上お答え申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　よく人間は社会的な動物であるということが言われますけれども、確かに孤立しては生きていけないわけであります。日野市の農業の将来を担う後継者には特に行政面でも経営百アールなり何なりについて特段の配慮をお願いしたいと思います。また市民農園の問題も数年来、あるいはもっと以前からの課題であるわけであります。非常に、来年度から実施するんだということは結構な話だと私はそのように思います。

最後に市長からひとつ非常に御造詣が深いようでありますから、日野市の将来の、農業の将来というようなことで、基本的なお話をお伺い願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そう造詣が深いというわけではございませんが、関心を高く持ち、またいわゆる農地、農業者の方が都市農業という条件の必ずしも恵まれない中で、潤いのある、あたかもわれわれが緑と清流という都市環境を目指します場合に一番貴重な役割りをいただく農地であり、また農業者であるというふうに感じております。したがって、これが急速に宅地化されるということは決して日野市並びに日野市民のためにならないという市民こぞっての判断のもとにいろいろと思索を行っておるところでございます。特に調整市街化区域に対しましても、宅地並み課税を減じてきた。その累計は恐らく十数億になると思っておりますけれど、それでもなお、それだけの役割りを果たしていただいた、今後もまた果たしていただきたい、このように強く期待をいたしております。後継者が得がたくなること、それから、したがって老齢化のために維持管理が思うように任せなくなること、それからそういう中でどのような活路を見い出していくかということになりますと、やっぱり農業を行っておる方には少なくとも労働に値する採算が獲得できる、つまり労働に見合う所得が保障されること、あるいは日野市民として互いの地域社会の中でその立場が誇り高く評価されること、あわせて、部長が申しましたような、今度は市民農園、消費者農園という名称で大々的に取り組ましていただきたいと思っておりますけれど、そういう関係で地域住民との

交流ができ、しかもいろいろな生活の仕方を子供までも合わせて教えてもらったりできる環境にすること。こういう意味で日野市の農業の、農地とそれから農業を志される方々にがんばっていただく条件を整えてまいりたい、このように思っております。あわせて今度、農地法を超えて農地法の第三条を超えて市民農園、消費者農園を可能ならしめた考え方でございますが、これは手の行き届きかねる農地を市民に市を介して提供していただいて、そしてむしろ管理面やあるいは農業技術についても指導してもらう、その管理費をお返しをするというふうな仕組みで運用しよう、こういう方式でございます。よく聞くんですが、いろいろな生活の価値観はそれぞれにあるわけでありますけれど、やはり土に触れるということが、人間の心情として、あるいは人間性を回復する手段として、重要だと言われておりますし、また生産に臨む、生産ということを肌で理解のできる、そういう子供たちの成長の仕方をやっぱり導いてゆく機会をつくる。単に公園に遊びなさいということではなくて、一歩進めて作物も一緒につくる、そういう経験を持たせることは人となるために大変大切だというふうにも言われております。そういうことを理想として掲げまして、農家の方々にも御指導いただき、御理解をいただいて積極的な消費者農園が小規模で、一つ一つとしては小規模でございますけど、ある程度まとまって新鮮な野菜が食べられるとか、あるいは無農薬の野菜を確保することができるとか、こういうふうにしたいと思いますし、また販路につきましても、先ほど申しましたようにせっかく市内にたくさんの消費者もいるわけでありますから、これらをなるべく縁深く直結する手段を考えまして、そうしてお互いの理解とそれから経済の高揚に役立つならばこれにこす地域の、地域社会と申しましょうか、あるいは住民自治の姿と申しましょうか、こういうことに寄与させていきたい、このように考えております。今後とも御指導をお願いをしたいと思います。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十六の一、都市農業の問題点に関する質問を終わります。

十六の二、行政の効率的運営についての通告質問者、簇野行雄君の質問を許します。

○十番（簇野行雄君）　四十年代の高度成長の時代から石油ショックを境に低成長時代に入ってきた、そして企業は非常に苦しい立場に立ったわけでありますが、厳しい減量経営で何とかこれを切り抜けているわけであります。行政の面でも高度成長時代には非常に税収の伸びが大きかった、いろいろ市民の要望にもこたえられたわけでありますが、これからはそう税収の伸びは期待できないわけであります。一方よく価値観の多様化とか言われますが、行政に対する市民の要求はふえていくばかりであります。何とかこれにもこたえなければならない、

どうしたらいいかということを、これは増税ないし起債で収入をふやすという道があるわけですが、これはなかなか無理なことであります。何とかひとついままでの行政を再点検して効率的な運営ができないか、そして浮かした金で何とか市民の要望にこたえるような行政をとるべきではないか、こういう道もあるのではないかと思うわけです。

この日野市では昨年度も法人税が三十一億円ばかりもあるし、それを中心にして非常に自己財源が豊かで、ことしの予算書を見ましても約市税収入が一〇％弱の伸びを示しているわけです。また一般質問で古谷議員も指摘されたように基準財政収入額を約四〇％もオーバーする自然収入がありまして、全国でも数少ない富裕団体の一つではあります。しかし、一方では百九十億円にも上る起債を抱えているわけでもあります。厳しい家計から税金を納めている市民に対しても安直な行政姿勢では困ると思うわけであります。

先日、平山地区に京王団地という、京王住宅というところがありますが、そこに住んでおられる、私、知らない方でありますが、一市民の方がわざわざ見えられまして、その方がこういうことを言っておられました。あそこは京王で個人施行の区画整理をして区画整理が済んでいるところでありますが、都内から引っ越してきたわけでありますが、住宅ローンを抱えて台所は家計は非常に苦しいんだ、税金を払うのも大変なんだ、そこで住民税なり固定資産税は決められた税金で仕方がないけれども、区画整理も済んでいるんだし将来私の地区は都市計画の必要はないんだから都市計画税は要らないんじゃないか、こういうような質問があったわけです。私はこのことについてはいろいろ都市計画税の性質なり何なりをお話ししまして納得いただいたと思うのですが、続いてこういうことを言われたわけなんです。われわれは家計は非常に苦しいんだけれども、税金、高い税金をやりくりして払っているんだ、けれども、聞くところによると市の職員の給料は民間よりもずっと高いということが言われている。また、よく親方日の丸ということを言われるけれども、市の経営にも企業並みの厳しい経営姿勢が見られないんじゃないかというふうなことを言われたわけです。言われてみますと確かに一般市民はそのような目で市の行政を見ているんではないかと私は思うわけですし、これが市民の市の行政を見る素朴な偽らざる声ではないかとも思うわけです。

そこで私はそんな市民の目で幾つか行政の問題に触れてみたいと思うわけであります。

まず最初に職員の給与問題についてであります。昔はよく公務員は安月給とりだと言われていた時代があったわけです。いまは私いまも申し上げたようにこの立場が完全に逆転してきてしまっているわけです。一般的に公務員は高給だと言われているわけです。公務員の給料が何も安ければよいということでは

絶対にないわけですし、また、その生活も保障されなければならないことはもちろんであります。しかし、それが市民の税金で払われる以上限界がなければならないと思うわけです。その限界というのは市民が納得できる、支持できる線だと私は基本的にはこういうことだと思うわけです。地方公務員法というものを見てみますと、その二十四条に、これは給与に関する、公務員の給与に関する規定でありますけれども、それにこういうことが書いてあります。まず職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない。いわゆる職務給の原則というものであります。民間ではこれはあたりまえのことであるわけです。勤務成績のよい者に給料をよけいに払う。余り仕事をしない者には払えない。これが企業の原則でありますし、そうでなければ企業はたちまちつぶれてしまうし企業間の競争にも打ちかっていけないというのが現実であると思います。現行の給与体系を見てみますと、この二十四条の規定からちょっと外れているんじゃないかと私は思うわけで、いわゆるよく言われる年功給的な意味が強いんじゃないかと思うわけであります。給与条例――市の給与条例などをみましてもまず失点がなければ一律に昇給させるんだというようなことになっているようであります。基本的に給与というものは二つの面があると思うわけであります。一つは生活給という面です。あくまでも働いている人の生活は保障されなければならないということであります。

いま一つは能率給ということで、仕事の能力によって支払う。むずかしい仕事をしている人にはそれなりの報酬を支払うんだという面であると思うわけであります。要するに車の両輪であって一方に片寄ってはならないんではないか、私はこう思うわけであります。

現在市の職員の間でよくこういうことを聞くわけであります。無理して役職について苦労することはない、どうせ年功で昇給するんだから気楽にやっていく方が得だというようなことを言われるわけでありますが、これでは困るわけで、やる気のある職員もこれ、やる気をこんなことではなくしてしまうんではないかと私は思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）現行の私はまだよくはわからないんですが、いわゆる通し号俸制というような制度であるようでありますけれども、聞きますとこの制度になったのは昭和四十九年からだということのようであります。議事録を読んでみますと給与体系を生活給一本にしたんだ、こういうような提案理由が書いてあります。そして質疑の中で職員がそれじゃあ、やる気をなくすんではないかというような質問がありました。それに対して、じゃあ、どんな答弁があったかと申しますと、職員の、これは議事録そっくり写したわけですが、職員の自主性、自覚と意欲に期待するんだという答弁が載っております。確かにそのとおりでは別に問題がないわけでありますが、人間はそうはいかないわけでありますけれ

ども、さっき言ったように同じ給料なら気楽にやっていた方がいいというような人が多いんではないかと思うわけです。（「多くない」「みんなまじめだよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）いや、いや私はだれが不まじめだとは申していないわけでありまして、（「じゃあ、いいよ」と呼ぶ者あり）ただ、こういうことでは行政の効率的な運営というものはなかなかむずかしいんじゃないか（「そうだ」と呼ぶ者あり）また行政の停滞という面で市民に批判されるんではないか、こう思うわけであります。

次に、同じく地方公務員法二十四条に均衡の原則、こういうものがあるわけです。これは職員の給与は生計費、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給料を考慮して決めなければならない、こういう規定であります。五十七年度の日野市の予算書の給与明細書によりますと一般職の平均給与は約―約じゃない、四百三十九万四千円ということです。また、いわゆるラスパイレス指数ですか、これが一一七であります。五十三年度には約これが一二〇だったそうでありますからそれよりは幾らか下がっているわけではありますが、全国の自治体の平均が約一〇六・九ということでありますから、これに比べれば相当高い、この数字は相当高いわけであります。

この規定はまた民間準拠ということが言われているわけですが、しからば日野市民の大体の平均給与はどのくらいかということで調べてみたわけですが、一番近い数字でわかっている数字は日野の統計ひのですか、八二の市内工業従事者の平均給与年額、こういうのが載っておりました。この数字が約一人当たり年間三百五十万円となっております。多少この職員の給与の算定基準とは違う点はあるかと思いますが、その辺がまずまずの数字ではないか、こう思うわけであります。昨年の十一月だと思いますが、自治省次官通達で地方公務員の給与に関する個別助言指導について、こういう長いタイトルの文書が日野市にも来ているわけですが、この中で各自治体は給与水準の是正計画をひとつ提出してくれと求められているわけです。日野市でも、聞いてみますと再三督促されて七月の末に　これを提出したようであります。

給与についてまず以上二点について担当者のお考えなりをお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　簱野行雄君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま地方公務員法の二十四条の一、それと二十四条の三、いわゆる、これは均衡の原則でございますけれど、いわゆる二十四条の一の方は職務給の原則ということでそれぞれその条文からして御説明がございました。

確かに当市のとっている給与形態というものはおっしゃる部

分があるわけでございます。特にお話がございましたとおり市としては先ほど生活給主体ということでお話がございましたけれど、生活給と、いわゆる能率給を加味したいわゆる不完全通し号俸という形のものをとっているわけです。いわゆる職務においては等級制、これが格づけがされているわけでございます。これは一本の場合も他市の中にはございますが、いずれにいたしましてもこの格づけはとっているということでございます。ただ等級における最高号給の市の場合こういうふうな問題も出てまいりますので、おっしゃるような形ではいわゆる責任の度合いというものにおきまして若干問題があるというふうには考えておるわけでございます。

それから均衡の原則の問題でございますけれど、確かに民間の実態というもの、こういうふうな中では公務員の場合若干市の方の給与が高額であるというふうにはあるかと思いますけれど、市の場合におきましては国においての人事院勧告、こういったものを一つの参考にいたしまして従来から行っているわけでございまして、この人事院勧告と申しますのは当然生経費及び官民給与の比較といったものを調査した上におきまして勧告がされているということでございますので、市といたしましてはこれを一つの参考といたしまして給与を定めているということでございます。

それからラスパイレスの問題も御指摘がございましたけれど、これらにつきましては確かに現在一一七ということでございます、国を一〇〇とした場合でございますけれど…。これは五十八年度でございますけれど、五十七年度におきましてはいまは予想でございますけれど、一一六・三というふうに毎年国に近づけるという方向では努力しているわけでございます。

そういうことで、是正計画の問題もございましたけれど、東京都ですね、東京都並みに近づけるということの計画――年度計画というものをすでに提出してございます。そういう面でこれから努力するということでございます。

さらにちょっとさかのぼっちゃいますけれど、給与表の問題でございますけれど、これらにつきましてもいろいろその他におきましてある面における指摘もいろいろございます。そういう面におきましては今後労使の中で十分煮詰めて、これらについての見直しといいますか、こういったことも考えていかなければならないのではないか、このように考えておる次第でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　総務部長はいまの給与表は多少職務給的な意味も含んでいるんだというような答弁でありましたけれども、私たちこの給与表よく検討してみたわけでありますが、ほとんど職務給的な体系はとっていない、こういうふうに解釈するわけであります。それで、いわゆるどなたか通し…、

渡りというようなお声があったようですが、いま町田市でこの問題が問題になっております。図書室に町田市の条例集がありましたのでこれも調べてみました。ところが、確かに言われれば通し号俸制…じゃない、渡り給制度を確かに言われるような措置をとっているようであります。しかし、実質的には日野市の給与表は渡りをやらなくても渡りと同様の効果を持っている。（「そうだ」と呼ぶ者あり）渡りがいいと言われなくても同じ機能をしている給与表ではないか、私はこう判断したわけであります。（「そうだよ」と呼ぶ者あり）

いま一つ、自治省の通達に対する答弁につきましても触れられましたけれども、これはいつまでに大体都水準なり、あるいは国水準に近づけるというような具体的な年度計画はあるわけですか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　自治省の方から幾つかの是正計画を指摘されているわけでございまして、計画を出すように指摘されているわけでございますけれど、給与につきましては三年、いわゆる六十年度までにおきまして東京都並みというふうに出しているわけでございます。

そのほか退職金の問題もございます。これらにつきましてはやはり同じ年数におきましてやはり東京都並みというふうに計画は出してございます。

○議長（石坂勝雄君）　簇野行雄君。

○十番（簇野行雄君）　時間がありませんので次に退職…総務部長から発言のあった退職金の問題に触れてみたいと思います。

昨年の第九十四回国会、それから九十五国会ですか、この国会でです、国家公務員と地方公務員の定年制度法が可決成立したわけであります。そしてともに六十年三月三十一日から施行ということになっているわけであります。一般職については両方とも六十歳の定年ということになるわけであります。職員の高齢化を防ぎ、また、その活力を保つためには適当な措置ではないかと私は思うわけでありますが、この定年法が施行されればどうなるか、その辺はわからないんですが、現行の退職金の規定ですね、日野市の規定はたしか一般退職の場合、最高が六十五カ月、勧奨退職の場合には実に百十七カ月という数字が出ているわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）余り全国にも類例がないような高い数字ではないかと私は思うわけであります。国の水準は一般の場合は六十カ月、勧奨退職の場合でも六十九カ月となっております。大分違うわけであります。この数字がどうしてこんな数字になったのか、日野市の百十七カ月という経過と、これについて妥当かどうか、どんな解釈をしているんだか、その辺を御質問したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　ただいま御指摘がありましたとおり退職金、特に勧奨退職につきましては百十七ヵ月ということは事実でございます。ただ、日野市の場合ですね、四十年、これで百十七、こういうことでございまして、他市の状況を見ますと三十五年がほとんどでございます。これは国の場合、都の場合もそうでございますが、そうしますとこれを三十五年日野市へ置きかえますと約一〇〇％、これは他市の中では比較しますとこれは日野市が最高という意味ではございません。そういうことでございまして、経過につきましては私もどうしてこうなったかということはわかりませんけれど、いずれにいたしましても先ほど申し上げました是正計画というものにつきましては、これは東京都並みにするということでございますので、そういう努力を今後もしていきたいということでございます。

（「じゃあいままでの経過は余りわからない、こういうわけですね」「調査して報告します」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　この問題はさておきまして、次に特殊勤務手当のことについて触れてみたいと思います。

同じく議事録を見てみますと、この問題については昨年十二月の議会で古賀議員が質問されております。二十二日のつい最近でありますけれども、読売新聞にこういうことが出ておりました。読者の声というところで、町田市では自動車運転手として就職した職員に運転手手当というのが出る。窓口にいる職員には窓口手当が支給されている。（笑声）本来の月給以外に数多くの特別手当を出していると聞きました。民間のサラリーマンにはとっても考えられないこと、これは給料の二重払いではないかという投書が出ておりましたが、元来、このような特殊勤務手当というのは不快感を伴う職務や危険と隣り合わせのような職場で仕事をする職員に支給すべき性質のものである。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうでないところに支払われるところに問題があるんだ、こういうふうに書いてありました。全く私はそのとおりだと思うわけであります。

日野市でも特殊勤務手当に対する規定があるわけでございますけれども、それにも約三十三の特別手当が規定してあります。中にはいま言ったような趣旨に沿わない手当も見受けられるようであります。たとえば現金取扱手当ですね。（笑声）これは果たして不快感を伴うのか、あるいは危険を伴うのか（笑声）果たしてどちらに該当するでありましょうか。また納税――税務手当ですね、というのもあります。また、これもちょっと私はその趣旨が納得できないわけであります。規定によりますと税務職員――税務関係の職員には全部支給されているというのが現状のようであります。たとえば督促に、税金の、行くとか、そういうような職務の人に払うなら確かにこれは不快でありましょうし多少の危険も伴うから（笑声）当然である、こう思うわけでありますけれども、税務関係の職員全部に払うとなるとちょっと私は納得できないわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）古賀議員の質問に対して確かに御趣旨のような面もあるから検討して是正したいというような答弁が返ってきているわけでありますが、その後、どのような検討をされていたのか、あるいは、どのような結論が出たのか、担当者にお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　確かに三十三件ほどの特殊勤務手当がございます。これにはそれぞれの経緯がありましてこういうふうになったわけでございますけれど、確かにおっしゃるように状況に即しないというものもあります。そういうものでありますので、これを検討ということでこの前お答えをしているわけでございますけれど、現在におきましてはまだその辺の結論が出ておらない、こういう状況でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　検討します、検討しますでは、いたずらに時日が経過するばかりであります。ひとつ早い機会にぜひ結論を出していただきたい、そう要望して（「助役がうんと言ったから大丈夫だよ」「了解」と呼ぶ者あり）一応以上で給与についての質問を終わるわけでありますが、市長が、いままで給与体系なり何なりについてずっと質問してきたわけですが、これについての、私の要望をどう考えるか、ひとつお聞かせ願えればと思うわけであります。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公務員給与の問題、特に地方公務員給与のことで市民感情という立場からの見られ方につきましても努めて公正、妥当で了解の得られる姿をつくるということが大切だということは基本的に考えておるところでございます。そして長い歴史の中でいろいろな変遷の理由、事情もあるものでありますが、また時局に応じて厳しいみずからの自己改革、反省等もおのずからなければならないものだというふうに感じております。そういう意味におきまして、本来ならば自治体に対します一つの干渉的な指導は受けたくないものでありますけど、状況もやむを得ない事情等またなきにしもあらずということでいま都からも多少の指導を受けております。このことを市長会という立場で全市共通の問題として受けとめて取り組みを進めておる、こういう状況もございますので、御指的の点につきまして襟を正して臨みたい、このように今日受けとめておる状況でございます。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　次に民間委託の問題についてち

ょっと質問してみたいと思います。

時間がないので簡単に申し上げますが、最近、最初に申し上げましたように（「どうした議長」と呼ぶ者あり）経済の低成長時代に入って税収がさほど伸びない。しかし、市民からの要求が多いんでこれにもこたえなければならない、こういうわけで行政を再検討していまちょっとコストのかからない安上がりな行政のやり方はないものかということで行政の民間委託の問題が出てきたわけであります。

日野市でも清掃関係については清掃のごみ収集は全部委託事業になっているわけであります。コストを考える、これが非常に行政の能率化に非常に重要なことだと思うわけであります。いわゆる民間で言う原価計算、これは民間企業ならどこでもやっていることで、原価計算なくしては企業はたちどころに行き詰まってしまうわけであります。しかし、市の行政ではこういう原価計算というのはなかなかできない仕組みになっているようであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

五十六年の決算書をめくってみますと市の所有の土地の、建物の内訳がずっと書いてあるわけです。民間の企業会計ならこれは必ずその取得額あるいは評価額が必ず出ているわけです。ところが、この一覧には建物の面積あるいは土地の面積しか載っていないわけであります。これでは原価の、コストの出しよう、行政のコストの出しようがないわけであります。（「どんぶり勘定だよ」と呼ぶ者あり）

私は図書館協議会の委員をしているわけですけれども、（「私も」と呼ぶ者あり）それでもらった資料の中に…、鈴木さんもたしかごらんになっていると思います。（笑声）こういう資料をいただきました。ということは日野市の図書館で本を一冊貸すのにコストが幾らかかるか、こういう資料をいただいたわけです。一冊貸すのに約二百円だそうです。さすがに日野の誇る図書館ではないかと私は感心したわけです。ほかの各行政部門でもひとつそういうふうな姿勢が欲しいんではないかと私は思うわけであります。

いろいろ資料を調べてみますと直営と民間委託と、どのぐらいコストが違うのかというような数字も出ているようであります。たとえば最近の資料ではごみの収集については直営の場合にはこれは五十六年の三月の資料でありますけれども、平均一万六千八百円、民間に委託した場合にはこれが約七千五百円、約半分で済んだというような数字も出ているわけであります。また学校給食ですが、これもいろいろ方式ありまして、いま日野市でやっているのは学校方式ですが、いわゆる共同調理方式もありますし、また民間委託方式もあるわけであります。全国的な統計によりますと、小学校においては単独方式が約五四％だということのようで、ちょっと多いということである。中学では反対に共同方式が六五％と逆転しているわけで、平均、共

同方式あるいは単独方式が半々であるというような数字が出ているわけであります。確かに単独方式は非常に多くのメリットがあるわけであります。しかし、コストの面で見ますと共同方式の方が圧倒的に有利であるわけです。さらにこれを民間委託すれば同じサービスが二分の一から三分の一で済むというような調査が出ているわけであります。多少のデメリットはあるにしても現在日野の給食調理員は五十七年当初ですか、百五十三名という数字が出ております。中学全部実施しますと約二百名、全職員の一五％に当たるわけです。（「大変だ」と呼ぶ者あり）この人件費は相当なものだと思うし、また設備費についても相当かけているわけであります。将来ぜひ集中方式というのも検討すべきではないかと思うわけであります。

保育園ですが、これも私いろいろ調べてみました。現在、日野市では園児数が市立が千百三十四、民間が七百九十一人という数字が出ているわけです。総支出実質は十五億二千七百万ですか、そのうち国あるいは都の助成ですね、これを除くと約市の負担が八億八千万というわけです。この内訳はどうなっているかと計算してみますと市立で預かっている保育園につきましては一月当たり、園児一人について七万五千円、年間八十九万八千円かかっているわけです。これが私立について市はどのくらい持ち出しているのか、月、園児一人当たり四万六千円、年間五十五万三千円という数字が出ております。市立の保育園の一人当たり三十四万五千円年間かかる、こういうことであります。計算上、これ、仮に全部民間の保育園でやるとしますと約四億の金が人件費、通常経費だけでも浮くのではないか、こういう勘定になるわけであります。（「お金だけじゃないの、保育は」「そのとおり」と呼ぶ者あり）多少の確かにデメリットはあると思います。

それと、いま一つ幼稚園ですが、現在の幼稚園につきましては市立が六百四十人、私立が二千六百人を収容しております。これは五十六年の決算書によりますと市立幼稚園に一億六千八百万円の助成が出ております。そのうち国と都の助成を除く市の持ち出し分は九千五百七十万円という数字であります。これは一人当たりに換算しますと三万六千八百円という数字になるわけであります。これに対して市立幼稚園では一億四千八百万円、一人当たり約二十三万円の経費がかかっているわけであります。その差は非常に大きいわけであります。

この辺をひとつどんなふうに考えておられるのか、所管の方の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　答弁、助役。

○助役（赤松行雄君）　大変厳しい財政環境というふうな条件になってきております。国においては八十兆以上の国債問題が出ております。地方におきましても三割自治と仮定しますと大体四十兆の地方債の償還と、それから地方交付税の先金

がございます。それを合わせると四十兆という状況の中で日野市においてもやはり財政問題は重視していかなければならない、このように考えておるわけでございます。

私も会社勤めをしておりましたのでやはり効率的な経営分析なり経営指導なりをしていかなけりゃならん、こうも考えておるわけでございます。市の中の特定部門に部門別計算だとか原価計算を導入するということについては非常に困難だと思います。いずれにしろ導入したって一応の目安としての計算しかないと思いますけれども、いずれにしろやはり抽象的なサービスをしている部門であろうと何であろうともっときちんとした目で要するに事務というものの流れと経営と効率というものをもう少し考えていかなけりゃならないんじゃないか、このように思っておるわけでございます。そういう面からやはり全体的に市行政をやはりながめ財政の先行きも考え、職員の定数というもの等についてもやはり先行きを考えた上での配分ということをしていきたい、このように考えておるわけでございます。非常に低成長時代に入ってきておるわけでございます。

それから日野市の財政にしましても非常に好調な状態でございますけれども、かっての尼崎市などは大きな工業地帯でございましたけれども、公害とともに企業が全部外に逃げていってしまう、財政問題、財政苦だけが残るというふうな先進工業地もあるわけでございまして、長い目で見た対応ということも考えていかなければならないだろうけれども、反面において、急激に都市化した日野市においてはやはりサービスのあり方において一時期、やはり過剰なものも出てくるんではないだろうか、要するにロスという面じゃございません。やはり住民要求が急に都市化した、あるいは都市整備ができてないという段階で対応せざるを得ない問題も出てくるんじゃないかと思いますけれども、いま御指摘のありましたロスという問題についてはやはり極力配慮していかなければならない、そういう経営ということを考えた時代だというふうなことで、今後、内部を指導していき、そのような方向にもっていきたい、こう考えておるわけでございます。（「いい答弁だ」「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君、いいですか、個々に答弁してもらわなくて、具体的な問題…。

○十番（旗野行雄君）　もう時間がありませんから今度で結構です。

じゃあ、最後にこれから市民会館の建設とかいろいろな施設がだんだんふえていくわけです。その施設の維持管理とか、こういう点についてはどしどし民間に維持管理、民間なり、あるいは公社的な存在でもいいわけなんでありますが、委託の問題を考慮していただきたい、こういうことを要望しまして、この問題に対する質問を終わらせていただきます。（「御苦労さん」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十六の二、行政の効率的運営に関する質問を終わります。

十六の三、その他の行政についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

○十番（旗野行雄君）　その他の行政ということで、ただ一点だけ質問したいと思います。

先ほど小山議員が高校の用地の取得問題について触れられましたが、私たちもこれについて疑問点がありますので調査してみました。調査方法として公社から当時の契約書類なり資料を提出していただきました。その中にいわゆる中間に入りました新日本エンタープライズの五十六年度の貸借対照表があったわけでございます。これを見ますと決算表に資産の部にあの用地が計上されておりまして、評価額が十二億五千万、こういう数字が出ております。（「おかしい」と呼ぶ者あり）そして、一方におきまして鈴木独歩氏については未払い金が十二億あるという、こういう数字が出ていたわけであります。正常よく、約五億の独歩さんからと、市に渡る支払った金との、独歩さんに払った金との差額があるんではないかというわさがるるされておりましたが、まさにこれは事実であったわけであります。（「五億山分けしたんだ」と呼ぶ者あり）それから先はどうなっていったのかは私たちにもわからないことではありますが、所有者である鈴木独歩氏には十二億何がしの金しか支払われていない。債権、権利関係の整理という事情はあったにしろ、わずか二十日ぐらいしか持っていなかった新日本エンタープライズに結果的には四億何千万の市民の税金が流れていった、こういう結論になると思うわけであります。（「十二億だよ」と呼ぶ者あり）市長に質問すると、何も市では鑑定士の評価によって買ったんだ、金はどこへ行こうが問題ないんだ、こういうような答弁になると思いますが、山林なんていうもんは平な所と違ってその評価というのは非常にむずかしいわけでありまして、必ずしも鑑定士の評価が正しいとも限りません。現実に鈴木独歩さんが十二億で手放したということは、見ようによってはそれしかの評価しかないんだというふうにも言えるわけであります。いわば、あの当時、結果的には市でその間の事情の調査不十分で、そのような結果になっていたんではないか、（「そうだ」と呼ぶ者あり）こういうふうに私は判断するわけで、その結果、そのような巨額な市の財源の市民の税金の浪費につながったんではないか、こう思うわけであります。これについての市長の見解をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。（「市長だよ」「助役、いつから市長になったの」と呼ぶ者あり）助役、指さないです、まだ。いいんですか、助役さんで、質問者。（「できれば市長にお願いいたします」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（森田喜美男君）　主として助役が担当いたしましたので助役からなるべく正確なことをお答えしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　助役。

○助役（赤松行雄君）　御指摘の決算というものにつきましてはエンタープライズの財務諸表の中で十二億五千、このような計上が日野市南平八丁目一の六の山林、こういうふうな決算がなされておるわけでございますけれども、これは三月三十一日の決算でございます。それで、われわれの取引はそれ以後でございますので、それ以前の金のこの移動だけがここに出ているんじゃないかと思うんで、われわれの方も結果的には何も申し上げられませんけれども、内部わかりませんけれども、ただ日にちだけからいくとこれは三月三十一日の取引前の要するに独歩とエンタープライズの取引前の要するに動き、三月三十一日の動きだ、こういうことしか申し上げられません。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　あと二分きりないんですが、いま助役の答弁に私は不満です。何か、それは決算表の見方がおかしいわけであります。（「おかしい」と呼ぶ者あり）私に言わせれば三月、たしか二十日ごろだったと思いますが、新日本エンタープライズが鈴木独歩さんからその土地を手に入れたわけでありますが、その土地が取得、経費を入れて十二億五千万で手に入れた、こういうことを表示しているわけです。それだけ申し上げておきます。以上です。（「それは問題だな」「話が違う」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十六の三、その他の行政に関する質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十五分散会

九月二十七日　月曜日（第十日）

日野市議会会議録　第三十三号

昭和五十七年
第三回定例会

九月二十七日　月曜日　（第十日）

出席議員　（二十九名）

一番　橋本文子君
二番　福島敏雄君
三番　小俣昭光君
四番　小山良悟君
五番　谷長一君
六番　古谷太郎君
七番　馬場繁夫君
八番　馬場弘融君
九番　高橋徳次君
十番　簇野行雄君
十一番　一ノ瀬隆君
十二番　板垣正男君
十三番　鈴木美奈子君
十四番　川嶋博君
十五番　飯山茂君
十六番　夏井明男君
十八番　古賀俊昭君
十九番　市川資信君
二十番　藤林理一郎君
二十一番　名古屋史郎君
二十二番　竹ノ上武俊君
二十三番　米沢照男君
二十四番　中山基昭君
二十五番　大柄保君
二十六番　秦正一君
二十七番　奥住芳雄君
二十八番　石坂勝雄君
二十九番　滝瀬敏朗君
三十番　高橋通夫君

欠席議員　（一名）

十七番　黒川重憲君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	清掃部長	伊藤正吉君
助役	赤松行雄君	都市整備部長	結城邦夫君
収入役	成井正夫君	建設部長	中村亮助君
企画財政部長	生野清君	福祉部長	坂本金雄君
総務部長	加藤一郎君	水道部長	土方武彦君
市民部長	加藤一男君	病院事務長	小山哲夫君
生活環境部長	佐々木博君	教育長	沢三郎君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	平川雅弘君
次長	岩沢代吉君	書記	谷省三君
書記	五十嵐隆君	書記	串田和君
書記	栗原尭次君	書記	平野弘君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　小野口純子君

議事日程

昭和五十七年九月二十七日（月）
午前十時　開議

一　一般質問
（議案上程）
二　議案第　八九号　日野市教育委員会委員の任命について
三　議案第　九〇号　日野市核兵器廃絶・平和
（請願上程）
四　請願第五七―三九号　子供広場の再整備に関する請願
五　請願第五七―四〇号　老人医療費無料制度に関する意見書の採
六　請願第五七―四一号　作業所設置に関する請願
追加日程
一　請願第五七―四二号　子どもの遊び場の整備に関する請願
二　請願第五七―四三号　ダストボックス廃止によるごみ収集方法の変更計画の再検討を求める請願
三　請願第五七―四四号　下排水路整備に関する請願
四　請願第五七―四五号　生活環境整備に関する請願
五　請願第五七―四六号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願
六　請願第五七―四七号　下排水路整備に関する請願
七　請願第五七―四八号　街路灯設置に関する請願
本日の会議に付した事件
日程第一から第六及び追加日程第一から第七まで

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十二名であります。

一般質問に入ります。十七の一、保育行政の充実について再び問うについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔二十三番議員登壇〕

○二十三番（米沢照男君）　保育行政の充実について再び問うと題しまして、一般質問を行います。

けさ九時から特別監査を実施しております。その途中、抜け出してまいりました。一般質問をやっている心境ではありませんけれども、極力時間を詰めて、簡潔に質問をしたいと思います。答弁も要領よく、わかりやすく、簡潔にひとつお願いをいたします。

私は、この六月議会にも保育行政の水準を維持し、さらに一層充実させよと題しまして一般質問を行いましたけれども、質問を通じて臨調答申や行政管理庁が示す保育行政の方向が、一つには入所基準の改悪、二つには保育所建設の抑制、三つ目には職員の抑制、さらには定員の見直しなど地方自治体と国民生活への犠牲と負担のしわ寄せをもたらすものであることを強調をいたしましたけれども、その後の臨調路線による動きを見てみましても、勤労者市民の要求と期待にこたえて保育行政を一層充実させていく課題は、大変周囲の状況として厳しい条件下に置かれているということが改めて痛感させられているところであります。

私の六月議会での一般質問では、第一に、日野市の場合、百三十九名の保留児を抱える中でこれをどう期待と要求に沿って解消をしていくか。そのために保育園の保母の増員を初めとした諸条件の整備を積極的に進めながら、当面、認容定数の見直しをする必要があるのではないかという点を一点質問をいたしました。

二点目は、保留児の多数が三歳未満児で占められている。こういうことから、現実に即した形で三歳未満児の定数の枠の拡大を図る必要があるのではないか。こういうことによって保留児の解消を一歩でも二歩でも前進を図ることができるのではないか。こういう提言をいたしました。お答えとしては、保育園側も含めて検討をするという約束がされております。

そこで、まず第一に、その後どのような具体的な検討がされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。六月議会におきまして米沢議員さんからの御質問に対しまして、今年度中に認可定数と運用定数の見直しをしたい、こういうお答えをいたしました。

早速、一歳園の園長会を招集いたしまして保留児の数、百三十九名の実態をいかに解消したらいいか。認可定数に運用定数を近づけたい、そのために見直しをしたいということで各園長にお話をいたしました。現在、各園の条件整備あるいは問題点、そういったものを整理をしていただいている段階でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　現在その見直しに基づいての具体的な検討、条件整備も含めて進められているということであります。

そこで、さらにお伺いしたいわけですが、私のまとめた資料に基づいて質問をしたいと思います。（市長、福祉部長、教育長に資料配布）

お示しした資料は、一つは日野市の市立保育園運営状況、六月一日現在の各園ごとの実態が数字で示されております。これは主管課から出された資料を、私がタイプ打って見やすくしたものであります。二ページ以降十四ページまでは各市の市立保育園ごとの保育園の運営状況が具体的に数字で示されたものであります。それで、最後の十五ページは、日野市も含めて各保育園ごとの周辺市十市の保育園の運営状況を各市ごとに比較できるようにまとめた資料であります。この資料に基づいて、以下、具体的に質問いたしますので、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

一つは、六月議会でも指摘した問題でありますけれども、認可定数と運用定数の開きの問題であります。一ページ目の欄外に定員充足率として、ペン書きで数値が示されております。これは措置児数割る認可定数の数値、つまり定員充足率であります。各園ごとにその充足率が示されておりますが、日野市では高幡台団地が最もゆとりのある保育が行われております。認可定数に対して六二・二％の保育が行われております。二番目はあらいの保育園六五・五％。三番目がみさわで、七二％。以下それぞれ順を追って数値が示されておりますけれども、そういう状況にある。

それで、周辺十市の保育園における定員充足率を、日野市の充足率と比較をしてみました。これが十五ページの資料であります。各市の市立保育園の運営状況、下から二番目に措置児数割る認可定数、つまり定員充足率が示されております。これを見ますと、日野市が全体で認可定数に対して八二・七％の定員充足率であります。日野市を含めて十一市比較して、日野市が最も充足率の低い八二・七％、これは、たとえば調布の充足率が九五・四％、あるいは保谷の九四・八％、小金井の九六・三％などと比較をして、はた目で見てかなりゆとりのある保育がされているように、この数字では見受けられるわけであります。

私は、現に六月一日現在百三十九名の保育園に預けたくとも預けられない、したがって母親が働きに行きたくとも行けない

という状況の中で、この充足率、つまり非常にゆとりを持った保育が、他市との比較でされている。これをどう考えたらいいんだろうか。先日の六月議会での部長答弁では、過去の歴史の経過の中でその保育園の施設の状況、その他保母の労働条件等々、さまざまな条件を考慮した上で、そして実情に見合った形で実際の運用定数が決められてきている、こういうお答えでありました。私もそのことを否定するつもりはありません。そういう事実経過のもとで運用定数が決められてきた、そういう必要性が一面ではあったというふうに理解をしております。

しかし、もう少し、他市との比較で全体の約二〇％の開きがある。この点を何とか改善できないかと考えております。この数値を積極性、消極性という言い方で当てはめてみますと、近隣十市と比較して日野市は最も消極的な保育が行われている。消極的という言い方は適切でないと思います。歴史的な経過の中で、実情に沿って決められた運用定数ですから適切ではないかもしれませんけれども、百三十九名の保留児を抱えている中でもう少し可能な範囲で措置児を受け入れるということができないだろうか。こういうふうに私は考えております。この点について部長、そして市長から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。現在、日野の公立の保育園におきます認可定数の合計は千四百四十三名でございまして、それに対しまして運用定数の合計が千三百三十二名、御指摘のとおり百二十名ほどの差がございます。この差は、いま御質問の中にもございましたような理由で、ここ五、六年の年月の間に特に保育現場などの意見も入れまして、こういう数ができたわけでございます。

各市とも、保育園児の措置につきましては全市を一体として措置するところもありますし、日野市の場合のように各保育園ごとに措置をいたしまして、保育園ごとの保留児を出す市もございます。現在、日野市の措置をされている子供の数は千百九十七名でございますので、運用定数の中で十分これは賄える数でございます。ところが現実に百三十九名、現在は、詳しく申し上げますとそれから十名減りまして百二十九名になっておりますけれども、百二十九名の保留児が出ているということはどういうことかと申しますと、低年齢層に保留児が偏っていること、これが一点挙げられると思います。

もう一点は、非常に地域差が出ている。総体のトータルの中では保留児が出ないような数になっているわけですけれども、現実に百二十九名の保留児がいるということは、年齢別、そしてさらに地域性が非常に大きな理由になっているわけでございます。現在、日野市十二園の公立保育所のうち認可定数と運用定数が同じの園は六園ございますから、残りの六園についてのみ差が出てくるわけでございます。具体的に名前を申し上げま

すと、とよだ認可定数百三十五に対して運用定数百二十七、ここに差が八名出てまいります。同様に多摩平、あらい、みさわ、高幡台、南平、この六園について認可定数と運用定数の差が百二十一名出ているわけでございます。

したがいまして、今後、認可定数に運用定数を近づけるためには年齢別の考慮と、それから地域性の考慮、これを十分盛り込んで認可定数に近づける手だてを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　近年、児童、幼児の数の減少傾向があるわけでございますが、総体的に措置の事情はサービスを拡大できる方向にある、こういうふうに言うべきだと思っております。この際、いわゆる保留児というのが措置要件の中でどういう位置づけになっているか、このあたりにも多少問題があるかもしれませんし、国の基準と、また、なるべくならば措置したいという主管当局との考え方の差も多少あるべきだ、このように思っております。

したがいまして、定員に対する運用数が低いというのが、いわゆるゆとりのある保育ということになっておればそれなりの意味があるわけですが、なお待機をする保留児があるということであっては、なるべくその要望を満たすという方が優先されなければならない、このように思うわけであります。現場の施設の事情とかその他の事情も、保育をする現場職員のまた立場もあるかもしれませんが、これらをなるべく両立させるように改善の方途を施していきたい、このように考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　余り私はゆとりのある保育という言い方はしたくないわけですけれども、二、三ちょっと他市との比較で例を挙げながら再質問をしたいと思うんです。

ページを追ってあれしますので、数字を答弁者側で確認をしていただきたいと思うんです。

日野市のあらい保育園、建物面積が四百七平方メートルであります。ここでは認可定数が九十に対して運用定数八十、実際の措置児数が五十九名、こういう保育の状況であります。これに対して他市はどうか。同規模の保育園、九ページの小金井のさくら保育園、数字が示されておりますように建物面積はあらい保育園よりもぐっと狭く、三百八十二平方メートルであります。ここでは認可定数が百五、措置児数が百五、認可定数いっぱいの保育が行われております。くどいようですけれども、あらい保育園は五十九名であります。

十ページの町田の大蔵保育園、この保育園は建物面積が三百四十八、さらに狭い建物です。ここの認可定数が九十名、運用定数九十名、措置児数が八十七名、ほぼ一〇〇％に近い保育が

行われております。

さらに、同じ十ページの町田の森野という保育園、ここは面積が三百四十七平方メートル、ここの認可定数が百七名、実際の措置児数が九十名、こういう保育が行われている。

さらに十三ページでありますが、八王子にはあらい保育園と全く同じ建物面積の保育園が四カ所あります。建物面積四百七平方メートルであります。津久田保育園、仲田保育園、長房第二、長房第三、いずれも四百七平方メートルであります。ここの認可定数がいずれも百名であります。実際の措置児数、津久田が百、仲田が百、長房第二が九十、長房第三が百ということで、ほぼ認可定数いっぱいの積極的な保育がされております。いろいろ引用すればまだまだありますけれども、このように建物面積との比較でも、他市との比較では大変ゆとりのある保育がされている。これは保留児がいない状態ならそれも結構だと思いますけれども、保留児を抱えている、保育園に預けられないために働けないという母親がいる中で、こうした保育の状態は実際に市民の立場から見てどうなんだろうか、私はこう思います。この点についてお答えをいただきたいと思う。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

あらいの保育園につきましては認可定数が九十でございまして、現在の運用定数がそれを十名下回る八十人に抑えてございます。その差十名でございますが、今年度四月一日現在の措置の実数が六十八名しかおりません。あらいにつきましては定員割れを起こしている状態でございます。この定員割れの原因は、やはり先ほど申しましたように地域性、それから年齢別の運用定数、そういったものが関係してまいりまして定員割れの現象が起こっているんだと思いますが、この点につきましても見直しの中で十分考えてまいりたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　その点も十分積極的な検討をお願いをしておきます。

さらに質問を続けますけれども、六月議会での私の質問に対して坂本部長は、こういうふうに答えております。とにかく預かっていればいいんだ、こういう時代が過ぎ去りまして保育の内容、質の問題にまで論議が及んでまいりました。認可定数いっぱいに子供を頒かるよりも少し数を減らして保育内容を充実した方がいいんじゃないか、ということを言われております。決して私は揚げ足を取るつもりはございません。措置児の定数を減らして、その分を保育内容の充実に向けるということであります。

そこで、私も大変不勉強で、この機会に伺っておきたい点があるわけですが、看護婦の各保育園への配置でありますけれども、日野市は十二園ありまして四人の看護婦が配置をされてお

ります。他市はどうかといいますと、調布は十園ありまして九名の看護婦が配置をされております。小金井は五園で五名、府中が十五園で十五名ということで、ほぼ各園一人ずつ看護婦が配置されております。配置されていない市ももちろんありますけれども……。

それから栄養士の配置でありますけれども、日野市は十二園中五名の栄養士が配置をされております。他市の状況は、立川が十二園に対して十名、府中が十五園に対して十五名、それから調布が十園に対して十名、保谷も十園に対して十名、それから三鷹も十四園に対して十四名のそれぞれ栄養士が配置をされております。

認可定数よりも低く運用定数を抑え、そしてその分を保育内容の充実に向ける、こういうことで運用定数による保育がされている。いま申し上げたように看護婦の配置や栄養士の配置など幾つかの点を見ましても、他市との比較で内容の充実が図られたという状況にはないというふうに思います。この点について、今後どういうお考えでこの問題に取り組まれるか。つまり保育内容の充実を具体的にどういうふうに図っていこうとされているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答え申し上げます。看護婦の数は、日野市におきましてはゼロ歳保育をやっておりま

す四園に一人ずつ四名と、それから保健婦を同じくゼロ歳保育をやっております一園に一名、合計五人配属してございます。

それから栄養士につきましては、同じくゼロ歳保育園であります五園に一名ずつ五人配置をいたしまして、その他一歳園と称します七園につきましては、児童課に二人の栄養士を配置いたしまして、そこで献立とか給食指導を一括して行っているのが現状でございます。ただいまの他市との比較の御質問を聞きまして、日野市が他市との数よりも低いという認識を持ったわけでございますが、いま現在、これを増員するというような考えは持っておりません。今後、検討課題として十分に研究をさせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　引き続き質問をいたします。ゼロ歳保育の問題でありますけれども、一口に言って私は、これまでにも日野市の保育行政はゼロ歳保育という市民の要求にこたえて積極的に対応してきたと思います。他市との比較では、そこに数字が示されておりますように、もう少しゼロ歳保育の枠を拡大していいんではないか。六月議会でも問題提起をしましたけれども、ゼロ歳保育を含む三歳未満児の保育の枠の拡大を検討すべきではないか、こういうふうに申し上げております。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　お答えをいたします。ゼロ歳保育を含む三歳未満児、いわゆる低年齢児の枠の拡大については私立保育所、それから保育ママ、それからいまだ認可を受けていない未認可の保育所、こういったところを十分考慮をしなければいけないと私は思っております。保育需要が非常に大きかった時代に市立の保育所と一緒にその保育行政の一翼を担っていただいた私立保育所の功績も非常に大きいと思うわけでございます。

そういった私立の保育所、未認可の保育所、あるいは家庭福祉員、そういったところではゼロ歳児から低年齢児を扱っております。それで、市立の保育所のそういった低年齢児の定員をどんどん広げてまいりますと、私立に対する経営圧迫にもなりますので、その辺のところは公平にバランスを考えながら今後、検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　それでは最後に、市長に総括的に御答弁をいただきたいと思います。先ほども御答弁いただきましたけれども、さらに全体にわたって今後の市長の方針といいますか、考え方を含めてお答えをいただければと思っております。

一つは、この質問を通じて提起をしましたけれども、運用定数を実態に即して見直しをするという点。それからゼロ歳児保育を含む三歳未満児、ここに保留児が数的に集中しているわけですから、この現実に即した形で三歳未満児の保育の枠の拡大を検討すべきだという点であります。

さらに、三歳未満児の保育の枠を拡大するということは、同時に看護婦や栄養士の配置も、増員という点で考えなければならないというふうに思います。

私は冒頭にも申し上げましたけれども、これまで日野市は市民の要求にこたえて積極的な保育行政を行ってまいりました。これからも引き続き積極的に保育行政を進め、保育内容の充実をあわせて進めていくということに大きな期待を私はかけております。この点について、最後に市長から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先ほどもお答えの中で申し上げましたとおり、保育需要が一時よりも大分変化してまいりまして、いわゆる子供の数が減ったということとの関係にあるわけでありますが、しかもなお低年齢児層に非常にこたえられない部分がある。こういう状況が、これは全国的にそういう傾向があるそうであります。そして、当局においてもそのあたりの一園の年齢別定員配置の現状を見直すべき時期に来たというふうなことを私も直接民生局の次長さんと直にお話をする機会に、そのような意見交換をいたしたことがあります。都でもそういう考え方があるということを申しておられました。

これまで特に保育行政につきましては、国の基準、それから制度ということの大きな枠組みの中でやってまいっているわけでありまして、先ほどの保母の配置数はもちろんのこと、それから栄養士あるいは保健婦、看護婦、これらの配置につきましても、基準にはいずれもかなっている数であります。また、基準に満たないなんていうことは許されない事情のもとに運営をいたしております。

日野市の場合、ゼロ歳児保育を始めたのはわりあい歴史的にも新しい、つまり新設四園に限っておりますが、これを他に広げるといいましても設備上の事情がまた伴っておりますものですから、新設の際に、あるいは、法人が建てる保育園が設けられる際に、そのようなるべく低年齢児に、特にゼロ歳保育を含めて配当といいましょうか、そういう内容を持ってもらうようにお願いをしてまいっております。

なお、先向きに考えておりますのは、旭が丘保育園の公立、いま市の公設でやっているわけですから、これを市として低年齢児に充てる、そういう位置づけにおいて、そうして四歳、五歳という上の年齢層の子供を、新たに設けようと考えます幼児教育施設関係の系列に置いたらいかがなものだろうか。こういうことが当局から許されるかどうか、このあたりに問題がありますけれど、切にそのことを折衝をしてその可能性を明確にしていきたい。そういうことによって、恐らく他市にもそういう問題の解決が可能になってくる部分があるんではなかろうかというふうなことも考えられます。これは将来のまだ想像的な範囲を出たものではありませんけれど、ぜひそのことを実現に持ち込みたい。そうすればわりあい低年齢児の保留児という、層の厚いのを解消できる手段にもなるんではなかろうか、このようなことが考えられております。

なお、一般的に申しまして保育利用の需要が変わりまして、これまでどちらかというと量の面でこたえてきた経過でありますが、これも質の面でもこたえなければならない。そういう時期に入ったと思っておりますし、いわゆる幼児教育という分野を広く考えまして、そうして人間形成に大切な時期をどのように処遇していくか、こういう課題の中で努めて前進を図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　それではこれで質問を終わりますけれども、最後に一言だけ要望申し上げておきます。

先ほどから御答弁いただいたように、私の指摘に対して具体的な検討が図られるわけでありますけれども、一つにはその見直し、改善が保母の労働条件の改悪、あるいは労働強化につながること、あるいは保育全体の環境や保育条件が悪化する、こういうことのないように、十分全体的な配慮の中で積極的なひとつ改善を図ってくださるようにお願いをして、この質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十七の一、保育行政の充実について再び問うに関する質問を終わります。

十七の二、南平地域下排水路の整備についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○二十三番（米沢照男君）　次に、南平地域の下排水路の整備について質問をいたします。（市長に資料配付）

きょうは特別監査で参考人を呼んでおりますので、ひとつ時間をはしょって質問したいと思いますので、要領よく簡単にわかりやすく御答弁いただきたいと思います。

一点は、南平七丁目の下排水路の問題であります。いま、市長のお手元に写真を御提示いたしましたけれども、この写真で当惑顔で傘を差して立っている人がいます。それは南平南口商店会の会長さんであります。ひざまで水につかって思案顔といったポーズの写真でありますけれども、この南平駅南口周辺、最近特に各種の商店がふえてきております。集中降雨の際には写真に示されてるような洪水状態であります。

その問題と、もう一つは通常の排水路の状態、現地を見に来いということで実際に行ってみてびっくりしたんですけれども、大変な状況にあります。商店が多いということから家庭の雑排水と合わせて一本の下排水路に排水が集中しているわけですけれども、都道に面した園田金物店のちょうど倉庫のわきに抜けている下排水路でありますけれども、都道の暗渠に流れ込むその個所が大変小さなヒューム管でつながっております。そのために通常ごみなどがつかえて、大変な状態です。天気続きの日でもそこにごみが集中をし、あるいはさまざまな汚水、油が浮いたような状況も見受けられます。これは何とか改善できないか。これは下排水路そのものの改修と同時に、ふたかけも環境衛生上どうしても必要な個所であります。集中降雨の際の雨水の処理、排水、この問題もありますけれども、当面はいまある下排水路を流通よくしていただく。そして環境衛生上、悪臭その他大変な状況にあります。その解消策として、どうしてもふたかけが必要だろうと私は考えております。この点についての当面の主管課での方針を一点、伺っておきたいと思います。

二点目は南平九丁目、この七丁目のすぐ南側でありますけれども、駅から出てすぐ四つ角、信号があります。その南側に面して五、六軒の商店が立ち並んでおります。山田うどんの前でありますけれども、このお茶屋さんや弁当屋さん、あるいは焼肉屋さん、床屋さんと並んでいるあの商店ですけれども、あの部分の排水が全く排水溝がない。現在どうしているかというと、排水したその都度、ポリバケツでくみ出して都道の排水口に手で運んで流している、こういう状況です。これも解決が急がれております。ぜひひとつ、これについての対策を講じてほしいと考えております。

三点目は、六丁目でありますけれども、これは今回、南平連合自治会から請願が出ている問題であります。七生中学校の南側の下排水路、これを子供の通学ということも考慮して、この下排水路を整備した上でふたをかけて、そこを歩道化したら一挙両得ではないか、こういう意味合いの請願が出ております。この点についての改修の計画があるのかどうか。今日の時点でのお考えを伺っておきたいと思います。

四点目、これは最後ですが、南平八丁目であります。ここは過去に何回か、議会の場でも私が質問してきた例の日本観光開発が開発した宅造地であります。これは過去に一部、要求にこたえて改修が行われておりますけれども、なお、そのちょうど住宅地の真ん中を南北に走っている下排水路があります。これは一つには土砂が流入するために排水路としての用をなさなくなるという問題と、日常、ここもふたがしてありませんので夏場は悪臭で周辺住民が大変困る、悩まされているという下排水路であります。

これはちょうど三年前の四月、一斉中央選挙のさ中でありましたけれども、当時、あの砂利穴を独歩、鈴木氏という社長ですけれども、この人、日曜日でありましたけれども、当時の都市計画の部課長立ち会いで関係住民が市役所で話し合いというよりも交渉をやった経過があります。その場の約束では、すぐ土砂をさらうと。当初は、流出流入している土砂のうち独歩が所有している砂利穴から流れた砂利がどの砂利か区別できればその分だけ引き受ける、やりましょうというふざけた回答をしていたんですけれども、いわゆる集団交渉の結果、取り除く、こういう回答を得た経過がありますけれども、これは集中豪雨など、あるいは台風などのたびに悩まされている下排水路であります。これは、しゅんせつ工事を直ちに実施していただくと同時に周辺の環境整備、そして悪臭対策としてのふたかけが必要な下排水路であります。この点についての当面の方針が伺えたら、伺っておきたいと思います。

以上四点について質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。南平地域の下排水路の整備ということで、具体的に四ヵ所御指摘をいただきながら御質問を伺ったわけでございますけれども、御存じのように南平地域につきましては平たん地でございまして、かっての水田地帯であったという関係から用水路が大変発達しておりまして、その後、この地域の発展に伴いまして住居地域として急激に変貌をいたしてきております。そういう関係で用排水路としての性格が一変されまして、現状の中でこれまで改修には努めてまいりましたわけですけれども、南平用水路の南平二丁目六十八番地先より下流につきましては、ほぼ現在

改修が終わっておりますけれども、この上流につきましてはただいま御指摘をいただきました四ヵ所を含めまして、来年度あたりから年次計画の中で改修する計画を立てております。それまでの間につきましては、御指摘のように環境保全に努めるということで、清掃あるいはしゅんせつによりまして流水の円滑化を図っていきたいというふうに考えております。

それで、四ヵ所の関係につきまして具体的にお答え申し上げますと、まず南平七丁目五番地から六番地先の用水路、つまり都道の百七十三号線の園田金物店のところの、特に問題でございますけれども、これにつきましては勾配が現在ございませんので御指摘のようにごみやヘドロが堆積している状態になっておりますので、これも改修するための検討をしていきたいというふうに考えております。

それから南平八丁目の十三番地先の関係につきましては、これは南平用水路の支線でございまして、地元の自治会の関係者等で大変熱心に清掃をしていただいておるわけでございます。けれども、何分にも幹線の方の河床が低いために流水が悪いということもございます。したがいまして、ここの場所につきましては、現在、河床のかさ上げ等の補修工事をするようにきょう現在で設計を終わっておりますので、十月末には着工をしたいという計画を持っております。

それから順序が不同になりますけれども、七生中学校の南側の排水路につきましては、ふたかけの御指摘もいただいたわけでございますけれども、御存じのように八月三十一日付で請願が出ておりますので、これも付託先でございます建設委員会で御審議をいただくということになっておりますので、その結果等を待ちまして対処していきたいというふうに考えております。

それから、最後に南平八丁目の四十四番地先でございますけれども、これには確かに市道に面しておりまして側溝がございません。今後、敷設するように検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　ちょっと場所が違っているかと思うんです。四点目の質問は、場所を言いますと南平台の西側、熊野神社の北側の日本観光開発が造成した住宅地、表通りから見ますと梅園というレストランの裏の地帯です。ここが熊野神社の方向から都道に向かって一本、下排水路が走っております。ここの改修の点であります。再質問いたします。

○議長（石坂勝雄君）　建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答えいたします。いま御質問のございましたのは、場所につきましては確かに熊野公園という公園がございますけれども、それの南側といいますか、住宅街を走っております排水路でございます。

それで、これにつきましては、先ほど申し上げましたように

今年度で改修をするということで計画をいたしておる場所でございまして、先ほど申し上げましたように本年十月には着工をするという計画でございます。

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　以上でこの質問を終わりたいと思います。ひとつ実情を十分把握されて積極的に取り組んでいただくよう、重ねて要望いたしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十七の二、南平地域の下排水路の整備に関する質問を終わります。

十七の三、計画的な予算執行を実施せよについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○二十三番（米沢照男君）　この質問については、後日の機会に譲るということで取り下げをいたします。

以上で終わります。

○議長（石坂勝雄君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩

午後　一　時五十九分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

十八の一、市道の拡幅は他市なみに買収でせよについての通告質問者、高橋通夫君の質問を許します。

〔三十番議員登壇〕

○三十番（高橋通夫君）　市道の拡幅は他市なみに買収でせよと題しまして一般質問をいたします。

道路の整備状況のよしあしによってその市の文化の程度が評価されるといわれますが、したがって道路は市のバロメーターであり、また、顔であります。現代のように自動車が足がわりに使用される時代におきましては、市の隅々まで自動車、特に消防車、救急車、ごみ収集車、バキュームカー等が自由に出入し、かつ交換される道路でなければならないわけでございます。

終戦後、新たに造成された住宅団地、あるいはまた区画整理の行われた地区におきましては、道路は概して整備されております。しかし、日野市内におきましては、特に旧農村地帯、山間部落の地域におきましては依然として昔ながらの狭い道路が少なくないわけでございます。昭和の初期、自転車、リヤカー、荷車の時代ではそれで間に合っていたわけですが、いまや取り残されたところでは非常に不便であり、また、交通事故発生の危険も多分にあります。

また、一朝、地震や火災の発生した場合、消防車の進入、救急車の進入等もできない。これで市民の命と暮らしが守れるかどうか。がけ崩れや水害は、集中豪雨のある大体夏に限られているといわれておりますが、火災や地震は一年中いつ発生するかわからないわけでございます。こういう見地から見ても、狭い道路の拡幅は緊急を要する問題であります。

そこで、市として四メートルに満たない道路は買収によって拡幅さるべきであると思うわけでございます。しかし、現在市では幅四メートル以下の赤線、すなわち市の公道の拡張の用地は、道路敷の変わるところは所有者の寄付でなければ拡幅しないという方針をとっております。地価が高くなった今日、土地をただで寄付しなければ道路が拡幅しませんでは、一体いつになったら全市の狭い道が拡幅されるでしょうか。

都市計画税は何のために取っているのか。長年都市計画税を支払っている土地の持っている道路が、一向に拡幅されてない。そうして余り都市計画税を払ってないような新しいところの道路がどんどんよくなっているのはおかしいではないかという声が、農村地帯の市民から起こっております。

森田市長は福祉行政に力を入れてこられましたが、これも大変結構なことでございます。しかし、税金を公平に市民に還元するということが自治体の長の使命であります。特に目的税である都市計画税の使途につきましては、その目的に沿うように使わなければならないのはもちろんでございます。

三多摩各市において、四メートル以下の公道の拡幅に要する敷地は、寄付か買収か、どのようになっているか、この調べた結果を御報告します。

調べた結果を申し上げますと、日野周囲の八王子、町田、多摩、稲城、府中、国立、国分寺、立川市を初め、ほとんどの市が、これは買収でやっています。しかし、買収の価額によってはそれはいろいろでございますが、対価で買収しているところが府中市、武蔵野市、調布市、町田市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、田無市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市でございます。なお、原則として時価で買収しているところは三鷹市であります。地価公示価額で買収しているところが小金井市。福生は一平米について二万三千円で買収しております。秋川市は固定資産評価価額の一・三五倍、六メートル以上になるとこれは時価ということになっていますが、八王子市は固定資産税の評価価額を基準として市独自の方法で計算した、そういう価額で買収しております。立川市は宅地の部分は対価、私道はその半額で買収しています。青梅市は宅地は固定資産税評価額の二・二倍、都市計画道路については対価で、それから生活道路は公共用用地取得要綱による価額であります。

なお、稲城市におきましては、道路改修に伴う公共用地取得要綱によって買収してあります。

なお、清瀬市は都市計画道路用地、歩道用地においては対価

一般道路については四メートル以下は寄付ということになっていますが、これは私の調査した点では清瀬市だけのようでございます。

そこで質問いたしますが、現在、日野市内にある幅員以下の市の赤線道路が何本ぐらいあるか。なお、その延長の合計は何メーターぐらいになっているか。市がいままで寄付でなければ拡幅しなかったその理由。

それからなお、ついでですが、幅四メートル以上の道路の拡幅する場合、どういう価額で買収しているか、その点についてお願いします。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（中村亮助君）　お答え申し上げます。まず第一点の、いわゆる赤道で幅員が四メーター以下の道路につきましては、本年の四月一日現在で、延長から申し上げますと十三万五百五十七メーターでございます。

それから、これに対する本数でございますけれども、赤道は御存じのように大正九年にいわゆる廃藩置県の関係で旧道路法の施行がございまして、その時点で各市町村に管理が移管されたものでございまして、その後、この赤道の処理、つまり、つけかえとか廃止、こういう状況がございまして、そういう状況の中で多少の残地などがございまして、果たしてこれが道路一本に数えられるかということにつきましては、ちょっと厳密には申し上げられないわけですけれども、概略で申し上げますと本数としては千三百九十一本でございます。

それからもう一点は、道路の寄付による理由ということでございますけれども、これにつきましては都市計画法あるいは建築基準法によりまして、開発行為等によりまして帰属する道路、それから建築基準法では家を建てる場合に四メーター道路に接していなくちゃいかんというふうなことがございまして、これらの関係を考えますと、仮に四メーター道路に接してないという場所に道路をつくる場合に、いわゆるセットバック、道路の中心線から片側二メーターの幅員が確保できるというふうな形の中で建築確認が下りるという制度的なものもございまして、これらを考えますと、やはりそういう状況の中でさらにその後に家が建った後、市の方でその部分を買収して、あるいは寄付をいただいて道路を整備するということになりますと、やはり行政的に厳密の意味からいきますと公平性を欠くという点もございますので、先ほど御質問の中にもございましたように、いまの私どもの市の道路拡幅に対する寄付行為、あるいは買収方式、こういうものの中では原則的にはやはり四メーターまでは一応御寄付願うというふうな制度を崩しておらないわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　総務部長。

○総務部長（加藤一郎君）　価額の点につきましてお答え申し上げます。市の場合におきましては、近辺取引事例、こういったものを参考にいたしまして行っているわけです。ない場合におきましては鑑定償還等も受けているわけでございます。そういう中で価額審査会、これに諮りまして決定をしているわけでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　ただいま建設部長の方からお答えがあったんですが、幅四メートル以下の市の公道を寄付で拡幅した場合、これは両側の人だけが通るわけでなく、そこはもう赤道だったんだから市民の人はもちろんのこと他市の人も通る、また、他府県の人も通るんですから、これは市の公道というからには、当然これは市で買収すべきだと思うわけでございます。

国の交付金を受けなければやっていけないような苦しい財政の市でも、四メートル以下の道路の拡幅に当たっては寄付でなく買収でやっている市が多いのは、先ほど、ほとんどの市がそうやっているわけです。名実ともに日本一の富裕市といわれている日野市が買収できないということは本当に理解に苦しむわけでございます。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）目的税であるところの都市計画税の使途については、過去において日野市長から、広義に解釈して学校等の建設に使っても差し支えないというふうなことがあったわけです。日野市において一時、人口急増のときがありまして一年間に一万人以上も超すような年が続いたときがあるわけですが、そういうときの小学校、中学校は一年に二つも三つもつくらなければならないときがあって、学校に追われた時代もあったわけです。

しかし、最近、当市の人口の増加が沈静化いたしまして、学童の入学数等も減少の方向をたどっているわけでございます。したがって、学校の建築等の教育は人口の最盛期に比較して著しく減少しているわけです。にもかかわらず従前どおり寄付でなければ四メーター以下の市の公道は拡幅しないということは、まことに理解に苦しむところであります。三多摩各市の道路が非常によくできている。しかしながら、日野市においては消防車あるいは救急車、そういう入れないところで市民の命と暮らしがどうして守れるか。こういう時期におきまして、市としてもこれはもう道路行政を見直さなければならない時期に来ていると思うんですが、これに対して市長の見解を聞きます。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま御指摘の質問につきましては、最近の過去の議会におきまして、原則としてはすでにお答えをしてまいっております。

日野市は、いま比較に出されました各市それぞれの事情もあることでございましょうが、まだ営々として区画整理事業を次

々と実施しながら町づくりを促進しているところであります。
したがいまして、区画整理事業というものは申すまでもなくいわゆる土地の所有者、権利者が公道用地、公園用地、これらをそれぞれ減歩という負担の仕方によって町づくりを行う仕組みでありますから、住民参加の中で町ができるという大変大きなメリットを発揮していることは御承知のとおりであります。そうしていま言われるような、また道路狭隘で生活上不便である、防災にも支障があるというところももちろんあるわけでありますが、区画整理の施行をする予定のないところ、こういうところにおいては道路の拡幅手段を買収方式によって実施することに踏み切らなければならないであろう、こういう原則はすでに申し上げておりとおりであります。

ところで、いま区画整理を実施すべき地域、あるいは施行の予定ないし見通しのないところについては、実際に住民生活があるとすれば、ある程度の便利は整えてまいらなければなりません。すでにそういう実施状況に入っているというふうにも考えているわけでありますが、日野市の道路整備のやり方といたしましては、いま申し上げましたような区画整理方式による地域と、それから区画整理を予定ないし予想しない地域、これらに分けてケースケースによって適切な対応を行っていきたい、このように考えております。具体的な事例がありましたら、その事例によってお答えすることができると思っております。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　高橋通夫君。

○三十番（高橋通夫君）　ただいま市長から感想というか、御意見があったわけですが、日野市内におきましてはただいま建設部長からの発表がありましたように、まだ相当の四メーター以下の道路があるわけです。

それで、区画整理を行うところは区画整理できるわけですが、行わない、行われない、できないところがあるわけですけれど、そういうところはどんどんやっていただかなければならないわけですが、私の目で見たところ、聞いたところではそういうところが森田市長になってから余り見受けられないわけです。ですから今後四メーター以下のところは区画整理でやれないところはどんどん買収して、そうして救急車も消防車も入れるようにして、本当に市民の命と暮らしが守れて快適な市民生活ができるようなこと、そうした町づくりを要望いたしましてこの質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十八の一、市道の拡幅は他市なみに買収でせよに関する質問を終わります。

十九の一、防災対策についての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔三番議員登壇〕

○三番（小俣昭光君）　十九の一、防災対策について質問させていただきます。

九月五日の防災訓練を見学させていただきました。万が一のときにも訓練のように行動して市民の命と財産を守るためにがんばっていただきたい、こういうように思っておりました。いま問題になっている東海地震とか首都圏直下型地震というのは、これから先、数十年とか長く見ても百年先までの期間を見ると、必ず起こるといわれております。大地震の襲来の危険はわかっているのに、自民党政府は今日の経済力や科学技術の力を活用して備えることをせずに、江戸時代と同じような天災だからやむを得ないといって手をこまねいております。東京に起こるといわれている直下型地震、この直下型地震はいままでにマグニチュード六クラスから七クラスの地震が起きています。これは東海地震や関東大地震の相模湾（「防災訓練は違う問題だといって反対してるじゃないか」と呼ぶ者あり）地震など、マグニチュード八前後の大規模地震に比べると一回り小さい中規模地震ですが、最も人口の密集した東京が真下から直撃されるわけですから、これが起きたときの被害の大きさは東海地震が東海地方に与える被害をはるかに超える大きなものになると考えられております。

また、切迫度の点でも東海地震の方が先で、直下型地震はその次の段階の危険だというようなものではなく、地震予知連の会長の萩原氏を含め多くの地震学者が、どちらが先に起きても不思議ではないといっております。そこで、日野市では震災対策はどうなっているのか、次の点についてお尋ねいたします。

一つ、宮城沖地震でも被害の起きた地域は最近谷を埋め、ほかの斜面を開発して造成した地域が最も被害が大きかったといわれています。日野市でも多摩丘陵を削り、住宅が建てられています。また、大きな団地もつくられています。マグニチュード六クラスの地震が起きた場合、どのくらいの被害想定をしているのか、わかりましたらお知らせいただきたい。

二つ目としては、日野市全体の焼失面積についてお聞かせいただきたい。

三つ目としては、やはり宮城沖地震でも被害のあったブロック塀と危険な個所は、通学路等についてお聞かせいただきたい。

四つとしては、当然地下に埋設されている水道管が、あるいはガス管等の切断が予想されます。飲料水の確保は先日の一般質問でわかりましたが、食料品などの確保はどうなっているのか。

以上四点についてお答えいただきたいのであります。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木博君）　ただいまの御質問四点についてお答え申し上げたいと思います。

お話にございましたように、日野市の南部丘陵地帯につきま

してはいわゆる宅地造成がなされております。先だっての台風十八号の被害の場合でもそうでございますが、いままで予期しなかったようながけ崩れというものがあちらこちらに起こったわけでございます。こういうような、いわゆる台風災害と地震とは当然そこに被害の違いも出てくるとは思いますが、率直に申し上げましてどの程度の被害想定がなされているかという御質問でございますが、率直に申し上げましてちょっと想定のつかない状況でございます。

それから焼失面積につきましても、これも当然市街地を形成している日野駅周辺、それから豊田駅周辺につきましては南部は木造でございますが、北側の方は耐火構築物、それから高幡駅周辺、これは木造が多いわけでございます。こういうような考えのもとにやはり木造家屋地帯につきましては、火災が発生した場合に焼失面積はおのずから広がってくる、かように考えておるわけでございます。

それから、次の通学路の危険性につきましてでございますが、現在、通学路として設定してございます区域は、一応学童の通学に安全な地域、こういうことを前提に置きました、いわゆる道路を選定してございますので、ある程度は一般市街地を通学する場合と違いまして被害はごく最小限にとどめられるんではないかというふうに考えておるわけでございます。

それから食料品の備蓄でございますが、これは現在お米屋さん、あるいはスーパー、こういうところと協定いたしまして、市独自が備蓄倉庫を持つ状態ではなくて、そういう業者と提携いたしまして万一の場合の食料供給というものに留意しているわけでございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　一番目の、多摩丘陵を削ってそういうところのマグニチュード六クラスの地震では東京都で想定していると思いますので、ぜひ調べていただきたいと思います。

それで市街地の焼失面積については、やはり東京で二〇％近くの、日野でも二〇％近くの焼失面積が行われるというようにやはり東京都で発表しております。

通常の火災の場合の消火方式は八台から十台の消防自動車が集中して、一挙に消す方式を取っているのが普通の消防署がやっている方式であります。ですが、消防署の中には四台から六台ぐらいの消防車しか配置されていませんから、一たん火事が起こると近隣の消防車が連帯を取って消火に当たることになっている。だから一つの消防署の管内に二カ所も三カ所も火災が起こるような事態に対応できる体制になっていません。

ところが震災の場合には、東京じゅう各所に火の手が上がるのは考えられます。だから、そのときには消防車を集中させる作戦はできない。ではどんな作戦をとるかというと消防車を全

部二台で一チームに編成し、個々の火事を消す仕事でなく起きた火事が一定の線から先へ焼け広がらないよう延焼防止作戦、あるいは防災訓練で見せていただいた避難路確保作戦をやる。住民が避難するのに必要な時間と空間を確保する、これが震災時の消防作戦の基本だそうです。守るべき線の上に二台一チームの消防車を配置して延焼を防ぐ、その間に住民は逃げてもらう。これがせいぜい可能ないまの体制の作戦だそうです。

ですから、震災時に個々の火元を消す仕事は、地域の消防団や住民のそうした自主防災活動に大きくゆだねられているわけです。住民のそうした活動が非常に大事で、初期消火が重要になっています。いま消防庁で立てているこの消火作戦は最小ぎりぎりの作戦ですが、実際に震災が起きたときには水道による消火栓は使えなくなることを想定しておく必要があります。そのときには浅川とか、浅川から遠いところでは貯水槽から水を取らなければならないわけであります。

そこで再度お聞きします。日野市全域に貯水槽が、この前の一般質問で二百五十二必要といわれております。これらについて全部つくり上がるのに必要な年次計画をお聞かせいただきたい。

二つ目としては、初期消火が重要といわれています。平山住宅の居住者は、お金を出し合いながら各階段に二つから三つの消火器を据えています。入居以来、数回の消火器が役に立ち、大事にならずに済んだこともありました。そこで、団地にも日野市消防火器交付並びに設置要綱を摘用して、消火器を設置していただきたい。

三つ目としては、日野市全域に消火栓が二百から二百五十メートルの間に設置されているといわれておりますが、消火栓は日野市全域にそのようになっているのかどうか、お聞かせいただきたい。私が住んでいる住宅では、どのようになっているか。団地の中に保育園がありますが、このような施設のあるところにはぜひ消火栓を設置していただきたい。

以上、三点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　生活環境部長。

○生活環境部長（佐々木　博君）　お答え申し上げます。ただいまの御質問三点でございますが、貯水槽の年次計画でございますが、これは先だっても申し上げましたように、現在、当初の必要数まで設置されておりませんが、それについて当初の設置計画の数だけ設置するにはどれだけの年次計画が立てられているか、こういう御質問でございますが、現在のところ一応目標といたしますと予算の許す限り設置しているというようなことで、たまたまそれを年次的に延ばしていった場合には相当な年数になるかもわかりませんが、極力その年次を短縮するつもりで設置していくつもりでございます。

それから二番目の消火器交付要綱でございますが、現在のと

ころ要綱の中では消火器につきまして一応鉄筋構造、そういう地域には消火器を設置しないということになっております。ただ、それ以外の地域に百二十メートルから八十メートルの間隔をもちまして設置してまいりました。そういう中で、これから市街地がさらに拡張されればまた話は別でございますが、現時点では、一応消火器設置要綱に基づきました設置目的はおおむね達せられつつあります。そういうような段階の中で、今後は、いわゆる現在の要綱の中では設置しなくてもいいというわけではございませんが、設置を延ばしている地域についてももちろん要綱改正に伴いまして、逐次設置していきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから三番目の、平山住宅の消火栓の御質問でございますが、現在の平山住宅の消火栓と申しますのは、あの区域内に二ケ所あるかと思います。ただ、それが現在平山住宅の水道の関係と申しますか、配水管は平山住宅の中には敷設されてございません。給水管だけが敷設されているわけでございます。それで、一部道路につきましては市の方に移管なりましたが、地下埋設物につきましては現在まだ移管されておりません。そのような状況からいたしまして、いまのところいまの給水管から消火栓を設置するということはあらゆる面において不可能でございますので、将来、供給公社側と相談いたしまして、あそこに配水管が引けるような時点に至りましたら消火栓も当然そこに設置されてくる、こういうふうに考えているわけでございます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　貯水槽の問題ですが、先日の一般質問で日野市の給水管、石綿管が約五〇％近く、これは地震なんかにはとても弱いといわれているわけです。そういう中での、いざ火事になった場合、消火栓を利用しての消火というのは、そういう点ではそれだけ不可能になる。特に多摩平地域とかそういうところも言われていましたんで、そういうところは石綿管が多いといわれていますので、そういう点でそういうところに貯水槽が早急に必要じゃないかというように思われますので、石綿管の多いところは即やっていただきたいと思います。

それと、平山住宅のところに消火栓が二カ所あるといわれていますが、平山住宅の西の外れに二カ所ともあるわけです。当然、東の方からも火事になるわけですから、百二十メートル以上ありますのでそういう点では早急にそういうところも安心して住めるようにしていただきたい。

それと消火器の設置もいま階段で二つか三つずつ、それぞれの居住者が自分たちでお金を出し合っておりますので、いままでに必要がなかったわけでありませんのでぜひそれらもお願いしたいというように要望して、この項についての質問を終わらせていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十九の一、防災対策に関する質問を終わります。

十九の二、学童クラブについての通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○三番（小俣昭光君）　十九の二、学童クラブについての質問をいたします。

入学式が終わって小さい胸にうれしさと、また不安を抱いた新一年生が、放課後、長時間にわたって一人ぼっちで過ごさなければならない、こういうことを知った父母はどんな気持ちで働かなければならないでしょうか。そんな子供たちのために、放課後楽しく、一人ぼっちの子供がいないよう、革新市政は小学校が新設されるのとあわせ学童クラブも開設されてきました。五十七年四月には七小学童クラブも開設され、十七の学童クラブができた。あと二つのクラブができ上がれば、一小学校区に一学童クラブができる。これらも父母の運動と相まって実現してきたわけであります。近隣で一小学校区に一学童クラブがある、このようなことはありません。この十七の学童クラブで六百人以上の児童が、夕方帰宅するまでここで楽しく過ごすわけでございます。そのことにより、父母が安心して働き続けることができるわけであります。これらは革新市政が児童憲章や児童福祉法に明記されている、児童は等しく尊ばれる、社会の一員として重んぜられる、よい環境の中で育てられる、こう述べています。こう述べているのを積極的に受け、施策を前進させてきました。このことは、子供の権利を守ると同時に婦人の働く権利を守ることが、市政に憲法を生かそうという中身でもあります。そこで、学童保育事業をさらに質的にも高める立場から、次のことを質問いたします。

指導員が正規の職員であるかどうか。子供の育成にとっても重要なことと、また、指導員の働く権利を守るために、指導員の身分についてお聞かせいただきたい。

二つ目としては、学童クラブ指導員の勤務時間がどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

三番目には、近隣市での正職になっていない自治体。

以上三つをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。第一点目の身分でございますけれども、長期臨時職員でございます。

それから二点目の勤務時間でございますけれども、月曜日から土曜日まで正午から午後五時までということになっておりまして、学校の休みの日、開校記念日ですとか、それから夏、冬、春、こういった長期休業日は午前八時半から午後五時まで、それが勤務時間でございます。

それから近隣市の状況でございますけれども、二十六市のう

ち十七市が正規職員になっておりまして、残り九市が日野と同じような臨時職員あるいは嘱託、そういうような身分でございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　同じ指導員で長期と短期という臨時雇いという、いま、短期の方がいるというように聞いておりますけれど、そのようなことはないのかどうかという問題を一つ。

それと、もう一つは時間の問題ですけれど、正規の職員と大差なく九割ぐらいの仕事をしているというようにも聞いております。近隣市、日野市を取り囲む各市ではほとんどが正規職員になっているというように聞いております。その辺は事実と違うのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。現在、御質問の中にございました十七施設で、二人ずつの指導員が配置されております。したがいまして三十四人職員がいるわけでございますけれども、そのうちの三十一人につきましては長期臨時職員、残りの三名につきましては短期の職員ですね、いわゆるパートの扱いに入ると思いますが、パートの扱いになっております。

それから十七市というのは昭和五十五年の暮れの調査の結果でございますので、それ以降についてはあるいは若干の数がふえているかと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　指導員の身分、長期臨時雇いという方と、いま、短期の方がいるというように聞いておりますけれど、そのようなことはないのかどうかという問題を一つ。

それと、もう一つは時間の問題ですけれど、正規の職員と大差なく九割ぐらいの仕事をしているというようにも聞いております。近隣市、日野市を取り囲む各市ではほとんどが正規職員になっているというように聞いております。その辺は事実と違うのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えいたします。現在、御質問の中にございました十七施設で、二人ずつの指導員が配置されております。したがいまして三十四人職員がいるわけでございますけれども、そのうちの三十一人につきましては長期臨時職員、残りの三名につきましては短期の職員ですね、いわゆるパートの扱いに入ると思いますが、パートの扱いになっております。

それから十七市というのは昭和五十五年の暮れの調査の結果でございますので、それ以降についてはあるいは若干の数がふえているかと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　同じ指導員で長期と短期という臨時雇いという

に行ける、このようなことから数年前までは学童クラブでキャンプが実施されてきております。このキャンプを行うことによって、子供たちが大きく成長されてきたといわれております。

そこで、市の責任においてキャンプをぜひ以前と同じように学童クラブで取り組んでほしい。このような父母たちの要請が来ております。ぜひ皆様方に父母の願いをかなえ、そして子供たちの夢を育てるキャンプを実施していただきたいと思います。

二つ目は、子供たちが伸び伸び育成されるよう指導員の協力を得てハイキングやドッジボール大会などで十分な時間を取って行事などは進められないのかということでございます。ぜひ十分な時間を取って、日曜日なども使えるようにしていただきたい。

三つ目としては、市内各地にあるこの学童クラブ、近隣の子供たちも小さいお子さん、午前中など近くの子供たちが遊びに来るようです。ぜひそのときにも、その学童クラブのグランドなども積極的に使えるように、また、学童クラブの施設を夜なども、父母会など行事があるときには積極的に貸し出していただきたい。このようなことに対して、もちろん管理者等を手当てしながら、学童クラブを使う場合にはそのような管理者等を置いて行われなければならないと思いますが、そのようなことをしてでもぜひ使えるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

第一点目のキャンプの件でございます。父母会の皆さんからそういう要望は以前からございました。最近では、五十五年十一月に父母会連絡協議会の代表の方と市長と話し合いを持ちました。市ではキャンプを行わない、そういう形で結論が出ております。

学童クラブは御承知のとおり児童館の分室というような形で運営をしております。この児童館につきましては児童館主催のキャンプがございますので、児童館のキャンプの方に参加をしていただく。どうしても学童クラブ単位でキャンプがやりたい場合には父母会が主催をして、父母会に委任をするような形で、父母会指導のもとにキャンプをやっていただく。そういう形でここ二年ほど続けてきておりますので、今後もそういう形をとらせていただきたいと思います。

それから二点目でございますが、クラブ外の育成、平山小学校は昨日運動会があったそうでございます。そうしますと、きょうは代休でございますので学童クラブはやっているわけでございます。きょうは付近の平山城祉公園にクラブ外の育成で出かけておるようでございますけれども、毎月三百五十円掛ける学童クラブの子供の人数掛ける六、六カ月分ですね、これだけのお金を負担金として父母会に差し上げてございます。そのお

金の範囲内で事業計画をそれぞれのクラブで立てていただいて、平山城祉公園の園外育成のような形でやったり、あるいは栗拾いに出かけたり、暮れになりますともちつき大会をやったり、そういう費用に充てていただくわけですけれども、クラブの外の育成も非常に積極的にやっております。

それで、この事業計画につきましては年度当初に出していただくわけですけれども、年度当初の計画と実際の計画と食い違う場合がまま出てまいります。そういう場合には私どもとしてはこの事業計画を訂正することを何ら、いろいろ条件をつけて訂正はだめだとか、計画の変更はだめだというようなことは申し上げておりません。その場その場によって変更を認めているというのが実情でございます。

それから父母会の施設の貸し出しでございますけれども、行政財産として目的外の使用になる場合もございますので、ほかの公共施設と同様に考えてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　キャンプのことでお聞きいたします。児童館でやっているから学童クラブでは取り組まない、このようにお答えですが、児童館での一、二歳児のキャンプ、定員はどのくらいでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　福祉部長。

○福祉部長（坂本金雄君）　定員、はっきりした数はいま手元にございませんのでわかりませんが、申し込みの日にすぐいっぱいになるというような人気のある状況でございました。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　小俣昭光君。

○三番（小俣昭光君）　一、二歳児の定員は百二十人と、各児童館での定員が言われております。それで、いま部長も言われましたように、これに対して一つの学童クラブが三十何人から四十人以上のところがあるわけです。その人たちが申し込むと全員が参加できるということにはなっていないのであります。もちろん児童館ですから学童クラブに行ってない人たちも申し込めるわけですから、そういう点では一つの学童クラブが全員でキャンプをやりたいというときには、この児童館では不十分。このようなことから、やむにやまれずに父母会が主催してやっているというように聞いております。

ことしは雨などが多くて、ちょうど日曜日、雨が多かったわけです。そういうようなときにもお母さん方が一生懸命やっている中で、大変な思いをしてやってきていると思います。ぜひ、私も父母会のキャンプはいけないといっているわけじゃありませんが、児童館、学童クラブで市が主催してやっていただきたいと思います。

以上のことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせ

ていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって十九の二、学童クラブに関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時　一　分休憩

午後三時三十分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

二十の一、三中及び三沢中の学区変更に伴う諸整備についての通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔十九番議員登壇〕

○十九番（市川資信君）　ただいま議長より通告質問の発言のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

三中並びに三沢中学の学区域変更計画に伴う諸施設の整備について、私は六月議会に引き続きまして一般質問させていただくわけでございますけれども、いわゆる三中過密化対策は新設校をもって基本的に解決する。ただし、相手との微妙な話し合いの段階にあるので、いまここでいつというはっきりとした答弁はできないという市長からの答弁であったわけです。そして、一カ月ほどの猶予をいただきたいということであったわけですが、私はいわゆる土地買収交渉には種々人間関係、あるいはメンタルな作用をすることがあるのも事実でございますので、それ以上の追求と申しますか、質問は避けて新設校実現に向かっての市長の手腕を信頼して希望的観測を持っておった次第でございます。

それらを裏づけるように六月二十五日付の三中過密対策ニュースに、森田市長談として「建てますから信用してください」という見出しで、六月八日市長にＰＴＡ役員あるいは委員の方が市長室にて市長の報告を聞く会を持った。市長は用地の確保難、埋蔵文化財用地、あわせて緑の保存にてむずかしい、しかし六千人余の署名を受けてどうしても五十九年開校をめどにつくりたい、建てた段階で信用してほしい云々、抜粋だろうと思うんですが、私はその新聞を見させていただいて感じた次第でございます。

このような中で、御存じのように七月二十日、全員協議会の席上で突如として三中過密対策については三沢中との学区域変更をもって当面切り抜けるんだというような御報告を受けたわけです。いままで期待と希望に夢を持ちながら突如のこの報告に啞然とさせられたのは私一人でなくて、それに関連する多くの方々はさぞ落胆されただろうと推測するわけでございますが、

いわゆる教育委員会では昭和五十三年に三中過密解消のための新設校設置の要請を行政当局にしております。それを受けてこれまで五十九年開校を目途にできる限りの努力をされてきたとは思うのでありますが、それらも夢と砕かれたわけでありまして、用地買収、取得については種々困難が伴うのはよく理解できるわけです。特に中学ともなれば七千坪、いわゆる二万平米以上のものを取得するわけでございますので、これは古今東西を問わず古くから歴代の市長さん方が苦労されてきた、その苦しさは理解できるんでありますが、いわゆる先般七月二十日の全員協議会場において私も質問したわけですが、現議員であります元日野市長、古谷太郎氏の発言が私には大変心を打つものがあったわけでございます。一つの学校を、古谷太郎氏の言葉をかりれば、取得するのに私が市長のときには昼夜を問わず一軒の農家の家に二十回も三十回も足を運んで、それ以外に地主さんを理解、協力を得るのはむずかしいんだというような発言の一言にあったわけでございます。

しかるに森田市長は、いわゆる冷暖房の白亜の殿堂の中のじゅうたんの厚い四階の一室から、一体、何回地主さんのお宅に、権利者との交渉を誠意を持って今日を迎えたのでありましょうか。

先般、現議長でございます石坂議長と八月十二日にいわゆる三中過密校対策の懇談会、話し合いが持たれました。その席上でも、石坂議長も用地買収にかかわるいわゆる市長からの協力要請は、現段階一度も受けていないと。地元の議員でございます。そのことの、いわゆる以後、あの熱気にあふれた湯沢会館の空気を察知してかどうかしれませんけれども、事の重大性を知ってか、その後、石坂議員のところに協力依頼があったとお聞きしたわけでございますが、いわゆる地元の古くから幼なじみの旧知の間柄の関係にあっても、前古谷市長のあの苦労された結果がようやく一つの学校建設に結びつくものと思うのであります。ましてや森田市長の市民とは、少なくとも距離は、その隔たりは、さらにあることは間違いないと思います。ならば、その取得努力、交渉努力というものをさらに積み上げねば結実しない、成果が出ないと思うのは当然だと思うのであります。

ところが、その重大使命の交渉を部課長に任命しておったのでは、とうてい実現できるものではないと思うのであります。あるいは市長は、当初から行く先漸減傾向にあります諸学校の生徒の将来の見込み数、昭和六十一年度をピークとする中学校生徒の、これを乗り切れば現況のいわゆる八つの中学をもって解決できるんだという計算があったのではないか、こう推測されても仕方がないのではないかと思うのでございます。いわゆる昭和五十三年に教育委員会から提示された個所を、九中、三中分離校実現に積極姿勢を示されなかったといわれても仕方

がない。なぜならば、今議会に古谷太郎議員の質問の中で、国庫補助申請の中に仮称九中新設の補助申請が全然されてなかったということと同時に、三沢中学の増築工事の国庫補助金請申請は提出済みであったということを聞かされたときに、私がいま申し上げました言葉の裏づけと判断してもやむを得ないのではないか、このように思うわけでございます。

そこでまず第一点、以上を申し上げた点について、私の推測が、発言がもし間違ってるとするならば、その点について御説明いただきたい。当然、市長からでございます。

さらに、なぜ仮称九中の新設校が必要なのかは、現在の各中学の生徒数をもってしても明らかなのであります。私はここに現在の各中学の生徒数、あるいは三多摩二十六市の各中学の生徒数の資料を持っておりますけれども、いま東京都の一中学当たりの平均生徒数が七百二十でございます。ためしに私はこの資料で自分で割り出した数字でございますけれども、昭和五十六年学校基本調査資料でございますから東京都の教育委員会の出しているものだと思うんですが、八王子市が一校当たりが六百四十七人、立川が六百三十五人、武蔵野市が四百六十一人、三鷹市が七百四十七人、青梅市が五百二十三人、府中市が八百四人、昭島が五百八十四、調布が八百十五、町田が八百九十八、小金井が五百五十一、小平が七百五十七、日野市が八百四であります。まだずっと東村山、国分寺、国立とあるんですが、全部六百、七百代、田無、保谷、福生、狛江、これも全部六百代、東大和だけが九百八で、あと以下、全部六百、五百、七百代でとまっております。

私がこれをなぜ計算したかと申しますと、日野が二十六市の中で現在ですら八百四は三番目の過密状態になっております。九百代の市が二市、二十六市の中で、八百代が四市、七百代が七市、六百代が七市、五百代が五市、四百代が一市、以上のようになっております。

では、日野市の生徒数がいま幾つかといいますと、六千四百三十三名、これを八つの中学で割りますと八百四名。もし新設校ができれば九校で割るわけですから七百十四、こうなるわけであります。ですから、まだ三多摩の平均より多いんですが、一つつくってちょうど現在の中学の生徒数がまあまあ適正されるというのですから父母の皆さん、あるいは先生方が真剣になって新設校をつくってくださいという要望は、数字をもって裏づけられるわけだと私は思うわけでございます。

では昭和六十一年度、いわゆるピーク時に日野の中学校の生徒がどういうふうになるかと申しますと、つくらないでこのまんま行ったと仮定すると八千百二十四名、これは特殊学級は入っておりません。そして自然増も入ってない。いわゆる現有生徒数のみですから当然自然増、あるいは見込み増というものが入ってくると思うんですが、八校にした場合が千十六名であります。それで九校、一校新設したと仮定しても九百名という数字でありまして、これらの数値をもってしても、いかに仮称九中の建設が急がれておるかということが自明の理としておわかりいただけると思うのであります。

市長は、次の二点目として私は質問したいんですが、いま三沢中学のお母さん方が総力を挙げて新設校建設を望む中で、本当にこれから九中に向かって具体的にどういう歩みをするのか。小手先でやはりこれを乗り切ろうとしておるのか。あるいは、今後とも新設を図って根本的な過密解消を図られるのかどうか、その点についての二点目として御質問を申し上げます。

先日、やはりこれも印刷物をいただいた中に、これ八月十七日の毎日新聞の記事が載っておりました。過密解消に学区変更、その場しのぎに父母らの批判、日野のマンモス三中という新聞のものをここにいただいたわけでございますけれども、この中、これは読むと長いんですが、三沢中をも過密校に巻き込むと異論が出たのに続き、変更対象区域の父母からも行政の見通しのなさを子供に転嫁するものと反発の声が上がってきた。同市教育委員は、これ以外に方法はないとして夏休み返上で住民の説得に当たるといっている。日野市立三中の生徒数が千二百五十九人、二十九クラス、同校を除く市内七中学の平均生徒数が七百九十九人、都内中学の平均が七百二十人、同じような過密校は、町田、三鷹、八王子などでも見られるが、日野三中では教育上、障害が出てきた。昨年からプレハブ教室計四つを急造、全校生一緒だった体育館での合唱祭もことしから学年別に分散する状態と、市塚正史教頭は校庭やプールは生徒であふれて危険なほどであるといっております。飛ばして最後の方ですが、日本信販、西武住宅の住民はこれらを知って早くも大騒ぎ、ほとんどが永年にわたって三中に親しみ、反対に三沢中とはなじみがないために一部では強い拒否反応を見せている。ある主婦は、三中と三沢中では校内環境も校外環境も違います。行政の見通しの甘さで新設校へならともかく既設校へ勝手に学区の変更をされたのではかないませんと、厳しい意思表示をしておったというようなことが書かれておるわけであります。これらの記事をよく教師、父母、学区域変更の過密校に対する心の動揺というんでしょうか、少なくとも五十九年度の新設校開校の望みが断たれたのでありますから、そのいわゆる対応というんでしょうか、対策というものをいずれにしても至急に教師、父母の前に、あるいは生徒に安心感を与えなければいけないんではないかというのがとりあえず行政当局にとっての責務かと思うのであります。

先ほど申したように、六十一年のピーク時が過ぎればいいんだ、後は漸減傾向に向かうのだからというような安易な発想、対処は断じてやめていただきたい。なぜなら、中学生生活はわずか三年間であります。恵まれた環境で送る三年間、過密によ

る荒涼とした、いわゆる精神阻害のもとで送られた学校生活とでは、青春に芽生えた中学生生活にとって生涯の人間形成、人格形成の上からもはかり知れない情操面、教育面の損失であり、いわゆるかつて過密校による弊害例は日野の各諸学校を見れば、もうその弊害例は枚挙にいとまがないわけであります。その犠牲になった中学生は二度と繰り返しのつかない、やり直しのできない貴重な学生生活だからでございます。

先般、一般質問の中で共産党の竹ノ上議員も、本議会に提出されております日野三中の過密緩和と施設整備の補充及び新設校建設にかかわる請願の中から質問をされておりました。それらの請願内容と質問をさらに私は具体的に質問してまいって、その対応と真剣なる御答弁をいただきたい。いわゆる学区域変更が父母、学校にたとえば認められたと仮定すると、三中、三沢中が来年度以降一挙に両校が過密校となる現実問題を踏まえて、それらを受け入れる諸施設の整備計画が当然図られなければならない。まず三中問題から入って、それが終わって三沢中の質問に入らせていただきたいと思います。

まず質問の三点目といたしまして校庭の整備計画。

質問の四、プレハブ教室の解消はできるのか。

質問の五、特別教室の増設問題。

質問の六、体育館の拡張計画と更衣室。

質問の七、プールの拡張計画と同じく更衣室。

八番目、管理室の増設。現在、教育長も市長も恐らく御存じだと思うんですが、管理室は職員室の隣りに、職員室がいっぱいで、管理室を一部職員室へ転用して、さらに管理室とも併用しておるわけですが、それらは当然何らかの対策を取ってあげなければならないと思うのであります。

その次に質問九、前回も私は六月の議会の質問で備品費が一律四十万円を交付されている。過密校であっても、いわゆる適正規模校であっても一律四十万円はおかしいではないか。生徒数、それらに合わせた配分方法が適正なのではないか。あるいはそういう案分もある程度計算に入れてもいいんではないか、このような御質問を申し上げたんですが、それに類しまして図書費の件についてもお尋ねしたいと思うんです。

現在、六十万円均一配付だと私はこれは推定するんですけれども、恐らく十二学級を対象とした配分比率で六十万円を歳出しておるんだともし仮定するならば、三十学級のいわゆる三中も六十万円、いわゆる七百名の学校も八百名の学校も六十万円ということならば、生徒一人当たりの読書数が違ってくるのでありますから、これらの点について事実、均一六十万円の配付なのかどうか。いや、案分してるのかどうか。その点について九点目としてお尋ねいたします。

十点目、被服室の床の破損、それとミシン台が大変不足して、それらの補充、修理は考えていられるのかどうか。

十一点目、教室の机といすが十二年を経過したために大変破損がひどいと思います。その入れかえ計画があるのかどうかということが、三中関係における質問でございます。

引き続いて、三沢中学の関係する質問に入らせていただきたいと思います。

三沢中学の今年度の運動会は、グラウンドが狭いために例年日曜日に行っていたものをやはりウィークデー開催としたとのことであります。一般父母の参加が多いと、あの狭いグラウンドで運動会もできない。どうかお母さん方が余り来られないような形をとって運動会を開催するということが決まったそうであります。市長は七月二十日の全員協議会の席上、私の質問に対しまして、あの変則的な狭いグラウンドのところにこれ以上生徒数をふやすということはどういう考えなんだということに対して、三沢中は比較的校庭の拡張がしやすいところなのでそれらを考慮した上で何とか対応したいというお答えをいただいたわけでございますけれども、一体、そのような答弁をいただいた根拠、論拠というものはどこを指して拡張しようとしているのか、具体的にお尋ねしたいと思います。これが三沢中学の質問の一点でございます。

二点目、日野三中及び三沢学区の現状と一部学区変更についての配付資料の三ページによりますと、これですね、恐らく教育長から私はいただいた、これはこの間三中の説明会に行った人には全員お配りになられたものですけれども、今回の三沢中学の建物の普通教室の部分が、現在の建物よりグラウンド側に寄った設計になっております。現在でも狭いグラウンドを一層狭くしているような設計になっておるんですが、それをもっと有効面積を計るような形の、いわゆる私は東北方面に持っていくのが筋ではないかと素人ながら思うんですけれども、この点についてどうしてこういう設計になったか、お尋ねしたい。これが三沢中に関する二点目の質問でございます。

それから、三沢中学の防音壁の設置はということについてお尋ねいたします。

私は、昨年だったと思います。八中の建設について、八中がいわゆる京王線の隣接するところで防音壁の予算が計上されておったんです。それで私は同じような環境条件にある三沢中学に、なぜ既存校にしないで新設校にするんですか、こうお尋ねしましたところが、三沢中学からはそのような要請をされておりませんという答弁をいただきました。私はそのことを確認していなかったから、ああそうかと引き下がったわけでありますが、おかしいと思いまして三沢中学の先生にお会いしてそのことをお尋ねすると、とんでもない、当初からそのことは進言してあります。そういうようなお答えをいただいたわけであります。

教育長もご存じだろうと思うんですけれども、あの暑いさ中

に三沢中学の体育館において説明会を聞きながら、電車の音がうるさくて教育長の答弁も私らの質問も聞き取れなくて、何回も何回も中断しておるんです。ですから私は昨年の防音壁についての質問をしたわけであって、入学式、卒業式、あるいは催し等に行ったときに何しろあの電車の音がうるさい。そう思ったから前回も質問したわけでございますけれども、これらの点について教育長の御答弁をいただきたい。

それから質問の四点目、私はこのように三沢中学にしても三中にしても多大な行政の手落ちで多くの生徒、多くの父母、教師に迷惑をかけるのでありますから、この際、新しい試みを一つぐらい入れてもいいんではないか。かように思うので視聴覚室、あるいはLL教室等の設置を両校に計画されたらいかがかと思うんですが、それについての御答弁をいただきます。

質問五、先般私は三沢中学にこの質問について校長先生とお会いしたり、教頭先生とお会いしたり、あるいは校庭等、隅々まで見てまいったんですが、そのときに気がついたことに、程久保川からくみ上げる揚水ポンプ場がございます。北側の裏門の倉庫のところでございますけれども、その擁壁が、囲いがされてないわけであります。あのポンプが作動した時点では、大変増水します。落ちたら大変危険でありますし、またボール等を中へ役げ込んだときに生徒が拾いに行ったとき等、非常に危険だと思うんですが、なぜ擁壁をされてないのか。その点について五点目として質問いたします。

質問の六点目、学区域変更に伴う各地域の単位説明会が恐らく除々にあちらこちらでされておると思うんですが、それらの状況と反応、そして来年度に向かっての見通しを、現段階で結構ですのでお聞かせいただきたい。

以上、三中にかかわるもの十一点、それから三沢中にかかわるもの六点、計十七点を御答弁いただいて、さらに答弁によって再質問にさせていただくと。よろしくお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の私がお答えすべき大きい御叱正の言葉に対しましては、全く強い期待に十分お答えできてないということにつきまして反論する内容も持ちませんし、また、御叱正は謙虚に承って、今後の対策の取り組みの責任ということで受けとめておるところでございます。私の多少オーバーな期待という部分があったかもしれませんし、あるいは勇み足的発言もあったかもしれませんが、一に御心配になるべくこたえていかなければならないという意図から出たものでございまして、その点、大きい責任として受けとめております。

それから、いわゆる三中の過大化を、あるいは過密化を解消する手段として、新設校はまさにベストだということは言うまでもありませんが、しかしそれが見通せる年次の中で実現が不

可能だということの判断をいたしましたために、教育委員会の意見にも沿って、あるいは協議をして、そうして学年進行方式による学区域の変更ということに一番実現性のある期待をかけた、こういうことでございます。

そして将来、つまり第九番目の中学校という課題が、まだ発展途上にある日野市としてももちろん残るわけであります。先般も全くまだ構想的なことではありますけれど、比較的具体性のあるのは万願寺区画整理による国有地の確保、そのことに伴う中学校の新設であるというふうにも申し上げたところでございます。

それから、過去私も少なくも小学校六校、中学校三校、古谷議員の御苦労もさることながら私も大変苦労をした経験もございますし、そのことにおきましてはそう努力不足だといわれるいわれはないんではなかろうか、このように思っております。また、今後も第二十小学校をつくり、中学校も何年度というわけにはいまのところはまいりませんが、必ずつくって解決の一助にする、こういう実現性のある考え方も持ち得ております。

それから、いわゆる学年進行方式による学区域の変更によって、第三中学は一応ますます進行する過大化がストップできる、このことには、しかも一年早めてなるべく五十八年度の年度内で、たとえば二学期あたりから、新学期からストップは一応かかるわけですが、二学期あたりから三沢中学校の新設校舎で授業が始まるようにしたい、こういう具体的なことをいま進行させつつあるわけでありまして、つまり三中に対します教育環境の条件整備、あるいは荷物をより多くする、負担をかける三沢中学校の教育条件の整備、これらを十分具体性のある方法で実現することによって生徒の心情、それから日常の教育活動、それから御父兄方の御理解もちょうだいしたい。こういうことは、いま教育委員会と通じてだんだんと具体的な構想を進めつつあるところであります。

もう一つ、質問された中に、三沢中学の校庭拡張ということで触れられておりますが、私はあの学校の校庭がそれでいいというふうには果たして申し上げたかどうか、ちょっとはっきりいたしませんが、少なくも学校長のお話も聞きまして、西の方に多少道路のつけかえを行うことによって形を整える方法が一つありはしないか。現場を見に行きましたが、なかなか、用水もありますし地形が複雑で、うまくいくかどうかまだ検討中であります。ただ、具体的にはっきり三沢中学校のために提供できる用地は正門の並んだ東の個所に市の所有地があります。これは地域のために後日、何かの市民施設をつくる予定地にしようということで、三沢中学の校地を確保しました際にあわせて市の所有にいたしておる土地であります。いま、用途を決めないままで置いてありますから、この場所はテニスコートの一つぐらいは可能ではなかろうか。このことも具体的な三沢中サー

日も、土曜日ですが三沢中の方で説明会を持つ、こんなような計画も立てているわけでございますけれど、その中で出てきている問題というのは、先ほども市川議員さんの方からお話がございましたように、新設校をつくっていただいて対応してもらえるものと思っていたのが、急遽こういうような学区域の変更という形で対応せざるを得なかった、その辺の事情についてなかなか父母の方の方も納得しがたいというような面も含めながらの質問が多いわけでございますけれど、回を追い、その都度できるだけ資料的なものにつきましては、私たちの方も父母の方々の御質問等に応じながら次々と資料等も提出して説明をしておる、そんなような現状でございます。

それで、それらの質問の中で、もしどうしてもここで新設校が無理で、三中、三沢中というような形での学区域を分ける際に、三中の方はどういう整備計画があるのか、三沢中の方についてはどうなのか、これらの御質問も確かに質問の中では出ております。

それで、先ほど御質問のありました三中の方から先に申し上げたいと思いますけれど、まず第一番目に三中の校庭関係でございますけれど、三中の現在の生徒がいまの校庭では十分中学生としての運動機能を果たせないという、その一番大きな問題点として校庭の相当部分をテニスコートが占領している、こういう現状でございまして、テニスコートにつきましては公団のビスは、これははっきりできる、こういうふうに頭の中でめぐらせてまいっております。

そのほかできますことはなるべく実施して、そうして両校の教育環境の条件整備はもちろんのこと、また、いろいろな市民感情としての私どもの行政責任に対する御意見等もあると思っておりますので、その御協力をいただくため、また、御不満を解消するための措置は最大限になるべく早く実現をさせることによって一定の安定を得たい。このように考えております。中学校教育全体に対しましては、もう一度申し上げますと後日の課題ということになりますけれど、具体的なことを必ず実現をいたしたい。これは現在の三中の東とかいうようなことではなくて地域全体、日野市全体から考えて計画を練りつつある、こういうふうに御理解をしておいていただきたいと思います。

後のことは教育長からなるべく順序と、それからいま決めております内容につきましてお答えをできると思っております。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。三中、三沢中の一部学区域変更による生徒の対応、これにつきまして七月二十八日以降、前後七回三中で、あるいは三沢中で、または三沢台小学校で父母に対する説明会等もしながら、何とか現状の中で教育委員会の考えている線でのご協力をお願いしたい、こういうような説明会は持ってまいっております。九月四日の

方とも話を詰めて、下の運動公園というんですか、公団の運動公園の方にテニスコートを移して、たとえば放課後のテニスクラブの活動等については学校優先にしながら対応する、それ以外、空いているときは公団の父母の方たちも利用できるというような形で、テニスコートを下の公団の運動公園の方に移せば現在の三中の運動場そのものが全面的に運動場として活用できる、こういうことで、運動場の件につきましてはテニスコートの移設ということで公団とも話をつけ、先日は東京都の方の施設の担当の課長さんなども見に来ていただいて、一応了解を得ている、こんなような状況でございます。

それから二番目のプレハブの解消、先ほど御指摘のように普通教室三教室、それに美術室がプレハブで現在使われている。来年以降、三中をこれ以上とにかく大きな学校にしないという方向でいきますと、新しい特別教室の増築と絡めてプレハブ教室というものが逐次解消していくことができる。それで現在プレハブで特別教室にしている美術室があるわけでございますけれど、美術室の置かれている場所に三教室の特別教室を正式に増築したい、こういうことで教育委員会の方でも対応しております。

それで、その三教室の特別教室の対応の方法として、どういう教室でその特別教室をつくっていくのか。たとえば、美術室が現在プレハブで使われているわけですから、少なくとも美術室はどうしても必要であることはわかっている。さらに音楽教室、これも普通教室を音楽教室に兼用するような形で現在教科が進められておりますから、音楽教室ももう一教室必要であろう。さらに三教室の増築ということでもう一つの教室を、これは学校側とも十分話をして、たとえば先ほど御指摘のあった視聴覚室とか、あるいは英語のヒアリング等に非常に役に立つＬＬ教室というように、そういうような形で対応するのがいいのか。三教室の中身につきましては学校当局とも十分内容を詰めて対応したい。いずれにいたしましても、特別教室を三教室増築して現在の三中の過密の解消に役立てたい、こういうように考えております。

それから六番目の体育館の件でございますけれど、これも先だって竹ノ上議員の質問にも若干お答えしておいたわけですけれど、ほかの教室あるいは特別教室の不足と比較して、体育館につきましては一応現在の三中の生徒数と体育館の保有面積、こういう中では保有の面積を確保しているわけでございますけれど、特に体育館につきましては中学校教育の今後のクラブ活動のあり方とか、その他、最近では都内の方でも用地がなかなか十分手に入れられないという条件の中で、プールが屋上に上ったり、あるいは体育館が二階建てになったり、そんなような対応をしながら用地の不足分をカバーしている。そういう事例もたくさんございますし、体育館の問題につきましては、これ

からもまた財政当局あるいは市長の方とも十分話を煮詰めながら、どういう方向で対応していくか。当然、建築的な技巧の問題等も絡んでまいると思いますので、内容をどういう目的のために使うのかというものもはっきりさせながら進めていきたい、こう考えております。

それからプールにつきましては、これは現在のプールサイド、これが小学校規模のプールサイドで中学生が準備体操その他をやっている、こういうことでございますので、プールサイドの拡張等も含めて来年の六月時点で、またプールを使用するまでにはプールの問題につきましては一応解決を図るように予算措置をしていきたい、こう考えております。

それから八番目の管理室の問題でございますけれど、確かに職員室が、先生の数が非常にふえてなかなか職員室という規模の中におさまらない。第二職員室というような形で職員室を幾つもに分けるということは管理上の問題も出てきますし、また、それほど教室そのものも余裕がございませんので、いままで校長室に使っていた間の仕切りを取り払って職員室を広くして、校長室の方は事務室と校長室の兼用というような形で、この夏の工期の中で校長室という形での場所を別の場所に設けて対応をせざるを得ない、こういうような状況でございますので、管理棟の問題につきましては三中の沈静化の問題とあわせながら対応していきたい、こう考えております。

それから図書費関係の問題なんですが、これも実は一律六十万というような形で枠を設けて各学校に図書費ということで配当しているのではなくて、いわゆる教材備品費の中に図書費が含まれて学校に配当されている。もちろん教材備品費の中には国庫負担によるところの教材備品と、市の方から支出している教材備品があるわけでございますけれど、全体の教材備品の中に図書費というものが包括されている。そんな関係で、学校によりましては非常に図書費にウェートを置いて予算措置をする学校、それから学校によりましてはほかの音楽とか、あるいは美術とか、家庭科とか、そういうような備品の購入等のためになかなか図書費の方に枠を回せない、こういうような悩みを聞かされる学校もございますので、この辺の図書費の確保という問題につきましては、これから来年度の配当予算を決定していく中で生徒数に応じた一定の枠というものを設けて学校の方に予算配当をお示しした方がいいのか、この辺は十分学校の方とも打ち合わせをとりながら対応していきたい、こんなぐあいに考えております。

それから十番目の、被服室の床が破損している、この点でございますけれど、これも毎年学校の方から一応学校の施設設備関係での重点的な要望を学校から出していただいておりまして、重点順位に応じながら対応しているわけでございますけれど、学校から出されております破損個所、あるいは内容的に補習し

ていかなくちゃならない、そういう面で順位の高い方から取り上げていっている、こんな面もありますので、これは要望どおり対応するということが予算の枠との絡みの中もありますけれど、できるだけそういうような修繕関係の予算につきましても財政の方にお願いをし、今年度あたりの補正等で相当高額な修繕費等を計上していただいておりますので、被服室の床破損等児童生徒の教育に障害があるとか、あるいは危険を伴うとか、こういうものにつきましては優先的に対応していきたい、こう考えております。

それから十一番目の教室の机、いすの入れかえ、これも年次計画に基づきながら逐次古い方の机、あるいは足がすでにがたがきているようなもの、そういうものから順次年次計画をつくりながら入れかえておりますので、三中の机、いす等についても年次計画の線に沿いながら対応していきたい、こう考えております。

それから三沢中学の方ですが、三沢中学の方の（「簡単でいいよ」と呼ぶ者あり）はい。現状と学区の変更関係、これにつきましてどうなのかと。先ほど申し上げましたように年次計画という形で持っていっておりますので五十八年、来年度は八百二十三、五十九年度は九百四十、六十年度に千四十七、この数はあくまでも社会増を含めない現行の学年進行に伴う状態で、六十年度になると千名代の学校に三沢中学も乗るということで、八百、九百、千ということで、これが三中との比較で三中より か約百名ほど少ない学校でございますけれど、いずれにしても現在の三沢中より相当規模の大きな学校になる。

その中で特に校庭の問題、それから先ほど出ております防音壁の問題、これについてお答えしたいと思いますが、校庭の問題につきましては、現在、三沢中学の今回の建設計画というのが現在の普通教室の西側ですか、そちらの方へずっと延ばしていくということはグラウンドのあれを狭くするんじゃないかというような御指摘ですが、一応三沢中学が開校された時点で将来計画という方向でセットされながらこの教室の計画というものができ上がっておりますし、現在、グラウンドと教室との間を境をつくっているような状態で自転車置き場等ができているわけでございますけれど、自転車置き場等につきましては、たとえば校舎の裏の方に設置がえをするとかということで、できるだけグラウンドを校舎寄りの方に移せる範囲で最大限移したい、こんな考え方を持っています。

ただ、今回の建設計画とはほぼ体育館の線、これが線として並ぶような状態になってまいりますので、自転車置き場その他校舎のほかの部分に移せるところは極力他の方面に移しましてグラウンドを拡張する、こういうような形の点についても検討してまいりたい、こんなように考えております。

それから防音室の関係でございますけれど、先ほど市川議員

御指摘のように三沢中学での説明会の中で、私の方でいろいろ父兄の方の御質問にお答えする、あるいは質問が出る、そういう中で電車が通るたびに説明をとぎらせなくちゃならない、これは体育館が一番線路寄りにセットされたということもありますけれど、できるだけ普通教室の騒音といいますか、電車騒音を極力少なくしたい、そういう建築計画に沿いまして体育館でいろんな卒業式、そういった儀式等を行う際に、あれでは非常に障害があるということを身をもって実感してまいっておりますので、京王の方ともこれはかけ合いまして何とか体育館と京王線との間に防音壁を設ける、こういう方向で現在、京王の方との折衝にも当たっております。

それから五番目のプールの擁壁といいますか、これにつきましてきょう実はまことに申しわけなくて、いま初めて市川議員の方から指摘されまして、こういうような（「教育長、プールの擁壁じゃなくて程久保川の用水からポンプアップして揚水は……」と呼ぶ者あり）ああ、そうですか。

子供たちのいわゆる危険を伴うような個所につきましては、これはもう早急に対応しなくちゃならない性格のものでございますので、学校側とも連絡を取りましてその辺の対応については至急対応できるように処置をしたいと思っています。

最後に、いままで各地区で説明会を持った中での状況と今後の見通しといいますか、これはどうなんだということでございますけれど、これからもまだ、特に受け入れていただく三沢中学、それから実際に学区域が変更になる三沢台小学校、ここの父母の方たちとの話はさらに十分誠意をもって詰めていかなくてはいけない、こう思っております。

ただ、この前もちょっとお話したんですけれど、タイムリミットといってはまことになにか一方的な形で受け取れるかもしれませんが、来年度の職員、先生方の配置、これにつきましては実は東京都の広域人事という関係もございまして、十一月の半ば過ぎからそういうような異動等のあれが始まってまいりますので、そのころまでには何とか地域の方、それから父母の方の了解を取りつけられるように努力をしたい、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　特別なＬＬ教育、たとえばＬＬ教室とか、そういう問題……。

○教育長（長沢三郎君）　先ほどの中で視聴覚教室、それからＬＬ教室、これらの施設の問題につきまして、これは特別教室との絡みがございますが、学校側の方と十分話をして、学校側がいま一番望んでいる状況の特別教室としてどういう教科の内容を取り上げたいか、その辺を詰めた上で対応したい、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　大変長い御答弁、御苦労さまでございました。ありがとうございます。

さらに数点、最質問に入らせていただきたいと思うんです。大変答弁がうまいんでしょうか、私、はっきり市長の答弁も。私は一点目は、新設校分離の補助金をしてなかったのはなぜだろうか。そして三沢中学の増設の補助金申請がしてあった、これは私は邪推かもしれませんけれども初めからこの学区域変更は、伏線としてしまわれていったんじゃないか、もしそうでないならば新設校に向かっての市長の真剣な対応という答弁があるだろう、こう思ってたんですが、私はそれをいまこの耳で聞くことができなかったのか。聞きもらしたのかわからないんですが、大切な点でございますので、市長、簡潔で結構です、一言その点についてまずお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの思いどおりと申しましょうか、あるいは期待をかけられておるとおりに用地確保は見通しが結論つけられなかった。したがって、一定の時期にはやっぱり次の方途を取らなきゃならない、これもまた私どもの責任だ、このように思っているという趣旨のことをこれまでも述べておるわけでありまして、いろいろと経過の中で私自身の仕事の推進の仕方に御叱責があることも、そのままに責任として受けとみておる、このようにお答えをしたところであります。

もう一つ、補助金云々のことによくつまびらかにはしていませんが、まず一段階の用地確保というのは、少なくもどこの学校を取得する際にも開発公社による事前の確保、次に補助金市債等を得ることによって行政的な用地確保を進めていく、こういうことが一般的でございますから、私もそのように考えておった、こういうことであります。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　多分そういうお答えじゃないかなと私も推測しておったんですが、そのように返ってまいられました。

万願寺区画整理によってある程度の根本的解決を図るということも、私はあながち否定するわけではないんですけれども、万願寺というと川の向こうなんです。いわゆる川の向こう側において解決するというんならば私は理解できるんですけれども、御存じのように川の南から北へいま通っている学区は七生中学もないし、三沢―八中がどうか知りませんけれども、あの地形から推してちょっと不自然だと私は思うんです。かねがね私は、いま、これ小中学校を問わずなんですけれども、日野市の学区はまことにつぎはぎだらけであります。これでいまの学校のいわゆる学区域設定が平常と思うことにむしろおかしいんであって、あの地域を万願寺区画整理地域に充てようなんていうような発想がもう私には理解できない。時間がないんでそれ以上のこの点については言えないんですけれど、少なくとも万願

寺ができれば一万五千人ですか、増加見込みというような推定もされておるんですから、そういう中で当然生徒数もふえるわけでありますから、小手先の解決でなく、やはり根本解決を市長部局、また教育委員会等も具申として諮っていただきたい。強く要請しておきます。

非常に質問が多岐にわたっておりますので複雑なんですが、三中のまず三番目ですか、校庭の整備計画、これ簡潔で教育長結構ですから、ポンポンと答えてください。時間がないんでね。三中の校庭は、あすこいまでも雨が降ったりなにかすると土、砂がどんどん流れて、その流れたものをまた補充しなくちゃならないというようなことで、今度テニスコートを移設するそうですから、そしたらああいうところを防ぐには私は四方を側溝をつくって、そういうような解決方法しか手がないんじゃないかと思うんですけれども、ああいういわゆる一般の平地のグラウンドでないんで、それなりの設計を施さなければせっかく高いお金を使ってでき上がってもまた同じような苦労を重ねなければならないということで、ぜひそういった面を配慮をしてもらうとか、あるいはああいう土、いわゆる山砂の上に一般砂を入れてるわけですから、今度のときには恐らくアンツーカーで客土を十分するだろうと思いますけれども、そういった点を十分配慮していただきたい。その中にスプリンクラーとか何か、どうなんでしょうかね、入るのかどうか。ずっと質問していきますので、後、重ねて答弁してください。

四番目のプレハブ教室の解消、これ私、プレハブ教室がなくなるということがちょっと聞けなかったんですけれど、では残るのかどうか、そこの点についてもお願いします。それで、もしプレハブ教室が残るならば冷房施設を、前回にも私、申し上げたんですが、したらどうか。前回の質問のときに、教育委員長である森久保先生がお医者さんだからよく相談して健康に差し支えなければそういったことも考慮しよう、というような答弁をいただいたんですけれども、都内ではプレハブはほとんど一〇〇%冷暖房でやってるそうですね。暖房は当然ですから、冷房はどうかという点。

それから五番目で、特別教室を、現在普通教室を転用して音楽室など特別教室に確保しているわけですけれども、増築後の特別教室の保有室数、三中、三沢中ともこれはお願いいたします。現在では三中の場合には一週間二十七個カリキュラムを消化しなきゃならないことになっているんですが、現実にもうはみ出して消化できないことも教育長、よく御存じだと思うんです。一体、では増築することによって特別教室が幾つふえて、合計幾つになるんだ、こういった点について御説明いただきたいですね。

それと、それはその答えをいただいた時点でいいですね。ちょっと、では、いまの特別教室だけ議長いいですか、ちょっとお答えいただきたいんですが。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　特別教室につきましては、現在三中が十一教室特別教室を保有しております。したがって、あと三教室特別教室を建てることによって十四教室の特別教室の保有。

それから三沢中学は現在十教室の特別教室を持っているわけでございますけれど、これにさらに二教室を追加いたしまして、十二教室の特別教室を保有したい、こう考えております。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　はい了解。体育館のそれから拡張なんですけれども、確かに、私、まだこれから時間の許す限り質問してまいりますけれども、体育館の、いま三中で国基準に適しているのは全く体育館だけです。体育館は確かに適しているんですけれども、体育館にしましても現実にあの状態ですね。ほとんどイモを洗うような状態で、更衣室も、もう前回で質問しているからよくわかると思うんですけれども、それを解決するにはいわゆる国基準というのは非常に流動的だという私は判断しているんですね。

なぜなれば、こういう地域性の学校というのは私立学校と違って生徒の増減というのは常にあるんだということを予測しての国基準だと思うんです。それで、現在まだ債務行為の償還がされてないんで、あれを取り壊すことはできないんだというような中で、先般も竹ノ上議員が二階にしたらどうだというんですけれども、壊さないで二階にすれば私はできるんじゃないかなとも思いますし、そういった方法を取り入れる準備があるのか、考えがあるのかどうかという点。

それとプールの拡張計画、前回も申しましたように小学校規格で、プールサイドがですね、それをなにか機械室を移設してつくるというようなことで、移設した後に、そのところに更衣室も間違いなく、いままでのようなんじゃなくてきちっとしたものができるのかどうか。六月完成というような見通しだということで、ぜひひとつ来年の夏には間に合うような方向でやっていただきたい。

それから管理室なんですけれど、これは全くひどいんで、管理室はどうなんですか、あすこの用務員さんの上の屋根の突き出したところ、あすこへプレハブででも機械を入れてくるんですから、機械というか、あれは格納庫ですか、そういうような程度なんだからあの辺にプレハブで十分私は間に合うと思いますので、プレハブ棟の設置をお願いしたい、かように思います。

それから九点目の図書費なんですが、なにか教材備品費の中に含んでおるんだというようなことですと前回と同じことですので、やはり過密校、生徒数に応じた配分方法ということを当然私はするべきが筋だ、あるいは一定の枠の部分の応分の配当、

いわゆる基礎算定は、たとえば六十万円だったら四十万円までは基礎算定で一律配分で、あとは生徒数に応じた配分方法をとるとかしないと、やはりこれも大きな不公平の一因になるだろうと思います。

それと、被服室の床が大変ひどいんで、この間市長さんもなにかこれをごらんになったというふうなことを私聞いたんですけれども、できればこういう機会ですから、長い間迷惑をかけるんですからめんどうを見てもらいたい、かように思います。

年次計画に基づいていすの入れかえはするということなんですが、時間がないんで三沢中学の方へ入らせていただきます。

三沢中学のいわゆる校庭が、私はそのようなことを言ったかどうかなんて市長にとぼけられたんですけれど、間違いなく言って大ぜいの議員が聞いておるんですから。実際問題として三沢中学の校庭というものは、ここに資料があるんですが、まあ見ていただければわかるんですが、こういう校庭なんです。だれが見てもこれは全くおかしいですよ。私は何人かに聞いてみました。それで今度こんなところへまたさらに増築計画をして狭くしているわけですね。むしろ私ら、普通の一般的な設計士だったら、いまのグラウンドの方から校舎を持ってきてこちらを有効面積に図るというんならば、先ほど市長が答弁なさった東の門のところの市有地をグラウンドに接続して有効利用を図るということができるんですけれども、せっかくその土地を提供されても何にも、何にもというと少し語弊があるんですけれども、有効利用が計れないんではないか、かように思うわけです。そういう点も考えますと、場合によったら私は三沢中学、お金があれば全部壊してつくり直した方がむしろベターである、かように思うほどいまの三沢中学の建設というものはむだな施設を多く使ってグラウンドが死んでおるというのが実情ではないか、かように思うわけであります。

防音壁の設置なんですが、三点目の、ちょっとこれ教育長、聞いていただきたいんですけれども、私は防音壁が三沢中学にとってなぜ必要かということをもう一度申し上げたいんですが、いまサッカー、ソフトボール、テニスもたまに入ることがあるんですが、サッカーボールが線路へ入る、それから程久保川へ飛び超えるということで、五メートルの現在防球ネットが一部にしてあるようですけれども、そういうものを兼ね備えられる三沢中学の場合には。防音壁だけじゃなくて。サッカーのボールが再三にわたって中へ入っておるようです。あれ、危険ですよ。生徒が取りに行ってるんですから、線路へ。ですからそういう意味を兼ねて、防音壁をつくったらその上に何メートルかの防球ネットをつけて、そういったような危険性を少しでも取り除くというような意味合いからも、三沢中学の防音壁については篤とお願いいたします。

それから、先ほど教育長の答弁にあった質問四の視聴覚室の

LL教室等は、できることならばこういう御迷惑かけている学校に新しい試みとして取り入れてみたらどうだろう。ますます情操教育の必要性というものが叫ばれる中にあって学年単位で使用できる教室、あるいは語学研修教室、先ほどおっしゃられてましたけれども、ランゲージ・ラボラトリーの頭文字なんですが、LL教室、視聴覚教室等をぜひ日野市の中学にも取り入れるように配慮していただきたい。かように思います。

教育長、ちょっと時間がないんで申しわけないんですが、いまの点、五分ぐらいの間に御答弁いただきたいんですが……。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　三中の運動場関係につきましては、この十二月補正でまずテニスコートの予算を計上し、来年度の当初予算で運動場そのものを改修工事費を計上して、五十八年の夏期休業の期間を使って三中の運動場の改修を行いたい、こう考えております。

それから二番目の冷房関係でございますけれど、これにつきましても、その後、都内の状況やなにかを聞きますと、確かに環六とか、そういうような非常に自動車騒音、あるいは自動車のばい煙、そういうものに取り囲まれているようなところにある学校では、すでに教室そのものを冷房装置をつけて窓を閉めて授業をやっている、そういう話も聞いておりますので、これについてもプレハブが残る限りにおいては検討していきたい、こう思います。

体育館の件につきましては、先ほど申し上げたように、この後よく二階部分をどういう形であれするかということについては市長並びに財務当局とも検討をした上で、下の部分がいろいろなクラブ活動の、柔剣道等の練習できる部屋とか、卓球等の使えるような部屋、そういうものが現に行われている、現にございます三中の一階部分を使って活用できるというような方法やなにもかも含めながら、ちょっと検討させていただきたいと思うんです。

それからあと、三沢中の方の問題での防球ネットと防音壁の関係、これにつきましては、おっしゃるとおり何とか防音壁は対応しなくてはいけない、そういうことを身にしみて三沢中学へ行って感じておりますので、京王の方とも十分話を煮詰めたい、こう思っております。

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　どうもありがとうございました。時間が刻々と迫っておるので少しスピードを上げて、何とか私が言おうとしているようなことぐらいは言って、この三沢中、三中の父兄の、先生方の困っているところを理解していただいてその対応を取っていただきたいと思うわけでございますが、いずれにいたしましても五十九年度の開設ということは望みを絶たれたわけであります。それらについて今議会にも三中

のＰＴＡの父母の方から請願が出されております。大変厳しい請願が出されておるわけですけれども、都の平均が先ほど言ったように七百二十、二十六市の平均等を取ってみますと、三中、三沢中とも来年度でここに合格ラインというのはもうないんですね。たとえば三沢中学が来年度になりますと二十学級ですから、特殊学級のない学校ででも校地あるいは運動場、教室、プール、体育館がかろうじて三沢中の場合にはパスできる状態で、大変大きなマイナス面、特にグラウンド等においては極端に少ない減少というんでしょうか、狭溢な状態になっておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、古谷太郎議員が市長のときに大変用地取得に苦慮されたというような中で、どうか市長もそれらの点、たとえば杉野学園にしてみれば杉野学園の短大の設立の希望を売ることによって絶たれるわけですし、農家にしてみれば農家の人のやはり生活を場合によれば奪い取るというようなことにもなりますし、先ほど市長は、私もいままで六校をつくったというようなことを言われましたけれども、たとえば八中にしても、大坂上にしても、二十小にしても、三沢台小学校にしてもきわめていままではまれな、取得するのにラッキーな状態で取得できてきたわけであります。私に言わせれば、むしろこれからが、このような困難に立ち至ったときの森田市政の教育行政にとっての一つの見せ場でもあります。正念場でもあるんだ、かように思うわけであります。六十一年度に向かってがピークだといわれておりますけれども、先ほど言ったような市長の答弁にも増してひとつこのピークを、漸減傾向を待っての解決でなく、新しい学校をつくって中学生生活というものは一人一人、先ほども申し上げました取り返しのつかない大切な人生であり、学校教育であります。一日たりとも取り返しのできない、なおざりにできない義務教育であります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）都立高校用地が取得できて、義務教育の用地が取得できないという（「おかしい、それは。努力が足りない」と呼ぶ者あり）教育行政は、本来、本末転倒ではないかと思わざるを得ないのであります。

私、もうきょうは時間がないから大幅に、もっと具体的いっぱい数字を持っておるんですが飛ばしてしまいました。残念な、聞いていただきたかったんですが、また何かの機会に私は多くの数値をもって皆さんに示し上げたかったんです。それで、教育長にちょっとこれ聞いていただきたいんです。

教育委員会は確かに教師を含む監督権を持ち、校長、教頭はその委託を受けて学校管理の責任者に違いない。しかし、そのことが即教育委員会は敵であり、校長、教頭は権力の末端であるという考えに立って子供に接していたら、子供達にとってこれほど不幸なことはないように思う。教育ほど良識を求められる世界もなく、また権力や政治集団の圧力から独立し、子供たちの将来を守らねばならないところはない。どんなに民主主議を説いても教師の姿は子供に移り、校長に対する教師の姿勢は教師に対する子供の姿勢としてあらわれてくるだろうという、こういう私、名文に接したんですが、これ、教育長さん、だれが書いたんでしょうか。（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　私の教育相談室の出しております相談紀要の中に……。（「そうです」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市川資信君。

○十九番（市川資信君）　まさにそのとおりであります。私はこの文章を見たときに名文であると同時に、日野市の教育委員会の姿勢、教育長の姿勢というものに非常に感激をしました。こういう姿勢で臨んでいてくださるんならば、本当に私も安心できるわけであります。

それで、翻って森田市長の現状のこのような教育界の過密における困乱がもし長く続いたと仮定したならば、どんなに民主主義を説いても市長の姿勢は父母に移り、教育行政はいわゆる父母に移って、教師、生徒に移っていくでありましょう。不信、不満がつのってまいるのではないか、かように思うわけであります。もう来年度もまさに目の前であります。どうか新学期に向かっていずれの学区変更にせよ、あるいはそれを拒否する生徒も出てこようと思うんですが、それらに十分対応してこれらの三中、三沢中の解決に努力されんことを要請いたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（石坂勝雄君）　これをもって二十の一、三中及び三沢中の学区域変更に伴う諸整備に関する質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。（「二番目はどうした、粗大ごみはどうした」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

市川資信君。

○十九番（市川資信君）　私、本日、二題の一般質問を出しておりました、粗大ごみと生ごみ収集に関する変更についてということの通告質問を出しておったんですが、時間がないので後日、改めて発言させていただくということを留保させていただいて、本日はそれを取りやめさせていただきます。ありがとうございました。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって一般質問を終わります。

これより議案第八九号、日野市教育委員会委員の任命の件を

議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男君）　ただいま上程されました議案第八九号、日野市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。
本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
先刻、全員協議会の席で求められております資料は必ずしも十分ではないかもしれませんけれど、提案をいたしております同氏の評価をする指標になり得ると思っておりますので、なにとぞ御承認をいただきますようにお願いを申し上げます。以上です。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
これより本件を採決いたします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八九号、日野市教育委員会委員の任命の件は、これに同意することに決しました。
これより議案第九〇号、日野市核兵器廃絶・平和都市宣言の件を議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。市長。
〔市長登壇〕
○市長（森田喜美男）　議案第九〇号、日野市核兵器廃絶・平和都市宣言の議題につきまして、提案の理由を申し上げます。
本議案は、人類の繁栄と恒久平和の実現を願って、日野市が核兵器廃絶・平和都市であることを宣言するものであります。
なお、この都市宣言につきましては去る六月の議会におきまして、議会における請願の採択に伴い執行機関としての立場から提案を申し上げるものでございます。
日野市核兵器廃絶・平和都市宣言文を読み上げます。
巨大な量の核兵器は、米ソ両国の戦略兵器制限交渉などをもってしても、もはやその拡大を止められない事態となっている。ひとたび核兵器が使用されることになれば、その結果は全人類とその文明の滅亡であることはいうまでもない。日野市は、核兵器が地球上から姿を消す日まで、その廃絶を叫び、平和が市民生活の基本であるとの理念のもとに、ここに日野市が核兵器廃絶・平和都市であることを宣言する。
こういうことであります。なにとぞ本議案の御承認をいただくことによって日野市の団体意思の決定ができますことをお願いをして、説明といたします。よろしくお願いいたします。
○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。
本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。
お諮りいたします。これをもって議案第九〇号、日野市核兵器廃絶・平和都市宣言の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。
請願第五七―三九号、子供広場の再整備に関する請願、請願第五七―四〇号、老人医療費無料制度に関する意見書の採択を願う請願、請願第五七―四一号、作業所設置に関する請願が提出されました。
お諮りいたします。この際、本三件の請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。
本三件の請願の要旨は、お手元に配付されておりますとおりであります。
請願第五七―三九号、請願第五七―四〇号、請願第五七―四一号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。
お諮りいたします。請願第五七―四二号、子どもの遊び場の整備に関する請願、請願第五七―四三号、ダストボックス廃止によるごみ収集方法の変更計画の再検討を求める請願、請願第五七―四四号、下排水路整備に関する請願、請願第五七―四五号、生活環境整備に関する請願、請願第五七―四六号、下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願、請願第五七―四七号、下排水路整備に関する請願、請願第五七―四八号、街路灯設置に関する請願が提出されました。
この際、本七件の請願を日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって本七件の請願を日程に追加し、議題とすることに決しました。
請願の要旨は配付いたしておりませんので件名を読み上げ、議長においてそれぞれの委員会に付託いたします。
お諮りいたします。請願第五七―四二号、子どもの遊び場の整備に関する請願、請願第五七―四三号、ダストボックス廃止

によるごみ収集方法の変更計画の再検討を求める請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願第五七―四二号、請願第五七―四三号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第五七―四四号、下排水路整備に関する請願、請願第五七―四五号、生活環境整備に関する請願、請願第五七―四六号、下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願、請願第五七―四七号、下排水路整備に関する請願、請願五七―四八号、街路灯設置に関する請願を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願第五七―四四号、請願第五七―四五号、請願第五七―四六号、請願第五七―四七号、請願第五七―四八号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時八分散会

十月八日　金曜日（第十一日）

日野市議会会議録

第三十四号

昭和五十七年
第三回定例会

十月八日　金曜日　（第十一日）

出席議員（三十名）

一番	橋本文子	君
二番	福島敏雄	君
三番	小俣昭光	君
四番	小山良悟	君
五番	谷長一	君
六番	古谷太郎	君
七番	馬場繁夫	君
八番	馬場弘融	君
九番	高橋徳次	君
十番	簇野行雄	君
十一番	一ノ瀬隆	君
十二番	板垣正男	君
十三番	鈴木美奈子	君
十四番	川嶋博	君
十五番	飯山茂	君
十六番	夏井明男	君
十七番	黒川重憲	君
十八番	古賀俊昭	君
十九番	市川資信	君
二十番	藤林理一郎	君
二十一番	名古屋史郎	君
二十二番	竹ノ上武俊	君
二十三番	米沢照男	君
二十四番	中山基昭	君
二十五番	大柄保	君
二十六番	秦正一	君
二十七番	奥住芳雄	君
二十八番	石坂勝雄	君
二十九番	滝瀬敏朗	君
三十番	高橋通夫	君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	赤松行雄	君
収入役	成井正夫	君
企画財政部長	生野清	君
総務部長	加藤一郎	君
市民部長	加藤一男	君
生活環境部長	佐々木博	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
次長	岩沢代吉	君
書記	五十嵐隆	君
書記	栗原尭次	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―一〇―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　川久保友子　君

議事日程

昭和五十七年十月八日（金）
午前十時　開議

清掃部長	伊藤正吉	君
都市整備部長	結城邦夫	君
建設部長	中村亮助	君
福祉部長	坂本金雄	君
水道部長	土方武彦	君
病院事務長	小山哲夫	君
教育長	長沢三郎	君
書記	平川雅弘	君
書記	串谷省三	君
書記	田野和	君

（議案審査報告）

一　議案第三七号　第二次日野市基本構想の制定について
二　議案第三八号　日野市民憲章の制定について
三　議案第三九号　日野市歌の制定について
四　議案第六九号　日野市条例の左横書き等整備に伴う特別措置に関する条例の制定について
五　議案第八八号　日野市三沢一〇八三番地先市道上の市の義務に属する事故に係る示談について
六　議案第九〇号　日野市核兵器廃絶・平和都市宣言について
七　議案第九一号　黒川都市下水路（その五）工事請負契約の締結について

（総務委員会）

八　議案第八一号　昭和五十七年度日野市一般会計補正予算について（第二号）

（文教委員会）

九　議案第七七号　日野市文化財保護条例の制定について

（厚生委員会）

一〇　議案第七〇号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
一一　議案第七一号　日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について
一二　議案第七二号　日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
一三　議案第七三号　日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
一四　議案第七四号　日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定について
一五　議案第七五号　日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一六　議案第七六号　日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定について
一七　議案第八二号　昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第一号）
一八　議案第八五号　昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第一号）

一九　議案第八六号　昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第一号）
（建設委員会）
二〇　議案第七八号　市道路線の一部廃止について
二一　議案第七九号　市道路線の廃止について
二二　議案第八〇号　市道路線の認定について
二三　議案第八三号　昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第二号）
二四　議案第八四号　昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第一号）
二五　議案第八七号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第一号）
二六　議案第六二号　昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定について
（一般会計決算特別委員会）
二七　議案第六三号　昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
（特別会計決算特別委員会）
二八　議案第六四号　昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定について
二九　議案第六五号　昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
三〇　議案第六六号　昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
三一　議案第六七号　昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
三二　議案第六八号　昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定について
（請願審査報告）
三三　請願第五七―三四号　日野第三中学校の過密化緩和のため、同校の施設設備の補充、並びに昭和五十九年四月までに同校を含む新設校建設完全実施のための請願
三四　請願第五七―三六号　市民会館建築に関する請願
（厚生委員会）
三五　請願第五七―　九号　老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願
三六　請願第五七―三三号　市区町村社協の充実強化に関する意見書採択に関する請願
三七　請願第五七―三九号　子供広場の再整備に関する請願
三八　請願第五七―四〇号　老人医療費料制度に関する意見書の採択をねがう請願
（建設委員会）
三九　請願第五七―　二号　日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情
四〇　請願第五七―二六号　道路改修工事請願
四一　請願第五七―三二号　下水道設置及び道路側溝改善に関する請願
四二　請願第五七―四五号　生活環境整備に関する請願
（文教委員会）
四三　請願第五七―　六号　日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願
四四　請願第五七―　七号　遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願
四五　請願第五七―三〇号　日野市私立幼稚園児父母への補助金増額についての請願
（厚生委員会）
四六　請願第五七―　八号　建材置場の公害に関する請願
四七　請願第五七―一八号　被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情
四八　請願第五七―二五号　人工肛門、人工膀胱者に対する補助金支給についての陳情
四九　請願第五七―二八号　下田地区センター増築工事についての請願
五〇　請願第五七―二九号　婦人問題解決のための日野市行動計画策定に関する請願
五一　請願第五七―三五号　ゴミ収集方法の変更に関する請願
五二　請願第五七―四一号　作業所設置に関する請願

五三　請願第五七―四二号　子どもの遊び場の整備に関する請願
五四　請願第五七―四三号　ダストボックス廃止によるごみ収集方法の変更計画の再検討を求める請願
（建設委員会）
五五　請願第五七―二四号　南平六丁目地区の下水路を暗渠とすることに関する請願
五六　請願第五七―二七号　水害等対策に関する請願
五七　請願第五七―三一号　私道舗装整備に関する請願
五八　請願第五七―三七号　高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願
五九　請願第五七―三八号　住宅環境保全に関する請願
六〇　請願第五七―四四号　下排水路整備に関する請願
六一　請願第五七―四六号　下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願
六二　請願第五七―四七号　下排水路整備に関する請願
六三　請願第五七―四八号　街路灯設置に関する請願
（継続審査議決）
六四　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六五　農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六六　高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六七　廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件
六八　市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（議案上程）
六九　議員提出議案第二四号　人工肛門・人工膀胱保有者に対する身体障害者福祉法適用に関する意見書
七〇　議員提出議案第二五号　優生保護法改正に関する意見書
七一　議員提出議案第二七号　老人医療無料制度の継続に関する意見書
七二　議員提出議案第二八号　市区町村社協の充実強化に関する意見書
（請願上程）
七三　請願第五七―四九号　土地の境界線確定と生活道路の整備促進を要望する請願
七四　請願第五七―五〇号　平山中学校への夜間照明施設設置を要望する請願
七五　請願第五七―五一号　高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願
追加日程
一　請願第五七―五二号　ダストボックス廃止に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第一から第七五及び追加日程第一まで

午後三時三分開議

○議長（石坂勝雄君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員三十名であります。

これより議案第三七号、第二次日野市基本構想の制定、議案第三八号、日野市民憲章の制定、議案第三九号、日野市歌の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（黒川重憲君）　それでは総務委員会の審査報告を申し上げます。

議案第三七号、第二次日野市基本構想の制定について、議案第三八号、日野市民憲章の制定について、議案第三九号、日野市歌の制定について、以上三議案とも全会一致継続といたしました。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は閉会中の継続審査であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第三七号、第二次日野市基本構想の制定、議案第三八号、日野市民憲章の制定、議案第三九号、日野市歌の制定の件は、閉会中の継続審査とされました。

これより議案第六九号、日野市条例の左横書き等整備に伴う特別措置に関する条例の制定、議案第八八号、日野市三沢一〇八三番地先市道上の市の義務に属する事故に係る示談の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第六九号、日野市条例の左横書き等整備に伴う特別措置に関する条例の制定でございます。この条例は、この条例の施行前に公布されたすべての条例を左横書きに改めること及び用字、用語の統一等の整備について必要な事項を定めることを目的としたこの第一条に示

されたとおりの特別措置に関する条例でございます。全会一致採択といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

続きまして議案第八八号でございます。日野市三沢一、〇八三番地先市道上の市の義務に属する事故にかかわる示談についてでございます。昭和五十七年四月の八日午後五時、この日野市三沢一、〇八三番地先の路上におきまして菊地正子さん親子が深さ九十センチの水路中に転落し事故を受けた、このことにつきまして加害者、市道管理者の日野市長森田喜美男との示談が成立した、このような内容でございます。

両議案とも全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私は最初の左横書きの条例の制定について、これは市長にちょっとお考えをお聞きしておきたいと思います。

私、最初の議案上程のときにお聞きすればよかったんですが、一つの日本語というものについての基本的な認識についてといいますか、日本語のいわゆる成文といいますのは私は縦書きで書くのが正則だと思っております。ですから、いわゆる五十音図を見ましても、五十音図は右から左へ縦にあいうえおとなっているわけです。ですから下二段活用、四段活用といいましても、縦に五十音を見て文法というものが決まっております。それを横書きにするということに関してですから、私は疑問を感ずるわけです。戦後の国語改革が特にかな遣いを改める、また漢字をできるだけ少なくする、また文字を縦書きを横書きにするというような形で、一つの退廃の方向へ、混乱の方向へ向かってきたんではないかと思います。ただ便利だから、読みやすいからというのは、私にとっては積極的な理由にはならないんです。と申しますのは、現在郵便切手等を見ますと、たとえば郵便番号簿等にはあて名書きは左で書く場合もあるということで注意書きが出ておりますが、かえってこれは、郵便物を整理する方にとっては大変な手間だろうと思うんです。ですから郵政省みずからが、こういうお役所が横書きを奨励することによって、かえって事務の混乱を招いている。つまり便利さを追求する、自分だけの都合でその理由を挙げておられますが、決して結果的には便利な形にはなっていない、そういうふうに思います。

私は、これはあるむずかしい国語の論議をするのではなくて、文章のいわゆる専門家の意見というものもぜひ参考にすべきではないかと思いましていろいろ見てみました、ちょっと簡単ですから二つだけ紹介をさせていただきます。山本夏彦という文筆家の方がいらっしゃいますが、この縦書き、横書きのことに関しまして、縦書きと横書きでは読む速力が違う、無論縦の方

が早い。縦、横同じ人もあろうが、まだ少ない。大新聞、大雑誌のすべてが縦書きになっているのはこのせいである、というような文章を発表しておられます。それから皆さんも御存じだと思いますが、池田弥三郎という方がいらっしゃいますが、この方が東京タイムズに発表された横書き未遂という文章があります。戦後一早く横書きに組んで出したある少年少女雑誌は、横書きだということが一つのマイナスとなって、売れ行きが悪かったそうである。戦後のあの万事一新のときでも、日本文の印刷はとうとう横書きへの統一に踏み切れなかった。このような文章を見ることができるわけです。

そこで私は言葉というものは、日本語というのを大切にしたいと思いますので、市長にお聞きしたいんですが、市長のお好きな日本国憲法も縦書きで書かれております。横書きにするメリットというものをどのように考えておられるか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　文字や文章は、これは民族の大きな文化財と言うべきものだと思っておりますが、私もそう深い知識、造詣あるいは特別の個人的な意見というものはございません。しかし、一般的に上部の役所から始まりまして、東京都におきましても、あるいは市町村自治体におきましても大多数の市が、大多数の自治体が、横書きを採用するようになっております。日野市は、そう早い時点で取り組むという立場は一般的にとっていないわけでありますが、その意味では、保守的であるというふうに言われるかもしれませんが、なるべく慎重を期したい、こういう考え方でございます。

今回の改正は、もうすでに二十六市でも二十市が左横書きに直され、とにかく、これは共通しないと読みにくいというようなこともございますし、それから数字が多く使われる時代でもございます等のことから、日野市におきましても、左横書きの方式に切りかえたい、このような考え方の提案でございます。そうりっぱな見識を持って、ということは私どもの能力にはないわけでございますが、一般的な傾向として尊重しよう、こういうことでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　ちょっと意見になってしまうかもわかりませんが、私は一つの文化観の問題だと思っております。ですから言葉というものを失えば文化もないと思いますので、私たちは日本語を大切にしたい、そのように思っているわけです。ですから横書きの方が合理的だという考え方は、私は納得できないわけですし、国語に関する限り、このような考え方は敗戦に――敗戦と言えば何ですが、戦後の一つのすべて欧米に追従した、それの裏返しではないか、私は思っております。ですから国語を大切にする、日本語を守りたいという立場

から、私の個人的な考え方になりますが、意見を申し上げました。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第六九号、日野市条例の左横書き等整備に伴う特別措置に関する条例の制定、議案第八八号、日野市三沢一〇八三番地先市道上の市の義務に属する事故に係る示談の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九〇号、日野市核兵器廃絶・平和都市宣言の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第九〇号、日野市核兵器廃絶・平和都市宣言の件について、「巨大な量の核兵器は、米ソ両国の戦略兵器制限交渉などをもってしても、もはやその拡大を止められない事態となっている。ひとたび核兵器が使用されることになれば、その結果は全人類とその文明の滅亡であることはいうまでもない。日野市は、核兵器が地球上から姿を消す日まで、その廃絶を叫び、平和が市民生活の基本であるとの理念のもとに、ここに日野市が核兵器廃絶・平和都市であることを宣言する」、以上の内容での平和都市宣言でございます。

委員会、慎重審議をいたしまして、全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九〇号、日野市核兵器廃絶・平和都市宣言の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第九一号、黒川都市下水路（その五）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　議案第九一号、黒川都市下水路工事請負契約の締結についてでございます。

飛島・清水建設共同企業体が一億七千七百万にて落札をし工事をするものでございます。

全会一致可決といたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第九一号、黒川都市下水路（その五）工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八一号、昭和五七年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件を議題といたします。

本件については四常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長（黒川重憲君）　それでは一般会計補正予算につきまして審査報告を申し上げます。

本補正予算総額四億五千六百十三万円でございまして、歳入合計二百三十五億八千二百九十九万七千円でございます。そのうち総務費関係の中で、特に質疑の集中いたしました件について、御報告を申し上げたいと思います。

総務管理費の企画調整費、八の報償費の四十九万円、幼児保育研究会委員謝礼、同じく幼児保育研究会小委員会委員謝礼、十一番の需用費九万円でございます。この中でこの四十九万あるいは九万円が、本年度当初予算にも同様な額が盛られておる。計上の仕方に大変疑問があるんではないか、あるいは、この予算は今後問題が起きるであろう、いわゆる合意をもらうための対策費の性質が強いのではないか、これは行政の責任において外部の問題に当たる方がいいんではないか、この委員会の先生方の責任ではない、このような意見も出されました。市長も出席をいたしまして、予算編成上のあいまいさ、提案の仕方が大変ぶざまであった、詰めも不十分であった。このような市長からの答弁もなされたわけでございますが、この四十九万、九万円に対しまして、幼児教育カリキュラムを進めるため、あるいは法人格の検討を今後していかなければならない、こういったことを申されまして、修正案が出されました。採決の結果、四対三をもちまして修正案が否決をされました。

委員会としましては、原案を可決いたした次第でございます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　次に文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君）　議案第八一号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算の第二号、うち教育費の本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本委員会は九月二十八日午前十時より開催し、理事者より本件に対する提案理由及び議案の内容等につき詳細なる説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。補正額は一億三千七百四十万三千円、補正前の額の合計は五十七億八千百二万二千円であります。主なるものは、二十小の新設、一中、三沢中の増設工事に伴う地質調査費、設計費でございます。また大坂上中学校併設特殊学級が、来年度三十名になるために新たに七生中学校に特殊学級新設をして来年度より一年生と二年生、計八名を七生中学に入学させるものでございます。

委員会における主たる質疑は、三中、三沢中の学区域変更に当たっては、十分関係者と納得を得た上で決定していただきたい。また二十小新設に当たっても、従来の学校建設の同一パターンでなく、今後、小学生、児童の減少と合わせ廊下、階段、床等の冷たい感じのする設計を、壁面も使用できるような明るい設計にしていただきたい。また、近年教育指導が多様化する中で、精神科医をカウンセラーの形で設置することになったわけでありますが、委員より、これらの運用に当たっては、十分配慮していただきたい、等の要望があり、理事者に適切な措置を求めたところでございます。

その他細部については、説明を省略させていただきまして、質疑を終結し、採決の結果、本件は全員異議なく、原案のとおり可決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　次に厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　一般会計補正予算、厚生委員会に付託されました歳出のうち、民生費、衛生費、労働費、消防費についての審査報告を申し上げます。

まず民生費についての今回の補正五千九百二十六万円であります。民生費の中で、理事者より、ミスプリントということでの訂正がありましたので、まずその点を御報告しておきます。補正予算説明書の三十九ページの最下段「高幡福祉センター改修千二百七十九万円」とありますが、これを「高幡福祉センターへの改修千二百七十九万円」と御訂正をお願いするということであります。よろしくお願いいたします。

民生費の中の主なものは、障害者福祉手当など福祉手当増額

分として国、都、市の制度で計百七十二万五千円、高幡福祉センターへの改修千二百七十九万円、百草につくる地区センターの設計工事費千二百三十万円弱、百草台保育園雨漏り補修工事として五百三十二万円などであります。民生費の審議の中では、まず百草台保育園の補修工事についての質問が出されています。昭和五十一年三月につくったばかりで何個所からも雨が漏る、こんなに早く五百万円もかけるのはおかしいではないか、もっと早くから注意しておけばこんなことにはならなかったのではないかなど、厳しい指摘、意見が出されています。これに対しての説明、答弁として、屋根はシート防水という当時としては新しい方式を採用した。いままでこの厚みが一・二ミリだったが、今度は二・五ミリのものを張りかえていく。シート防水については今後は考えていかなければならない。この工事の保証期間については五年であり、重要なものについては十年間だ、ということも説明されています。次に高幡福祉センターについては、その合法性、建築確認、都への始末書などについての発言が出され、先ほど申し上げましたミスプリントでの訂正ですべてピリオドとなりました。

民生費に続きまして衛生費であります。衛生費の今回の補正額は三千六百八十四万三千円であります。その主なものは、ごみ焼却炉煙突改良千四百三十三万円、粗大ごみ置き場撤去二百六十五万円、火葬場駐車場舗装二百四万円、東部共立病院組合負担金三百八十四万六千円などが額の大きなものです。焼却炉煙突については、当初予算で三千三百十七万円を計上しておりますが、足りないため補正したものです。強度が半分に落ちているためつくり直しが必要だということが答えられています。粗大ごみ処理施設ロータリーバルブの改良と修繕に百六十万円が計上されておりダンパー方式にかえるというが、むだをしたのではないかとの発言があります、年末年始用ごみ保管袋百五十六万円はビニール製単価十五円、一世帯二枚五千二百世帯の説明がなされています。

労働費については四十一万八千円ですが、これは行政視察負担金十万円を組み、消防費については四十四万七千円が補正され、十号台風での支出のため消耗器材、食糧費が不足し補正の必要を生じたものだと説明されております。この消防費の審議の中で耐震貯水槽についての質問があり、現状が説明されております。四百二十五を目標にして現在百二十六が確保され、隣接でカバーするとしても、あと二百二十九の設置は必要である。開発行為で年に三ないし四築かれていくとしてもそのほか一年に五ないし二基をつくるような状況では目標達成に三十年はかかることが説明されています。今後、実現に向けて内部討議をしていきたいということが助役より発言されています。また消防隊員への手当の値上げを要請する発言も行われています。

厚生委員会へ付託されたものだけではありませんし、一々

説明は省きましたが、各所に期末勤勉手当の増額に伴う職員手当の補正があることをつけ加えて、補正予算の厚生委員会関係の審査報告を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　議案第八一号でございます。昭和五十七年度日野市一般会計補正予算第二号、歳出のうち建設委員会に付託されました農業費、商工費、土木費について審査報告を申し上げます。

農業費については一千七百十八万二千円の補正であります。歳出の主なものは農業振興費の中の負担金補助及び交付金一千百六十六万でございまして、東京都野菜生産団地育成ほか三事業に対する補助金でございます。

次に商工費につきましては三十四万九千円でございます。それは職員手当等の補正でございます。

次に土木費でございます。一億二千三百四十七万九千円の補正でございまして、主なものといたしましては、道路橋梁費の中の道路新設改良費、十五の工事請負費でございます。五千三百三十万でございますが、その中の日野の六号線側溝新設ほか三件の工事費でございます。また交通安全対策費の十二、役務費十八万でございます。放置自転車対策としてアンケートを実施するものでございます。都市計画費の六、公園管理費でございます。七、賃金四百十四万、台風被害復旧のための作業員の雇い上げのものでございます。

委員会で慎重審議をいたしました結果、全会一致、原案可決と決定いたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これから四常任委員会ごとの質疑に入りたいと思います。

最初に総務委員会関係の質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

これより文教委員会関係の質疑に入ります。

文教委員長、登壇願います。

〔文教委員長登壇〕

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君

○二十二番（竹ノ上武俊君）　三沢中の校舎増築などに関する補正予算に関連して、一件だけ質問したいと思います。

先ほどの委員長の報告で三沢中の補正予算など執行に当たっては住民のと申しますか、そこの意見を聞いてというようなニュアンスの御意見なども委員会であったように聞いております。しかし、この補正予算を認めるということになりますと、いまの市の方針である学区変更を予算上は認めるというような形になってまいるわけであります。で、私としては、その委員長の報告でございましたように、ぜひ父母の意見など、あるいは学校の意見などを聞きながらこういう問題を解決していただきたいという点は同じ気持ちでありますが、グラウンドの問題についてちょっと質問をしたいと思います。

文教委員会の席で、あるいは一般質問でも出たわけですけれども、現在のグラウンドが、この前運動会などもありましたけれども、狭いということは明らかなわけです。で、いままでの答弁ですとグラウンドの横の道路を広げて何とか拡張できる余地はないかというような市側の説明などもあったわけです。しかし、そういうことでもちょっといろいろ困難があるんじゃないかと思いますので、もちろん仮定の話でありまして、学区変更が決まった後の問題になるかと思いますけれども、グラウンドを第二グラウンドなどを探す可能性、こういうものについて委員会などで論議がなされたかどうか、その点を聞かせていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　文教委員長。

○文教委員長（市川資信君）　ただいま、竹ノ上議員の質問に対してお答えいたします。

三沢中と学区域変更についてこの予算を決めるということは学区域変更を認めることではないかという（「それは違います。それは私の気持ちですから、学区域のことは結構です。グラウンドの件だけお聞かせいただきたいと思います」と呼ぶ者あり）グラウンドの件だけについて。今回、三沢中のグラウンドの件の予算というものは、この補正予算には何ら計上されておりません。したがって、むしろいま竹ノ上議員のおっしゃられる質問については、その後に、これから審査報告を申し上げます請願の件の項で、三中から出されておりますそのところで相当突っ込んだ質疑がされております。そこでされた方がむしろよろしいんじゃないかと思うんですけれども……。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　了解いたしました。それでは、そこで若干の要望もありますので、発言させてもらいたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　文教委員会で私が精神科医の導入について質問をいたしましたときに、教育長の御答弁の中で周辺の体制がそうであるからというふうなお言葉がございました。私はそのときその件について一切周辺の町の状況がわかっておりませんでしたので、そのことを一応納得したわけですが、その後調べてみますと、すべての三多摩の市がそういうふうになっているということではなくてまだまだ精神科医が導入されていない町がたくさんある、という状況の変化がいま明らかになってきましたので、いま一度、この精神科医の導入について

教育長に私は御答弁をお願いしたいと思うものです。その点、委員長の御了解を得たいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　文教委員長。

○文教委員長（市川資信君）　ただいま橋本議員からの質問でございますが、先ほど簡単には御説明申し上げたんですが、委員長からさらに各議員にこの精神科医の設置という件についてお答えした上で、さらに教育長からただいまの橋本議員に対するお答えをいただきたい、かように思います。

ただいま橋本議員――どうぞお座りになって結構です。（笑声）橋本議員のおっしゃられた精神科医設置云々なんですが、要するに多様化した学校教育の中で、最近ややもすれば暴力問題であるとか、あるいは予期せぬ、いわゆる従来の学校医では診断しかねる種々の問題が発生しておる、そういう中で、決して強制ではなくて、カウンセラーのような形で、要するに欧米等では、心理学者をカウンセラーの窓口にしておる、ということでございますけれども、日野市ではそれに充当するような方がないんで、当面精神科医をもってそのカウンセラーに当っていただく、というようなことを文教委員会では報告を受けております。それで納得したわけでございますが、さらにそれについての答弁は、教育長の方からお願いしたい、かように思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長、簡明に。

○教育長（長沢三郎君）　ただいま橋本議員の方からお話のありました他市のこの精神科医の配置状況、この問題については、文教委員会の中では特別触れていなかったと思います。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　触れてないとおっしゃいますが、周囲の町が、体制がそうであるからというふうにお答えになったと私は記憶しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　この件につきまして二十六市、いわゆる他市の状況との比較の中で、文教委員会の中で御説明したという、そういう件は全くなかった、こういうように記憶しております。（「おかしいぞ、おい、何やってんだ」「話が違うじゃないか」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　委員長その点いかがでございましょうか。

○議長（石坂勝雄君）　文教委員長。

○文教委員長（市川資信君）　ただいま教育長がおっしゃるとおり、二十六市との比較云々という言葉は出てなかったと私、記憶しているんですが……。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　大勢がそうであるという言葉を

確かに使われ、私はその場でこれは大変だと思ってメモった記憶がございますので、私はそのように覚えております。それで、おっしゃらないと言われても、実際にこの本会議場でないので、速記がいらっしゃるわけではないし、これは水かけ論になると思いますが、私は確かに聞いたので、大変怒っているわけでございます。で、いま一度そういう意味で、精神科医の導入が、どういう理由が、意味合があるのか、教育長の方から御答弁をお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　現在、各学校には校医、歯科医あるいは耳鼻科医、こういうような校医さんが配置されているわけでございますけれど、最近の学校内で行われますもろもろの生徒の問題、こういう問題が果たして精神的観点から出ている問題であるか、あるいは、そうでなくて全く現在の教育体制の中で、子供たち自身の気持ちが動揺して、現在のような非行の問題とか、その他の問題が行われているのか、こういう点につきましては、普通の校医の先生ではなかなか判定がむずかしいということで小中学校二十七校通しまして、一名、七生病院の院長の高橋先生にこの分野を担当していただく、ということでこの精神医ということで予算計上をさせていただいたわけです。（「わかった」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　判定がむずかしいので精神科医の医者にやっていただく、ということでございますが、どのような子供の判定を精神科医にお預けになるのでしょうか。そこのところいま一度御答弁願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　非常に卑近な例で申しわけございませんが、一昨日ですか、中野の方で、大学生が周りの騒音が非常にうるさい、そういうことで、五名の、いわゆる全く付近の方々の殺傷事件みたいなものが発生した。この大学生の方は、普通に高等学校、大学という形で卒業されて、そういう――現在、日本大学の方に入っておられる、そういう状況の中で、この学生の周囲を取り巻いている環境、あるいはその学生の心神の喪失状況、こういうものになってまいりますと、普通のその校医の先生方では、なかなか判定を下すといっても下し切れない側面もある、いわゆる校内暴力とか、いろいろな問題があるわけですけれど、こういう問題につきまして、やはりカウンセリングを担当するようなお医者さんがいらっしゃるということ、そのこと自体必要である、こういう観点に立ちまして、精神科医の補正というものをお願いした、こんなようなわけでございます。（「わかった」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　いま教育長お話しになったのは大

学生でございますが、この日野市で導入しようとしている精神科医は、対象が小学生、中学生そして幼稚園児にまで及んでおります。その点はお間違えないでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。（「教育長、委員長じゃないよ、議長だよ」と呼ぶ者あり）

○教育長（長沢三郎君）　そのとおり、二十七の小中学校と六園の園を抱えておりますので一応その中で起きてきます、たとえば登校拒否とかその他いろいろな問題が生じたときに、対応できるような形で対処したい、こう考えています。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　はからずもいま登校拒否という言葉が出ましたのでいま文教委員会のときの御答弁を思い出すわけでございますが、そのときにお答えになった言葉の中に、非行の子供、登校拒否の子供、寡黙児――自閉症児のことでしょうか、それにノイローゼ、あるいは性格に問題のある子、これだけの五項目を挙げられて精神科医の対象にするのだという御答弁でございましたが、これらの子供たちが、本当に精神科医の対象である、というふうに教育長はいまでもお考えなのでしょうか。その点もう一度お聞かせください。

○議長（石坂勝雄君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　橋本議員さんのおっしゃる、ある特定した枠の中でその問題をとらえている、ということではございませんけれども、もちろん学校の教師、これが子供たちと対応し、その教育そのものをつかさどっている、そういう中で、当然、それぞれの園または学校の教師が、子供たちの日常の状況を見ながらあるべき姿の方向で指導していく、これは当然のことでありますけれども、そういう子供さん方の中に、先ほどから出ておりますように、非行問題あるいは登校拒否の問題、そういう問題等通しまして、担任の先生あるいは生活指導の先生方が、いろいろ家庭等とも連絡を取りながら対応しても、家庭の方でも現実問題としてもう手をやいて、後は学校側にお任せします、というようなケースに出くわすこともたびたびありまして、その場合の対応について、その子自体が持っている、その性格的なものなのか、それとも回りの環境からきてそういうその問題が惹起されているのか、その辺の問題につきまして、より専門的な立場の先生にも助言をいただく、あるいはカウンセリングをしていただく、こういう必要は当然ある、こういうように考えております。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　よろしいですか。（「はい、質問を終わります」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

これより厚生委員会関係の　に入ります。厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　まことに申しわけございませんけれども、先ほどの報告の中で、一番大切なことを落としたようなので、追加させていただきます。

先ほど報告をいたしましたような審査内容で、厚生委員会として付託された補正予算、全会一致で可決した、ということを申し上げたいと思います。追加させていただきます。

○議長（石坂勝雄君）　了解いたしました。（「了解」と呼ぶ者あり）

これより厚生委員会関係の質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

これより建設委員会関係の質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

それでは今度はそれぞれの四常任委員会ごとの御意見があれば承ります。小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　簡単に一言申し上げます。

総務費の補正なんですが、当初予算の倍額の補正を出してきた、ということでありますが、これは、じゃあ当初予算の計算の根拠は一体何であったのか、ということを強く疑問を感ずるわけで、こういう場当たり的な予算編成はもう今後絶対にやめていただきたい、ということを強く反省を求めます。

○議長（石坂勝雄君）　旗野行雄君。

○十番（旗野行雄君）　いま小山議員から触れられた点でございます。予算書の二十四ページ、二十五ページの企画調整費のうちの報償費及び需用費でございます。この点につきまして、先ほどの総務委員長の審査報告でも触れられたわけでございますけれども、まず第一点は、報償費ですが、幼児教育研究センターですか、その研究会及び小委員会の委員の謝礼ということであるようですが、要するに、当初予算と同額をここの補正予算で出してきた、これは予算編成上また補正予算の出し方としてきわめておかしいではないか、という指摘が各委員から強く出されたわけであります。これについては、理事者である市長からも非常にこの点は問題である、遺憾であるというような答弁もあったわけでございます。まず第一点、こういうことを認めると予算編成がおかしくなってしまうんではないか、こういうことがあります。

次に第二点ですが、この報償費の、では内容はどういうことなのか、という説明がなされたわけであります。まず最初二十八日に総務委員会が開かれたわけでございますけれども、そのときに、当面の責任者である教育長から、これは民間の幼稚園対策費である、本当は。こういうことだというような発言がありました。続いて五日のたしか総務委員会の日に最高の責任者である市長から、これはカリキュラム研究の小委員会であるというふうな答弁があったわけでございます。いま一つ、担当職

員からは、幼児教育研究センターの建築の検討をするんだ、というような答弁が返ってきております。（「おかしい」と呼ぶ者あり）どうもその辺非常に私はおかしいと思うわけであります。（「本当かね、それは」と呼ぶ者あり）本当のことです。（笑声）どうも第一点について、まずはあるわけでありますが、この報償費がどうしても緊急的に必要であるということならまたこれはやむを得ない事情があると思うわけですが、その辺全く理解できないわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

委員長も審査報告で触れられましたが、われわれはこの辺修正案も提出したわけで、結果的には否決されたわけでございますが、この二点につきまして、私は補正予算案について反対であるという意見を申し上げておきます。

○議長（石坂勝雄君）　馬場繁夫君。

○七番（馬場繁夫君）　公明党といたしまして一言意見を申しておきます。

総務管理費の報償費四十九万円、需用費の九万円につきましては、当初予算で同額の予算を組み込んでおります。予算の計上の仕方が当初予算に盛られた予算中、半ばにして使い切り、補正することは大変疑義があります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）市長も総務委員会におきまして当面としては、そのたてまえとしてはそのとおりであり、詰めにも不十分であった、提案の仕方がぶざまであったと答弁しております。このように、補正予算の組み方については、大変遺憾に思っております。

しかしながら、公明党といたしましては、幼児教育センターの建設に賛成の立場をとっております。（「ごまかすな」と呼ぶ者あり）今後も一層幼児教育のあり方、また、りっぱな施設ができるよう願い、賛成することにいたします。以上でした。

○議長（石坂勝雄君）　奥住芳雄君。

○二十七番（奥住芳雄君）　ただいま三人の議員の方々から意見がございました。私も総務委員の一人として、また修正案を提出した立場から御意見を申し上げます。

いままで言われたとおり、本当にこの幼児教育研究会の予算の組み方には非常に問題があると思います。また、この各答弁者が、意見がまちまちであります。特に財政部関係では、非常にこの予算の、補正予算のつけるときに問題があったという答弁がなされております。いずれにいたしましてもごり押しの補正予算ではなかったかというふうに私は受けとめるわけでございます。（「そのとおり」「否決だ」と呼ぶ者あり）今回の決算の中でも、決算の監査委員の意見にも、このように安易に大きな補正をするということは問題である、と指摘をされているわけでございます。市長みずから、本当にみっともない予算づけだ、と言っております。そしてその中で、なおさらに皆さん認めてほしい、という強引なやり方でございます。私は本当に

納得できないわけでございます。言うなれば、いま問題になっております日野市の遺跡調査会にかかわる問題等もございます。これらの中でも、市長は先日の記者会見の中でも、学者先生が金の遣い方がどうのとか、金に対する観念がどうだとか言っております。これらに基づいて、この調査会のメンバーも全部の学者先生がそうだと私は申し上げません。しかし、そういうようなグループでございます。もし、また今後においてこのような問題が起こるということは、重大なことになると思うわけでございます。こういう意味を含めましてもこの補正予算には慎重でなければならないと思うわけでございます。

以上、今後のためにも私はこの補正予算には反対をするものでございます。終わります。

○議長（石坂勝雄君）　橋本文子君。よろしいですか。

（「自分でやれ」と呼ぶ者あり）

○一番（橋本文子君）　一点だけ先ほど質問をさせていただきましたその中味についての要望を出させていただきたいと思います。

人間の教育は、そもそも親がやるものであります。学校に子供を預けるのは、知識を与え、そして社会性をつくるために、学校に出しているわけでありますが、子供が非行に走り、あるいは登校拒否を起こし、寡黙児になり、ノイローゼになり、あるいは性格的に問題が起きたときに、親や教師がその子供の教育から手を引いてはなりません。まして、精神科医に預けることによって、幼児期から精神病としてのレッテルを貼ることは、私は絶対に許すわけにいかないと思っております。いま政府、自民党が保安処分を導入しようとしている中で、幼児期からレッテルを貼られた子供が大きくなったときに、同じその考えの中で、保安処分の対象になっていくことを私は恐れています。そういう意味で、精神科医を導入してこれからやっていこうとしている日野市の教育行政の中で、そういう恐れ、私が恐れている方向へ絶対に行かないように、あくまでも子供をどう立て直すかということで、しっかりと考えていただく中で教育行政を行っていただきたい、そういう思いを込めまして、私の意見を一言だけ述べさせていただきました。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第八一号、昭和五十七年度日野市一般会計補正予算（第二号）の件は、原案のとおり可決されました。（「休憩」と呼ぶ者あ

り）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時五十八分休憩

午後四時五十二分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

時間延長したいと思います。お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

ちょっと市長が公用で出かけて間もなく帰ると思うんで、暫時休憩をしておきたいと思うんですが。お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時五十三分休憩

午後五時　五分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第七七号、日野市文化財保護条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君）　議長の御指名によりまして、ただいま議題となりました議案第七七号、日野市文化財保護条例の制定について委員会における審査及びその結果を御報告申し上げます。

本委員会は、九月二十八日開催いたしまして、理事者より本条例案に対する提案理由並びにその内容について詳細なる説明を求めました。その上、慎重審査を行った次第でございます。

議案内容は、第一章総則から第八章の罰則まで条例改正の主たる理由は、現行条例が昭和三十五年七月に制定され現在に至っておりますが、その間、広範で急激な経済的、社会的変動に伴い、現行条例では文化財保護の諸問題に対処し得ない面が生じたので、今回の条例の全面改正により、整備充実を図ろうとするものでございます。文化財保護法が五十年十月一日大幅改正に伴って、五十一年、東京都においても改正され、それに準じて日野市も全面改正の上、五十七年十一月一日に施行したい、そのような議案でございます。これらのほか各章にわたって質疑がなされたのでございますが、細部については省略させていただきます。

以上により質疑を終結し、採決の結果、本件は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七七号、日野市文化財保護条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第七一号、日野市老人福祉手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第七二号、日野市心身障害者(児)福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定、議案第七四号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第七五号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆）　厚生委員会の審査報告を申し上げる前に一言発言しておきます。

委員長といたしまして、厚生委員の皆様方には大変申しわけなく思いますけれども、実は厚生委員会の審議後、この議案書にミスプリントではないかというところを発見いたしました。議案第七六号ですが、この日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の新旧対照表のところをお聞きいただきたいと思います。ここに新と旧両方にまたがるものでありますけれども、第二条そして第二項使用料は、次の各号に定める額とするとあ

りますが、その次に、一、使用料とありますけれども、これは議員各位に配られております例規集を見ますと、診療料となっております。多分ミスプリントだと思いますけれども、まず最初に病院事務長よりその点を明確にお答え願いたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　病院事務長。

○病院事務長（小山哲夫君）　ただいま厚生委員長さんから御指摘がございました第七六号議案関係につきましての新旧対象表の件でございますが、大変恥ずかしい次第でございますけれども、御指摘がございますとおりに、新旧対象表の内容につきまして、一部ミスがございましたので、大変恐縮でございますけれども、御訂正を賜りたいと思います。

新旧対象表の第二条の第二項の次に一、使用料というふうになっておりますけれども、これは診療料の誤りでございます。診は診察の診、療は療養の療、その次の料は料金の料でございます。診療料というふうに御訂正を賜りたいと思います。謹んでおわび申し上げますとともに、よろしく御了解を賜りたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　厚生委員長。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　それでは厚生委員会に付託されました七件についての審査報告を申し上げたいと思います。

まず議案七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。この条例の付則の第九項を改正するというもので、この九項は国民健康保険税の減額の特例を定めているものです。この条例の十七条で所得が地方税法で規定している金額以下の者は保険税の均等割りが千二百二十四円、世帯別平等割りが二千八十八円と定められています。この地方税法で規定している金額が特例として昨年は二十三万円であったものを今回法律の改正によって二十四万円とするものであります。市民部長より基礎控除が上がったと説明されています。全会一致可決と決しました。よろしくお願いいたします。

次に議案第七一号の老人福祉手当条例の一部改正の審査の報告をいたします。この条例によって支給される老人福祉手当を月額一万三千五百円から一万四千五百円に増額するという改正であります。都条例の改正による都のアップがそのまま増額となるという説明であります。これに市で上乗せすることはできないかの質問がありました。福祉部長から、現在のところ考えていない旨の答弁がありました。この改正の議案について全会一致可決といたしましたので、御報告いたします。

次に議案第七二号は心身障害者福祉手当支給条例の一部改正であります。心身障害者(児)福祉手当の額は、三段階となっており、これと重複の場合の加算額が定められています。このそれぞれを五百円ずつ増額するという改正案です。ことし三月三十一日

の都条例の改正に沿い、市で上積みをしているもの、市独自のものもあわせて増額したものです。年間値上げ総額が東京都支給分は四十二万円、市の支給分が九十四万六千円と説明されています。以上、慎重に審議の上、全会一致可決と決しました。

続きまして議案第七三号の日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の制定であります。これは区市町村民税の納税義務者であって、前年度までの区市町村民税をその納税義務地で完納しているという旧条文を納期の経過している区市町村民税を完納していることに改めるものであります。全会一致可決と決定いたしました。

続いて第七四号、日野市児童育成手当条例の一部改正の審議の御報告であります。障害者に対しての不快用語、差別用語が先ほどの議案第六九号で一掃されましたが、それに一括し得なかったものにこの条例があります。これをこの議案第七四号で処理するというものです。第四条にあった「廃疾」を「規則で定める程度の障害」ということに改めました。したがって、この廃疾という文言をなくしたわけですから第三条の用語の定義としての廃疾は必要なく消去したものです。全会一致可決であります。

次に議案第七五号は日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の改正であります。いままでの内科、小児科、外科、整形外科、皮膚、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科に加えて九つ目に歯科を診療科目として新しく追加するという第二条第二項の改正であります。市立総合病院全般についての医師の状況などの質問があった後、全会一致可決といたしました。

議案第七六号は日野市立総合病院使用条例の改正でありまして、七五号と関連して歯科を設けたことによる改正であります。病院の診療料の算定に歯科を加えたものです。従来、健康保険法で規定された甲表ということで表現されていた別表第一、診療報酬点数表によって診療料は算定されていましたが、これには歯科が入っていません。そのために、これに別表第二、歯科診療報酬点数表を加えるものです。以上が市立総合病院使用条例の第二条第二項の改正であります。全会一致可決といたしました。

以上よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本七件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本七件について採決いたします。本七件に対する委員長報告は原案可決であります。本七件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七〇号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第七一号、日野市老人福祉手当条例の一部を

改正する条例の制定、議案第七二号、日野市心身障害者（児）福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定、議案第七三号、日野市住宅改良資金融資条例の一部を改正する条例の政定、議案第七四号、日野市児童育成手当条例の一部を改正する条例の制定、議案第七五号、日野市立総合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七六号、日野市立総合病院使用条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八二号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、議案第八五号、昭和五十七年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第一号）、議案第八六号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　国民健康保険特別会計補正予算第一号についての厚生委員会の審査報告を申し上げます。八十四万六千円の補正で、歳入は前年度繰越金、歳出は、一般会計の補正でも説明されている職員手当等であります。全会一致可決でありますので御報告いたします。

次に日野市立総合病院事業会計補正予算第一号であります。補正額は千五百二十五万四千円であります。収入は、一日平均患者数をプラス十五人と見込んだものであります。支出については他会計と同様の支給率が〇・三八五カ月増加する期末勤勉手当のほかに、歯科の技工関係の委託料百八十万円が含まれています。また二千万円以上の予算に定めるものとして取得する重要な資産として全自動血球計算装置一台、医療用電子計算装置一台が説明されています。病院の焼却場のばい煙の公害、職員の異動についての質問があった後、全会一致可決といたしました。

続きまして日野市受託水道事業特別会計補正予算第一号についての審査報告であります。補正額七千五百万円、歳入は都の水道事業委託金であります。歳出は多摩平団地の配水管管種変更の工事、落川の下水道や黒川下水路関係の配管移設工事、浄水場のテレメーターの交換工事の不足分、長銀団地などの配水管新設などであります。全会一致可決といたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八二号、昭和五十七年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、議案第八五号、昭和五十七年度日野市立総合病院事業補正予算（第一号）、議案第八六号、昭和五十七年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第七八号、市道路線の一部廃止、議案第七九号、市道路線の廃止、議案第八〇号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七九号、市道路線の廃止についてでございます。廃止の理由でございます。日野都市計画神明上土地区画整理事業の完了に伴う地域であります。所でございます。慎重審査の結果、全会一致可決といたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第八〇号でございます。市道路線の認定についてでございます。認定の理由についてでございます。日野都市計画神明上区画整理事業完了に伴うため大坂上一号線、大坂上二―八―一一番地より大坂上三丁目の二五の二番地旧甲州街道大坂上都営住宅から大坂上中学校先信号までの間でございます、道路であります。

各三件現地調査を行い、慎重審議の結果、全会一致可決といたしましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

議案第七八号でございます。市道路線の一部廃止についてでございます。廃止の理由といたしましては、上台一号線から姥久保上九号線、日野都市計画神明上土地区画整理事業が完了をいたしました。神明上の土地区画整理のためでございます。寺ノ下一号線から後堂一号線、現状が廃滅し公共の用をなさないというためでございます。九月二十九日、現地調査を行い、慎重審査の結果、全会一致可決といたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七八号、市道路線の一部廃止、議案第七九号、市道路線の廃止、議案第八〇号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八三号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第八四号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）、議案第八七号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一回）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第八三号でございます。昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第二号でございます。議案第八四号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算の第一号でございます。議案第八七号　昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第一号についての建設委員会の審査報告を申し上げます。

初めに昭和五十七年度都市計画事業特別会計補正予算についての審査報告をいたします。補正額は歳入歳出それぞれ八千九百四十九万三千円を追加いたすものでございます。歳入歳出総額それぞれ十一億九千七百二十六万四千円とするものでございます。歳入については、補助金の確定が主なものでございます。歳出の主なものといたしまして万願寺区画整理事業費八千五百四十万九千円の補正でございます。委員会では慎重審議の結果、原案可決と決定いたしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

続きましては昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算の審査報告を申し上げます。補正額は歳入歳出それぞれ一億二千四百五十一万六千円で、減額した歳入歳出予算の総額をそれぞれ十一億九千百九十八万四千円とするもので、減額の理由としては、黒川都市下水路工事が一部昭和五十八年度にかかるためのものでございます。委員会では慎重審査の結果、全会

一致原案可決と決定いたしました。

続きまして昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算の第一号の審査報告でございます。農作物共済勘定といたしまして収入支出それぞれ四万三千円の補正であります。園芸施設共済勘定といたしまして収入支出とも二百七万七千円の補正でございます。また業務勘定といたしまして収入支出とも二十四万九千円の補正でございます。委員会では慎重審査の結果、原案可決と決定いたしました。

以上三議案建設委員会の審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。谷長一君。

○五番（谷　長一君）　これは五十七年度の日野市都市計画の件でお伺いいたします。

十八ページの使用料及び賃借料等それから十五番の工事請負費の件であります。この土地借上料の件です。この二百万につきまして、一万四十平方メートルということになって六ヵ月分ということになっております。それは一体どのような性質に使われるか、すなわち道路なのか、それとも資材を置く場所等に使うために借り上げたものかということが第一点です。

その次は、この工事請負費の件について、この道路――区画街路の築造ということになっておりますけれども、この三千百

万円に当たる区画街路は、一体何メートル、幅が何メートルであり、しかも、そのロング――長さは一体どのくらいに当たるかということを委員長にお尋ねいたします。

○議長（石坂勝雄君）　建設委員長。

○建設委員長（藤林理一郎君）　いま谷議員から質問がございました件につきまして、これは私の委員会の席上で審議なされてないのがございますので、そのあとはひとつ担当部長さんの方から説明をさせていただくようにお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　都市整備部長。

○都市整備部長（結城邦夫君）　それでは私の方からお答え申し上げます。

まず使用料及び賃借料の土地借り上げでございますけれども、これは仮道の設置いたします、その仮道の必要な面積を借地として借り上げるということになっております。これの面積はそこに書いてございますように一万四十平米でございまして、道路の幅員は六メーター道路でございますが、この六メーターの両サイドに約一メーターずつぐらいの余分に工事をするための土地が必要になってまいりますので、その道路、土地も含めまして借り上げるということになっております。延長は六百メーターでございます。それから、そのほかに水路の部分がございます。水路につきましては百二十メーター、これを施工するということになるわけでございますが、そこの横の用地につきま

しても、工事をする関係上、一部必要が出てまいりましたので、あわせて借り上げるものでございます。

それから十五の工事請負費でございますけれども、工事請負費につきましては、区画街路の中の仮道を設置するその部分につきまして、先ほど申し上げました使用料との関係で借り上げた所を仮道を設置するということと、もう一つは先ほど申し上げました水路も合わせまして築造する工事費でございます。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八三号、昭和五十七年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第二号）、議案第八四号、昭和五十七年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）、議案第八七号、昭和五十七年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第一号）の件は、原案のとおり可決されました。

昭和五十六年度日野市一般会計決算の議題に入る前に米沢議員から発言をしたい旨申し出がありますので、これを許します。

○二十三番（米沢照男君）　先日すでにお配りしました一般会計決算に対する審査意見書の中で一点だけ訂正個所が発見されましたので、訂正をさせていただきます。

三十ページ、土木費にかかわる説明の部分がありますが、この中で六億五千三百四十八万一千円の増加になっているとありますが、これは減額になっているという、この点がミスプリントでありましたので、この機会に訂正をさせていただきます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　よろしゅうございますか。（「了解」と呼ぶ者あり）

これより議案第六二号、昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長登壇〕

○一般会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　昭和五十六年度日野市一般会計歳入歳出決算についての審査報告をいたします。

昭和五十六年度は、歳入予算現額二百二十二億二千二百五十

二万二千円に対し、実際の収入済額は二百二十二億七千四百三十七万七千百三十一円でした。また歳出の方は予算現額二百二十二億二千二百五十二万二千円に対し、支出済額は二百十六億二千二十五万五百三十七円となりました。歳入歳出の差し引き残額は、六億五千四百十二万六千五百九十四円で、翌年へ繰り越しとなります。繰越明許費繰越額が三千四百五十四万七千円でございますので、実質収支額は六億一千九百五十八万円となった次第でございます。

一般会計決算特別委員会は、決算書並びに付属書類をもとに九月三十日、十月一日、十月四日の三日間にわたり、ある日は夜も遅くまで慎重なる審査を行いました。

歳入総額は二百二十二億七千万円余でございますが、うち市税など自主財源が百六十九億九千万円余であり、七六・二九％を占めております。ちなみに五十五年度決算では六七・四二％でございました。歳入については質疑が十九件ございました。質疑を通じて三項目ほどの要望が出されました。

歳出については、五十六年度民生費において国際障害者年に対する新しい施策を初め、教育費の小中学校の設備改善に至るまで多くの市民要求が新規施策として盛り込まれております。その詳細は付属書類のとおりでございますので、省略をさせていただきます。議会費、総務費に関係する質疑が二十九件ございました。質疑を通じての要望事項は十一項目に上っております。民生費は五十億二千万円余りでございます。三十二件の質疑がございました。民生費に関する要望事項は十六項目が各委員より出されております。衛生費についての質疑は十六件で、質疑の中で市側に対し五項目にわたる要望が行われました。労働費、農業費、商工費及び消防費についての質疑は十七件でした。市側への要望は労働費で一点、農業費でも一つ、商工費でも一つ、消防費で四項目が出されました。土木費は二十二億三千五百万余円の支出で、前年のような都市計画への繰り出し、市営住宅への支出などがなく、六億余円の減額となっております。質疑件数は二十八件でした。要望事項も八項目ございました。教育費は支出額四十八億八千五百万円余りです。質疑は二十四件、質疑の中で九項目にわたる要望が行われました。公債費、諸支出金、予備費についても二件の質疑が行われました。

以上、歳出合計は二百十六億二千二十五万円で、五十五年度に比べ約一億八千万円の減額となりました。

以上のように歳入歳出決算額について、予算を正しく支出したのかどうか、五十六年度決算の内容を教訓にして五十八年度予算編成に生かすべき要望事項は何かなど、実に百六十七件の質疑がなされたわけでございます。質疑の中身は時間の都合で省略をいたします。

以上のとおり審査の結果、決算委員会は五十六年度決算について認定とするものを七名の多数により認定と決しました。

決算委員会の中で各委員の要望事項が出されました。また私の審査報告に関して意見も出ると思います。これらの要望と意見については市長並びに市職員の皆さんが今後の行政にぜひとも生かしてくださるよう訴えまして、決算委員長としての報告を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。（「質疑あるんだよ、質疑」と呼ぶ者あり）古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　実は監査委員からいま訂正の話があった。私もこれはおかしいとして訂正すべきと考えておりましたが、もう一点私が読んだ範囲ではある。それは二十二ページ、財産収入及び寄付金、これは監査報告書ですから、意見審査報告書ですから公文書であります。間違いがあるとわが日野市の恥になりますんでお聞きするんですが、九百八十五万七千円減少となっているというふうに直すべきではなかろうかと思うが、委員長はどのように審査したか（「下から何段目ですか」と呼ぶ者あり）あるいはまた監査委員会でもいいですが、二十二ページ（「下から何段目ですか」と呼ぶ者あり）財産収入・寄付金の欄です。増加となっておる。（「一番下の行ですね」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　この審査意見書の参考資料として決算委員会で審議いたしましたが、決算委員会の中でのそういう具体的指摘がございませんでしたので、監査委員の米沢議員の方からの説明をお願いしたいと思います。増加のミスプリの問題ですね。

○議長（石坂勝雄君）　古谷太郎君。

○六番（古谷太郎君）　じゃあ、ちょっと読みますよ、いいですか。五十五年度の寄付金・財産収入は二億五千二百六十六万五千と書いてある。二億五千万円を超えております。ところが、五十六年度は二億四千万であります。ですから二億五千万の方が私は多いと思います。（笑声）

○議長（石坂勝雄君）　米沢照男君。

○二十三番（米沢照男君）　御指摘のように先ほどと同じミスプリントだろうと思います。増加ではなく減額ですね。おわびして訂正いたします。

○議長（石坂勝雄君）　古谷議員よろしいですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　いま古谷議員の方から指摘ありましたように決算書の方ではそういう実態が数字として出ておりますので、監査意見書の方の訂正ということで御了承いただきたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　行政報告の中で私が収入役に三

菱銀行だけぁれしているのはなぜかという質問をしましたら安全で有利であるというふうな回答がありましたんですが、その預金とか借り入れについての資金運用についての検討をなされたか、お伺いしたいんですが……。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　詳細は、不十分な点は収入役から答弁していただきたいと思いますが、委員会の審議状況についてだけお答えをいたします。

委員会でも公共資金等そのほかの積立金についての利子を高い銀行に預けるべきではないかというような関連する質疑がずいぶんなされました。で、それについては、収入役などの答弁の中で、そういう要望も今後検討するけれども、現在のところはいろいろな事情で適正に運用している、という答弁でございました。また指摘された点で年度の移り目その他で短期しか預金できないたぐいの資金もございますので、そういうものについて利子が少なくあらわれている点などについても了解をしていただきたいということでございました。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　それじゃあ、ちょっと、それだけじゃあ物足りませんのでちょっと質問いたしますが、安全はともかくとしまして、その有利ということは、たとえば市が預金する場合に高い利息をちょうだいできるということも一つだろうと思います。それから逆に借り入れする場合に、払う金利を安く払えるということも条件になると思うんですが、まず、その預金の方は預金金利というのが臨時金利調整法で上限が設定されておりますけれども、それを超えて預金の金利をちょうだいするというわけにはいかないだろうと思います。それで現状ではその預金の最高額の金利で大体預金をしているようですから、そういった点でその預金の点で有利なということは望めないということが言えると思うんです。一方、その借り入れの場合は、これも最高のその金利は決まっているわけですが、下限の方は決めてないわけで、有利となれば、つまり日野市が金を借りる場合に、いかに安く借りられるかということが有利な条件として言えると思うわけなんです。

そこで現状を見ますと、各種の基金の現在高が四十四億六千万ほどあるわけですが、この預金金利が五十五年の四月には一年定期で七・七五%、五十五年の十二月には七%、五十六年の四月には六・二五%、五十七年の、ことしの一月は五・七五%に改正されているわけですが、大体そういう預金金利を受けているようであります。預金の方は、こうして年々安くなっているわけですね。一方、借り入れの方は実はそのままなっているわけでありまして、金利の六・四%のが二億七千万、全体の一一%ですね、三菱銀行から借りている割合を申し上げているんですが、一一%。それから六・八から六・九五%は五億八千五

百八十八万、二四％になっているわけです。で、七・六％から八％が十二億八千四百四十万で五二％、八・五％の金利が三億一千七百八十六万四千円、一三％となっているわけなんです。これは年々金利が安くなっているにもかかわらず、こういった借り入れの金利になっているわけですが、これは普通の一般の企業が借りる金利と同じなんですね。この預金の方が四十四億六千万、借り入れの方が二十四億六千万というバランスから考えても、それから、この日野市という倒産することは考えられない自治体でございますから、そういう安全性ということから言っても、現在の金利の状況を考えますと、もっと安く借りられるはずであるというふうに私は思うわけです。少なくとも、七・六％以上のものが、十六億で六五％を占めているわけなんですが、現在の預金、金を借りる場合の利息なんですが、大体預金金利の〇・四％増しぐらいの水準で日野市だったら借りられるはずだというふうに私は思います。

そんなわけで、少なくもいま一年定期が五・七五だから一応この高い金利の十六億のものをできるだけ早く精算して現在の安い金利で借り直せばいいじゃないか。金がないのなら別なんです。一方において四十四億も預金しているわけですから、率の悪いものは早く消す、という企業会計と同じような厳しさで取り組んでいただきたいと私は思うわけであります。少なくとも六・一五はともかく、七％を切って借りることはできるはずであります。そういうことができなければ特別三菱銀行と取引するのは、有利であるということは言えないと思うわけで、三菱銀行とだけというんであれば、ほかの銀行とは違う有利さを引き出すんであるならば、その安い金利でお金を借りるというシビアな考えに立って、財政運用をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　委員の質問ですので若干だけ答弁いたします。

委員会の審議の中では借り入れ先についてどうこうというのは審議はしておりません。ただ利子及び配当金については、たとえば大きな額を占めている公共施設建設基金とか財政調整基金ですね、こういうものなどについての若干の審議をしたわけでございます。そういう中で、市側の説明は公共施設建設基金の預け入れの期間とか財政調整基金であれば補正予算その他で資金を動かさなきゃいけないから、短期のものにするとわ、こういう形での利率の運用ということについての質疑が行われたわけでございます。委員会としては、そういうことで先ほどの結論を得ておりますので、あと、もし収入役なりの方で答弁できる点があればお答えいただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　収入役。

○収入役（成井正夫君）　それではお答えします。

ただいまの御質問でございますが、収入役は歳計現金それから基金に関するお金を預っております。保管をしておるわけでございます。そういうことの中で自治法にもありますように、最も安全で、かつ有利だ、こういうようなことで私の方では考えてやっております。従来は基金の額もそうなかったわけでございます。そういうことで、一般歳計現金の支払いに支障がないように、支払い準備、支障がないようにということを原則としてやっておったわけでございますが、だんだん基金も多くなってまいりましたので、その点十分配慮しまして、できるだけ有利にというふうなことを考えて最近は実施をしております。

ただ、借り入れの件でございますが、これにつきましては、収入役が借り入れておるわけではございません。これは縁故債と申しまして、起債の一部でございます。そういうことで、市が行事をする場合には大体五十六年度は十何億で非常に少なかったわけでございますが、例年は二十億から三十億程度借りておった、こういうような状況でございまして、その中の一部を縁故債として三菱銀行が引き受ける、こういうことでその割り当てにつきましては、これは東京都の方に起債の申請をしました中で、大蔵とか郵政その他に割り振りをされる、こういう中でその縁故債の利率につきましても、協議はいたしますが、大体幾らというふうなことで、それについての格別に安く借りるとか、そういうふうなことはむずかしい、こういうふうな状況であると思います。

なお、その借り入れにつきましての金利の交渉につきましては、企画財政部の方でやっておりますので、私の方も意見を求められればそれについて加わった場合もありますが、主として企画財政部の方でやっておりますので、そちらの方の考え方もちょっと聞いていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　ただいまの御質問にずばり当たることがお答えできると思います。と言いますのは、決算委員会で古谷議員さんから市の庁舎用地の金利が高いではないか、こういうものに対して、どう取り扱っているんだという質問がありました。それは利率が御指摘のように八点幾つというもので、こういうものを早く返したらどうだというような質問があった際、財政課長の方で明確に答弁いたしております。償還、いわゆる繰り上げ償還制度を考えております。利率の高いものから順次返すように計画しております、そういう答弁をいたしております。その中で御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　先ほど委員長の答弁で漏らしましたが、いま、企画財政部長が申しましたように、委員会の質疑の中でも償還年度繰り上げ、その

他についてのやりくりについても質疑いたしまして、いま部長答弁したとおりで経過いたしておりますので御了解いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　小山良悟君。

○四番（小山良悟君）　企画財政部長の繰り上げ償還をできるものは早くやるという御答弁いただきましたんで、それはぜひシビアに、またスローベースじゃなくて、ハイピッチでひとつ取り組んでいただきたいというふうに思うんですが、その要望にこたえていただけますですか。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　もともと財政では繰り上げ償還計画なるものをつくっております。それに従いまして順次やっていきたい、そのように考えております。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　決算の認定に際して監査委員の審査意見書というものを当然参考にされたと思いますが、私は先ほど先般の一般質問で市の高幡福祉センターの違法建築問題に触れましたんですが、この五十六年度における一千六百万円からの違法な支出というものを、市当局はすでにお認めになっておりますが、会計監査の審査は、この書物によりますと、審査は七月の五日から八月の十四日まで行われたとなっております。そこで高幡福祉センターの問題が庁内で一般化しましたのは、庁内に文書が回りました五月というお答えでありましたので、当然この時点では、監査委員もしくは監査事務局は、この事実を知っていたはずであります。しかし、この監査意見書を見る限りにおきましては、「予算の執行状況をみると、地方自治法及び関係法令の主旨並びに議会の議決の主旨に従って、おおむね適正に執行されている」、このように書かれております。全く監査委員におかれては、この点承知しておられなかったのかどうか、委員長にそのような報告、決算審議の中で報告等あったか、その点を確認したいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　決算委員会は、決算書をもとに討議するものでございます。監査委員会からは文書で全議会に対して、また、その他に対して意見書が出されておりますというような経過の中で決算委員会に一々監査委員会が報告に来るというようなことはございません。また、質疑も監査委員会に対しては一件もございませんでした。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　この問題については、また、いろいろ私なりに考え方ありますので議論をするつもりはございませんが、当然決算の審議をするわけですから監査委員の意見書というものは大変重要な意味を持っていると思います。

その意見書に当局が認めた違法行為の要項に対する支出が一言も触れられていない。気づかなかったとすればそれは仕方のないことでありますが、審査が行われる以前に、すでに庁内で文書等が回り、明らかになっていたということでありますので、監査事務局並びに監査委員におかれては、その職務を正確に、そして正しく執行されるようにお願いをしておきます。

○議長（石坂勝雄君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　一言補足しておきます。

監査委員会からのそれはございませんけど、決算委員会ではいまの件については質疑行いましたので、御了承いただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

委員長報告について御意見があれば承ります。最初に本件について反対の意見を求めます。市川資信君。（「これは自席ですか」「登壇」と呼ぶ者あり）

〔十九番議員登壇〕

○十九番（市川資信君）　昭和五十六年度の一般会計決算特別委員会の決算の認定に当たり、新政会及びその同志より数点の希望意見を述べ、また、それらを来年度予算編成に当たって十分なる資料としてその反映を期待するものでございます。

一応数点の問題点を差し上げて指摘していきたいと思います。

まず一点目でございますけれども、生ごみ収集方法の変更に当たって、多くの議員が今議会で指摘するわけでございますが、きのうまでの行政指導を百八十度転回して、突如、市民のコンセンサスあるいは会社の同意等を得ることもなく、一方的に変更したことに対して、まず強い不満の意を表明するものでございます。

二点目として、決算委員会等でも指摘いたしましたが、心身障害者、高齢者に対する一層の温かい思いやりのある施策の充実を図ること。

三点目、道路行政についても継ぎはぎ行政の歯どめをかけ、日野市百年の計に立った決算委員会において指摘したごとく、本格的予算計上を来年度に期待するものであります。

四点目、教育費においても先般申し上げた三中、三沢中の数値、いわゆる三多摩二十六市における中学の過密率ワーストスリー、校地、運動場、校舎面積はいずれも文部省基準を大幅に下回り、これら諸施策を学区域変更をもって解決を図ろうとする小手先教育行政に強い不満の意を表明するものでございます。

これらを指摘するように、日野市監査委員の意見書の性質別歳出決算額年度比較をここで少し申し上げてみたいと思います。いわゆる消費的経費と投資的経費の比率でございますが、昭和五十六年度消費的経費が決算額において百三十二億七千七百四

十二万一千円、構成比六一・四一％でございます。それが昭和五十五年度百二十億八千四百五十八万一千円、構成比五五・四二％、対前年比で九・八七％で一〇％近い増額を示しているのに対し、投資的経費は、昭和五十六年度三十五億三千百二十一万六千円、構成比一六・三三％、五十五年度が五十七億五千五百八十八万八千円、構成比二六・四〇％で対前年比、実に三八・六五％の減額であります。対前年比の構成比を見ましても、消費的経費が六％の増額を見ているのに対し、投資的経費は一〇％の減少でございます。性質別歳出決算額年度比較から見ても、先ほど申し上げた指摘した点がうなずけるものでありまして、さらに日野市監査委員の審査意見書括弧五を見ますと検討を要する事項等の中で、「一、前年度の決算審査意見書中においても指摘したところであるが、当年度においても、当初予算に計上されながら未執行であったり、又は、年度途中において増額補正をしながら未執行で全額減額補正した例等が二十カ所以上も見受けられる。例えば、企画調整費の特別旅費、保健衛生費の一部等である。又、下水道費の下水道料金収納に係る委託料についても、新規事業でないにも拘らず、毎年同額が予算計上され多額の不用額が出されている。予算計上にあたっては充分な計画性をもって対処し、予定された結果を得るような行政執行を望むものである」、また、その括弧三において「当年度では特別旅費が一般会計において三百八十万六千円、特別会計において六十八万二千円支出されているが、出張にあたって上司の決裁を得る際に、一部に規程通りに範囲までの決裁を得ていないもの、又、出張復命書についても、充分意を尽くしているものと、不充分なものとが散見され、中には復命書が出されていない例もあった。又、出張決裁と復命書との提出先が一致せず、復命書の提出先が、部長又は課長までに留っている例も多く見受けられた。出張で得た成果をさらに市政に反映するために、出張復命書にとどまらず、より全体的なものにするための方法等について、今後検討せられたい」と結んでいるわけであります。日野市監査委員の指摘でございます。

以上、五十六年度の一般会計の決算に当たっての新政会及びその同志の来年度予算編成にこれらが十分に反映されんことを心から希望するものでございます。

最後に高幡福祉センター違法建築に対する不当支出一千四百万円、当委員会においても市長は汗顔ざんきの至りとみずからその非を認めるも、広報等を通して市民にそのおわびするものと答弁があったわけでございますが、何ら有形においての謝罪ではなく、新政会並びにその同志は容認し得ないところでございます。

以上の点から、昭和五十六年度一般会計決算に当て認定をいたしかねるものでございます。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　次に認定される立場の御意見を

承ります。福島敏雄君。

〔二番議員登壇〕

○二番（福島敏雄君）　革新クラブを代表いたしまして、昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算を認定する立場で意見を述べさせていただきます。

昭和五十六年度一般会計歳入額は二百二十二億七千四百三十七万七千百三十一円で対五十五年度との比較におきましては一億二千七百二万四千四十一円、〇・五七％の減額という厳しい財政状況下での決算であります。市税を中心とする自主財源では、一二・五％の伸びがあったものの国の行政改革を背景といたしまして、国庫支出金が対五十五年度比二一・六％、金額にいたしまして六億二千七百万円も減額されたことが大きな要因となっております。こうした厳しい状況におかれながら、緑と文化の市民都市の実現を目指し、緑あふれる町づくり、豊かで温かさを感じる町づくり、健康で安心して暮らせる町づくり、市民とともに歩む町づくりの四つを大きな柱といたしましてますます多様化する市民要求、行政需要に対応し、なおかつ健全財政を維持するべく努力を重ねられてきた市長以下職員の皆さんの御労苦に対し、深く敬意を表するところでございます。

具体的に申し上げれば、市民要望の多い生活環境及び都市基盤の整備の面では黒川都市下水路、神明上都市下水路の管渠埋設、根川の改修など雨水、汚水の排水対策に悩む住民に対し、解決への光明を与えました。さらに公団整備、緑化関係におきましては、桑園跡地の仲田公園建設に向かって基本計画、基本設計を進めるなど、市民が望む緑あふれる町づくりと健康で明るい町づくりを目指して、着々と事業を推進していることは、高く評価をするところであります。

福祉関係におきましては、社会福祉事業、心身障害者福祉事業、老人福祉対策事業におきまして、できるだけの国庫支出金、都支出金を獲得し、きめ細かい思いやりのある、そして本当に温か味のある行政の展開に努めている姿勢に敬服の念を禁じ得ないのであります。

その中にあって、今議会でも指摘された高幡福祉センターについては、市長も認めているように手続に不備があったことは大変遺憾であり、今後このようなことのないよう庁内のチェック機能の強化、組織のあり方を再検討していただくよう強く要望するものであります。しかしながら、瞬時においても福祉を後退されてはならないと考え、住民のためを考え、施設の利用を図ってきた意欲は、十分理解できるところであります。（「じゃあ違法をやってもいいってことか」と呼ぶ者あり）したがって、このことによって、昭和五十六年度福祉行政のすべてを否定することにはならないことを強く表明するものであります。

教育面につきましては、学校施設整備事業において平山中の新築、これに伴う中学校給食の開始は多くの父兄の願望にこた

えたものであり、続く大坂上中学への給食室新築ともあわせて、これまた特筆すべきものであります。（「九中はどうした」と呼ぶ者あり）さらに学校が地域のコミュニティの中心であるとの位置づけをすることによって、ナイター設備の設置、防球フェンスの設置など着々とその環境づくりを進めていることは、市民のサイドに立った行政の一例としてこれまた見過ごすことのできない成果であると考えます。

加えて豊田市民ギャラリーの開設、市民会館建設の基本計画、基本設計の完了は、文化都市日野の建設に向かって大きく第一歩を踏み出したわけであります。待望久しかった市民会館が建設の緒についた昭和五十六年度はまさに文化の年と言っても過言でないと思います。その他議員の指摘、市民の要望に基づいて改善された内容は、数多くあるわけであります。また市民の市政への参加と対話を考えた市民自治学園の充実、広報ひのの紙面の拡大など高く評価をするところであります。

以上、昭和五十六年度決算を評価しつつも、市民の要望はまだ数多く存在することは認識していただきたいと思います。したがって、今後の課題について幾つか指摘し、要望を申し上げたいと思います。

第一点は歳入についてであります。入りを最大限図ってもらいたいという観点に立って、国庫支出金、都支出金をふやす努力をぜひお願いすると同時に九七・二四％の徴収率は二十六市中九位の実績であることを理解しながらも、なお一層の努力を要望しておきます。

第二点は、来年度予算作成に際してでございます。

その第一は、事業計画の作成に当たっては、公共施設整備三カ年計画が基本になるとは思いますが、いま市民は何を望んでいるのか十分庁内で検討していただきたいと考えます。行政改革、臨調路線に加えて、現在の経済環境はきわめて不況色を濃くしております。このことは、来年度の歳入面によくない影響を与える可能性が想定されますので、ぜひ、きちっとした事前の対応をお願いする次第であります。

第二点は、具体的には要望になりますが、交通網の整備、下水道の充実、排水施設の充実を求める市民の声は、きわめて大きいものがあります。その基本が道路であることは、これまた言うまでもないと思います。なお一層の努力を要望いたす次第でございます。

第三は、福祉の水準を落とさないことであります。老人福祉、障害者福祉については、家族への思いやりを込めた温かい施策、これをさらに伸ばしていただきたいことと、老人保健法の制定により、老人医療の無料化という福祉行政の根幹が、いままさに崩れようとしています。議会と行政が力を合わせて、英知を結集すべき時でありますが、行政サイドにおけるこの面の御努力を切望する次第であります。

第四は、学校施設の充実であります。過大校の解消、中学校給食の全校への速やかな実現、ナイター施設の増加など施設の充実、整備を不公平感を生じさせない配慮とあわせて、希望するものであります。

第五は、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設の充実であります。市民会館建設、地区センター新築、公園の増設など、いままでの行政努力を可としながらも、地域事業など勘案しながら、なお一層の御努力を要望いたす次第でございます。

以上、大綱七件の意見、要望を申し添え、昭和五十六年度一般会計決算を認定する立場での革新クラブの意見とさせていただきます。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　同じく認定の立場からの御意見を求めます。板垣正男君。

〔十二番議員登壇〕

○十二番（板垣正男君）　私は共産党市議団を代表いたしまして、昭和五十六年度一般会計決算の認定の立場での意見を申し上げたいと思います。

御承知のように五十六年度の政府予算案が発表されたとき、増税、値上げ、サービス減、庶民にとっては三重苦予算（「そうだ」と呼ぶ者あり）重税元年、庶民いじめの過酷な予算などというふうに新聞に大きく報道されました。これは、深刻な財政危機の中でも、軍事予算が七・六一％という事実上戦後初めて社会保障費の伸び率を超えたという、この予算二兆四千億円に対する国民の厳しい批判が上がったものでありました。しかし、その一方、酒税、物品税などの増税が行われましたし、四年連続で所得税減税なしという事実上増税が図られました。たとえば、五十二年度の四人家族の収入二百五十万円の人は税が一万六千八百円でしたけれど、五十六年では、六万九千円というふうに大きくはね上り、四・一一倍にも達したのであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）今日、私たちは地方財政の、特に歳入の面を見たり検討する場合、この実質増税を抜きにして語ることはできないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

日野市の五十六年度の歳入も、五十五年度と比しては、大きく増加しております。（「四重だ、じゃあ」と呼ぶ者あり）これは勤労市民、中小商工業者の事実上の増税によって、歳入が増加しているということを指摘しないわけにはまいりません。（「認識が違っている」と呼ぶ者あり）それだけに、私たちはこれらの歳入を十二分に市民要望に沿って執行されていかなければならないことを、改めて言うまでもなく、重要な観点ではなかろうかと思います。

森田市長は、昨年の予算提案の前に、所信表明を行いました。基本的政策に沿うものとして、次の八点の柱を述べ、それに沿う行政姿勢を明らかにいたしました。一つは、地域の福祉、特

に幼児、老人、障害者・児等の施策を次実させるという点であります。二つ目に、子供たちの施策を一層充実させるという点、三点目には勤労市民の生活と権利を守る施策を進めることであります。四点目に、農業、中小企業に対する施策を進め、五点目には、自然環境との調和を図りつつ、住みよい町づくりを進めるということ、六つ目は、教育施索の一層の拡充であります。七点目に、文化、スポーツ活動の発展、最後に市財政の確立を述べました。五十六年度の予算執行は、この八つの柱に沿っておおむね行われてまいった、このように私たちは判断するものであります。具体的な施策は、たとえばゲートボール場の増設であるとか、保育園の増築、学童クラブの建設、勤労者互助会、また黒川都市下水路の建設や潤徳小学校西側自転車置き場の設置も進めてまいりました。（「借りてんだ、あれは」と呼ぶ者あり）平山中学校の給食室の新築には、先ほど福島議員も触れましたが、日野市の中学校の完全実施の先駆けともなったものであり父母、生徒の要望にこたえたものであります。旭が丘小学校増築、二小の校庭の整備は、長年の懸案を解決したものであります。日野の昆虫の作成であるとか、文化、スポーツ活動の一層の拡充ということで、特に七生中学校の照明が設置されまして、市内で二カ所目の照明のもとでスポーツ活動が一層前進の灯を見るようになったのであります。

私たちは、こうした施策を進める一方、市財政の健全確立を常に研究し検討し、そしてその可能性を探るという姿勢が、一層これからも重要なものと考えるものであります。私たちの、昨年一年間の予算執行と、決算委員会に来る審議を通じまして、二、三の点について指摘しておきたいと思います。

一つは、監査委員の意見書の中にもございますように、未執行額の問題であります。例として、監査委員は企画調整費、保健衛生費を挙げておられますが、さらに土木関係、教育関係の執行にも、これらの点が散見するわけでありまして、住民要望や、あるいは教育関係者の要望に、十二分に当初の計画どおり、予算が執行されるよう、最善の努力を払わなければならないと考えます。

二つ目に、老人医療、老人福祉の問題でありますが、これは国の有料化の方向、それを受けて、東京都の有料化の方向が打ち出されてまいりました。かって東京都が老人医療の無料化を行った際は、国の方針に反して実施したものであり、今日、国が有料化の方向をたどったからといって、それにすぐならわなければならないという理由はないわけであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）都民の福祉、医療を守るとするなら、かって東京都がとってまいりました老人医療の施策を実施したその勇気を持って、無料化の存続を図るべきであります。こういうことを考えるなら、革新日野市政こそ、こうした有料化の方向を阻止すべく、無料化の継続を行うために、あらゆる努力を

傾注して、市民要望、特にお年寄りの方々の要望にこたえる今後の福祉行政を進めていただきたいわけであります。

もう一点、老人を対象とする家庭奉仕員の事業のことであります。これも決算委員会で述べておきましたけれど、厚生省が十月一日から有料化の方向を打ち出してまいりました。しかし、この有料化の方向に反対する意見は、きわめて広範であります。ですからこそ、東京の区市町村で、いまだに実施できないという事態に至っているわけでありますが、有料化の方向、そして奉仕員の民間委託、あるいはパートタイム、こうしたことなどの導入が、同時に図られようとしているわけであります。行政の責任という点で考えるなら、私たちは無料化の方針はあくまでも貫き、行政の責任を一層明確にして、その体制、サービスの拡充を図っていかなければならないと考えます。

最後に、私は革新市政の大きな行政姿勢の一つであります市民参加の問題に触れてみたいと思います。御承知のように、民主的な市政、市民本位の市政を進める上で、市民参加を一層進めていかなければならないことは、言うまでもないことであります。これらの施策の一環としての予算執行が、昨年度も行われました。これはこれとして、評価されるものでありますが、今後すべての行政の分野にわたって、市民参加と真の民主的な運営、公正、清潔な市政を進めるよう強く要望いたしまして、五十六年度一般会計決算認定の立場での意見を終わらせていただきます。（「共産党が政権とることだよ」と呼ぶ者あり）

（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　次に認定の立場からの御意見を求めます。中山基昭君。

〔二十四番議員登壇〕

○二十四番（中山基昭君）　先ほど委員長の方よりも報告がありましたように、決算特別委員会における慎重な審議と審査を通し、予算の執行における努力と、やや遅帯の感も見られますが、施策や事業が確実に実施をされてきていることに、深く理解をしておるところでございます。しかし、経済成長の停滞、低迷や国や東京都との財政の関連も含め、地方自治体の財政においても、財源の調達と運営の厳しさを避けることはできません。都市生活、市民生活における行政需要の広まり、市民意識と価値観の多様化が言われる中で、最も身近な行政として、信頼と連帯にあふれる、親切な、きめ細かな行政の運営と推進が、強く期待をされ、望まれておる時でございます。

私どもの市民クラブは、原案認定の立場から、明るい健全な地域社会、健康な市民生活を守るために、さらに一層の有効かつ重点的な行財政の運営と執行について、次の四点にわたり発言をしてまいりたいと思います。

最初に行財政の運営についてでございます。五十六年度の財源の構成におきましては、市民税を主体に自主的な財源が七六

・二%を占め、前年比一二%の増加を示す大変な好条件の中に推移した、ということが言えると思います。一方、人件費、物件費、扶助費などの経常費の支出におきましては、五十四年が五二%、五十五年が五五・四%、当年の五十六年が六一・四%、こういうふうな上昇を年次ごとに推移をしてきております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）財政の運営の硬直化傾向を一層に強めてきておる、これが現在の財政の実態ではないか、というふうに思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）こうした厳しい財政を、より効果的に運営を図るために、長期的な展望と視点からの行財政方針と、的確な計画の確立、そして財政と事業や施策が分立をすることなく、連動性を重視しての運営を図ることが、最も大切なときではないか、というふうに思います。

二つ目は、予算の執行についてでございます。委員会での審議の中でも指摘がなされてきましたが、予算の執行以降のチェック、ホローが甘い、ということであります。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その効果、便益、活用の実態等を十分に把握をする中で、国への対応を図ることが大切だというふうに思います。また予算額に対する不用額の発生を見ますと、五十五年が四億六千八百万円、五十六年が五億八百八十三万円、こういう数字でございますけれども、これは予算総額、こういう面から、大きな数字では決してない、というふうに思いますけれども、ただ、ここで大事なことは、翌年に繰り越すからというふうな、安易の受けとめでなく、やはり、補正措置なども含めた機敏な対応と的確な運営によることが大切である、ということを指摘し、さらには大切な資金の一層の有効活用を図るべきだ、ということでございます。

三つ目でございますけれども、施策の充実と生活施設の整備についてでございます。これらにつきましても、先ほど来、各会派の方々からもいろいろ指摘をされております。健全な地域社会、健康な市民生活、こういう面からは、多くの課題や施策の整備が望まれるわけですが、特に高齢者問題への対応、あるいは社会教育としての青少年の健全な育成、保険医療体制の整備についてであります。それぞれが私的な私だけの一人の努力、こういう私的な努力では解決ができない、解決を困難にしてきておる、こういうふうな立場からは、全市民的な重要な課題として、地域社会の創意と行政の総力を寄せて、真剣な努力が必要ではないか、というふうに受けとめております。また日常の切実な問題といたしましては、生活道、側溝あるいは生活雑排水、公園、広場等の適正な配置、さらには余暇の活用等の面からも、スポーツ施設の整備、こういうものについても、さらに積極的な対応を改めて要請をしてまいりたい、というふうに思います。

最後になりますが、四点目の問題ですけれども、組織機構と職員体制についての問題でございます。決算の内容からも、特

定の部門、部署に繁忙が偏り、委託や臨時職等での対応が見受けられるわけでございますが、職員の適正配置と、余り固定的に細分化しての運営を避けて、もっと機能性、機敏性を重点にしての機構のあり方と、さらには職員採用等の制約などからも、職員の高齢化や人事の停滞、こういうことが予測をされるわけでございますが、市民サービスへの活力と熱意にあふれる行政の組織体制について、研究と工夫をしていただきたいというふうに思います。また、行政の施策や事業は、相互に関連性を持つものであり、もっと総合的な企画調整、こうした機能を強める方向を、さらに検討課題として研究をあわせてしていただきたい、というふうに思います。

以上でありますが、この今後の行財政の運営と執行に当たりましては、ぜひ真剣な受けとめ、積極的な努力、こういうことを再度要請いたしまして、認定にあたっての意見を終わります。

（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　次に原案反対の立場の御意見を求めます。古谷太郎君。

〔六番議員登壇〕

○六番（古谷太郎君）　決算の認定については、地方自治法の第九十六条の議会の権限の分野に明記されております。これを受けまして、地方自治法第二百三十三条で、市長は九月議会に決算認定を提案するよう義務づけられているのであります。議会の審査については、自治省の行政実例の指導によりますと、三つに大別されております。一つは、出納の計算に誤りがあるか、ないかということであります。第二は、歳入された税金やお金がその目的に沿って正しく使われているかどうか審査しろということであります。第三点としては、違法な行政行為、不当支出等がないかどうか、この三つの点を大別して審査せよということであります。このような立場に立って一般会計決算に対する審査意見を申し上げたいと思います。

第一の問題、金銭の出納計算、すなわち足し算とか引き算とか、それが間違っているかどうかということであります。この点は間違いないと認定いたします。

第二の問題です。入ってきた歳入がその目的どおり使用されたか否かという問題であります。これには、大変疑問が生じたのであります。この点について、たくさん申し上げますと、時間がかかりますので、一つの例だけ申し上げたいと思います。

道路や橋をかけたり、それを設計したり、その用地を買収したりする費用、あるいは新しく道路をつくったり橋をつくったり、道路を広げたりする費用、また舗装したり側溝をつくったりする費用、さらに、それにかかる人件費、職員の土木課の職員の費用とか需用費、これらを全部含めまして、予算科目では、道路橋梁費と言っております。昭和五十六年度の一般会計では、道路橋梁費は六億五千六百四十四万七千八百九円であります。

この中には、土木課職員二十八名全員の給料、手当、共済費が含まれております。しかし、このうち六人は、水路清流係のように、道路や橋と全く関係のない職員であります。ですから、この六名分の人件費三千五百九十五万六千円が道路橋梁費の中に入っているということは、おかしいのであります。これは当然、河川費、河川総務費等に計上されるべきものであります。

また昭和五十五年からの明許繰り越し、事業の予算と事業の繰り越しの道路橋梁関係費は、四千四百五十一万二千円であります。このため、昭和五十六年度の実質的な道路橋梁費は、河川費分の人件費と、五十五年度分の明許繰越額の合計八千三十六万八千円を差っ引いたもの、となるのであります。

ですから、昭和五十六年度道路橋梁費の歳出の実質的決算は、五億七千六百八万円であります。歳出が五億七千六百八万円です。この道路橋梁費に対する歳入の財源を、決算書から調べてみたのであります。道路に関する費用に充当する目的を持ってつくられた税法は、三つあります。そのうち、国税は二つであります。地方道路譲与税と自動車重量譲与税であります。これは、ガソリンや自動車の大きさに対応して、国が税金を徴収するものであります。もう一つの税金は、都道府県税として、道路予算のために目的税として設けられている自動車取得税であります。この三つの法律によって徴収された税金は、すべて道路関係の費用に充当しなければなりません。また交通違反の反則金、これも道路用として配分されてまいります。日野市にも市道の延長、面積に応じて国及び東京都から配分され、歳入決算に明示されております。また電気、ガス会社等から、道路維持費として道路使用占用料が納められております。これらは、すべて道路橋梁に関する使用を目的とした歳入であります。

昭和五十六年度決算書によりますと国庫関係――国であります。国庫関係の費用として日野市に歳入された道路橋梁費は、決算書の十六ページに書かれておりましたとおり地方道路譲与税交付金七千四百五十一万五千円であります。自動車重量譲与税交付金一億四百二十一万一千円、交通安全対策特別交付金千四百四十九万円、道路整備債一億八百万円、国の関係から歳入された費用の小計は、三億百二十一万六千円であります。東京都から道路橋梁関係の補助、交付金として入ってきております。一番は税金の配分金で自動車取得税交付金二億五千三百十四万二千円、東京都土木補助金及び交付金道路分千八百四十三万一千円、東京都関係から日野市へ入ってきました道路の費用は、二億七千百五十七万三千円であります。国や東京都以外のものとしては、ガス会社、電気会社等から道路占用使用料千六百九十六万一千円、中央高速道路公団から二千万円、小計三千六百九十六万一千円が入っております。このように国からも東京都からも会社からも、道路橋梁費に充当するために日野市に納付され、昭和五十六年度歳入決算に入っております。その総計は

六億九百七十五万円であります。昭和五十六年度道路橋梁費の歳出実質決算額は、先ほど私が申し上げましたとおり、土木課長を初め、土木課職員二十二名の人件費、事務費、道路橋梁工事費等、すべてを含めて歳出の総計額は、五億七千六百八万円となります。一方、国や東京都や会社から、道路に使ってくれ、橋に使ってくれとしての歳入決算の総額は、六億九百七十五万円であります。これを見ますと、道路に使うべく入った道路財源の歳入超過額は、実に三千三百六十七万円にもなるのであります。そのほかに、市民の皆さんから直接納められている軽自動車税、昭和五十六年度分二千五百七十五万三千六百六十円も、当然、道路橋梁費として使用さるべきものであります。すなわち、昭和五十六年度決算では、市民からの市民税、会社からの法人税、固定資産税、都市計画税、電気、ガス税、たばこ消費税、それはもちろんのこと、軽自動車税の歳入額からも、道路や橋梁費に支出されていないのであります。国からの特別交付税、東京都からの市町村調整交付金、それらの中からも支出されておりません。それだけではないんです。当然、道路や橋関係に使用するための目的を持って歳入された市税以外の特定財源ですら、道路橋梁費として活用されていないことが明らかとなっております。市民から直接納められた市税の歳入決算額は、百四十七億円もあります。ところが、この中から道路橋梁費は一円も出ていないのであります。驚くべきことであります。

私は、ゆえに歳入の目的に沿った支出が行われたかどうかという第二点については、否と言わざるを得ないのであります。

第三点の審査条項、法律に違反した行為があったかどうか、これについて二つだけ例を挙げて説明します。

一つは、完成検査も使用許可も受けないプレハブの仮設の建物の中に、八十人以上の保育園のかわいい子供たちを一年間も入れておいたという行政事務、このことは容認することはできません。また建築確認許可もとらない、防火設備もない、耐震構造にも違反した構造物に対して、福祉センターの建設費千四百万円を支払っております。この支出は、不当支出であります。

以上、昭和五十六年度決算認定について、不能になった点を三つだけ申し上げました。

私は、最後にこの決算の中で希望を申し上げたいと思います。もっと真剣に、皆さんの税金、市民の税金を考えて使っていただきたい。物件費がすごくふえている。紙を買ったり電気をつけたり、という費用が物すごくふえてます。決算書をごらんになっていただければわかる。

特に私はこの際申し上げたいのは、いま一番私はやらなきゃいけないことは、この、これに出てるんですが、公営企業決算審査意見書、この中にも明らかに書いてあります。また医師会からも、もう一年半も前に答申が出ています。生きがいのある人生、生きがいのある老後、これについての配慮がほとんどなされていないということ

とです。この審査報告書によれば、市立病院は一部には接遇です、お客に対する待遇が悪いという状況があるんだ、直してくれないか、と書いてあります。また待ち時間が長過ぎる、何とかしていただけないか、というふうに書いてあります。常勤のお医者さんも雇ってくれと書いてある。私は市立病院ももちろんそうですが、できれば老人専門の病院をつくるべきだ、と考えているのであります。お年寄りが長い間待つ――この決算の指摘条項であります。さらに健康を、まず病気にならないことも十分考えなければいけない。昭和五十五年の三月に地域保健対策協議会、すなわち花輪先生を中心とするお医者さん方が、日野市に健康管理センターを早くつくれ、ということを市長に命じております。五十六年度予算には当然出さなきゃいけないことでございます。そのほかにも、ゲートボール場はわずかに二つ、これらも大いにふやさなきゃいけません。楽しい老後を送れる、それだけじゃないんです。それができれば、人生の生きがいが生じてくるからであります。

私は一層のこの決算の指摘条項を尊重していただいて、市長及び職員の各位の鞭撻をお願いするものであります。意見を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　次に認定の立場からの御意見を求めます。秦　正一君。

〔二十六番議員登壇〕

○二十六番（秦　正一君）　公明党を代表いたしまして、昭和五十六年度一般会計決算に対しての認定の意見を申し上げたいと思います。

昭和五十六年度は、住みよい町づくりの基本的な施策として、生活環境の整備や福祉、教育、文化、スポーツ等の施策の進展を図るために、努力してきたと思います。地域の福祉施策としての落川地区センター、旭が丘南地区センター建設を初め、地域保健医療体制の確立を目指して進めてまいってきております。幼児研究所の健全育成を図るための旭が丘保育園、平山保育園の増改築、また第七小学校区の学童クラブの新設、遊び場等の施設設置等も進めてまいりました。また地域産業振興の面では、農業を守るための施策、中小企業振興対策等にも力を入れました。生活環境整備の面においても、浄化槽汚泥処理施設の初年度としての工事に着手し、緑地の保全や公害対策等にも力を入れてきております。勤労者の福祉、厚生の推進としても、勤労者互助会等の設置や勤労者生活資金あっせんの推進等やってまいっております。教育面でも、義務教育施設の整備として、旭が丘小学校の増設や平山中学校の新築、特に長年訴え続けてきた中学校の完全給食も実施されております。さらに二十小の用地取得も挙げられると思います。

以上、昭和五十六年度予算は、厳しい経済情勢の中で、市民生活を守る立場で、市民本位の市政推進のために、成果を上げ

たものと評価するものです。今後さらに住みよい町づくりと市民要望にこたえるため、何点かの意見を述べていきたいと思います。

歳入面では、さらに市財政の確立と財源確保に一層の努力をされたいと思います。

次に監査意見にもあるように、当初予算で計上されながら未執行であったり、年度途中で増額補正しながら未執行で減額補正したり、予算の流用をしながら未執行の不用額を出したりする、今後このような点については、十分注意するべきである、このように思います。

また三点目といたしましては、東光寺グラウンド測量後の野球場設置の手続を早急に進めてほしい。

また、民生費の中でも、身体障害者の共同作業所については、内容の充実強化を図るための設置場所についても、さらに一考を要するものと思います。最後の残された六四ブロックの活用として、老人憩いの家の設置についても、第四中学校の第二グラウンドとして使用できるよう配慮すべきではないか、このようにも思います。

次に土木費の中では市道整備の推進については、今後積極的に進めてほしい。また高幡南、日野駅、豊田北口、この自転車置き場等も積極的に設置を図るべく進めてほしい。

また教育面では中学校の完全給食は今後大坂上、日野台中学校等、あと残された学校の中学校の完全給食も進めてほしい。また最後に青少年の非行化防止策については、教育長を初めとして、真剣になお一層の努力を払われんことを要望しておきます。

以上、具体的な政策面を申し上げましたわけですが、この本決算については、認定とする立場で、意見を述べさせていただきました。終わります。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御意見はありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議案第六二号、昭和五十六年度日野市一般会計決算の認定の件は、認定されました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後七時　四分休憩

午後七時二十三分再開

○議長（石坂勝雄君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第六三号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第六四号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第六六号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六七号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第六八号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長登壇〕

○特別会計決算特別委員長（藤林理一郎君）　議長の御指名によりまして、ただいま議題となっております日程第二七号から第三二号までの六件につきまして、委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、十月の六日開催し、理事者側より議案の内容等につきまして、逐一御説明を求め、慎重審査を行った次第でございます。

まず議案第六三号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。歳入面では、歳入済額二十四億三千七百四十三万七千九百九十八円、不納欠損額七十八万九百八十円、収入未済額九千百十二万八千六百三十円であります。歳出面では歳出済額二十三億七千百二十一万九千四百六十四円であります。主な質疑では収納率、納税奨励金の充実、医療費通知実施状況等であり、収納率について、それは一層の努力をされたい旨要望がなされ、市当局の適切なる措置を求めたところでございます。以上により採決の結果、本件、全員異議なく原案を認定と決した次第でございます。

次に議案第六四号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定についてでございます。歳入面では、収入済額九億八千四百十一万一千九百六十九円、歳出面では支出済額八億八千九百二十九万八千二百二十三円でございます。主な審議内容については、保留地処分、個人住宅の供給を目的としているのか、処分地単価の決め方はなどの質疑が行われました。採決の結果、本件は全員異議なく原案を認定と決した次第でございます。

次に議案第六五号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計決算認定についてでございます。収入面では収入済額九億三千四百七十万三千八百八十六円でございます。不納欠損額は二万百八十三円、未納欠損額七十九万一千六百九円でございます。歳出面では支出済額八億五千三百九十七万九千三百三十一円、翌年度繰越額五千二百十九万円でございます。主な審議内容は、民間下水道処理では民間が高額負担されているが、その見解は日野樋管開削要望などの内容でございます。採決の結果、本件は全員異議なく原案を認定と決した次第でございます。

次に議案第六六号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定でございます。収益的収入では、決算額十五億九千四百三万三千七百六十一円でございます。支出の面では、決算額十五億三千二百四十一万六千六百六十九円でございます。資本的収入では決算額四億六千七百七十五万五千円、支出の決算額は四億一千六十万一千八百二十円でございます。主な審議内容は常勤医師の確保対策、独立採算制から見た経営改善策、市立病院までの足の確保対策などの内容でございます。採決の結果、本件は全員異議なく原案を認定と決した次第でございます。

次に議案第六七号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定でございます。収益的収入では、決算額十五億九千四百三万三千七百六十一円でございます。支出の面では、決算額十五億三千二百四十一万六千六百六十九円でございます。資本的収入では決算額四億六千七百七十五万五千円、支出の決算額は四億一千六十万一千八百二十円でございます。主な審議内容は常勤医師の確保対策、独立採算制から見た経営改善策、市立病院までの足の確保対策などの内容でございます。採決の結果、本件は全員異議なく原案を認定と決した次第でございます。

次に議案第六八号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定でございます。収益的収入決算額千六百六十五万五千七百二十六円でございます。支出の決算額は一千六百六十四万四千九百十四円でございます。主な審議内容は、農産物被害補償差額市負担ができないか、家畜飼育農家に対する扶助状況などの全般にわたり質疑がなされましたが、採決の結果、本件は全員異議なく原案を認定と決した次第でございます。

以上六件について審査の結果御報告を申し上げさせていただきました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本六件について採決いたします。本六件に対する委員長報告は認定であります。本六件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よ

って議案第六三号、昭和五十六年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第六四号、昭和五十六年度日野市都市計画事業特別会計決算の認定、議案第六五号、昭和五十六年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第六六号、昭和五十六年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第六七号、昭和五十六年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第六八号、昭和五十六年度日野市農業共済事業特別会計決算の認定の件は、認定されました。

これより請願第五七―三四号、日野第三中学校の過密化緩和のため、同校の施設設備の補充、並びに昭和五十九年四月までに同校を含む新設校建設完全実施のための請願、請願第五七―三六号、市民会館建築に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長登壇〕

○文教委員長（市川資信君）　ただいま議長から申されました請願第五七―三四号の審査並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は九月十四日の定例会におきまして本委員会に付託されたものであります。請願者は日野市文化協会会長日野市豊田二―五五―一七丸山鑾溪氏ほか三名の方から市民会館建設時に二百人から三百人の小ホールの設置を望む内容でございます。本委員会では、企画財政部長ほか関係理事者の出席を求め、慎重審査の結果、二百席ないし二百五十席の小ホールは設置はできる、ただし、本館ロビーは多少小さくなるであろうとの回答でありました。そのほか、各委員の発言の中で、日野市として個性を生かしたりっぱな会館にするべきである、また中央公園西側の隣接地を駐車場として確保したらどうか等の意見の中で、採決の結果、全会一致採択と相なった次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　この件は一般質問その他でも論議を尽くされましたし、また私も賛成の立場ですので、確認の意味で三点だけ質問したいと思います。

第一点は、いま非常に父母の間でいろいろ疑問といいますか、いろいろな気持ちがあるようですので、杉野学園の土地の問題について確認しておきたいと思います。私も、議場では相手のあることですので、いままで名前は出さなかったんですけれども、今回資料などもいただきましたので、質問するわけですけれども、この杉野学園が、市側の説明によると、将来の話はわかりませんけど、当面ここ数年間という範囲では、独立校用地としてはだめだ、というふうに聞いているわけですけれども、そのだめだという理由が、いかにも少しは可能性があるような感じもするし、また、ないような感じもするということで、父母の方々がいろいろ疑問をお持ちじゃないかと思います。そういうことですので、だめという理由はどういう形で明確になっているのか、だめな理由ですね。これを改めて確認しておきたいと思います。

それから第二点は、しからば、その今度の請願が五十九年四月までに独立校ということですので、委員会の中で種々論議があったことと思います。その次の予定地などについての委員会としての論議の中で、かなりの可能性のあるものが出てきたのかどうか。しかし、必要性があるから請願を採択するということで、全員一致という方向なのか、その辺のかかわり合いをお聞きしておきたいと思います。

それから三点目は、さっきの補正予算で質問したかったんです。けれども、委員長の方で、請願のところでということでしたので質問いたします。三沢の、この増設その他の予算に、私ども賛成先ほどしましたので、若干、この力関係として弱い気持ちもするんですけど、しかし、委員会でも父母の意見を尊重して学区変更行うように、という意見なども出ているということで

れたものでありまして、請願者は日野市程久保四七六―一三四石黒優子ほか四十一名の方から日野第三中学校の過密化緩和のための同校の施設設備の補充並びに昭和五十九年四月までに同校を含む新設校建設完全実施のための請願でございます。本委員会では教育長、庶務課長、その他関係者の説明を求めたところ、五十九年度新設校開設の見通しは立たないが、当面学区域変更に伴う説明会を今後も実施していく、その中で諸施設整備、三中においてはテニスコートの移転計画を図って校庭の拡張を図ること、現在のプレハブ教室を解消して、特別教室を三室増設する、プールも小学校規格から中学校規格へ、体育館においては二階かさ上げ工法が可能かどうかを検討中であること、また三中については、給食室の新設、校庭の拡大、確保、電車騒音の解消と防球ネット、再度学区域の変更等のないようにと父母からの話し合いの中から意見を踏まえ、当委員会では、三中並びに三沢中の現状が校地、運動場、校舎とも文部省基準に照らして狭小である中で、新設校を要望する本請願は、至極妥当なものであり、かつ、その仮定の受け入れ諸施設の整備完全実施を全会一致採択の上、執行機関に送付すべきものと決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

それでは引き続いて市民会館建築に関する請願。請願第五七―三六号、市民会館建築に関する請願についての審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は九月十四日の定例会におきまして本委員会に付託されたものであります。請願者は日野市豊田二―五五―一七丸山鑾溪氏ほか三名の方から市民会館建設時に二百人から三百人の小ホールの設置を望む内容でございます。本委員会では、企画財政部長ほか関係理事者の出席を求め、慎重審査の結果、二百席ないし二百五十席の小ホールは設置はできる、ただし、本館ロビーは多少小さくなるであろうとの回答でありました。そのほか、各委員の発言の中で、日野市として個性を生かしたりっぱな会館にするべきである、また中央公園西側の隣接地を駐車場として確保したらどうか等の意見の中で、採決の結果、全会一致採択と相なった次第でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　この件は一般質問その他でも論議を尽くされましたし、また私も賛成の立場ですので、確認の意味で三点だけ質問したいと思います。

第一点は、いま非常に父母の間でいろいろ疑問といいますか、いろいろな気持ちがあるようですので、杉野学園の土地の問題について確認しておきたいと思います。私も、議場では相手のあることですので、いままで名前は出さなかったんですけれども、今回資料などもいただきましたので、質問するわけですけれども、この杉野学園が、市側の説明によると、将来の話はわかりませんけど、当面ここ数年間という範囲では、独立校用地としてはだめだ、というふうに聞いているわけですけれども、そのだめだという理由が、いかにも少しは可能性があるような感じもするし、また、ないような感じもするということで、父母の方々がいろいろ疑問をお持ちじゃないかと思います。そういうことですので、だめという理由はどういう形で明確になっているのか、だめな理由ですね。これを改めて確認しておきたいと思います。

それから第二点は、しからば、その今度の請願が五十九年四月までに独立校ということですので、委員会の中で種々論議があったことと思います。その次の予定地などについての委員会としての論議の中で、かなりの可能性のあるものが出てきたのかどうか。しかし、必要性があるから請願を採択するということで、全員一致という方向なのか、その辺のかかわり合いをお聞きしておきたいと思います。

それから三点目は、さっきの補正予算で質問したかったんです。けれども、委員長の方で、請願のところでということでしたので質問いたします。三沢の、この増設その他の予算に、私ども賛成先ほどしましたので、若干、この力関係として弱い気持ちもするんですけど、しかし、委員会でも父母の意見を尊重して学区変更行うように、という意見なども出ているということで

すので、そういう立場は先ほどのように私も同感です。しかし、話し合いがもし続いたとする場合に、その三沢中が確かに狭いという問題がございますので、そのグラウンドの第二グラウンドなどをつくるような方向で、三沢中が幾らかでも、こう、過密になっていく状態の中で、父母や生徒、教職員の気持ちをやわらげるといいますか、教育効果が行き届くといいますか、そういうことがあると思います。それで第二グラウンドをつくろうというようなことについては、市の方は努力するという立場だったのか、ある程度議論に出た程度だったのか、その辺を確認しておきたいと思います。以上です。

○議長（石坂勝雄君）　文教委員長。

○文教委員長（市川資信君）　ただいまの竹ノ上議員の質問に対して、委員会で討議された範囲内のお答えをしたいと思います。

まず一点目、杉野学園の用地がだめだ、確保できない。その理由を委員会で討議したのかどうか、ということだと思うんですけれども、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）討議はいたしました。当初、教育長、庶務課長その他教育関係の理事者の出席だったんですけれども、用地確保についての経過説明があいまいで、実質的な用地交渉者の、いわゆる当担当者が出席していないということで、企画財政部長を呼びまして、杉野学園との用地交渉の経過等報告してくれ、ということを申し上げたわけです。企画財政部長は、そういった交渉はしてないということで、確たる正確な返答はもらえなかったわけでございます。

それから二点目、昭和五十九年四月までの独立校と学区域変更と諸施設の整備に関連する質問だろうと思うんですが、もし答えて違うようでしたら、また再質問お願いしたいと思うんですけれども、五十九年四月までの独立校を委員会ではどのように見通しを立てるための意見がどういうふうに闘わされたかというふうな理解でよろしいかどうか、それと学区域変更になったときの諸施設の受け入れ体制というような御質問だったと思うんですけれども、よろしいですか。（「一応答弁してください」と呼ぶ者あり）いわゆる先ほども第一問の質問にも関連するんですけれども、いわゆる、たとえば杉野学園あるいは公団の用地あるいは民間用地によって、日野市では交渉する場所が違う、企画財政部で交渉する場合もあるし、あるいは用地課あるいは土地開発公社等をもって当たる場合があるんで、一概にその企画財政部だけが全部統括して土地交渉をしているわけではない。ですから公団は公団関係の課で交渉をするんだというような企画財政部長の答弁の中で、ただ現在では、当面いわゆる万願寺区画整理事業をもって新設校を、いわゆる九中を建てるんだということの中で、その以外の新設校の用地確保ということは、現在見通しも立ってないというわけであります。それ

に従って、文教委員会では、現実の対応の中で、三中並びに三沢中学の特別教室あるいはグラウンド、プール、校舎その他を十分に受け入れ体制できるかどうか、ということを審議して、大体現在の、いわゆる来年度三中については二十九学級、三沢中が二十学級でございます。それらには対応できるというような回答はいただいております。

それからもう一つ、三点目のグラウンド拡張の件ですが、第二グラウンド云々という御質問でございますけれども、そういう審議は一向にされませんでした。ただ答弁の中で、現状のグラウンドを西側に多少延ばせる用地は、余地はあるというようなことでございます。答弁、まあ、それを広げるという意味ではなくて、広げようと思えば道路はあるけれども、道路を移設する等はかって、多少は延ばすことはできる、ただし、現状、御存じだと思うんですが、ウナギの寝床のような校庭になる、ということでございます。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　一点目の杉野学園の土地の問題です。私も一％の可能性は信じているんですが、ドレメという古い伝統のある学園でございます。そういう中で、相当そのドレメ自身の経営方針が動くときというようなときには可能性があるし、また、そういうことがここではちょっと言えませんけど、相手のあることですので、そういう意味を込めての可能性というものを信じているわけです。しかし、現状ではその交渉したか、しないかということも、いろいろ論議されたようですけれども、この杉野学園というものが、ドレスメーカー女学院というものを一つ設置してますね。それからドレスメーカー女学院通信教育、それから杉野女子大学、それから杉野女子大学短期大学部、そして杉野幼稚園、これらが学校教育法とか文部省の省令その他規則で大学の設置基準いろいろなものがあると思うんです。

私は、市の説明もいろいろ聞いてまいりました。いま委員長の報告も聞いたわけですけれども、あの杉野の幼稚園の下に新しい短期大学部を持ってくるために用地面積が必要なんだというのではなくて、いま私が幾つか言いましたけど、杉野学園が経営している、この大学とか短期大学部とか、こういうすでに設置の申請も文部省にしているその現状の杉野学園の大学の設置基準において、すでに日野市の用地が基準内に入っていて、一歩も譲れないんだということなのではないか、というふうに私は推測しているわけです。というのは大崎の方にあるドレメの用地というものが大学としては土地の規模が少ない、現在杉野の学生がこっちに来ているわけではないですけど、文部省の設置基準から、どうしても文部省の方針ですと、校地の中にグラウンドはつくるべきだということになってますし、万やむを得ない場合は離れていてもいい、ということになってますか

ら、そういうあたりを利用して、杉野さんの方が設置基準の面積を必要としているんではないかと思うわけです。その辺がはっきりすれば、父母の方のこの杉野に対する当面の可能性というものについての認識などが、明らかになるのではないかと思いますので、その辺が委員会審議の中ではっきりしたかなと思って、ちょっと確認の意味で質問したわけなんです。もし委員会でしてなければ改めて市の方の担当者にその杉野が言っている大学設置基準の面積というのは、どういうものだということが明らかになっていれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

それから二点目の件は、いろいろといま御答弁いただきましたけど、結局文教委員会としては、議会でございますから、もし杉野がだめなら次の用地ということでは、具体的にこういう展望があるからやるべし、というような一つにまとまったものというのはなかった、というふうに確認したいと思いますけれども、それでよろしいかどうかということです。

それから三点目は委員長がおっしゃるようにひょろ長い土地ですので私要望ということにしておきたいと思いますけど、やはり学区変更などが、もし話し合いついた節にどうするかということになったら、第二グラウンドというのがあの周辺の土地などで素人考えですけど、可能性があるんじゃないかということも思いますので、変形的な拡張というよりは、そういう面もぜひ検討していただきたい、というふうに気持ちを述べておきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　文教委員長。

○文教委員長（市川資信君）　また再質問で一点から三点まで竹ノ上議員から言われた（「要望……」と呼ぶ者あり）一応確認も含めて、非常に竹ノ上議員の質問は、はっきりある部分については文教委員会でも話は出ましたが、ある部分については全く出てない問題もあります。ですから、委員会で討議してないことを、ここで私は答弁するということはできませんし、また責任も持てませんので、ここで答弁できる範囲をお答えしたい、かように思います。

いわゆる交渉を杉野学園と持ったかどうか、ということと杉野学園の学校規模がいわゆる現在各種学校であるものがあの用地へ来るのか、あるいはまた違った形のものが生まれ変わって杉野学園のものが来るとか、そういう関係だろうと思うんですが、それは交渉してない、ということは先ほども私ここで申し上げましたとおり、あるいはきょう全協でもそのことははっきりと市当局から答えられているわけです。ですから、杉野学園との交渉は一切いまのところ持ってない、というのが実態でございます。それが一点目です。それ以上のことはちょっとお答えできません。

それと二点目、確認だそうですけれども、新設校は全く現在

万願寺の区画整理地域に合わせる、先ほどの答弁と同じように現在のところないということでございます。

三点目の第二グラウンドについては、当委員会では（「要望です」と呼ぶ者あり）全く話は出ておりません。

○議長（石坂勝雄君）　竹ノ上武俊君。

○二十二番（竹ノ上武俊君）　それでは長くなりますので、要望にかえましてまた別の機会にと思います。

第一点目の、この杉野学園の、私は学園としてのさまざまな文部省の基準についての設置面積というものが、私が申し上げましたように、現時点で、すでに何か将来短大をこっちに持ってくるとか何とかということじゃなく、現時点で、すでに設置基準にぴったりの面積なんではないか、と推測するわけです。もし、そういうことであるとすれば、今後三中関係者、あるいは三沢台小関係者に御説明されるときに、何かいささか余裕があるような、そういうことなどが市で説明されますと、われわれとしても、断固そこにつくれということになりますし、その辺の科学的な根拠というものを調べた上で、市民に説明していただきたいなというふうに思います。

第二点は、さらに次の独立校という点は大体わかりました。そういうことですので、あらゆる形で市議会、行政、いろいろな面で、これは努力するしかないと思いますので、そういう立場で理解したいと思います。終わります。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　過去二回、この三中の過密対策について請願が出されて、そしてなお今回またこのような同じ趣旨のものが出てきたということ、非常に責任を市側並びに教育委員会は感じていただかなければならないと思います。それで、土地の交渉のことにまた言及いたしますが、杉野学園の用地は可能性ありと市側で判断したからこそ、先ほど全協でも資料が配付されました。その可能性を信じて、土地の交渉をやられたと思うんですが、不思議なことに、私どもの、先ほど私どもに対する説明では、いつ、どこで、だれが交渉に当たったかということが、全く明らかにされていないわけです。で、そのことやはりどうしても明かせないものがあるかもわかりませんが、少なくとも、いついつ、だれが交渉したかということぐらいは、議会に当然説明があっていいと思います。私は先ほど配られた資料でもって、初めて五十五年と五十六年十二月から五十七年一月にかけてあったということを知ったわけで、市当局の方からは、何もそのような資料は聞かなかったわけですが、委員会ではどのような経過説明、交渉に関してあったのか、委員長にお聞きします。

○議長（石坂勝雄君）　文教委員長。

○文教委員長（市川資信君）　ただいまの古賀議員の質問でございますけれども、いつ、どこで、だれがそういう交

渉をしたのか、ということを委員会でどのような検討をされたか、という御質問だろうと思うんですけれども、この件につきましても、先ほどちょっと竹ノ上議員の質問ともラップするかもしれませんけれども、私どもいままで一般的には、用地交渉は企画財政部がやるんじゃないかな、とこう思っておったわけです。企画財政部長を呼んだんですが、企画財政部はやはり用地買収する場所によって担当区域がみんな違ってくるということの答弁だったわけです。ですからその点についての文教委員会での、いつ、どこで、だれがという交渉をしたか、というような点についてまでは、委員会で検討というか、討議はされておりません。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　不思議な話だと思います。一体だれが交渉したのか、それすらも明らかでないというのは、とても理解できないんです。交渉経過がまことにあいまいというか、交渉すらなかったんではないか、と判断せざるを得ないわけです。それで企画財政部長は、先ほど交渉に当たっておらないということが明らかになったんですが、全協の席では、企画財政部が用地交渉に当たったようなことを、ちょっと聞いたような気もするんです。間違いであれば訂正をしますが、用地課がやったのか、または土地開発公社いずれがやったのか、その点、委員長御存じでしたら明らかにしていただきたいと思いますが、

市側でも結構です。

○議長（石坂勝雄君）　文教委員長。

○文教委員長（市川資信君）　先ほど企画財政部が用地交渉をしてない、私はこの席で申し上げたわけですが、昭和五十三年に全協でも申し上げましたが、教育委員会から行政当局に三中の過密解消に対する新設校の要請をされた時点、いわゆる五十三年当時、接触したことがあるというようなことでございますけれども、この近年そういうものは持ってない、ということを文教委員会では答弁いただいております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　先ほど私どもに配られました父母の会の資料によりますと、何回か交渉を持たれたということがこれでわかるんですが、これは一体日野市役所のどなたが交渉に当たられたのか、まずそれを、大変基本的なことで私もこういうのを聞くのはおかしいと思うんですけど、議会では全くそれが明らかにされてないです。土地の交渉というものは、非常にメンタルなものも伴いますので、重ねて交渉していくその過程で、初めて明かりも見えてくるということがあるわけですから、まず五十五年、五十六年ですか、十二月から五十七年一月にかけてあったというこの交渉は、一体どなたがおやりになったのか、その点をお聞きします。（「本会議ではその件の返答はありましたよ、委員会は知らないけれど」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろの機会にそういう質問も出てくるわけでありますが、人の所有する、また目的を持った土地のことを、市の何といいましょうか、内意を問うてみたいというふうな、そういうことは当然現実にあるわけでありまして、そういうことによって、可能であるか不可能であるかというおのずからの判断をわれわれはするわけであります。何か市の所有する土地、あるいは市の手の届く土地、こういうことで計画立てるわけじゃありません。やっぱり瀬踏みそれから打診、そういうことをやることは、交渉という範囲にはまだ入らないと思うんです。そういう意味で、いままでお答えをしているわけでありまして、要するに結論として、期待はわれわれの考えるタイムリミットの中ではできないので、それで断念をした、このように申し上げておるわけであります。その下交渉のようなことをあんまりとやかく論議しない方が、私は私どもの責任だ、このように思っております。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　反論になりますが、交渉は当然下交渉から始まってあたりまえです。それから本交渉に移るという段階があるのはよくわかりますが、じゃあ、その下交渉というのは、どなたがおやりになったんですか、市長にちょっとお聞きします。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　では、いまの市長の答弁の補足説明をさせていただきます。（「明確に答弁して、明確に」と呼ぶ者あり）補足説明をさせていただきます。

私どもが、杉野へ行きました事実はございます。それはなぜ行ったかと申しますと、これも教育委員会ではっきりそのことは申し上げてありますけれども、あそこが開発行為で住宅が建つ、というような風評を受けたわけです。ですから、その風評の信憑性について、お尋ねに上がりました。（「それだけですか」と呼ぶ者あり）それだけです。（笑声）そういう形の中で、その話の中で、あの土地が放せるか放せないかを、手放せるかどうかをもちろん当たりました。感触を得ましたけど、売ってくれというような具体的な交渉をしたわけではございません。（「何を言ってんだ、第三中学校どうするんだよ、じゃあ」と呼ぶ者あり）一応そういうことです。（「議長、休憩だ、休憩、そんなことあるか、やり直せ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十二番（古賀俊昭君）　理解に苦しむ話だと思いますが、（「とぼけんな」と呼ぶ者あり）当然この請願、過去に二回も出ておりますし、この請願に基づいて今回さらにまた父母の方がぜひ独立校をつくってほしいということで、市民の願いは一致しているわけなんです。

そこへもってきて、交渉、土地の交渉はしてないということは、私どもに説明されたことと全く違うんです。（「おれたちは一体いままで何を聞いてたんだ、一体。何回か交渉に行っているということを聞いてんだ、市民にもそういうふうに説明してるんだよ」と呼ぶ者あり）

ちょっと、じゃあ、それからもう一点だけ、私これも理解に苦しむことがありますので聞いておきますが、杉野が可能性ありと見られたから、交渉されたんだろうと思うんです、最初申し上げました。で、杉野との関連で、東側の民地もできれば購入をして活用できれば、ということで公図をごらんになった、ということが先ほど全協でこれも私初めて聞いたんですが、当然公図とにらめっこしてても土地は入ってこないわけです。ですから杉野との交渉とあわせながら、そして民地の方もやっぱり現実性を打診していく、という姿勢があってよかったと思うんです。これは現実、実際事務所の方、民地の所有者とも交渉しておらないようですし、公図とただ向かい合わせでにらめっこしておられた、という机上だけの処理に終わっていると思うんです。この辺の交渉全くなされてないということですから、委員長をひとつ委員会におかれてこういう点、明らかにならなかったのかもわかりませんが、非常に私どもとしては、納得しがたいいまの説明でありますので、一体、三中の独立校という問題を市長、市側は、教育委員会も含めてですが、どう考えているのか、その基本姿勢からまず入っていかなくちゃならない、そこをまず正すところから出発、やり直すということを私は考えるんですが、委員長のお考えとともに市側に対して、その辺の見解、同時に求めていただきたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　文教委員長。

○文教委員長（市川資信君）　ただいま古賀議員が、杉野学園の東側隣接地等の交渉の経過が、文教委員会等で検討されたかどうか、また市側に対する質問も含まれておるだろうと思うんですが、文教委員会では、この東側の用地については議題に上がっておりません。で、そのほかの、またそれに関連することは、理事者の方から御答弁いただきたい、かように思います。（「何か、ほかに委員長」と呼ぶ者あり）

私はもう、委員長の見解等含めてということなんですが、一般質問で篤としておりますので、それは十分に市当局は耳に入っておると思いますので、この際の答弁は控えさせていただきます。（「りっぱ」「交渉経過、市側から説明してください」と呼ぶ者あり）それは議長からの指名で挙手でお願いしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　企画財政部長。

○企画財政部長（生野　清君）　さらにその補足になりますけれども、先ほど市長が、交渉というほどのという前言がありましたので、私はその線に沿って、ですから、そういう私たちが行ったことを交渉とは呼べないという市長の理解でございますから（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）その範囲内でお答えしたわけです。（「行ってやっていれば交渉になるんだよ」と呼ぶ者あり）ですから、そういう事実行為としては、杉野へ行っているわけでございます。そして、そのときに、これは個人の名前を挙げていいかどうかわかりませんが、藤林―藤本さんとおっしゃいましたか、藤森さんですか、部長クラスの人ですね、その人と企画課長と話し合いをしております。その中で（「部長は行ってない」「理事だろ」と呼ぶ者あり）それでその話をその部長とした際には、その下側のいま問題になっている場所等だったらどうでしょうか、そういう話はあったんです。しかし、しかしです、その上の副理事長の青木さんという方に会って再度あそこを開発行為をするのか、しないのか、とにかくわれわれとしては開発行為をするかしないかをまず最初に聞いたわけです、その風評がありましたので。で、開発行為をするくらいならば、こちら側の議論としては、当市に売ってもらいたいというふうに言うつもりで行ったわけですけれども、そのときに向こうが言うのには、青木さんという方は、副理事長の方は、市に対して一切土地を売る気持ちはございませんん、とびしゃり断られてしまったわけでございます。それがいままでの経過でございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　請願が出されて、採択をされて、その中に五十九年四月までの開校という父母の願いが込められているわけです。ところが、恐らく市長も一度も現地には行っておられないんじゃないかと思うんですが、その点、どうなんですか、市長にお聞きします。（「お伺い立てただけ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　古くから三沢台小学校を建設するときの候補にも―候補ですよ、あくまでわれわれのただ構想の中の一つのだめ押しの順序として、よく足を運んで、そうして地元の話もよく聞いて、地形のこともよく存じております。そうして、今回もまた中学校の場合も、もう一遍だめ押ししたという形でありますが、だめ押しした結果、無理であるという結論に達した、こういうことであります。（「市長、行かれたんですか」と呼ぶ者あり）どこにですか。（「交渉に内意の打診のときに」と呼ぶ者あり）そういう交渉の段階までというふうな、つまり、あれでしょう、（「お伺い立てただけだ」と呼ぶ者あり）意向を聞かないことには次のことができないでしょう。（「行ってない」「……さんが言ったように全然やる気がないじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私はちょっと納得できないん

ですが、幾らすばらしい品物がありましてもパンフレットで見ているだけでは絶対手に入らないんですよ。直にそこに行って交渉して、そして値段を決めて、できれば自分のものにする。物を手に入れる場合は、必ずそういった手順があるわけなんですね。内意の打診ということは、されたとは理解できますけれども、いわゆる交渉の段階までは全くいっていなかった。ですから、ＰＴＡに対する説明も、おのずから訂正をしなくちゃいけないじゃないか、と思うんです。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）交渉した結果、該当する土地はどうしても手に入りませんでした、万やむを得ない措置として、三沢中学校へ学年進行をもって学区変更する措置でがまんをしていただきたい、というのが教育委員会並びに市側のお話でありましたから、交渉をした結果、だめだったんだ、そうだったのか、という認識も父母の側にもあったでしょうし、私どももそう思っておりました。訂正されたらいかがですか。

○議長（石坂勝雄君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　理解の仕方の問題だと思うんですが、私どもは、確実性を、確実に打診する手段はとった、こういうことであります。それをもって交渉と言うならば、交渉というふうに置きかえてもよろしいと思います。私は、もっと交渉というのは、もう向こうの大体の内意を確かめることができて、そうしてその次に、場所でありますとか面積でありますとか、あるいは取得するための条件でありますとか、そういうことが交渉だろう、こういうふうに思いますので、話は十分いたしまして、そういうことでございまして、したがって、打つべき手はとにかく打って、そうして見込みなし、という結論に達した、というふうに申し上げているわけでございます。

○議長（石坂勝雄君）　古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　長々とやるつもりはありませんが、先ほど全協の席で、議長が大変貴重な御意見をお述べになりました。つまり杉野学園がこの土地を取得して、すでに二十年以上経過している。その中で、大学の設置、短大の設置ということに関して、杉野もいろいろ多角的に検討しているであろうから、場合によっては、その可能性も、いわゆる杉野学園から土地を分けていただくという可能性もあるんじゃないか、というようなお話だったと思うんです。当然そのような認識を持った上で市側は当たるべきだったと思うんですが、いまのお話では、いわゆる内意の打診という言葉を市長は使われたんですが、下交渉、つまり本格的な折衝、とにかく土地を分けていただかないと、日野市の義務教育は支障を来すんです、そのような立場での父母の意思を体しての交渉はなかった、ということがはっきりしましたので、私は非常に不満ですが、委員長におかれましても、文教委員会、ぜひ市長並びに市側の姿勢、非常に不満であります。ぜひ、この請願の趣旨が、一日も早く実

現されますように心から私切願しまして、この質問を終わります。

○議長（石坂勝雄君）　ほかに御質疑はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。

本二件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本二件について採決いたします。本二件に対する委員長報告は採択であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七―三四号、日野第三中学校の過密化緩和のため、同校の施設設備の補充、並びに昭和五十九年四月までに同校を含む新設校建設完全実施のための請願、請願第五七―三六号、市民会館建築に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五七―九号、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願、請願第五七―三三号、市区町村社協の充実強化に関する意見書採択に関する請願、請願第五七―三九号、子供広場の再整備に関する請願、請願第五七―四〇号、老人医療費無料制度に関する意見書の採択をねがう請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（一ノ瀬　隆君）　ただいま議長が読み上げました請願四件のうちまず請願五七―九号、五七―四〇号の審査報告を申し上げたいと思います。

請願五七―九号については、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対し、お年寄りの健康と医療を守る請願でありまして、請願者は全建総連、東京土建一般労働組合日野支部土方茂さんでございます。紹介議員は米沢議員、福島議員であります。

そして、五七―四〇号は老人医療費無料制度に関する意見書の採択を願う請願でありまして、老人クラブ、東部長生会の門脇善之丞さんほか十七名のものでございまして、紹介議員は中山議員、鈴木議員、名古屋議員、夏井議員、谷議員であります。

この二つの請願は、ともに老人医療費有料化に反対し、従来どおりの無料制度を存続させるために、国や都に意見書を出してくれというものであります。九号については、老人医療有料化の現状の委員の把握のための時間、福祉部社会課での調査依

頼などのため三たび継続としてきたものであります。四〇号との並行した審議の中で、国と都の現状にかかわらず、老人医療の無料制度の必要性が強調され、国や都がだめだと言うなら、日野市単独でもやるべきではないか、という強い意見も出され、この二つの請願は、全会一致採択と決しました。この採択した請願に沿って、厚生委員会の委員の提出で、意見書を提出しておりますので全会一致の採択をお願いして、この二件の審査報告といたします。

続きまして請願第五七―三三号についての審査報告を申し上げます。請願五七―三三号は、市区町村社協の充実強化に関する意見書採択に関する請願でありまして、社会福祉法人日野市社会福祉協議会代表者清水祿之助さんほか十三名のものでありまして、紹介議員は高橋議員、黒川議員、飯山議員、米沢議員、名古屋議員、小山議員であります。社会福祉協議会の拡充強化のために、法制化できるよう、国に意見書を提出してくれというものであります。審議の結果、全会一致採択と決しました。この採択した請願に基づきまして、早速意見書案を作成し、厚生委員による議員提出議案として提出いたしましたので、この意見書の採択をよろしくお願いいたします。以上が請願五七―三三号の審査報告であります。

次に請願第五七―三九号でございます。請願五七―三九号は子供広場の再整備に関する請願であります。日野市程久保六七三―六、新井桜子さんほか十三名の請願でございまして、紹介議員は滝瀬議員、飯山議員、黒川議員でございます。この請願は、程久保六七三―六――失礼しました、取り壊された中程久保の子供広場を条件も整ったので再整備をしてほしい、というのがこの請願の要旨であります。審議の結果、採択と決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本四件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は採択であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七―九号、老人医療費の有料化と所得制限の強化に反対しお年寄りの健康と医療を守る請願、請願第五七―三三号、市区町村社協の充実強化に関する意見書採択に関する請願、請願第五七―三九号、子供広場の再整備に関する請願、請願第五七―四〇号、老人医療費無料制度に関する意見書の採択をねがう請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

○議長（石坂勝雄君）　これより請願第五七―二号、日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（藤林理一郎君）　請願第五七―二号について建設委員会の審査報告を申し上げます。本請願については、日野市宮二四八番地、宮自治会、日野市史談会の代表者でもございます田中紀子さんのほか一名の署名でございます。

請願の内容につきまして説明いたします。日野市大字宮五〇番地所在別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定の変更をしていただきたく陳情いたしますという請願でございます。別府神社は、元別府宮と言われて、古くから宮自治会また地域の人たちからいろいろとこのお宮に対してなつかしい土地柄というようなことから、この請願が出たわけでございます。その社殿の地域には、樫の木また松が、その他の古い大木がたくさんあるわけでございます。そういうようなことから、このことについて、大切なお宮でございますので、できましたらあくまでも宮自治会として保存していきたい、また日野市にとっても保存していきたい、こういうような請願でございます。そこで、昭和五十七年の三月の定例市議会におきまして、建設委員会に付託されました。それによりまして、三月から六月の委員会におきまして継続審査という形で、現在まで来たわけでございます。その中で、現地調査も二回ばかりこれについてやらしていただいております。そこで、九月二十九日の委員会におきまして、理事者側から、現在のお宮の境内より、少し東側の方向に道路を譲ることを、都側と話し合いがなされ、都、市側とも了解が得た、という説明がございました。よって委員会側も、十分に審議の結果、全会一致採択と決したものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七―二号、日野市大字宮五〇番地所在、別府神社の社殿並びに境内地の現状保存のため、万願寺区画整理地区の幹線道路位置指定変更の陳情の件は、委員長報告のとおり採択

と決しました。

これより請願第五七―二六号、道路改修工事請願、請願第五七―三二号、下水道設置及び道路側溝改善に関する請願、請願第五七―四五号、生活環境整備に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長（藤林理一郎君）　建設委員会の報告を申し上げます。

請願五七―二六号でございます。この請願は道路改修工事請願でございます。本請願については、日野市下田自治会長、下田三九八番地の川久保高男様ほか五十六名の署名の請願でございます。日野市下田三一〇番地、都道百五十四号線の入り口から同地番二二七番地の市道は下田、石田地区住民の生活道路といたしまして、または第四小学校の通学道路にも指定されておる道路でございます。雨が降れば道路の形態もなくなり、水路化して、歩行不可能な通行どめとなるようなことでございます。その中で、学童も交通が厳しい都道を通る今日、子供の人命も優慮に耐えられないというような請願の内容でございますので、九月の二十九日、建設委員会で現地調査を行いました。審査の結果、全会一致採択といたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に請願五七―三二号でございます。下水道設置及び道路側溝改善に関する請願でございます。本請願については、日野市豊田三丁目の十九番地の所でございます。第二豊田荘自治会長でございます益田三世さんほか百二十一名の署名でございます。第二豊田荘地内の側溝の大部分は昭和十八年から十九年の戦争末期の労力資材の不足している当時のもので建築なさったということでございます。このために、側溝は強度の足りないいま吸い込みますの所に存在した不完全なものでした。または畑地に造成された住宅地であります。当初の勾配が保たれないままになって、雨が降ったりしますと、非常にごみが積もり、そのためにこの生活する上において、非常にこの地域の人たちが困っている、というような請願の内容でございます。そこで、私どもの委員会といたしまして現地を見ております。そこで、これでは住民に対して一日も早く生活の環境整備といたしまして、やらなきゃいかんというようなことから、この請願について、全会一致採択を見たわけでございます。

次に請願五七―四五号でございます。生活環境整備に関する請願についての建設委員会の審査報告をいたします。本請願について、日野市旭が丘四丁目の五の一三番地、鈴木千賀子様の

ほか二十一名の署名の請願でございます。請願の内容については、請願第五四―二三号で道路の下排水路等整備に関する問題として出された請願で、去る昭和五十四年の六月の二十八日に市議会の定例会において採択を見ているわけでございます。まだ未執行の要望事項とその後、経過の中で、新たな要望事項等を合わせて、改めて請願したものでございます。一、南側道路の舗装整備、二つ、カーブミラーの修繕、三、隣接する林の樹木の定期的な整枝とまた殺虫剤散布をしてもらいたい、こういうようなことでございます。四には街路灯の設置、五、消火栓、というふうな請願でございます。そこで九月の二十九日、現地調査をいたしました。審査の結果、全会一致採択といたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は採択であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって請願第五七―二六号、道路改修工事請願、請願第五七―三二号、下水道設置及び道路側溝改善に関する請願、請願第五七―四五号、生活環境整備に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第五七―六号、日野市の幼稚園教育費公私格差是正と日野市幼児教育センター設立に関する請願、請願第五七―七号、遊休農地をテニスコートとして利用することに関する請願、請願第五七―三〇号、日野市私立幼稚園児父母への補助金増額についての請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。本三件については、文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五七―八号、建材置場の公害に関する請願、請願第五七―一八号、被爆者援護法早期法制化決議に関する陳情、請願第五七―二五号、人工肛門、人工膀胱者に対する補助

金支給についての陳情、請願第五七―二八号、下田地区センター増築工事についての請願、請願第五七―二九号、婦人問題解決のための日野市行動計画策定に関する陳情、請願第五七―三五号、ゴミ収集方法の変更に関する請願、請願第五七―四一号、作業所設置に関する請願、請願第五七―四二号、子どもの遊び場の整備に関する請願、請願第五七―四三号、ダストボックス廃止によるごみ収集方法の変更計画の再検討を求める請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。本九件については、厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第五七―二四号、南平六丁目地区の下水路を暗渠とすることに関する請願、請願第五七―二七号、水害等対策に関する請願、請願第五七―三一号、私道舗装整備に関する請願、請願第五七―三七号、高幡不動駅北側地区の区画整理に対する反対請願、請願第五七―三八号、住宅環境保全に関する請願、請願第五七―四四号、下排水路整備に関する請願、請願第五七―四六号、下排水路の護岸、フタかけ工事を要望する請願、請願第五七―四七号、下排水路整備に関する請願、請願第五七―四八号、街路灯設置に関する請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。本九件については、建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六四、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六五、農林水産省跡地利用対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

農林水産省跡地利用対策特別委員長より、農林水産省跡地利用対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六六、高幡踏切対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

高幡踏切対策特別委員長より、高幡踏切対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第六七、廃棄物対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

廃棄物対策特別委員長より、廃棄物対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程六八、市民会館建設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市民会館建設対策特別委員長より、市民会館建設対策に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（石坂勝雄君）　議員提出議案第二四号、人工肛門・人工膀胱保有者に対する身体障害者福祉法適用に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　議案第二四号、人工肛門・人工膀胱保有者に対する身体障害者福祉法適用に関する意見書に関しまして、若干提案理由を述べさせていただきたいと思います。

御存じのとおり人工肛門・人工膀胱保有者と申しますのは、直腸がん、あるいは大腸がん、膀胱がん等によりまして、患部を摘出手術をすることにより、腸を直接腹部に穴をあけて、絶えず排尿、排便を余儀なくさせられている方々のことでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）この一生治癒することのない障害を背負って生きていかれる方々に対して、いまだに身体障害者の福祉法が適用されていないことに対して、強くこの適用を要望する立場から、この意見書を提案させていただきました。

（「了解」と呼ぶ者あり）

全会派の皆様の御賛同をいただいておりますので、皆様の御審議のほど、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二四号、人工肛門・人工膀胱保有者に対する身体障害者福祉法適用に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第二五号、優生保護法改正に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住芳雄君。

○二十七番（奥住芳雄君）　提案理由の説明はお手元に配布された書類の内容のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。原案反対者の発言を求めます。鈴木美奈子君。

○十三番（鈴木美奈子君）　日本共産党市議団を代表いたしまして、優生保護法改正に関する意見書に、反対の立場で意見を申し上げます。

この提案は十代の少女の人工妊娠中絶が優生保護法十四条第一項四の「経済的理由」が恣意的な堕胎を正当化する理由として乱用されているのでそれを削除するようにというものでありますけれども、これを私は調べてまいりますと、ことしの三月の十五日、国会で自民党の議員の発言があり、それをもとにしてこの提案がされているようでございます。この背景には、生長の家政治連合国会議員連盟の総会決議、憲法改悪の動きを進めている日本を守る国民会議、こうした団体が加わって、憲法改悪と優生保護法改悪をセットにして出された本当に危険な内容を持っている、こういうものでございます。

戦争中、多くの女性の方たちが産めよふやせよという、こういうことの中で若い青年が戦場に送り出されてたくさんの（発言する者多し）母親が、間引きや悲しみを味わいましたけれども、また同じようなこの道を（発言する者多し）歩ませる軍国主義復活の動きにかかわっている、本当にこれは重要な内容のものでございます。

優生保護法第十四条の四は「妊娠の継続または分娩が身体的または経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」となっています。（「それを乱用しているじゃないか、いま」と呼ぶ者あり）新しい命を、誕生を喜ぶこの夫婦は多いと思います。しかし、こういう中で、中絶をしたくてするのではなくて、やむを得ず中絶をする、いまのこの不況の中、失業者もあるでしょうし、また重税、高物価、出産費の高額など、さまざまな条件の中で、現実的には家庭の主婦が年六十万人もの中絶をするというふうに言われておりますし、また、先ほどの少女の中にも、明るい毎日があったと思うわけですけれども、なぜ、この少女たちが妊娠し中絶をするのか、その社会的な背景にも大きな責任がありますけれども、それらには何も触れていないで、ただ経済的理由だけで削除することには問題があります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）また十四条、これは医師の認定による人工妊娠中絶をうたっているのでありますが、日本医師会も、これについては反対の立場をとっているというふうに言われております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

法律を改正して、それで済むものではありません。なお一層やみの中絶がふえて、母体を破壊し、戦前は、やみの中絶によって命を失った母親もたくさんいるわけです。法律を変えるのではなくて、母体の保護や健康の保持のための指導や、母子保健法の目的が達せられるように進めることが、私は必要であるというふうに思います。今日の婦人の置かれている状況、これはもう皆様御存じのように軍事費の大増強（笑声）そして教育の切り捨て（「そうだ」と呼ぶ者あり）物価高、教育費の負担増、職場での婦人の差別、労基法の改悪、決していい状況ではないというふうに思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）さらにすべての婦人がその切実な願いである男女平等、婦人の

諸権利を守り婦人の社会的地域を高めることを望んでおります。多くの婦人は戦争を望んではおりませんし、また平和な社会で安心して子供を産み、子供たちの健やかな成長を願う、これはすべての共通の母親の願いでもあります。国連婦人の十年もあと三年余りになりました。その行動計画の中でも母性の問題に触れております。

私は、以上いろいろ述べてまいりましたが、いまのこの提案されました優性保護法改正に関する意見には反対し、討論を終わります。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　次に原案賛成者の発言を求めます。夏井明男君。（「父親を代表してがんばれ」と呼ぶ者あり）（笑声）

○十六番（夏井明男君）　私は、今回の議会で、婦人問題のことを取り上げまして質問させていただいたわけであります。

今回のこの優生保護法をめぐる問題につきましては、反対者の意見の方の個々について吟味をさせていただいたわけであります。確かに優生保護法をめぐる問題は、性風俗の問題であり、また胎児の問題ということでどのように命をとらえるかという、そういうふうに大きな問題が確かにあると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）また国家の法的な規制、なかんずく刑罰法規になじみにくいということも十分認識いたしております。ですから法的な規制のみによって、性風俗の乱れに対する対策がすべてであるというふうには私も考えておりません。究極的には市民の健全な性風俗の清澄に任すべき部分も多いことも事実であろうと思います。

この中でこの問題について逆の立場から言いますと、この優生保護法の反面として堕胎罪の構成要件が入ってくるわけでありますが、この当初の立法趣旨というのは、経済的な理由というのも非常に厳格な解釈があったわけです。しかし、現実には、この意見書にもあるように、経済的理由ということが大きく拡大されて実施されている、という部分も見逃すことはできないと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）また、ある意見としては、子供を産むか産まないかということは、御婦人の方の個人の固有の問題なのだ、という考えもありますけれども、個人のこの個々の御婦人の問題である、ということは言い切ることはできないと思うわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）なぜかといいますと、まず一つは、胎児の生命の尊厳というものが、一つにはあるわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）また、さらには、父親の主張といいますか、ものもあるわけであります。現在、この問題になっていますのは、現在の構成要件では、結果的には立法解釈と違いまして、反面には、奨励されているような文句になっているところに問題があるわけであります。したがいまして、生命の尊厳から見て、生命の軽視の風

潮に対しての一種の抑制的な効果が、この経済的な理由というものを消すことによって、持ち得るのではないかと考えているわけであります。ただし、この経済的な理由というものを、簡単に削除することによって、では、ここに、意見書にありますが、無届け、やみ手術というものが増大している、という部分があるわけでありますが、この危険性に対しては、やはり行政的な避妊の避妊具の普及であるとか、避妊の方法であるとかの行政的な周辺の整備を、十分整えることがやはり一方では大事であろう、というふうに思うわけであります。

このような周辺的な整備を踏まえて、「経済的な理由」というものの削除は、結果的には性風俗の一つの抑制になるんでないか、という意味で、私は賛成の意見を述べさせていただきました。以上です。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　次に原案反対者の発言を求めます。橋本文子君。

○一番（橋本文子君）　議案第二五号、優生保護法改正に関する意見書に対して、一言意見を申し上げたいと思います。

現在、わが国で優生保護法の改悪を進める人たちは、経済的理由で人工妊娠中絶ができることは、胎児の生命を軽視することであるとか、この風潮が十代の性非行の原因でもあるとして、その理由を述べておられるようです。しかし、彼らが本当に恐れているのは、女がその性と妊娠、出産を含めて自分のものとして目覚めていくことを憂慮しての結果だ、というふうに思えてなりません。

明治の初めから、この国の支配者たちは、いつの時代も女の性をその管理下に置きながら、女を束縛してまいりました。（「そんなことないぞ」と呼ぶ者あり）一八六八年、明治元年、近代国家として出発したばかりの明治政府は、堕胎禁止令を出しました。当時の欧米諸国に対して、負けないような国力を持つために、人口増加を図ることがとりわけ重要な課題となったわけでございます。農業や工業により、多くの人間を従事させた上、さらに兵力としての男の子が、特別に大事にされました。この堕胎禁止令は、一八八〇年に、旧刑法の堕胎罪となり、一九〇七年には、現行刑法の堕胎罪へと移行されたわけですが、この堕胎の禁止に加えて、一八九八年につくられた明治新民法とによって、天皇を中心とした国家を建設しようとたくらみ、国民の統合を図っていくわけであります。その根底を流れている考え方として、子供は家の子であり、家の労働力であると同時に、家を通じて国のものである、という思想が強くあって、子供を産む女の性も、また国の支配のもとに管理され続けたわけであります。女は富国強兵の国の政策にだまされて、それからは黙々と産まされていった、という歴史的事実がございます。（笑声）ところが、一九四〇年、太平洋戦争を目前に控えて、わが国では、当時の同盟国であったドイツのナチスの断種法に

ならい、悪質な遺伝を防止する目的で、国民優生法がつくられました。そこで国家は生まれてくる子供の質まで管理を始めたわけでございます。そして敗戦、家は焼かれ、食べる物もない日本の中で、アメリカ占領軍の兵士による混血児の問題など、社会は大混乱に陥りました。（「ばかみたい」と呼ぶ者あり）それから一九四八年、それまであった国民優生法を手直しして、母性保護の条項として、中絶の条件つき許可を新たに書き加えました。これが、いまあるところの優生保護法です。それからは、女は中絶をして社会に出ました。工場の中の単純な労働作業を担いつつ、機械の歯車になることすらいとわず、働かされ続けました。その結果、生み出された高度経済成長の波を受けて、今度は日本は豊かになった、もう女の労働力は必要はないとばかり生命の尊厳という言葉を陰れみのにして、再び女を家の中に閉じ込めようとしています。

真の意味で生命尊重を唱えたいなら、戦争に反対し（「そうだ」と呼ぶ者あり）核に反対し、放射能をまき散らす原発に反対すべきだと思います。安保のまやかしが明らかになったいま、声を大にして反安保を唱えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

中絶の許可条件の中から、「経済的理由」を削除しようとする自民党がこれまでやってきたことは、堕胎罪と優生保護法を使い分けながら、時に産ませたかと思えば、時におろさせるというような矛盾したやり方で、絶えず女たちを拘束し管理することしかありませんでした。産まない自由が奪われる一方で、産むことの自由もない、つまり中絶も出産も国家の都合がその方向を決め、個々の女の自由な選択は許されなかった、と言っても過言ではありません。女たちがいま心から求めているものは、すべての女が産みたいときに産むことのできる社会的条件であり、また産みたくないときには産まないでも済むような、社会状況をつくり出すことだと思います。

母体の健康を守るためと言いつつ、実は、女の自立を妨げていこうとする政府自民党のやり方に対して、女たちはもう黙っていないでしょう。（「そうだ」と呼ぶ者あり）堕胎罪がある限り、この法律の改悪を絶対に許すわけにはいきません。なぜなら、いまもし法律的に中絶が禁止されたとしたら、やみ中絶、子捨て、子殺しが急増することは、世界各国の歴史をみても明らかであるからです。中絶を禁止し、やみ中絶、子捨て、子殺し、自殺などの生命抹殺社会を生み出すことは、許されることではありません。

国際婦人年世界行動計画でも示されておりますように、個人及び夫婦は、子供の数及び出産間隔を、自由に責任を持って決定する権利をうたっておりますが、この権利においても、優生保護法改悪に反対の立場から一言意見を申し上げました。

多くの方々の御賛同をいただけますよう心からのお願いをいたしまして、反対意見を終わらせていただきます。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　次に原案賛成者の発言を求めます。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　意見書賛成の立場から意見を申し上げます。

人間の生命の誕生、それは感動的なものであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）母体がまだ受胎に気づかない受精三週間後で、胎児はすでに心臓の動きを始めるわけです。そして胎児は、六週間後には手足を動かし始めて、八週目には体内の器管を整えます。そして十一週になれば耳も聞こえ、そして目も見えます。その指をしゃぶりもします。こうして、胎児は産まれる日を待ち続けるわけです。現代の医学は、科学によって胎児は完全な生命だと宣言をしております。この完全な生命である胎児を、人の手で抹殺してしまう、それが人工妊娠中絶であります。

厚生省の発表した昭和五十六年の中絶件数は、約六十万、しかし、実数はその三倍、約二百万に達すると言われております。年間二百万、一日にすれば六千の胎児の生命が失われているわけです。人間の手による人間生命の抹殺は、許されるべきものではありません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）中絶は胎児ばかりでなく、母体も大きく傷つけます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）直接的には、手術中の医療事故となり、今日医療事故の大半を占めていると言われております。長期的には、流産、早産、そして不妊症となって、後遺症が残ります。心は一層傷つくのであります。子を産む母として、許されないことをしたという心の痛みとして残ります。中絶は、母にも胎児にも、そして体にも心にも悲しい傷跡を残すわけであります。

先ほど反対意見の中で、何点か述べられましたが、私もこの意見書の内容について議員の方と話しましたときに、中絶を規制すれば逆にやみ中絶がふえるのではないかという質問、疑問が出されておりました。しかし、私はこう考えます。たとえば現在覚せい剤を法によって厳しく禁止されているため、不法にやみで取引されているというのが現実であります。しかし、そういう現実があるからと言って、覚せい剤を禁止することをやめたらどうなるでありましょうか。法規制とやみ中絶の関係もこれと同じで、やみ中絶のおそれがあるからといって、中絶規制をやめよう、やめろという議論は、本末転倒の議論と私は言えないと思います。その意味で、私はやはり中絶は規制されなければならないと考えます。無論法で規制すれば、やみで中絶する人が出るかもしれません。これに対しては、そういう人が追い詰められて、やみ中絶に走らなくてもよいような施策、たとえば産まれた子供の養育施設、あるいは相談所の設置等の施策をもって対処すべきである、と考えます。ことしの三月十五日、参議院の国会審議の中で、森下厚生大臣は、優生保護法の中の

経済的理由は今日すでに存在理由を失っているので「経済的理由」を削除する方向で法改正を検討する、と明言をいたしました。そして、わが日野市では、森田市長がちょうどいまから一年前のこの議場で、私が市長に命と暮らしを守るというスローガンの、命のうちに胎児の生命は含まれるのですか、と尋ねましたら、そのとおり胎児の命も含まれます、と市長は答弁されたのであります。しかし、優生保護法という法律が、この悲しむべき中絶を許し、合法としているわけであります。この悲しみを繰り返さないためにも、私たちはいまぜひ美しい決意をするべきであると思います。（「そのとおり」「何が美しい決意だ」と呼ぶ者あり）

森田市長を心から支持し、そして信頼している共産党や革新クラブ、社会党の方が、この意見書に反対されるという理由を、私は理解できないわけであります。（「そうだ」「頭が悪いからだ」と呼ぶ者あり）この日野市議会の美しい決意に、ぜひ賛同していただきたいと思うのであります。

失われた胎児たちへの祈りを込めて、この意見書に賛成の意見を述べさせていただきました。終わります。（拍手）

○議長（石坂勝雄君）　これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり……（「議長」「ちょっと」「暴力」「議場でこんなことしていいの」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（石坂勝雄君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第二五号、優生保護法改正に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いま竹ノ上議員が不規則発言で、私の賛成意見を述べましたときに、その最中に私に対して頭が悪いという言葉で不規則発言を発せられました。ぜひ取り消しを求めたいと思いますので、議長にお願いをいたします。（「そうだ」「あたりまえだよ」「ばかにするのもいいかげんにしろ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○議長（石坂勝雄君）　続行します。

議員提出議案第二七号、老人医療無料制度の継続に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　議員提出議案第二七号、老人医療無料制度の継続に関する意見書でございます。

先ほど採択された請願に沿った意見書であります。お手元に配付された文案のとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二八号、市区町村社協の充実強化に関する意見書の件を議題といたします。

議員提出議案第二八号、市区町村社協の充実強化に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

提案者から提案理由の説明を求めます。一ノ瀬　隆君。

○十一番（一ノ瀬　隆君）　議員提出議案第二八号、市区町村社協の充実強化に関する意見書でございます。これも先ほど採決されました請願に添っての意見書でございます。文案はお手元に配付されたとおりでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石坂勝雄君）　質疑、討論を省略し直ちに採決を行います。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第二八号、老人医療無料制度の継続に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議員提出議案第二八号、市区町村社協の充実強化に関する意見書の件を議題といたします。

お諮りいたします。請願第五七―五〇号、平山中学校への夜間照明施設設置を要望する請願が提出されました。請願の要旨はお手元に配布しました印刷物のとおりです。請願第五七―五〇号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第五七―五〇号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第五七―五一号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願が提出されました。請願の要旨はお手元に配布しました印刷物のとおりです。請願第五七―五一号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第五七―四九号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第五七―五〇号、平山中学校への夜間照明施設設置を要望する請願が提出されました。請願の要旨はお手元に配布しました印刷物のとおりです。請願第五七―五〇号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第五七―五〇号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。

請願第五七―五一号、高幡地区区画整理に対する京王線高幡不動駅南側住民の反対請願が提出されました。請願の要旨はお手元に配布しました印刷物のとおりです。請願第五七―五一号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第五七―五一号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。請願第五七―五二号、ダストボックス廃止に関する請願が提出されました。これを日程に追加し議題としたいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、請願第五七―五二号、ダストボックス廃止に関する請願を日程に追加し議題とすることに決しました。

請願の要旨はお手元に配布しました印刷物のとおりです。請願第五七―五二号の常任委員会への付託は、会議規則第百十二条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第五七―五二号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石坂勝雄君）　御異議ないものと認め、閉会中の継続審査に付することに決しました。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭）　先ほどの不規則発言について確認をしますが、議長の方で取り消しをしていただきたいわけです、取り消しを求めて私は謝罪とか、そこまで言うつもりはありませんが、確認をしたいと思いますので、お願いします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　議長は多少神経を過敏に動かしていなかったせいか、つまびらかに、速記には入っているかどうか知りませんが、確認ができなかったということで、今後のことを考えまして、みだりな発言等は厳に慎んでいただきたいということで、この件を何というか、議長としては取り計らいたい、こう思いますが。（「異議なし」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　私も議論中に、時としては相手の方に不愉快な思いを抱かせるような発言をするかもわかりません。しかし、それはおのずから限度があるわけで、特に（「飲んべえとか気違いとかと言うのはよくない」と呼ぶ者あり）人の人格を傷つけるような頭が悪いというのは、明らかに（「とんでもないよ」と呼ぶ者あり）度を越してますし、本来であれば謝罪を求めてもいい内容かもわからないと思うんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）議長におかれてはいま聞こえなかったということをおっしゃったんですが、多くの議員の方が現に聞いておられますので（「そのとおり」と呼ぶ者あり）もう少しはっきりした態度を表明していただきたいと思います。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　今後は議長も細心な注意を払いまして、発言者の意に沿うように細心の注意を払って、先ほど申し上げましたように、議場内では静粛にして、議員の品位を傷つけるようなやじとか、そういうことをされないように、強く要望いたします。古賀俊昭君。

○十八番（古賀俊昭君）　いまの要望は、竹ノ上武俊議員に対する要望ですか。（「全体だ」と呼ぶ者あり）

○議長（石坂勝雄君）　その点はいわゆる良識に、良識ある議員にまちます。（「了解」「頭が悪いなんていうことは全く悪い言葉だぞ」「市民の代表だよ」と呼ぶ者あり）その他発言する者多し）

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって昭和五十七年第三回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後九時十三分閉会

右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十七年十月　日

日野市議会議長　石坂勝雄

日野市議会副議長　大柄保雄

署名議員　高橋徳次

署名議員　簇野行雄

1406731

日野市立図書館
☎81－7354
14 06731